

**先住民生存捕鯨再考**  
**—国際捕鯨委員会における議論と**  
**ベクウェイ島の事例を中心に—**

**濱 口 尚**

(2013年6月)

先住民生存捕鯨再考－国際捕鯨委員会における議論とベクウェイ島の事例を中心に－  
目次

序章 先住民生存捕鯨研究への視座	1
0.1. はじめに	1
0.1.1. 本研究の目的と構成	6
0.1.2. 本研究の意義	7
0.1.3. 調査について	8
0.1.4. 用いた資料	8
0.2. 用語の問題－「原住民生存捕鯨」か？ それとも「先住民生存捕鯨」か？－	8
0.3. 先住民生存捕鯨に関する先行研究	9
0.3.1. 日本人研究者による先住民生存捕鯨研究	9
0.3.1.1. 理論研究	10
0.3.1.2. 地域研究	12
0.3.1.3. その他の研究	15
0.3.2. 外国人研究者による先住民生存捕鯨研究	16
0.3.3. 小括	22
注	24
第1章 先住民生存捕鯨の史的考察－国際捕鯨委員会の議論より－	27
1.1. 先住民生存捕鯨前史	27
1.1.1. 『捕鯨取締条約』（1931年）	28
1.1.2. 『国際捕鯨取締協定』（1937年）および同議定書（1938年、1945年）	30
1.1.3. 小括	31

1.2. 『国際捕鯨取締条約』（1946 年）における先住民生存捕鯨の変遷	-----	32
1.2.1. 総括的議論	-----	32
1.2.2. 個別的議論	-----	90
1.2.2.1. デンマーク領グリーンランド	-----	90
1.2.2.2. ロシア連邦チュコト自治管区	-----	143
1.2.2.3. 米国アラスカ州	-----	173
1.2.2.4. セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島	-----	203
1.2.2.5. 米国ワシントン州、マカー	-----	224
1.3. 全体の小括	-----	234
注	-----	236
<b>第2章 カリブ海、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島における先住民生存捕鯨</b>	-----	<b>240</b>
2.1. 捕鯨の歴史	-----	242
2.1.1. ベクウェイ島を取り巻く社会状況と捕鯨の概要	-----	242
2.1.2. 捕鯨一族オリヴィエール家	-----	245
2.2. 捕鯨の現況	-----	249
2.2.1. 概要	-----	249
2.2.2. 捕鯨ボートと捕鯨道具	-----	250
2.2.3. 捕鯨従事者の仕事と役割	-----	253
2.2.4. 鯨産物の分配法－シェアー・システム－	-----	257
2.2.5. 捕鯨事業の過渡期－2000 年から 2002 年までの出来事－	-----	261
2.2.6. VHF 無線から携帯電話へ－探鯨者から鯨捕りへの連絡方法の変遷－	-----	262
2.2.7. 鯨体処理施設の移設－プティ・ネイヴィス島からサンプル・ケイへ－	-----	263
2.3. ベクウェイ島の捕鯨をめぐる国際関係	-----	271

2.3.1. ベクウェイ島の捕鯨と先住民生存捕鯨	-----	272
2.3.2. 国際捕鯨委員会第 51 回年次会議 (1999 年)	-----	274
2.3.3. 国際捕鯨委員会第 54 回年次会議 (2002 年)	-----	276
2.3.4. 先住民生存捕鯨規則 2003	-----	279
2.4. 捕鯨文化と観光開発	-----	286
2.4.1. 植民地から観光地へ	-----	286
2.4.2. ベクウェイ島における捕鯨と観光の関係	-----	287
2.4.3. 捕鯨と観光へのまなざし	-----	289
2.4.4. ベクウェイ島におけるエコツーリズムの是非	-----	295
2.5. 小括	-----	296
注	-----	298
<b>第 3 章 民族誌からみた先住民生存捕鯨の多様性</b>	-----	<b>305</b>
3.1. 米国アラスカ州の捕鯨文化	-----	306
3.1.1. ホッキョククジラ捕鯨	-----	306
3.1.2. コククジラ捕鯨	-----	310
3.1.3. 環境保護運動とコククジラ	-----	313
3.2. 米国ワシントン州、マカーの捕鯨文化	-----	315
3.2.1. マカー捕鯨の歴史	-----	315
3.2.2. マカー捕鯨の現状	-----	321
3.2.3. マカー捕鯨の課題	-----	326
3.3. ロシア連邦チュコト自治管区の捕鯨文化	-----	333
3.3.1. 国営「先住民」捕鯨	-----	333
3.3.2. 先住民捕鯨の復活	-----	335

3.3.3. 先住民生存捕鯨の実相	-----	337
3.4. デンマーク領グリーンランドの捕鯨文化	-----	339
3.4.1. グリーンランド捕鯨史	-----	340
3.4.2. グリーンランド捕鯨の現況	-----	341
3.4.3. グリーンランドの鯨食文化	-----	344
3.5. 小括	-----	345
注	-----	347
<b>終章 先住民生存捕鯨の将来</b>	-----	354
4.1. 議論の総括	-----	354
4.2. 国際捕鯨委員会と先住民生存捕鯨の将来	-----	357
4.3. 結語	-----	361
注	-----	363
文献	-----	365

## 図一覧

図 0-1	先住民生存捕鯨－2010 年－	4
図 2-1	ベクウェイ島周辺図	241
図 2-2	オリヴィエール一族系図	245
図 2-3	アスニール・オリヴィエール絵（写真）葉書	246

## 表一覧

表 0-1A	先住民生存捕鯨－2010 年－	5
表 0-1B	先住民生存捕鯨－2010 年－	5
表 1-1	グリーンランド・ミンククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧	140
表 1-2	グリーンランド・ナガスクジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧	141
表 1-3	グリーンランド・ザトウクジラ捕鯨／ホッキョククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連 事項一覧	142
表 1-4	チュコト地域・コククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧	172
表 1-5	アラスカ州・ホッキョククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧	202
表 1-6	ベクウェイ島・ザトウクジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧	223
表 1-7	マカー・コククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧	233
表 2-1	ザトウクジラ捕殺数および稼動捕鯨ボート数－1991～2010 年－	249
表 2-2	ザトウクジラ捕殺詳細記録－1991～2010 年－	280
表 2-3	セント・ヴィンセント国訪問宿泊者国籍別一覧－1994 年－	288
表 2-4	セント・ヴィンセント国バナナ産業・観光産業統計－1990～1993 年－	294

## 写真一覧

写真 2-1	捕鯨ボート「ホワイ・アスク」と「レスキュー」（2001 年）	250
写真 2-2	ショルダーガン（1994 年）	251
写真 2-3	ダーティンクガン（1997 年）	251
写真 2-4	ボンブランズ（1998 年）	251
写真 2-5	捕鯨ボート「レスキュー」の乗組員 6 人（1997 年）	254
写真 2-6	解体中のザトウクジラ（1998 年）	257
写真 2-7	切断された鯨肉と脂皮（1998 年）	257

写真 2-8	スクリムショウ細工製品（1991 年）	-----	259
写真 2-9	旧鯨体処理施設ープティ・ネイヴィス島ー（1991 年）	-----	264
写真 2-10	サンプル・ケイ（2003 年）	-----	264
写真 2-11	解体残滓物貯蔵プール（2003 年）	-----	265
写真 2-12	完成した新鯨体処理施設ーサンプル・ケイー（2006 年）	-----	269
写真 2-13	外国人が所有するベクウェイ島のホテル（1991 年）	-----	286
写真 2-14	ベクウェイ空港ターミナルビル（1993 年）	-----	287

## 序章 先住民生存捕鯨研究への視座

### 0.1. はじめに

「先住民生存捕鯨」(Aboriginal Subsistence Whaling)とはどういう形態の捕鯨なのであるだろうか。「辺境の地に住む先住民が自らの生活のために命を賭けて鯨を捕っている」。このイメージは誤りではないが、それが全てというわけでもない。世界には動力船に乗り、捕鯨砲を用いて鯨を捕殺、その鯨産物を現金販売している先住民も存在し、彼らの捕鯨が先住民生存捕鯨として国際的に承認されている事例も存在するのである。

以下、考察の指針として先住民生存捕鯨が規定されている『国際捕鯨取締条約』附表第13項(b) (国際捕鯨委員会第62回年次会議終了時、2010年)を冒頭に掲げておく。

#### 附表 第13項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

- (1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。
  - (i) 2008年、2009年、2010年、2011年、2012年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は280頭を超えてはならず、これらの各年において銛打ち数は67頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても15頭を超えない未使用分の銛打ち数は(2003年から2007年までの捕殺枠からの未使用分の銛打ち数15頭分を含めて)次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。
  - (ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。
- (2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。
  - (i) 2008年、2009年、2010年、2011年、2012年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は620頭を超えてはならない。但し、2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても140頭を超えてはならない。
  - (ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。
- (3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンラン



ド資源ナガスクジラ、西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラ、および西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により銛打ちされる西グリーンランド資源ナガスクジラの数 は 2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 16 頭を超えてはならない。

(ii) 本規定により銛打ちされる中央資源ミンククジラの数 は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 12 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 3 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数については、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 178 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 5 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(iv) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるホッキョククジラの数 は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 2 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 5 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(v) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるザトウクジラの数 は 2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 9 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 5 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(4) 2008 年から 2012 年までの漁期中、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民により捕殺されるザトウクジラの数 は 20 頭を超えてはならない。その鯨肉および鯨産物はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においてもっぱら地域的消費のために用いられなければならない (IWC 2011c: 156-157)。

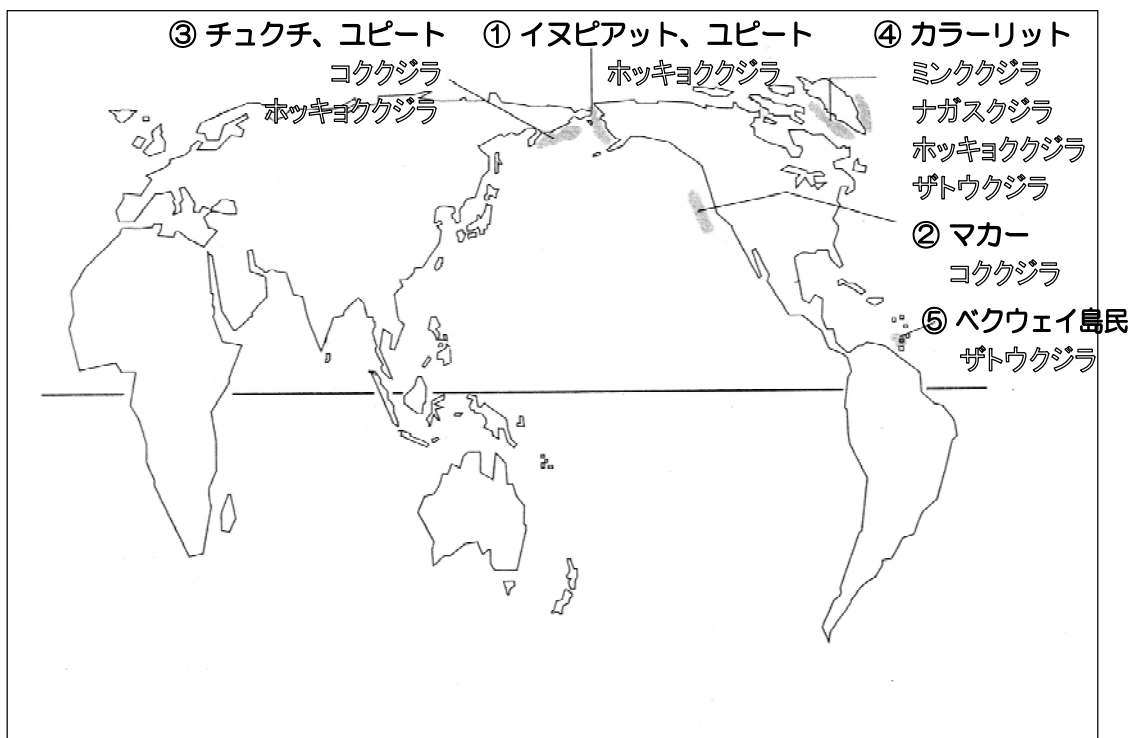
なお、上記(3)(i)については、「2010年6月、モロッコ、アガディールにおいて開催された国際捕鯨委員会第62回年次会議において、デンマークおよびグリーンランドは西グリーンランド資源ナガスクジラの銜打ち数を2010年、2011年、2012年の各年において16頭から10頭に自主的に削減することに合意した」(IWC 2011c: 154 Table 1)とする脚注が付記されている。

この附表第13項(b)を『国際捕鯨委員会報告書』および各地域の民族誌を参考にしながら、「国／地域／民族集団」と「鯨」との関係から整理しなおし、地図上に表したものが「図0-1」、一覧表にしたものが「表0-1A」「表0-1B」<sup>1)</sup>である。『国際捕鯨取締条約』附表においては、先住民生存捕鯨は国、地域や民族集団に基づいて管理されておらず、鯨種あるいは系群に基づいて管理されている。冒頭に掲げた附表に従えば、次のとおりである。

- (1) ベーリング海ーチュクチ海ーボーフォート海資源（系群）ホッキョククジラ
- (2) 北太平洋東資源（系群）コククジラ
- (3) 西グリーンランド資源（系群）および中央資源（系群）ミンククジラ、西グリーンランド資源（系群）ナガスクジラ、西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラ、西グリーンランド索餌集団ザトウクジラ
- (4) セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民により捕殺されるザトウクジラ (IWC 2011c: 156-157)

鯨類資源の利用と管理を目的とする条約の主旨からすれば、鯨種あるいは系群に基づいて（すなわち、鯨そのものが中心となって）、議論がなされるのが当然なのかもしれない。しかしながら、文化人類学を専攻する筆者の視点は「鯨」そのものではなく「人と鯨との関係」にある。それゆえ、筆者は上記(1)～(4)を「国／地域／民族集団」に基づいて、すなわち①米国アラスカ州の先住民（イヌピアット、ユピート）による捕鯨、②米国ワシントン州の先住民マカーによる捕鯨、③ロシア連邦チュコト自治管区の先住民（チュクチ、ユピート）による捕鯨、④デンマーク領グリーンランドの先住民（カラーリット）による捕鯨、⑤セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による捕鯨、に整理しなおして考察する。

図0-1 先住民生存捕鯨—2010年—



(出典：小松(2001:108)を改変して作成)

表 0-1A 先住民生存捕鯨－2010 年－

国／地域／民族集団	捕鯨主体	鯨種	推計生息数	年間捕殺枠	捕殺数
① 米国／アラスカ州 イヌピアット ユピート	先住民	ホッキョククジラ	11,800頭 (2004年)	51頭	陸揚げ 45頭 亡失 26頭
② 米国 ワシントン州 マカー	先住民	コククジラ	20,110頭 (2007年)	4頭	(中断中)
③ ロシア連邦 チュコト自治管区 チュクチ、ユピート	先住民	コククジラ	20,110頭 (2007年)	120頭	陸揚げ 118頭 亡失 ゼロ
		ホッキョククジラ	11,800頭 (2004年)	5頭	陸揚げ 2頭
④ デンマーク グリーンランド カラーリット	先住民	ナガスクジラ	4,700頭 (2007年)	10頭	陸揚げ 4頭 亡失 1頭
		ミンククジラ	西: 10,800頭 (2005年)	178頭	陸揚げ 179頭 亡失 7頭
			東: 不明	12頭	陸揚げ 9頭
		ホッキョククジラ	6,300頭 (2008年)	2頭	陸揚げ 3頭
ザトウクジラ	3,040頭 (2007年)	9頭	陸揚げ 9頭		
⑤ セント・ヴィンセントおよび グレナディーン諸島国 ベクウエイ島民	非先住民	ザトウクジラ	10,750頭 (1992年)	4頭	陸揚げ 3頭

表 0-1B 先住民生存捕鯨－2010 年－

国／地域／民族集団	捕鯨用ボート 船の材質	動力	捕殺道具	鯨産物 利用法	鯨産物 流通域	鯨産物の意義
① 米国／アラスカ州 イヌピアット ユピート	獣皮製 木製 アルミ製	手漕ぎ 船外機	手投げ鉞 ショルダーガン ダーティングガン	分配	地域内	食料 文化的意義
② 米国 ワシントン州 マカー	木製	手漕ぎ	手投げ鉞 ライフル銃	分配	地域内	文化的意義
③ ロシア連邦 チュコト自治管区 チュクチ、ユピート	木製 FRP製	船外機	手投げ鉞 ライフル銃 ダーティングガン	分配 現金販売	地域内	食料 現金収入源 文化的意義
④ デンマーク グリーンランド カラーリット	鋼鉄製 FRP製	エンジン 船外機	捕鯨砲 ライフル銃 手投げ鉞	分配 現金販売	地域内 島内 自治領外	食料 現金収入源 文化的意義
⑤ セント・ヴィンセントおよび グレナディーン諸島国 ベクウエイ島民	木製	手漕ぎ 帆	手投げ鉞、ヤス ショルダーガン ダーティングガン	分配 現金販売	島内 近隣島嶼部	食料 現金収入源 文化的意義

(出典：注 1)

諸民族集団に多様な文化が存在するように、多様な先住民生存捕鯨も存在している。表 0-1B の捕鯨用ボート・船の材質、その動力源、捕殺道具、鯨産物の利用法、鯨産物の流通域、鯨産物の意義などを一瞥すれば、先住民生存捕鯨の幅広さ、多様性を認識することができるはずである。先住民生存捕鯨とは多義的なカテゴリーなのである。

### 0.1.1. 本研究の目的と構成

本研究は『国際捕鯨取締条約』および国際捕鯨委員会において先住民生存捕鯨が確立されてきた歴史的過程を整理・検討した上で、現在の先住民生存捕鯨が持つ問題点および課題を分析・考察することを主たる目的とする。この目的を達成するために、次の手順で考察を進めていく。

序章においては本研究の全体像と概要を提示し、あわせて先行研究を考察する。

第 1 章ではまず『国際捕鯨取締条約』の母体となった二つの条約と協定を取り上げ、当該条約・協定における先住民生存捕鯨関連条項を鳥瞰する。次に『国際捕鯨取締条約』の本文および附表を考察対象とし、先住民生存捕鯨に関わる附表の修正およびそれに関連する国際捕鯨委員会年次会議における議論を第 1 回年次会議（1949 年）から第 62 回年次会議（2010 年）まで編年的にみていく。その手法として、総括的議論においては先住民生存捕鯨の全体的な枠組みの変遷を大きく掴み、一方個別的議論においては先住民生存捕鯨を実施している地域（民族集団）ごとに先住民生存捕鯨に関わる附表の変遷を再度考察する。

第 2 章においては筆者の現地調査に基づきベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関わる諸事象について報告、分析、考察を進めていく。まずベクウェイ島の捕鯨の歴史を略述した上で、捕鯨活動の現状を詳述する。次に国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨としてのベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨をめぐる議論を取り上げ、特に筆者が出席した第 51 回年次会議（1999 年）および第 54 回年次会議（2002 年）におけるベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨にかかる諸議論について舞台裏を含めて詳細に報告、分析する。加えてベクウェイ島における捕鯨文化と観光開発の関係を取り上げ、生業としての捕鯨が根づいている地域においてはあえてエコツーリズムなどを標榜する必要性はないことを明確にする。

第 3 章では先住民生存捕鯨が実施されているベクウェイ島以外の 3 か国 4 地域、すなわち米国アラスカ州（イヌピアット、ユピート）およびワシントン州（マカー）、ロシア連邦チュコト自治管区（チュクチ、ユピート）、デンマーク領グリーンランド（カラーリット）

を取り上げ、その先住民生存捕鯨について主として民族誌（史）に基づき検討する。まず米国アラスカ州に居住するイヌピアットとユピートにおけるホッキョククジラ捕鯨の持つ意義を特に鯨産物の慣習的分配法に焦点をあて考察する。次に1999年に70数年ぶりにコククジラ1頭を捕殺するも国内法の規定により裁判所から捕鯨の一時差し止めを命じられ、捕鯨の再々開に向けて苦闘している米国ワシントン州に居住するマカーの捕鯨問題を詳細に検討する。さらにロシア連邦チュコト自治管区に居住するチュクチ、ユピートのコククジラ捕鯨、ホッキョククジラ捕鯨について、特に日本人研究者の現地調査報告に基づき、その実相に迫っていく。加えて反捕鯨を域内の共通理念とする欧州連合（EU）との複雑な国際関係の下、捕鯨文化の継承により独自性を維持してきたデンマーク領グリーンランドに居住するカラーリットの捕鯨の歴史と現況、鯨食文化を概観する。

終章においては本研究を総括した上で、『国際捕鯨取締条約』および国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨の取り扱いの将来を展望する。

#### 0.1.2. 本研究の意義

本研究の意義として、まず国際捕鯨委員会第1回年次会議（1949年）から第62回年次会議（2010年）までの62年間に及ぶ議論から先住民生存捕鯨に関わる附表の修正部分を抽出、それらを「国／地域／民族集団」に基づいて整理し、綿密に分析、考察したことを強調しておく。この部分は先住民生存捕鯨についての考え方の歴史的変遷を総括した学術的に十分利用価値のある資料となっている。

次に現地調査に基づき、ベクウェイ島における先住民生存捕鯨の実態を明らかにしたことである。先住民生存捕鯨については「先住民」「生存」という名称が喚起するイメージのために、一般的にはその実態について（意図的であれ、無意識的であれ）画一的に狭く理解しようとする傾向が見受けられる。狭く理解すればするほど、捕鯨を制限できるからである。これに対して、本研究はベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨を分析、考察することにより、多義的で幅広い先住民生存捕鯨の一例を提示することができたと確信している。その事実はベクウェイ島における捕鯨文化の擁護継承に役立つはずである。

またベクウェイ島の先住民生存捕鯨が議論された国際捕鯨委員会年次会議に出席し、その会議を表と裏から観察、分析することにより、先住民生存捕鯨がいかに関政治的に決定されるのかについても明らかにした。本件は捕鯨の持つ政治性を知る上で、重要な部分となっている。

### 0.1.3. 調査について

ベクウェイ島を中心とするカリブ海地域における現地調査は1991年2月、1993年3月、1994年4～5月、1997年3月、1998年2～3月、1999年5月、2000年8月、2001年3月、2003年8月、2005年3月、2009年2月に計107日間実施した。本調査に基づく報告は次のとおりである（浜口 1995; 1996; 1998; 2001; 2002a; 2002b; 2003; 2004; 2006; 2011; 2012a; 2012b; Hamaguchi 1997; 2001; 2005）。

また、国際捕鯨委員会第51回年次会議（1999年5月、グレナダ、セント・ジョージズ）と第54回年次会議（2002年5月、山口県下関市）に参加し、舞台裏での非公式会合（議事録には記録されていないもの）を含めて各種の情報を収集した。一次情報を入手したという意味ではこれも一つの現地調査であった。

筆者は今日まで捕鯨文化の擁護継承をめざす立場から捕鯨民社会の比較研究に従事してきた。本研究においてもその一環として先住民生存捕鯨を取り上げている。異文化理解を究極の目的とする文化人類学を専攻する者として、現実に鯨を捕って生活している人々が存在している以上、反捕鯨に与することは自己の学問的立場を否定することである。筆者としては現地調査を踏まえた上で捕鯨民社会の真実の姿を語り、学問的に分析考察していくことが捕鯨文化の擁護継承に通じると考えている。

### 0.1.4. 用いた資料

国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨にかかる議論の分析には第1回年次会議（1949年）から第62回年次会議（2010年）までの全ての『国際捕鯨委員会報告書』<sup>2)</sup>を用いた（文献リストにおけるIWC 1950からIWC 2011cまで）。

ベクウェイ島に関する資料は基本的には2009年2月の調査までに筆者自身により入手したものを用了。2010年以降の情報についてはEメール等により現地から送付してもらったものを用了。

その他の文献資料は2012年時点で入手しえたものを用了。

## 0.2. 用語の問題－「原住民生存捕鯨」か？ それとも「先住民生存捕鯨」か？－

本研究においては、“aborigine(s) / aboriginal”、“indigene(s) / indigenous”、“native”各語の訳語を、特に訳し分けが必要な場合を除いて、「先住民(の)」で統一する。従って、

“aboriginal subsistence whaling”であれ、“indigenous subsistence whaling”であれ、原語の表記にかかわらず、原則的に「先住民生存捕鯨」を用いる。

本稿の中心課題は「先住民による捕鯨」であって、「先住民」問題ではないので、「原住民」「先住民」の訳語の問題に深入りしない。

国際捕鯨委員会における実際の用語の使用例については次のとおりである。第1回年次会議（1949年、英国、ロンドン）から第62回年次会議（2010年、モロッコ、アガディール）までの『国際捕鯨委員会報告書』に含まれている「議長報告」<sup>3)</sup>の本文（表題は除く）において、各語の出現頻度を計数してみたところ、1) “aborigine(s) / aboriginal”、2) “indigene(s) / indigenous”、3) “native” は合計 396 回出現し、うち 1) “aborigine(s) / aboriginal”は 360 回（91%）、2) “indigene(s) / indigenous”は 25 回（6%）、3) “native”は 11 回（3%）であった。1)の“aborigine(s) / aboriginal”が圧倒的に多い。

しかしながら、国際捕鯨委員会における議論の膠着状態を打開するために第62回年次会議に提出された議長、副議長による「鯨類保護改善のための総意による合意決定提案」には、「今後、“indigenous subsistence whaling”が“aboriginal subsistence whaling”に代わって用いられる。両用語とも同じ意味を持つものとする」（IWC 2011b: 62）との提案も含まれていた。総意による一括合意が成立しなかったため、先住民生存捕鯨の正式名称としては当面“aboriginal subsistence whaling”が継続されると思われるが、国際捕鯨委員会の議論においては“indigenous subsistence whaling”が用いられる流れになってきている。実際、第62回年次会議だけに限定すれば、「議長報告」における各語の出現頻度は、“aboriginal”と“indigenous”が8回ずつで等数となっている。

この背景には 2007 年の国際連合における「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）<sup>4)</sup>の採択があったと考えられる。同宣言においては、「先住民（族）」を表す用語としてもっぱら“indigenous peoples”が用いられている。その前文および 46 条からなる本文において“indigenous”が 111 回用いられているのに対して、“aboriginal”と“native”はいずれも全く用いられていなかった。世界における国際連合の役割の考えたならば、この事実の持つ影響力は大きい。

これらの事実を踏まえた上で、本稿においては「先住民生存捕鯨」を用いる。

### 0.3. 先住民生存捕鯨に関する先行研究

#### 0.3.1. 日本人研究者による先住民生存捕鯨研究



### 0.3.1.1. 理論研究

筆者の知りうる限り、日本において最初に先住民生存捕鯨について論じたのは長崎福三である（長崎は後に財団法人日本鯨類研究所の理事長を務めることになる）。長崎は『捕鯨取締条約』（1931年）から国際捕鯨委員会第35回年次会議（1983年）までにおける「原住民捕鯨」（長崎自身による用語）にかかる主要議論を検討した上で、誰もが納得する原住民捕鯨の定義は困難であり、捕鯨を「商業捕鯨」と「原住民捕鯨」に二分することにも多くの問題が含まれているとしている（長崎 1984: 111-116）。1984年という早い時期にこれらことを指摘していた事実は長崎の研究者としての造詣の深さを物語るものである<sup>5)</sup>。

秋道智彌は「クジラとヒトの多様な関係性」（秋道 1994: iii）を追い求めて、諸民族社会におけるクジラ文化を考察している。先住民生存捕鯨に関連するものとしてチュクチの過去および現在の捕鯨文化、マカーの過去の捕鯨文化を取り上げている（秋道 1994: 149-153, 165-168）。特にマカー捕鯨に関して「マカーの人びとの暮らしにとってクジラがたいへん重要な意義をもつものであると結論づけることができる」（秋道 1994: 168）とする指摘がマカーによる捕鯨再開運動の開始以前の1994年になされていたという事実は<sup>6)</sup>、秋道の慧眼を示す一例であろう。

また秋道は捕鯨を「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」に二分することの欺瞞性を指摘し、鯨産物を「小商品」（プティ・コモディティ）とみなすことにより、アラスカ・エスキモーなど先住民における鯨産物の流通の実態をより正しく理解できるとしている（秋道 2009: 131-134）。

高橋順一は国際捕鯨委員会第19回年次会議（1967年）から第39回年次会議（1987年）までの「議長報告」を分析することにより、「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」は本質的に科学的なカテゴリーではなく、会議公用語としての英語および英語文化圏が持つ道徳的カテゴリーであることを明らかにした（Takahashi 1998: 251）。英語を話す植民者による生活破壊の犠牲者となった先住民への贖罪のため、先住民による捕鯨が特別扱いされたのである。高橋によれば先住民生存捕鯨の理想の原型として用いられたのがアラスカのホッキョククジラ捕鯨であり、アラスカ・エスキモーが究極の先住民生存捕鯨民となり、彼らを基準として他の捕鯨民が判断されたのである（Takahashi 1998: 244）。当然のことではあるが、理想像は純粹でなければならず、汚れはあってはいけない。その結果、アラスカ・エスキモーのホッキョククジラ捕鯨から現金を伴う鯨産物の流通は可能な限り取り除かれるのである。1987年までに承認され、実施されていた他の先住民生存捕鯨（デンマーク領グリーン

ンランドにおける捕鯨とソ連邦チュコト地域における捕鯨) 7は、理想像の周辺部に置かれた付け足しなのである。従って、「三つの先住民捕鯨全てに同等に当てはまるであろう明確で科学的に客観的な先住民生存捕鯨の定義は可能ではない」(Takahashi 1998: 244) のが当然なのである。

岩崎まさみは国際捕鯨委員会における議論の分析と文献調査に基づいて先住民生存捕鯨に関する一連の論考を発表している。岩崎は独自の視点から“Aboriginal Subsistence Whaling”を「先住民生存捕鯨」と訳する従来の傾向に一線を画し、「先住民・生業捕鯨」(岩崎 2001: 11) なる訳語を継続して用いている。確かに「生業」のほうがより先住民捕鯨の実態を反映しているのかもしれない。この用語の問題を追究するためには“subsistence”概念の精緻化が必要であり、本件については筆者の力量を超えるのでここでは深入りはしない。

岩崎は国際捕鯨委員会第 38 回年次会議(1986 年) から第 44 回年次会議(1993 年) までにおいて日本国政府により同委員会に提出された文書を分析し、日本国政府は当初先住民生存捕鯨の枠内において小型沿岸捕鯨の再開をめざしていたが、後に小型沿岸捕鯨は「商業捕鯨」でも「先住民生存捕鯨」でもない第 3 のカテゴリーとして位置づけられ、その新カテゴリーの下で小型沿岸捕鯨の再開をめざす方針に政策転換したことを明らかにしている(岩崎 2005: 64-95)。この日本国政府の政策転換の主たる根拠となったのが、秋道、高橋、岩崎らが参加した国際会議<sup>8)</sup>の報告書『くじらの文化人類学—日本の小型沿岸捕鯨—』(Akimichi et al. 1988; フリーマン 1989) であった。本報告書については次項において取り上げる(0.3.2.参照)。

さらに岩崎はグリーンランドの先住民生存捕鯨における商業性の問題(岩崎 2010: 28-29; 2011: 213-214) や先住民生存捕鯨としてのマカー捕鯨再開にかかる問題(岩崎 2011: 214-216) を考察し、特に前者については反捕鯨国が先住民による捕鯨の継続を阻止するために商業性の問題を繰り返し持ち出していると指摘している(岩崎 2010: 28-29)。

大曲佳世は「政治的資源としての鯨」という視点から反捕鯨国および反捕鯨団体の行動を分析している。鯨類保護を主張することにより、反捕鯨国政府は他のより大きな環境問題から国民の目をそらすことができ、また反捕鯨団体は大衆から活動資金を集めることができる(大曲 2002: 246-250; 2003: 435-438; Ohmagari 2005: 159-162)。反捕鯨国、反捕鯨団体の双方にとって鯨は利用価値が非常に高い政治的資源となっているのである。

大曲は直接、先住民生存捕鯨を取り扱ったわけではないが、鯨を政治的資源とした彼女

の分析は、反捕鯨国が鯨類資源の健全性の評価に関わらず（すなわち資源量が豊富であろうが、なかろうが）、ある捕鯨については「商業捕鯨」として反対し、ある捕鯨については「先住民生存捕鯨」として容認するという非一貫性の理解に役立つのである。

#### 0.3.1.2. 地域研究

先住民生存捕鯨が実施されている4か国5地域（民族集団）のうち（図0-1、表0-1A、表0-1B参照）、2012年時点において日本人による現地調査に基づく研究が発表されているのは、米国アラスカ州に居住する先住民（イヌピアット）によるホッキョククジラ捕鯨、ロシア連邦チュコト自治管区に居住する先住民（チュクチ）によるコククジラ捕鯨、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民によるザトウクジラ捕鯨だけであり、米国ワシントン州に居住する先住民（マカー）によるコククジラ捕鯨とデンマーク領グリーンランドに居住する先住民（カラーリット）によるナガスクジラ・ミンククジラ・ホッキョククジラ・ザトウクジラ捕鯨については現地調査に基づく研究は発表されていない。

近年、米国アラスカ州における先住民生存捕鯨については岸上伸啓が一連の論考を発表している（岸上 2007; 2008a; 2008b; 2009a; 2009b; 2011a; 2011b; 2012a; 2012b）。その研究対象は広範囲に及び、簡単にはレビューできない。岸上の研究テーマの一つはホッキョククジラの慣習的分配法にかかわるものであり、分配の過程（岸上 2007: 125-126）、分配法の通時的・共時的変遷（岸上 2012a: 157-159）、分配の特徴（岸上 2012a: 167-170）、分配の継続理由とその機能（岸上 2012a: 170-172）などが綿密に考察されている。規則化された分配の結果、鯨産物の約95%は捕殺に成功した捕鯨グループ以外のコミュニティ内の他者に提供され、捕殺に成功したグループが自由の利用できるのは5%余りという分析結果は（岸上 2012a: 167）、慣習的分配法がイヌピアット社会において果している役割の大きさを知るうえで興味深い。この鯨産物の他者への大量分配は捕鯨キャプテンに寛大な人間としての社会的威信を与えており、それが捕鯨キャプテンのイヌピアット社会における政治的立場を強めているのである（岸上 2012b: 9）。

岸上の聞き取り調査によれば、捕鯨活動の初期投資（アルミニウム製ボート、スノーモービル、ショルダーガン、ダーティングガンなど）として8万6000ドル以上が必要であり、維持管理経費として春季捕鯨に2万ドル、秋季捕鯨に1万ドルがかかる（岸上 2009a: 513, 515 表5）。しかしながら、鯨肉・脂皮を現金販売できないため、イヌピアットは村内の他

の仕事によって捕鯨活動に必要な現金を得ている（岸上 2009a: 509, 511-512）。この事実は鯨産物を現金販売できない米国における先住民生存捕鯨の矛盾の一つを見事に描き出している。

また岸上はイヌピアットの食生活・食文化についても考察している。ホッキョククジラ料理の基本は「生」「冷凍」「発酵」「煮る」「焼く」であり、鯨肉とマクタックはイヌピアットにとって文化的にも栄養学的にも価値が高い食料であるとしている（岸上 2008a: 55-56）。特に鯨肉の発酵料理はナルカタックやアプガウティなどの春季捕鯨の成功を祝う祭り（祝宴）において不可欠な伝統料理であり、この伝統料理を食することによって、イヌピアットはイヌピアットとしてのアイデンティティを再確認しているのである（岸上 2011a: 102-106）。

さらに岸上は「鯨は汚れ・攻撃的な人間・ケチを嫌悪する」と考えるイヌピアットの鯨観、猟師とその妻が動物やその他の人間に対して適切な行動を取れば、動物（ホッキョククジラ）はその命を猟師に差し出すとするイヌピアットの世界観も明らかにしている（岸上 2008b: 150; 2009b: 65-66）。

このようなイヌピアットによるホッキョククジラ捕鯨の文化的複合を総括した民族誌が『北極海の狩人たち—クジラとイヌピアットの人びと—』（岸上 2011b）である。

岸上以外のアラスカ州における先住民生存捕鯨に関わる研究としては、藤島法仁と松田恵明、生田博子、榊原千絵らの研究がある（藤島・松田 2001; Ikuta 2007; Sakakibara 2010）。

藤島と松田は 1998 年時点においてアラスカ州でホッキョククジラ捕鯨が継続している事実がアラスカ先住民の必要性に对应すると同時に鯨類資源の持続的利用を可能にした資源管理の成功例を示すものであるとしている（藤島・松田 2001: 22）。そしてその資源管理の成功はアラスカ・エスキモー捕鯨委員会（Alaska Eskimo Whaling Commission: AEWC）と米国政府による共同管理の成果によるものであり、特に AEWC が捕獲効率の改善、資源量推定値の精緻化、規制執行能力の強化に果たした役割は大きかったとしている（藤島・松田 2010: 31-32, 39）。これらの指摘が正しかったことは 2012 年時点でもアラスカ州において先住民によるホッキョククジラ捕鯨が継続しているという事実によって検証されている。

生田はイヌピアット社会において 20 世紀初頭に中断するも 1988 年に復活再生した *Kivgiq*（Messenger Feast: 使者祭）の現代的意義について考察している。かつて使者祭は捕鯨に大成功を収めた捕鯨シーズンに捕鯨キャプテンによって「大交易祝祭」として実施

されていた。それはイヌピアットが交易し、贈物を交換、交易関係と親族の絆を再確認し、踊りや物語を楽しむ広大な祭り、すなわち経済的な交換を促進し、地域間の連帯を確認、再生する祭りであった (Ikuta 2007: 347)。これに対して復活再生後の使者祭は伝統的なものと現代的なものを混合させた祝祭としてノース・スロープ郡ほかが主要スポンサーとなりバローにおいてのみ実施されている。現代版使者祭はかつての大交易祝祭というよりも、イヌピアットのヒーリング、希望の一部を形成し、民族的文化的自尊心を強化するものとなっているのである (Ikuta 2007: 344, 352-353)。かつての使者祭が実施されていた当時はベーリング海、北極海一帯において非先住民 (西洋人) によるホッキョククジラを対象とした商業捕鯨が実施されており、先住民もそれらの商業捕鯨に関わっていた (Brewster 2004: 29-30)。従って、先住民も鯨産物 (主として鯨髭) の販売によって現在以上に現金の入手可能性が高かったのである。それゆえ、捕鯨キャプテンが大規模な使者祭を主催できたのかもしれない。

榊原は気候変動 (地球温暖化) がイヌピアットのホッキョククジラ捕鯨に与えた影響について報告している。その影響として、1) 春季捕鯨の実施に困難が伴うようになり、秋季捕鯨がノース・スロープ郡にかなりの量の鯨肉を供給するようになった。2) 伝統的に大きな鯨の捕殺を好んだポイント・ホープの鯨捕りたちも薄い氷盤上でも安全に解体できる小さな鯨を選択するようになった。3) 海水温の上昇がホッキョククジラのより北への回遊を引き起こし、そのことが鯨捕りたちにより多くの燃料、捕鯨道具、体力、時間を必要とさせるようになった (Sakakibara 2010: 1008-1009)。現在までのところ、気候変動 (地球温暖化) のホッキョククジラそのものに与えた影響の評価は難しいが、少なくともイヌピアットの鯨捕りたちには多くの困難を与えているのは確かである。

ロシア連邦チュコト自治管区における先住民生存捕鯨についてはロリノ村における現地調査に基づいて武田剛、池谷和信、大曲佳世が報告を行っている (武田 1998; 池谷 2006; 2007a; 2007b; 2008; 大曲 2006)。

武田はソビエト社会主義共和国連邦 (ソ連邦) 崩壊から 6 年後の経済困窮期にコククジラ捕鯨、トナカイ遊牧、ギンギツネ飼育によって何とか生計を立てようとしているチュクチの暮らしを新聞記者の視点から冷静に描写している (武田 1998)。「[鯨産物は] 商品としての販売は一切せず、村のなかで自由に分け合っている」 ([ ] 内筆者付記、以下同様) (武田 1998: 75) という記述は、後の池谷、大曲の報告より必ずしも正しくはないことが

明らかになるが、ロシア連邦成立後、日本において最初にチュコト地域の先住民生存捕鯨の現況を報告した武田の歴史的意義は大きい。

池谷も大曲も鯨肉がロリノ村内において無償分配ではなく現金販売されていること、狩猟者が公営企業に所属し、給料の支給を受けて捕鯨に従事していることを明確に指摘している（池谷 2006:37, 39; 2008: 18; 大曲 2006: 7）。先住民生存捕鯨という用語が示唆するイメージから鯨産物の現金販売や狩猟者への給料の支給に違和感が生ずるかもしれないが、捕鯨経費をどのようにして賄うのかを考えてみれば、現金販売の必要性をすぐに理解できるはずである。池谷と大曲の研究については別所において論じるので（3.3.3.参照）、本目ではこれ以上取り上げない。いずれにしろ、チュコト地域における先住民生存捕鯨の実相を明らかにした池谷、大曲の功績は多大である。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島における先住民生存捕鯨については、浜口尚が捕鯨の歴史と現況、鯨産物の分配法、捕鯨をめぐる国際関係、捕鯨と観光、捕鯨の文化的意義などについて考察を発表している（浜口 1995; 1996; 1998; 2001; 2003; 2004; 2006; 2011, 2012b; Hamaguchi 1997; 2001; 2005）。これらの考察が本研究の第2章に基礎資料を提供している。

#### 0.3.1.3. その他の研究

先住民生存捕鯨に関する理論研究、地域研究に加えてここでは水産庁において捕鯨班長（遠洋課課長補佐）を務め、また国際交渉官として国際捕鯨委員会にかかわってきた二人、小松正之と森下丈二の著作を取り上げておく（小松 2001; 2002; 2005; 2010; 森下 2002）。両人共、2012年時点では捕鯨問題にかかる国際交渉の表舞台からは退出している。

日本国の国益を追求する行政官としての小松、森下にとっての中心課題は、南極海における日本による鯨類捕獲調査の正当性の主張、国際捕鯨委員会における商業捕鯨一時停止決定への疑義および国際捕鯨委員会の現状にかかる問題点の指摘、反捕鯨国（および反捕鯨環境保護団体）の欺瞞性の追及などである。これに対して原住民／先住民生存捕鯨<sup>9)</sup>は全般的な捕鯨問題の中で日本の利害にかかわってくる時にのみ取り扱われる副次的な題目となっている。しかしながら、捕鯨問題に関する国際交渉の表裏に直接かかわってきた二人の言説には時に興味深いものもある。

小松の編著書の中に先住民生存捕鯨に関して「文化人類学の観点から言えば、『生存』と

は、狭義に生きるか死ぬかの問題としてとらえるべきではなく、社会全体やその構成員にとって捕鯨が如何に文化的、社会的に、そしてイデオロギー的にも中心的な役割を担っているかということであり、文化的必要性とは切り離して考えられないものである」（小松 2001: 93）という記述がある。残念ながら、この部分は誰が執筆したものなのかは定かではないが、傾聴に値する見解であることは確かである<sup>10)</sup>。

これに加えて小松は「原住民生存捕鯨」と「商業捕鯨」に関する定義の曖昧さを繰り返して指摘し（小松 2002: 136; 2005: 163-165）、自国アラスカ州の原住民生存捕鯨にかかる捕殺枠は要求するが、日本の小型沿岸捕鯨の再開を認めようとはしない米国の二重基準（ダブル・スタンダード）を厳しく追及している（小松 2010: 172-176）。一方、森下も米国やロシアの先住民生存捕鯨には目もくれず、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島における先住民生存捕鯨についてのみ未成熟個体を捕殺しているとして非難する反捕鯨国のもう一つの二重基準を訝っている（森下 2002: 180-181）。これらの言説は研究者とも通底するものとなっているのである。

### 0.3.2. 外国人研究者による先住民生存捕鯨研究

本項においては外国人研究者による先住民生存捕鯨研究のうち理論研究を取り上げる。

世界における先住民生存捕鯨にかかる理論研究の先駆けとなったのがミッチェルとリーブスの研究である（Mitchell and Reeves 1980）。彼らの研究は鯨類保護の立場からアラスカにおける先住民によるホッキョククジラ捕鯨問題の解決に資することを主要目的とし、その当時までに知られていた先住民捕鯨、地域捕鯨などを分析、考察している。

彼らは捕鯨を分類するために5項目、1)「捕鯨主体」(Who)、2)「捕鯨場所」(Where)、3)「捕鯨時期」(When)、4)「捕鯨理由」(Why)、5)「捕鯨方法」(How)を設定し、それぞれを特定基準により二、三分割している。すわわち、1)は先住民性の有無が基準となり、「先住民捕鯨」(aboriginal whale fishery)と「非先住民捕鯨」(non-aboriginal whale fishery)に二分割、2)は捕鯨民の居住地と捕鯨実施場所の近接性が基準となり、「地方捕鯨」(local whale fishery)と「地域捕鯨」(regional whale fishery)に二分割、3)は使用されている捕鯨道具が基準となり、「原初的捕鯨」(primitive whaling)、「19世紀捕鯨」(19th century whaling)、「現代捕鯨」(modern whaling)に三分割、4)は現金経済への関与度が基準となり、「生存捕鯨」(subsistence whale fishery)と「商業捕鯨」(commercial whale fishery)に二分割、5)は使用されている捕鯨技術と捕鯨道具が基準となり、「伝統的捕鯨」

(traditional whaling)、「移行期捕鯨」(transitional whaling)、「機械的捕鯨」(mechanical whaling) に三分割されている (Mitchell and Reeves 1980: 694-695 Table 1)。

この結果、例えばアラスカのイヌピアットによる捕鯨およびチュコト地域のチュクチによる捕鯨は「先住民」「地方」「現代」「生存および部分的に商業」「移行期および機械的」捕鯨、グリーンランド西岸に居住する西グリーンランド人による捕鯨は「先住民」「地方」「現代」「生存」「移行期および機械的」捕鯨、ベクウェイ島民などカリブ海地域住民による捕鯨は「非先住民」「地方」「19世紀」「生存および商業」「移行期」捕鯨と分類されるのである (Mitchell and Reeves 1980: 696-697 Table 2)。

分類基準を細分化すれば、結果は文献上ではより実態に近いものとなるかもしれない。その一方、多義的になり、その意味内容は不明瞭となる。一般的に先住民生存捕鯨の研究者は捕鯨を「先住民生存捕鯨」と「商業捕鯨」に二分することに疑義を抱く者とそうでない者に分かれる。ミッチェルとリーブスは先住民捕鯨について現実に即した分類を試みながらも、それに「先住民生存捕鯨」と「商業捕鯨」という無理な二分割を重ね合わそうとして「生存および部分的に商業」捕鯨のような分類結果をもたらしたのである。その背景には（鯨類保護を優先する）科学と（先住民捕鯨を認めざるを得ない）政治との間における葛藤があったかもしれないが、それは言い訳にはならない。

アラスカの先住民によるホッキョククジラ捕鯨の是非にかかるミッチェルとリーブスの結論は次のとおりであった。「私たちはアラスカの捕鯨村落において、より多くのコクジラの捕殺とより少ないホッキョククジラの捕殺を勧告する。長期にわたるホッキョククジラ捕鯨の伝統を持つ村落に限り、1村落につき年間1頭の捕殺に限るべきである」(Mitchell and Reeves 1980: 714)。年間1頭の捕殺によって先住民の捕鯨文化は守れるとでも言うのであろうか<sup>11)</sup>。この結論はアラスカの先住民社会におけるホッキョククジラ捕鯨の持つ文化的意義を理解できない(していない)ミッチェルとリーブスの研究の限界を表していた。先住民生存捕鯨研究に一つの指針を与えた彼らの先駆者としての功績は認める。しかしながら、それ以上ではなかった。

この先駆的研究から20年以上経過した後、リーブスは反アザラシ漁・反捕鯨を組織目的とする国際動物福祉基金 (International Fund for Animal Welfare: IFAW) から鯨類管理に関する現在および将来の議論に典拠資料を提供するための業務委託と資金提供を受けて<sup>12)</sup>、先住民捕鯨に関するレビュー論文を発表している (Reeves 2002)。その論文の冒頭において、国際捕鯨委員会による1977年のアラスカにおけるホッキョククジラ捕鯨の禁止決定に



ついて、「振り返ってみれば、ホッキョククジラの生息数は科学者が推定していた数よりもずっと大きかった」（Reeves 2002: 72）と科学的不確実性に基づく予防的措置を自己弁護しているが、そのこと自体、反捕鯨に与する鯨類学者たちがいかに恣意的に科学的不確実性と予防的措置を用いてきたかを如実に物語っている。また、その結論部のコールフィールド（Caulfield 1997）の見解を批判する文脈において、グリーンランドの先住民捕鯨における鯨産物の商品化は鯨類資源を危険にさらすと主張するなど（Reeves 2002: 97）、鯨類保護優先のその立場は一貫している。それが反捕鯨団体からの業務委託および資金提供によるものか否かは定かではない。

1976年から2001年まで四半世紀に渡って国際捕鯨委員会事務局長を務めたガンベルは国際捕鯨委員会を代表する一つの顔でもあった<sup>13)</sup>。彼は『捕鯨取締条約』（1931年）、『国際捕鯨取締協定』（1937年）から『国際捕鯨取締条約』（1946年）の締約とその後の同条約附表における様々な修正を取り上げ、先住民生存捕鯨は60年に渡って大規模商業捕鯨からいくつかの点において異なるものとして、また独特の特徴を持つものとして認識されており、そのことが大規模商業捕鯨と異なる管理方法の採用を可能にしているとし（Gambell 1993: 102）、先住民捕鯨に対して厳格な資源管理の適用除外を容認してきた国際機関の歴史的事実を重視している。

その彼にとって1977年（事務局長就任の翌年）の国際捕鯨委員会によるアラスカにおけるホッキョククジラ捕鯨の禁止決定は少なからず衝撃を与えた。予見される近い将来においてホッキョククジラに絶滅に至る現実の危機があるとする科学者の見解に同意しながらも、「これは明らかに非常に冷徹な施策であった」（Gambell 1993: 102）と述べている。最終的にアラスカの先住民にはホッキョククジラの捕殺枠が承認されることになり、彼らの暮らしにほとんど実害はなかった。このホッキョククジラ捕鯨をめぐる混乱から国際捕鯨委員会（およびその事務局長としてのガンベル）が得た教訓は、先住民捕鯨にかかる政策決定過程には影響を受ける先住民が可能な限り全面的に参画すること、および合意された規制や管理の履行にも先住民が全面的に関与することの重要性を認識したことであった（Gambell 1993: 106）。

結論としてガンベルは、商業捕鯨にかかる改定管理方式の開発が進行中であった当時の先住民生存捕鯨の将来として、鯨類の資源状態と先住民捕鯨民およびその共同体の生存のための必要性の双方に関して、全ての関連する要素を考慮に入れたより実際的な管理方

式が開発されることが望ましいであろうとしている（Gambell 1993: 106）。商業捕鯨にかかる改定管理方式の開発は完成するも、改訂管理制度をめぐる捕鯨国、反捕鯨国の対立から商業捕鯨再開のめどは立っていない。これに対して、先住民生存捕鯨にかかる管理方式の開発はギャンベルの予見した方向に着実に歩みを進めている。

フリーマン編著『くじらの文化人類学—日本の小型沿岸捕鯨—』（Akimichi et al. 1988; フリーマン 1989）は、日本におけるミンククジラを主対象とする小型沿岸捕鯨の再開に資することを目的として、小型沿岸捕鯨を実施している4地域（網走、鮎川、和田、太地）における捕鯨の歴史と現況、国際捕鯨委員会における商業捕鯨一時停止決定がこれら4地域に与えた影響の大きさ、日本における鯨産物利用の社会文化的意義などについてフリーマンほか秋道、高橋、岩崎の3人の日本人人類学者（0.3.1.2.参照）を含む12人の研究者によって実施された現地調査の結果に基づいてまとめられたものである。先住民生存捕鯨そのものは中心テーマとはなっていないが、その終章は生存捕鯨と小型沿岸捕鯨の問題に当てられている。

ここでは国際捕鯨委員会における「先住民生存捕鯨」（翻訳者による訳語）にかかる定義の変遷、捕鯨を「商業捕鯨」と「生存捕鯨」に二分することへの疑義、小規模地域社会における「商業性」の意味すること、などが論じられ（Akimichi et al. 1988: 79-84; フリーマン 1989: 187-200）、先住民生存捕鯨にかかる諸問題の理解を深めることに大きく貢献している。

フリーマンらの結論「日本の小型沿岸捕鯨の社会的、文化的、そして経済的特性を調査した結果、この種の捕鯨は現在のIWCが認める二つのカテゴリー〔「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」〕のいずれにもあてはまらないということが明らかになった。[...] この種の小規模捕鯨は、正当かつ独自の捕鯨カテゴリーを構成していると結論するにいたった」（Akimichi et al. 1988: 84; フリーマン 1989: 200）は、ミンククジラを主対象とする小型沿岸捕鯨の再開をめざす日本国政府のその後の政策決定に大きな影響を与えた。

日本の小型沿岸捕鯨問題は国際捕鯨委員会第38回年次会議（1986年）において初めて言及され（IWC 1987a: 18）、第40回年次会議（1988年）ではフリーマンらによる調査の成果が報告され（IWC 1989: 22）、それから20年以上が経過した第62回年次会議（2010年）においてもまだ議論が続いている（IWC 2011a: 22）。この事実と米国ワシントン州に居住するマカーによる先住民生存捕鯨捕殺枠要求が僅か2回の年次会議により承認された

こととを比べてみれば（1.2.2.5.1.; 1.2.2.5.2.参照）、改めて国際捕鯨委員会におけるイデオロギー的偏向を認識させられるのである。フリーマンらの報告に意義がなかったのではなく、国際捕鯨委員会にそれを受け入れる政治的土壌がなかっただけなのである。

またフリーマンは国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨にかかる取り扱いの歴史を振り返った上で、“aboriginal”と“subsistence”は非常に曖昧な用語であるが、結びついた形で用いられてきたと指摘している（Freeman 1993: 244）。その一方、捕鯨の「先住民捕鯨」と「商業捕鯨」への二分割については観念論的に受容されてきた。

彼によれば、先住民捕鯨はその本質において原初的、単純、伝統的、非商業的、非貨幣経済的、地方的である特徴を示していると考えられ、一方、商業捕鯨については、現代的、複雑、非伝統的、商業的、貨幣経済的、非地方的という全く反対の特徴が見出されると考えられている。このような特徴づけは過去においてはありえたかもしれないが、現代の貨幣経済化された世界においては全く当てはまらないとしている（Freeman 1993: 244）。

このような先住民捕鯨と商業捕鯨という観念論的二元論を前提としている反捕鯨国にとって、先住民が貨幣経済に関わることや非先住民が生存捕鯨に関わることなどは考えられないのである。ところが、フリーマンが指摘するように現実は異なっている。アラスカ、カナダ、グリーンランドにおいて、生業活動は金銭的に非常に高くつくにもかかわらず、またいくらかの事例においては明らかに費用効果が疑わしいにもかかわらず、存続しているのである（Freeman 1993: 245）。この種の先住民による生業活動は経済合理性を重視する立場（反捕鯨国の多くは経済合理性を重視する国でもある）からは説明しがたいが、生業活動が先住民間の社会関係の維持に関わっていることを理解できれば納得がゆく。今日、生存捕鯨に従事している先住民は必要とされる道具入手のため高度に現金に依存しているものであり、また現金取引は生存捕鯨の不可欠な一部を構成しているのである（Freeman 1993: 246-247）。

さらにヤングとフリーマンらは国際捕鯨委員会における鯨類資源の管理制度として「先住民生存捕鯨」と「商業捕鯨」のような区分ではなく、「許容できる捕鯨」（permissible whaling）と「許容できない捕鯨」（impermissible whaling）という区分に捕鯨を定義しなおすよう主張し、許容できる捕鯨として次の三類型の捕鯨、すなわち 1) 先住民生存捕鯨（aboriginal subsistence whaling）、2) 他の生存捕鯨（other subsistence whaling）、3) 職人的捕鯨（artisanal whaling）を提出している（Young et al. 1994: 122, 124）。

1)はそれまで一般的に先住民生存捕鯨として受け入れられてきた捕鯨であり、アラスカ

や東グリーンランドにおける先住民の活動がその典型例である (Young et al. 1994: 122)。2)については、生業の定義の中にその慣行を先住民の活動に限定するものは何もないとし、典型例としてフェロー諸島におけるヒレナガゴンドウ漁をあげている (Young et al. 1994: 122)。3)は地方に根ざした家族に基礎を置き、主として伝統的知識に基づく技能と技術を伴った高度の肉体労働によって特徴づけられている捕鯨活動である。典型例としてはアイスランド、日本、ノルウェーのいくつかの沿岸共同体において実施されている小型沿岸捕鯨がある (Young et al. 1994: 122)。

確かにこの区分のほうが捕鯨活動の実態を反映している。捕鯨活動にかかる見かけ上の商業性の有無だけで捕鯨を二分することの矛盾は誰の目にも明らかである。しかしながら、この許容できる捕鯨の定義を国際捕鯨委員会が受け入れたならば、日本の小型沿岸捕鯨を含めて捕鯨活動は拡大する。そのような新定義を反捕鯨国が容認することはありえない。なぜならば、反捕鯨国にとって捕鯨活動の拡大は許容できないからである。

最後に米国の連邦公務員であったティルマンの研究を取り上げる。ティルマンは米国海洋漁業局の主席科学者を務めた経歴を有し、また米国政府代表団の一員として 30 回以上の国際捕鯨委員会への参加経験を誇る海洋哺乳類の保全・管理を専門とする研究者である<sup>14)</sup>。その彼が 2008 年に『捕鯨取締条約』(1931 年)以降の先住民捕鯨にかかる主要議論を概括した上で、先住民捕鯨に関するレビュー論文を発表している (Tillman 2008)。

ティルマンは先住民捕鯨にかかる管理の歴史は、国際捕鯨委員会などの資源管理機関が商業捕鯨には冒さなかった資源保全上の危険性を先住民捕鯨にはあえて冒してきたことを明瞭に示しているとし、その理由について、商業捕鯨は捕殺数を最大化しようとする市場の力によって動かされているのに対して、先住民捕鯨は自己抑制的な傾向があり、基本的な人間としての必要性を充足するのに十分な数しか捕殺しないという一般的に共有された確信から生じているようであると説明している (Tillman 2008: 441)。

「一般的に共有された確信」に基づく先住民捕鯨に関する管理手法が科学的ではないことは彼も十分承知している。それ故、先住民捕鯨に関するこの管理手法の適否については、それが資源保全という目的に適っているか否かで判断すべきであるとし、先住民捕鯨民はその大部分において責任のある行動を取ってきており、過去 60 年以上におよぶ国際捕鯨委員会の管理手法は資源保全の見地からは成功していると結論づけている (Tillman 2008: 442)。要するに、先住民捕鯨によって絶滅した鯨種はないので、その管理手法は正しかっ

たとの判断を下しているのである。結果よければ全てよしとする科学者らしからぬ結論である。

「先住民捕鯨」と「商業捕鯨」の区分に関しても、ティルマンは「たとえ政治的であれ」国際捕鯨委員会は先住民捕鯨と商業捕鯨を区別する実際的な経験を有しており、それ故、日本の小型沿岸捕鯨を拒否し、マカーのコククジラ捕鯨を承認したのであるとしている（Tillman 2008: 442）。結局のところ、国際捕鯨委員会は政治的にマカー捕鯨を承認し、日本の小型沿岸捕鯨を拒否したのである。その捕鯨を容認したくないならば、商業捕鯨と分類すれば事足りる。やむを得ず承認する時には先住民捕鯨とする。先住民捕鯨／商業捕鯨の区分は反捕鯨国にとって実に都合のよい政治的便法なのである。

いかに立派な科学者であろうとも、自国の国益が絡んでくれば、非科学的、政治的に判断し、行動するのである。連邦公務員としてのティルマンは、国際的には鯨類を保護し、国内的には保護種を回復させるという米国の目的達成に努めたとして大統領表彰を受けている<sup>15)</sup>。米国内においては、多分その業績が評価されている研究者なのであろう。

### 0.3.3. 小括

本節においては先住民生存捕鯨に関する先行研究を概観してきた。そこでは大別して二つの傾向を見出すことができた。国際捕鯨委員会において確立されてきた捕鯨の二区分、「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」について、その区分を疑問視する立場と肯定的に評価する立場である。

先住民生存捕鯨の現実を知る秋道、高橋、岩崎、フリーマンらの文化人類学者はこの二区分は先住民による捕鯨の実態を反映しておらず、恣意的な区分であるとしている。今日のグローバル経済の下、先住民といえども捕鯨道具を維持管理し、捕鯨を継続していくためには現金が必要である。その現金入手の主要方法の一つが鯨肉ほか鯨産物の現金販売なのである。そのような現金販売の事実から、ある先住民の捕鯨をそれが商業性を帯びているものとして国際捕鯨委員会が承認している「先住民生存捕鯨」から除外しようとするならば、先住民の暮らしは成り立たなくなる。先住民は利潤を得るためではなく、鯨との関係を維持するために鯨産物を現金販売することもあるのである。そのような先住民捕鯨の現実先住民社会における調査経験のある者には自明のことである。

一方、ミッチェルとリーブス、ティルマンらの鯨類（海洋哺乳類）学者は鯨類を保護するためには、「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」という捕鯨の二区分は政治的、政策的に必

要であるとしている。彼らの基本的な立場は反捕鯨であり、やむをえない場合にのみ、特定地域（民族集団）の捕鯨を先住民生存捕鯨として容認するのである。また先住民生存捕鯨についても、その実態について商業性の有無の見地から精査していけば、捕殺数を減じることが可能、すなわち、鯨類保護に繋がると考えているのである。

文化人類学を専攻する筆者は、秋道ら先人たちと同じく「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」という捕鯨の二区分は恣意的であると考えている。恣意的であるゆえに捕鯨を制限する政治的な便法の一つとして用いられているのである。反捕鯨国が多数を占める国際捕鯨委員会における力関係だけで鯨に依存している先住民の暮らしが歪められてはならないのである。捕鯨問題については、鯨を本当に必要とする人々の暮らしを第一義的に考え、なおかつ鯨類保護にも配慮しなければならない。そのためには「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」という捕鯨の二区分を超えた新しい捕鯨の形態を考える必要がある。それが本研究の一つの課題となっているのである。

## 序章 注

- 1) 表 0-1A、表 0-1B の作成に使用した資料は『国際捕鯨委員会報告書』に加えて、Caulfield (1997)、浜口 (2002a; 2003)、池谷 (2006; 2008)、岸上 (2007; 2009a)、Ugarte (2007) である。なお、表 0-1A においては「年間捕殺枠」と表記したが、実際のところ捕殺枠の多くは5年間の「ブロック・クォータ」(複数年一括枠)として割り当てられている。例えば、ベーリング海-チュクチ海-ボーフォート海資源ホッキョククジラについては2008年から2012年までの5年間の総陸揚げ数が280頭である(IWC 2008b: 155)。1年間にすれば56頭、このうち5頭がロシアの先住民(チュクチ、ユピート)に割り当てられているのである(IWC 1998a: 27-28 参照)。
- 2) 『国際捕鯨委員会報告書』は、第1回年次会議(1949年)から第49回年次会議までは *Report of the International Whaling Commission* として、第50回年次会議(1998年)以降は *Annual Report of the International Whaling Commission* として出版されている。
- 3) 『国際捕鯨委員会報告書』に「議長報告」が含まれるようになったのは第3回年次会議の報告書からである。従って、実際に計数したのは第3回年次会議から第60回年次会議までの『国際捕鯨委員会報告書』に含まれている「議長報告」(IWC 1952; 1953; 1954; 1955; 1956, 1957; 1958; 1959; 1960; 1961; 1962; 1964; 1965; 1966; 1967; 1968; 1969; 1970; 1971; 1972; 1973a; 1974a; 1975a; 1976a; 1977a; 1977b; 1978a; 1979b; 1980b; 1981a; 1982a; 1983a; 1984a; 1985a; 1986a; 1987a; 1988a; 1989; 1990; 1991; 1992a; 1993a; 1994a; 1995; 1996a; 1997a; 1998a; 1999a; 2000a; 2001a; 2002a; 2003b; 2004a; 2005b; 2006a; 2007a; 2008a; 2009a; 2010a; 2011a) における数値である。
- 4) United Nations General Assembly, “61/295. United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples.” <<http://www.un-documents.net/a61r295.htm>> Accessed December 23, 2012.
- 5) 商業捕鯨の再開をめざして鯨類資源の学術的研究を実施している財団法人日本鯨類研究所の理事長当時に出版された長崎の著書において、200頁を越す本文中、捕鯨問題について触れていたのが僅か数頁であったのが印象に残っている(長崎 1994 参照)。今は故人になられたが、長崎はバランス感覚に優れた研究者であったと筆者は考えている。
- 6) マカーによる捕鯨再開運動は1995年に開始された(3.2.2.2.参照)。
- 7) セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国バクウェイ島民によるザトウクジラ捕鯨は国際捕鯨委員会第39回年次会議(1987)において先住民生存捕鯨として承認さ

れたが、その漁期が始まるのは年次会議終了後（1987/88年漁期）からであった（1.2.2.4.2.参照）。

- 8) この国際会議には長崎福三も事務方としてかかわっていた（フリーマン 1989: 204）。
- 9) 小松はその著書において「原住民生存捕鯨」を（小松 2001; 2002; 2005; 2012）、森下は「先住民生存捕鯨」を用いている（森下 2002）。
- 10) 小松の編著書（2001）には執筆者として小松ほか 19 人の名前が列挙されているが、各人の執筆箇所については明示されていない。執筆者の一人として文化人類学を専攻する大曲佳世が含まれているので、「文化人類学の観点から言えば、…」のくだりはあるいは大曲が執筆したのかもしれない。
- 11) 国際捕鯨委員会第 42 回年次会議（1990 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、英国とセイシェルはセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島におけるザトウクジラ捕鯨に関してその捕鯨の必要性は文化的なものであり、ゼロよりも大きな捕殺枠を必要としているようであると述べている（IWC 1991: 31; 1.2.2.4.4.参照）。反捕鯨国および反捕鯨に与する研究者は、捕鯨文化の維持は鯨 1 頭の捕殺により可能であると考えているようである。
- 12) リーブスが国際動物福祉基金から業務委託を受けたことは本文中に（Reeves 2002: 73）、資金提供を受けたことは謝辞において明記されている（Reeves 2002: 100）。反捕鯨団体から業務委託および資金提供を受けた先住民生存捕鯨研究が学術的客観性を保てるのかについて筆者は疑念を抱いている。国際動物福祉基金の反アザラシ漁運動について筆者は別のところで取り上げている（浜口 2008 参照）。
- 13) レイ・ギャンベルは 1976 年 5 月 1 日から 2001 年 8 月 31 日まで国際捕鯨委員会事務局長を務めた（IWC 2001a: 62）。
- 14) ティルマンの経歴については 2012 年現在の所属先、カリフォルニア大学サンジェゴ校海洋生物多様性保全センター（Center for Marine Biodiversity and Conservation）のホームページによる（<[http://cmbc.ucsd.edu/People/Faculty\\_and\\_Researchers/tillman/](http://cmbc.ucsd.edu/People/Faculty_and_Researchers/tillman/)> Accessed December 21, 2012）。彼が参加した国際捕鯨委員会は第 26 回年次会議（1974 年）から第 34 回年次会議（1982 年）、第 39 回年次会議（1987 年）から第 49 回年次会議（1997 年）、第 51 回年次会議（1999 年）から第 56 回年次会議（2004 年）、第 59 回年次会議（2008 年）から第 62 回年次会議（2010 年）の 30 回である。本件情報は『国際捕鯨委員会報告書』の「議長報告」による（IWC 1976a; 1977a; 1977b; 1978a; 1979b; 1980b;



1981a; 1982a; 1983a; 1988a; 1989; 1990; 1991; 1992a; 1993a; 1994a; 1995; 1996a; 1997a;  
1998a; 2000a; 2001a; 2002a; 2003b; 2004a; 2005b; 2008a; 2009a; 2010a; 2011a)。

15) 注 14)のホームページ上の経歴による。

## 第 1 章 先住民生存捕鯨の史的考察－国際捕鯨委員会の議論より－

序章第 3 節においては先住民生存捕鯨に関する先行研究を概観してきた。そこでは捕鯨を「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」に二区分することの恣意性が明らかになった。先住民生存捕鯨をよりよく理解するためには、商業捕鯨と対比させるのではなく、先住民生存捕鯨それ自体として考察しなければならない。そのためには、まず先住民生存捕鯨が 60 年以上の長い歴史を持つ国際捕鯨委員会においてどのように議論されてきたのかをみておく必要がある。

以下、本章においては先住民生存捕鯨をよりよく理解するために現在の鯨類資源の利用と管理を規制している『国際捕鯨取締条約』（International Convention for the Regulation of Whaling）（1946 年）に則って先住民生存捕鯨について考察していく。

まず第 1 節においては『国際捕鯨取締条約』の母体となった二つの条約と協定、『捕鯨取締条約』（Convention for the Regulation of Whaling）（1931 年）と『国際捕鯨取締協定』（International Agreement for the Regulation of Whaling）（1937 年）を取り上げ、当該条約・協定における先住民生存捕鯨関連条項を概観する。

次に第 2 節においては『国際捕鯨取締条約』の本文および附表を取り上げ、先住民生存捕鯨に関わる附表の修正およびそれに関連する国際捕鯨委員会年次会議における議論を第 1 回年次会議（1949 年）から第 62 回年次会議（2010 年）まで編年的にみていく。

第 2 節第 1 項（1.2.1. 総括的議論）においては先住民生存捕鯨の全体的な枠組みの変遷を大きく掴み、第 2 項（1.2.2. 個別的議論）においては先住民生存捕鯨を実施している地域（民族集団）ごとに先住民生存捕鯨に関わる附表の変遷を再度考察する。この総括的議論と個別的議論という複合的な考察により、過去 60 年間における先住民生存捕鯨の変遷がよりよく理解できるはずである。

### 1.1. 先住民生存捕鯨前史

現在の世界における捕鯨は 1946 年に締結された『国際捕鯨取締条約』および同時に制定され、その後修正が加えられてきたその「附表」により規制されている<sup>1)</sup>。

本条約は、その前文において 1937 年に署名された『国際捕鯨取締協定』および 1938 年、1945 年に署名された同協定議定書において具現された原則をその基礎とすることが明記

されている。

本章の目的は『国際捕鯨取締条約』に則って先住民生存捕鯨について考察することであり、先住民生存捕鯨の由来を考える意味において、同条約に先立つ捕鯨規制の中における先住民生存捕鯨関連条項を一瞥しておくことは不可欠である。

以下、『国際捕鯨取締協定』（1937年）および同協定議定書、さらにそれらに先立ち世界的な捕鯨規制の端緒となった『捕鯨取締条約』（1931年）における先住民生存捕鯨関連条項を編年順にみていく。

### 1.1.1. 『捕鯨取締条約』（1931年）<sup>2)</sup>

本条約は全 17 条からなる条約であり、その第 3 条において本条約の先住民への適用除外が明記されている。また、同条第 1 号から第 4 号において、先住民捕鯨としてみなされるための条件も規定されている。

#### 第 3 条

本条約は締約国領土の沿岸部に居住する先住民には適用しない。但し、次の条件によるものとする。

- (1) カヌー、丸木舟、もしくはオールあるいは帆で推進される先住民の舟を使用すること。
- (2) 火器を使用しないこと。
- (3) 先住民以外の者に雇用されないこと。
- (4) 捕鯨による産物を第三者に引き渡す契約を結んでいないこと。

本条にいう先住民捕鯨とは、手漕ぎもしくは帆推進の小舟に乗り、火器以外の捕鯨道具（手投げ鉞、ヤスなど）を使用し、先住民だけの事業として実施され、その生産物は捕鯨に関わる先住民間だけで流通、消費されるものとする捕鯨である。

本条約においては、「商業捕鯨」などの名称は特に用いられていない。それは、本条約が制定された当時の捕鯨とは鯨油を中心とする鯨産物の販売を目的とした捕鯨であり、商業性が含まれることは当然であったからである。また、上記第 1 号から第 4 号においても先住民間における鯨肉ほか鯨産物の現金販売は禁止されておらず、先住民捕鯨といえども現金を介在した鯨産物の流通を完全には否定されているわけではないのである。

結局のところ、本条約においては、先住民捕鯨は鯨油を中心とする鯨産物の販売を目的とした商業性を自明のものとする捕鯨と対立するカテゴリーを構成するものではないのである。先住民捕鯨は捕鯨の一部（周縁部）を構成するものではあるが、技術水準の低さおよび規模の小ささなどから資源の乱獲をもたらすものとは考えられないので、条約の対象、すなわち規制対象から除外されているのである。

次いで第4条、第5条においてはセミクジラ類<sup>3)</sup>および特定の成長段階にある鯨とそれらを伴った雌鯨の捕殺が禁止されている。

#### 第4条

セミクジラの捕獲、または殺すことを禁止する。なお、このセミクジラにはノースケープクジラ、グリーンランドクジラ、ミナミセミクジラ、タイヘイヨウセミクジラ、ミナミピグミーセミクジラが含まれるものとする。

#### 第5条

仔鯨もしくは乳飲鯨、未成熟の鯨、仔鯨もしくは乳飲鯨を伴っている雌鯨の捕獲、または殺すことを禁止する。

この第4条、第5条は第3条にいう先住民捕鯨以外の捕鯨に適用されるものであり、先住民は第3条の各号に適っている限り、セミクジラ類も仔鯨もしくは乳飲鯨、未成熟の鯨、仔鯨もしくは乳飲鯨を伴っている雌鯨も捕殺できるのである。

本条約制定時までに鯨油を中心とする鯨産物の販売を目的とした捕鯨は捕鯨に最適の（すなわち、もっとも捕殺しやすい）セミクジラ類を枯渇させており<sup>4)</sup>、利潤追求が主たる目的でない（すなわち、乱獲に通じない）先住民捕鯨を除いてセミクジラ類の捕殺が禁止されたのである。

また、仔鯨もしくは乳飲鯨、未成熟の鯨、仔鯨もしくは乳飲鯨を伴っている雌鯨の捕殺は成熟鯨、雄鯨の捕殺に比べて容易であり、その捕殺を放置すれば乱獲、資源の枯渇をもたらすので、先住民捕鯨を除いて禁止されたのである。一方、技術水準の低い先住民捕鯨にとっては第5条にいう仔鯨ほかの鯨が現実的に捕殺可能な鯨であり、また利潤追求を主たる目的としない先住民捕鯨は鯨を捕りすぎることもないので、仔鯨ほかの鯨の捕殺禁止の適用が除外されたのである。

### 1.1.2. 『国際捕鯨取締協定』（1937年）および同議定書（1938年、1945年）<sup>5)</sup>

本協定は全 22 条からなる協定であり、その第 2 条において本協定はいわゆる近代型捕鯨を対象とすることが明記されている。一方、『捕鯨取締条約』第 2 条にみられた先住民適用除外項は設けられていない。しかしながら、近代型捕鯨を対象とすることが条文に明記されている以上、手漕ぎ・帆推進の小舟を用いるような先住民捕鯨は協定の対象外とされているのはいうまでもないことなのである。

#### 第 2 条

本協定は締約国の管轄下にある本協定第 18 条にいう捕鯨母船、捕鯨船、陸上施設およびそれらの捕鯨母船、捕鯨船により捕鯨が実施される全ての水域に適用される。

『捕鯨取締条約』においてはセミクジラ類のみが捕殺を禁止されていたが、本協定ではセミクジラに加えてコククジラも捕殺禁止とされている。

#### 第 4 条

コククジラおよびセミクジラの捕獲、または殺すことを禁止する。

北太平洋東資源（カリフォルニア系群）コククジラの捕鯨船による商業捕鯨開始前（1845 年）の推計生息数は 1 万 5000 頭程度、商業捕鯨中止後（1874 年）の推計生存数は 4000 頭程度であったが、20 世紀に入って以降、今度は沿岸捕鯨施設による商業捕鯨が開始され、この商業捕鯨、それに科学研究目的の捕獲調査などをあわせてさらに 4000 頭程度が捕殺された（Henderson 1984: 176）<sup>6)</sup>。その結果、同資源コククジラの資源量が減少したため、本協定において捕殺禁止対象に加えられたのである。しかしながら、本協定第 2 条の規定により、旧来の手法による先住民捕鯨は本条の対象とはなっていない。

捕殺可能な鯨種の体長制限（第 5 条）、仔鯨、乳飲鯨などの捕殺禁止（第 6 条）も本協定第 2 条の規定により近代型捕鯨を対象としたものであり、旧来の手法による先住民捕鯨は規制から除外されている。

#### 第 5 条

次の体長以下のいかなるシロナガスクジラ、ナガスクジラ、ザトウクジラ、マッコウクジラの捕獲、または殺すことを禁止する。

(a) シロナガスクジラ、70 フィート [21.3m]

(b) ナガスクジラ、55 フィート [16.8m]

(c) ザトウクジラ、35 フィート [10.7m]

(d) マッコウクジラ、35 フィート [10.7m]

第6条 仔鯨もしくは乳飲鯨および仔鯨もしくは乳飲鯨を伴っている雌鯨の捕獲、または殺すことを禁止する。

『捕鯨取締条約』（第5条）、『国際捕鯨取締協定』（第6条）の双方において、先住民による仔鯨もしくは乳飲鯨および仔鯨もしくは乳飲鯨を伴っている雌鯨の捕殺は禁止規定から除外されていることをここで改めて強調しておきたい。先住民による仔鯨ほかの捕殺は現在の先住民生存捕鯨をめぐる議論において繰り返し取り上げられてきた問題であるからである。

1938年の同協定議定書は「南氷洋におけるザトウクジラの1年間の捕殺禁止」などを規定したものであり（喜多 2005: 111; 真田 2006: 94）、1945年の議定書は「南氷洋の1946/47年漁期の操業規制」であった（多藤 1985: 25）。いずれの議定書も南極海捕鯨の規制に関するものであり、先住民捕鯨とは直接関係してこないため、ここでは取り上げない。

### 1.1.3. 小括

本節においては『国際捕鯨取締条約』（1946年）に先立つ捕鯨規制である『捕鯨取締条約』（1931年）および『国際捕鯨取締協定』（1937年）における先住民生存捕鯨関連条項をみてきた。双方において、先住民捕鯨が適用除外項として条文上に明記されているか否かの違いはあるが、先住民捕鯨を条約、協定の対象としていないことは明らかであった。鯨産物の販売による利潤追求を主たる目的としない先住民捕鯨は、鯨油を中心とする鯨産物の販売による利潤追求を目的とした当時の捕鯨の周縁部に位置づけられるが、技術水準の低さおよび規模の小ささなどから資源の乱獲をもたらすものとは考えられないので、目くじらを立てて規制するほどの存在ではなかったのである。

## 1.2. 『国際捕鯨取締条約』(1946年)における先住民生存捕鯨の変遷

『国際捕鯨取締条約』は全11条の本文とその附表から成り立っている。本文においては条約の目的や全体的な枠組みなど、条約の形式的側面が叙述されている。一方、附表においては利用可能鯨種、保護鯨種、解禁期、禁漁期、解禁水域、禁漁水域、体長制限、捕鯨の方法、捕鯨道具など、鯨類資源の利用と管理に関する具体的、実質的部分が規定されている。この附表は60年を超えるその歴史の中で数多くの(大きな)修正が施されてきた。先住民生存捕鯨に関わる事項についても同様である。

以下、本節においては先住民生存捕鯨に関わる附表の修正およびそれに関連する国際捕鯨委員会年次会議における議論を第1回年次会議(1949年)から第62回年次会議(2010年)まで編年的にみていく。まず、先住民生存捕鯨の全体的な枠組みの変遷を大きく掴み(1.2.1. 総括的議論)、次に先住民生存捕鯨を実施している地域(民族集団)ごとに附表の変遷を再度考察する(1.2.2. 個別的議論)。なお、総括的議論と個別的議論において、一部内容が重複する箇所もあるが、先住民生存捕鯨の変遷をよりよく理解するためであることをご承知おきいただきたい。

### 1.2.1. 総括的議論

『国際捕鯨取締条約』第1条第2項において、本条約の対象となる捕鯨(の種類)が明記されている。

#### 第1条 第2項

本条約は締約国の管轄下にある捕鯨母船、陸上施設、捕鯨船およびそれらの捕鯨母船、陸上施設、捕鯨船により捕鯨が実施される全ての水域に適用される(IWC 1950: 10)。

本項は先にみた『国際捕鯨取締協定』第2条(1.1.2.参照)とほぼ同一内容の規定であり、本条約は近代型捕鯨を対象としていることは明らかである。従って、前近代型の捕鯨である限り(手漕ぎボート、手投げ鉈などを使用する捕鯨)、その捕鯨(多くは先住民捕鯨)は条約の対象外であると理解できるのである。

#### 1.2.1.1. 『国際捕鯨取締条約』締約時(1946年)の附表

『国際捕鯨取締条約』締約時の附表第2項において、同条約の基礎となった『国際捕鯨取

締協定』(1937年)第4条(1.1.2.参照)に則る形で資源量が枯渇していたコククジラおよびセミクジラの捕殺が禁止されている。しかしながら、先住民による鯨肉ほか鯨産物の地域的消費を目的とした当該鯨の捕殺については適用除外とされている。

#### 附表 第2項

鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる場合を除いて、コククジラおよびセミクジラの捕獲、または殺すことを禁止する (IWC 1950: 15)。

先住民による捕鯨の場合、前近代型の捕鯨道具を使用しているのであるならば、本条約第1条第2項の規定により、その捕鯨は条約の対象外とされ、コククジラおよびセミクジラの捕殺は可能である。それにもかかわらず、本附表第2項前半部において「鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる場合を除いて」と規定されているのは、前近代型の捕鯨道具を使用する先住民捕鯨であっても、資源量の減少したコククジラとセミクジラに関しては、あらゆる形態の捕鯨が許容されるわけではないということを示すものなのである。この規定により、例えば先住民による第三者への広域流通を目的とするコククジラおよびセミクジラの捕殺は不可能となるのである。

しかしながら、先住民による地域的消費目的の捕鯨である限り、鯨肉ほか鯨産物の地域内における現金を伴った流通は条文上、排除されていないことに改めて注目しておきたい。先住民捕鯨といえども現金の介在を伴う流通を完全に排除することは現実的ではないからである。利潤追求のための流通と必要経費を賄い捕鯨を継続するための現金を介在した流通ではその意味するところが大いに異なる。後者を完全に排除するならば、先住民捕鯨自体の存続が危うくなるのである。

次に附表第3項において、仔鯨、乳飲鯨およびそれらを伴った雌鯨の捕殺禁止が規定されている。

#### 附表 第3項

仔鯨もしくは乳飲鯨および仔鯨もしくは乳飲鯨を伴っている雌鯨の捕獲、または殺すことを禁止する (IWC 1950: 15)。



本附表第3項は『捕鯨取締条約』第5条(1.1.1.参照)とほぼ同一内容の規定であり(同条約第5条では対象とされていた「未成熟の鯨」が除外されているだけ)、『国際捕鯨取締協定』第6条(1.1.2.参照)と同一字句の規定である。また、前者において先住民捕鯨は条約から除外されることが明確に規定され、後者においても先住民捕鯨は協定から実質的に除外されていた。

このような先行条約、協定の前例および本条約第1条第2項の規定から、先住民は前近代型の捕鯨道具を用いる限り、仔鯨もしくは乳飲鯨および仔鯨もしくは乳飲鯨を伴っている雌鯨を捕殺したとしても、条約上は問題がないとするのが適切な解釈なのである。言うまでもないことであるが、本附表第3項が対象としているのは条約第1条第2項が規定している近代型捕鯨だけである。

#### 1.2.1.2. 国際捕鯨委員会第6回年次会議(1954年)および第13回年次会議(1961年)における附表の修正

第6回年次会議(1954年)において、附表第6項が3項目に再編修正され、従来は南半球だけであったザトウクジラの捕殺規制が北半球(北大西洋)にも拡大された。この結果、南極海の一部海域においては4日間だけザトウクジラ捕鯨が可能であるにもかかわらず、北大西洋ではザトウクジラ捕鯨が全面的に禁止されてしまったのである。

再編修正された附表第6項は次のとおりである。

##### 附表 第6項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは5年間禁止する (IWC 1955: 16)。[下線筆者付記。下線部は付加もしくは修正部分を表記。以下同様]

(2) 西経0度から西経70度までの南緯40度より南の海域において、ザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは5年間禁止する (IWC 1955: 16)。

(3) 2月1日、2日、3日、4日を除いて、南緯40度より南の海域において、ザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みる目的のために捕鯨母船に帰属している捕鯨船を使用することは禁止する (IWC 1955: 16)。(この附表第6項(3)が修正前の附表第6項である。)

この北大西洋におけるザトウクジラの捕殺禁止規定はグリーンランドの捕鯨と大きくかわるものなのである。

なお、上記附表第 6 項(1)は、第 13 回年次会議（1961 年）において、グリーンランド海域における捕鯨については制限つきで適用除外となった（1.2.2.1.2.参照）。

#### 附表 第 6 項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは 1964 年 11 月 8 日まで禁止する。この禁漁期にあるにもかかわらず、グリーンランド海域における年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する（IWC 1962: 21）。

#### 1.2.1.3. 国際捕鯨委員会第 16 回年次会議（1964 年）における附表の修正

第 16 回年次会議（1964 年）において、米国政府により提案され、オランダ政府により支持（セカンド）された「商業的利害（commercial interests）による先住民の権利濫用を避けるため」の附表第 2 項の修正案は投票の結果、満場一致で可決された（IWC 1966: 20）。修正された附表第 2 項は次のとおりである。

#### 附表 第 2 項

先住民もしくは先住民のために締約国が捕獲、または殺す場合を除いて、かつまた鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる場合を除いて、コククジラおよびセミクジラの捕獲、または殺すことを禁止する（IWC 1966: 20）。

本附表修正により、先住民捕鯨の主体者（実施者）が明確になった。すなわち、先住民のみならず、先住民のために締約国も先住民捕鯨を実施できることが明記されたのである。

この附表第 2 項が想定している先住民のために捕鯨を実施する締約国とはソビエト社会主義共和国連邦（ソ連邦）である。正確な開始年は議事録上では不明瞭であるが、この附表修正後にソ連邦は政府の捕鯨船による先住民捕鯨を開始している。このことは、13 年後の第 29 回年次会議（1977 年）の科学委員会において、ソ連邦政府が同国の先住民捕鯨に関して、「10 年前に特別な捕鯨船を 1 隻提供し、同捕鯨船が先住民による捕鯨と交替する

ことにより、高い〔銛打ち〕亡失率を乗り越えた」(IWC 1978b: 67) と説明していることにより確認できるである。

本附表修正案をめぐる議論において、先住民捕鯨と商業性との関わりが初めて取り上げられた。「商業的利害による先住民の権利濫用を避けるため」とする米国、オランダによる修正案の主旨は、第三者が先住民を利用して先住民捕鯨の名の下で商業的利益を得ることを防止するためなのか、あるいは先住民が先住民捕鯨の名の下で商業的利益を得ることを防止するためなのか、それともその両方なのかは議事録を読む限りではわからない。しかしながら、これら両国が先住民捕鯨からできる限り商業性を取り除こうとする意図を持っていたことは「商業的利害による先住民の権利濫用」という字句から読み取ることができるのである。

#### 1.2.1.4. 国際捕鯨委員会第 25 回年次会議（1973 年）における附表の再編集

既存附表を修正の上、新たなる番号をつけるなど再編集した附表案が文書 IWC/25/10 として国際捕鯨委員会第 25 回年次会議(1973 年)に提案され、承認された (IWC 1975a: 32-33)。

この結果、ザトウクジラの捕殺禁止規定のグリーンランド海域における適用除外を記した(旧)附表第 6 項(1)は(新)附表第 6 項として(附表第 6 項(1)の変遷については、1.2.2.1.1-4. 参照)、コククジラおよびセミクジラの捕殺禁止規定の先住民への適用除外を記した(旧)附表第 2 項は(新)附表第 7 項として、仔鯨、乳飲鯨およびこれらを伴った雌鯨の捕殺禁止を規定した(旧)附表第 3 項は(新)附表第 8 項として再編集された。(新)附表第 6 項においては字句に修正削除がなされたが、(新)附表第 7 項、第 8 項は字句に修正はなく、番号が変わっただけである。

##### 附表 第 6 項

ザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは禁止する。この禁止にもかかわらず、グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する (IWC 1975c)。

##### 附表 第 7 項

先住民もしくは先住民のために締約国が捕獲、または殺す場合を除いて、かつまた鯨肉

および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる場合を除いて、コククジラおよびセミクジラの捕獲、または殺すことを禁止する（IWC 1975c）。

#### 附表 第8項

仔鯨もしくは乳飲鯨および仔鯨もしくは乳飲鯨を伴っている雌鯨の捕獲、または殺すことを禁止する（IWC 1975c）。

#### 1.2.1.5. 国際捕鯨委員会第26回年次会議（1974年）における鯨類資源3分類案の採択

第26回年次会議（1974年）において、米国政府が全ての商業捕鯨に関する10年間の一時停止決議案を提出、本決議案に対するオーストラリアの修正案—鯨類資源を初期管理資源、維持管理資源、保護資源に3分類し、商業捕鯨対象系群、対象種を厳しく制限する—が多数決により採択された（IWC 1976a: 25-26）。

国際捕鯨委員会においては、『国際捕鯨取締条約』第5条にいう鯨類資源の保護、利用などに関わる事項については、単純過半数による多数決により決議案が採択されても、その決議は拘束力を持たない。同条約第3条第2項の規定に従い、4分の3以上の多数決により関連する附表の修正がなされてのみ効力が生じるのである<sup>8)</sup>。上記修正案に関連する附表修正は翌年（1975年）の第27回年次会議でなされた（1.2.1.6.参照）。商業捕鯨の全面禁止のめざす反捕鯨国は一步ずつ着実に歩みを進めていたのである。

#### 1.2.1.6. 国際捕鯨委員会第27回年次会議（1975年）における鯨類資源3分類による附表の修正

第26回年次会議（1974年）で採択された鯨類資源の3分類（1.2.1.5.参照）に関連する附表修正案が第27回年次会議（1975年）において承認された。今回の附表修正は鯨類資源の3分類に基づくもので大幅な修正となった。以下、先住民捕鯨に関連する箇所のみを取り上げる。

先住民捕鯨関連では（旧）附表第6項、第7項が（新）附表第7項として一本化された。また、それらの修正を受けて附表第13項も修正された。

#### 附表 第6項

鯨類の全資源は科学委員会の助言に従って、次の3カテゴリーの1つに分類される（IWC

1977a: 13)。

**(a) 維持管理資源 (Sustained Management Stocks) :**

最大持続生産量水準<sup>9)</sup>を 10%以上下回らず、20%以上上回らない資源。ある資源が相当の期間にわたって一定の捕殺頭数を維持しつつも安定した水準を保ち、他の分類を適用すべき積極的な証拠がない場合は維持管理資源として分類する。維持管理資源については、科学委員会の助言に従って、商業捕鯨を許可する (IWC 1977a: 13)。

最大持続生産量水準からそれを 10%下回る水準までの資源については、捕殺許可数は最大持続生産量の 90%を超えてはならず、また資源が最大持続生産量水準より 1%低下するごとに 10%の削減を行う。最大持続生産量水準もしくはそれを上回る資源については、捕殺許可数は最大持続生産量の 90%を超えてはならない (IWC 1977a: 13)。

**(b) 初期管理資源 (Initial Management Stocks) :**

最大持続生産量水準を 20%以上上回る資源。初期管理資源については、科学委員会の助言に従って、資源を最大持続生産量水準に保ち、最適水準を下回る危険性のないような効果的措置をとった上で商業捕鯨を許可する。捕殺許可数は最大持続生産量の 90%を超えてはならない (IWC 1977a: 13-14)。

**(c) 保護資源 (Protection Stocks) :**

保護資源とは最大持続生産量水準を 10%以上下回る資源。保護資源として分類された資源については商業捕鯨を認めない (IWC 1977a: 14)。

本附表第 6 項による鯨類資源の 3 分類の結果、鯨類系群および鯨種は維持管理資源、初期管理資源として分類されれば商業捕鯨が可能であることが再確認された。北大西洋においては特定系群のナガスクジラとミンククジラは維持管理資源および初期管理資源とされたので、この両種については従来どおり商業捕鯨が可能とされた。

一方、(旧) 附表第 6 項、第 7 項によりグリーンランド海域における登録総重量 50 トン未満の捕鯨船による体長 35 フィート (10.7m) を下回らない個体を除いて全海域で捕殺が禁止されていたザトウクジラおよび先住民による鯨肉ほか鯨産物の地域的消費を目的とす

る捕鯨を除いて捕殺が禁止されていたコククジラとセミクジラは保護資源として分類され、商業捕鯨は認められない鯨種として再確認された。但し、(旧) 附表第 6 項、第 7 項において認められていた適用除外はそのままとされ、(新) 附表第 7 項の中で一本化された。

附表 第 7 項 (旧附表第 6 項、第 7 項を一本化したもの)

附表第 6 項の規定にもかかわらず、グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。先住民もしくは先住民のために締約国政府がコククジラあるいはセミクジラを捕殺することは、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する (IWC 1977a: 14)。

グリーンランド海域においては、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船を用いる限り、誰でも (すなわち、先住民、非先住民を問わず) 体長 35 フィート (10.7m) を下回らないザトウクジラの捕殺が可能である。これに対して、コククジラとセミクジラの捕殺は先住民 (およびその先住民が帰属する締約国) にしか認められていない。同一規定の中に非先住民の捕殺を可とする鯨種と先住民 (およびその先住民が帰属する締約国) のみの捕殺を可とする鯨種が併記されていることは、一貫性を欠いていると言わざるをえない。規定の無理な一本化であった。

#### 1.2.1.7. 国際捕鯨委員会第 29 回年次会議 (1977 年 6 月) および特別会合 (1977 年 12 月) における附表の修正

1977 年 6 月に開催された第 29 回年次会議において、(旧) 附表第 7 項の一部字句を修正削除し、(新) 附表第 11 項とする附表修正が行われた。削除された字句は「あるいはセミクジラ」(旧来からセミクジラと表現されてきたが、正確にはホッキョククジラ<sup>10)</sup>) である。

附表 第 11 項 (新番号、旧番号は附表第 7 項)

附表第 8 項の規定にもかかわらず、グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の

捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。先住民もしくは先住民のために締約国政府がコククジラ~~あるいはセミクジラ~~を捕殺することは、その鯨肉および鯨産物がかつぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する（IWC 1977a: 14; 1978a :33）。[二重取消線筆者付記。削除箇所を表記。以下同様]

この附表修正の結果、米国アラスカ州に住む先住民はホッキョククジラ捕鯨が禁止されることになったのである。しかしながら、附表修正から僅か半年後の 1977 年 12 月、国際捕鯨委員会の特別会合が開催され、改めてホッキョククジラに捕殺枠が設定された。再度修正された附表は次のとおりである。

#### 附表 第 11 項

附表第 8 項の規定にもかかわらず、グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。先住民もしくは先住民のために締約国政府がコククジラあるいはベーリング海資源ホッキョククジラを捕殺することは、その鯨肉および鯨産物がかつぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、ベーリング海資源ホッキョククジラに関しては、以下の条件によるものとする。

(a) 1978 年、捕鯨は 18 頭の銛打ちもしくは 12 頭の陸揚げのいずれかに達した時、終わるものとする。

(b) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する (IWC 1979a: 4)。

このホッキョククジラ捕鯨の禁止と捕殺枠の再設定をめぐる国際捕鯨委員会における議論については、別所において詳細に論じる (1.2.2.3.2.参照)。

#### 1.2.1.8. 国際捕鯨委員会第 30 回年次会議 (1978 年) における附表の修正、特別会合 (1978 年) および先住民捕鯨に関する 3 部門専門家会議 (1979 年) における議論

第 30 回年次会議 (1978 年 6 月) において、その議題の中で「先住民生存捕鯨」に相当する名称として「生存／先住民捕鯨」(Subsistence/Aboriginal Whaling) なる名称が初め

て用いられた (IWC 1979b: 26)。

また、本年次会議において、北太平洋東資源コククジラが初めて商業捕鯨の可能な維持管理資源として分類され、それに伴って附表に添付されている表 1「ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠」も修正、同コククジラの 1979 年漁期に捕殺枠 178 頭が設定された (IWC 1979b: 35)。但し、その捕殺枠には「附表第 11 項に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。商業目的の捕鯨は除く」(IWC 1979b: 35) とする注記がなされ、先住民捕鯨に限定された。

本年次会議における先住民捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1979 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 178 頭

注) 附表第 11 項に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。商業目的の捕鯨は除く (IWC 1979b: 35 Table 1)。

一方、1978 年 12 月に開催された国際捕鯨委員会の特別会合において、その議題の中で文字通り先住民生存捕鯨を表す「先住民／生存捕鯨」(Aboriginal/Subsistence Whaling) なる名称が初めて用いられた (IWC 1980a: 4)。

同特別会合において、先住民生存捕鯨に関する適切な管理制度を進展させるために、1979 年 2 月にシアトルにおいて専門家会議、同年 4 月にワシントンにおいて作業部会を開催し、次の年次会議までに当該会議関連文書を配布するとの決定がなされたのである (IWC 1980a: 4)。

1979 年 2 月、国際捕鯨委員会は野生生物学、栄養学、文化人類学の専門家からなる会議を開催した。この 3 部門専門家会議の目的は、国際捕鯨委員会の下部機関である技術委員会<sup>11)</sup>によるアラスカにおける先住民によるホッキョククジラ捕鯨に対する管理制度確立に向けての提案作成を手助けすることであり (IWC 1982c: 7)、それぞれは次のような結論を提出している。



野生生物学専門家の結論：

現在のベーリング海資源ホッキョククジラの資源量は初期資源量（1851年）と比べて少数である。この絶対的な生息数の少なさを考慮したならば、当専門家委員会は、国際捕鯨委員会の下部機関である科学委員会の結論「生物学的見地からすれば、唯一の安全な方法はベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺数をゼロにすることである」に同意する（IWC 1982c: 19）。

栄養学専門家の結論：

北極圏エスキモーの栄養的必要物は、適切な食料選択がなされたならば、地元の生存的食料、もしくは西洋型の食料により充足することができる。ホッキョククジラは北極圏エスキモーの栄養的内容物において唯一のものではない。アザラシ、シロイルカ、セイウチはその栄養価においてホッキョククジラと匹敵する。430頭のゼニガタアザラシ属のアザラシはカロリー的には1頭のホッキョククジラと等価であり、地元の代替資源として考えられるであろう（IWC 1982c: 30）。

文化人類学専門家の結論：

捕鯨およびそれに関連する活動の複合体は北アラスカの捕鯨共同体の文化と社会における最も重要な単一の要素である。捕鯨複合体は社会統合、政治的指導力、儀礼活動、伝統教育、個人の価値基準、エスキモーのアイデンティティを定めるための中心点を提供している。文化的見地からホッキョククジラは他の資源種により代替しえない。中心的な文化活動としての捕鯨および食料としてのホッキョククジラ産物におかれている非常に高い価値はそのような代替を不可能にしている（IWC 1982c: 35）。

それぞれの専門家はそれぞれの科学的知見に基づき与えられた課題に回答を提供している。それらはそれぞれの学問分野においては正当性を持つ結論であり、門外漢が疑念を呈することは失礼なことなのかもしれない。しかしながら、たとえ捕殺できるとしてもアザラシ430頭を捕殺することはそれほど簡単なことではない。しかも、アザラシは先住民にとって可能な食料としての序列は低い（IWC 1982c: 43）。文化人類学を専攻する筆者は、人間を栄養的に充足させればそれで事足りるとする見解には同意できない。

文化的充足と栄養的充足はまた別のものである。エスキモー（イヌピアット）としての

アイデンティティを保持しながら生存しつづけるためには、たとえ捕鯨の継続がホッキョククジラ種の存続にとって多少の不確実性を伴うものであったとしても、捕殺は認められてしかるべきなのである。

また、文化人類学専門家は国際捕鯨委員会による先住民捕鯨の定義策定に資するために、「鯨産物の生存的な利用」を次のように定義している。

- (1) 捕鯨参加者による鯨産物の食料、燃料、住居、衣服、道具、あるいは運搬手段としての個人的な消費。
- (2) 捕鯨参加者の親族、地域共同体内の他者、および地域住民が家族的、社会的、文化的あるいは経済的なつながりを共有している地域共同体外の人との捕殺された形態のままの鯨産物の交換、交易、分配。この交換、交易には通貨も伴っているが、鯨産物の大部分は地域共同体内において通常は捕殺された形態で消費、あるいは利用される。
- (3) 鯨が上記 (1)、(2) において定義された目的のために捕殺された時、その鯨産物を用いた手工芸品の製作および販売 (IWC 1982c: 49)。

ここでは特に(2)に注目しておきたい。鯨産物が地域共同体の枠を超えて流通することもその流通に現金が介在することも可能とされているのである。例えば、グリーンランドの場合、デンマークに居住するグリーンランドの先住民（カラーリット）にグリーンランド産の鯨産物を分配することは当然認められるし、そこに輸送経費などとして現金が介在することもあるであろう。それらの分配、交易は先住民間の文化的紐帯を維持、強化するためのものであり、決して商業的な目的でなされるのではないのである。

なお、この定義は 2004 年に開催された国際捕鯨委員会第 56 回年次会議において、再確認されている (IWC 2005b: 15 参照)。

第 30 回年次会議 (1978 年 6 月) において国際捕鯨委員会が取り扱う先住民捕鯨に関して「生存／先住民捕鯨」なる名称が用いられ、その半年後の特別会合 (1978 年 12 月) においては「先住民／生存捕鯨」という名称になったのであるが、第 31 回年次会議 (1980 年 6 月) においては、再び「生存／先住民捕鯨」が用いられている (IWC 1980b: 30)。このような半年ごとの先住民捕鯨にかかる名称の揺れ動きから、1978 年から 1979 年当時は

まだ「先住民生存捕鯨」という名称が国際捕鯨委員会において確立されていなかったことがわかるのである。国際捕鯨委員会において一貫して「先住民生存捕鯨」という名称が用いられるようになるのは次の第 32 回年次会議（1980 年）からである。

#### 1.2.1.9. 国際捕鯨委員会第 32 回年次会議（1980 年）における附表の修正

第 32 回年次会議（1980 年）において、オーストラリアは国際捕鯨委員会の議論における先住民生存捕鯨の重要性が増大していることについて見解を述べ、同国は生存捕鯨についても商業捕鯨に対する国際捕鯨委員会の管理手順の中に反映されているものに類似した適切な管理原則と指針を発展させることが有益であると主張した（IWC 1981a: 17）。ここにおいて先住民捕鯨についても商業捕鯨と同様に扱い、捕鯨を制限していこうとするオーストラリアの姿勢を読み取ることができるのである。本件に関連して、生存捕鯨の管理原則について議論する技術委員会の下部組織としての特別作業部会の設立が同意された（IWC 1981a: 17）。

また、本年次会議において、先住民生存捕鯨について規定している（旧）附表第 12 項が修正のうえ、（新）附表第 13 項として改編された<sup>12)</sup>。

#### 附表 第 13 項

##### (a)

附表第 10 項<sup>13)</sup>の規定にもかかわらず、

(i) グリーンランド海域における体長 35 フィート（10.7m）を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。

(ii) 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(1) 1981 年から 1983 年までの間において、総陸揚げ数は 45 頭を超えてはならず、総鉆打ち数は 65 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても陸揚げ数は 17 頭を超えてはならない。

(2) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを鉆打ち、捕獲、殺すことを禁止する（IWC 1981a: 36）。

(b)

北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国政府によって行われ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1981 年に捕殺されるコククジラの数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1981a: 36-37)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1981 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

本附表修正により、先住民生存捕鯨関連事項は、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨および米国アラスカ州におけるホッキョククジラ捕鯨については附表第 13 項(a)として、ソ連邦チュコト地域のコククジラ捕鯨については附表第 13 項(b)として整理された。

この(新)附表第 13 項(a)(b)の規定、(旧)附表第 12 項よりは読みやすくなったが、グリーンランドとアラスカを一緒のままに残しておくなど整理が不十分な部分も残されている。この後、先住民生存捕鯨関連事項はこの附表第 13 項の中で修正、整理されていくことになる。

**1.2.1.10. 先住民による生存捕鯨の管理原則に関する技術委員会特別作業部会 (1981 年) における議論および第 34 回年次会議 (1982 年) における附表の修正**

第 32 回年次会議 (1980 年) において設立が同意された生存捕鯨の管理原則に関する技術委員会の特別作業部会会合が第 33 回年次会議 (1981 年) の前週に開催され、本会合において次のような「先住民生存捕鯨」ほかの定義が初めて提出された。

「先住民生存捕鯨」(Aboriginal Subsistence Whaling) :

先住民による地域的消費を目的とした捕鯨であり、古くからの伝統的な捕鯨や鯨利用へ

の依存が見られ、地域、家族、社会、文化的に強いつながりを持つ、原住民／先住民／土着の人々により、またそれらの人々に代わって行う捕鯨（IWC 1981d: 3; 訳はフリーマン（1989: 190）を一部改変）。

「先住民による地域的消費」（Local Aboriginal Consumption）：

地域的な原住民／先住民／土着の人々の共同体による、それらの人々の栄養的、生存的、文化的な必要性を満たすための鯨産物の伝統的な利用。ここには先住民生存捕鯨による鯨の捕殺に伴う副産物の取引が含まれる（IWC 1981d: 3）。

「生存のための捕殺」（Subsistence Catches）

先住民生存捕鯨を行うことによる鯨の捕殺（IWC 1981d: 3）。

これらの定義においては、先住民捕鯨に関する3部門専門家会議（1979年）における文化人類学専門家による「鯨産物の生存的な利用」の定義（1.2.1.8.参照）よりも鯨産物の流通を認める地域の範囲が狭く設定され、また鯨産物の現金を介在した流通も認めていないように見受けられる。

しかしながら、別所において「いくらかの事例においては、鯨産物は実際に捕鯨が実施されている沿岸地域から離れた共同体にも分配され、利用されている」「いくらかの事例においては、生存上の必要性を満たすために取引の慣行が出現している」「生活必需品を購入するために鯨産物を販売することとそのような生活必需品と鯨産物を直接交換することの間に本質的な違いがあるかどうかについては議論の余地はある」（IWC 1981d: 7）と述べられており、特別作業部会の定義においても鯨産物の生産地を越えた流通、あるいは現金を介在した流通が必ずしも否定されているわけではないのである。

さらに、特別作業部会の会合において先住民生存捕鯨と商業捕鯨との相違について検討がなされ、両者は2側面（管理目的と捕殺目的）において対照的であることが示された。

先住民生存捕鯨の主要管理目的は最も可能な高い水準で個々の資源を維持することであり、その主要捕殺目的は栄養的、文化的必要性を満たすことである（IWC 1981d: 10）。一方、商業捕鯨の主要管理目的は個々の資源からの産出量を最大化することであり、その主要捕殺目的は鯨産物の販売である（IWC 1981d: 10）。

これらの2側面における相違から言いうることは、先住民生存捕鯨は捕鯨における「質」

(文化的栄養的側面)を重視しているということであり、商業捕鯨は捕鯨における「量」(経済的側面)を重視しているということである。

最後に、特別作業部会は先住民生存捕鯨とその捕殺対象となっている鯨種との関係については、「個別資源に対する絶滅の危険性が、生存捕鯨により著しく増大しないこと」が「先住民による捕鯨が彼らの文化的栄養的必要性にとってふさわしい水準で永続的になされること」に優先するとし、先住民生存捕鯨対象鯨種が先住民による捕鯨により著しく絶滅の危険性が増大する場合は、先住民生存捕鯨の制限もやむなしとしている(IWC 1981d: 10)。

第34回年次会議(1982年)において、特別作業部会運営委員会は先住民生存捕鯨の管理体制を履行するためにすぐに行動する必要性を強調し、先住民生存捕鯨に従事している先住民の文化的、栄養的必要性を考察し、関連事項に関して技術委員会に助言を与えるために、技術委員会の常任小委員会もしくは作業部会が設立されるべきであると勧告した(IWC 1983a: 29)。

米国は同年次会議の技術委員会において、その勧告に同意し、常任小委員会を設立する決議案を提出、同決議案は技術委員会においては多数決で採択され、国際捕鯨委員会総会において総意により承認された(IWC 1983a: 29)。

総意により承認された「先住民生存捕鯨に関する決議」は次のとおりである。

国際捕鯨委員会は、先住民生存捕鯨のための管理原則と指針に関する技術委員会特別作業部会の報告書を受諾し、その報告書の目的を達成するために先住民生存捕鯨管理制度の履行に同意する(IWC 1983a: 38)。

国際捕鯨委員会は、『国際捕鯨取締条約』附表において明示されている管理原則に従って先住民生存捕鯨を管理することに同意し、効果的な鯨類管理には影響を受ける先住民の全面参加と協力が必須であると認識する(IWC 1983a: 38)。

国際捕鯨委員会は、先住民生存捕鯨にかかる栄養的、生存的、文化的な必要性についての説明文書およびそれらの目的で捕殺された鯨の利用を考察し、かつ適切な管理対策の考察および決定に関して技術委員会に助言を与えるために技術委員会の下に常任小委員会を設立することに同意する(IWC 1983a: 38)。

本決議により、『国際捕鯨取締条約』附表に基づいて先住民生存捕鯨を管理していくこと、その管理には当事者である先住民の協力が不可欠であることが確認され、あわせて栄養的、生存的、文化的な必要性の見地から先住民捕鯨を考察、管理するための助言組織として技術委員会の下に先住民生存捕鯨小委員会（Sub-Committee on Aboriginal Subsistence Whaling）が設立されることになったのである。これ以降、先住民生存捕鯨も『国際捕鯨取締条約』の枠内で少しずつ厳格に管理されていくようになるのである。

国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨管理厳格化の背景には本年次会議において、商業捕鯨の一時停止を求める附表修正案－沿岸捕鯨については1986年漁期から、母船式捕鯨については1985/86年漁期から、商業目的の捕殺枠をゼロとする附表修正案－が可決されたことがある。商業捕鯨が停止されたならば、(商業)捕鯨の管理を目的として締結された『国際捕鯨取締条約』が果たす役割および同条約の施行管理機関である国際捕鯨委員会の主要な仕事がなくなってしまうからである。後は先住民生存捕鯨の管理しか残されていないのである（実際のところは、商業捕鯨一時停止以降、国際捕鯨委員会は生態系、環境、ホエール・ウォッチングなど『国際捕鯨取締条約』とはほとんど関係のないテーマを議題として、すなわち仕事として取り上げるようになるのである）。

さて、その商業捕鯨の一時停止は捕鯨全般に多大なる影響を与えた。『国際捕鯨取締条約』において先住民生存捕鯨を規定している附表第13項についても、商業捕鯨の一時停止にかかる附表修正にあわせて大幅に修正がなされた。

修正された附表第13項はつぎのとおりである。

#### 附表第13項

##### (a)

附表第10項の規定にもかかわらず、1984年漁期およびそれ以降の各漁期において先住民の生存上の必要性を満たすための先住民生存捕鯨用の捕殺枠は以下の原則に則って確立される。

(1) 最大持続生産量水準またはそれ以上にある資源については、先住民生存用の捕殺は最大持続生産量の90%を超えない範囲で許可される。

(2) 最大持続生産量水準以下であるが、ある程度の最小水準以上である資源については、先住民生存用の捕殺は資源を最大持続生産量水準に向かわせる水準の範囲内で許可され

る。

注) 国際捕鯨委員会は科学委員会の助言に基づいて可能な限り、以下の 2 点を確立する。

(a) それ以下では鯨を捕殺してはならない最小の資源水準

(b) 各資源を最大持続生産量に向かわせる増加率

科学委員会は最小の資源水準および異なる管理制度の下で最大持続生産量に向かう増加率について助言を行う。

(3) 上記の規定は最良の科学的助言に基づいて常に再検討され、遅くとも 1990 年までに国際捕鯨委員会は諸資源に対するこれらの規定の影響についての包括的評価を行い、修正を考慮する (IWC 1983a: 40)。

(b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。

(2) 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1981 年から 1983 年までの間において、総陸揚げ数は 45 頭を超えてはならず、総鉈打ち数は 65 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても陸揚げ数は 17 頭を超えてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを鉈打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(3) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国政府によって行われ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1983 年に捕殺されるコククジラの数  
は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない。

(4) 先住民による西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを



許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1983a: 40)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1983 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 444 頭

注) 1981 年から 1985 年までの 5 年間におけるミンククジラの総捕殺数は 1778 頭を超えてはならない。

注) 表示されている全数量のうち、先住民の必要性に応じた一定割合が附表第 13 項 (b)(4)に基づき先住民により捕殺されることができる。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 6 頭

注) 附表第 13 項(b)(4)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1983a: 41 Table 1)。

今回の附表修正において先住民生存捕鯨に関する資源管理上の理論的枠組が附表第 13 項(a)として規定され、個別の先住民生存捕鯨は附表第 13 項(b)として一括された。以降、個別の先住民生存捕鯨関連事項はこの附表第 13 項(b)の中で修正、整理されていくことになる。

個別の先住民生存捕鯨のうち、米国アラスカ州のホッキョククジラ捕鯨 (13(b)(2)) およびソ連邦チュコト地域のコククジラ捕鯨 (13(b)(3)) については形式的な変更のみで、実質的な変更はなされていない。これに対して大きく変わったのが、グリーンランドにおける捕鯨である (13(b)(1), (4))。

従来、グリーンランドにおける捕鯨に関しては、附表上、捕鯨実施者については明確に規定されておらず、グリーンランド島民であるならば、先住民、非先住民を問わず、捕鯨に従事できた。ところが、今回の附表修正において、附表第 13 項(b)の冒頭に「先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする」と明確な規定がなされた。その結果、グリーンラ

ンドにおいても先住民しか捕鯨に従事できなくなったのである。

また、これまでは特定資源のナガスクジラとミンククジラについては附表上、商業目的の捕鯨が認められてきたため、グリーンランドにおいてはこの2種の捕殺に関して先住民捕鯨か、あるいは商業目的の捕鯨かは議論されなかった。しかしながら、今回の附表修正の結果、グリーンランドにおいてもナガスクジラとミンククジラの捕殺に関して先住民生存目的の捕鯨のみが許可されるものとして規定されたのである（附表第13項(b)(4)）。

なお、今回の附表修正においても、仔鯨および幼鯨を伴った鯨の捕殺禁止規定はベーリング海資源ホッキョククジラに関してだけである（附表第13項(b)(2)(ii)）。先住民生存捕鯨である限り、捕殺が認められている他の鯨種（ザトウクジラ、コククジラ、ミンククジラ）については、附表上は仔鯨および幼鯨を伴った鯨の捕殺が可能であることを改めて記しておく。

国際捕鯨委員会第34回年次会議において、『国際捕鯨取締条約』が取り扱う13種の鯨類全てについて商業目的の捕鯨が一時停止されてしまったため、条約上実施可能な捕鯨は先住民生存捕鯨だけとなってしまった<sup>14)</sup>。その結果、従来は捕鯨（ほとんど全ての捕鯨は現金を介在した鯨油、鯨肉など鯨産物の流通を伴う）の周縁部に位置づけられていた先住民捕鯨が、商業目的の捕鯨と対立するカテゴリーとしての先住民生存捕鯨として位置づけられるようになったのである。言い換えれば、先住民捕鯨が先住民生存捕鯨として確立されることにより、少なくとも理念的には商業的要素を含まないものとして取り扱われるようになったのである。捕鯨民の生活実態を知らない者にとって、利潤追求をめざさない現金を介在した鯨産物の流通の理解は難しい。ここに先住民生存捕鯨の不幸が始まるのである。

#### 1.2.1.11. 国際捕鯨委員会第35回年次会議（1983年）における附表の修正

第35回年次会議（1983年）において、科学委員会は附表第13項(a)にいう最小の水準についての考察は（1.2.1.10.参照）、遺伝子上の多様性および過去の生息数水準についての疑問が現在のところ解決できないので、十分には取り組めないとした（IWC 1984a: 21）。ここにおいて科学委員会は、科学的な不確実性のゆえに先住民生存捕鯨向けの捕殺枠の設定に関して、現段階では大きな貢献はできないことを表明したのである。それは科学者の誠実さの現れともいえるし、科学が政治的に利用されることを嫌ったともいえるのである。

先住民生存捕鯨向けの捕殺枠を設定するか否かは、鯨に関する科学を十分に考慮した上で、最終的には国際捕鯨委員会が政治的に決定することなのである。その決定は時には科

学と相容れないこともあるが、人の暮らしを重視すれば、また別の結論が出るものなのである（同様に、反捕鯨というイデオロギーを重視すれば、捕鯨民の暮らしを無視した別の結論が出ることもある）。不確実性に基づく予防的原則の結果、全てを鯨種に有利にという結論は科学者の狭い世界においては妥当かもしれないが、それを認めてしまえば人の現実の暮らしは成り立たなくなるのである。科学的な厳格さよりも人の暮らしを重視する多少の曖昧さが必要なのである。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 9 頭 のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。

(2) 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1984 年と 1985 年において総鉈打ち数は 43 頭 (注) を超えてはならず、各年とも鉈打ち数は 27 頭を超えてはならない。

注) 1 年目の終わりにこの数値は再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを鉈打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(3) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国政府によって行われ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1984 年 に捕殺されるコククジラの数 は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない。

(4) 先住民による西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1984a: 33)。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1984年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 300 頭

注) 1984年から 1985 年までの 2年間におけるミンククジラの総捕殺数は 588 頭を超えてはならない。

注) 表示されている全数量のうち、先住民の必要性に応じた一定割合が附表第 13 項(b)(4)に基づき先住民により捕殺されることができる。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 6 頭

注) 附表第 13 項(b)(4)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1984a: 33 Table 1)。

今回の附表修正における大きな変更点はグリーンランドにおけるザトウクジラの捕殺枠が 10 頭から 9 頭に削減されたこと、および米国アラスカ州のホッキョククジラの捕殺枠に関連して、複数年捕殺枠が 3 年間から 2 年間に減じられたことと陸揚げ枠がなくなり、銚打ち枠だけになったことである。これらについては別所で取り上げる (1.2.2.1.10.; 1.2.2.3.7. 参照)。

#### 1.2.1.12. 国際捕鯨委員会第 36 回年次会議 (1984 年) における附表の修正

第 36 回年次会議 (1984 年) において、先住民生存捕鯨小委員会は次のような提言を行った。チュコト半島沖のコククジラ、アラスカ沖のホッキョククジラおよびグリーンランド海域における数種の鯨にかかる先住民生存捕鯨は文化的、栄養的、生存的必要性を充足するうえで重要であるということを認識し、これらの必要性はできるだけ効果的に各国代表に知らされるべきである (IWC 1985a: 28)。また、グリーンランドの先住民生存捕鯨に関しては数種類の鯨に依存している同捕鯨の栄養的、生存的、文化的重要性を認識し、捕殺枠を考慮するに際して、捕殺数はそれらの利用と一致するようなやり方で考えられるべ

きである (IWC 1985a: 28)。本提言は技術委員会において同意され、国際捕鯨委員会総会において採択された (IWC 1985a: 18)。

ここにおいて、先住民生存捕鯨について検討する際には、各地域において捕殺対象となっている鯨の持つ先住民にとっての文化的、栄養的、生存的必要性を考慮すること、特にザトウクジラ、ナガスクジラ、ミンククジラという 3 種の鯨が捕殺対象となっているグリーンランドに関しては、捕殺枠は個別種の実際の利用状況を反映したものでなければならないことが強調されているのである。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 8 頭 のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。1985 年あるいは 1986 年において捕殺枠が超過され、いずれかの年にザトウクジラ 8 頭を超えて捕殺されたならば、超過分は次の年の捕殺枠から差し引くものとする。

(3) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1985 年 に捕殺されるコククジラの数 は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない。

(4) 先住民による西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1985a: 28)。

#### 表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1985 年 漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適

用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 300 頭

注) 1984 年から 1985 年までの 2 年間におけるミンククジラの総捕殺数は 588 頭を超えてはならない。

注) 表示されている全数量のうち、先住民の必要性に応じた一定割合が附表第 13 項 (b)(4)に基づき先住民により捕殺されることができる。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 8 頭

注) 1985 年と 1986 年の 2 年間におけるナガスクジラの総捕殺数は 16 頭を超えてはならない。

注) 附表第 13 項(b)(4)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1985a: 29 Table 1)。

今回の附表の修正において、グリーンランドにおけるザトウクジラとナガスクジラの捕殺枠が変更され、それぞれに附帯事項、注記がついた。これらについては別所で取り上げる (1.2.2.1.11.参照)。

#### 1.2.1.13. 国際捕鯨委員会第 37 回年次会議 (1985 年) における附表の修正

第 37 回年次会議 (1985 年) において、個別の先住民生存捕鯨を規定している附表第 13 項(b)が修正のうえ、改編された。(旧) 附表第 13 項(b)においては、(1)グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨、(2)米国アラスカ州におけるホッキョククジラ捕鯨、(3)ソ連邦チュコト地域におけるコククジラ捕鯨、(4)グリーンランドにおけるナガスクジラ捕鯨およびミンククジラ捕鯨が規定されていたが、今回の附表修正の結果、(1)が削除され、(2)(3)(4)がそれぞれ一つずつ繰り上がった。

従来は、(1)と(4)の 2 か所においてグリーンランドの捕鯨が規定されていたため、条約体系としては不整合があったが、今回の附表修正により、(1)米国アラスカ州におけるホッキョククジラ捕鯨、(2)ソ連邦チュコト地域におけるコククジラ捕鯨、(3)グリーンランドにおけるナガスクジラ捕鯨およびミンククジラ捕鯨、と附表第 13 項(b)の形式的な整合性は確立された。

修正、改編された附表第 13 項(b)は次のとおりである

附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1985 年、1986 年、1987 年の各年において、26 頭（注）の銜打ちが可能である。未使用分の銜打ちは、1 年の合計が 32 頭を超えない範囲で次年度に繰り越しが可能である。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銜打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1986 年に捕殺されるコククジラの数 は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない。

(3) 先住民による西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1986a: 26)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1986 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 130 頭

注) 1986 年と 1987 年の 2 年間におけるミンククジラの総捕殺数は 220 頭を超えてはならない。

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 10 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1986a: 28 Table 1)。

今回の附表の修正においてはグリーンランドおよび米国アラスカ州の先住民生存捕鯨に関わる事項に大きな変更があった。グリーンランドにおいてはザトウクジラの捕殺枠が削除され、ミンククジラの捕殺枠も大幅に削減、そのかわりにナガスクジラの捕殺枠が微増された。米国アラスカ州においては、複数年捕殺枠が再び 3 年間とされ、初めて未使用捕殺枠（銚打ち数）の次年度への繰越が認められるようになった。それらについては個別に取り上げる（1.2.2.1.12.; 1.2.2.3.8.参照）。

#### 1.2.1.14. 国際捕鯨委員会第 38 回年次会議（1986 年）における附表の修正

第 38 回年次会議（1986 年）において、グリーンランドの先住民生存捕鯨に関して、北大西洋中央資源ミンククジラについて新たに捕殺枠 12 頭が設定された。この中央資源ミンククジラについては、従来は商業捕鯨枠が設定されていたが、1986 年漁期からの沿岸捕鯨にかかる商業捕鯨の一時停止決定により捕殺枠がゼロとなり（IWC 1986a: 28 Table 1）、今回改めて先住民生存捕鯨枠として 12 頭が設定されたものである (IWC 1987a: 26 Table 1)。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1987 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 130 頭

注) 1986 年と 1987 年の 2 年間におけるミンククジラの総捕殺数は 220 頭を超えてはならない。



注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 10 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1987a: 26 Table 1)。

なお、この表 1 の修正の前提として、本来は下記附表第 13 項(b)(2)の漁期「1986 年」(波線部)が「1987 年」に、また(3)の「西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺」(波線部)が「中央資源ミンククジラ」を含む形で修正されているはずであるが、議事録には附表の修正として掲載されていない。それが、単なる編集上のミスなのか、あるいは他の理由によるものなのかについては議事録からは判断できない。

#### 附表 第 13 項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1986 年に捕殺されるコククジラの数 は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない。

(3) 先住民による 西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1986a: 26)。

附表第 13 項(b)(2)については、翌年の第 39 回年次会議における附表修正に関する議事録において、「1987 年」から「1988 年」に変更されており (IWC 1988a: 31)、第 38 回年次会議において「1987 年」に修正がなされていたことが示されている。従って、本件については議事録編集上のミスであろうと推定しても問題ないであろう。

中央資源ミンククジラの捕殺が反映された形の附表第 13 項(b)(3)は、第 43 回年次会議 (1991 年)における附表修正に関する議事録において「西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺」(IWC 1992a: 49)として初めて記録されている。その編集形態は第 43 回年次会議以前の年次会議において当該附表

が修正されていたことを示しているが、いつであったかは定かではない。

以下、附表第 13 項 b(3)についても附表第 13 項(b)(2)と同様に議事録編集上のミスと推定して、中央資源ミンククジラの捕殺が反映された形の附表として考察を進める。

#### 1.2.1.15. 国際捕鯨委員会第 39 回年次会議（1987 年）における附表の修正

第 39 回年次会議（1987 年）において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に対して新たに先住民生存捕鯨として 3 年間、年間捕殺枠 3 頭が設定されると共に米国アラスカ州、ソ連邦チュコト地域、デンマーク領グリーンランドの先住民生存捕鯨枠が更新された（IWC 1988a: 31）。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

##### 附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1987 年、32 頭の銚打ちが可能である。1988 年、35 頭の銚打ちが可能である。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1988 年に捕殺されるコククジラの数 は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない。

(4) 1987/88 年漁期から 1989/90 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間 3 頭（注）のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉

および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 1988a: 31)。

#### 表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1988年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 110 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 10 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1988a: 31 Table 1)。

#### 1.2.1.16. 国際捕鯨委員会第 40 回年次会議 (1988 年) における附表の修正

第 40 回年次会議 (1988 年) において、先住民生存捕鯨の定義に関する特別作業部会は以下の 3 点の勧告を行い、本勧告は技術委員会により支持された (IWC 1989: 19)。

- (1) 現在、国際捕鯨委員会により適用されている「先住民生存捕鯨」、「先住民による地域的消費」、「生存のための捕殺」にかかる定義には変更はない。
- (2) 目下の所、先住民生存捕鯨のカテゴリーに対してなされる追加はない。
- (3) 様々な種類の小型捕鯨の状況について国際捕鯨委員会は考察する (IWC 1989: 19)。

(1)にいう現在の定義とは、生存捕鯨の管理原則に関する技術委員会の特別作業部会会合 (1981 年) においてなされた定義である (1.2.1.10.参照)。

本年次会議においてなされた先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。今回

の附表修正における特筆すべき点は、ソ連邦チュコト地域の先住民にも米国アラスカ州の先住民と同様に複数年捕殺枠が与えられたことである。

附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーボーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1989、1990、1991 年の各年において、総銜打ち数は 44 頭を超えてはならず、総陸揚げ数は 41 頭を超えてはならない。但し、各年において未使用分の銜打ち数は最大 3 頭まで翌年に繰り越すことができる。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銜打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。本規定に従って 1989、1990、1991 年の各年において捕殺されるコククジラの数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1989: 32)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1989 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 50 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 23 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1989: 32 Table 1)。

#### 1.2.1.17. 国際捕鯨委員会第 41 回年次会議 (1989 年) における附表の修正

第 41 回年次会議 (1989 年) における附表の修正に関して特筆すべき点は科学委員会の勧告に基づき 1988 年漁期より単年捕殺枠となったグリーンランドの先住民生存捕鯨に対して、再び複数年捕殺枠が設定されたことである。科学的不確実性を先住民の生活に配慮して政治的に解釈することに異論はない。しかしながら、その政治的配慮には科学的不確実性を理由として鯨類保護派の見解を受け入れ、先住民の生活に必要以上に制限を加える危険性をもはらんでいることを忘れてはならないのである。1986 年漁期よりグリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨が不可能になった事実を思い起こしていただければ十分である (1.2.1.13.; 1.2.2.1.12.参照)。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1990 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 100 頭

注) 1990 年、1991 年の 2 年間におけるミンククジラの総捕殺数は 190 頭を超えてはならない。

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 23 頭

注) 1990 年、1991 年の 2 年間におけるナガスクジラの総捕殺数は 42 頭を超えてはならない。

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12 頭

注) 1990 年、1991 年、1992 年各年の捕殺枠。

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1990: 37 Table 1)。

#### 1.2.1.18. 国際捕鯨委員会第 42 回年次会議 (1990 年) における附表の修正

第 42 回年次会議 (1990 年) において、科学委員会は先住民生存捕鯨用の捕殺枠確立の原則を規定している附表第 13 項(a)の再検討を行った。いささか冗漫になるかもしれないが、科学委員会の議論を理解するために附表第 13 項(a)を再提示しておく (初出は 1.2.1.10.)。

附表 第 13 項(a)

附表 10 項の規定にもかかわらず、1984 年漁期およびそれ以降の各漁期において先住民の生存上の必要性を満たすための先住民生存捕鯨用の捕殺枠は以下の原則に則って確立される。

- (1) 最大持続生産量水準またはそれ以上にある資源については、先住民生存用の捕殺は最大持続生産量の 90%を超えない範囲で許可される。
- (2) 最大持続生産量水準以下であるが、ある程度の最小水準以上である資源については、先住民生存用の捕殺は資源を最大持続生産量水準に向かわせる水準の範囲内で許可される。

注) 国際捕鯨委員会は科学委員会の助言に基づいて可能な限り、以下の 2 点を確立する。

(a) それ以下では鯨を捕殺してはならない最小の資源水準

(b) 各資源を最大持続生産量に向かわせる増加率

科学委員会は最小の資源水準および異なる管理制度の下で最大持続生産量に向かう増加率について助言を行う。

- (3) 上記の規定は最良の科学的助言に基づいて常に再検討され、遅くとも 1990 年までに国際捕鯨委員会は諸資源に対するこれらの規定の影響についての包括的評価を行い、修正を考慮する (IWC 1983a: 40)。[波線筆者]

科学委員会は再検討の結果、その仕事である国際捕鯨委員会への助言について、各資源に対して最小の資源水準を決定することができなかったこと、およびコククジラと近年の

ホッキョククジラを除いて、増加率を確定することに大いなる困難があったことを認めている（IWC 1991: 31）。

科学委員会の助言なしには、国際捕鯨委員会は上記「(2)(a) それ以下では鯨を捕殺してはならない最小の資源水準」を確立できず、従って先住民生存捕鯨に対して捕殺枠ゼロを設定する科学的根拠もないのである。それ故、捕殺枠を付与するか否かは「先住民の生存上の必要性」に対する政治的判断にかかっているのである。科学的不確実性は先住民生存捕鯨にとって有利にもなれば、不利にもなりうるのである。

また、科学委員会は先住民生存捕鯨に対するどのような新管理制度についての正式な議論も商業捕鯨に対する改定管理制度が確立された後に有益に行うことができるということで同意した（IWC 1991: 31）。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関してその漁期の3年間の更新が認められ、および表1の漁期が1990年から1991年に修正されたことである（IWC 1991: 50 Table 1 参照）。

#### 附表 第13項(b)

(4) 1990/91年漁期から1992/93年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間3頭（注）のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。

注）本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される（IWC 1991: 50）。

#### 1.2.1.19. 国際捕鯨委員会第43回年次会議（1991年）における附表の修正

第43回年次会議（1991年）において、科学委員会は先住民捕鯨に対するいかなる新管理制度の議論も商業捕鯨に対する改定管理制度が確立された後にのみ効果的に行うことができるとするその見解を再確認した（IWC 1992b: 58）。

また、科学委員会は国際捕鯨委員会に対して可能なところでは現在の資源量の大きさ、枯渇の程度、生息数および出生数の最近の傾向などについて最良の情報を提供し、できないところではなぜできないかの説明を与えるという科学委員会が取ってきた手法は満足いくものであったと信じているとし、国際捕鯨委員会は先住民生存捕鯨小委員会の議論を

反映した先住民の生存上の必要性に主として根拠を置き、捕殺枠を設定してきたと認識しているとした（IWC 1992b: 58）。

科学委員会は科学の範囲内において国際捕鯨委員会に対して助言を行い、国際捕鯨委員会は先住民の生存上の必要性に基づき政治的に捕殺枠を決定している。科学と先住民の生存上の必要性が対立した時には、文化人類学を専攻する筆者は先住民の必要性を優先すべきであると考えている。議事録を読む限りにおいて、国際捕鯨委員会は先住民がどこの国に帰属しているかにより政治的な配慮の度合いを変えている。米国アラスカ州の先住民は厚遇され、一方、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民の扱いは軽い。

本年次会議においては、米国アラスカ州におけるホッキョククジラ捕鯨、ソ連邦チュコト地域におけるコククジラ捕鯨、デンマーク領グリーンランドにおける西グリーンランド資源ナガスクジラ捕鯨および同資源ミンククジラ捕鯨にかかる漁期および捕殺枠について附表上、更新時期に当たっていたので当該規定に関して修正がなされた。

#### 附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1992 年、1993 年、1994 年の 3 年間に於いて鉆打ちできる鯨の総数は 141 頭を超えてはならない。但し、次を優先する。

(A) 1989 年、1990 年、1991 年の 3 年間に於いて許可されていた鉆打ち数のうち、未使用分は総数の 10%まで 1992 年、1993 年、1994 年に繰り越すことができる。

(B) どの 1 年間に於いても 54 頭を超えて鉆打ちしてはならず、また 41 頭を超えて陸揚げしてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを鉆打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる



時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺されるコククジラの数は 1992 年、1993 年、1994 年の各年において表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺される西グリーンランド資源ナガスクジラおよび中央資源ミンククジラの数は表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 西グリーンランド資源ミンククジラについては、1992 年、1993 年、1994 年の各年において銛打ちできる鯨の数は 115 頭を超えてはならず、3 年間の合計で銛打ちできる鯨の数は 315 頭を超えてはならない (IWC 1992a: 49)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1992 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 169 頭

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 0 頭<sup>15)</sup>

~~注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。~~

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 21 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12 頭

注) 1990 年、1991 年、1992 年各年の捕殺枠。

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1992a: 49 Table 1)。

#### 1.2.1.20. 国際捕鯨委員会第 44 回年次会議 (1992 年) における附表の修正

第 44 回年次会議 (1992 年) における附表修正は次のとおりである。表 1 の漁期が 1992

年から 1993 年に修正され、西グリーンランド資源ナガスクジラ捕鯨および中央資源のミンククジラ捕鯨の漁期がそれぞれ 1993 年と 1994 年の 2 年間に修正された。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1993 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 21 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1993 年、1994 年、各年の捕殺枠。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1993 年、1994 年、各年の捕殺枠 (IWC 1993a: 53 Table 1)。

#### 1.2.1.21. 国際捕鯨委員会第 45 回年次会議 (1993 年) における附表の修正

第 45 回年次会議 (1993 年) においては、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨にかかる附表修正に関して、その 3 年間の漁期および捕殺枠について議論があり、漁期については改めて 3 年間で承認されたが、捕殺枠については 3 頭から 2 頭に削減された (1.2.2.4.5.参照)。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。表 1 は漁期が 1993 年から 1994 年に修正されただけである (IWC 1994a: 39 Table 1 参照)。

附表 第 13 項(b)

(4) 1993/94 年漁期から 1995/96 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間 2 頭 (注) のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 1994a: 39)。

#### 1.2.1.22. 国際捕鯨委員会第 46 回年次会議 (1994 年) における附表の修正

第 46 回年次会議 (1994 年) は米国アラスカ州におけるホッキョククジラ捕鯨、ロシア

連邦チュコト地域におけるコククジラ捕鯨、デンマーク領グリーンランドにおけるナガスクジラ捕鯨およびミンククジラ捕鯨を規定している附表第 13 項(b)(1),(2),(3)における漁期および捕殺枠について更新時期に当たっていたので、当該規定に関して修正がなされた。

附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1995 年、1996 年、1997 年、1998 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 204 頭を超えてはならず、銜打ち数は 1995 年 68 頭、1996 年 67 頭、1997 年 66 頭、1998 年 65 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 10 頭を超えない未使用分の銜打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銜打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺されるコククジラの数 は 1995 年、1996 年、1997 年の各年において表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺される西グリーンランド資源ナガスクジラおよび中央資源ミンククジラ の数は表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 西グリーンランド資源ミンククジラについては、1995 年、1996 年、1997 年の各年において銜打ちできる鯨の数は 165 頭を超えてはならず、3 年間の合計で銜打ちできる鯨の数は 465 頭を超えてはならない (IWC 1995: 52)。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1995年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 140頭

注) 附表第13項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19頭

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1995年、1996年、1997年、各年の捕殺枠。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12頭

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1995年、1996年、1997年、各年の捕殺枠 (IWC 1995: 52 Table 1)。

**1.2.1.23. 国際捕鯨委員会第47回年次会議（1995年）および第48回年次会議（1996年）における附表の修正**

第47回年次会議（1995年）における先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表1の漁期が1995年から1996年に修正されただけである（IWC 1996a: 42 Table 1 参照）。

第48回年次会議（1996年）において、科学委員会は先住民生存捕鯨管理方式について、その方式の目的と理論的根拠は次のとおりであるとした。

- (1) 個別の資源に対する絶滅の危機が生存捕鯨によりことさら大きくなるようにすること。
- (2) 適切な水準で捕鯨が永続するようにすること。
- (3) 資源が最適水準かそれ以上で維持できるようにすること、すなわち最大の純加入量を与えること。もし、資源がその水準以下であるならば、資源が確実にその水準に向かうようにすること。
- (4) 目的(1)に最優先権が与えられること (IWC 1997a: 23)。

上記(4)から、科学委員会は先住民の暮らしよりも鯨類資源の絶滅の危機の防止を優先していることは明らかである。鯨類学者（生物学者）が中心を占める科学委員会では当然の結論である。

また、科学委員会において、“stock” という用語が一貫して用いられてこなかったということ、すなわちある文脈においてはその用語は進化論的に意義のある単位に相当するものとして考えられ、他方、その用語は管理上の単位に相当するものとして考えられてきたということに同意がなされた（IWC 1997b: 85）。本稿において、筆者は前者を「系群」、後者を「資源」として訳し分けてきたが、科学委員会の見解と同様、必ずしも一貫性がとれているわけではないことをご容赦願いたい。

本年年次会議においては、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関して、改めてその3年間の漁期の更新が認められた。本年年次会議においてなされた先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。表1は漁期が1996年から1997年に修正されただけである（IWC 1997a: 47 Table 1 参照）。

#### 附表 第13項(b)

(4) 1996/97年漁期から1998/99年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間2頭（注）のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される（IWC 1997a: 47）。

#### 1.2.1.24. 国際捕鯨委員会第49回年次会議（1997年）における附表の修正

第49回年次会議（1997年）における附表の修正に関して特筆すべきことは、従来は米国アラスカ州の先住民のみに承認されていたベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラの捕鯨（附表第13項(b)(1)）がロシア連邦チュコト地域の先住民にも新たに承認されたこと、および従来はロシア連邦チュコト地域の先住民のみに承認されていた北太平洋東資源コククジラの捕鯨（附表第13項(b)(2)）が新たに米国ワシントン州に居住する先住民マカーにも承認されたことである（その詳細については 1.2.2.2.15; 1.2.2.5.2.を参照）。また、これら2資源にかかる先住民生存捕鯨の漁期とグリーンランドに

における先住民生存捕鯨（附表第 13 項(b)(3)）の漁期が 1998 年から 2002 年までの 5 年間に拡大され、これによりセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨（附表第 13 項(b)(4)）を除く先住民生存捕鯨の漁期は 5 年間で統一されることになったのである。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 280 頭を超えてはならず、これらの各年において 銛打ち数は 67 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は(1995 年から 1997 年までの捕殺枠からの未使用分の銛打ち数 15 頭分を含めて) 次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言、特に 1998 年の包括的評価による助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱらその伝統的な生存的、文化的必要性が認められている先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は 620 頭を超えてはならない。但し、1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年のいずれの年においても 140 頭を超えてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているコククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられ

る時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺される西グリーンランド資源ナガスクジラの数<sup>16)</sup>は表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 本規定により捕殺される中央資源ミンククジラの数は 1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年のいずれの年においても 12 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 3 頭を超えない未使用分の捕殺枠は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銚打ち数については、1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年のいずれの年においても 175 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銚打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は 5 年間の期間内に新しい科学的データが利用可能になったならば再検討され、必要であれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 1998a: 51)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1998 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 [・] <sup>16)</sup>

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年、各年の捕殺枠。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 [・] (IWC 1998a: 51)

今回の附表修正により、従来はベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺にのみ課せられていた「仔鯨および仔鯨を伴う鯨の捕殺禁止規定」が新たに北太平洋東資源コククジラの捕殺にも課せられるようになった(附表第 13 項(b)(1)(ii)および(2)(ii))。

これは、これまで北太平洋東資源コククジラの捕殺しか承認されていなかったロシア連邦チュコト地域の先住民に今回からベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョクジラの捕殺も承認されたため、同一先住民の捕鯨に関してホッキョクジラの仔鯨捕殺は禁止され、コククジラの仔鯨捕殺は可能では混乱を招くので、当該仔鯨の捕殺も禁止されたものと考えられる。捕殺対象鯨種は増加したが、捕殺制限はより厳格になった。それをチュコト地域の先住民にとって有利な附表修正とするか、不利なものとするかは判断が分かれるところである。捕殺頭数が圧倒的に多い（年間平均 120 頭）のコククジラの捕殺制限が厳格になり、捕殺頭数の少ない（年間最大 5 頭）のホッキョクジラの捕殺が新規に可能になったことを勘案してみれば、チュコト地域の先住民にとってはそれほど有利な附表修正ではなかったといえるかもしれない。

一方、当該仔鯨および仔鯨を伴う鯨の捕殺禁止規定は附表第 13 項(b)(3)および(4)に課せられていない。すなわち、附表を素直に読む限り、グリーンランドの先住民とベクウェイ島民は仔鯨および仔鯨を伴う鯨を捕殺してもよいのである。

#### 1.2.1.25. 国際捕鯨委員会第 50 回年次会議（1998 年）および第 51 回年次会議（1999 年）における附表の修正

第 50 回年次会議（1998 年）における先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1998 年から 1999 年に修正されただけである（IWC 1999b: 75 Table 1 参照）。

第 51 回年次会議（1999 年）はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島におけるザトウクジラ捕鯨の捕殺枠にかかる更新時期に当たっており、当該捕鯨における仔鯨の捕殺をめぐる議論が紛糾したが（1.2.2.4.8.参照）、仔鯨捕殺禁止規定の明確化などにより合意形成が図られ、附表修正が総意により承認された。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

##### 附表 第 13 項(b)

(4) 2000 年漁期から 2002 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間 2 頭（注）のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。仔鯨もしくは仔鯨を伴っているザトウクジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する。



注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 2000b: 86)。

この附表修正の結果、米国アラスカ州 (附表第 13 項(b)(i))、ロシア連邦チュコト地域 (附表第 13 項(b)(ii))、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島 (附表第 13 項(b)(iv)) における先住民生存捕鯨についてはそれぞれ仔鯨および幼鯨を伴っている鯨 (母鯨) の捕殺が禁止されようになった。しかしながら、グリーンランドにおける先住民生存捕鯨については、少なくとも附表第 13 項(b)に関する限り (グリーンランドは 13(b)(iii))、仔鯨および幼鯨を伴っている鯨 (母鯨) の捕殺は禁止されていないのである。

表 1 に関しては、漁期が 1999 年から 2000 年に修正されただけである (IWC 2000b: 83 Table 1 参照)。

#### **1.2.1.26. 国際捕鯨委員会第 52 回年次会議 (2000 年) および第 53 回年次会議 (2001 年) における附表の修正**

第 52 回年次会議 (2000 年) における先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2000 年から 2001 年に修正されただけである (IWC 2001b: 89 Table 1 参照)。

第 53 回年次会議 (2001 年) における先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2001 年から 2002 年に修正されただけである (IWC 2002b: 125 Table 1 参照)。

#### **1.2.1.27. 国際捕鯨委員会第 54 回年次会議 (2002 年) における附表の修正**

第 54 回年次会議 (2002 年) の総会において、ベーリング海-チュクチ海-ボーフォート海資源ホッキョククジラにかかる先住民生存捕鯨を管理する「ホッキョククジラ銚打ち枠計算法 (Strike Limits Algorithm: SLA)」が採択された (IWC 2003b: 15)。本 SLA 採択により新しい先住民生存捕鯨制度の確立に向けた第一歩が印されたのである。同採択に至るまでの国際捕鯨委員会における議論の流れは次のとおりである。

第 46 回年次会議 (1994 年) において、国際捕鯨委員会は科学委員会に対して先住民捕鯨管理方式 (Aboriginal Whaling Management Procedure: AWMP) の開発を指示、本管理方式の目的は次の 3 点であった。すなわち、1) 対象鯨種の絶滅の危機が際立って増大しないようにすること (優先課題)、2) 文化的、栄養的必要性にふさわしい水準で捕鯨を永続

的に可能にすること、3) 資源を最大の純加入量水準で維持し、それ以下の場合はその水準に向かって動くようにすること、である (IWC 2003b: 12)。

第 50 回年次会議 (1998 年) において、国際捕鯨委員会は来るべき先住民生存捕鯨制度 (Aboriginal Subsistence Whaling Scheme: AWS; 管理にかかる科学的側面と科学的でない側面を含む) は一般的要素と個別的要素を含むであろうということ、また特に銚打ち枠計算法については個々の事例ごとに個別的にできうるであろうということで同意した (IWC 2003b: 12)。

昨年の第 53 回年次会議 (2001 年) において、SLA が 2 候補まで減じられ、国際捕鯨委員会は科学委員会が 2002 年に SLA を勧告するであろうと報告した (IWC 2003b: 13)。

ホッキョククジラ SLA が採択された本総会において、日本は改訂管理方式 (RMP) と先住民捕鯨管理方式 (AWMP) との間に存在すると考えられる二重基準を指摘、ベーリング海-チュクチ海-ボーフォート海資源ホッキョククジラに AWMP を適用すれば年間銚打ち数は 67 頭となるが、RMP を適用すれば今後 30 年間、捕殺枠はゼロとなると述べた (IWC 2003b: 15)。

この改訂管理方式における「捕殺枠計算法」(Catch Limit Algorithm: CLA) と先住民生存捕鯨管理方式における「銚打ち枠計算法」との間に二重基準が存在するとする日本の指摘に対して、科学委員会議長は、附表 13(a)の規定により商業捕鯨から保護されている水準以下でも生存捕鯨は許容するとする国際捕鯨委員会の目的は明白であり、このことが SLA を用いれば捕殺が許され、CLA を用いれば捕殺が許されない理由であるとする見解を表明した (IWC 2003b: 15)。

要約すれば、商業捕鯨に対しては鯨種の保護を優先するが (厳しい規準で捕殺枠を設定する)、先住民生存捕鯨については人の暮らし (生存) を優先してその管理基準を緩和するというものである (緩やかな基準で銚打ち枠を設定する)。捕殺される鯨からすれば二重基準であるが (商業捕鯨であろうが、先住民生存捕鯨であろうが、1 頭捕殺されれば、資源から 1 頭減じられることになる)、一般的に先住民が置かれている暮らしの厳しさを考慮に入れたならば、これは二重規準ではなく生存権、人権への配慮であろう。

先住民生存捕鯨向けの捕殺枠の容認と小型沿岸捕鯨向けの捕殺枠の確保 (あるいは商業捕鯨の再開) を結びつけた日本の戦術<sup>17)</sup>は、同じ捕鯨民としての日本の捕鯨民に対する先住民の共感、支援を減じせしめる (逆) 効果しか生まないであろう。この戦術はとるべきでなかった。しかしながら、日本のこの戦術がセント・ヴィンセントおよびグレナディー

ン諸島国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨にかかる捕殺枠および漁期の拡大に大きく貢献したのも事実なのである（1.2.2.3.16; 1.2.2.4.10.参照）。

本年次会議においては全ての先住民生存捕鯨が捕殺枠の更新時期に当たっており、特に米国アラスカ州における先住民生存捕鯨とセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島における先住民生存捕鯨にかかる議論が紛糾した（1.2.2.3.16; 1.2.2.4.10.参照）。米国アラスカ州における先住民生存捕鯨については本年次会議では附表修正提案が否決され、2002年10月に開催された特別会合においてようやく附表修正が承認されたのである（IWC 2003a: 1）。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである（特別会合承認分を含む）。

#### 附表 第13項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 2003年、2004年、2005年、2006年、2007年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は280頭を超えてはならず、これらの各年において鉆打ち数は67頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても15頭を超えない未使用分の鉆打ち数は（1998年から2002年までの捕殺枠からの未使用分の鉆打ち数15頭分を含めて）次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているいかなるホッキョククジラを鉆打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(iv) 科学委員会による2004年の詳細な評価の結果および勧告は関係国を拘束し、それに従って当該国は捕殺を変更しなければならない。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱらその伝統的な生存的、文化的必要性が認められている先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 2003年、2004年、2005年、2006年、2007年において本規定により捕殺されるコク

クジラの総数は 620 頭を超えてはならない。但し、2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年のいずれの年においても 140 頭を超えてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているいかなるコククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺される西グリーンランド資源ナガスクジラの数には表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 本規定により捕殺される中央資源ミンククジラ数は 2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年のいずれの年においても 12 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 3 頭を超えない未使用分の捕殺枠は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数については、2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年のいずれの年においても 175 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は 5 年間の期間内に新しい科学的データが利用可能になったならば再検討され、必要であれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(4) 2003 年漁期から 2007 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民により捕殺されるザトウクジラの数は 20 頭を超えてはならない。その鯨肉および鯨産物はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においてももっぱら地域的消費のために用いられなければならない。その捕鯨はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が提出した文書 (IWC/54/AS 8 rev2) と一致する正式の立法措置の下で実施されなければならない。2006 年、2007 年漁期の割当は、国際捕鯨委員会が科学委員会から各漁期における 4 頭のザトウクジラ捕殺がその資源を危険にさらさないであろうとする助言を受け取った後に履行可能となる (IWC 2003d: 139-140)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2003年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 [・]

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年、各年の捕殺枠。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 [・] (IWC 2003d: 137 Table 1)

#### 1.2.1.28. 国際捕鯨委員会第 55 回年次会議 (2003 年) および第 56 回年次会議 (2004 年) における附表の修正

第 55 回年次会議 (2003 年) においては、グリーンランドの先住民生存捕鯨にみられる商業性の問題 (1.2.2.1.26.参照)、米国アラスカ州の先住民生存捕鯨に関連して SLA と CLA の管理目的の違い (1.2.2.3.17.参照) などについて議論が行われた。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2003 年から 2004 年に修正されただけである (IWC 2004b: 169 Table 1 参照)。

第 56 回年次会議 (2004 年) において、先住民生存捕鯨小委員会は来るべき先住民生存捕鯨制度 (AWS) のいくつかの科学的側面、すなわち銛打ち枠に関連する問題 (複数年銛打ち枠、繰越数、猶予期間)、調査に関連する問題 (調査の方法論および計画、科学委員会の管理、データ分析と有効性) などについての科学委員会の勧告を確認したが、米国は AWS のいくつかの規定に留保を表明した (IWC 2005b: 12)。

国際捕鯨委員会総会においても、米国は本件科学委員会の勧告について、そのいくつかの側面はベーリング海-チュクチ海-ポーフォート海資源ホッキョククジラには適切ではなく、附表第 13 項(a)により提供されている現在の管理体制は過去 25 年以上にわたってうまく機能しており、どのような改定制度も現在以上に実際の改善をもたらさなければならないと信じている述べ、採択に反対した (IWC 2005b: 13)。要するに、米国は自国の先住民生存捕鯨に関してのみ、科学的な厳格さを好まないのである。ここにおいても捕鯨に関

する米国の二重基準を垣間見ることができるのである。

昨年の第 55 回年次会議（2003 年）において、先住民生存捕鯨を規定している附表第 13 項を再検討する小作業部会が設立され（1.2.2.2.19 参照）、本年、同小作業部会は先住民生存捕鯨について次のように同意した。すなわち、1) 先住民生存捕鯨に関わる全ての規定は附表第 13 項に含まれていると理解しているし、また含まれるべきである。2) 「その鯨肉および鯨産物がおっぱら先住民による地域的消費に用いられる時」という語句は先住民生存捕鯨を実施している共同体を超えてのいくらかの取引が現在の附表の用語の下で受け入れられているということを意味している。3) 先住民による「生存的な利用」の定義は 1979 年 2 月の先住民生存捕鯨に関する国際捕鯨委員会専門家会議の文化人類学委員会により採択されている（1.2.1.8.参照）、という同意である（IWC 2005b: 15）。

上記同意に基づき、デンマーク、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国、米国と共に小作業部会において先住民生存捕鯨について議論を重ねてきたロシアは国際捕鯨委員会総会に附表第 13 項の修正提案を行い、同案は総意により採択された（2005b: 16-17）。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。表 1 については漁期が 2004 年から 2005 年に修正されただけである（IWC 2005c: 149 Table 1 参照）。

#### 附表 第 13 項

##### (a)

附表第 10 項の規定にもかかわらず、1984 年漁期およびそれ以降の各漁期において先住民の生存上の必要性を満たすための先住民生存捕鯨用の捕殺枠は以下の原則に則って確立される。

(4) 本附表の規定(b)(1), (b)(2), (b)(3)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴っているどのような鯨も銛打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。本附表の規定(b)(4)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴っている雌鯨を銛打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。

(5) 全ての先住民捕鯨は本附表と一致している国内法規の下で実施されなければならない（IWC 2005c: 151）。

##### (b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 2003年、2004年、2005年、2006年、2007年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は280頭を超えてはならず、これらの各年において銚打ち数は67頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても15頭を超えない未使用分の銚打ち数は(1998年から2002年までの捕殺枠からの未使用分の銚打ち数15頭分を含めて)次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(iii) 科学委員会による2004年の詳細な評価の結果および勧告は関係国を拘束し、それに従って当該国は捕殺を変更しなければならない。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 2003年、2004年、2005年、2006年、2007年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は620頭を超えてはならない。但し、2003年、2004年、2005年、2006年、2007年のいずれの年においても140頭を超えてはならない。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(4) 2003年漁期から2007年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国バクウェイ島民により捕殺されるザトウクジラの数20頭を超えてはならない。その鯨肉および鯨産物はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においてもっぱら地域的消費のために用いられなければならない。2006年、2007年漁期の割当は、国際捕鯨委員会が科学委員会から各漁期における4頭のザトウクジラ捕殺がその資源を危険にさらさないであろうとする助言を受け取った後に履行可能となる(IWC 2005c: 151-152)。

本附表修正の結果、先住民生存捕鯨に関する規定の整合性、一貫性が高められた。従来の規定ではグリーンランド捕鯨においては仔鯨等の捕殺禁止規定はなく、(現実の実施はともかくとして) 附表上は仔鯨等の捕殺が可能であったのである。今回、附表第13項(a)(4)

の規定により、全ての先住民生存捕鯨において仔鯨等の捕殺禁止が明文化されたのである。

なお、この仔鯨等の捕殺禁止規定に関して、米国アラスカ州、ロシア連邦チュコト地域、グリーンランドの先住民生存捕鯨については「仔鯨もしくは仔鯨を伴っているどのような鯨も銛打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する」とされ、ベクウェイ島の先住民生存捕鯨においては「仔鯨もしくは仔鯨を伴った雌鯨を銛打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する」とされている。従って、附表上はベクウェイ島の鯨捕りたちは「仔鯨を伴った雄鯨」を捕殺できるのである。その理由は、「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の鯨捕りたちは雄鯨と雌鯨との区別ができる」（IWC 2005b: 17）からである。実際のところ、雄鯨の捕殺は少数であるが（表 2-2 参照）、エスコート役の雄鯨が母仔連れ鯨に付き添っていた場合は、その雄鯨を捕殺してもよいのである。弱小国の先住民生存捕鯨として米口の先住民生存捕鯨よりも厳しく（差別的に）取り扱われてきたセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨にとって、この部分のみが寛容な取り扱いとなっている。

#### 1.2.1.29. 国際捕鯨委員会第 57 回年次会議（2005 年）における附表の修正

第 57 回年次会議（2005 年）の総会において、デンマーク（グリーンランド）は西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺枠について 2006 年、2007 年の両年において年間 19 頭から年間 10 頭への自主的な削減を表明した（IWC 2006a: 16）。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。表 1 の漁期が 2005 年から 2006 年に修正されたことと西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺枠についてデンマーク（グリーンランド）による自主的削減が脚注に付記されたことである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2006 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年、各年の捕殺枠。

注) 韓国、蔚山において開催された国際捕鯨委員会第 57 回年次会議において、デンマーク（グリーンランド）は西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺枠を 2006 年、2007



年の両年において 19 頭から 10 頭に自主的に削減した (IWC 2006b: 161 Table 1)。

#### 1.2.1.30. 国際捕鯨委員会第 58 回年次会議 (2006 年) および第 59 回年次会議 (2007 年) における附表の修正

第 58 回年次会議 (2006 年) における先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2006 年から 2007 年に修正されただけである (IWC 2007b: 181 Table 1 参照)。

第 59 回年次会議 (2007 年) は全ての先住民生存捕鯨にかかる捕殺枠が更新時期に当たっており、特にデンマーク (グリーンランド) によるザトウクジラとホッキョククジラに対する新規捕殺枠の要求 (附表第 13 項(b)(iii)) に大半の議論が費やされた (1.2.2.1.30. 参照)。その他の先住民生存捕鯨 (附表第 13 項(b)(i)(ii)(iv)) については年度の更新ほか現状に合わせた字句の修正のみであった。

本年次会議における先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

##### 附表第 13 項(b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 280 頭を超えてはならず、これらの各年において銚打ち数は 67 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銚打ち数は (2003 年から 2007 年までの捕殺枠からの未使用分の銚打ち数 15 頭分を含めて) 次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は 620 頭を超えてはならない。但し、2008 年、2009 年、2010 年、2011

年、2012年のいずれの年においても140頭を超えてはならない。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラおよび西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により銛打ちされる西グリーンランド資源ナガスクジラの数は2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても19頭を超えてはならない。

(ii) 本規定により銛打ちされる中央資源ミンククジラの数は2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても12頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても3頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数については、2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても200頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても15頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は科学委員会による所見と勧告に応じて国際捕鯨委員会により毎年、再検討される。

(iv) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるホッキョククジラの数は2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のいずれの年においても2頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても2頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。さらに、各年の捕殺枠は国際捕鯨委員会が科学委員会からそれらの銛打ち数が本資源に対して悪影響を及ぼさないとする助言を受け取った時にのみ履行可能となる。

(4) 2008年漁期から2012年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民により捕殺されるザトウクジラの数は20頭を超えてはならない。その鯨肉および鯨産物はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においてももっぱら地域的消費のために用いられなければならない (IWC 2008b: 155-156)。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2008年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による銛打ちに適用される。2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年、各年の捕殺枠 (IWC 2008b: 153 Table 1)。

#### 1.2.1.31. 国際捕鯨委員会第 60 回年次会議 (2008 年) および第 61 回年次会議 (2009 年) における附表の修正

第 60 回年次会議 (2008 年) の総会において、デンマークはグリーンランドにおける先住民生存捕鯨として 2008 年から 2012 年までの 5 年間、ザトウクジラの銛打ち数、年間 10 頭を要求する附表修正案を提出した。しかしながら、欧州連合 (EU) およびブエノスアイレス・グループ (中南米諸国) が附表修正採択阻止グループを形成、反対に回ったため、附表修正案は投票の結果、否決された (1.2.2.1.31.参照)。

その結果、本年次会議においてなされた先住民生存捕鯨関連の附表修正は表 1 の漁期が 2008 年から 2009 年に修正されただけである (IWC 2009c: 163 Table 1 参照)。

第 61 回年次会議 (2009 年) の総会において、デンマークはグリーンランドにおける先住民生存捕鯨として 2010 年から 2012 年までの 3 年間、ザトウクジラの銛打ち数、年間 10 頭を要求する附表修正案を提出した。しかしながら、昨年同様、欧州連合およびブエノスアイレス・グループ (中南米諸国) などが反対に回ったため、総意による合意は不可能となり、議長裁定によりデンマーク (グリーンランド) の附表修正要求は改めて開催される中間会合での審議に先送りされた (1.2.2.1.32.参照)。

その結果、本年次会議においてなされた先住民生存捕鯨関連の附表修正は表 1 の漁期が 2009 年から 2010 年に修正されただけである (IWC 2010b: 167 Table 1 参照)。

#### 1.2.1.32. 国際捕鯨委員会第 62 回年次会議 (2010 年) における附表の修正

本年次会議における議論の中心は、近年の国際捕鯨委員会における膠着状態を打開するために議長・副議長が作成した「鯨類保護改善のための総意による合意決定提案」をめぐるものであった。

同提案は、1) 商業捕鯨一時停止の継続、2) 特別許可(捕獲調査)、異議申し立て、留保による捕鯨の 10 年間の中止、3) 全ての捕鯨の国際捕鯨委員会管理下への位置づけ、4) 現在、捕鯨を実施中の締約国のみに捕鯨を限定、5) 現在、捕殺対象となっていない鯨種への

新規の非先住民捕鯨の非容認、6) 今後 10 年間、現在の捕殺数よりもかなり少なく、かつ持続可能水準下での捕殺数の上限の設定、など 33 主要事項を含む懸案事項の一括的な総意による合意をめざしたものであった (IWC 2011a: 6)。

一瞥すれば、日本などの捕鯨国側にかなり厳しい内容であったが、ブエノスアイレス・グループ (中南米諸国) に代表される反捕鯨国側が「現在よりもそれほど少なくなき、かつ商業捕鯨の一時停止を弱体化させる捕殺枠の設定、国際的な鯨産物取引防止策の欠如」 (IWC 2011a: 7) などの理由から総意による一括合意に反対し、捕鯨国、反捕鯨国を問わず、ほとんどの締約国が議論に冷却期間を置くことを望んだため、議長は議論を一旦打ち切り、次期年次会議まで休止期間を置くことを決定した (IWC 2011a: 10)。結局、捕鯨国、反捕鯨国の双方にとって、現状維持のぬるま湯状態がもっとも好ましいものであることが明らかになっただけであった。

本提案には、先住民生存捕鯨に関して「今後、“indigenous subsistence whaling”が“aboriginal subsistence whaling”に代わって用いられる。両用語とも同じ意味を持つものとする」 (IWC 2011b: 62) との提案も含まれていた。総意による一括合意が成立しなかったため、先住民生存捕鯨の正式名称としては当面“aboriginal subsistence whaling”が継続されると思われるが、国際捕鯨委員会の議論においては“indigenous subsistence whaling”が用いられる流れになってきている。実際、今年次会議においては従来以上に“indigenous”が用いられていた<sup>18)</sup>。この背景には 2007 年の国際連合における「先住民族の権利に関する国際連合権利宣言」 (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) の採択があったと考えられる<sup>19)</sup>。今年次会議においてもグリーンランドの先住民生存捕鯨によるザトウクジラの銜打ち数要求に際して、同宣言への言及がなされていたのである (IWC 2011a: 18)。

ところで、そのグリーンランドの先住民生存捕鯨によるザトウクジラの銜打ち数要求は議長・副議長提案による「鯨類保護改善のための総意による合意決定提案」の次に議論に時間が費やされた審議項目であった。議論の末、グリーンランドと反捕鯨国側との間に妥協が成立し (ザトウクジラの新規銜打ち数要求 10 頭を 9 頭に削減し、さらにナガスクジラの既存銜打ち数 19 頭を 10 頭に削減する)、同要求は承認された。その詳細は別所で論じる (1.2.2.1.33.参照)。

本年次会議においてなされた先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表第 13 項(b)

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラ、西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラ、および西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により銛打ちされる西グリーンランド資源ナガスクジラの数 は 2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 16 頭を超えてはならない。

(ii) 本規定により銛打ちされる中央資源ミンククジラの数 は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 12 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 3 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数については、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 178 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 5 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(iv) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるホッキョククジラの数 は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 2 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 5 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(v) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるザトウクジラの数 は 2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 9 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 5 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 2011c: 156-157)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2011年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 16頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による鉆打ちに適用される。2010 年、2011 年、2012 年、各年の捕殺枠。2010 年 6 月、モロッコ、アガディールにおいて開催された国際捕鯨委員会第 62 回年次会議において、デンマークおよびグリーンランドは西グリーンランド資源ナガスクジラの鉆打ち数を 2010 年、2011 年、2012 年の各年において 16 頭から 10 頭に自主的に削減することに合意した (IWC 2011c: 154 Table 1)。

#### 1.2.1.33. 小括

以下、『国際捕鯨取締条約』附表の変遷の中で考察した先住民生存捕鯨全体にかかる問題点をまとめておく。

『国際捕鯨取締条約』および同条約附表の締約時（1946 年）において、先住民捕鯨は鯨油ほか鯨産物の販売による利潤追求を目的とする捕鯨（捕鯨は利潤を追求する商行為であったので、あえて「商業捕鯨」と呼称する必要はなかった）の周縁部に位置づけられており、先住民捕鯨による鯨産物の現金を介在した流通は必ずしも排除されていたわけではなかった。

ところが、その後の附表修正の過程で先住民捕鯨の主体者（実施者）が先住民および先住民が帰属する条約締約国であることが明確化され、それにあわせて先住民捕鯨からできる限り商業性を取り除こうとする動きが出てくる（第 16 回年次会議、1964 年）。

1970 年代に入り、商業捕鯨の一時停止に向けての議論が高まるにつれて、先住民捕鯨についても商業目的の捕鯨ではなく、先住民の生存のための捕鯨であることをより明確に表した名称「生存先住民捕鯨」が用いられるようになり（第 30 回年次会議、1978 年；第 31 回年次会議、1979 年）、最終的にその名称は「先住民生存捕鯨」に収斂していく（第 32 回年次会議、1980 年）。

その先住民生存捕鯨の定義が確立されたのが、生存捕鯨の管理原則に関する技術委員会の特別作業部会会合（1981 年）を経て、第 33 回年次会議（1981 年）から商業捕鯨の一時停止が決定された第 34 回年次会議（1982 年）にかけてである。商業捕鯨の一時停止の結果、先住民生存捕鯨は条約上残された唯一可能な捕鯨カテゴリー（商業捕鯨と対立する捕鯨カテゴリー）となり、従来以上に商業性の排除が厳格に求められるようになっていく。

捕鯨民の生活実態を知らない者にとって、利潤追求をめざさない現金の介在した鯨産物の流通の理解は難しい。ここに先住民生存捕鯨から現金の介在した鯨産物の流通を排除しようとする不幸が始まるのである。

先住民生存捕鯨から商業性を排除しようとする管理の厳格化にあわせてもう一つの管理の厳格化、すなわち仔鯨および幼鯨を伴った鯨の捕殺禁止が進められていく。

米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨が一度禁止され、その半年後に再度容認された。その決定自体は先住民の生活を考慮に入れたものであったが、その際「仔鯨および幼鯨を伴った鯨の捕殺禁止」が条件として課された（第 29 回年次会議および特別会合、1977 年）。この結果、アラスカの先住民は前近代的な捕殺道具（手投げ鉈、ショルダーガン、ダーティングガンなど）を用いても一番捕殺が容易であり（すなわち、一番安全に捕殺でき）、しかも一番おいしい仔鯨の捕殺を禁止されてしまったのである。

この仔鯨ほかの鯨の捕殺禁止規定は次々に他の先住民生存捕鯨にも課せられていく。ロシア連邦チュコト地域の先住民によるコククジラ捕鯨（第 49 回年次会議、1997 年）、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民によるザトウクジラ捕鯨（第 51 回年次会議、1999 年）、そして最後はデンマーク領グリーンランドの先住民によるナガスクジラおよびミンククジラ捕鯨であった（第 56 回年次会議、2004 年）。

先住民生存捕鯨の一つの前提である前近代的な捕鯨道具の使用を要求しながら、それらの捕鯨道具を用いて安全に捕殺できる仔鯨および幼鯨を伴った鯨の捕殺を禁止する。反捕鯨国が多数を占める昨今の国際捕鯨委員会においては反捕鯨国の捕鯨に関する勝手なイメージだけで全ての物事が決まってしまうのである。仔鯨の捕殺がかわいそうであるならば、仔牛や仔羊はどうなのか。西洋人の胃袋に収まる動物は「こども」であってもかわいそうではないのであろう。勝手な論理の押し付けである。

直近の国際捕鯨委員会において、先住民生存捕鯨関連でもっとも紛糾したのがデンマーク（グリーンランド）によるザトウクジラの先住民生存捕鯨にかかる鉈打ち数 10 頭の要求であった。グリーンランドにおける鯨産物の現金の介在した流通にかかる商業性を問題視した欧州連合およびブエノスアイレス・グループ（中南米諸国）は採択阻止連合を形成、3 年連続してデンマーク（グリーンランド）の要求を受け入れなかった（第 59 回年次会議、2007 年；第 60 回年次会議、2008 年；第 61 回年次会議、2009 年）。結局、鉈打ち数を 10 頭から 9 頭に 1 頭減じることとナガスクジラの既存の鉈打ち数を 9 頭減じることにより、デンマーク（グリーンランド）の要求は承認された（第 62 回年次会議、2010 年）。鉈打ち

数を1頭減じることにより、その商業性はなくなるとでもいうのであろうか。銛打ち数を1頭減じれば、少なくともザトウクジラが1頭保護されることになるので、反捕鯨国にとっては大きな成果になるのかもしれない。

要約すれば、『国際捕鯨取締条約』附表における先住民生存捕鯨にかかる規定の変遷から、国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨をめぐる議論は、全体としてみれば先住民生存捕鯨からの商業性の排除と仔鯨および仔鯨を伴った鯨の捕殺禁止規定の厳格化をめぐる先住民生存捕鯨実施国および捕鯨理解国と反捕鯨国とのせめぎあいであったことがわかるのである。



## 1.2.2. 個別的議論

本節第 1 項 (1.2.1.) においては、『国際捕鯨取締条約』附表の修正およびそれに関連する国際捕鯨委員会における議論を考察することにより先住民生存捕鯨にかかる全体的な枠組みの変遷をみてきた。以下、第 2 項 (1.2.2.) においては、序章で提示した先住民生存捕鯨の基本的な枠組みに従い (図 0-1、表 0-1A、表 0-1B 参照)、地域 (民族集団) ごとに附表の変遷を再度考察する。すなわち、①米国アラスカ州の先住民 (イヌピアット、ユピート) による捕鯨、②米国ワシントン州の先住民マカーによる捕鯨、③ロシア連邦チュコト自治管区の先住民 (チュクチ、ユピート) による捕鯨、④デンマーク領グリーンランドの先住民 (カラーリット) による捕鯨、⑤セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による捕鯨である。但し、考察は『国際捕鯨取締条約』附表修正の対象となった順番 (編年順) に基づき④、③、①、⑤、②の順とする。

### 1.2.2.1. デンマーク領グリーンランド

#### 1.2.2.1.1. 国際捕鯨委員会第 6 回年次会議 (1954 年) における附表の修正

第 6 回年次会議 (1954 年) において、附表第 6 項が 3 項目に再編修正され、従来は南半球だけであったザトウクジラの捕殺規制が北半球 (北大西洋) にも拡大された。この結果、南極海の一部海域においては 4 日間だけザトウクジラ捕鯨が可能であるにもかかわらず、北大西洋ではザトウクジラ捕鯨が全面的に禁止されてしまったのである。

再編された附表第 6 項は次のとおりである。

附表 第 6 項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは 5 年間禁止する (IWC 1955: 16)。

(2) 西経 0 度から西経 70 度までの南緯 40 度より南の海域において、ザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは 5 年間禁止する (IWC 1955: 16)。

(3) 2 月 1 日、2 日、3 日、4 日を除いて、南緯 40 度より南の海域において、ザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みる目的のために捕鯨母船に帰属している捕鯨船を使用することは禁止する (IWC 1955: 16)。(この附表第 6 項(3)が修正前の附表第 6 項である。)

この附表修正により、『国際捕鯨取締条約』が締結された 1946 年から 1953 年までの 8 年間にグリーンランドにおいては 22 頭のザトウクジラが捕殺されていたにもかかわらず (Kapel 1979: 202 Table 2B)、ザトウクジラ捕鯨が 5 年間禁止されることになったのである。これ以降、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨は国際捕鯨委員会年次会議において繰り返し取り上げられ、紛糾する議題の一つとなった。

この附表第 6 項(1)は第 10 回年次会議 (1958 年) において期限が延長された。

#### 附表 第 6 項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは 1964 年 11 月 8 日まで禁止する (IWC 1959: 18)。

#### 1.2.2.1.2. 国際捕鯨委員会第 13 回年次会議 (1961 年) における附表の修正

1954 年以降、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨は禁止されたままであったが、1961 年の第 13 回年次会議においてデンマーク政府はグリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨に関して附表修正提案を行い、賛成 11、反対 0、棄権 1 で承認された (IWC 1962: 21-22)。

修正された附表第 6 項(1)は次のとおりである。

#### 附表 第 6 項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは 1964 年 11 月 8 日まで禁止する。この禁漁期にあるにもかかわらず、グリーンランド海域における年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する (IWC 1962: 21)。

この附表修正の結果、グリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨は再度可能となった。近代的な捕鯨道具である捕鯨船の使用を容認しているということは、本捕鯨が字義的な意味での先住民捕鯨として取り扱われていないことに注意しておきたい。本附表修正時点ではグリーンランドの捕鯨においては捕鯨実施者の先住民性については厳密に問われる

ことはなく、グリーンランド島民による特例的な小規模地域捕鯨として認識されていたと考えられるのである。

#### 1.2.2.1.3. 国際捕鯨委員会第 16 回年次会議（1964 年）、第 21 回年次会議（1969 年）および第 24 回年次会議（1972 年）における附表の修正

北大西洋におけるザトウクジラの捕殺禁止をグリーンランド海域に関してのみ適用除外とする附表第 6 項(1)の規定が期限切れ前に 3 度修正された。

第 16 回年次会議（1964 年）修正：

附表 第 6 項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは 1969 年 11 月 8 日まで禁止する。この禁漁期にあるにもかかわらず、グリーンランド海域における年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する（IWC 1966: 18）。

第 21 回年次会議（1969 年）修正：

附表 第 6 項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは 1972 年 11 月 8 日まで禁止する。この禁漁期にあるにもかかわらず、グリーンランド海域における年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する（IWC 1971: 21）。

第 16 回年次会議の修正においては 5 年間延長されたが、第 21 回年次会議では 3 年間の延長となった。先住民生存捕鯨に関する国際捕鯨委員会の議論においては、先住民生存捕鯨を認める期間は 3 年であったり、5 年であったりする。一般的に先住民が帰属する政府に政治力があれば 5 年となる。政治力がなければ 3 年（あるいはそれ以下）になる。

第 24 回年次会議（1972 年）修正：

附表 第 6 項

(1) 北大西洋においてザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは禁止する。こ

の禁止にもかかわらず、グリーンランド海域における年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する (IWC 1971: 21)。

本附表修正により、北大西洋におけるザトウクジラ捕鯨は無期限に禁止されることになったが、同時にグリーンランド海域における禁止の適用除外も無期限となった。この結果については、デンマーク (グリーンランド) の政治力の勝利と考えられるが、無期限とは永久を意味するものではない。次に附表修正がなされれば、それで終わりであるかもしれないことを忘れてはならないのである。

#### 1.2.2.1.4. 国際捕鯨委員会第 25 回年次会議 (1973 年) における附表の再編集、第 27 回年次会議 (1975 年) における附表の修正

既存附表を修正の上、新たなる番号をつけるなど再編集した附表案が文書 IWC/25/10 として第 25 回年次会議 (1973 年) に提案され、承認された (IWC 1975a: 32-33)。この結果、ザトウクジラの捕殺禁止規定のグリーンランド海域への適用除外を記した (旧) 附表第 6 項(1)は (新) 附表第 6 項として再編集された。

##### 附表 第 6 項

ザトウクジラの捕殺、もしくは捕殺を試みることは禁止する。この禁止にもかかわらず、グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する (IWC 1975c)。

本附表第 6 項により、グリーンランド海域を除く全ての海域がザトウクジラの禁漁海域となった。また、グリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨に関しても、従来からの捕殺頭数制限、捕鯨船の重量制限に加えて、新たに体長制限も課せられた。規制は確実に厳しくなっている。過去、グリーンランド海域においてもザトウクジラ捕鯨が全面的に禁止されていた期間 (1954 年～1961 年) もあった。ザトウクジラ捕鯨は常に捕鯨論争の一つの種になっているのである。

第 27 回年次会議（1975 年）において、（旧）附表第 6 項、第 7 項が（新）附表第 7 項として一本化された。（新）附表第 7 項となってもグリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨に関しては（旧）附表第 6 項から実質的に何も変わっていない。本件については別所において詳細に考察している（1.2.1.6.参照）。

附表 第 7 項（旧附表第 6 項、第 7 項を一本化したもの）

附表第 6 項の規定にもかかわらず、グリーンランド海域における体長 35 フィート（10.7m）を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。先住民もしくは先住民のために締約国政府がコククジラあるいはセミクジラを捕殺することは、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する（IWC 1977a: 14）。

#### 1.2.2.1.5. 国際捕鯨委員会第 29 回年次会議（1977 年）における附表の修正および科学委員会の議論

第 29 回年次会議（1977 年）において、科学委員会は北大西洋西部におけるザトウクジラの生息数をおおよそ 1000 頭から 1500 頭と推定、この資源のサイズの小ささに鑑みて、同委員会は国際捕鯨委員会に対して次の年次会議において、グリーンランド海域において年間 10 頭のザトウクジラの捕殺を認めている現在の適用除外（附表第 7 項）の妥当性について再検討するように要請したのであった（IWC 1978b: 70）。グリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨の再度の禁止に向けて、外堀が埋められ始めたのである。

また、今回の年次会議において、ナガスクジラに関して北大西洋における暫定的な維持管理資源として新たに西グリーンランド資源が設定され、捕殺枠 4 頭が付与された（IWC 1978a: 21, 33, 34）。

本件関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1978 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 暫定維持管理資源 捕殺枠 4 頭（IWC 1978a: 35）

Table 1)。

#### 1.2.2.1.6. 国際捕鯨委員会第 30 回年次会議（1978 年）における附表の修正

第 30 回年次会議（1978 年）において、科学委員会はグリーンランド海域において年間 10 頭までのザトウクジラの捕殺を認めている現在の適用除外を取り消すべきであると勧告、その代わりにナガスクジラが捕殺されるべきであるとした（IWC 1979b: 26）。

一方、国際捕鯨委員会総会はデンマーク政府により説明された生存上の必要性について議論した後、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺枠を 4 頭から 15 頭に増加させることに同意、但し、グリーンランド海域におけるナガスクジラとザトウクジラをあわせた捕殺は 15 頭を超えてはならないとする注意書きが付けられた（IWC 1979b: 26）。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1979 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 暫定維持管理資源 捕殺枠 15 頭

注) グリーンランド海域におけるナガスクジラとザトウクジラの捕殺はあわせて 15 頭を超えてはならない（IWC 1979b: 35 Table 1）。

科学的にみた場合、ナガスクジラとザトウクジラの合同捕殺枠などはありません。資源評価を行った上で、それぞれに適切な捕殺枠を算出するのが科学である。ザトウクジラの資源状態を危惧し、捕殺枠を出したくない科学委員会とグリーンランド島民のために捕殺枠を要求するデンマーク政府との間で政治的な妥協を行ったのが国際捕鯨委員会総会の合同捕殺枠の設定であった。このような中途半端な妥協は長続きしない。

#### 1.2.2.1.7. 国際捕鯨委員会第 31 回年次会議（1979 年）における附表の修正

第 31 回年次会議（1979 年）の先住民捕鯨および保護鯨種小委員会において、1978 年にグリーンランドの捕鯨においてザトウクジラが 20 頭捕殺された（1955 年以降、年間平均捕殺数 4 頭、1977 年捕殺数 10 頭）ということに言及がなされた（IWC 1980d: 105）。この

ような事実を踏まえて、科学委員会は昨年に引き続きグリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺を認めている適用除外を附表から取り消すべきであると勧告した (IWC 1980c: 56)。技術委員会も多数決により、グリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺を認めている適用除外を附表から取り消すべきであるとする科学委員会の勧告を支持した (IWC 1980b: 30)。

これに対して国際捕鯨委員会総会において、米国がグリーンランド沖における 20 頭のザトウクジラの捕殺に対して懸念を表明する一方、デンマークはその捕殺は報告の失敗によるもので、すでに改善されつつあると述べ、さらにザトウクジラ捕鯨の地域共同体への重要性、およびその消費はもっぱらグリーンランド人のみによってなされていることを強調した (IWC 1980b: 30)。同総会はグリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺を認めている適用除外を附表から取り消すべきであるとする提案を賛成 6、反対 7、棄権 9 で否決した (IWC 1980b: 30)。結局、本年次会議においても、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨については継続が認められたのである。

しかしながら、さすがに昨年のナガスクジラ＝ザトウクジラ合同捕殺枠は 1 年で取り消された。合同捕殺枠という中途半端な規定が現場に混乱をもたらし、20 頭というザトウクジラの大幅な超過捕殺を引き起こしてしまったかもしれないからである。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1980 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 暫定維持管理資源 捕殺枠 6 頭 (IWC 1980b: 40 Table 1)。

#### 1.2.2.1.8. 国際捕鯨委員会第 32 回年次会議 (1980 年) における附表の修正

第 32 回年次会議 (1980 年) における科学委員会の議論は次のとおりである。1979 年、グリーンランドにおいては 14 頭のザトウクジラが陸揚げされ、一方、北大西洋西部においては 18 頭のザトウクジラが漁網に絡まり絶命、従って西グリーンランド資源から少なくとも 32 頭のザトウクジラが除去されたことになる (IWC 1981b: 66)。この数値は考えられる

最小生息数の 2.5%を占め、純再加入率に近接しているかもしれず、これらの理由から、より信頼できる生息数および再加入率の推計が入手可能になるまで、科学委員会はグリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺枠を認めている適用除外を取り消すべきであると引き続き勧告した (IWC 1981b: 66)。

これに対してデンマーク政府は次のように反論した。グリーンランド沖においてはザトウクジラが少なくとも 200 年間捕殺されてきたことは文献資料から明らかであり、実際はもっと長く、その捕殺はグリーンランド人による複雑な海洋哺乳類利用様式の一部を形成している (IWC 1981a: 18)。またザトウクジラ捕鯨はいくらかの地域では唯一の生計手段であり、さらに地方政府は過去 2 年間のような捕殺枠の超過を防ぐために管理状況を改善する方策をとっている (IWC 1981a: 18)。

このような議論を受けて、技術委員会は多数決により適用除外の取り消し勧告に同意したが、国際捕鯨委員会総会はその提案を賛成 8、反対 3、棄権 13 で否決した (IWC 1981a: 18)。これで、グリーンランドにザトウクジラ 10 頭の捕殺枠を認めている適用除外を取り消すべきであるとした科学委員会の勧告は 3 年連続否決されたことになる。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(a)<sup>20)</sup>

附表第 10 項<sup>21)</sup>の規定にもかかわらず、

(i) グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する (IWC 1981a: 36)。

本附表修正により、(旧) 附表第 12 項が (新) 附表第 13 項として整理された。グリーンランド捕鯨に関わる箇所は形式が変わっただけで文言は変わっていない。従って、この時点でも、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨の実施者は先住民に限定されておらず、また仔鯨もしくは仔鯨を伴ったザトウクジラを捕殺しても附表違反にはならなかったのである。

#### 1.2.2.1.9. 国際捕鯨委員会第 33 回年次会議 (1981 年) における議論および第 34 回年次会



## 議（1982年）における附表の修正

第33回年次会議（1981年）においても、科学委員会はグリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨に関して、生息数、再加入率、系群の独自性、漁業における混獲死などについてより信頼しうる推計が入手できるまで、グリーンランド沖でのザトウクジラ10頭の捕殺枠を認めている適用除外を取り消すべきであると勧告した（IWC 1982b: 56）。これに対して、技術委員会は適用除外の取り消しに関しては勧告を行わず、国際捕鯨委員会総会も同様であった（IWC 1982a: 26）。

第34回年次会議（1982年）においても前年同様、科学委員会は初期資源量および現在の資源量の推計、現在の再加入率、系群の同一性に関して不確実性がいまだに存在していると言及、さらに夏季にグリーンランド近海を訪れているザトウクジラが実質的に別個の「索餌群」（feeding stock）を形成しているのであるならば、グリーンランドの先住民捕鯨は、当該鯨が全体の繁殖群からやってきている場合よりも明らかにより大きな影響力を持つであろうとし、これらの不確実性を考慮に入れて、最も安全な方法はグリーンランドにザトウクジラ10頭の捕殺枠を認めている適用除外を取り消すことであると勧告した（IWC 1983b: 59）。これを受けて、技術委員会はその勧告を国際捕鯨委員会総会に提出、同総会は勧告の提出があったことを記録に留めた（IWC 1983a: 30）。

なお、今回の科学委員会において索餌群という考え方が出てきたことに注目しておきたい。全体的な繁殖群（系群）ではなく索餌群単位で資源管理を行えば、当然捕殺枠は（算出できるとしても）小さくなるからである。

第34回年次会議における附表修正については、総括的議論において考察しているの（1.2.1.10.参照）、詳細はそこを再読していただきたい。以下、グリーンランド捕鯨関連事項のみを取り上げる。

### 附表 第13項**(b)**

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) グリーンランド海域における体長35フィート（10.7m）を下回らない年間10頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量50トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。

(4) 先住民による西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、そ

の鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1983a: 40)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1983 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 444 頭

注) 1981 年から 1985 年までの 5 年間におけるミンククジラの総捕殺数は 1778 頭を超えてはならない。

注) 表示されている全数量のうち、先住民の必要性に応じた一定割合が附表第 13 項 (b)(4)に基づき先住民により捕殺されることができる。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 6 頭

注) 附表第 13 項(b)(4)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1983a: 41 Table 1)。

今回の附表修正において、グリーンランド捕鯨に関する規定は大きく変わった（附表第 13 項(b)(1), (4)）。従来、グリーンランドにおける捕鯨に関しては、附表上、捕鯨実施者については明確に規定されておらず、グリーンランド島民であるならば、先住民、非先住民を問わず、捕鯨に従事できた。ところが、今回の附表修正において、附表第 13 項(b)の冒頭に「先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする」と明確な規定がなされた。その結果、1986 年漁期以降、グリーンランドにおいても先住民しか捕鯨に従事できなくなったのである。

また、これまでは特定資源のナガスクジラとミンククジラについては附表上、商業目的の捕鯨が認められてきたため、グリーンランドにおいてはこの 2 種の捕殺に関しては先住民捕鯨か、あるいは商業目的の捕鯨かは議論されなかった。しかしながら、今回の附表修正の結果、1986 年漁期以降、グリーンランドにおいてもナガスクジラとミンククジラの捕殺に関して先住民生存目的の捕鯨のみが許可されるものとして規定されたのである。

**1.2.2.1.10. 国際捕鯨委員会第 35 回年次会議（1983 年）における附表の修正**

第 35 回年次会議（1983 年）において、科学委員会のほとんどのメンバーは北大西洋の

ザトウクジラに関して二つの資源、西資源と東資源が存在すると考えるのが適切であろうということで同意し、また昨年の年次会議で「索餌群」(feeding stock) と称した個別の集団が西グリーンランドを含めて 4 索餌海域で生じているようであり、そのような集団を新たに「索餌集団」(feeding aggregation) と呼ぶことでも同意した (IWC 1984b: 53)。

1 資源を 2 資源に分割し、さらにそれに 4 索餌集団を重ね合わせる。その結果、グリーンランドの先住民が捕殺対象としているザトウクジラの母集団は小さくなる。小さくなればなるほど、捕殺枠は(算出できるとしても)小さくなる。捕殺枠を算出したくない反捕鯨科学者の一つの戦術である。しかも、捕殺枠を算出するには科学的不確実性を解消する必要がある。科学的厳密さを追求すれば追求するほど、捕殺枠は算出されない仕組みになっているのである。

その仕組みどおり、先住民生存捕鯨小委員会は北大西洋西資源ザトウクジラの現在の最良推定生息数は 5000 頭を越えているので、同資源を保護資源とすべきとして勧告することは正当化できないとする一方、初期資源量および現在の資源量の評価において不確実性が存在するので、同小委員会は同資源ザトウクジラについては未分類とし、加えて最大持続生産量水準、個体群の年齢分布、35 フィート (10.7m) 以上の個体群の割合などの情報が欠如していることに鑑み、同小委員会は捕殺枠ゼロを勧告している (IWC 1984c: 136)。

誰がみても論駁できない事実は認める一方、どこかに存在するであろう科学的不確実性を探し出し、そのことにより捕殺枠算出の食い止めを図る。反捕鯨に与する科学者にとって科学的不確実性は実に使い勝手のよい武器なのである。

デンマークは先住民生存捕鯨小委員会において、ザトウクジラの捕殺枠 10 頭を維持することがグリーンランド人の必要性を満たすために適切であると信じていると述べたが (IWC 1984a: 21)、同小委員会、科学委員会、技術委員会の議論の流れを受けて、同国は国際捕鯨委員会総会において現在の捕殺枠の 10%削減、すなわち 10 頭を 9 頭とする附表修正案を提出、同案は英国、米国により支持され、総意により採択された (IWC 1984a: 23)。1 頭減らせば、反捕鯨国も満足するのである。10 頭に科学的根拠があるか否かは別にして、捕殺枠が小さければ小さいほど殺されるザトウクジラが少なくなるからである。科学とは別のわかりやすい政治の世界である。

一方、西グリーンランド資源ミンククジラに関して、科学委員会は現在の複数年捕殺枠の残り 2 年間の捕殺枠は 588 頭を超えてはならないと勧告、国際捕鯨委員会総会において、デンマークは、ミンククジラの捕殺枠は 1984 年と 1985 年の 2 年間に於いて 588 頭を超え

てはならず、また単年では 300 頭を超えてはならないとする科学委員会の勧告に沿った捕殺枠を提案、本案はセイシェルにより支持され、同案は総意により採択された (IWC 1984a: 22-23)。

また、西グリーンランド資源ナガスクジラに関して、科学委員会は資源分類および捕殺枠について科学的な根拠はないが、捕殺枠は昨年設定された 6 頭を超えてはならないと勧告、国際捕鯨委員会総会において、デンマークは現在の捕殺枠 6 頭の継続を提案、本案はノルウェーにより支持され、総意により採択された (IWC 1984a: 23)。

西グリーンランド資源ミンククジラとナガスクジラに関しては、昨年の年次会議まで商業捕鯨が認められており (すなわち、資源状態は悪くない)、昨年の年次会議における『国際捕鯨取締条約』が取り扱う全鯨種の商業捕鯨の一時停止決議を受けて、グリーンランドの捕殺に関しては改めて先住民生存捕鯨として容認されたものである。そのような経緯もあり、この 2 種の捕殺枠の設定については議論が紛糾しないのである。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(1) グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 9 頭 のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する (IWC 1984a: 33)。

#### 表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1984 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 300 頭

注) 1984 年から 1985 年までの 2 年間におけるミンククジラの総捕殺数は 588 頭を超えてはならない。

注) 表示されている全数量のうち、先住民の必要性に応じた一定割合が附表第 13 項 (b)(4)に基づき先住民により捕殺されることができる (IWC 1984a: 33 Table 1)。

#### 1.2.2.1.11. 国際捕鯨委員会第 36 回年次会議 (1984 年) における附表の修正

第 36 回年次会議（1984 年）において、科学委員会は北大西洋西資源ザトウクジラに関して、初期資源量についての新情報がなく、また初期資源量および現資源量にかかる不確実性に鑑みて、本資源は未分類であるとする昨年の勧告を繰り返している（IWC 1985b: 50）。あわせて、同委員会は推計生息数 200～300 頭の西グリーンランド索餌集団からのどのような先住民の捕殺も全体としての北大西洋西資源からの捕殺よりは地域的により大きな影響を与えるであろうとし、このような状況下で引き続き不確実性を考えたならば、本資源からの捕殺は許可されるべきではなく、捕殺枠はゼロと勧告している（IWC 1985b: 50）。例年の如く、科学者間において不確実性はザトウクジラに有利に働くのである。

西グリーンランド資源のナガスクジラに関しては、先住民生存捕鯨小委員会は前年までと同様に本資源は未分類のまま、捕殺枠はナガスクジラ 6 頭であると勧告（IWC 1985c: 119）、一方、科学委員会は本資源が最大持続生産量水準に対してどのあたりに位置するかを確定することはできないので、本資源の適切な分類および捕殺枠について助言を与えることはできないとしている（IWC 1985b: 48）。

これに対して、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会において、現在のミンククジラの捕殺水準とザトウクジラ 10 頭およびナガスクジラ 6 頭の捕殺枠はグリーンランド人の栄養的、生存的必要性を満たすことにおいて十分であるとする昨年の見解を立証する文書を提出している（IWC 1985a: 18）。しかしながら、同国は先住民生存捕鯨小委員会および科学委員会における議論に鑑み、西グリーンランド索餌集団からのザトウクジラの捕殺には注意が必要であることを認識した上で、ザトウクジラの捕殺を 9 頭から 8 頭に削減し、かわりにナガスクジラの捕殺を 6 頭から 8 頭に増やす修正案を提出（オランダと米国が支持）、本附表修正案は技術委員会において総意により採択され、国際捕鯨委員会総会においても同修正案が承認された。（IWC 1985a: 19）

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(1) グリーンランド海域における体長 35 フィート（10.7m）を下回らない年間 8 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。1985 年あるいは 1986 年において捕殺枠が超過され、いずれかの年にザトウクジラ 8 頭を超えて捕殺されたならば、超過分は次の年の捕殺枠から差し引くもの

とする (IWC 1985a: 28)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1985 年漁期

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 8 頭

注) 1985 年と 1986 年の 2 年間に於けるナガスクジラの総捕殺数は 16 頭を超えてはならない。

注) 附表第 13 項(b)(4)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1985a: 29 Table 1)。

今回の国際捕鯨委員会において、グリーンランドの先住民生存捕鯨に関しては数種類の鯨に依存している同捕鯨の栄養的、生存的、文化的重要性を認識し、捕殺枠を考慮するに際して、捕殺数はそれらの利用と一致するようなやり方で考えられるべきであるとする提言が採択されており (IWC 1985a: 28)、ザトウクジラの捕殺枠の削減をナガスクジラの捕殺枠の増大により埋め合わせを図るような附表修正はこの提言と相容れないものである。しかしながら、科学委員会および国際捕鯨委員会総会の大勢がザトウクジラの捕殺を望まない以上、デンマークが現実的対応をするのもやむをえないである。

第 30 回年次会議においてもザトウクジラとナガスクジラの合同捕殺枠が設けられたことがあった (もともとこの合同捕殺枠は 1 年で廃止された。1.2.2.1.6-7.参照)、反捕鯨の感情を持つ者にとって、ザトウクジラは他の鯨以上に彼らの心に訴えるものがあるようである。この後も、ザトウクジラをめぐる国際捕鯨委員会における議論は、時を変え、海域を変えて繰り返されるのである。

#### 1.2.2.1.12. 国際捕鯨委員会第 37 回年次会議 (1985 年) における附表の修正

第 37 回年次会議 (1985 年) において、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会に対して西グリーンランド資源ザトウクジラの捕殺枠 8 頭の変更を求めないと報告したが、科学委員会は本資源の初期資源量についての新情報はないので同資源は未分類であり、推計生息数 200~300 頭の西グリーンランド索餌集団からの捕殺は許可されるべきではないと勧告した (IWC 1986a: 18)。それを受けて、技術委員会において、アンティグア・バーブーダは科学委員会勧告どおりの捕殺枠ゼロを提案 (セントルシア支持)、同案は多数決で採択された (IWC 1986a: 18)。

西グリーンランド資源ナガスクジラについては、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会に対して捕鯨慣行および先住民の生存上の必要性に変化はないと報告、これに対して科学委員会は本資源を評価、分類する根拠がないとし、一方、技術委員会は現在の複数年捕殺枠を継続すべきであると提案、本案は同意された（IWC 1986a: 18）。

西グリーンランド資源ミンククジラについては、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会に対して先住民の生存上の必要性を満たすためには年間 240 頭が必要であると報告、これに対して科学委員会は捕殺枠を現在の推計最小生息数補充出生数である年間 50 頭に設定すべきであると勧告した（IWC 1986a: 18）。このような状況の中、技術委員会においてデンマークは文書提出した 240 頭の必要性を再確認し、科学委員会により提案された水準への削減は厳しすぎてとても対応できないと述べ、捕殺枠 240 頭を提案、米国とアイスランドが本提案を支持した（IWC 1986a: 19）。投票の結果、同提案は多数決で否決され、オーストラリアが提案、セイシェルとセントルシアが支持した捕殺枠 50 頭は多数決により技術委員会の勧告として採択された（IWC1986a: 19）。

上記のように、グリーンランドの先住民生存捕鯨に関して、技術委員会の段階ではザトウクジラについては捕殺枠の取り消し、ミンククジラについては捕殺枠の大幅削減、ナガスクジラについては捕殺枠の現状維持という非常に厳しい結果となった。

結局、国際捕鯨委員会総会においては、急激かつ強硬な削減は先住民に多くの問題をもたらすことも考慮され、ザトウクジラの捕殺枠取り消しはそのままとするが、ミンククジラの捕殺枠削減幅を幾分緩やかにし（250 頭削減を 170 頭削減に緩和）、ナガスクジラの捕殺枠を微増さす（2 頭増）妥協案が総意により同意された（IWC 1986a: 18）。具体的な頭数を示せば、ザトウクジラの捕殺枠が 8 頭からゼロへの 8 頭減、ミンククジラの捕殺枠が 300 頭から 130 頭への 170 頭減、ナガスクジラの捕殺枠が 8 頭から 10 頭への 2 頭増である。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない（IWC 1986a: 26）。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1986年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 130頭

注) 1986年と1987年の2年間においてミンククジラの総捕殺数は220頭を超えてはならない。

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 10頭

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1986a: 28 Table 1)。

科学委員会は1978年より8年連続してザトウクジラの捕殺枠取り消しを勧告し、1985年に捕殺枠取り消しを達成したのである。グリーンランドにおける最初のザトウクジラ捕鯨の禁止は1954年から1960年までの7年間であった。この2回目の禁止は第62回年次会議(2010年)において銛打ち数9頭が認められるまで(1.2.2.1.33.参照)、実に24年間、ほぼ四半世紀続くのである。鯨類偏愛者たちにとってザトウクジラは鯨類の中でも特別な存在のようである。

#### 1.2.2.1.13. 国際捕鯨委員会第38回年次会議(1986年)における附表の修正

第38回年次会議(1986年)において、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会に対して北大西洋中央資源ミンククジラを捕殺している東グリーンランドの2共同体についての報告書を提出、同小委員会は2共同体の住民に対する鯨および捕鯨の文化的意義について詳細に議論した(IWC 1987a: 18)。同小委員会は、その捕鯨は本質的に先住民の生存に関わるものであり、必要性も証明されていると認識、また全ての鯨類は地域的消費のために用いられており、商業交易ではないということを記録に留めた(IWC 1987a: 18)。

これらの議論を受けて、デンマークは北大西洋中央資源ミンククジラ12頭の捕殺枠を要求、技術委員会は同要求案を支持し、国際捕鯨委員会総会においても同要求案は総意により採択された(IWC 1987a: 19)。また、西グリーンランド資源ナガスクジラについては昨年と同数の年間捕殺枠10頭が総会において承認された(IWC 1987a: 19)。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりで



ある。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1987 年漁期

北大西洋

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1987a: 26 Table 1)。

なお、この表 1 の修正の前提として、本来は下記附表第 13 項(b)(3)の「西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺」(波線部)が「中央資源ミンククジラ」を含む形で修正されているはずであるが、議事録には附表の修正として掲載されていない。それが、単なる編集上のミスなのか、あるいは他の理由によるものなのかについては議事録からは判断できない。

附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による 西グリーンランド資源ミンククジラおよびナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って捕殺される鯨の数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1986a: 26)。

中央資源ミンククジラの捕殺が反映された形の附表第 13 項(b)(3)は、下記のとおり第 43 回年次会議における附表修正に関する議事録の中で初めて記録されている。その編集形態は第 43 回年次会議以前の年次会議において当該附表が修正されていたことを示しているが、いつであったかは定かではない。

附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による 西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する (IWC 1992a: 49)。

同時期に修正がなされた附表第 13 項(b)(2)については編集上のミスから修正部分が欠落したと推定できるので (1.2.1.14.参照)、本件についても附表第 13 項(b)(2)と同様に編集上のミスと推定して、以下、中央資源ミンククジラの捕殺が反映された形の附表として考察を進める。

#### 1.2.2.1.14. 国際捕鯨委員会第 39 回年次会議 (1987 年) における附表の修正

第 39 回年次会議 (1987 年) において、科学委員会は国際捕鯨委員会総会が 1986 年の西グリーンランド資源ミンククジラの捕殺枠 130 頭が 15 頭超過された事実注視し、本資源については系群同一性、現在の生息数、生息数補充出生数に関して引き続き不確実性が存在することを思い起こすように望んだ (IWC 1988b: 51)。同委員会は、また本資源ミンククジラは 1985 年以降評価がなされていないこと、および科学委員会が勧告した捕殺枠 1 年限定 50 頭以下を国際捕鯨委員会総会が履行しなかったことを記録に留めた (IWC 1988b: 51)。これらの事実を踏まえた上で、デンマークは技術委員会において同資源ミンククジラについて 1988 年の捕殺枠 110 頭を提案、アイスランドとフィンランドが本提案を支持し、同案は技術委員会において同意され、国際捕鯨委員会総会において採択された (IWC 1988:a 20-21)。デンマークは同資源ナガスクジラについては捕殺枠 10 頭の変更を求めず、本件も総会において同意された (IWC 1988a: 20-21)。

一方、中央資源ミンククジラについては、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会に対して先住民生存上の必要性の変更を求める意図はないとの見解を表明し、技術委員会は現在の捕殺枠 12 頭を変更しない旨の勧告に同意、本件は国際捕鯨委員会総会において承認された (IWC 1988:a 20-21)。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1988 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 110 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1988a: 31 Table 1)。

#### 1.2.2.1.15. 国際捕鯨委員会第 40 回年次会議（1988 年）における附表の修正

第 40 回年次会議（1988 年）において、科学委員会は西グリーンランド資源ナガスクジラについては系群同一性、推計生息数に不確実性があり、分類に関する情報もないので、同委員会は今までと同様、10 頭捕殺することの長期的な影響については予測できないとした（IWC 1989: 20-21）。西グリーンランド資源ミンククジラについては、科学委員会は推計生息数を 1153 頭とすることで同意し、系群同一性の疑問に関する以前の懸念を繰り返すと共に管理資源は別個の生物学的な系群を構成していないとするかなりの証拠を記録に留めた（IWC 1989: 21）。本資源は以前に考えられていたより小さく（推計生息数 1153 頭）、また過去 10 年間の年間平均捕殺数は 263 頭であったことを考えあわせて、科学委員会は本資源は 1985 年に信じられていた水準よりも低く、かなり枯渇していると信じられるので、本資源が保護資源に留まるべきであると勧告した（IWC 1989: 21）。

一方、先住民生存捕鯨小委員会は、西グリーンランド人にとって鯨肉、脂皮およびその他食用可能な鯨産物が年間 670 トン必要であるとするデンマークの文書（同文書はミンククジラ 1 頭の食用可能な鯨産物量を 2 トン、ナガスクジラ同 10 トンとして換算）を吟味した（IWC 1989: 21）。技術委員会において、デンマークはグリーンランド人には 670 トンの食用可能な鯨産物が必要であると言及し、1989 年漁期、西グリーンランド捕鯨においてミンククジラ 60 頭の捕殺枠とナガスクジラ 23 頭の捕殺枠の設定を提案、本提案は技術委員会、国際捕鯨意委員会において総意により採択された（IWC 1989: 21）。本年次会議以降、グリーンランドにおける先住民生存捕鯨の捕殺枠を算出するに当たって、鯨肉ほか鯨産物の必要量 670 トンが一つの指標として用いられるようになっていく。

また、先住民生存捕鯨小委員会は、中央資源ミンククジラの昨年の捕殺枠 12 頭は東グリーンランド人の必要性に十分であったとする報告を記録に留め、1989 年の東グリーンランド人の先住民生存上の必要性は 12 頭であると勧告することに同意した（IWC 1989: 22）。技術委員会はこの勧告を支持し、国際捕鯨委員会総会も 1989 年の中央資源ミンククジラ捕殺枠 12 頭の継続に同意した（IWC 1989: 22）。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠  
北半球 1989 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 60 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 23 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1989: 32 Table 1)。

今回の附表修正においては、西グリーンランド資源に関して、保護資源であり資源状態が悪化していると想定されるミンククジラについては捕殺枠を 110 頭から 60 頭まで 50 頭削減する一方、系群同一性および推計生息数に不確実性が存在しているのにもかかわらず、ナガスクジラの捕殺枠を 10 頭から 23 頭まで 13 頭増加させている。デンマークが提出した換算法（ミンククジラ 1 頭の食用可能な鯨産物量を 2 トン、ナガスクジラ同 10 トンとして計算）に基づけば鯨肉ほか鯨産物量 30 トンの増加である。第 37 回年次会議（1985 年）においてザトウクジラの捕殺枠がゼロとなり、ミンククジラの捕殺枠も大幅に削減されて以降、グリーンランドの先住民生存捕鯨は、米国アラスカ州の先住民生存捕鯨と比べて冷遇される傾向にあったが、今回は科学的な不確実性が鯨種保護の口実とはされず、グリーンランドの先住民にそれなりの配慮がなされた形となっている。

#### 1.2.2.1.16. 国際捕鯨委員会第 41 回年次会議（1989 年）における附表の修正

第 41 回年次会議（1989 年）において、科学委員会は西グリーンランド資源ミンククジラの推計生息数を 3266 頭とすることに同意し、おおよその下限値が 1702 頭であるので、その資源はそれ以下では先住民生存捕鯨が実施できない下限を上回っていると信じているとした (IWC 1990: 24)。しかしながら、同委員会は西グリーンランド沖のミンククジラは別個の資源を構成しているとは信じられないので、本資源の分類を勧告することは不可能であるとし、またその資源が最大持続生産量水準に向かうことを許容する捕殺数についても助言できないとした (IWC 1990: 24)。

西グリーンランド資源ナガスクジラについて、科学委員会は 1987 年、1988 年データの複合に基づく 1589 頭が最良推計生息数であることに同意した (IWC 1990: 25)。しかしながら、同委員会は本資源の分類については助言ができず、また本資源がそれ以下では先住民生存捕鯨が実施できない水準を上回っているかどうかについての結論を出すこともできなかった (IWC 1990: 25)。

一方、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会において、歴史的および現代的文脈下での西グリーンランドにおける生計手段および狩猟文化についての報告書を紹介、その報告書は20世紀初頭から西グリーンランド人にとって必要な鯨肉量は670トンであると記していた（IWC 1990: 25）。同小委員会は、その詳細かつ包括的な報告書はグリーンランド人の栄養における鯨肉の意義を明らかに確認していること、また現在の捕殺枠は人々に困難を作り出していることに同意した（IWC 1990: 25）。

先住民生存捕鯨小委員会における議論を受けて、デンマークは技術委員会において西グリーンランド資源の1990年、1991年の2年間の捕殺枠について、ミンククジラに関しては190頭（但し、1年間の最大数は100頭）、ナガスクジラに関しては42頭（但し、1年間の最大数は23頭）を提案、西ドイツが本案を支持し、同案は総意により採択され、国際捕鯨委員会総会に付託された（IWC 1990: 26）。同様に中央資源ミンククジラに関して、デンマークは1990年から1992年までの3年間、年間12頭の捕殺枠を提案、西ドイツ、スウェーデン、日本が本案を支持し、同案は総意により採択され、国際捕鯨委員会総会に付託された（IWC 1990: 26）。国際捕鯨委員会総会はこれら二つの附表修正提案を確認した（IWC 1990: 26）。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1990年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 100頭

注) 1990年、1991年の2年間におけるミンククジラの総捕殺数は190頭を超えてはならない。

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 23頭

注) 1990年、1991年の2年間におけるナガスクジラの総捕殺数は42頭を超えてはならない。

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12頭

注) 1990年、1991年、1992年各年の捕殺枠。

注) 附表第13項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される(IWC 1990: 37 Table 1)。

科学委員会の勧告に基づき 1988 年漁期より単年捕殺枠となったグリーンランドの先住民生存捕鯨に対して、今回の年次会議において再び複数年捕殺枠が設定された。

西グリーンランド資源ナガスクジラについては、前年は単年で 23 頭の捕殺枠であったが、今回は 2 年間の捕殺枠 42 頭が設定され、単年では最大 23 頭とされた。23 頭を 2 年間捕殺すれば 46 頭となり、単純計算では 2 年間で 4 頭削減されたことになるが、単年の捕殺枠 23 頭は翌年の捕殺枠 23 頭を保障しているわけではなく、翌年の大幅削減もありうるのである。実際、本資源のミンククジラの捕殺枠は 1988 年漁期の捕殺枠 110 頭が 1989 年漁期には 60 頭と大幅に削減されている。単年換算では捕殺枠が減少したとしても、2 年間確実に一定数の捕殺枠を確保するほうが捕鯨従事者にとっては有益なのである。

同資源ミンククジラについては、1989 年漁期の単年捕殺枠 60 頭が 2 年間の捕殺枠 190 頭となり、単年換算すれば 95 頭と 35 頭増となった。前漁期に削減された 50 頭の 75%を回復し、2 年間の捕殺数も複数年捕殺枠があった 1986 年、87 年漁期の 220 頭の 86%強となった。当該資源に科学的不確実性が存在する中では捕鯨従事者に与える政治的配慮である。

中央資源ミンククジラについては前漁期までの単年捕殺枠 12 頭がそのまま今後 3 漁期保障されることになった。単年捕殺枠が削減されることなく複数年保障されることは捕鯨従事者にとって有益なのは言うまでもない。

科学的な不確実性を先住民の生活に配慮して政治的に解釈することに異論はない。しかしながら、そこにはその逆となる、すなわち先住民の生活にとって不利益となる危険性もはらんでいることを忘れてはならないのである。

#### **1.2.2.1.17. 国際捕鯨委員会第 42 回年次会議（1990 年）における附表の修正**

第 42 回年次会議（1990 年）において、先住民生存捕鯨小委員会は技術委員会に対して西グリーンランドの先住民にはミンククジラほか大型鯨類からの 670 トンの鯨肉が必要であると勧告、同時に鯨を鯨肉に換算する際に用いる係数に関する疑問を検討するように求めた（IWC 1991: 31）。デンマークの報告書によれば、同国はミンククジラ 1 頭で鯨肉 2 トン、ザトウクジラ 1 頭で鯨肉 8 トン、ナガスクジラ 1 頭で鯨肉 10 トンという変換係数を用

いている (IWC 1991: 31)。

技術委員会において英国はグリーンランドの 670 トンの鯨肉ほか鯨産物の必要性についてコメントを行い、変換係数については再考されるべきであろうということを示唆、グリーンランドは国際捕鯨委員会総会において次の会合までに事務局に全ての関連する捕鯨から適切なデータを提供すること確約し、総会は鯨肉 670 トンの必要性を確認した (IWC 1991: 32)。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表の修正については、表 1 の漁期が 1990 年から 1991 年に修正されただけである (IWC 1991: 50 Table 1 参照)。

#### 1.2.2.1.18. 国際捕鯨委員会第 43 回年次会議 (1991 年) における附表の修正

第 43 回年次会議 (1991 年) において、先住民生存捕鯨小委員会はミンククジラから生産される鯨肉量に関するデータをグリーンランド、日本、ノルウェーから受理、同データはグリーンランドにおける鯨肉の必要量 670 トンは歴史的な捕殺に基づいており、また用いられている変換係数にかかわっていることを示していた (IWC 1992a: 29)。これに対して、ニュージーランドは提出されたグリーンランドの数値は実際のところ根拠を有していないのではないかと引き続き懸念を抱き、同国は鯨肉の重量よりも鯨の頭数で考えることをより好むであろうとした (IWC 1992a: 30)。本年次会議においても前年次会議において反捕鯨国より提出されたグリーンランドの鯨肉必要量 670 トンとその算出の根拠となる変換係数に関する疑問は解決されないままであった。

また、先住民生存捕鯨小委員会はデンマークに対してグリーンランドにおける銚打ち亡失率に関する情報が可及的速やかかつ優先的に提出されるべきであると勧告することに同意、デンマークは銚打ち亡失鯨はグリーンランドの法律において報告が必要とされていると指摘し、来年同小委員会にさらなる情報を提供すると表明した (IWC 1992a: 30)。

国際捕鯨委員会総会において、デンマークはグリーンランドにおける捕鯨に関して、ナガスクジラについては 1992 年の単年捕殺枠 21 頭を、西グリーンランド沖のミンククジラについては 1992 年から 1994 年までの 3 年間の総銚打ち数 315 頭、各年の銚打ち数を 115 頭とする修正提案を行い、同総会は本案を採択した (IWC 1992a: 32)。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺される西グリーンランド資源ナガスクジラおよび中央資源ミンククジラの数は表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 西グリーンランド資源ミンククジラについては、1992 年、1993 年、1994 年の各年において 鉆打ちできる鯨の数は 115 頭を超えてはならず、3 年間の合計で 鉆打ちできる鯨の数は 315 頭を超えてはならない (IWC 1992a: 49)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1992 年 漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ミンククジラ 保護資源 捕殺枠 0 頭

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 21 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される (IWC 1992a: 49)。

今回の附表修正において、捕殺枠については、西グリーンランド資源ミンククジラに関して3年間の総鉆打ち数を陸揚げ数とみなして計算すれば、単純計算で単年10頭増となる。一方、ナガスクジラは2頭減である。これを肉量換算すれば、ミンククジラは20トン増、ナガスクジラは20トン減となり、差し引き増減なしである。但し、今回からミンククジラについては捕殺枠として鉆打ち数が用いられるようになったため、鉆打ち亡失による陸揚げ数減少のリスクは高まった。漁期については、2年間であったナガスクジラの漁期が単年となった一方、2年間であったミンククジラの漁期は3年間となった。陸揚げ可能数と漁期の双方を斟酌すれば、ミンククジラについて鉆打ち数が用いられるようになった点からグリーンランドにとって若干不利な附表修正であったと言えるかもしれないのである。

#### 1.2.2.1.19. 国際捕鯨委員会第 44 回年次会議 (1992 年) における附表の修正

第 44 回年次会議 (1992 年) において、科学委員会は中央資源ミンククジラを包括している北大西洋ミンククジラの最良推計生息数 2 万 8000 頭を承認 (IWC 1993b: 74)、また西



グリーンランド資源ナガスクジラの改訂推計生息数 1096 頭を記録に留めた (IWC 1993b: 75)。

先住民生存捕鯨小委員会において、デンマークはグリーンランドにおける鯨肉の必要量について次のように述べ、同小委員会はそれを記録に留めた。国際捕鯨委員会は 1990 年に西グリーンランドにおける大型鯨類からの鯨肉に関する先住民の生存上の必要性は 670 トンであると認識したが、現在の捕殺枠では 420 トン相当量になった (IWC 1993a: 20)。

技術委員会において、デンマークは次のように述べた。西グリーンランドのナガスクジラの捕殺枠は 1 年間 21 頭、一方東岸のミンククジラの捕殺枠は 1990 年、1991 年、1992 年の 3 年間、各年 12 頭であり、同国はこれらの捕殺枠の変更は求めないが、双方とも 1993 年、1994 年の 2 年間の漁期で設定されれば、全ての先住民生存捕鯨枠は 1994 年に再検討できる (IWC 1993a: 20)。本件は同委員会において総意により同意され、国際捕鯨委員会総会においても総意により承認された (IWC 1993a: 20)。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1993 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 21 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1993 年、1994 年各年の捕殺枠。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1993 年、1994 年各年の捕殺枠 (IWC 1993a: 53 Table 1)。

#### 1.2.2.1.20. 国際捕鯨委員会第 45 回年次会議 (1993 年) および第 46 回年次会議 (1994 年) における附表の修正

第 45 回年次会議 (1993 年) におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1993 年から 1994 年に修正されただけである (IWC 1994a: 39 Table 1 参照)。

第 46 回年次会議（1994 年）におけるグリーンランド島民が捕殺対象としているナガスクジラ、ミンククジラに関する科学委員会の議論は次のとおりである。西グリーンランド沖ナガスクジラの最近の推計生息数は 1096 頭、当該ナガスクジラは別個の資源を構成していることはほとんどありえないが、同委員会は系群の同一性に関するいかなる新証拠も提供できなかった（IWC 1995: 22）。西グリーンランド沿岸域におけるミンククジラの推計生息数は 8371 頭、同委員会はこれらのミンククジラは別個の資源を構成していないが、それが最大持続生産量水準に向かうことを許容する捕殺数については証拠を与えることができなかった（IWC 1995: 22）。中央資源ミンククジラの最近の推計生息数は 1990 年に得られた 2 万 8000 頭であった（IWC 1995: 22）。

先住民生存捕鯨小委員会は、西グリーンランドにおける容認された鯨産物の必要量 670 トンに対して現在のナガスクジラとミンククジラの捕殺枠は 420 トンに相当するということを確認した（IWC 1995: 22）。

技術委員会において、デンマークは 1995 年、1996 年、1997 年の捕殺枠に関して、東グリーンランドのミンククジラについては年間 12 頭に据え置き、西グリーンランドのナガスクジラについても年間 21 頭に据え置き、一方西グリーンランドのミンククジラについては年間銛打ち数 165 頭、3 年間の総銛打ち数 450 頭とすべきであるという提案を行った（IWC 1995: 23）。

国際捕鯨委員会総会において、デンマークは技術委員会における議論を踏まえた上で、西グリーンランドのナガスクジラについては年間捕殺枠 19 頭に削減する一方、ミンククジラについては年間銛打ち数 165 頭、3 年間の総銛打ち数 465 頭に引き上げ、東グリーンランドのミンククジラは年間 12 頭に据え置くとする改訂附表修正案を提出、本案は総意により同意された（IWC 1995: 23）。

今回の附表修正に関して、西グリーンランド資源について附表修正前（1993、1994 年）と附表修正後（1995、1996、1997 年）を比較してみると、単年換算でナガスクジラ 2 頭減、ミンククジラ 50 頭増となっている。これを銛打ち亡失なしとして肉量換算すれば、ナガスクジラ 20 トン減、ミンククジラ 100 トン増となり、附表修正後のほうが 80 トン増加する。多少の銛打ち亡失を割り引いたとしても、グリーンランドの先住民にとって明らかに有利な附表修正である。グリーンランドにおける鯨肉の必要量を 670 トンとするデンマークの見解に、同国が年次会議ごとに言及することによりその数値が既成事実化されつつあり、

その数値まで捕殺枠を増加させることも可能なのかもしれないのである。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺される西グリーンランド資源ナガスクジラおよび中央資源ミンククジラの数表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 西グリーンランド資源ミンククジラについては、1995 年、1996 年、1997 年の各年において鉆打ちできる鯨の数は 165 頭を超えてはならず、3 年間の合計で鉆打ちできる鯨の数は 465 頭を超えてはならない (IWC 1995: 52)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1995 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1995 年、1996 年、1997 年、各年の捕殺枠。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 12 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1995 年、1996 年、1997 年、各年の捕殺枠 (IWC 1995: 52 Table 1)。

**1.2.2.1.21. 国際捕鯨委員会第 47 回年次会議 (1995 年) および第 48 回年次会議 (1996 年) における附表の修正**

第 47 回年次会議 (1995 年) におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1995 年から 1996 年に修正されただけである (IWC 1996a: 42 Table 1 参照)。

第 48 回年次会議（1996 年）におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1996 年から 1997 年に修正されただけである（IWC 1997a: 47 Table 1 参照）。

#### 1.2.2.1.22. 国際捕鯨委員会第 49 回年次会議（1997 年）における附表の修正

第 49 回年次会議（1997 年）の先住民生存捕鯨小委員会においてデンマークはグリーンランドにおける先住民生存捕鯨の捕殺枠増大を希望した。国際捕鯨委員会は西グリーンランド住民の鯨肉必要量については 670 トンであることに同意しているが、現在の捕殺枠は年間 500 トン程度で、そこに 170 トンの差があり、同国はこの差を縮めたいとした（IWC 1998a: 30）。

これに対して、スイスは捕殺方法に関する過去の疑問、本資源の本当の大きさについての懸念を述べ、捕殺枠が増大される前に先住民生存捕鯨管理制度が完成し、履行される必要があるとコメントした（IWC 1998a: 30）。

科学委員会は、西グリーンランド資源ミンククジラについては系群同一性に関する情報が特に欠如しているので、附表第 13 項(a)にいう管理上の助言を与えることはできないとする最近の助言を繰り返し（IWC 1998b: 94）、同資源ナガスクジラについても、本資源がそれ以下では先住民捕鯨がなされてはならない水準を上回っていると信じているけれども、本資源を最大持続生産量水準に向けて動かすことを許容する捕殺数については助言を与えることはできないとする最近の助言を繰り返した（IWC 1998b: 95）。

捕殺枠の拡大を伴う附表修正提案が総意により同意された第 46 回年次会議（1994 年）における科学委員会の見解と今年次会議における科学委員会の見解は同様であったので、デンマークは国際捕鯨委員会総会において全ての先住民生存捕鯨の漁期を 5 年間とする附表修正要求案を提出した。ナガスクジラの捕殺枠については従来どおり年間 19 頭、東グリーンランドのミンククジラの捕殺枠についても従来どおりの年間 12 頭とするが、未使用分捕殺枠 3 頭の次年度以降への繰越を伴う（IWC 1998a: 30）。西グリーンランドのミンククジラの銛打ち数については 165 頭から 175 頭に引き上げ、未使用分銛打ち数の繰越も各年 15 頭までとする（IWC 1998a: 30）。

本案に対して、スイス、スペイン、ニュージーランド、オーストラリア、オランダ、英国、メキシコ、ドイツ、オーストリア、オマーン、フランス、モナコが様々な見解を述べたが、同案は総意により採択された（IWC 1998a: 31）。結局のところ、グリーンランドに

おける鯨肉の必要量 670 トンという既成事実化した数値が今回の附表修正においても有効に機能したのである。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺される西グリーンランド資源ナガスクジラの数には表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 本規定により捕殺される中央資源ミンククジラ数は 1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年のいずれの年においても 12 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 3 頭を超えない未使用分の捕殺枠は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数については、1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年のいずれの年においても 175 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は 5 年間の期間内に新しい科学的データが利用可能になったならば再検討され、必要であれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 1998a: 51)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1998 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年、各年の捕殺枠。

中央資源 ミンククジラ 未分類 捕殺枠 [・] (IWC 1998a: 51 Table 1)

#### 1.2.2.1.23. 国際捕鯨委員会第 50 回年次会議（1998 年）および第 51 回年次会議（1999 年）における附表の修正

第 50 回年次会議（1998 年）において、科学委員会はグリーンランドにおける捕鯨に助言を与えることが最優先の事項であることに同意していたが、データ不足、特に系群同一性および生息数の豊富度に関するデータの欠如のため、本資源に対して満足のいく助言を与えることができなかった（IWC 1999a: 12）。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1998 年から 1999 年に修正されただけである（IWC 1999b: 75 Table 1 参照）。

第 51 回年次会議（1999 年）におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1999 年から 2000 年に修正されただけである（IWC 2000b: 83 Table 1 参照）。

#### 1.2.2.1.24. 国際捕鯨委員会第 52 回年次会議（2000 年）および第 53 回年次会議（2001 年）における附表の修正

第 52 回年次会議（2000 年）の科学委員会および先住民生存捕鯨小委員会において 1988 年から 1999 年までのグリーンランドにおけるナガスクジラ捕鯨、ミンククジラ捕鯨の背景説明がなされた。それによれば、ナガスクジラは 7 月から 12 月にかけて（ほとんどは 8 月から 10 月にかけて）グリーンランド・バンクおよびディスコ湾一帯で捕殺され、ミンククジラは南はファーベル岬の海岸近くから北はウパーナヴィクで捕殺され、漁期は南部においては 4 月から 12 月まで、極北地域では 8 月半ばから 10 月初旬までである（IWC 2001c: 24; 2001d: 170）。

このグリーンランド捕鯨に関して、国際捕鯨委員会総会においてグリーンランド自治領政府大臣は次のように発言した。西グリーンランドにおける現在の鯨類捕殺枠は鯨肉 558 トン<sup>22)</sup>に相当するが、この数値は 1990 年に委員会が承認した必要量よりも 112 トン少ない（IWC 2001a: 23）。グリーンランドにおいては人口増により鯨肉の必要性も高まっているので、国際捕鯨委員会が将来、以前に同意した鯨肉の必要量を承認することを期待している（IWC 2001a: 23）。

このグリーンランドの主張は、人口増により鯨肉必要量も増加したので、鯨類捕殺枠を増大させて欲しいというものであり、米国もアラスカの先住民向けホッキョククジラの捕

殺枠の増大要求時に同じような主張をしている（1.2.2.3.13.参照）。論理としては単純でわかりやすい。単純でわかりやすいゆえに否定するのが難しい。しかしながら、この論理を認めれば、人口増が続く限り、捕殺枠も増大させなければならなくなる。資源量が限られている鯨類に対して、いつまでも認められる論理ではないであろう。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2000 年から 2001 年に修正されただけである（IWC 2001b: 89 Table 1 参照）。

第 53 回年次会議（2001 年）において、科学委員会がグリーンランド沖のナガスクジラおよびミンククジラに関して満足のいく科学的助言を与えられなかったことは、特にナガスクジラについては利用可能な最良の推計生息数は 1987/88 年資料によるものであり、しかも推計値は僅かに 1096 頭であったので、資源管理上、大いなる懸念を引き起こした（IWC 2002a: 21）。最新の推計生息数が早急に提出されなければ、科学的不確実性の名目の下、グリーンランド捕鯨を制限する方向で議論は進められていくであろう。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2001 年から 2002 年に修正されただけである（IWC 2002b: 125 Table 1 参照）。

#### 1.2.2.1.25. 国際捕鯨委員会第 54 回年次会議（2002 年）における附表の修正

第 54 回年次会議（2002 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、デンマークはグリーンランドにおける先住民生存捕鯨の捕殺枠が更新時期に当たっていたので、さらなる 5 年間の捕殺枠、西グリーンランドにおけるミンククジラ年間 175 頭とナガスクジラ年間 19 頭および東グリーンランドにおけるミンククジラ年間 12 頭を要求、グリーンランドはこのうち西グリーンランドにおける捕殺は計 540 トンの鯨肉を産するが、1990 年に国際捕鯨委員会が西グリーンランドの先住民に必要性を認めた鯨肉 670 トンが先住民の必要量により近いであろうと指摘した（IWC 2003b: 17）。

また、グリーンランドの必要声明書においては、グリーンランドの先住民共同体における 4000 年の捕鯨の歴史が強調され、当地における鯨産物利用の大多数は非商業的なもの、非輸出的なものに基礎を置いている（但し、少数事例においては地元の店舗で購入できる）と記されていた（IWC 2003b: 17）。

英国はグリーンランドからデンマークへの鯨産物の輸出の慣行について見解を述べ、いくらかの国はその慣行については先住民生存捕鯨による鯨産物は地域的に消費されなけれ

ばならないとする先住民生存捕鯨の原理に反しているので、鯨産物の輸出の慣行を是認できないとした (IWC 2003b: 17)。

これに対して、グリーンランドはそれは輸出ではなく、デンマーク王国内における移送である、すなわち学生や入院患者のように一時的にデンマークに居住しているグリーンランド人への移送であると考えているとした (IWC 2003b: 17)。

結局、このデンマークによるグリーンランドにおける先住民生存捕鯨にかかる附表修正要求は国際捕鯨委員会総会において総意により採択された (IWC 2003b: 23)。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺される西グリーンランド資源ナガスクジラの数には表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 本規定により捕殺される中央資源ミンククジラの数には 2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年のいずれの年においても 12 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 3 頭を超えない未使用分の捕殺枠は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銜打ち数については、2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年のいずれの年においても 175 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銜打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は 5 年間の期間内に新しい科学的データが利用可能になったならば再検討され、必要であれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 2003d: 140)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2003 年漁期

北大西洋



西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年、各年の捕殺枠 (IWC 2003d: 137 Table 1)。

#### 1.2.2.1.26. 国際捕鯨委員会第 55 回年次会議 (2003 年) における附表の修正

第 55 回年次会議 (2003) の先住民生存捕鯨小委員会において、グリーンランドの先住民生存捕鯨に関して、その捕鯨の持つ商業性についての議論がなされた。

オーストラリアはグリーンランドの国営企業 NUKA 社が漁 (獵) 師からミンククジラ肉 37.2 トン (2001 年)、43.5 トン (2000 年)、64.1 トン (1999 年) を購入し、その代金 55 万 7000 デンマーククローネ (2001 年)、67 万 8000 デンマーククローネ (2000 年)、96 万 デンマーククローネ (1999 年) を支払ったことに関して質問を行い、グリーンランドの捕鯨にはかなりの市場的要素があるようであると述べた (IWC 2004c: 79)。

これに対して、デンマークは現代の先住民生存捕鯨は非常に高い費用がかかるようになった、すなわち近代的な道具から鯨捕りに課せられる保険まで経費がかかるのであると回答した (IWC 2004:c 79)。

また、オーストラリアはデンマークに NUKA 社が購入したミンククジラとナガスクジラの肉はもっぱら関係する先住民共同体内で販売されているのか、あるいはもう少し幅広くグリーンランド内で販売されているのか、それともデンマークまで、さらには国外まで輸出されるのかと質問した (IWC 2004c: 82)。

これについても、デンマークは鯨肉の交換は完全に附表に準じてなされている、すなわち極少量はデンマークに運ばれるが、これは入院患者、年長者向けの厳格に個人的な、非商業的な利用であると回答した (IWC 2004c: 82)。

本年次会議以降、グリーンランド捕鯨の持つ商業性および鯨産物の地域外流通について反捕鯨国からの攻撃が少しずつ強まっていくのである。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2003 年から 2004 年に修正されただけである (IWC 2004b: 169 Table 1 参照)。

#### 1.2.2.1.27. 国際捕鯨委員会第 56 回年次会議 (2004 年) における附表の修正

第 56 回年次会議 (2004 年) において、科学委員会はナガスクジラの最も有効な推計生息数は 1987/88 年調査による 1096 頭であるので、安全な捕殺枠に関する助言を提供できな

いことに大いなる懸念を抱いていることを強調し (IWC 2005b: 13)、2004 年調査から同意された推計生息数がもたらされなかったならば、同委員会は西グリーンランド沖のナガスクジラの捕殺はすぐに削減されるか削除されるべきであるとする勧告を行うであろうという助言を国際捕鯨委員会総会に対して行った (IWC 2005b: 14)。

これに対して、グリーンランド自治領政府は、先住民生存捕鯨小委員会において科学委員会はナガスクジラの現在の捕殺枠の削減を決定する正当な機関ではないということを示した (IWC 2005b: 14)。

同じく先住民生存捕鯨小委員会において、アルゼンチン、ニュージーランド、英国はグリーンランドのミンククジラ捕鯨における捕殺物の性比が高度に雌に偏っていること、すなわち、平均すれば 1986 年以降に捕殺された全ミンククジラの 72%は雌であったことに懸念を表明した (IWC 2005b: 14)。

これに対して、デンマークは気候および海洋の状態からグリーンランドにおいて性別選択捕殺は実行不可能であると説明した (IWC 2005b: 14)。

このデンマークの説明について、英国はもしある程度の性別による偏りが不可避であるとするならば、本捕鯨の持続性に関していくつかの非常に重要な問題が生じるであろうと述べた (IWC 2005b: 14)。

このような捕殺物における雌鯨への偏りに関する議論を受けて、先住民生存捕鯨管理方式の開発にかかる小作業部会議長は北大西洋においてはミンククジラが地理的にも、時間的にも性別により分離するということを明らかにし、捕殺物における性別による偏りは長きにわたるものであり、西グリーンランド沖の鯨類をモデル化する初期の試みは、もしそこで発見されるミンククジラが完全な系群を構成していたならば、それらはすでに絶滅していたであろうということ、すなわち捕殺物における性別偏向は多分、当該海域の性比を反映しているであろうということを示しているとした (IWC 2005b: 14)。

以上のように、今回の年次会議において英国ほかの反捕鯨国は、グリーンランドのミンククジラ捕鯨にかかる捕殺物における雌への性別偏向から予防的原則を持ち出し、その捕鯨の妨害を試みたが、先住民生存捕鯨管理方式の開発にかかる小作業部会議長により科学的に論破されたのである。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。なお、表 1 は漁期が 2004 年から 2005 年に修正されただけである (IWC 2005c: 149 Table 1 参照)。

附表 第 13 項(a)

(4) 本附表の規定(b)(1), (b)(2), (b)(3)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴ったどのような鯨も銜打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。本附表の規定(b)(4)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴った雌鯨を銜打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。

(5) 全ての先住民捕鯨は本附表と一致している国内法規の下で実施されなければならない (IWC 2005c: 151)。

本附表修正の結果、先住民生存捕鯨に関する規定の整合性、一貫性が高められた。従来の規定ではグリーンランド捕鯨においては仔鯨等の捕殺禁止規定はなく、(現実の実施はともかくとして) 附表上は仔鯨等の捕殺が可能であったのである。今回、附表第 13 項(a)(4)の規定により、全ての先住民生存捕鯨において仔鯨等の捕殺禁止が明文化されたのである。

#### 1.2.2.1.28. 国際捕鯨委員会第 57 回年次会議 (2005 年) における附表の修正

第 57 回年次会議 (2005 年) において、科学委員会は西グリーンランド資源ミンククジラについては安全な捕殺枠に関する助言を提供する科学的根拠を持っていないので、当該捕鯨に関して捕殺枠を設定するに際してはかなりの注意がなされなければならないと主張した (IWC 2006a: 14)。

同じく同委員会は西グリーンランド資源ナガスクジラについても安全な捕殺枠に関して満足いく管理上の助言を提供する立場にはないので、当該捕鯨に関して捕殺枠を設定するに際してはかなりの注意がなされなければならないと主張した (IWC 2006a: 14-15)。

科学委員会は 2004 年に同年の調査からナガスクジラの同意された推計生息数が得られなかったならば、西グリーンランド沖のナガスクジラの捕殺については削減もしくは削除すべきであるとの勧告がなされるであろうとしており、今回限りの暫定的なものとして、年間 4~10 頭 (推計生息数平均の下位 5 パーセンタイル値の約 1%) の捕殺は、特に本資源が西グリーンランド沖を越えて広がっている可能性を考慮していないので、短期的には本資源に害を与えないであろうとする助言を与えた (IWC 2006a: 14-15)。

グリーンランド自治領政府は科学委員会の助言を踏まえた上で、2006 年と 2007 年の漁期、西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺枠について年間 19 頭から年間 10 頭への自

主的な削減を表明した（IWC 2006a: 16）。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。表 1 の漁期が 2005 年から 2006 年に修正されたことと西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺枠についてデンマーク（グリーンランド）による自主的削減が脚注に付記されたことである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2006 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による捕殺に適用される。2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年、各年の捕殺枠。

注) 韓国、蔚山において開催された国際捕鯨委員会第 57 回年次会議において、デンマーク（グリーンランド）は西グリーンランド資源ナガスクジラの捕殺枠を 2006 年、2007 年の両年において 19 頭から 10 頭に自主的に削減した（IWC 2006b: 161 Table 1）。

#### 1.2.2.1.29. 国際捕鯨委員会第 58 回年次会議（2006 年）における附表の修正

第 58 回年次会議（2006 年）において、科学委員会は 2005 年 8 月、9 月に西グリーンランド沖において実施された大型鯨類の資源量調査に基づく第一次分析結果の推計値、ミンククジラ 3474 頭、ナガスクジラ 1722 頭を利用可能なものとして同意した（IWC 2007c: 17）。

国際捕鯨委員会総会において、デンマークは西グリーンランドにおける現在の捕殺枠は大型鯨類の肉 670 トンという国際捕鯨委員会により承認されている実証された必要量を充足しておらず、僅かに 450 トンを供給しているのみであると指摘し、ホッキョククジラとザトウクジラのような他の大型鯨類からの不足分 220 トンの鯨肉の入手可能性についての助言を求めた（IWC 2007a: 20）。同国は、これら 2 種は過去グリーンランドにおいて捕殺されていたことがあり、また西グリーンランド資源は増加しており、それらは少量かつ十分に規制された捕殺を維持しうると言及した（IWC 2007a: 20）。

国際捕鯨委員会においては、全ての要求は議事録に記録することから始まる。昨年、デンマークはナガスクジラの捕殺枠を自主的に 9 頭削減した。その削減を踏まえた上で、今年次会議において新たにホッキョククジラとザトウクジラの捕殺枠を要求するという手法

を取った。鯨種ごとにおいしさは異なると思うが、グリーンランドにおいては肉量の充足を重視してきた経緯があり、肉量充足の観点からすれば、泳ぎが速くて捕殺しにくいナガスクジラの捕殺枠よりも泳ぎが遅くて捕殺しやすいホッキョククジラとザトウクジラの捕殺枠ほうが先住民にとって有益であろう。本年次会議以降、この新たな2種の捕殺枠をめぐるデンマーク（グリーンランド）と反捕鯨国との攻防が始まるのである。

本年次会議におけるグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表1の漁期が2006年から2007年に修正されただけである（IWC 2007b: 181 Table 1 参照）。

#### 1.2.2.1.30. 国際捕鯨委員会第59回年次会議（2007年）における附表の修正

第59回年次会議（2007年）において、科学委員会は西グリーンランド沖ミンククジラの最新推計生息数1万800頭とナガスクジラの同3200頭を採択した（IWC 2008a: 16）。

この最新推計生息数の結果、ミンククジラに関して、科学委員会は管理上の助言を与えるに際して近年よりはかなり強い立場にはあるが、次漁期のみの特別の暫定的な助言を与える以上のことはできないということで同意し、どのような捕殺枠も1年限りとすべきであると勧告、2005年航空調査に基づく推計生息数の改訂版の下限値を用いるならば、推計生息数補充出生数はおおよそ170頭から230頭になるとした（IWC 2008a: 19）。

一方、ナガスクジラに関しては、この最新推計生息数の結果、科学委員会は5年間の複数年捕殺枠用に暫定的な管理上の助言を与えることができ、生産力を高めるための選好推計値を14頭から26頭であると助言した（IWC 2008a: 19）。

昨年の年次会合において、デンマークは西グリーンランドにおける現在の捕殺枠は大型鯨類の肉670トンという国際捕鯨委員会により承認されている実証された必要量を充足しておらず、僅かに450トンを供給しているのみであると言及、ホッキョククジラとザトウクジラのような他の大型鯨類からの不足分220トンの鯨肉の入手可能性についての助言を求めた（IWC 2008a: 16-17）。

これに対するザトウクジラについての回答は次のとおりである。科学委員会としては本件ザトウクジラの適切な管理単位はより大きな西インド諸島繁殖群の一部を構成している西グリーンランド索餌集団であることに同意しているが、同委員会に提出された推計生息数と評価方法には懸念があるので、本年、管理上の助言を提供することができなかったとした（IWC 2008a: 17）。

ホッキョククジラについての回答は次のとおりである。科学委員会は東カナダ－西グリ

ーンランド資源を単一の資源とする作業仮説を承認、その推計生息数は調査領域だけで1230頭となるが、この数値は想定上の東カナダー西グリーンランド資源の全体的な個体数を反映しておらず、冬期に西グリーンランドに滞在している個体数を表しているにすぎないとした（IWC 2008a: 17）。

科学委員会は過去において95%信頼閾の下限値の1%に基づいて助言を提供したことがあるので、同委員会は西グリーンランドに冬期滞在しているホッキョククジラの推計生息数は特別の暫定的な管理上の助言を形成できると考え、この場合は5頭になるとした（IWC 2008a: 17）。

以上のような科学委員会における議論を考慮に入れた上で、グリーンランドは西グリーンランドに関する次期5年間の複数年捕殺枠として次のような要求を先住民生存捕鯨小委員会に提出した。

- (1) ミンククジラの銚打ち数、年間200頭（科学委員会許容範囲170～230頭）。未使用分銚打ち数15頭の次年度以降への繰越可能。科学委員会により提示されたデータの毎年の再検討。
- (2) ナガスクジラの銚打ち数、年間19頭（科学委員会許容範囲14～26頭）。
- (3) ザトウクジラの銚打ち数、年間10頭。但し、混獲分も含む。2008年の科学委員会の再検討が済むまで実施を延期。
- (4) ホッキョククジラの銚打ち数、年間2頭（科学委員会許容5頭まで）。但し、混獲分を含む（IWC 2008a: 19）。

一方、東グリーンランド分として、ミンククジラの銚打ち数、年間12頭、未使用分銚打ち数3頭の次年度以降への繰越可能とした（IWC 2008a: 19）。

先住民生存捕鯨小委員会の後、デンマークは総会において、北大西洋海洋哺乳類委員会（NAMMCO）は最近、ザトウクジラの年間10頭の捕殺はその資源に危険をおよぼさないであろうと結論づけたことに言及し、またグリーンランド生まれの人は、鯨肉の必要量670トンが国際捕鯨委員会により受け入れられた1990年以降約10%増加しており、そのことは西グリーンランドにおける現在の鯨肉必要量が年間約740トンであることを示唆しているとした（IWC 2008a: 20）。

これに対して、イタリアはデンマークの論拠は人口が増加したので必要性も増加したと

いうことにある点に懸念を抱き、イタリアにとって最も重要なのは資源の持続性であって、想定される必要性ではないとした（IWC 2008a: 20）。さらに、同国は鯨類はカリスマ的な大型動物であり、個体としての価値を減じることはできないと信じており、鯨類を進化した存在というよりも単なる肉の量として取り扱うことには不安を感じると述べた（IWC 2008a: 21）。

鯨を肉の量で表現することについてのイタリアのコメントに対して、デンマークは次のように説明した。もし1種の鯨のみが捕殺されるのであるならば、必要性は鯨の頭数で表すことが可能であるが、グリーンランドのように1種以上の鯨が捕殺されるのであるならば、異なる鯨は大きさも異なっているため、必要性は重量で表すことになる（IWC 2008a: 21）。

人口が増加したので、その分だけ捕殺枠も増大させる必要があるとする手法は、古くは米国が同国アラスカ州の先住民向けのホッキョククジラの捕殺枠増大要求に用いた手法であり（国際捕鯨委員会第46回年次会議、1.2.2.3.13.参照）、同じくその米国に倣ってセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が同国ベクウェイ島民向けのザトウクジラの捕殺枠増大要求に用いた手法でもある（国際捕鯨委員会第54回年次会議、1.2.2.4.10.参照）。

人が増えれば必要とされる食料の量も増える。従って、食料としての鯨の捕殺量（数）も増大させる必要がある。誰でも簡単に理解できる単純な論理であり、簡単に理解できるがゆえに、否定するのが難しい論理でもある。

そのため、イタリアのように現実の鯨に関する議論を観念論的議論にすり替え、鯨を「カリスマ的な大型動物」「進化した存在」として取り扱い、保護すべき存在へと導こうとするのである。カリスマであろうが進化していようが、捕殺されれば、鯨は所詮、肉の塊にすぎない。量（あるいは金額）に換算されてしまうものなのである。

総会における議論を受けて、デンマークは附表修正提案を一部修正した。その主要点は、1) ザトウクジラの鉾打ち数要求を取り下げる、2) 西グリーンランド沖でミンククジラの捕殺については科学委員会による毎年の再検討を必要とする、3) 各年のホッキョククジラの鉾打ち数要求については国際捕鯨委員会が科学委員会からその捕殺が資源に対して悪影響を及ぼさないとする助言を受け取った時にのみ履行可能となる、である（IWC 2008a: 22）。

さらに、附表中に「鉾打ち」という表現を用いるべきであるとする英国のコメントも反映された最終附表修正案が投票に付され、賛成41、反対11、棄権16となり、同附表修正要求は4分の3の多数をもって採択された（IWC 2008a: 21-22）。

本年次会議において採択されたグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラおよび西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により銛打ちされる西グリーンランド資源ナガスクジラの数は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 19 頭を超えてはならない。

(ii) 本規定により銛打ちされる中央資源ミンククジラの数は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 12 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 3 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数については、2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 200 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は科学委員会による所見と勧告に応じて国際捕鯨委員会により毎年、再検討される。

(iv) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるホッキョククジラの数は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 2 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。さらに、各年の捕殺枠は国際捕鯨委員会が科学委員会からそれらの銛打ち数が本資源に対して悪影響を及ぼさないとする助言を受け取った時にのみ履行可能となる (IWC 2008b: 156)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2008 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 19 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による銛打ちに適用される。2008 年、2009 年、



2010年、2011年、2012年、各年の捕殺枠（IWC 2008b: 153 Table 1）。

#### 1.2.2.1.31. 国際捕鯨委員会第 60 回年次会議（2008 年）における附表の修正

第 60 回年次会議（2008 年）において、科学委員会は西グリーンランド資源ナガスクジラの 2007 年の推計生息数として 4700 頭、同資源ホッキョククジラの今会合において管理上の助言を与えるために適用される推計生息数として 6300 頭に同意した（IWC 2009a: 17）。

同じく科学委員会は西グリーンランド索餌集団ザトウクジラについての生息数と動向に関する情報を再検討し、2007 年の新完全改訂版推計生息数 3040 頭、1984 年から 2007 年までの推計年間増加率 9%に同意し、あわせて同委員会は年間 10 頭までの鉾打ちは同集団ザトウクジラを危険にさらさないであろうということに同意した（IWC 2009a: 18）。

このような科学委員会の報告を受けて、デンマークは先住民生存捕鯨小委員会においてグリーンランドのために国際捕鯨委員会総会に対してザトウクジラの鉾打ち数を要求する附表修正提案を提出すると告知した（IWC 2009a: 18）。

本件告知に対して、オランダは既存のナガスクジラの鉾打ち数が長年にわたって充足されていないのに、何故、今、ザトウクジラの鉾打ち数要求がなされるのかについて明確な説明を求めた（IWC 2009a: 18）。

デンマークの回答は次のとおりである。ナガスクジラの鉾打ち数が完全に充足されていないのは、同鯨は大きくて泳ぎが非常に速いからであり、またナガスクジラを捕殺するために用いることができる捕鯨砲を装備した船は非常に少ないからである（IWC 2009a: 18）。加えて、グリーンランド人にとっての伝統的な食肉源はザトウクジラとミンククジラであったが、1987 年のザトウクジラの保護以降<sup>23)</sup>、鯨肉の供給を継続するためにナガスクジラに捕殺枠が設定されたという事実があるからである（IWC 2009a: 18）。

総会において、グリーンランドは先住民生存捕鯨にかかる必要性について次のように説明した。1991 年、国際捕鯨委員会は 1965 年から 1985 年までの西グリーンランドにおける大型鯨類の年間平均捕殺数、ミンククジラ 232 頭、ナガスクジラ 9 頭、ザトウクジラ 14 頭に基づいて推計した鯨産物の年間必要量 670 トンを承認、1991 年以降、グリーンランドに居住しているグリーンランド人の人口は 7~9%増加したので、西グリーンランドにおける現在の最低必要量は 730 トンと推計される（IWC 2009a: 19）。

一方、2007 年のグリーンランドにおける捕殺物は鯨肉 420 トン程度を供給したにすぎず、それは承認された必要量よりも 250 トン少なく、またホッキョククジラとザトウクジラは

グリーンランドにおいて何千年もの間、重要な鯨肉供給源であり、ザトウクジラは 1986 年までは捕殺されていたという事実がある (IWC 2009a: 19)。

さらに、グリーンランドはまだ銛打ち数を得ていない西グリーンランド沖のザトウクジラに関して、年間 10 頭までの捕殺はこの資源を危険にさらさないであろうとする科学委員会の特別暫定助言に言及し、以下の附表修正案を提出した (IWC 2009a: 19)。

附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラおよび西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラ、西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(v) 本規定により銛打ちされる西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの数は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 10 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。この規定は 5 年以内に新しい科学データが利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 2009a: 19)。

また、グリーンランドは本件附表修正要求に関して、銛打ち数が全て認められたとしても、それらは 694 トンの鯨肉を供給するにすぎず、現在の必要量 730 トンと下回るだろうと述べた (IWC 2009a: 19)。本鯨肉量を計算するに際してグリーンランドが用いた変換係数は、ホッキョククジラ 1 頭=12 トン、ナガスクジラ 1 頭=10 トン、ザトウクジラ 1 頭=8 トン、ミンククジラ 1 頭=2 トンである (IWC 2009a: 19)。

本件附表修正要求に対して、スロベニアは欧州連合および構成各国の代表として発言、先住民生存捕鯨の管理に関する提案は一般的には次の条件の下で支持されるとした。すなわち、当該鯨種の保全が危うくされていないこと、予防的原則および科学委員会の助言にしかるべき考慮がなされていること、捕鯨業が適切に規制されていること、捕殺数が文書化され認識されている生存上の必要性の範囲内にあること、である (IWC 2009a: 20)。

そして、スロベニアは上記条件の下、欧州連合および構成各国は文書化され認識されている生存上の必要性に関する現存の情報を徹底的に吟味した結果、ザトウクジラの銛打ち

数に関する要求を支持しないことを決定したと述べた (IWC 2009a: 20)。

同じく、チリも「ブエノスアイレス・グループ」を構成する中南米諸国は次の理由から附表修正案には一致して反対すること決めたと述べた。すなわち、必要性の決定に懸念があること、科学委員会が特別暫定助言を提供したが、より強固な勧告はできなかったこと、である (IWC 2009a: 20)。

これらの反対意見に対して、ロシアは国際捕鯨委員会において対立が再燃されたこと、そしてその対立が欧州連合により始められたことを非常に残念がった (IWC 2009a: 20)。

同様にセントキッツ・ネイヴィスも欧州連合の立場は先住民集団の人権を否定する正当化できない企てであり、深刻な世界的食料不足の時代に世界のリーダーと称する少数の国々の集まりが周縁諸国民の食べる権利を否定していると述べ、同国は欧州連合が附表修正阻止集団 (blocking minority) を形成しているとした (IWC 2009a: 21)。

本件に関連して科学委員会議長は次のように強調した。すなわち、本年次会合において科学委員会は西グリーンランド沖のナガスクジラ、ホッキョククジラ、ザトウクジラについて安全かつ暫定的な管理上の助言を提供する方法を開発、その手法は2回の複数年捕殺枠、すなわち10年までの助言を与えることができ、この手法に従えば、年間10頭までのザトウクジラの捕殺はその資源を危険にさらす恐れはない、のである (IWC 2009a: 23)。

本附表修正提案は投票の結果、賛成29、反対36、棄権2で否決された (IWC 2009a: 23)。本件否決を受け、デンマークおよびグリーンランドは来年、ザトウクジラの銛打ち数要求提案とともに帰ってくることを確認したのである (IWC 2009a: 24)。

グリーンランドによるザトウクジラの先住民生存捕鯨要求は、その必要性が証明され、科学的にも絶滅の恐れがないことが保障されているにもかかわらず、国際捕鯨委員会総会において、欧州連合およびブエノスアイレス・グループを構成する反捕鯨国の結束により、否決された。その背景には2008年6月5日に欧州連合が環境相理事会を開催し、欧州連合の共通理念として「反捕鯨」を決定したという事実がある (高橋 2009: 41)。反捕鯨が欧州連合の共通理念となった以上、もはやそこに先住民の必要性や科学が入り込む余地はない。銛打ち数要求に先住民の必要性があろうがなかろうが、あるいは科学的根拠があろうがなかろうが、議論が始まる前に「捕鯨反対」という結論は決まっているのである。後はその反対をいかに理由づけするのだけである。

結局、本年次会議においてなされたグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は、表1の漁期が2008年から2009年に修正されただけである (IWC 2009c: 163 Table 1 参照)。

#### 1.2.2.1.32. 国際捕鯨委員会第 61 回年次会議（2009 年）における附表の修正

昨年の第 60 回年次会議（2008 年）において、科学委員会は西グリーンランド沖のザトウクジラにかかる資源評価に用いる 2007 年の新完全訂正版生息数推計 3040 頭、および銛打ち枠計算法の開発中において 2 回の 5 年間の複数年捕殺枠に用いることができる暫定的な管理上の助言を提供するための手法に同意し、あわせて本手法を用いて年間 10 頭の銛打ちは西グリーンランド沖のザトウクジラ資源を危険にさらさないであろうということに同意した（IWC 2010a: 22）。

本年第 61 回年次会議（2009 年）において、デンマークはグリーンランド捕鯨は科学に基づくべきであるということ踏まえて、国際捕鯨委員会総会に対して 2010 年から 2012 年漁期におけるザトウクジラの年間銛打ち数 10 頭要求、昨年同様本件要求は紛糾し、議論は 3 日間続いた（IWC 2010a: 22-23）。

本件要求に対して、アルゼンチン、メキシコ、オーストラリアなどは、グリーンランドのザトウクジラ銛打ち数要求の根拠となる重量を鯨数に換算する変換係数は非常に重要であるので、変換係数に関するさらなる作業の結果を欲した（IWC 2010a: 23）。なぜならば、アルゼンチンはそのような作業の結果によっては用いられる変換係数を改定する必要があるかもしれないと考え、またメキシコも 1991 年にグリーンランドが準備した変換係数に関する資料は科学委員会により検証されたものではないことを思い起こさせ、変換係数の問題を解決し、グリーンランドの必要性のよりよき理解を得るためにはさらなる作業が必要と考えたからである（IWC 2010a: 23）。

アルゼンチン、メキシコなどの反捕鯨国の主張に対して、日本は締約国各国は科学を支持しているとしているが、いくらかの国は自らが好ましいと考える科学的助言は選択する一方、好ましくないと考える科学的助言は無視する傾向があることを指摘、科学委員会は年間 10 頭の捕殺はその資源を危険にさらさないであろうと助言しているのにもかかわらず、いくらかの締約国はグリーンランドの要求を支持していないことを疑問視し、当該国に対して手法の一貫性を求めた（IWC 2010a: 24）。

アイスランド、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国、セントキッツ・ネイヴィス、カンボジア、セネガル、韓国、ノルウェー、カメルーン、ギニア共和国、ベニン、アンティグア・バーブーダは科学委員会の助言に言及して、グリーンランドの要求を支持した（IWC 2010a: 24）。

これらの議論および非公式協議に基づいて、デンマーク（グリーンランド）は 10 頭のザトウクジラの銚打ち数要求を 2010 年単年のみとすることを総会に報告した(IWC 2010a: 24)。しかしながら、グリーンランドの要求について総意による合意は不可能と判断した議長は、変換係数に関して解決を必要とするいくつかの科学的問題が残されているので、これらの問題に取り組む少数の科学者の集団を設立するように提案、議長裁定によりグリーンランドの要求は改めて開催する中間会合での審議に先送りとされたのである（IWC 2010a: 24）。

アルゼンチン、メキシコなどの反捕鯨国にとって、変換係数についての科学的不確実性はグリーンランドにザトウクジラの銚打ち数を与えない理由となる。一方、10 頭のザトウクジラの捕殺はその資源を危険にさらさないであろうとする科学委員会の資源管理上の助言は無視する。反捕鯨国にとっては、日本がいみじくも指摘したように自分たちにとって都合の良い科学と都合の悪い科学があるのである。国際捕鯨委員会において科学とは政治的に解釈されるものなのである。

結局、本年次会議においてなされたグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は、表 1 の漁期が 2009 年から 2010 年に修正されただけである(IWC 2010b: 167 Table 1 参照)。

#### 1.2.2.1.33. 国際捕鯨委員会第 62 回年次会議（2010 年）における附表の修正

今年次会議において、デンマークは 2010 年から 2012 年において西グリーンランド索餌集団からのザトウクジラの年間銚打ち数 10 頭の設定と西グリーンランド沖、ミンククジラの年間銚打ち数 200 頭から 178 頭への削減にかかる附表修正案を提出した(IWC 2011a: 17)。

グリーンランドにおけるザトウクジラの捕殺枠は第 37 回年次会議（1985 年）において取り消されたものであり（IWC 1986a: 18）、デンマークはグリーンランドにおけるザトウクジラの捕殺枠（銚打ち数）再設定を繰り返し要求してきた。第 59 回年次会議においては自らその要求を取り下げ（IWC 2008a: 22）、第 60 回年次会議（2008 年）では投票により要求が否決され（IWC 2009a: 23）、第 61 回年次会議においても議長裁定により判断は先送りされたものであった（IWC 2010a: 24）。

これらの経緯を踏まえた上で、グリーンランド自治領政府アン・ハンセン漁業狩猟農業大臣は、いくつかの締約国はグリーンランド捕鯨における商業性を問題視することを含めて、グリーンランドの捕鯨要求を否定する理由を見出そうと試みてきた述べ、2007 年の「国際連合先住民権利宣言」に言及しながら、もし本年次会議においてグリーンランドの要求

に対して満足のいく解決ができないのであるならば、国連宣言が侵害されるであろうとした（IWC 2011a; 18）。

また、同大臣は欧州における国内政治が国際捕鯨委員会の権限履行能力を破壊し、それがグリーンランドの漁（猟）師とその家族およびその生活に否定的な影響を与えてきたとし、もし国際捕鯨委員会が国内政治と『国際捕鯨取締条約』の目的を区別できないのであるならば、グリーンランドは国際捕鯨委員会の成員であることに疑問を抱くであろうと警告した（IWC 2011a; 18）。

このようなグリーンランドの強い意見表明を受けて、欧州連合を代表してスペインが次のような再修正（妥協）を申し出た。2010年から2012年におけるナガスクジラの年間銛打ち数19頭を10頭に削減し、ザトウクジラの銛打ち数要求を各年9頭を超えないとするものである（IWC 2011a: 19）。スペインによれば、本案はグリーンランドの要求を満たすと同時に大型鯨類の捕殺数の増加を望まない欧州連合の利害とも一致するものであった（IWC 2011a: 19）。

デンマークはこのスペイン案に対して、附表上は19頭から16頭に削減し、その16頭に「自主的に10頭に削減する」とする注釈を付けることでスペインに同意を求め、スペインも同意した（IWC 2011a: 19）。

このデンマークと欧州連合との合意成立に対して、ブエノスアイレス・グループ（中南米諸国）およびオーストラリアなどは不賛同の意を表明したが、結局、デンマーク（グリーンランド）と欧州連合との合意事項に基づいて、グリーンランドの先住民生存捕鯨にかかる附表修正提案は総意による合意が成立した。

ザトウクジラの年間銛打ち数9頭を新規に設定するかわりに、ナガスクジラの既存の年間銛打ち数を19頭から10頭に9頭削減する。捕殺される大型鯨類を総数でみれば増減なし。非常にわかりやすい政治的決着である。そこには鯨種ごとの生物学的特性、資源状況の違いなどを考慮に入れる科学はなく、大型鯨類の捕殺数の増加を望まない反捕鯨国のイデオロギーのみが見出されるのである。国際交渉には政治的妥協も必要であり、また先住民の暮らしを考慮に入れた合意が成立したことも悪くはないが、最終的に数合わせで決着することにはどうしても違和感を覚えるのである。

本年次会議において採択されたグリーンランドの先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

(3) 先住民による西グリーンランド資源および中央資源ミンククジラ、西グリーンランド資源ナガスクジラ、西グリーンランド索餌集団ホッキョククジラ、および西グリーンランド索餌集団ザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により銛打ちされる西グリーンランド資源ナガスクジラの数 は 2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 16 頭を超えてはならない。

(ii) 本規定により銛打ちされる中央資源ミンククジラの数 は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 12 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 3 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(iii) 西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数については、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 178 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 5 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(iv) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるホッキョククジラの数 は 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 2 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 5 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(v) 本規定により西グリーンランド沖において銛打ちされるザトウクジラの数 は 2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 9 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 2 頭を超えない未使用分の銛打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。本規定は、新しい科学的データが 5 年以内に利用できるようになったならば再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 2011c: 156-157)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2011 年漁期

北大西洋

西グリーンランド資源 ナガスクジラ 未分類 捕殺枠 16 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民による銛打ちに適用される。2010 年、2011 年、2012 年、各年の捕殺枠。2010 年 6 月、モロッコ、アガディールにおいて開催された国際捕鯨委員会第 62 回年次会議において、デンマークおよびグリーンランドは西グリーンランド資源ナガスクジラの銛打ち数を 2010 年、2011 年、2012 年の各年において 16 頭から 10 頭に自主的に削減することに合意した (IWC 2011c: 154 Table 1)。

#### 1.2.2.1.34. 小括

以下、『国際捕鯨取締条約』附表の修正との関連において考察したデンマーク領グリーンランドにおける先住民生存捕鯨にかかる問題点をまとめておく（表 1-1、表 1-2、表 1-3 参照）。

グリーンランドにおける捕鯨（条約締結当初は先住民捕鯨に限定されていなかった）の議論の中心はザトウクジラの捕殺をめぐるグリーンランド自治領政府（デンマーク政府）と反捕鯨国とのせめぎあいであった。

グリーンランド海域におけるザトウクジラ捕鯨は 1954 年という早い時期に一度禁止されるが（第 6 回年次会議、1954 年）、その 7 年後、捕殺頭数と使用する捕鯨船の重量に制限を課すことにより、ザトウクジラ捕鯨は再容認される（第 13 回年次会議、1961 年）。その後、捕殺対象のザトウクジラに体長制限が追加されることによりザトウクジラ捕鯨の管理が厳格化され（第 25 回年次会議、1973 年）、ザトウクジラ捕鯨の再禁止に向けての動きが強まっていく（第 29 回年次会議、1977 年）。

国際捕鯨委員会における商業捕鯨の一時停止決定に伴い、それまで捕鯨の実施者については附表上、明確に規定されていなかったグリーンランド捕鯨においても捕鯨は先住民生存捕鯨に限定されるようになる（第 34 回年次会議、1982 年）。この時点でグリーンランドにおいて捕鯨が容認されていたザトウクジラ、ミンククジラ、ナガスクジラの各捕鯨は以後、先住民生存捕鯨のみ実施が可能となったのである。

科学的不確実性の名の下、資源管理の厳格化が進められていたグリーンランドのザトウクジラ捕鯨に対して、1985 年、ナガスクジラの捕殺枠の微増と引き換えに 2 度目の捕殺禁止の決定がなされた（第 37 回年次会議、1985 年）。その後、グリーンランドは西グリーン



ランドにおける先住民にとっての鯨肉ほか鯨産物の必要量 670 トンを国際捕鯨委員会において認めさせることにより（第 40 回年次会議、1988 年）、その数量の充足に不可欠であるザトウクジラ捕鯨の再度の再開を求めて、息の長い闘いを国際捕鯨委員会を舞台にして展開していく。

2 度目の捕殺禁止から四半世紀後の 2010 年、グリーンランドのザトウクジラ捕鯨は年間銚打ち数 9 頭としてようやく承認された（第 62 回年次会議、2010 年）。但し、2008 年の年次会議において銚打ち数要求 10 頭が投票により否決され（第 60 回年次会議、2008 年）、また 2009 年の年次会議においては議長裁定により決定が先延ばしされたこと（第 61 回年次会議、2009 年）を受け、反捕鯨国からの妥協案、ザトウクジラ銚打ち数要求を 10 頭から 1 頭削減して 9 頭とすることと既存のナガスクジラの銚打ち数 19 頭を 10 頭に削減することをのむことにより、グリーンランドのザトウクジラ捕殺枠はようやく回復したのである。ザトウクジラの銚打ち数を 9 頭増加させるかわりにナガスクジラの銚打ち数を 9 頭削減する。大型鯨類の銚打ち数に限れば総数において増加はない。大型鯨類の捕殺数増を好まない反捕鯨国にとっては非常にわかりやすい算数であった。

近年、ザトウクジラの捕殺以外にグリーンランドの先住民生存捕鯨において議論の的となったのが鯨産物の地域外流通の問題と鯨産物の現金販売にかかる商業性の問題であった。

グリーンランドからデンマーク本土への鯨産物の流通は先住民生存捕鯨の定義をなす鯨産物の地域的消費に違反しているのではないのかと反捕鯨国から疑問が投げかけられ（第 54 回年次会議、2002 年）、同様に捕鯨従事者が国営企業に鯨産物を売り渡すのは商業的行為ではないのかとの指摘もなされた（第 55 回年次会議、2005 年）。

デンマーク本土に居住しているグリーンランド出身の先住民にグリーンランドから鯨産物を移送することは先住民による鯨産物の消費であり、捕鯨実施地域からの空間的距離だけが地域的消費を規定しているわけではないのである。問題となるのは誰が鯨を捕殺し、誰が鯨を流通させ、誰が鯨を消費するのかである。その局面の一部に先住民がかかわっていれば、それほど目くじらを立てる必要はないのである。

鯨産物の現金販売についても同様である。今日、グローバル化した経済の下、先住民といえども捕鯨ボートやライフル銃などの捕鯨道具を準備し、捕鯨の維持に必要な燃料や弾薬などを継続的に入手するためにも現金は不可欠なのである。一部の地域を除いて、1 年の大半を氷に閉ざされたグリーンランドの地に暮らす先住民にとってそれほど現金収入源はあるわけではない。鯨産物を販売し、その収入により捕鯨の必要経費を賄うことは当然

のことである。決して利潤を得るために、販売しているわけではないのである。

とにかく反捕鯨国は可能な限り先住民生存捕鯨の解釈を狭めて、捕鯨の実施を事実上、不可能にしようと目論んでいるのである。不可能にすることが、不可能であるならば、ザトウクジラのようにたとえ1頭でも銜打ち数を減じようとするのである。反捕鯨国にとっては、いかなる名目であれ（商業捕鯨であれ、先住民生存捕鯨であれ）、鯨を1頭たりとも捕らせないこと（もし捕らせるのであるならば、1頭でも少なくすること）が至上命題なのである。

表1-1 グリーンランド・ミンククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧

年	年次 会議	西グリーンランド資源		中央資源	
		捕殺枠	特記事項	捕殺枠	特記事項
1982	第34回	444頭	総会、3年後からの商業捕鯨の一時停止案を採択。 グリーンランドのミンククジラ捕鯨、商業捕鯨扱いから先住民生存捕鯨扱いへ。	/	/
1983	第35回	300頭	総会、2年間(1984-85年)の捕殺枠588頭、 単年捕殺枠300頭を総意により採択。		
1985	第37回	130頭	総会、2年間(1986-87年)の捕殺枠220頭、 単年捕殺枠130頭を総意により合意。		
1986	第38回	-		12頭	総会、中央資源ミンククジラへの新捕殺枠12頭の設定を総意により採択。
1987	第39回	110頭	総会、西グリーンランド資源捕殺枠110頭を採択。	12頭	総会、中央資源捕殺枠12頭を承認。
1988	第40回	60頭	総会、西グリーンランド資源捕殺枠60頭(50頭減) を総意により採択。 グリーンランドにおける鯨肉の必要量670トンと言及。	12頭	総会、中央資源捕殺枠12頭の継続に同意。
1989	第41回	100頭	総会、西グリーンランド資源の2年間(1990-91年)の 捕殺枠190頭、単年捕殺枠100頭を総意により確認。	12頭	総会、中央資源の3年間(1990-92年)の捕殺枠 年間12頭を総意により確認。
1991	第43回	115頭	総会、西グリーンランド資源の3年間(1992-94年)の 総鉾打ち数315頭、年間鉾打ち数115頭を採択。	-	
1992	第44回	-		12頭	総会、中央資源の2年間(1993-94年)の捕殺枠 年間12頭を総意により承認。
1994	第46回	165頭	総会、3年間(1995-97年)の捕殺枠を総意により合意。 西グリーンランド資源、総鉾打ち数465頭、年間165頭。	12頭	総会、3年間(1995-97年)の捕殺枠を総意に により合意。中央資源、年間捕殺枠12頭。
1997	第49回	175頭	総会、5年間(1998-2002年)の捕殺枠を総意により採択。 西グリーンランド資源、年間鉾打ち数175頭、 未使用鉾打ち数15頭繰越可。	12頭	総会、5年間(1998-2002年)の捕殺枠を総意に より採択。中央資源、年間捕殺枠12頭、 未使用捕殺枠3頭繰越可。
2002	第54回	175頭	総会、5年間(2003-2007年)の捕殺枠を総意により採択。 西グリーンランド資源、年間鉾打ち数175頭、 未使用鉾打ち数15頭繰越可。	12頭	総会、5年間(2003-2007年)の捕殺枠を総意に より採択。中央資源、年間捕殺枠12頭、 未使用捕殺枠3頭繰越可。
2003	第55回	-	反捕鯨国、グリーンランド捕鯨における鯨産物の現金販売における商業性およびデンマークへの流通を問題視。		
2004	第56回	-	グリーンランド捕鯨における仔鯨等捕殺禁止規定を総意により明文化(附表第13項(a)(4)の規定による)。		
2007	第59回	200頭	総会、5年間(2008-2012年)の捕殺枠を投票により採択。 西グリーンランド資源、年間鉾打ち数200頭、 未使用鉾打ち数15頭繰越可。	12頭	総会、5年間(2008-2012年)の捕殺枠を投票に より採択。中央資源、年間鉾打ち数12頭、 未使用鉾打ち数3頭繰越可。
2010	第62回	178頭	科学委員会勧告に基づき、2010年から2012年における 年間鉾打ち数を178頭に削減。	-	

表1-2 グリーンランド・ナガスクジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧

年	年次会議	捕殺枠	特記事項
1977	第29回	4頭	総会、ナガスクジラを暫定維持管理資源に分類、捕殺枠4頭設定に同意。
1978	第30回	15頭	総会、ナガスクジラの捕殺枠を4頭を15頭とし、ザトウクジラとの合同捕殺枠15頭の設定に同意。
1979	第31回	6頭	ザトウクジラとの合同捕殺枠、廃止。
1982	第34回	6頭	総会、3年後からの商業捕鯨の一時停止案を採択。グリーンランドのナガスクジラ捕鯨、商業捕鯨扱いから先住民生存捕鯨扱いへ。
1983	第35回	6頭	総会、現在の捕殺枠6頭の継続を総意により同意。
1984	第36回	8頭	総会、ナガスクジラの捕殺枠2頭増を承認。ザトウクジラ捕殺枠1頭削減の代替措置。
1985	第37回	10頭	総会、捕殺枠10頭(2頭増)を総意により同意。
1986	第38回	10頭	総会、捕殺枠10頭を承認。
1987	第39回	10頭	総会、捕殺枠10頭に同意。
1988	第40回	23頭	総会、捕殺枠23頭(13頭増)を総意により採択。
1989	第41回	23頭	総会、2年間(1990-91年)の捕殺枠42頭、単年の捕殺枠23頭を総意により確認。
1991	第43回	21頭	総会、単年捕殺枠21頭(2頭減)を採択。
1992	第44回	21頭	総会、2年間(1993-94年)の捕殺枠、年間21頭を総意により承認。
1994	第46回	19頭	総会、3年間(1995-97年)の捕殺枠、年間19頭を総意により合意。
1997	第49回	19頭	総会、5年間(1998-2002年)の捕殺枠、年間19頭を総意により採択。
2002	第54回	19頭	総会、5年間(2003-2007年)の捕殺枠、年間19頭を総意により採択。
2003	第55回	-	反捕鯨国、グリーンランド捕鯨における鯨産物の現金販売における商業性およびデンマークへの流通を問題視。
2004	第56回	-	グリーンランド捕鯨における仔鯨等捕殺禁止規定を総意により明文化(附表第13項(a)(4)の規定による)。
2005	第57回	10頭	グリーンランド、2006年、2007年の捕殺枠を年間19頭から年間10頭に自主的に削減。
2007	第59回	19頭	総会、5年間(2008-2012年)の捕殺枠、年間鉈打ち数19頭を投票により採択。
2010	第62回	10頭	2010年から2012年、年間鉈打ち数を総意により附表上16頭に削減し、さらに16頭から10頭に自主的に削減。

表1-3 グリーンランド・ザトウクジラ捕鯨／ホッキョククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧

ザトウクジラ捕鯨

年	年次会議	捕殺枠	特記事項
1954	第6回	ゼロ	総会、北大西洋におけるザトウクジラ捕鯨の全面禁止を投票により承認。
1961	第13回	10頭	総会、登録総重量50トン未満の捕鯨船による年間10頭のザトウクジラ捕鯨を投票により同意。
1975	第25回	10頭	総会、ザトウクジラ捕鯨に体長制限(35フィート(10.7m)を下回らない)を付加することを投票により是認。
1977	第29回	10頭	科学委員会、次期年次会議でのザトウクジラの捕殺枠10頭の再検討を要請。
1978	第30回	10頭	科学委員会、ザトウクジラの捕殺枠10頭取消勧告。 総会、ナガスクジラの捕殺枠を4頭を15頭とし、ザトウクジラとの合同捕殺枠15頭の設定に同意。
1979	第31回	10頭	科学委員会、捕殺枠取消勧告。技術委員会、捕殺枠取消勧告。総会、取消勧告を投票により否決。
1980	第32回	10頭	科学委員会、捕殺枠取消勧告。技術委員会、捕殺枠取消勧告。総会、取消勧告を投票により否決。
1981	第33回	10頭	科学委員会、捕殺枠取消勧告。技術委員会、捕殺枠取消勧告せず。
1982	第34回	10頭	総会、3年後からの商業捕鯨の一時停止案採択。グリーンランドのザトウクジラ捕鯨、先住民生存捕鯨に限定。 科学委員会、捕殺枠取消勧告。技術委員会、捕殺枠取消勧告。総会、取消勧告を投票に付さず。
1983	第35回	9頭	科学委員会、捕殺枠取消勧告。総会、ザトウクジラの捕殺枠10頭から9頭に1頭削減を総意により採択。
1984	第36回	8頭	科学委員会、捕殺枠取消勧告。総会、ザトウクジラの捕殺枠9頭から8頭に1頭削減を総意により承認。 代替措置としてナガスクジラの捕殺枠6頭から8頭に2頭増加。
1985	第37回	ゼロ	科学委員会、捕殺枠取消勧告。総会、ザトウクジラ捕殺枠取消に総意により同意。
2006	第58回	-	グリーンランド、ザトウクジラの捕殺枠に関する助言を科学委員会に求める。
2007	第59回	-	グリーンランド、5年間(2008-2012年)捕殺枠、年間鉾打ち数10頭を要求するも取り下げる。
2008	第60回	-	総会、グリーンランドの5年間(2008-2012年)の捕殺枠要求、年間鉾打ち数10頭を投票により否決。 欧州連合(EU)諸国、ラテンアメリカ諸国は採択拒否グループを形成。
2009	第61回	-	グリーンランドの3年間(2010-2012年)の捕殺枠要求、年間鉾打ち数10頭を議長裁定により中間会合に先送り。
2010	第62回	9頭	2010年から2012年におけるザトウクジラの年間鉾打ち数9頭を総意により同意。 未使用鉾打ち数2頭分の次年度以降への繰越も可能。

ホッキョククジラ捕鯨

年	年次会議	捕殺枠	特記事項
2006	第58回	-	グリーンランド、ホッキョククジラの捕殺枠に関する助言を科学委員会に求める。
2007	第59回	2頭	総会、5年間(2008-2012年)の捕殺枠、年間鉾打ち数2頭、未使用2頭繰越可を投票により採択。

## 1.2.2.2. ロシア連邦チュコト自治管区

### 1.2.2.2.1. 国際捕鯨委員会第 16 回年次会議（1964 年）における附表の修正

1946 年の『国際捕鯨取締条約』締約時から同条約附表第 2 項の規定により、先住民は鯨肉ほか鯨産物の地域的消費を目的とする限り、近代的な捕鯨方法により捕殺が禁止されているコククジラおよびセミクジラの捕殺が容認されてきた。

#### 附表 第 2 項

鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる場合を除いて、コククジラおよびセミクジラの捕獲、または殺すことを禁止する（IWC 1950: 15）。

この附表第 2 項の先住民による鯨肉ほか鯨産物の地域的消費目的の捕鯨にかかる適用除外規定は、国際捕鯨委員会第 16 回年次会議（1964 年）において修正された。この修正により先住民のみならず、先住民のために締約国も先住民捕鯨が実施できるようになった。

#### 附表 第 2 項

先住民もしくは先住民のために締約国が捕獲、または殺す場合を除いて、かつまた鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる場合を除いて、コククジラおよびセミクジラの捕獲、または殺すことを禁止する（IWC 1966: 20）。

この附表第 2 項が想定している先住民のために捕鯨を実施する締約国とはソビエト社会主義共和国連邦（ソ連邦）である。正確な開始年は議事録上では不明瞭であるが、この附表修正後、1967 年前後にソ連邦は政府の捕鯨船による先住民捕鯨を開始している。そのことは、第 29 回年次会議（1977 年）の科学委員会における「10 年前に特別な捕鯨船を 1 隻提供し、同捕鯨船が先住民の捕鯨方法と交替することにより、高い [銛打ち] 亡失率を乗り越えた」（IWC 1978b: 67）とするソ連邦の説明により確認できるのである。以降、チュコト地域における先住民捕鯨は先住民自身の手によってではなく、政府により実施されていくのである。捕鯨ができない捕鯨民、そのような不条理はソ連邦が崩壊し、新生ロシアが誕生するまで続いたのである。

なお、この附表第 2 項は第 25 回年次会議（1973 年）において（新）附表第 7 項として修正され、さらに第 27 回年次会議（1975 年）において附表第 6 項、第 7 項が一本化され

た形で（新）附表第 7 項として再修正、第 29 回年次会議（1977 年）において（新）附表第 11 項として再々修正されたのであった（1.2.1.4.; 1.2.1.6.; 1.2.1.7.参照）。

#### 1.2.2.2.2. 国際捕鯨委員会第 30 回年次会議（1978 年）および第 31 回年次会議（1979 年）における附表の修正

第 30 回年次会議（1978 年）において、チュコト地域の先住民捕鯨の対象とされてきた北太平洋東資源コククジラを商業捕鯨の可能な維持管理資源として分類する科学委員会の勧告を国際捕鯨委員会総会が承認、それに伴い附表に附随する表 1「ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠」も修正され、同コククジラの 1979 年漁期に捕殺枠 178 頭が設定された（IWC 1979b: 26）。但し、その捕殺枠には「附表第 11 項に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。商業目的の捕鯨は除く」（IWC 1979b: 26）とする注記がなされ、資源分類上は商業捕鯨が可能であるにもかかわらず、先住民捕鯨に限定されたのである。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1979 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 178 頭

注) 附表第 11 項に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。商業目的の捕鯨は除く（IWC 1979b: 35 Table 1）。

また同年次会議において、ソ連邦による先住民のためのコククジラ捕鯨における近年の雌鯨の平均捕殺率が 68%になっているため、科学委員会はよりバランスのとれた雌雄比率を達成するように管理されるべきであると勧告（IWC 1979c: 49）、本勧告を受けて国際捕鯨委員会もソ連邦政府に対して先住民のためのコククジラ捕鯨はよりバランスのとれた雌雄比率を達成するように管理されるべきであると要請した（IWC 1979b: 26）。ここでは捕殺されるコククジラの雌雄比率の不均一さが問題とされたのであった。

第 31 回年次会議（1979 年）において、前年に設定された北太平洋東資源コククジラの捕殺枠が 178 頭から 179 頭に 1 頭増やされた（IWC 1980b: 40 Table 1）。この捕殺枠 1 頭増加の理由は、議事録を読む限りではよくわからない。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1980 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 12 項<sup>24)</sup>に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される。商業目的の捕鯨は除く（IWC 1980b: 40 Table 1）。

#### 1.2.2.2.3. 国際捕鯨委員会第 32 回年次会議（1980 年）における附表の修正

第 32 回年次会議（1980 年）において、技術委員会は北太平洋東資源コククジラは維持管理資源であり、捕殺枠は 179 頭とする科学委員会の勧告を支持、国際捕鯨委員会総会もその勧告を採択した（IWC 1981a: 18）。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。今回の附表修正の結果、(旧) 附表第 12 項においては一括されていたコククジラおよびベーリング海資源ホッキョククジラ先住民捕鯨が分離され、コククジラに関する先住民捕鯨は新たに (新) 附表第 13 項(b)として再規定された。その結果、チュコト地域の先住民およびソ連邦政府が先住民のために捕殺できるのはコククジラだけであるということが明確になり、附表上は可能性が残されていたホッキョククジラ捕鯨が不可能となったのである。

#### 附表 第 13 項(b)

北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国政府によって行われ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1981 年に捕殺されるコククジラの数は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない（IWC 1981a: 36-37）。



表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1981年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第13項(b)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 1981a: 38 Table 1)。

**1.2.2.2.4. 国際捕鯨委員会第33回年次会議（1981年）および第34回年次会議（1982年）における附表の修正**

第33回年次会議（1981年）において、科学委員会は北太平洋東資源コククジラについて維持管理資源のままとし、捕殺枠もそのままとすることを勧告、技術委員会も同資源コククジラについて維持管理資源のままとし、先住民もしくは先住民のために締約国が行うコククジラ捕鯨の捕殺枠も179頭のままと勧告、国際捕鯨委員会総会も当該勧告を総意により是認した (IWC 1982a: 26)。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民捕鯨関連の附表修正は、附表本文および表1の漁期が1981年から1982年に修正されただけである (IWC 1982a: 40, 41 Table 1 参照)。

第34回年次会議（1982年）において、科学委員会は昨年用いたシミュレーション・モデルに基づき、北太平洋東資源コククジラの生息数は現在の捕殺水準にもかかわらず引き続き増加するはずであると想定し、本資源を従来どおり維持管理資源として分類すること、および捕殺枠は昨年と同じ179頭とすることを勧告 (IWC 1983b: 60)、技術委員会も同資源を引き続き維持管理資源として分類すること、および捕殺枠を昨年と同数の179頭とすることを支持、国際捕鯨委員会総会もその勧告を承認した (IWC 1983a: 30)。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。今回の附表修正の結果、(旧) 附表第13項(b)において規定されていたソ連邦チュコト地域の先住民によるコククジラ捕鯨は(新) 附表第13項(b)(3)として再編された。本捕鯨については対象となる漁期が1982年から1983年に修正されただけで、実質的な変更はなかった。

附表 第 13 項(b)

先住民生存捕鯨用の捕殺枠は次のとおりとする。

(3) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国政府によって行われ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1983 年に捕殺されるコククジラの数 は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1983a: 40)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1983 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(3)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 1983a: 41 Table 1)。

**1.2.2.2.5. 国際捕鯨委員会第 35 回年次会議 (1983 年) および第 36 回年次会議 (1984 年) における附表の修正**

第 35 回年次会議 (1983 年) において、技術委員会と国際捕鯨委員会総会は北太平洋東資源コククジラについては引き続き維持管理資源として分類し、附表第 13 項(b)(3)にいう先住民および先住民のための締約国の捕鯨として利用できる捕殺枠 179 頭を引き続いて認めることに同意した (IWC 1984a: 23)。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正は、附表本文および表 1 の漁期が 1983 年から 1984 年に修正されただけである (IWC 1984a: 32, 33 Table 1 参照)。

第 36 回年次会議 (1984 年) において、科学委員会はソ連邦の先住民捕鯨において捕殺された 168 頭コククジラのうち 123 頭が雌であったことに鑑み、この不均衡を直すのには困難が伴うとの見解を記した (IWC 1985b: 50)。一方、技術委員会は現在の捕殺枠 179 頭の継続を勧告、国際捕鯨委員会総会はそれに同意した (IWC 1985a: 18)。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正は、附表本文

および表 1 の漁期が 1984 年から 1985 年に修正されただけである (IWC 1985a: 28, 29 Table 1 参照)。

#### 1.2.2.2.6. 国際捕鯨委員会第 37 回年次会議 (1985 年) および第 38 回年次会議 (1986 年) における附表の修正

第 37 回年次会議 (1985 年) における科学委員会の議論は次のとおりである。北太平洋東資源コククジラは 1978 年以来、11 年以上にわたっておおよそ一定数の捕殺の結果、生息数が約 1 万 1000 頭と安定しているとの理由から維持管理資源として分類されてきたが、本分類に関する正式の再評価は行なわれておらず、もし生息数が増加しているのであれば、維持管理資源としての分類は正当ではない (IWC 1986a: 18)。また同委員会内には、本分類を変更するには十分な情報がないという見解と、本資源が維持管理資源であるかどうかについて判断する十分な情報がないので未分類にすべきであるとの見解もあり、結局、科学委員会は現在の捕殺枠 179 頭を維持すべきであると勧告した (IWC 1986a: 18)。

一方、先住民生存捕鯨小委員会は来年、ソ連邦よりチュコト地域の先住民による鯨産物の利用に関する報告書を受け取ることを期待しているとし、また現在の捕殺枠は先住民の必要性を満たしているとした (IWC 1986a: 18)。技術委員会は現在の捕殺枠 179 頭の維持に同意し、国際捕鯨委員会総会もそれを支持した (IWC 1986a: 18)。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。附表第 13 項(b)(1)が削除されたため、チュコト地域の先住民生存捕鯨を規定していた附表第 13 項(b)(3)が 13(b)(2)に繰り上がると共に漁期が 1985 年から 1986 年に修正された。

#### 附表 第 13 項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1986 年に捕殺されるコククジラの数 は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1986a: 26)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1986 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 1986a: 28 Table 1)。

第 38 回年次会議 (1986 年) において、科学委員会は 1980 年以降、本資源において増加があったかどうかについては確実ではないが、近年の一定数の先住民による捕殺は本資源にいかなる減少も引き起こしていないということについては同意し、同委員会は現在の捕殺枠 179 頭を変更しないと勧告した (IWC 1987b: 48)。これらの議論を受けて、国際捕鯨委員会総会は捕殺枠の変更の必要性はなしとした (IWC 1987a: 19)。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1987 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179 頭

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 1987a: 26 Table 1)。

なお、この表 1 の修正の前提として、本来は下記附表第 13 項(b)(2)の漁期「1986 年」(波線部)が「1987 年」に修正されているはずであるが、議事録には附表の修正として掲載されていない。それが、単なる編集上のミスなのか、あるいは他の理由によるものなのかについては議事録からは判断できない。

附表 第 13 項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1986 年に捕殺されるコククジラの数 は表 1 に示されている捕殺枠を超えてはならない (IWC 1986a: 26)。

本件については、翌年の第 39 回年次会議における附表修正に関する議事録において、「1987 年」から「1988 年」に変更されており（IWC 1988a: 31）、第 38 回年次会議において「1987 年」に修正がなされていたことが示されている。従って、本件については議事録編集上のミスであろうと推定しても問題ないであろう。

#### 1.2.2.2.7. 国際捕鯨委員会第 39 回年次会議（1987 年）における附表の修正

第 39 回年次会議（1987 年）において、ソ連邦は先住民生存捕鯨小委員会に対してホッキョククジラの捕殺枠、年間 3～5 頭の予備的な要求を行い、同小委員会はその要求を記録に留めた（IWC 1988a: 20）。また、同国は技術委員会において、コククジラの捕殺枠もホッキョククジラの捕殺枠と同様に 2 年間、すなわち 1988 年と 1989 年として設定されるべきであると提案した（IWC 1988a: 20）。本件については技術委員会議長の説明を受けて、ソ連邦は特別な修正を要求しなかったが、同国の立場を記録に残すように求めた（IWC 1988a: 20）。

ベーリング海峡を挟んで東側に位置する米国アラスカ州に住む先住民にはホッキョククジラの複数年捕殺枠が認められているが、西側のソ連邦チュコト地域に住む先住民にはコククジラの単年捕殺枠しか認められていない。当該コククジラは維持管理資源として分類されおり捕殺には問題がない。また、第 31 回年次会議（1979 年）から第 38 回年次会議（1986 年）まで 8 回連続して捕殺枠 179 頭が承認されており、一定数を持続的に利用することは可能である。そのような理由から、ソ連邦政府が同国の先住民に対しても米国の先住民と同様に複数年捕殺枠が与えられてしかるべきと考えるのは当然である。国際捕鯨委員会における要求はまず総会や各委員会の場で発言し、議事録に記録を残すことから始まる。今回のソ連邦政府の要求は将来の複数年捕殺枠獲得への第一歩を印したのである。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、附表本文および表 1 の漁期が 1987 年から 1988 年に修正されただけである（IWC 1988a: 31）。

#### 1.2.2.2.8. 国際捕鯨委員会第 40 回年次会議（1988 年）における附表の修正

第 40 回年次会議（1988 年）において、科学委員会は北太平洋東群コククジラについて新推計生息数 2 万 1113 頭を承認し、本資源は最小の生息数以上であるということに同意した（IWC 1989: 20）。また、同委員会は、生息数は 1967 年から 1980 年までにおいて年間約

179頭の捕殺にもかかわらず、約2.5%ずつ増加してきたということを記録に留め、1988年の捕殺枠には変更はないと勧告した（IWC 1989: 20）。

一方、先住民生存捕鯨小委員会は1989年から1991年までの各年の先住民の必要性は現在の捕殺枠年間179頭により充足されるであろうと勧告することに同意した（IWC 1989: 20）。技術委員会は先住民の必要性のために捕殺されるコククジラ数は1989年から1991年までの各年において179頭を超えてはならないという条件で、1989年から1991年までの3年間の複数年捕殺枠を確立とする先住民生存捕鯨小委員会の勧告を支持し、それは国際捕鯨委員会総会により是認された（IWC 1989: 20）。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第13項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。本規定に従って 1989、1990、1991年の各年において捕殺されるコククジラの数には表1に示されている捕殺枠を超えてはならない（IWC 1989: 32）。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1989年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 179頭

注) 附表第13項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される（IWC 1989: 32 Table 1）。

昨年の年次会議において、ソ連邦はチュコト地域のコククジラ捕鯨に関して米国アラスカ州のホッキョククジラ捕鯨と同様に複数年捕殺枠を要求し、その事実を議事録に残した。コククジラよりも資源状態の悪いホッキョククジラに国際捕鯨委員会が複数年捕殺枠を政治的に容認している以上、国際捕鯨委員会において米ソ間に圧倒的な政治力の差がない限り、ソ連邦の要求も遅かれ早かれ容認されるのは当然である。僅か1年でそのとおりになった。

#### 1.2.2.2.9. 国際捕鯨委員会第 41 回年次会議（1989 年）および第 42 回年次会議（1990 年）における附表の修正

第 41 回年次会議（1989 年）におけるソ連邦チュコト地域の先住民捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1989 年から 1990 年に修正されただけである（IWC 1990: 37 Table 1 参照）。

第 42 回年次会議（1990 年）において、科学委員会は北太平洋東資源コククジラの資源評価について議論を行った。科学委員会は現在（1987/88 年）の最良の推計生息数は 2 万 1113 頭であること、および一定の増加率を想定した上で、個体群は 1967/68 年から 1987/88 年までにおいて年間平均捕殺数 174 頭の中、3.2%ずつ増加していたことに同意した（IWC 1991: 29）。

また、科学委員会は本会合の審議の結果、本資源は保護資源ではないことに同意したが、最大持続生産量水準に関する情報が欠如しているため、本資源が維持管理資源であるのか、あるいは初期管理資源であるのかについては決定できないとした（IWC 1991: 29）。

さらに、科学委員会は先住民生存捕鯨制度が要求しているそれ以下では捕殺がなされるべきではない最小の水準を決定できなかったが、北太平洋東資源コククジラはその水準以上に十分あるということに同意し、あわせて平均持続生産量は 670 頭であるため、現在の 179 頭という年間捕殺枠水準は本資源の持続生産量以下であるということに同意した（IWC 1991: 29）。

本年次会議におけるソ連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1990 年から 1991 年に修正されただけである（IWC 1991: 50 Table 1 参照）。

#### 1.2.2.2.10. 国際捕鯨委員会第 43 回年次会議（1991 年）における附表の修正

第 43 回年次会議（1991 年）の技術委員会において、ソ連邦は、国際捕鯨委員会は 1987 年にソ連邦が提出した詳細な情報に基づきチュコト地方の先住民の必要性は年間捕殺枠 179 頭で充足されるであろうと認識していたと述べ、それ以降、状況に変化はないので引き続き次の 3 年間、年間捕殺枠 179 頭の複数年捕殺枠を要求した（IWC 1992a: 30）。

この後、国際捕鯨委員会総会において、ソ連邦はチュコト地域の人々の必要性は年間 179 頭を超えないコククジラの捕殺を伴った 3 年間の複数年捕殺枠により充足されるとし、そ

のうちの 10 頭は米国との相互の協議によるとした (IWC 1992a: 32)。これに対して、米国はコククジラ 10 頭の捕殺枠を要求していないし、近い将来要求することもないということを確認し、それを受けてソ連邦は改めて年間捕殺数 169 頭とした 3 年間の捕殺枠を要求、本案は総会において採択された (IWC 1992a: 32-33)。

チュコト地方の先住民に対しては 1980 年漁期から 1991 年漁期まで 12 年連続して年間 179 頭の捕殺枠が認められてきたのにもかかわらず、ソ連邦が何故、本年次会議において 179 頭のうちの 10 頭分は米国との協議によると提案し、結局 10 頭捕殺枠を減らすことになったその理由については、筆者にはよくわからないのである。

#### 附表 第 13 項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺されるコククジラの数は 1992 年、1993 年、1994 年の各年において表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直さる (IWC 1992a: 49)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1992 年漁期

北太平洋 東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 169 頭

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 1992a: 49 Table 1)。

#### 1.2.2.2.11. 国際捕鯨委員会第 44 回年次会議 (1992 年) および第 45 回年次会議 (1993 年) における附表の修正

第 44 回年次会議 (1992 年) において、科学委員会は北太平洋東資源コククジラの推計生息数の見直しを行った。同資源コククジラの推計生息数は 1987/88 年の目視調査に基づき 2 万 1113 頭と算定されていたが、今回の見直しにより暫定的な推計生息数は 2 万 3859 頭となった (IWC 1993b: 74)。



本年次会議におけるロシア連邦<sup>25)</sup>チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表1の漁期が1992年から1993年に修正されただけである（IWC 1993a: 53 Table 1 参照）。

第45回年次会議（1993年）の科学委員会において、北太平洋東資源コククジラの捕殺数は1991年には169頭であったが、1992年はゼロとなったことが報告されている（IWC 1994b: 60）。これは1991年末のソ連邦崩壊後のロシア国内の混乱によるものと想定される。チュコト地域の先住民にかかる経済状況の悪化のため出漁できずに捕殺ゼロに終わったものなのか、それとも他の理由によるものかは定かではない。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表1の漁期が1993年から1994年に修正されただけである（IWC 1994a: 39 Table 1 参照）。

#### 1.2.2.2.12. 国際捕鯨委員会第46回年次会議（1994年）における附表の修正

第46回年次会議（1994年）の科学委員会において、1992年に引き続き1993年も北太平洋東資源コククジラの捕殺数はゼロであったことが報告された（IWC 1995: 21）。

先住民生存捕鯨小委員会において、ロシアは鯨産物の一層の効率的な利用により近年の捕殺数よりも捕殺枠を少なく設定したコククジラの年間捕殺枠140頭の栄養的必要性を説明する報告書を提出、捕殺枠の再設定を要求した（IWC 1995: 22）。

技術委員会において、過去2年間捕殺がなかったのは最後の捕鯨船の修理の困難性によるものであり、代替食料としてアザラシとトナカイが用いられたとする説明との関係で、この捕殺の文化的必要性についていくらかの議論があり、メキシコは以前と同じ水準のコククジラの捕殺枠の必要はないと考えた（IWC 1995: 22）。

このメキシコのように反捕鯨国は何かにつけて鯨の捕殺数を減らそうとする。いわく、2年間鯨なしで生活ができた。アザラシとトナカイによるコククジラとの代替が可能である。栄養的にはアザラシとトナカイによりコククジラと代替できるかもしれないが、文化的には代替できないのである。そのことを反捕鯨国は理解していないし、理解しようとはしないのである。

結局、国際捕鯨委員会総会において、1995年、1996年、1997年の各年にコククジラの捕殺枠140頭を設定する附表修正提案は同意された（IWC 1995: 23）。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 本規定により捕殺されるコククジラの数 は 1995 年、1996 年、1997 年の各年において表 1 に示す捕殺枠を超えてはならない。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1995 年漁期

北太平洋 東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 140 頭

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 1995: 52 Table 1)。

#### 1.2.2.2.13. 国際捕鯨委員会第 47 回年次会議 (1995 年) における附表の修正

第 47 回年次会議 (1995 年) において、科学委員会は 2 年間捕殺がなかったロシア連邦チュコト地域において 1994 年 7 月から 10 月、先住民により 44 頭のコククジラが陸揚げされたこと、および伝統的なチュコト地方の捕鯨方法への回帰は先住民のために用船されていた捕鯨船による捕殺よりも捕殺された鯨がかなり小さくなったことを意味していると報告した (IWC 1996b: 77)。この報告により、1994 年にチュコト地域において先住民自身によるコククジラ捕鯨が復活したことがわかるのである。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1995 年から 1996 年に修正されただけである (IWC 1996a: 42 Table 1 参照)。

#### 1.2.2.2.14. 国際捕鯨委員会第 48 回年次会議 (1996 年) における議論および附表の修正

第 48 回年次会議 (1996 年) の先住民生存捕鯨小委員会にロシアはチュコト地域の先住

民の必要性を満たすための年間 5 頭のホッキョククジラの捕殺枠要求を提出、米国はロシアの要求は先住民捕鯨に関する国際捕鯨委員会の文化的、生存的必要性の基準を完全に満たしているゆえに同要求を支持し、デンマークも支持した (IWC 1997a: 25)。

本件要求について、科学委員会はベーリング海-チュクチ海-ボーフォート海資源ホッキョククジラの現在の最良の推計生息数は 8200 頭、チュコト地域における 5 頭のホッキョククジラを捕殺するという要求の影響は系群構造にかかわっているとし、この海域における利用できる系群構造に関する情報はないので、そのようなデータの収集を推奨した (IWC 1997a: 24)。科学委員会はロシアの要求に対して直接の賛否は表明していないが、系群構造に不確実性が存在するので、その解明にまず努めるべきであるとし、同要求の先送りが好ましいことを示唆している。

実はロシアは過去において同様の要求を行ったことがあった。第 39 回年次会議 (1987 年) において、旧ソ連邦は先住民生存捕鯨小委員会に対してホッキョククジラの捕殺枠、年間 3~5 頭の予備的な要求を行い、同小委員会はその要求を記録に留めている (IWC 1988a: 20)。またロシアは昨年 (1996 年) の第 47 回年次会議において、来年の年次会議では現存の捕殺枠の枠内で年間 5 頭のホッキョククジラの先住民生存上の捕殺枠を要求するであろうと述べている (IWC 1996a: 22)。これらの経緯を踏まえての今回の捕殺枠要求であった。

このロシアの要求に対して、オーストラリアは現在のホッキョククジラ捕殺枠の過少利用に鑑みて、チュコト地域住民の必要性の明確化を要求、オランダは絶滅の危機に瀕しているホッキョククジラの捕殺に強く注意を促し、あわせて同国は本要求は既に附表第 13 項(b)(1)で認められているホッキョククジラの捕殺枠から捕殺することができるのかと質問した (IWC 1997a: 25)。

ロシアは次のとおり回答した。一時的に中断していたチュコト地域の捕鯨は今日、捕鯨民村落の住民により実施されており、新捕殺枠はホッキョククジラ肉を補完するものであり、儀礼的、文化的目的に基づき要求したものである (IWC 1997a: 25)。現在の附表第 13 項(b)(1)の捕殺枠は米国アラスカ州の先住民の必要性を反映したものであり、チュコト地域住民の必要性を満たすことが他の人々の必要性を阻害することになるのは適切ではない (IWC 1997a: 25)。

ここにおいては、ホッキョククジラの捕殺枠を充足していないにもかかわらず、ホッキョククジラの捕殺枠を新規に要求するため、チュコト地域の先住民 (特にユピート) にとってのホッキョククジラの儀礼的、文化的必要性を強調している。ホッキョククジラ肉とホッキョク

クジラ肉の間には栄養的にはそれほど違いがないかもしれないが、ユピートにとって両鯨の持つ文化的意義は異なっている。捕殺に際して儀礼が存在していたホッキョククジラのほうがはるかに文化的価値は高いのである。

国際捕鯨委員会総会においてもロシアは繰り返しその要求を説明した。チュコト地域における捕鯨は少なくとも 2000 年の歴史をもっているが、ホッキョククジラ捕鯨は住民の意思に反して 1960 年に中止されたものであり、捕鯨技術を再獲得することは古い伝統と慣習を再興し、この独自文化の保存に役立つものである (IWC 1997a: 25)。ここでもホッキョククジラ捕鯨の伝統的、文化的意義が強調されている。

さらに、ロシアは次の事項を再確認した。ホッキョククジラの捕殺は既にコククジラの捕殺においてかなり高い効果をあげている小型ボートを利用して日帰りで実施され、ホッキョククジラ肉はもっぱら人間の食料のみに利用し、鯨産物は商業的には利用せず、コククジラの脂皮や他の部分のようにキツネの餌には使用しない (IWC 1997a: 25)。ホッキョククジラ肉を人間の食料として利用することや鯨産物を商業的に利用しないことは、先住民生存捕鯨の定義からすれば当然のことであり、特別なことを言っているわけではない。むしろ、先住民生存捕鯨の名の下において捕殺したコククジラからの生産物をキツネなどの餌として利用することが特異なのである。このような説明ではそれほど支持はえられないであろう。

オランダは本要求案に対して次のような懸念を表明した。ホッキョククジラは絶滅の危機に瀕している種であり、ベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源についてはその系群構造に関する情報がなく、コククジラの捕殺枠の過少利用を鑑みるとホッキョククジラの捕殺枠を新たに追加することには疑問があり、また銛打ち亡失数が不明確である (IWC 1997a: 25)。

オーストラリアもオランダと同様、チュコト地域住民の追加捕殺枠は現実にどの程度必要なのかについて疑念を抱き、メキシコもオランダ、オーストラリアと同意見で、過少利用捕殺枠と先住民生存捕鯨への増大する要求の問題を指摘した (IWC 1997a: 25-26)。モナコは完全な科学的評価がなされるまでは予防的原理が用いられることを推奨、チリは捕殺枠増大の必要性には確信が持てず、要求案の将来への先送りがよりよいと考え、英国は捕殺の人道性を改善し、銛打ち亡失率を減少させることを強く主張した (IWC 1997a: 25-26)。

本附表修正要求案について総意による同意に関して 22 か国が賛成したが、5 か国が留保、オーストラリアとメキシコの 2 か国が反対したので、ロシアは先住民生存捕鯨に関する決

定は総意によりなされるべきとし、今回は投票を求めなかった（IWC 1997a: 28）。結局、チュコト地域の先住民によるホッキョククジラ捕鯨の承認をめざした本附表修正要求は先送りとなったのである。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、コククジラ捕鯨に関して、表 1 の漁期が 1996 年から 1997 年に修正されただけである（IWC 1997a: 47 Table 1 参照）。

#### 1.2.2.2.15. 国際捕鯨委員会第 49 回年次会議（1997 年）における附表の修正

第 49 回年次会議（1997 年）の先住民生存捕鯨小委員会にロシアは昨年引き続きチュコト地域の先住民の必要性を満たすために年間 5 頭のホッキョククジラの捕殺要求案を提出した。同国はチュコト地域の共同体による長年のホッキョククジラ捕鯨および同地域周辺海域における本種の豊富さを略述し、またチュコト地域住民の文化的、精神的、栄養的必要性およびホッキョククジラ捕鯨に関する彼らの文化復興の重要性と目的を説明した（IWC 1998a: 27）。

ロシアによれば、チュコト地域住民によるホッキョククジラの最後の捕殺は 1971 年と 1975 年であり（両年に 1、2 頭捕殺）、その後、本種の保護のために捕鯨は中止されたが、同種が属しているベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源は今日増加しており、捕鯨を中断した元々の理由は存在していない（IWC 1998a: 27）。また、同国は先住民全員（1 万 7000 人）が鯨の捕殺、鯨産物の摂取、捕鯨活動の文化的側面に関わっており、加えて今日ではアラスカ・エスキモー捕鯨委員会がチュコト地域住民に多くのボート、エンジン、捕鯨道具および適切な訓練を提供していると説明した（IWC 1998a: 27）。

現存のコククジラの捕殺枠を完全に利用しないで、何故ホッキョククジラの捕殺枠なのかという質問に対するロシアの答えは次のとおりであった。チュコト地域住民はコククジラ肉よりもホッキョククジラ肉を好み、またホッキョククジラのほうが近づきやすく、捕殺もより簡単である（IWC 1998a: 27）。

米国はロシアのホッキョククジラ捕殺枠要求に関する附表修正については、米ロ両国の先住民の要求を同時に処理する機会を与え、アラスカ州の先住民の要求をチュコト地域の先住民の直接の必要性に調和させるために米国＝ロシアの共同提案になるであろうとした（IWC 1998a: 27）。

国際捕鯨委員会総会において、米国とロシアは先住民生存捕鯨小委員会における予告ど

おり、ベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラに関する先住民生存捕鯨を規定した附表第 13 項(b)(1)について、地域的な必要性、関係する伝統および捕鯨をより効率的に実施する改良された捕鯨道具の導入を強調した共同附表修正提案を行い、本案は総意により採択された（IWC 1998a: 28）。

この結果、チュコト地域の先住民の長年の要望であり、ロシア政府も 3 年前の年次会議から積極的に取り組んできたチュコト地域の先住民によるホッキョククジラ捕鯨の再開は、米国＝ロシア共同提案という形で実現したのであった。ここでは米国がロシアに手を貸した形になったが、米国ワシントン州に居住する先住民マカーによるコククジラ捕鯨の再開に関しては、今度はロシア＝米国共同提案という形でロシアが米国に手を貸す形になるのである（1.2.2.5.2.参照）。最強硬反捕鯨国である米国と捕鯨国のロシア、その立場は異なっているが、双方の国益のためには手を結ぶ。国際政治の力学とはこういうものなのであろう。

本年次会議におけるベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(1) 先住民によるベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 280 頭を超えてはならず、これらの各年において 鉆打ち数は 67 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の鉆打ち数は(1995 年から 1997 年までの捕殺枠からの未使用分の鉆打ち数 15 頭分を含めて) 次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラ鉆打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言、特に 1998 年の包括的評価による助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される（IWC 1998a: 51）。

同じく第 49 回年次会議（1997 年）の先住民生存捕鯨小委員会においてロシアはチュコ

ト地域の先住民によるコククジラの先住民生存捕鯨を規定している附表第 13 項(b)(2)の修正要求案を提出した。本件に関して、コククジラ肉がキツネの餌として供給されていることについて、過去においていくらかの国の代表団が懸念を表明していた (IWC 1998a: 28)。この懸念を払拭するために、ロシアは1991年には2万か所のキツネ飼育場があったが、1996年までに2000か所まで減少し、本年(1997年)の終わりまでには1000か所になるであろう、また今日では人間が食せない部分(脂皮と内臓)のみがキツネに餌として与えられているにすぎないと説明した (IWC 1998a: 28)。

またロシアは、チュコト地方における先住民の人口は1万7000人であり、全員が鯨肉の摂取にかかわっており、肉の必要量は年間1人当たり100kg、これを全てコククジラでまかなえば340頭になるが、現実には僅か140頭しか捕殺できないと説明、140頭では共同体の必要を完全には充足しないが、その数を要求しているのであるとした (IWC 1998a: 28)。

一方、科学委員会はチュコト地方の先住民が捕殺対象としている北太平洋東資源コククジラについて、本年調査したデータおよび分析に基づいて、年間482頭までの捕殺は持続可能であり、最大持続生産量水準を上回って生息数を安定させるであろうということに同意した (IWC 1998b: 94)。

国際捕鯨委員会総会において、ロシアはロシア＝米国の共同提案として、すなわちロシア連邦チュコト地域の先住民と米国ワシントン州の先住民マカーとの共通枠として5年間のコククジラの捕殺枠620頭、年間最大140頭を要求した (IWC 1998a: 29)。

各国はチュコト地域の先住民の要求については支持する一方、マカーの要求についてはオーストラリア、オランダ、スイス、スペイン、チリ、ブラジル、南アフリカ、ソロモン諸島、英国、ニュージーランド、メキシコが疑念を表明したが、結局、本附表第13項(b)(2)修正案は総意により同意された (IWC 1998a: 29-30)。反捕鯨国のみならず、捕鯨に理解のある国もマカー捕鯨の再開には疑念を表明しており、ロシア＝米国の共同提案でなかったならば、マカーのコククジラ捕鯨の再開はおそらく日の目を見なかったであろう。

本年次会議における北太平洋東資源コククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第13項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によっ

てなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱらその伝統的な生存的、文化的必要性が認められている先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 1998年、1999年、2000年、2001年、2002年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は620頭を超えてはならない。但し、1998年、1999年、2000年、2001年、2002年のいずれの年においても140頭を超えてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているコククジラを鉾打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される (IWC 1998a: 51)。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1998年漁期

北太平洋 東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 [・]

注) 附表第13項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 1998a: 51 Table 1)。

#### 1.2.2.2.16. 国際捕鯨委員会第50回年次会議 (1998年) および第51回年次会議 (1999年) における附表の修正

第50回年次会議 (1998年) の先住民生存捕鯨小委員会において、1997年に人道支援のため、米国アラスカ州の先住民からロシア連邦チュコト地域の先住民にポンブラン付きのダーティングガン20丁が贈呈され、同年、ダーティングガンがコククジラ捕鯨に初めて用いられ、17打撃で16頭 (1頭については2打撃) のコククジラが捕殺されたと報告されている (IWC 1999c: 36)。

昨年の年次会議において、米ロ (ロ米) の協力により、従来は米国アラスカ州の先住民にしか認められていなかったベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺がロシア連邦チュコト地域の先住民にも認められようになり、同様にチュコト地域の先住民にしか認められていなかった北太平洋東資源コククジラの捕殺が米国ワシントン州の先住民マカーにも認められようになった。このような米ロ (ロ米) の捕鯨協力の緊密化の流れを受けて、ベーリング海峡を挟んで米国側からロシア側に民族集団間交流の一環として捕鯨道具が送られ、ロシア側の捕鯨技術の革新に大きく貢献したのである。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正につい



ては、表 1 の漁期が 1998 年から 1999 年に修正されただけである（IWC 1999b: 75 Table 1 参照）。

第 51 回年次会議（1999 年）におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 1999 年から 2000 年に修正されただけである（IWC 2000b: 83 Table 1 参照）。

#### 1.2.2.2.17. 国際捕鯨委員会第 52 回年次会議（2000 年）および第 53 回年次会議（2001 年）における附表の修正

第 52 回年次会議（2000 年）において、科学委員会は北太平洋東資源コククジラについて、仔鯨出産にかかる付加的な情報、座礁鯨数および新推計生息数が未入手である間は、年間 482 頭までの捕殺は持続可能であり、生息数を最大持続生産量水準を超えて安定させるであろうとする以前に与えた助言を変更する理由がないことで同意した（IWC 2001c: 22）。

同資源コククジラに関して、ロシアは先住民生存捕鯨小委員会において、昨年来悪臭があり、人間の食用には適さないコククジラが多く発見されたと報告、そのような 10 頭は 1999 年の捕殺枠から除外されるように求めた（IWC 2001a: 21）。本件要求を受けて、同小委員会は国際捕鯨委員会が科学委員会に対して汚染されたコククジラの問題を研究することを要請するように勧告した（IWC 2001a: 21）。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2000 年から 2001 年に修正されただけである（IWC 2001b: 89 Table 1 参照）。

第 53 回年次会議（2001 年）の国際捕鯨委員会総会において、ロシアは昨年の年次会議の先住民生存捕鯨小委員会にて報告した悪臭があり、食用に適さないコククジラについては、その捕殺枠について特別な取り扱いがなされるべきであると述べ、そのことを記録に留めた（IWC 2002a: 22）。

国際捕鯨委員会において、全ての要求はまず議事録に記録に残すことから始まる。先住民がその生存用に捕殺した鯨が食用に適さなかった場合、先住民の暮らしを重視するならば、それらの捕殺数は捕殺枠から除外されるべきであろう。ロシアの要求は当然である。

その一方、食用の適否にかかわらず、1頭捕殺すれば、資源から1頭減る。資源保護の立場からすれば、簡単に容認できる要求ではないであろう。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表1の漁期が2001年から2002年に修正されただけである（IWC 2002b: 125 Table 1 参照）。

#### 1.2.2.2.18. 国際捕鯨委員会第54回年次会議（2002年）における附表の修正

第54回年次会議（2002年）において、科学委員会は北太平洋東資源コククジラの綿密な評価が本年実施されたことを報告、同委員会は年間463頭までのコククジラの捕殺は少なくとも中期（30年まで）においては持続可能であり、生息数を最大持続生産量水準以上に維持するであろうということに同意した（IWC 2003b: 16）。

ロシアは先住民生存捕鯨小委員会に対してコククジラの5年間の捕殺枠620頭（マカー分20頭を含む）の更新を求める新必要声明書を提出、同国はソ連邦崩壊以降、チュコト地域先住民の栄養上の必要性は非常に厳しくなっており、当該共同体は10年前と同量の鯨肉は保有してはならず、また捕鯨の文化的な重要性は2000年の歴史をもっていることなどを強調した（IWC 2003b: 17）。

国際捕鯨委員会総会において、本件ロシア＝米国共同提出による北太平洋東資源コククジラの先住民生存捕鯨にかかる附表修正案は特段の議論はなく、総意により採択された（IWC 2003b: 22）。

一方、同じく米国＝ロシア共同提出によるベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラの先住民生存捕鯨にかかる附表修正案は議論の末、否決され、その承認は2002年10月の特別会合を待たなければならなかった（1.2.1.27.; 1.2.2.3.16.参照）。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである（特別会合承認分を含む）。

#### 附表 第13項(b)

(1) 先住民によるベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 2003年、2004年、2005年、2006年、2007年において陸揚げされるホッキョククジ

ラの総数は 280 頭を超えてはならず、これらの各年において銛打ち数は 67 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は(1998 年から 2002 年までの捕殺枠からの未使用分の銛打ち数 15 頭分を含めて) 次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(iv) 科学委員会による 2004 年の詳細な評価の結果および勧告は関係国を拘束し、それに従って当該国は捕殺を変更しなければならない。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱらその伝統的な生存的、文化的必要性が認められている先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は 620 頭を超えてはならない。但し、2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年のいずれの年においても 140 頭を超えてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているコククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される (IWC 2003d: 139-140)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2003 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 [・]

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 2003d: 137 Table 1)。

#### 1.2.2.2.19. 国際捕鯨委員会第 55 回年次会議 (2003 年) における附表の修正

第 55 回年次会議 (2003 年) の先住民生存捕鯨小委員会において、ロシアは附表第 13 項 (b)(2)にみられるチュコト地方の先住民の取り扱いにかかる変則性を指摘、当該箇所を削除することによりこの不平等を救済することを提案した (IWC 2004a: 15)。

附表 第 13 項(b)(2)

北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱらその伝統的な生存的、文化的必要性が認められている先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する (IWC 2004a: 15)。[波線筆者]

ロシアは「その伝統的な生存的、文化的な必要性が認められる先住民」(波線部) という語句は他のどの先住民捕鯨にも適用されておらず、そのような条件が先住民間における物品の文化的な交換という重要な慣行を妨げていると指摘し、先住民生存捕鯨を実施している先住民集団間における一貫性の達成を要求した (IWC 2004a: 15)。

本修正要求案はそのまま国際捕鯨委員会総会に付託され、総会においてロシアは本修正要求案が総意により採択されるように力説した (IWC 2004a: 15)。

総会は、少数の国からなる作業部会が年次会議の間に E メールにより附表第 13 項全体を再検討し、運用手法においていかにすれば一貫性が達成できうるかを決定、来年の国際捕鯨委員会第 56 回年次会議において附表修正を提案するという事で同意した (IWC 2004a: 15)

そもそも「その伝統的な生存的、文化的な必要性が認められる先住民」という語句は米国ワシントン州に居住する先住民マカーに対して北太平洋東資源コククジラの捕鯨再開を 70 年ぶりに認めるために、第 49 回年次会議 (1997 年) において附表に挿入されたものであった (1.2.2.5.2.参照)。その結果、チュコト地域の先住民には不利益が生じたかもしれないが、そのかわりに同時期なされた附表修正によりチュコト地域の先住民は新たにベーリング海ーチュコト海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺が可能になったのである (1.2.2.2.15.参照)。このような経緯を踏まえれば、手前勝手な要求であるが、捕殺枠を増やすわけではないので、交易・流通等にかかる先住民の不利益は解消されるべきとするロシアの要求は容認せざるをえないであろう。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2003 年から 2004 年に修正されただけである (IWC 2004b: 169 Table 1 参照)。

#### 1.2.2.2.20. 国際捕鯨委員会第 56 回年次会議（2004 年）における附表の修正

第 56 回年次会議（2004 年）の総会において、北太平洋東資源コククジラ用の「銛打ち枠計算法」（SLA）が採択された（IWC 2005a: 1）。

また、昨年ロシアが要求した附表第 13 項(b)(2)から「その伝統的な生存的、文化的な必要性が認められる先住民」という語句の削除に関して、先住民生存捕鯨小委員会において、チュコト地域の先住民代表が次のように説明した。現存の条件は別々の村々において、また同一の村において、さらには同一の個人において、合法的に捕殺されたコククジラとホッキョククジラの利用に際して、矛盾した状況を引き起こし、この状況はチュコト地域の先住民の人権を侵害し、また差別している（IWC 2005d: 79）。

ホッキョククジラには鯨産物の分配・流通を規制する上記規定はないが、コククジラにはこの規定があるため、鯨種の違いにより分配・流通に際して不都合が生じているとする主張である。解体されて肉になってしまえば、コククジラ肉とホッキョククジラ肉の間には少なくとも見た目にはそう違いはないはずである（食べればおいしさはちがうかもしれないが…）。コククジラ肉だけ分配・流通の制限を厳格にすれば、現場は混乱するであろう。チュコト地域の先住民の主張ももったもなことである。

本附表修正要求も総会において附表第 13 項全体の見直しの中で承認された。本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項

##### (a)

(4) 本附表の規定(b)(1), (b)(2), (b)(3)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴っているどのような鯨も銛打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。本附表の規定(b)(4)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴っている雌鯨を銛打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。

(5) 全ての先住民捕鯨は本附表と一致している国内法規の下で実施されなければならない（IWC 2005c: 151）。

##### (b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーボーフォート海資源ホッキョククジラの

捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 2003年、2004年、2005年、2006年、2007年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は280頭を超えてはならず、これらの各年において銚打ち数は67頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても15頭を超えない未使用分の銚打ち数は(1998年から2002年までの捕殺枠からの未使用分の銚打ち数15頭分を含めて)次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(iii) 科学委員会による2004年の詳細な評価の結果および勧告は関係国を拘束し、それに従って当該国は捕殺を変更しなければならない。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 2003年、2004年、2005年、2006年、2007年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は620頭を超えてはならない。但し、2003年、2004年、2005年、2006年、2007年のいずれの年においても140頭を超えてはならない。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される(IWC 2005c: 152)。

表1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2005年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 [・]

注) 附表第13項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される(IWC 2005c: 149 Table 1)。

#### 1.2.2.2.21. 国際捕鯨委員会第57回年次会議(2005年)および第58回年次会議(2006年)における附表の修正

第57回年次会議(2005年)の先住民生存捕鯨小委員会において、ロシアは2004年にチュコト地域において捕殺されたコククジラ110頭のうち6頭(5%)が強烈な化学臭を発生

ており、食用に供することができなかったと報告した（IWC 2006a: 13）。

総会においてもロシアは6頭の悪臭鯨はある捕鯨集落の捕殺枠の13%を占めており、その数値は取るに足らないというわけではないと報告、チュコト地域住民の必要性はそれらの悪臭を放つ鯨では満たすことができないので、ロシア政府と住民たちはそれらの鯨は捕殺枠に含めて計算すべきではないと信じているとした（IWC 2006a: 13）。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表1の漁期が2005年から2006年に修正されただけである（IWC 2006b: 161 Table 1 参照）。

第58回年次会議（2006年）の先住民生存捕鯨小委員会において、ロシアは2005年にチュコト地域において捕殺されたコククジラ115頭のうち2頭が強烈な化学臭を発しており、食用に供することができなかったと報告した（IWC 2007a: 18）。

総会において、ロシアはマカー部族協議会（The Makah Tribal Council）とチュコト地域伝統的海洋哺乳類狩猟者協会（The Association of Traditional Marine Mammal Hunters of Chukotka）との間で協定が締結され、何人かのマカーがチュコト地域を訪れ、同地の鯨捕りと共に捕鯨ボートに乗り、捕殺から解体、分配までの捕鯨の全局面を見学したと報告した（IWC 2007a: 18）。

1997年、米国アラスカ州の先住民からロシア連邦チュコト地域の先住民に対して捕鯨道具（ダーティングガン）が提供され、チュコト地域の先住民によるコククジラの捕殺技術の革新に大きく貢献した（1.2.2.2.16.参照）。今回は逆にチュコト地域の先住民が米国ワシントン州の先住民マカーに対して技術協力を行い、2頭目のコククジラの捕殺をめざしているマカーに自信を与えたのである。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表1の漁期が2006年から2007年に修正されただけである（IWC 2007b: 181 Table 1 参照）。

#### **1.2.2.2.22. 国際捕鯨委員会第59回年次会議（2007年）における附表の修正**

第59回年次会議（2007年）の先住民生存捕鯨小委員会において、ロシアはチュコト地域における先住民生存捕鯨にかかる必要声明書を提出した。その声明書によれば、チュコト地域先住民一人当たりの年間推計鯨肉必要量は100kgである一方、現在は約30kgしか

入手されていないが、必要量と現在の捕殺枠の相違にもかかわらず、ロシアは捕殺枠に関しては現状を維持するとのことであった（IWC 2008a: 18）。

総会において、ロシアと米国は北太平洋東資源コククジラに関して、現存のコククジラの先住民生存捕鯨枠の年度を変更しただけで、その他はそのまま更新する附表修正共同提案を提出、本附表修正案は総会において総意により採択された（IWC 2008a: 18）。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表第 13 項

##### (b)

先住民生存捕鯨の捕殺枠は次のとおりとする。

(1) 先住民によるベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 280 頭を超えてはならず、これらの各年において銛打ち数は 67 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は（2003 年から 2007 年までの捕殺枠からの未使用分の銛打ち数 15 頭分を含めて）次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。

(i) 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は 620 頭を超えてはならない。但し、2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 140 頭を超えてはならない。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される（IWC 2008b: 155-156）。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠



北半球 2008 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 [・]

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 2008b: 153 Table 1)。

#### 1.2.2.2.23. 国際捕鯨委員会第 60 回年次会議 (2008 年) における附表の修正

第 60 回年次会議において、科学委員会は北太平洋東資源コククジラについて 2006/2007 年の南下回遊からの推計生息数 2 万 110 頭を承認した (IWC 2009a:16)。また、同委員会は「悪臭鯨」(stinky whale) 現象を認識したが、その科学的定義を与えることはできなかった (IWC 2009a:16)。

一方、ロシアは先住民生存捕鯨小委員会に対して「悪臭鯨」について以下の作業定義、すなわち「当該鯨を不可食にする強烈かつ不自然な刺激臭を持つ鯨」を提案、同小委員会は来年、悪臭鯨の定義を策定するように科学委員会に勧告した (IWC 2009a: 16)。

本年次会議におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2008 年から 2009 年に修正されただけである (IWC 2009c: 163 Table 1 参照)。

#### 1.2.2.2.24. 国際捕鯨委員会第 61 回年次会議 (2009 年) および第 62 回年次会議 (2010 年) における附表の修正

第 61 回年次会議 (2009 年) におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2009 年から 2010 年に修正されただけである (IWC 2010b: 167 Table 1 参照)。

第 62 回年次会議 (2010 年) におけるロシア連邦チュコト地域の先住民生存捕鯨関連の附表修正については、表 1 の漁期が 2010 年から 2011 年に修正されただけである (IWC 2011c: 154 Table 1 参照)。

#### 1.2.2.2.25. 小括

以下、『国際捕鯨取締条約』附表の修正との関連において考察したロシア連邦 (旧ソ連邦)

チュコト地域における先住民生存捕鯨にかかる問題点をまとめておく（表 1-4 参照）。

ロシア連邦（旧ソ連邦）チュコト地域の先住民が捕殺対象としているコククジラは他地域において先住民生存捕鯨の対象となっている鯨種よりも資源状態がよく、1978年には商業捕鯨も可能な維持管理資源として分類され（第30回年次会議、1978年）、それ以降も附表上は維持管理資源のままである（もちろん、現在は商業捕鯨が一時停止状態にあるので、現実的には商業捕鯨はできない）。それゆえ、反捕鯨国が多数を占める国際捕鯨委員会においても資源上の理由からその捕鯨が問題視されることはほとんどなく、対立が最も少ない先住民生存捕鯨となっている。

当該先住民生存捕鯨はかつて共産主義国家のソビエト社会主義共和国連邦の下で実施されていた経緯もあって、先住民のために締約国自体が捕鯨を実施することも容認されている（第16回年次会議、1964年）。その結果、捕殺効率を重視する国家が捕鯨船を用船して先住民のための捕鯨を実施することにより、先住民の文化としての捕鯨活動を阻害してきたのも事実である。「鯨を捕れない、あるいは捕ってはいけない捕鯨民」がかつて存在していたことを忘れてはいけないのである。

ソ連邦崩壊後は新生ロシアの経済的苦境もあり、先住民の自立が促され、1994年には先住民自身の手による先住民生存捕鯨が再開されている（第47回年次会議、1995年）。しかしながら、四半世紀以上も捕鯨から遠ざかっていた先住民がかつての捕鯨民の姿を取り戻すのはそう簡単ではない。捕鯨従事中に生命を落とす事故も発生している。

幸いにして、1997年に米国アラスカ州の先住民から捕鯨道具（ダーティングガン、ボンブランス）の提供を受けたことなどにより（第50回年次会議、1998年）、チュコト地域の先住民によるコククジラ捕鯨の捕殺成功率が高まり、捕鯨文化を徐々に再生させつつある。

さらに、先住民自身の手によるコククジラ捕鯨の再興と軌を一にする形で、1970年代初頭まで捕殺されていたホッキョククジラについてもチュコト地域の先住民による捕殺が先住民生存捕鯨として新たに認められるようになった（第49回年次会議、1997年）。

先住民にとってホッキョククジラ捕鯨はコククジラ捕鯨よりも文化的価値が高いとされている。先住民の栄養的必要性はコククジラ肉で充足し、文化的必要性をホッキョククジラ肉で充足する。チュコト地域の先住民生存捕鯨は、先住民生存捕鯨として望ましい形で実施されるようになってきている。

表1-4 チュコト地域・コククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧

年	年次会議	捕殺枠	特記事項
1978	第30回	178頭	総会、北太平洋東資源コククジラの維持管理資源としての分類および捕殺枠178頭を承認。科学委員会、捕殺鯨の雌雄比率(雌鯨、高捕殺率)の是正勧告。
1979	第31回	179頭	捕殺枠1頭増。
1980	第32回	179頭	総会、捕殺枠179頭を採択。
1981	第33回	179頭	総会、総意により捕殺枠179頭を是認。
1982	第34回	179頭	総会、捕殺枠179頭を承認。科学委員会、雌鯨の捕殺増に懸念を表明。技術委員会、総会も同意見。
1983	第35回	179頭	総会、現在の捕殺枠179頭の継続に同意。
1984	第36回	179頭	総会、現在の捕殺枠179頭の継続に同意。 科学委員会、雌鯨の捕殺割合の高さを改善するには困難を伴うとの見解を表明。
1985	第37回	179頭	総会、現在の捕殺枠179頭の維持に同意。
1986	第38回	179頭	総会、現在の捕殺枠179頭の変更の必要性はなしと記録に留める。
1987	第39回	179頭	総会、現在の捕殺枠179頭を承認。ソ連邦、複数年捕殺枠を要求。
1988	第40回	179頭	総会、年間捕殺枠179頭とする3年間(1989-1991年)の複数年捕殺枠の設定を是認。
1991	第43回	169頭	総会、年間捕殺枠169頭とする3年間(1992-94年)の複数年捕殺枠を採択。
1994	第46回	140頭	総会、年間捕殺枠140頭とする3年間(1995-97年)の複数年捕殺枠を採択。
1997	第49回	120頭	総会、ロ米共同提案、5年間(1998-2002年)の捕殺枠620頭、年間最大捕殺数140頭を総意により合意。
2000	第52回	-	ロシア、先住民生存捕鯨小委員会において「悪臭鯨」の捕殺枠からの除外を要求。
2001	第53回	-	ロシア、総会において「悪臭鯨」の捕殺枠からの除外を要求。
2002	第54回	120頭	総会、ロ米共同提案、5年間(2003-2007年)の捕殺枠620頭、年間最大捕殺数140頭を総意により合意。
2003	第55回	-	ロシア、附表第13項(b)(2)から「その伝統的な生存的、文化的な必要性が認められる先住民」の削除を要求。
2004	第56回	-	附表第13項(b)(2)の緩和要求、附表第13項全体の見直しの中で承認。
2007	第59回	120頭	総会、ロ米共同提案、5年間(2008-2012年)の捕殺枠620頭、年間最大捕殺数140頭を総意により合意。

### 1.2.2.3. 米国アラスカ州

#### 1.2.2.3.1. 国際捕鯨委員会第 24 回年次会議（1972 年）から第 28 回年次会議（1976 年）における科学委員会の議論

第 24 回年次会議（1972 年）以降、特に科学委員会において米国アラスカ州における先住民によるホッキョククジラ捕鯨に関して、米国政府に対して先住民捕鯨における陸揚げ効率の改善とホッキョククジラ資源の厳格な管理を求める見解が繰り返し表明されてきた。

第 24 回年次会議（1972 年）において、科学委員会は国際捕鯨委員会に対して、同委員会が米国政府に対して先住民捕鯨における亡失鯨に起因する無駄を減じるための措置を講じることを要請するように求めた（IWC 1973b: 34, 42）。ここでは、米国アラスカ州の先住民捕鯨における亡失鯨の多さが特に問題とされたのであった。

第 25 回年次会議（1973 年）の科学委員会において、米国政府は先住民捕鯨における亡失鯨問題への解決策をいまだ見出していないと回答した（IWC 1974b: 47）。この回答を受けて科学委員会は国際捕鯨委員会に対して、同委員会が米国政府に対して亡失鯨問題の研究を続け、さらにホッキョククジラの生息数と実際の捕殺数の双方、および最大持続生産量水準に対するこの資源の状態を確定するために取り組むことを要請するように求めた（IWC 1974b: 47, 53）。今回はホッキョククジラの銚打ち亡失問題に加えて、ホッキョククジラの資源状態についても調査要求が提出されたのであった。

第 26 回年次会議（1974 年）の科学委員会において、米国政府は昨年科学委員会が要請した情報は目下収集中であり、次の年次会議までには利用できるようになるであろうと回答した（IWC 1975b: 72）。これに対して、科学委員会はこの資源の状態に関する情報の欠如、過去 2 漁期における高い亡失率および捕殺数の増大に引き続き懸念を表明した（IWC 1975b: 72, 77）。本年次会議においても、ホッキョククジラ捕鯨を取り巻く諸状況に改善はみられず、米国政府の取り組みに対する科学委員会の不信感が高まっただけであった。

第 27 回年次会議（1975 年）において、科学委員会はアラスカ州におけるホッキョククジラ捕鯨に関して捕殺数、致死亡失数、銚打ち亡失数にかかる新情報が含まれている 1974 年の研究報告を入手、同委員会は国際捕鯨委員会に対して、よりよい生物学的データを収集するため、および全体としてのホッキョククジラの死亡数削減をめざして銚打ち亡失率を最小化するために対策を講じるように勧告した（IWC 1976b: 13）。結局、ホッキョククジラを保護するためには、先住民捕鯨による銚打ち亡失率の引き下げが不可欠であることがまたしても強調されたのであった。

第 28 回年次会議（1976 年）において、科学委員会は米国アラスカ州におけるホッキョククジラ捕鯨に関して捕殺数、致死亡失数、銛打ち亡失数にかかる新情報が含まれている 1975 年、1976 年の研究報告を入手、そこには漁獲努力が拡大していることを示す証拠もあった（IWC 1977c: 45）。このような状況の下、科学委員会は国際捕鯨委員会に対して、ホッキョククジラ捕鯨の拡大を制限し、全体としての捕殺数を増加させることなしに銛打ち亡失率を減じるための必要な対策が取られることを強く勧告した（IWC 1977c: 45）。

この科学委員会の強い勧告を受けて国際捕鯨委員会総会は次の決議案を採択した。

国際捕鯨委員会は、全海洋において一般的に保護されている種であるホッキョククジラの北米北極圏地域における捕殺が拡大しているという証拠に注目し、アラスカ州における継続している相対的に高い銛打ち亡失率を減じるべき（全体としての捕殺数を増加させることなしに）であるということに関心を持ち、現在の生息数の評価を改善するための科学委員会の勧告に留意し、以下のことを勧告する。締約国はホッキョククジラ捕鯨の拡大を制限し、銛打ち亡失率を削減するために可及的速やかに全ての履行可能な対策を講じること（IWC 1977b: 33）。

上述したように、第 24 回年次会議の科学委員会から第 28 回年次会議の科学委員会において、米国政府に対してアラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨に関してその銛打ち亡失率を削減するように要請、勧告が繰り返されてきた。本決議案は状況が改善されないことに業を煮やした国際捕鯨委員会から米国政府に対する最終通告であった。次は、ホッキョククジラ捕鯨の全面的な禁止しか残されていないのである。

#### **1.2.2.3.2. 国際捕鯨委員会第 29 回年次会議（1977 年 6 月）および特別会議（1977 年 12 月）における附表の修正**

第 29 回年次会議（1977 年）の科学委員会において、1973 年から 1977 年までのアラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨記録が提示された（1977 年は暫定値）。

それによれば、1973 年：陸揚げ数 37 頭、銛打ち亡失数 10 頭、1974 年：陸揚げ数 20 頭、銛打ち亡失数 28 頭、1975 年：陸揚げ数 15 頭、銛打ち亡失数 26 頭、1976 年：陸揚げ数 48 頭、銛打ち亡失数 35 頭、1977 年：陸揚げ数 26 頭、銛打ち亡失数 77 頭となっている（IWC 1978b: 67 Table 24）。

この記録から 1976 年漁期における陸揚げ数の急増および 1977 年漁期における銆打ち亡失数の増大は明らかである。陸揚げ数の増加要因としてはカリブーの捕殺制限、原油掘削関連雇用および土地権補償請求の和解による捕鯨活動用の現金入手可能性の増大、銆打ち亡失数の増加要因としては鯨仕留め道具としてのダーティングガンの使用からショルダーガンの使用への変遷などが指摘されている (IWC 1978b: 67)。

アラスカ州の先住民が捕殺対象としているベーリング海資源ホッキョククジラの生息数推計 (当時) は 600 頭から 2000 頭、これは初期資源量の 6~10%程度にすぎず、同資源ホッキョククジラは明らかに保護資源に位置づけられ、しかも現在の捕殺率は生息数の約 5%を占め、増大傾向にある (IWC 1978b: 67)。このような事実を踏まえ、科学委員会は生物学的理由からホッキョククジラ捕鯨は中止しなければならないと確信し、国際捕鯨委員会に対して附表第 7 項から「あるいはセミクジラ」という字句の削減を勧告した (IWC 1978b: 67)。

国際捕鯨委員会総会は科学委員会の勧告に基づく技術委員会の提案を受け入れ、(旧) 附表第 7 項の一部字句を削除し、(新) 附表第 11 項とする附表修正を行った。削除された字句は「あるいはセミクジラ」(旧来からセミクジラと表現されてきたが、正確にはホッキョククジラ<sup>26)</sup>) である。

#### 附表 第 11 項

附表第 8 項の規定にもかかわらず、グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。先住民もしくは先住民のために締約国政府がコククジラ~~あるいはセミクジラ~~を捕殺することは、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する (IWC 1977a: 14; 1978a :33)。

この附表修正の結果、米国アラスカ州に住む先住民は 1978 年漁期からホッキョククジラ捕鯨が禁止されることになったのである。

1977 年 12 月、国際捕鯨委員会の特別会合が開催された。本特別会合の目的の一つは、アラスカ州の先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺を禁止した同年 6 月

の国際捕鯨委員会第 29 回年次会議の決定を再考することであった (IWC 1979a: 2)。

特別会合の技術委員会において、米国政府はアラスカ州先住民の生存的、文化的な必要性を満たすために 1978 年におけるホッキョククジラの慎ましい数の捕殺を提案、ホッキョククジラ 18 頭の銛打ちを認める決議案が多数決で同意された (IWC 1979a: 3)。しかしながら、本決議案は特別会合の全体会議において賛成 6、反対 6、棄権 3 で否決され、米国により提案、デンマークにより支持された 15 頭の陸揚げを認める修正案も賛成 5、反対 3、棄権 7 で否決、最終的にはノルウェーにより提案され、ソ連邦により支持された 12 頭の陸揚げまたは 18 頭の銛打ちを認める決議案が賛成 10、反対 3、棄権 2 で採択されたのであった。(IWC 1979a: 3)。

これ以降、毎年の年次会議において、アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨に関して、陸揚げ数と銛打ち数をめぐる（生物学的にはほとんど意味のない、政治的には意味のある）数の調整議論が繰り返されるのである。反捕鯨国にとってはこれらの数は少なければ少ないほどよく、米国政府にとっては要求に近ければ近いほどよい。最初はアラスカ州先住民の生存的、文化的必要性から始まった議論も最終的にはそこから離れてしまい、単なる数合わせで終わるのである。結局のところ、米国政府を含めて誰もアラスカ州の先住民における捕鯨文化の意義を知らないのである。

最終的になされた附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 11 項

附表第 8 項の規定にもかかわらず、グリーンランド海域における体長 35 フィート (10.7m) を下回らない年間 10 頭のザトウクジラの捕殺は、登録総重量 50 トン未満の捕鯨船が使用される限りにおいて、これを許可する。先住民もしくは先住民のために締約国政府がコククジラあるいはベーリング海資源ホッキョククジラを捕殺することは、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、ベーリング海資源ホッキョククジラに関しては、以下の条件によるものとする。

(a) 1978 年、捕鯨は 18 頭の銛打ちもしくは 12 頭の陸揚げのいずれかに達した時、終わるものとする。

(b) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する (IWC 1979a: 4)。

本附表修正により、アラスカ州の先住民は年間最大 12 頭までのホッキョククジラの陸揚げが可能となった。反捕鯨国である米国政府も自国民には、捕鯨再開のために強力な政治的支援を実施するのである。強力な政治力を持つ国に生まれた先住民はそうでない国に生まれた先住民よりも少しだけ幸せなのかもしれない。

しかしながら、上記附帯条件(b)により、仔鯨および成鯨を伴ったホッキョククジラの捕殺は禁止されてしまった。手漕ぎのボートに乗り、手投げ鉞、ショルダーガンもしくはダーティングガン、ポンプランスによりホッキョククジラを捕殺するという旧来の捕鯨方法を用いる限り（それが一般的に理解されている先住民捕鯨であるが）、仔鯨が一番捕りやすいのである。アラスカ州の捕鯨民にとって最も安全に捕殺でき、かつ鯨肉が柔らかくておいしい仔鯨を捕殺できないことは、小さな幸せが生んだ大きな不幸である。

#### 1.2.2.3.3. 国際捕鯨委員会第 30 回年次会議（1978 年）における附表の修正

第 30 回年次会議（1978 年）の技術委員会において 1979 年のアラスカ州におけるホッキョククジラ捕鯨は 24 頭が陸揚げされた時に終わるべきであるとする附表第 11 項(a)の修正案を多数決で同意、勧告されたが、鉞打ち数については同意に至らず、勧告はなされなかった（IWC 1979b: 26）。

国際捕鯨委員会総会において、技術委員会の勧告に対する捕鯨は鉞打ち 30 頭もしくは 24 頭陸揚げされた時点で終了とするソ連邦修正案（デンマーク支持）は賛成 7、反対 5、棄権 5 で否決、次いで鉞打ち 27 頭もしくは 20 頭陸揚げとするデンマーク修正案（メキシコ支持）も賛成 10、反対 4、棄権 3 で否決、さらに鉞打ち 23 頭もしくは 18 頭陸揚げとするカナダ修正案（南アフリカ支持）も賛成 2、反対 4、棄権 11 で否決された（IWC 1979b: 26）。最終的には、鉞打ち 27 頭もしくは 18 頭の陸揚げとするノルウェー修正案（アイスランド支持）が賛成 9、反対 1、棄権 7 で採択された（IWC 1979b: 26）。この当時は先住民生存捕鯨に関する議案も投票にかけられ、次々と否決されていたことに注目しておきたい。

上記のようにアラスカ州におけるホッキョククジラ先住民捕鯨は国際捕鯨委員会において紛糾する議題の一つである。そのような事実に基づき、同委員会は「技術委員会の作業部会が全体的な先住民捕鯨の問題を調査し、アラスカ州における先住民ホッキョククジラ捕鯨の管理制度に向けての、そしてもし適切であるならば、他の先住民捕鯨の管理制度に向けての提案を国際捕鯨委員会に行い、次の年次会議で同委員会がそれを検討する」



(IWC 1979b: 26) とした技術委員会の決議を承認した。ここにおいて、アラスカ州におけるホッキョククジラの先住民捕鯨問題については国際捕鯨委員会において優先的に取り組むべき課題であることが確認されたのである。

そして、年次会議がまさに終了しようとしていた時、米国が 1978 年の捕殺枠として秋の捕鯨用にもう 2 頭のホッキョククジラを追加するように求め（本修正案はソ連邦、デンマーク、アイスランドが支持）、投票の結果、賛成 10、反対 1、棄権 6 で本修正案は採択された（IWC 1979b: 26）。要求を通すためには形振り構わない米国。その姑息さにはいささか呆れるが、自国民の権利を擁護するのは国家の務めである。その点では米国を評価したいが、それならば、他国の捕鯨民の権利も少しは尊重してもらいたいものである。

結局、附表第 11 項の最終的な形は次のとおりとなった。

#### 附表 第 11 項

附表第 8 項の規定にもかかわらず、[中略] これを許可する。但し、ベーリング海資源ホッキョククジラに関しては、以下の条件によるものとする。

(a) 1978 年、捕鯨は銚打ち 20 頭もしくは 14 頭が陸揚げされた時点で終了しなければならない。

(b) 1979 年、捕鯨は銚打ち 27 頭もしくは 18 頭が陸揚げされた時点で終了しなければならない。

(c) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する（IWC 1979b: 34）。

#### 1.2.2.3.4. 国際捕鯨委員会第 31 回年次会議（1979 年）における附表の修正

第 31 回年次会議（1979 年）において、科学委員会は前年同様、米国アラスカ州のホッキョククジラ捕鯨に関して、生物学的な見地からの唯一の安全な対策はベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺をゼロとすべきであると述べている（IWC 1980b: 30）。一方、技術委員会は多数決により 1980 年の捕殺枠を 18 頭陸揚げもしくは銚打ち 27 頭とする附表修正案を勧告した（IWC 1980b: 30）。

国際捕鯨委員会総会において、オーストラリアは国際捕鯨委員会はホッキョククジラ種を保存する必要があると強く主張、また科学的助言は絶対的であると確信し、ニュージーランドの支持を得て、捕殺枠をゼロとする修正案を提出したが、賛成 6、反対 8、棄権 9

で否決された (IWC 1980b: 30)。さらに技術委員会による当初の附表修正案も賛成 13、反対 5、棄権 5 で否決されたので、米国はホッキョククジラの利益とエスキモーの利益の間にバランスが保たれる必要があると強調し、韓国の支持を得て、1980 年の捕殺枠は 18 頭陸揚げもしくは銜打ち 26 頭とする修正案を提出、賛成 12、反対 4、棄権 7 で採択された (IWC 1980b: 30)。今年次会議においても、先住民捕鯨にかかる附表修正案は投票により決着したのである。

最終的に決着した附表第 11 項の修正は次のとおりである。なお、今回の附表修正による番号変更により第 8 項が第 9 項に、第 11 項が第 12 項に改められた (IWC 1980b: 39)。

#### 附表 第 12 項

附表 第 9 項の規定にもかかわらず、[中略] これを許可する。但し、ベーリング海資源ホッキョククジラに関しては、以下の条件によるものとする。

(a) 1980 年、捕鯨は銜打ち 26 頭もしくは 18 頭が陸揚げされた時点で終了しなければならない。

(b) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銜打ち、捕獲、殺すことを禁止する (IWC 1980b: 39)。

#### 1.2.2.3.5. 国際捕鯨委員会第 32 回年次会議 (1980 年) における附表の修正

第 32 回年次会議 (1980 年) において、科学委員会はベーリング海資源ホッキョククジラの現在の生息数は初期資源量の 6~23%であると推定、最も楽観的な指標によるシミュレーション・モデルを用いない限り、同鯨の生息数は 1980 年以降、捕殺がなくても減少するであろうとしている (IWC 1981a: 17)。同委員会は、生物学的な見地からの唯一の安全な対策はベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺をゼロとすべきであるとする過去 3 年の勧告を確認している (IWC 1981a: 17-18)。技術委員会も多数決により、科学委員会が推奨した捕殺枠ゼロを国際捕鯨委員会総会に勧告した (IWC 1981a: 18)。

これに対して、米国政府はアラスカ州の先住民にとってのホッキョククジラの文化的、歴史的、栄養的必要性に関する中間報告を国際捕鯨委員会総会に提出、それぞれの項目に必要なホッキョククジラ数は、年間 18~22 頭、19~33 頭、32~33 頭となり、その中でも文化的な必要性が先住民の共同体にとって最も重要であるとしている (IWC 1981a: 18)。

国際捕鯨委員会総会において、技術委員会の捕殺枠ゼロ勧告は賛成 7、反対 8、棄権 8

で否決され、文化的な必要性に基づくセイシェル提案、スウェーデン支持の銛打ち 12 頭もしくは陸揚げ 8 頭とする捕殺枠も賛成 5、反対 9、棄権 10 で否決された (IWC 1981a: 18)。結局、1981 年から 1983 年までの 3 年間、陸揚げ 45 頭、銛打ち 65 頭、但し、各年の陸揚げは 17 頭を超えてはならないとする議長提案、デンマーク支持の捕殺枠が賛成 16、反対 3、棄権 5 で採択された (IWC 1981a: 18)。

なお、科学委員会は同委員会によるホッキョククジラの捕殺枠ゼロ勧告が国際捕鯨委員会総会において毎年、科学的理由以外の理由により拒否されている事実に鑑み、本年次会議においては拒否された場合に備えた勧告、「もし今年も同様のことをするのであるならば、科学委員会は次のことを強く勧告する。どのような捕殺においても、(a)短期間において再生産を最大限にするために性的に未成熟（体長 10m 以下）の個体を対象とする。(b)全体的な死亡数を最小にするために銛打ち亡失数を減少させるやり方を用いる」(IWC 1981b: 65) を事前に行っている。そこには、取引と妥協が渦巻く国際政治を前にした科学者の無力感が現れているが、ホッキョククジラという生物種のみ将来だけを考え、鯨に依存する先住民の暮らしの重みを考慮しない科学者の独善性も垣間見えるのである。先住民の暮らしを維持するためには生物種に若干の犠牲を与えるかもしれない政治的な取引も妥協も必要なのである。

本年次会議における米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(a)<sup>27)</sup>

附表第 10 項<sup>28)</sup>の規定にもかかわらず、

(ii) 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(1) 1981 年から 1983 年までの間において、総陸揚げ数は 45 頭を超えてはならず、総銛打ち数は 65 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても陸揚げ数は 17 頭を超えてはならない。

(2) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する (IWC 1981a: 36)。

今回の附表修正において特筆すべき点は初めて複数年捕殺枠が採択されたことである。旧附表の数値を単純に3倍して新附表の数値と比べた場合、新附表のほうが3年間において総陸揚げ数で9頭、総銛打ち数で13頭減少することになる。しかしながら、単年捕殺枠の場合は次年以降の捕殺枠が保障されているわけではない。捕殺枠が減少したとしても、3年間の複数年捕殺枠として計画的に捕鯨に従事できることは、やはり先住民の暮らしには有益であろう。政治が少しだけ先住民の暮らしを考えた結果なのかもしれない。

#### 1.2.2.3.6. 国際捕鯨委員会第33回年次会議（1981年）における議論および第34回年次会議（1982年）における附表の修正

第33回年次会議（1981年）において、科学委員会は1980年、ベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺枠が銛打ち数で8頭超過されたことについて大いなる懸念を表明、またたとえ捕殺がなかったとしてもホッキョククジラの生息数はせいぜい現状維持か、あるいは減少すると結論づけ、絶滅の危険性を減じるために捕殺枠をゼロとすべきであるとする過去4年の見解を再確認し、同委員会は唯一の安全な方法は捕殺枠をゼロとすべきであると勧告した（IWC 1982a: 25-26）。また科学委員会は、国際捕鯨委員会が昨年本資源に対して3年間の複数年捕殺枠を設定したことを認識しているので、その管理制度が続くのであるならば、短期間における再生を最大化するために性的に未成熟な個体を捕殺すべきであり、また銛打ち亡失率をゼロとするようなやり方で捕殺すべきであると勧告した（IWC 1982a: 26）。

一方、技術委員会は科学委員会の勧告のいずれも支持しなかった（IWC 1982a: 26）。国際捕鯨委員会総会において、スウェーデンは捕殺を未成熟個体に絞り、亡失を最小限にすることを求める決議案を提出、同委員会は満場一致でその決議案を採択した（IWC 1982a: 26）。

この決議は附表の修正ではないので、強制力は伴っていない。いわば努力目標である。生物種の存続を絶対視する科学委員会の見解とアラスカ州の先住民の現実の暮らしおよび捕鯨実態とを秤に掛け、形式的な決議で科学委員会の面子を立てる一方、現実の先住民の生活を守る。国際関係において時には必要な政治的妥協である。もちろんその背後には国際社会における米国政府の圧倒的な力があることはいうまでもないことである。

第34回年次会議（1982年）において、科学委員会はベーリング海資源ホッキョククジ

ラの生息数が 1915 年以降増加しているか、減少しているかについての最終的な結論を出すことができず、そのような状況を踏まえて、同委員会は本資源の回復にとって最も安全な方法は捕殺枠をゼロとすることであると勧告した (IWC 1983a: 29)。また、あわせて科学委員会は国際捕鯨委員会が現在の捕殺枠を継続するのであるならば、捕殺は生息数の増加を最大にするために、雌雄いずれかの未成熟個体 (体長 13m 以下) に限定すべきであると強く勧告した (IWC 1983b: 58)。これを受けて、技術委員会は多数決により捕殺枠をゼロとする勧告を採択した (IWC 1983a: 29)。

技術委員会のゼロ捕殺枠勧告に対して、国際捕鯨委員会総会においてスペインはゼロ捕殺枠を支持したが、米国は 2 年前に採択した 3 年間の複数年捕殺枠 [1981~1983 年] を尊重したい意向を示した (IWC 1983a: 29)。さらにセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国はホッキョククジラは最も稀少な鯨である一方、先住民の必要性には共感するとの見解を表明、結局、本件については議論を来年に先送りすることで国際捕鯨委員会は同意したのである (IWC 1983a: 29)。

本年次会議における米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項**(b)**

**(2)** 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1981 年から 1983 年までの間において、総陸揚げ数は 45 頭を超えてはならず、総銚打ち数は 65 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても陸揚げ数は 17 頭を超えてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する (IWC 1983a: 40)。

旧附表第 13 項(a)(ii)において規定されていた米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨は、新附表第 13 項(b)(2)として再編されたが、細目番号(a)(ii)が(b)(2)に変更されただけで実質的な変更は全くなかった。

#### 1.2.2.3.7. 国際捕鯨委員会第 35 回年次会議（1983 年）における附表の修正

第 35 回年次会議（1983 年）において、科学委員会はベーリング海資源ホッキョククジラに関して次のような勧告を行った。ベーリング海資源ホッキョククジラの最小の資源水準については助言できないが、同資源が初期資源量の 19%～28%の間にあるので、引き続き保護資源として分類すること、また捕殺枠を設定する場合は 1 年限りとし、細心の注意を払うこと、1984 年の銛打ち数は 22 頭を超えないものとし、生息数の増加を最大にするために捕殺は雌雄どちらかの性的に未成熟の個体（13m 未満）に限るものとするである（IWC 1984a: 22）。

ここにおいて、科学委員会は 1977 年以來 6 年連続して行ってきた捕殺枠ゼロの勧告を初めて断念したのである。科学が政治に譲歩したといえるし、あるいは科学が捕鯨民の現実の暮らしを認めたともいえる。科学者の立場からすれば、ホッキョククジラ種の存続のためには全面的な禁漁が望ましいが、それが無理であるならば、ホッキョククジラの存続にとって害が少ない捕鯨方法を認める。科学者にとってギリギリの妥協点であったのかもしれない。

米国は技術委員会において、資源状況の考察のみならず、文化的・生存的必要性の考察もアラスカ州の先住民と国際捕鯨委員会の双方にとって重要な問題であるとし、陸揚げ 26 頭、銛打ち 35 頭とする単年捕殺枠を提案、同案はデンマークにより支持された（IWC 1984a: 22）。これに対して、オランダは 1984 年から 1986 年までの間、総銛打ち数は 42 頭を超えてはならず、各年において陸揚げ数は 10 頭を超えてはならないとする附表修正案を提出、同案は西ドイツにより支持され、技術委員会において多数決により採択された（IWC 1984a: 22-23）。

技術委員会の決議の後、国際捕鯨委員会総会において西ドイツが 1984 年から 1986 年までの間、総銛打ち数は 63 頭を超えてはならず、各年における銛打ちは 23 頭を超えてはならないとする修正案を提出、同案は英国により支持された（IWC 1984a: 23）。一方、米国は先住民の必要性は商業的な利害とは切離して別個に考えなければならないと強調し、技術委員会の提案も西ドイツ修正案も先住民の必要性にとっては不十分であるとの考えを表明、西ドイツ修正案は賛成 17、反対 10、棄権 7 で否決され、次に技術委員会勧告も賛成 8、反対 10、棄権 16 で否決された（IWC 1984a: 23）。

両案の否決を受けて米国が銛打ち 30 頭か陸揚げ 22 頭のいずれが先にきても捕鯨が終了となる 1984 年単年の捕殺枠を提案（デンマークが支持）、この修正案も賛成 8、反対 15、

棄権 11 で否決され、次いでオーストラリアが 1984 年の捕殺枠、銛打ち 18 頭を提案（セントルシアとベリーズが支持）、同修正案も賛成 16、反対 10、棄権 8 で否決された（IWC 1984a: 23）。

その後、より受諾しやすい妥協案として英国が 1984 年の捕殺枠、銛打ち 21 頭を提案（西ドイツが支持）、しかしながら本修正案も賛成 18、反対 10、棄権 6 で否決され、結局「1984 年と 1985 年において総銛打ち数は 43 頭—1 年目の終わりにこの数値は再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される—を超えてはならず、各年とも銛打ち数は 27 頭を超えてはならない」とする修正案が総意により採択された（IWC 1984a: 23）。

今回のベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺枠の設定に際しては、国際捕鯨委員会総会において 5 回投票により否決され、6 度目にようやく投票に付されることなく、採択されたのである。それだけ、各国が科学委員会における議論を踏まえた上で、本種への捕殺枠の設定には慎重になっていたといえるのかもしれない。

しかしながら、筆者にはこの 6 回の提案における銛打ち数と陸揚げ数の算出根拠がよくわからないのである。各提案の 1 年間に最大限可能な平均陸揚げ数を計算してみれば（銛打ち亡失数をゼロと仮定）、順番に 21 頭、10 頭、22 頭、18 頭、21 頭、21.5 頭（本数値を採択）となる。一般的には陸揚げ数は多ければ多いほど先住民に有利であり、少なれば少ないほどホッキョククジラ資源の保護に繋がる。最大値に近い数で捕殺枠が設定されたので、先住民に有利な決定であった。先住民にとってホッキョククジラの陸揚げ数 1 頭の違いは肉量に換算して数十トンの違いであり、かなりの重みはある。一方、ホッキョククジラにとって 1 頭保護することが、どれほど資源保護上の重みを持つのであろうか。単なる象徴的な重みしかないであろう。それでも反捕鯨国にとって、2 年間で 1 頭保護できたことは、それなりの成果なのであろう。

本年次会議における米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(2) 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1984 年と 1985 年において総銛打ち数は 43 頭（注）を超えてはならず、各年とも銛

打ち数は 27 頭を超えてはならない。

注) 1 年目の終わりにこの数値は再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する (IWC 1984a: 32)。

#### 1.2.2.3.8. 国際捕鯨委員会第 36 回年次会議 (1984 年) における議論および第 37 回年次会議 (1985 年) における附表の修正

第 36 回年次会議 (1984 年) において、科学委員会は現在の生息数は初期資源量の約 19～28%とする昨年の生息数推計は適切であり、それゆえ本資源は保護資源として分類すべきであるということに同意し、また同委員会は 2 年間の総銛打ち数 43 頭を増大すべきではなく、かつ捕殺は未成熟の個体 (体長 13m 以下) に向けられるべきであり、加えて引き続き銛打ち亡失率を下げる方策をとるべきであると勧告した (IWC 1985a: 18)。この勧告は技術委員会において記録され、国際捕鯨委員会総会において同意された (IWC 1985a: 18)。

第 37 回年次会議 (1985 年) において、科学委員会は次のような勧告を行った。現在の推計生息数 4417 頭は推計初期資源数 1 万 4000～2 万頭の 22～32%に相当するので、ベーリング海資源ホッキョククジラは保護資源である (IWC 1986a: 17)。同資源については、それ以下では捕鯨が禁止される最小の生息数を決定できず、また現在の生息数計算における不確実性および純再加入率についてどのような推計もないことに鑑みて、現在の大きさの捕殺が本資源に対して与える影響を予測することにおいて確信が持てないので、どのような捕殺枠も注意して設定されるべきである (IWC 1986a: 17)。

一方、先住民生存捕鯨小委員会は、米国から提出された文書に基づいて、アラスカ州の先住民にとってホッキョククジラを年間 26 頭陸揚げするためには銛打ち 35 頭が必要であるとする米国の評価を理解し、また先住民が捕鯨を国際捕鯨委員会の捕殺枠内で管理し、調査を請け負い、捕殺効率を改善しようと努力してきたことを認識していた (IWC 1986a: 17)。

米国は上記の先住民生存捕鯨小委員会の見解を踏まえて、技術委員会において、銛打ち数 35 頭を提案、デンマークが本案を支持した (IWC 1986a: 17)。これに対して、フィンランドが修正案として、2 年間の銛打ち数 43 頭、1 年のみ最大 27 頭まで可能とする現在の捕



殺枠の維持を提案、メキシコが本案を支持し、同修正案は技術委員会において多数決で採択され、勧告された。

国際捕鯨委員会総会において、技術委員会勧告に対して、アイルランドが1986年と1987年の2年間の捕殺枠を銛打ち50頭とし、1年のみ最大27頭とする修正案を提出したが（オマーンが支持）、本修正案は賛成13、反対14、棄権10で否決された（IWC 1986a: 17-18）。この後、各国政府代表間での更なる議論の後、議長が次のような附表第13項(b)(2)(i)の修正案（新附表では13(b)(1)(i)となる）を提案、総意により採択された（IWC 1986a: 18）。

#### 附表 第13項(b)

(1) 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1985年、1986年、1987年の各年において、26頭（注）の銛打ちが可能である。未使用分の銛打ちは、1年の合計が32頭を超えない範囲で次年度に繰り越しが可能である。

注）本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する（IWC 1986a: 26）。

新旧附表を比較してみよう（旧附表については1.2.2.3.7.参照）。まず、2年間の複数年捕殺枠が3年間に1年間延長された。次に、1銛打ち必殺、陸揚げ成功で計算してみれば、旧附表では2年間で最大43頭の陸揚げが可能だが、新附表では2年間で最大52頭の陸揚げが可能となる。さらに、国際捕鯨委員会史上初めて、未使用分銛打ちの繰越が認められた。いずれをとっても、米国政府、アラスカ州の先住民にとって有利な附表修正である。同じ年次会議での附表修正において、ザトウクジラの捕殺枠8頭がゼロとなり、ミンククジラの捕殺枠が300頭から130頭に大幅削減されたデンマーク政府、グリーンランドの先住民の不利益さとは際立った対照を示している（1.2.2.1.12.参照）。

過去においても米国アラスカ州の先住民捕鯨は優遇されてきた。1977年6月の第29回年次会議において、ホッキョククジラの捕殺枠がゼロとされたが、半年後の同年12月の特別会合において、捕殺枠が再設定されている（1.2.2.3.2.参照）。同年次会議以降、6年間連

続いて年次会議において科学委員会はホッキョククジラの捕殺枠ゼロの勧告を続けてきたが、1883年の第35回年次会議において、ついに捕殺枠ゼロの勧告を断念し、捕殺枠設定を容認している(1.2.2.3.7.参照)。一般的には、科学的不確実性は捕殺枠を設定しない理由とされるが(グリーンランドの場合のように)、米国アラスカ州に関しては、不確実性は捕殺枠を拡大する理由になるようである。

科学は政治によりどのようにでも解釈できるのである。そのような傲慢さがまかり通るが国際捕鯨委員会である。先住民捕鯨に対して特別な配慮を加えることに異論はない。しかしながら、配慮するならばいずれの先住民にも同等に配慮すべきである。国家間の政治力の差の結果、保護資源であるグリーンランドのザトウクジラ捕鯨が禁止され、同じく保護資源であるアラスカ州のホッキョククジラ捕鯨は容認されることなどはあってはならないのである。

#### 1.2.2.3.9. 国際捕鯨委員会第39回年次会議(1987年)における附表の修正

第39回年次会議(1987年)において、科学委員会は1985年春の回遊に基づくベーリング海資源ホッキョククジラの新推計生息数7200頭を承認、本数値は以前の推計生息数4417頭よりもかなり多い(IWC 1988a: 20; 1988b: 49-50)。同委員会は先住民捕鯨制度の下、それ以下ではホッキョククジラの捕殺を行ってはならない最小の生息数水準を決定できなかったが、現在の生息数水準およびモデルにおける生息数曲線は本資源がその水準以上に十分ありうるということで同意した(IWC 1988a: 20; 1988b: 50)。

米国は技術委員会において1987年の銛打ち32頭、1988年の銛打ち35頭とする要求案を提出、本提案はオーストラリアにより支持され、技術委員会および国際捕鯨委員会総会は同案を採択した(IWC 1988a: 20)。

本年次会議における米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

##### 附表 第13項(b)

(1) 先住民によるベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1987年、32頭の銛打ちが可能である。1988年、35頭の銛打ちが可能である。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。  
(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する (IWC 1988a: 31)。

前回までのベーリング海資源ホッキョククジラの捕殺にかかる附表修正に際しては、国際捕鯨委員会総会において投票により捕殺枠が設定されてきた。第 29 回年次会議後の特別会合 (1977 年) においては 3 回投票、第 30 回年次会議 (1978 年) 5 回投票、第 31 回年次会議 (1979 年) 2 回投票、第 32 回年次会議 (1980 年) 3 回投票、第 35 回年次会議 (1983 年) 5 回投票後、総意による同意、第 37 回年次会議 (1985 年) 1 回投票後、総意による同意、という具合である。ところが、今年次会議においては投票に付されることなく捕殺枠の増加修正が同意された。

1985 年の沿岸捕鯨の漁期終了をもって商業捕鯨の一時停止がなされた後、商業捕鯨のように国家間の利害対立がそれほど存在しない先住民生存捕鯨に関する議論においては、総意による同意を重視しようとする新しい流れが始まったといえるかもしれないのである。

#### 1.2.2.3.10. 国際捕鯨委員会第 40 回年次会議 (1988 年) における附表の修正

第 40 回年次会議 (1988 年) において、科学委員会はベーリング海資源ホッキョククジラの現在の推計生息数 7800 頭を承認し、最もふさわしい範囲の生息数補充出生数は 56～192 頭であるということに同意した (IWC 1989: 20)。先住民捕鯨制度の規定の下では、その資源を最大持続生産量水準以上に増加させるために一定範囲の生息数補充出生数が捕殺されるべきであるとされている (IWC 1989: 20)。

また、科学委員会は 1989 年のアラスカ州の先住民にとっての先住民生存必要数は 41 頭の陸揚げしたホッキョククジラであるという米国の分析を受け入れ、そのように勧告することに同意し、米国提案の附表修正案が技術委員会、国際捕鯨委員会総会において総意により採択された (IWC 1989: 20)。

本年次会議における米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(1) 先住民による ベーリング海ーチュクチ海ーボーフォート海資源ホッキョククジラの

捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1989、1990、1991年の各年において、総銛打ち数は44頭を超えてはならず、総陸揚げ数は41頭を超えてはならない。但し、各年において未使用分の銛打ち数は最大3頭まで翌年に繰り越すことができる。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する (IWC 1989: 32)。

#### 1.2.2.3.11. 国際捕鯨委員会第43回年次会議(1991年)における附表の修正

第43回年次会議(1991年)において、科学委員会は1988年データに基づいたベーリング海-チュクチ海-ボーフォート海資源ホッキョククジラの最良の推計生息数は7500頭であることに同意した(IWC 1992a: 28)。また、同委員会は生息数補充出生数の推計値を254頭と計算、先住民生存捕鯨にかかる国際捕鯨委員会への助言に関して、推計生息数補充出生数の下限値を考えることに同意し、その推計値を92頭とした(IWC 1992a: 28)。

技術委員会において、米国は次のような見解を述べた。銛打ち陸揚げ成功率は近年、50%から70%まで改善されたが、同率を平均90%にまで引き上げることは困難伴う。また現在の捕殺枠は3年前、本資源の生息数補充出生数の下限値が56頭と推定された時に設定されたものであり、本資源の現在の推計生息数は7500頭、生息数補充出生数の下限値は92頭となっている(IWC 1992a: 30)。それにあわせて米国は次のような附表修正を求めた。1992年から1994年までの3年間の総銛打ち数141頭、前3年間の総銛打ち数の最大限10%までの未使用分銛打ち数の新総銛打ち数への繰越、結果として年間54頭を超えない銛打ち数と陸揚げ41頭である(IWC 1992a: 31)。

技術委員会での議論の後、米国案は国際捕鯨委員会総会に委ねられた。総会においてはデンマークが本案を支持する一方、オーストラリアは増加が見込まれる銛打ち数に懸念を表明し、ニュージーランドも前回の複数年枠から今回の複数年枠へ繰越が認められる銛打ち数の割合の高さにいくらかの懸念を表明、アイルランドも繰り越される銛打ち数の多さに懸念を表明したが、結局、本案は採択された(IWC 1992a: 32)。

先住民が先住民生存捕鯨として旧来の捕鯨道具を用いる限り、一定数の銛打ち亡失は避けられない。最新式の捕鯨道具を用いれば、100%に近い銛打ち成功率になるかもしれない

が、それでは先住民生存捕鯨と呼べなくなるであろう。反捕鯨国側も旧来の捕鯨道具を用いて陸揚げ成功率を高めることには限界があることを十分承知しているので、銛打ち数の増加に懸念を表明する一方、一定数の銛打ち亡失を容認しているのである。先住民捕鯨を先住民生存捕鯨に留めておく限り、生物資源学的には無駄（銛打ち亡失鯨）が生じるのである。

本年次会議における米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1992 年、1993 年、1994 年の 3 年間に於いて銛打ちできる鯨の総数は 141 頭を超えてはならない。但し、次を優先する。

(A) 1989 年、1990 年、1991 年の 3 年間に於いて許可されていた銛打ち数のうち、未使用分は総数の 10%まで 1992 年、1993 年、1994 年に繰り越すことができる。

(B) どの 1 年間に於いても 54 頭を超えて銛打ちしてはならず、また 41 頭を超えて陸揚げしてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銛打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される (IWC 1992a: 49)。

#### 1.2.2.3.12. 国際捕鯨委員会第 44 回年次会議（1992 年）および第 45 回年次会議（1993 年）における議論

第 44 回年次会議（1992 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、米国はアラスカ州における先住民生存捕鯨に関して、以前の生存的、文化的な必要性にかかわる分析において見過ごされてきた 10 番目の捕鯨共同体、リトル・ダイオミード（Little Diomedé）の情報を提供し、同村における最後の鯨の陸揚げは 1937 年であったが、年間 1 頭の鯨の必要性があるということを示唆した（IWC 1993a: 19）。

本件についてスペインは米国国内の捕殺枠の配分問題であると考えたが、米国はその問題は現在許可されている捕殺枠の国内配分により解決できるという見解には同意できないということを経済記録に残した（IWC 1993a: 19）。

国際捕鯨委員会において、全ての要求は発言を記録に残すことから始まる。この後、米国の既存捕殺枠へのリトル・ダイオミード分の上乗せ要求が続いていくのである。

第 45 回年次会議（1993 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、米国が文書化したリトル・ダイオミード分の必要性の承認決定は、捕殺枠が再設定される来年まで先送りされた（IWC 1994a: 17）。

#### 1.2.2.3.13. 国際捕鯨委員会第 46 回年次会議（1994 年）における附表の修正および第 47 回年次会議（1995 年）における議論

第 46 回年次会議（1994 年）において、科学委員会はベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラについて 1988 年データに基づく推計生息数 7500 頭が評価目的に用いる最良の推計値であること、および生息数補充出生数の平均値が 199 頭（95%の信頼区間 97～300 頭、5 パーセンタイル値 104 頭）であることに同意し、年間捕殺数が 104 頭を下回る限り、本資源は 95%の確率で最大持続生産量水準に向けて増加していくであろうとした（IWC 1995: 21）。

先住民生存捕鯨小委員会において、米国は 1990 年から 1992 年までの 10 捕鯨村落（リトル・ダイオミードを含む）の年間推計人口増加率は 4.3%であったとする情報などを提供し、それらを根拠にして陸揚げ 51 頭、鉈打ち 68 頭の必要性を支持するように要請、この数値は科学委員会により与えられた持続生産量 104 頭に十分納まっており、ホッキョククジラの生息数の増加を可能とするであろうとした（IWC 1995: 21）。

米国の要求が依拠する考え方は、簡単に言えば、人口が増加したので、その増加分だけホッキョククジラの必要量も増加したというものである。論理としては単純でわかりやすい。しかしながら、この論理に従えば、人口増が続く限り、捕殺枠も増大させなければならなくなる。

技術委員会において、米国は 1995 年、1996 年、1997 年の各年において 51 頭の陸揚げと鉈打ち陸揚げ成功率を 75%と見込んで毎年の鉈打ち数を 68 頭とする附表修正要求案を提出、技術委員会は本案について勧告は行わず、各国代表団と米国とのさらなる協議を求

めた (IWC 1995: 22)。

国際捕鯨委員会総会において、米国は各国代表団との協議を踏まえて 1995 年から 1998 年までの 4 年間に陸揚げされる鯨の総数は 204 頭を超えてはならず、最大の鉆打ち数は 1995 年 68 頭、1996 年 67 頭、1997 年 66 頭、1998 年 65 頭とし、未使用分の鉆打ち数は最大 10 頭分まで次年度以降のいずれかの年に繰り越しうるとする改訂附表修正要求案を提出した (IWC 1995: 22)。

デンマーク、ロシア連邦、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国、スペイン、スウェーデンが本案を支持し、一方、オランダ、英国、アイルランド、オーストラリア、スイスは捕殺枠の増加に不安を感じたが、結局、同附表修正案は満場一致で採択された (IWC 1995: 22-23)。

漁期を 3 年から 4 年に延ばすかわりに、鉆打ち可能数を毎年 1 頭ずつ漸減させる。これが米国と反捕鯨国 (もともと、米国自体も反捕鯨国の一員であるが) との間で成立した政治的妥協である。鉆打ちした鯨は、陸揚げできるか否かに関わらず死亡すると想定したならば、技術委員会提出案では 3 年間で最大 204 頭死亡するが、総会提出案だと 201 頭となる。3 頭死亡する可能性のある鯨が減るので反捕鯨国の顔が立ち、米国アラスカ州の先住民にとっても鉆打ち陸揚げ成功率を 75%から少し高めれば (1.1~3.5%)、51 頭の陸揚げ可能性が 1 年分余分に保障されることになるので、悪い話ではない。双方にとって有利に見える、実際にはよくわからない附表修正であった。

本年次会議における米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(1) 先住民によるベーリング海ーチュクチ海ーポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物をもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1995 年、1996 年、1997 年、1998 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 204 頭を超えてはならず、鉆打ち数は 1995 年 68 頭、1996 年 67 頭、1997 年 66 頭、1998 年 65 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 10 頭を超えない未使用分の鉆打ち数は次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを鉆打ち、捕獲、殺すことを禁止

する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される (IWC 1995: 52)。

第 47 回年次会議 (1995 年) において、科学委員会はベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラについて昨年の年次会議で報告した推計生息数を改訂、最確値は 8200 頭とし、また 1978 年から 1993 年までの生息数年間増加率の新推計値は 3.2% とした (IWC 1996b: 76)。

#### 1.2.2.3.14. 国際捕鯨委員会第 49 回年次会議 (1997 年) における附表の修正

第 49 回年次会議 (1997 年) の総会において、米国とロシアはベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラに関する先住民生存捕鯨を規定した附表第 13 項(b)(1)について、地域的な必要性、関係する伝統および捕鯨をより効率的に実施する改良された捕鯨道具の導入を強調した共同附表修正提案を行い (詳細は 1.2.2.2.15.参照)、本案は総意により採択された (IWC 1998a: 28)。

本年次会議におけるベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

##### 附表 第 13 項(b)

(1) 先住民によるベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 280 頭を超えてはならず、これらの各年において 鉆打ち数は 67 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の鉆打ち数は (1995 年から 1997 年までの捕殺枠からの未使用分の鉆打ち数 15 頭分を含めて) 次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを鉆打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言、特に 1998 年の包括的評価による助言に基づいて毎年、



国際捕鯨委員会により見直される (IWC 1998a: 51)。

#### 1.2.2.3.15. 国際捕鯨委員会第 50 回年次会議 (1998 年)、第 51 回年次会議 (1999 年) および第 52 回年次会議 (2000 年) における議論

第 50 回年次会議 (1998 年) において、科学委員会は国際捕鯨委員会がベーリング海ーチュクチ海ーボーフォート海資源ホッキョククジラにかかる捕鯨について 2002 年までの捕殺枠を設定しているの、科学委員会の目的は同年までに同捕鯨に対する「銛打ち枠計算法」(SLA) を国際捕鯨委員会に勧告することであるということに同意した (IWC 1999a: 12)。

また、科学委員会は同資源ホッキョククジラの生息数は最大持続生産量水準近くにあるようであり、102 頭あるいはそれ以下の捕殺枠は、この状況における適切な捕殺水準は最大持続生産量の 90% を超えてならないとする附表第 13 項(a)の要求に多分一致しているであろうとした (IWC 1999a: 14)。

先住民生存捕鯨小委員会によれば、バローにおける天候および捕殺記録の予備分析は、捕殺の成功は風向きと風速に大いに影響されるとする鯨捕りたちが長年にわたって語ってきたことを確証しているとした (IWC 1999d: 181)。すなわち、チュクチ海沿いの春季捕鯨においては、水路が開いていること、沖合における中程度から強い東向きの風、安定した氷がホッキョククジラの陸揚げ成功に必要とされており、一方バロー岬沖の秋季捕鯨においては、風向きにはそれほど影響を与えないが、弱風から中程度の風、比較的氷がない海域が効果的な捕鯨に必要とされているのである (IWC 1999d: 181)。この予備分析は、鯨類資源の管理においては鯨捕りたちの経験に基づく具体的知識を十分考慮する必要性があることを示している。

第 51 回年次会議 (1999 年) において、科学委員会はベーリング海ーチュクチ海ーボーフォート海資源ホッキョククジラについて 102 頭以下の捕殺枠は附表の要求に一致するであろうとする昨年与えた管理上の助言を変更する理由はないことに同意した (IWC 2000a: 17)。

第 52 回年次会議 (2000 年) において、科学委員会はベーリング海ーチュクチ海ーボーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺枠は 2002 年において国際捕鯨委員会により再検

討されるであろうと述べ、本資源にかかる生息数調査が最後に実施されたのは 1993 年であったので、2001 年に完全な生息数調査が実施されるべきであると強く勧告した（IWC 2001c: 20）。

#### 1.2.2.3.16. 国際捕鯨委員会第 54 回年次会議（2002 年 5 月）の議論および第 5 回特別会合（2002 年 10 月）における附表の修正

第 54 回年次会議（2002 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、米国はホッキョククジラに関する先住民生存捕鯨枠の前回と同様の更新（5 年間、陸揚げ数 280 頭、年間銛打ち数 67 頭、未使用分の銛打ち数 15 頭の翌年以降への繰越）を要求、本要求はアラスカ州の先住民とロシア連邦チュコト地域の先住民との共同提案であり、ロシアはチュコト地域の先住民に年間 5 頭の陸揚げを要求した（IWC 2003b: 15-16）。

また、米国はアラスカ州先住民の捕鯨は彼らの文化の主要部分であり、何千年もの歴史をもっており、その捕鯨は純粋に生存目的であり、商業的要素はないと述べ、加えて現在の必要性を計算するにおいて人口増加が一つの重要な要因であることを明らかにした（IWC 2003b: 16）。

国際捕鯨委員会総会において、米国はベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョククジラの現存の先住民生存捕鯨捕殺枠の 5 年間の更新を求める米国＝ロシア共同案を提出、本件に関する議論は 3 日間かかった（IWC 2003b: 19）。

日本は先住民捕鯨管理制度に関する総会の議論におけるコメント、すなわち商業捕鯨用の改定管理方式（RMP）を適用すれば本資源には数十年間捕殺枠を割り当てられないであろうとするコメントを繰り返し、本資源は非常に危険な状況にあるので、現段階においては 5 年間の捕殺枠には賛成できないと述べた（IWC 2003b: 19）。

アンティグア・バーブーダは提案された附表修正については総意による採択を支持したが、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国による附表修正提案の結果がわかるまではその立場を留保しておきたいとし、セントルシアも同一の立場であった（IWC 2003b: 19）。

本附表修正提案は議論 2 日目に投票に付され、賛成 30、反対 14、棄権 1 により、附表修正に必要な 4 分の 3 の多数には届かず、否決された（IWC 2003b: 20）。

アンティグア・バーブーダは鯨類資源の利用にかかわっている先住民の権利を支持しているが、ある国の捕鯨は良く、他の国の捕鯨は悪いとする国際捕鯨委員会の差別的な対応

に異議を申し立てているのであるとするその立場を説明、モンゴルも国際捕鯨委員会内に働いている二重基準に対して反対票を投じたと説明した（IWC 2003b: 20）。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は国際捕鯨委員会内においてみられる信頼の欠如のために反対票を投じたと説明、全ての要求に対して総意による同意を求め、セントルシアは資源の平等な分配を求めた（IWC 2003b: 20）。

これに対して米国は、いくつかの締約国政府が他の問題についての米国の立場に不満足のために附表修正案に反対したことに対して失望感を表明した（IWC 2003b: 20）。

否決された附表修正案の一部を変更した改訂附表修正米国＝ロシア共同案が議論 3 日目に再度、投票に付されたが、同附表修正案も賛成 32、反対 11、棄権 2 により、附表修正に必要な 4 分の 3 の多数には届かず、否決された（IWC 2003b: 21-22）。

結局のところ、自国には先住民生存捕鯨枠を要求するが、日本の小型沿岸捕鯨共同体への暫定救済割当には反対する、また自国アラスカ州の先住民生存捕鯨には緩やかな対応を求める一方、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨には厳しい姿勢をとるという米国の二つの二重基準がアラスカ州先住民向けの先住民生存捕鯨の捕殺枠の否決という結果をもたらしたのである。

なお、否決された米国＝ロシア共同提案のベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラの先住民生存捕鯨捕殺枠は 2002 年 10 月に開催された国際捕鯨委員会第 5 回特別会合において承認された（IWC 2003a: 1）。

特別会合においてなされたベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(1) 先住民によるベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 280 頭を超えてはならず、これらの各年において銛打ち数は 67 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は（1998 年から 2002 年までの捕殺枠からの未使用分の銛打ち数 15 頭分を含めて）次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているホッキョククジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(iv) 科学委員会による 2004 年の詳細な評価の結果および勧告は関係国を拘束し、それに従って当該国は捕殺を変更しなければならない (IWC 2003d: 139-140)。

#### 1.2.2.3.17. 国際捕鯨委員会第 55 回年次会議（2003 年）における議論および第 56 回年次会議（2004 年）における附表の修正

第 55 回年次会議（2003 年）の総会において、日本は昨年を引き続いて（1.2.1.27 参照）、先住民用の銚打ち枠計算法（SLA）と改定管理方式の捕殺枠計算法（CLA）との間に科学的な一貫性がなく、CLA は SLA と比べると余りにも保護重視であり、改訂管理方式の下ではベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラには捕殺枠を設定できないであろうと述べ、商業捕鯨と先住民生存捕鯨の双方に管理手法上の一貫性を要求、ノルウェーもこれに同意した（IWC 2004a: 14）。

これに対して、科学委員会議長はホッキョククジラ SLA と CLA の厳密な比較は、多くの理由から可能ではないとした。その理由とは、1) 双方の管理目的の違い、すなわち最大限可能な連続的生産量を作り出すことをめざす管理 [CLA] と限定的な必要性を永続的に満たすことをめざす管理 [SLA] の違い、2) データが豊富な個体群を管理するために作られたホッキョククジラ SLA の個別事例的な性質に対して、様々な状況を処理することができない CLAs の一般性、である（IWC 2004a: 14）。

このように、今年次会議においても日本は小型沿岸捕鯨向けの捕殺枠と米国アラスカ州の先住民生存捕鯨向けの捕殺枠とを結びつけた議論を展開したのであった。

第 56 回年次会議（2004 年）においても、日本は改定管理方式（RMP）の開発と先住民生存捕鯨用の SLA の開発には異なる手法が用いられているとコメントし、ベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラに RMP を適用したならば捕殺枠は出せないであろうと言及、このような異なる手法は科学的には正当化できないと信じており、また二重基準が用いられているとした（IWC 2005b: 12）。

これに対して米国は、国際捕鯨委員会は異なる種類の捕鯨には異なる政策的助言を与えているので、SLA と CLA に対する手法は異なっており、生存捕鯨の対象となっている資

源に対して CLA を適用することは不適切であると考えているとした (IWC 2005b: 12)。

このように日米双方にとって都合のよい科学が存在するのである。どの科学が正しいのかは結局、多数が決めるのである。

本年次会議においてなされたベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。主たる修正点は、全ての先住民生存捕鯨にかかる仔鯨ほかの鯨の捕殺禁止規定を第 13 項(a)(4)として一本化したことである。

#### 附表 第 13 項

##### (a)

(4) 本附表の規定(b)(1), (b)(2), (b)(3)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴っている鯨を銛打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。本附表の規定(b)(4)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴っている雌鯨を銛打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。

(5) 全ての先住民捕鯨は本附表と一致している国内法規の下で実施されなければならない (IWC 2005c: 151)。

##### (b)

(1) 先住民によるベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 280 頭を超えてはならず、これらの各年において銛打ち数は 67 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銛打ち数は(1998 年から 2002 年までの捕殺枠からの未使用分の銛打ち数 15 頭分を含めて) 次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される。

(iii) 科学委員会による 2004 年の詳細な評価の結果および勧告は関係国を拘束し、それに従って当該国は捕殺を変更しなければならない (IWC 2005c: 151-152)。

#### 1.2.2.3.18. 国際捕鯨委員会第 59 回年次会議 (2007 年) における附表の修正

第 59 回年次会議（2007 年）はベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラにかかる先住民生存捕鯨枠の更新時期に当たっていたので、米国とロシアは総会において、年度の変更と現状にあわせて一部の字句を削除した既存の先住民生存捕鯨枠を更新する附表修正共同提案を提出、本附表修正案は総意により採択された（IWC 2008a: 17-18）。

本年次会議においてなされたベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表第 13 項(b)

(1) 先住民によるベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時のみ、これを許可する。但し、以下の条件によるものとする。

(i) 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年において陸揚げされるホッキョククジラの総数は 280 頭を超えてはならず、これらの各年において銚打ち数は 67 頭を超えてはならない。但し、いずれの年においても 15 頭を超えない未使用分の銚打ち数は(2003 年から 2007 年までの捕殺枠からの未使用分の銚打ち数 15 頭分を含めて) 次年度以降のいずれかの年に繰り越すことができる。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される（IWC 2008b: 155）。

#### 1.2.2.3.19. 小括

以下、『国際捕鯨取締条約』附表の修正との関連において考察した米国アラスカ州における先住民生存捕鯨にかかる問題点をまとめておく（表 1-5 参照）。

国際捕鯨委員会における米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨をめぐる議論は、反捕鯨国でありながら自国には先住民生存捕鯨向けの捕殺枠を強硬に要求する米国の二重基準の歴史であり、また国際関係における米国の政治力の強さが繰り返し証明されてきた歴史でもあった。

第 29 回年次会議において、近年の米国アラスカ州におけるホッキョククジラ捕鯨にかかる陸揚げ数および銚打ち亡失数の急増を受け、ホッキョククジラ種の絶滅を恐れた科学者たちが中心となり、ホッキョククジラ捕鯨の禁止が決定された（第 29 回年次会議、1977

年)。

しかしながら、その半年後に特別会合が開催され、米国アラスカ州の先住民によるホッキョクジラ捕鯨に対して先住民による生存のための捕鯨として捕殺枠が設定された（特別会議、1977年）。これ以降、捕殺枠の更新期ごとに陸揚げ数と銛打ち数をめぐる米国政府と反捕鯨国による駆け引きが繰り返されていく。議論の基礎にはホッキョクジラ資源をめぐる科学が存在するはずであるが、議論の途中で科学は消え、数の大小をめぐる政治力学のせめぎあいとなっていく。

先住民生存捕鯨をめぐる議論の過程における米国の政治力の強さは、先住民生存捕鯨向けの捕殺枠に初めて複数年捕殺枠が設定されたのが米国アラスカ州における先住民生存捕鯨であり（第32回年次会議、1980年）、同じく未使用分銛打ち数の次年度以降への繰越が初めて認められたのも米国アラスカ州における先住民生存捕鯨であった（第37回年次会議、1985年）という事実により見事に例証されている。これがデンマーク領グリーンランドにおける先住民生存捕鯨、あるいはセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島における先住民生存捕鯨であったならば、絶対にありえないことなのである。

一般的に国際捕鯨委員会の議論においては、鯨種をめぐる科学的不確実性は鯨種を保護する理由とされ、捕殺枠の削減あるいは取り消しの理由とされる。ところが、何故か米国の先住民生存捕鯨に関してのみ科学的不確実性が存在していたとしても捕殺枠の拡大が容認されるのである。

このような米国の傲慢さに対して捕鯨国および捕鯨理解国が結束して反旗を翻したのが第54回年次会議（2002年）であった。米国の二つの二重基準、すなわち、1)自国の先住民生存捕鯨向けの捕殺枠は要求するが、日本の小型沿岸捕鯨実施共同体への暫定救済割当には反対する、2)自国の先住民生存捕鯨には緩やかな対応を求めるが、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨には厳しい姿勢をとる、を疑問視した日本、ノルウェー、カリブ海諸国、南太平洋諸国などが米国に反省を促す意味を込めて米国アラスカ州の先住民によるホッキョクジラ捕鯨の捕殺枠にかかる更新を投票により否決したのであった。

確かに他の目的をもって、ある先住民にかかる先住民生存捕鯨用の捕殺枠を拒否することは好ましいことではない。しかしながら、国際捕鯨委員会が捕鯨国および捕鯨理解国と反捕鯨国との対立の場となり、科学と良識に基づく議論よりも反捕鯨のイデオロギーが優先し、反捕鯨国が数の力で全てを決するようになってしまった以上、数の力を使った反論

も少しは許されるはずである。

この捕鯨国および捕鯨理解国による異議申し立て、反捕鯨国でありながら先住民生存捕鯨実施国でもある米国には多少の効果はあったが、捕鯨と一切かかわっていない他の反捕鯨国には効果がなかった。捕鯨国および捕鯨理解国による米国アラスカ州の先住民生存捕鯨の拒否はそれ自体が目的ではないので、何度も用いる手法ではない。結局、米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨にかかる先住民生存捕鯨捕殺枠は年次会議から半年後の特別会合においてほぼ当初要求どおりに承認されたのである（第5回特別会合、2002年）。四半世紀前の1度目のホッキョククジラ捕鯨の禁止決定と同様、先住民にはほとんど実害がなく2度目の禁止騒動も終結した。ほとんど実害がなく解決したところに米国の政治力の強さが現れているのであろう。

ある鯨種に多少、絶滅の危機に瀕する恐れがあるかもしれないとしても、生物種としての鯨の存続よりも先住民の暮らしを重視することは当然である。そのことに異論はない。しかしながら、ある先住民生存捕鯨の場合は鯨種よりも先住民の暮らしを優先し、他の先住民生存捕鯨の場合は先住民の暮らしよりも鯨種の存続を優先するという二重基準を筆者としては容認できないである。

先住民生存捕鯨の捕殺対象とされている鯨はその種ごとに資源状況は異なっている。また、先住民もその暮らしている自然環境、社会状況は異なっている。それらを一切考慮せず、一律に先住民生存捕鯨を優先すべきであるとは言わないが、文化としての捕鯨が根づいている先住民にはその帰属国の違いにかかわらず、等しく格段の配慮がなされてしかるべきなのである。



表1-5 アラスカ州・ホッキョククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧

年	年次会議	陸揚げ数	銛打ち数	特記事項
1972	第24回	-	-	科学委員会、銛打ち亡失鯨の削減要請。
1973	第25回	-	-	科学委員会、銛打ち亡失鯨の削減および資源状態調査要請。
1974	第26回	-	-	科学委員会、高銛打ち亡失率および捕殺数の増大に懸念表明。
1975	第27回	-	-	科学委員会、高銛打ち亡失鯨の低減要請。
1976	第28回	-	-	科学委員会、ホッキョククジラ捕鯨の拡大抑制および高銛打ち亡失率の低減を強く勧告。 総会、捕鯨拡大の抑制および高銛打ち亡失率の低減を求める決議案採択。
1977	第29回	ゼロ	ゼロ	科学委員会、ホッキョククジラの捕殺禁止勧告。 総会、ホッキョククジラの捕殺禁止案採択。
1977	特別会合	12	18	技術委員会、捕殺枠設定勧告。 特別会合全体会議、1978年の陸揚げ数・銛打ち数を3回の投票により採択。 仔鯨および仔鯨を伴った鯨の捕殺禁止規定採択。
1978	第30回	18	27	科学委員会、捕殺枠ゼロ勧告。技術委員会、陸揚げ数勧告、銛打ち数非勧告。 総会、1979年の陸揚げ数・銛打ち数を5回の投票により採択。
1979	第31回	18	26	科学委員会、捕殺枠ゼロ勧告。技術委員会、捕殺枠設定勧告。 総会、捕殺枠ゼロを求める附表修正案を投票により否決。 1980年の陸揚げ数・銛打ち数を2回の投票により採択。
1980	第32回	15	65 (3年間)	科学委員会、捕殺枠ゼロ勧告。捕殺枠が設定される場合に備えて、未成熟鯨の捕殺および銛打ち亡失数の削減を勧告。技術委員会、捕殺枠ゼロ勧告。総会、3年間(1981-83年)の捕殺枠を投票により採択。総陸揚げ数45頭、年間最大17頭、総銛打ち数65頭。
1981	第33回	-	-	科学委員会、捕殺枠ゼロ勧告。未成熟鯨の捕殺および銛打ち亡失数の削減勧告。 技術委員会、科学委員会の勧告に同意せず。 総会、未成熟鯨の捕殺および銛打ち亡失数の削減を求める決議案採択。
1982	第34回	-	-	科学委員会、捕殺枠ゼロ勧告。未成熟鯨の限定捕殺勧告。 技術委員会、捕殺枠ゼロ勧告。 総会、議論を次期年次会合に先送り。
1983	第35回	非決定	27	科学委員会、捕殺枠ゼロ勧告を断念。捕殺枠1年、銛打ち数22頭、未成熟鯨の限定捕殺を容認。 技術委員会、捕殺枠設定勧告。総会、2年間(1984-85年)の捕殺枠を5回、投票により否決。 6回目、総意により合意。総銛打ち数43頭、年間最大銛打ち数27頭。
1984	第36回	-	-	科学委員会、2年間の総銛打ち数43頭、未成熟鯨の捕殺、銛打ち亡失数の削減を勧告。 技術委員会および総会、科学委員会勧告に同意。
1985	第37回	非決定	26	科学委員会「どのような捕殺枠も注意して設定されるべき」と勧告。技術委員会、捕殺枠設定勧告。 総会、3年間(1985-87年)の捕殺枠、1回投票否決、2回目に総意により合意。年間銛打ち数26頭。 年間総銛打ち数32頭を超えない範囲で未使用分銛打ち数の次年度以降への繰り越しを容認。
1987	第39回	非決定	32 ('87) 35 ('88)	総会、2年間(1987-88年)の捕殺枠を投票に付すことなく採択。 1987年、銛打ち数32頭。1988年、銛打ち数35頭。
1988	第40回	41	44	総会、年間銛打ち数44頭、陸揚げ数を41頭とする3年間(1989-1991年)の捕殺枠を総意により採択。但し、未使用銛打ち数は3頭まで次年度以降に繰り越し可能。
1991	第43回	41	54	総会、3年間(1992-94年)の総銛打ち数141頭、年間最大銛打ち数54頭、年間最大陸揚げ数41頭、前3年の総銛打ち数から最大限10%までの未使用分銛打ち数の繰り越しを採択。
1994	第46回	51	68~65	総会、4年間(1995-98年)の総陸揚げ数204頭、銛打ちは1年毎に68頭、67頭、66頭、65頭、未使用銛打ち数10頭まで次年度以降に繰り越し可能を総意により採択。
1997	第49回	56	67	総会、米ロ共同提案、5年間(1998-2002年)の総陸揚げ数280頭、年間銛打ち数67頭、未使用銛打ち数15頭まで次年度以降に繰り越し可能を総意により採択。
2002	第54回	-	-	総会、米ロ共同提出の附表修正案を投票により否決。
2002	特別会合	56	67	総会、米ロ共同提案、5年間(2003-2007年)の総陸揚げ数280頭、年間銛打ち数67頭、未使用銛打ち数15頭まで次年度以降に繰り越し可能を総意により採択。
2007	第59回	56	67	総会、米ロ共同提案、5年間(2008-2012年)の総陸揚げ数280頭、年間銛打ち数67頭、未使用銛打ち数15頭まで次年度以降に繰り越し可能を総意により採択。

#### 1.2.2.4. セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島

##### 1.2.2.4.1. 国際捕鯨委員会第 30 回年次会議（1978 年）から第 37 回年次会議（1985 年）までの状況

ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨が国際捕鯨委員会において初めて言及されたのが第 30 回年次会議（1978 年）においてである。同年次会議において、国際捕鯨委員会非加盟捕鯨実施国に対して同委員会に加盟することを要請する決議案が採択された（1979b: 37）。同決議案の付録文書「非加盟捕鯨国」においてベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨が取り上げられている（1979b: 37）。本年次会議以降、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は毎年、年次会議において話題にあがるようになる。

第 31 回年次会議（1979 年）において、英国がベクウェイ島沖での年間平均 1 頭の小規模なザトウクジラ捕鯨について見解を述べている（1980b: 30）。

第 32 回年次会議（1980 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、北大西洋資源ザトウクジラのベクウェイ島における捕殺数情報は入手できておらず、本資源ザトウクジラの捕殺にかかわっている未締約国に対して国際捕鯨委員会に従うように要請すべきであるとの議論がなされている（IWC 1981c: 136-137）。

このような国際捕鯨委員会におけるベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨をめぐる議論を受けて、ベクウェイ島が帰属するセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は第 33 回年次会議（1981 年）の会期中に『国際捕鯨取締条約』の締約国となった（IWC 1982a: 17）。

同国は条約締約後の初めての年次会議である第 34 回年次会議（1982 年）において、この前の冬にベクウェイ島においてザトウクジラ 3 頭の捕殺があったことを報告している（IWC 1983a: 29）。

第 35 回年次会議（1983 年）において、国際捕鯨委員会総会はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国による 1983 年 3、4 月の 2 頭のザトウクジラの捕殺は『国際捕鯨取締条約』附表違反とみなすことで同意し、次の勧告を承認した（IWC 1984a: 15）。

国際捕鯨委員会はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府に対して附表第 31 項にいう法律や規則の写しおよびその捕鯨活動における明らかな違反についての報告を提出するように強く要求する（IWC 1984a: 15）。

この決議を受けて、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国代表は、同国に

は捕鯨に関する法律がなかったと思うが、そのことを確認すると述べ、また本年先住民生存捕鯨にかかる捕殺枠を要求するとも述べている（IWC 1984a: 15）。

『国際捕鯨取締条約』の締約国となった以上、同条約に拘束される。それは当然のことである。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国のザトウクジラ捕鯨が同条約附表において先住民生存捕鯨として承認されていない現状では、いかなる形態にせよザトウクジラの捕殺は違反を構成する。条約の締約という事実に同国の現状が追いついていないのである。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の対応が遅れば遅れるほど、締約国各国の同国のザトウクジラ捕鯨に対する取り扱いは厳しくなっていくのである。

第 36 回年次会議（1984 年）の科学委員会においてはセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国のザトウクジラ捕鯨について特に議論はなく、1983 年同島においてザトウクジラ 4 頭が捕殺されたとする文書化されていない報告があったとする記録がなされているのみである（IWC 1985b: 49）。

第 37 回年次会議（1985 年）においても同様で、科学委員会においてはセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国のザトウクジラ捕鯨について特に議論はなく、1984 年同島において捕殺は報告されていないと記録されているのみである（IWC 1986b: 51）。

#### 1.2.2.4.2. 国際捕鯨委員会第 38 回年次会議（1986 年）における議論および第 39 回年次会議（1987 年）における附表の修正

第 38 回年次会議（1986 年）において、違反小委員会はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国からの違反報告（1984 年分）がいまだに提出されていないことに懸念を表明すると共に、次の年次会議において 1986 年のザトウクジラの全ての捕殺について詳細な報告書を提出するように勧告した（IWC 1987a: 15）。

先住民生存捕鯨小委員会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は同国ベクウェイ島民による先住民生存捕鯨を支えるための捕殺枠を正式に要求した（IWC 1987a: 19）。同国によれば、ベクウェイ島における生存捕鯨は国際捕鯨委員会により確立された先住民適用除外基準の全てと一致し、また鯨産物は地域共同体においてのみ用いられている（IWC 1987a: 19）。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府は次の年次会議前に本小委員会に報告書を提出する予定であるとし、これまでの会議において記録された違反については遺憾の意を表明、先住民生存捕鯨の存在を確立し、非常に慎ましい捕殺枠を獲得することにより、将来の違反を解決することができるのであると

している（IWC 1987a: 19）。技術委員会が来年、先住民生存捕鯨小委員会の報告書に基づいて本要求について検討することに同意したことを国際捕鯨委員会総会は記録に留めた（IWC 1987a: 19）。

第 39 回年次会議（1987 年）において、先住民生存捕鯨小委員会はベクウェイ島における捕鯨の事実およびその内容を検討し、その先住民生存捕鯨性を承認した（IWC 1988a: 21）。

先住民生存捕鯨小委員会における先住民生存捕鯨性の承認を受けて、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は技術委員会において附表第 13 項(b)に(4)として同国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨の捕殺枠を追加する附表修正を提案（本提案はアイスランド、セントルシアが支持）、同案は技術委員会において同意され、さらに一部の文言に修正を加えた上で、国際捕鯨委員会総会において承認された（IWC 1988a: 21）。

最終的になされた附表修正は次のとおりである。

附表 13(b)

(4) 1987/88 年漁期から 1989/90 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間 3 頭（注）のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。

注）本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される  
（IWC 1988a: 31）。

なお、先住民生存捕鯨小委員会は乳飲仔鯨あるいは仔鯨を伴った母鯨の捕殺を禁止した附表第 14 項とベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨との関係に注意を払う一方、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は技術委員会において、同国に存在する唯一の銜手が附表第 14 項に従うように将来努力すると述べている（IWC 1988a: 21）。

これらの事実から、後に議論が紛糾する母仔連れ鯨を捕殺するベクウェイ島の捕鯨の現実と附表第 14 項との齟齬が先住民生存捕鯨の承認時から存在していたことがわかるのである。

#### 1.2.2.4.3. 国際捕鯨委員会第 40 回年次会議（1988 年）における議論

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は

第 39 回年次会議（1987 年）において先住民生存捕鯨として承認されたものである。その承認翌年の第 40 回年次会議（1988 年）の違反小委員会において、当初から懸念されていた母仔連れ鯨の捕殺が現実の違反案件として取り上げられた。同国は仔鯨あるいは仔鯨を伴った母鯨を捕殺しないようにするために、国内的な法律および適切な処罰の制定などの議論がなされていると述べ（IWC 1989: 17）、この時点では母仔連れ鯨の捕殺の問題については今年次会議の議論を乗り切ることができれば、それでよいと考えていたようである。

科学委員会は、ベクウェイ島＝セント・ヴィンセント島繁殖海域のザトウクジラと北大西洋西部の他のザトウクジラとの直接の関係は未知ではあるが、年間 3 頭までの捕殺はその資源を過度に害することはないであろうということに同意した（IWC 1989: 22）。年間 3 頭程度の捕殺であるならば、科学的不確実性も許容されるということなのであろう。

技術委員会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は同国の唯一の銛手は 67 歳であるので、捕鯨の消滅も当然ありうるであろうことを示唆、オランダはそれゆえ現在の銛手がその活動を終えたならば、捕鯨は終焉するであろうと理解した（IWC 1989: 22）。当時活動中であった老銛手についてのセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の曖昧な発言が、反捕鯨国側に老銛手の引退（あるいは死去）と共に同国の捕鯨が自然消滅するかもしれないという過度の期待感を与えてしまい、将来に禍根を残すことになったのである。

#### 1.2.2.4.4. 国際捕鯨委員会第 41 回年次会議（1989 年）における議論および第 42 回年次会議（1990 年）における附表の修正

第 41 回年次会議（1989 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、オーストラリアはセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国がワシントン条約（CITES）におけるザトウクジラの国際的な取引禁止条項を留保していることに注視した（IWC 1990: 26）。『国際捕鯨取締条約』附表の規定によれば、同国において捕殺されたザトウクジラの肉およびその他の鯨産物は同国内においてのみ消費されなければならない、ワシントン条約の留保はザトウクジラ肉ほか鯨産物の国際的な取引の可能性を提起したが、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は国際捕鯨委員会の責任を守ると強調した（IWC 1990: 26）。

反捕鯨国は国際捕鯨委員会において『国際捕鯨取締条約』以外の国際的な取り決めを持ち出して捕鯨問題を論じ、時には批判する。一方、捕鯨国および捕鯨理解国は『国際捕鯨取締条約』の枠内で活動する。後者の立場が法的枠組みにおいては正当であるが、反捕鯨

国の声の大きさの前に議論がゆがんでしまうことも多々あるのである。

第 42 回年次会議（1990 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は同国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨を規定している附表第 13 項(b)(4)による捕殺枠の再認定を要求した。同国によれば、ベクウェイ島の唯一の銚手は現在 67 歳、若者は捕鯨の伝統を継承することに関心はなく、過去 2 年間捕殺はないが、その捕殺枠は地域全体にとって文化的に必要なものであり、ベクウェイ島民は捕鯨の伝統を高く評価している（IWC 1991: 31）。科学委員会の報告書は、ベクウェイ島におけるザトウクジラ 3 頭の捕殺はその資源に影響を与えないであろうし、また唯一の銚手は母鯨と飲乳仔鯨の捕殺に関する規制を認識していると記しており、これらの事実に基づいて、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は、3 年間、年間 3 頭の捕殺枠の継続を要求した（IWC 1991: 31）。

一方、セイシェルと英国はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の捕鯨の必要性は栄養的というよりは文化的なものであり、ゼロよりも大きい捕殺枠を必要としているようであると述べ、またオーストラリア、ニュージーランド、セイシェルはある種の捕鯨活動の文化的な必要性は認識しているが、特に近年の捕殺水準が非常に低いという情報に鑑みて、同国の必要性が以前と同じ水準で継続すべきかどうかについては判断を留保した（IWC 1991: 31）。

技術委員会においてもセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は基本的には先住民生存捕鯨小委員会と同じような論調でベクウェイ島における一人の鯨捕りにかかわる状況を語り、年間 3 頭の捕殺枠のさらなる 3 年の継続を提案、アイスランド、日本、ノルウェーが本案を支持し、技術委員会は附表第 13 項(b)(4)における年号の修正に同意、本件は国際捕鯨委員会総会において総意により採択された（IWC 1991: 32）。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨が国際捕鯨委員会において先住民生存捕鯨として承認されて以降、1 人の老銚手による捕鯨であることを強調している。その「1 人の老銚手」の過度の強調は捕鯨技術の次世代への継承時に先住民生存捕鯨としての地位の再確認に障害となるかも知れないのである。なぜならば、反捕鯨国は老銚手が神に召されると共に捕鯨も消え去ると勝手に理解しているからである。

反捕鯨国は何でも自らに都合のよいように勝手な解釈をする。捕鯨の文化的必要性につ

いてもそうである。栄養的必要性は数値化できるので、それに基づく捕殺枠の算出は可能であるが、文化的必要性の数値化は難しい。その困難さが反捕鯨国に捕殺枠を算出させない口実となるのである。英国、オーストラリア、ニュージーランドなどの反捕鯨国にとって、捕鯨の文化的必要性は捕殺枠がゼロより大きければ、すなわち1頭あれば充足されるのである。

本年次会議におけるセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第13項(b)

(4) 1990/91年漁期から1992/93年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間3頭(注)のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される(IWC 1991: 50)。

#### 1.2.2.4.5. 国際捕鯨委員会第45回年次会議(1993年)における附表の修正

第45回年次会議(1993年)は、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨を規定している附表第13項(b)(4)の更新時期に当たっており、たまたま年次会議前にベクウェイ島において、反捕鯨国が附表違反と考えている母仔連れ鯨の捕殺が生じたため、当該附表の修正に議論が集中した。

違反小委員会は通常は前年の違反のみを考察するものであるが、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は協力の精神により1993年2月の母仔連れの捕殺に関する情報提供に同意し、同国は管理監督経費を含めて遠隔地における小さな捕鯨を規制することに伴う困難性を陳述、諸規制はより大きな規模の操業には適しているが、老年者の1人の捕鯨には不適當であるとした(IWC 1994a: 15)。

これに対して、オランダは小さな先住民生存捕鯨において行われた違反も他のものと同じ程度の厳しさを持って取り扱われるべきであると強調し、またニュージーランドもセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国に対して『国際捕鯨取締条約』に従い、責任を果たすように促した(IWC 1994a: 15)。

先住民生存捕鯨小委員会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国

は同国の捕鯨および先住民の必要性の特徴を述べ、1993年以降も現在の水準の捕殺枠の設定を要求したが、オーストラリアは先住民の必要性のために設定されたその事例に対して留保を表明した（IWC 1994a: 17）。

国際捕鯨委員会総会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は5000頭以上のザトウクジラが存在すると推定されている資源から1987年以来設定されてきた3年間の捕殺枠の継続を要求、この要求は1875年以降捕鯨に従事してきた人々にとっての永続的な文化的必要性に基づくものであるとした（IWC 1994a: 17）。しかしながら、同国は今年次会議における議論を考慮に入れ、次の3年間から捕殺枠を3頭から2頭に削減するのが好ましいと考え、年間2頭のザトウクジラの捕殺枠を要求、本案はノルウェー、日本、デンマーク、ドミニカ、米国に支持された（IWC 1994a: 17）。

オーストラリアは文化的必要性に関する最新の文書および先住民生存捕鯨小委員会による毎年の再検討を要求し、オランダも鯨捕りは高齢であるので単年度の捕殺枠設定を勧めたが、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国はこれらに対して頑強に対応、結局、国際捕鯨委員会総会は総意により附表の修正に同意した（IWC 1994a: 17）。

今回の一連の議論からもわかるように、オーストラリア、ニュージーランド、オランダなどに代表される反捕鯨国は小規模先住民捕鯨に対しても容赦なく攻撃する。彼らにとっては捕殺される鯨が1頭でも少なくなれば、それでよいのである。その1頭に依存している小さな島の地域住民の生活、文化などは考慮しない。コククジラ169頭の捕殺枠（ロシア連邦チュコト地域の先住民の捕殺枠、1993年当時）あるいはホッキョククジラ41頭の捕殺枠（米国アラスカ州の先住民の捕殺枠、1993年当時）から減る1頭とザトウクジラ3頭の捕殺枠から減る1頭では、1頭の持つ重みは違うが、反捕鯨国にとって鯨1頭は鯨1頭なのである。減らしやすいところから減らせばそれでよいのである。

今年次会議におけるセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第13項(b)

(4) 1993/94年漁期から1995/96年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間2頭（注）のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。

注）本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される



(IWC 1994a: 39)。

#### 1.2.2.4.6. 国際捕鯨委員会第 48 回年次会議（1996 年）における附表の修正

第 48 回年次会議（1996 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は同国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関して、捕鯨の現状を説明すると共にベクウェイ島民の文化的必要性を引き続き反映している現在の捕殺枠の 3 年間の更新を要求した（IWC 1997a: 27）。同国の説明は次のとおりである。過去 3 年間捕殺はないが、年老いた銚手は引き続き捕鯨に出かけており、その一方、本年、意欲的な若者が銚手を務める 2 隻目のボートが捕鯨に参画、その若者が伝統を受け継ぐ銚手になりうるか否かについて語ることは困難である（IWC 1997a: 27）。

従来、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国はベクウェイ島の捕鯨に関して、老銚手 1 人が捕鯨に従事しており、当該銚手が捕鯨に従事している間は、母仔連れ鯨を捕殺するその捕殺方法を含めて大目にみてくれというような論調を繰り返してきた。しかしながら、若者が銚手として捕鯨に新規参入することにより状況が一転した。もはやお涙頂戴的な論調で国際捕鯨委員会の議論を乗り切ることができなくなり、堂々とその必要性を主張せざるをえなくなったのである。それは同国の捕鯨国陣営への明確な帰属を意味している。そのことにより、反捕鯨国との摩擦はより大きくなっていく。

この要求に対して、オーストラリアは提案された附表の修正に反対しているわけではないけれども、若い鯨捕りの捕鯨への参画により状況幾分は変化したとコメントし、同国はこの先住民生存捕鯨は年老いた鯨捕りとともに徐々に消滅すると信じていたと説明した（IWC 1997a: 28）。オーストラリアの勝手な思い込みの責任はオーストラリアにあるが、そのような思わせぶりの発言をセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が繰り返していたことも事実であり、上述のように今後は捕殺枠を確保するための戦術を再考しなければならなくなったのである。

結局、国際捕鯨委員会総会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国による年間 2 頭の捕殺枠を 1996/97 年漁期から 1998/99 年まで延長する附表修正案は総意により同意された（IWC 1997a: 28）。

本年次会議におけるセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

(4) 1996/97 年漁期から 1998/99 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間 2 頭（注）のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 1997a: 47)。

#### 1.2.2.4.7. 国際捕鯨委員会第 50 回年次会議（1998 年）における議論

第 50 回年次会議（1998 年）は、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨の更新時期に当たっていなかったが、先住民生存捕鯨小委員会において当該捕鯨について議論がなされた。

オーストラリアは、過去においてセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国代表が老齢の唯一の銚手が逝去した時に同国ベクウェイ島の捕鯨は終わるであろうと述べたことに言及する一方、本年同国から提出された報告書によれば、銚手はもはや 1 人ではなく、新銚手が新ボートとともに捕鯨に参入したとあり、このことはベクウェイ島の捕鯨の本質を変えたと主張した (IWC 1999a: 14)。また、オーストラリアはベクウェイ島においては母仔連れ鯨が捕殺されていると理解しているので、その捕殺方法にも懸念を表明、他の先住民生存捕鯨と異なり、ベクウェイ島の捕鯨はその人道性が調査されていない捕鯨であるとした (IWC 1999a: 14)。

英国もオーストラリアの見解を支持した。英国によれば、1996 年の年次会議においては必要声明書がなかったが、近年捕殺に成功していなかったゆえに、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の捕殺枠要求は同意されたのであり、次回同国が捕殺枠を要求する時には必要声明書を提出する義務があり、また人道的捕殺作業部会において捕殺の人道的な側面の検討に取り組まなければならないとした (IWC 1999a: 14)。

このようなオーストラリア、英国の見解に対して、日本は人道的捕殺というテーマは国際捕鯨委員会の権限外であると確信していると反論し、地域的な文化的伝統は尊重されなければならないとした (IWC 1999a: 14)。

すでに何度も指摘したように (1.2.2.4.3; 1.2.2.4.4; 1.2.2.4.6.参照)、過去においてセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国がベクウェイ島の捕鯨に関して老銚手 1 人の捕鯨であることを強調しすぎたことが、捕鯨文化の次世代への継承に際して困難を引き起こ

しているのである。

また、老銛手から若い世代に捕鯨技術が継承された現在、反捕鯨国側はその好ましくない現実を受け入れざるをえない。そうなれば、反捕鯨国側がベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨を攻撃する力点は母仔連れ鯨を捕殺するその捕鯨方法や捕鯨の非人道性に移っていく。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国にとって、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨を擁護継承するためには、解決しなければならない多くの問題が残されているのである。

#### 1.2.2.4.8. 国際捕鯨委員会第 51 回年次会議（1999 年）における附表の修正

第 51 回年次会議（1999 年）の違反小委員会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の鯨捕りたちが 1998 年、1999 年に捕殺したザトウクジラをめぐって議論が紛糾した。

米国は冬期の繁殖海域における体長 8m 以下のいかなるザトウクジラも高い確率で仔鯨であるとする科学委員会の同意に言及し、ベクウェイ島において 1998 年、1999 年に捕殺された小さな鯨は仔鯨であった可能性が高く、もしそうであるならば附表第 14 項に違反していることなり、またそのことを敷衍すれば、同時に捕殺された大きな雌鯨は多分仔鯨を伴っていたことになり、このことも附表第 14 項に違反するとした（IWC 2000a: 14）。

ニュージーランド、オランダ、英国も附表第 14 項は乳飲仔鯨および仔鯨を伴う雌鯨の捕殺を禁止していると述べ、本件は明らかに違反を構成しているとした（IWC 2000a: 14）。

一方、ノルウェーは次のような見解を述べた。附表第 14 項はヒゲクジラ類の商業捕鯨を対象として制定された規定の一部であり、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国による先住民生存捕鯨には適用されない（IWC 2000a: 15）。先住民生存捕鯨については附表第 13 項により規定されており、ホッキョククジラとコククジラについては附表第 13 項において仔鯨および仔鯨を伴った雌鯨の捕殺は明確に禁止されている一方、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国によるザトウクジラの捕殺に関する項目にはそのような禁止規定はない（IWC 2000a: 15）。従って、違反を構成していないとする解釈である。

これに対して、ニュージーランド、オランダはノルウェーの解釈には同意せず、附表第 14 項は先住民生存捕鯨を含む全ての捕鯨に適用されると信じているとした（IWC 2000a: 15）。

小さな鯨を捕殺したため、反捕鯨国側から集中砲火を浴びる形となったセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国はオランダ、ニュージーランド、米国に対して小さな鯨の胃の中には乳がなかったので、それは乳飲仔鯨ではなかったと反論した（IWC 2000a: 15）。

日本は仔鯨の捕殺禁止は商業捕鯨期に経済的効率を考慮して始まったものであり、そのような禁止は先住民生存捕鯨にはふさわしくなく、また提案されている2頭の捕殺は今日では生息数が1万頭以上と推計されている個体群からであると述べ、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の捕鯨を擁護した（IWC 2000a: 15）。

本件について満場一致の見解はなかったので、違反小委員会議長は違反の有無については両論併記の報告書を国際捕鯨委員会総会に提出した（IWC 2000a: 15）。

科学委員会は、ベクウェイ島の鯨捕りたちが捕殺対象としている北大西洋ザトウクジラについて、年間3頭までの捕殺は本資源を危険にさらすことはないであろうとする1997年の助言を繰り返した（IWC 2000a: 17）。すなわち、年間3頭までの捕殺は資源上、何ら問題はないのである。

先住民生存捕鯨小委員会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は年間2頭のザトウクジラの捕殺枠の継続の必要性を強調し、捕殺枠は3年間であるべきとする先年の要求を繰り返した（IWC 2000a: 17）。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の要求の後、老銚手が引退した後の捕鯨継続の可能性、用いられている捕殺方法、母仔連れ鯨が捕殺される可能性、文書化された必要声明書の重要性、捕鯨の社会的・生存的・文化的側面、1万600頭と推計されている資源への少数捕殺の影響など広範囲の議論が続いた（IWC 2000a: 17）。

先住民生存捕鯨小委員会議長は、多くの代表団はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の要求を支持したけれども、必要性への疑問を含めて総意による同意はなかったと報告書に記録した（IWC 2000a: 17）。

国際捕鯨委員会総会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は来年から3年間、年間2頭のザトウクジラの捕殺枠の要求を繰り返した（IWC 2000a: 17）。同国は栄養的必要性は1994年、1996年に承認され、捕鯨は継続されてきたとし、また附表第14項は商業捕鯨にのみ適用され、同国の捕鯨には適用されないと確信、さらに3頭の捕殺であっても危険をもたらす恐れがない1万600頭の資源から2頭捕殺することにどんな問題があるのかと反捕鯨国を訝しがった（IWC 2000a: 17）。

このような状況の中、アイルランドが既存の附表第 13 項(b)(4)に次の文章「仔鯨もしくは仔鯨を伴っているザトウクジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する」を追加する修正案を提出した (IWC 2000a: 17-18)。このアイルランド修正案についての議論の後、議長はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の附表修正提案について、アイルランドの修正文章を追加することにより総意による同意に達したと報告した (IWC 2000a: 18)。

日本は本件同意を歓迎し、人々は一般的にヒヨコ、仔羊、仔牛を食べるのに、このどうでもよい問題 [仔鯨の捕殺をめぐる問題] に時間を取りすぎたとコメントした (IWC 2000a: 18)。

なお、本件総意による同意に関して、国際捕鯨委員会は以下の附帯事項を注記した。

- (1) ザトウクジラの仔鯨とは体長 8m 以下の鯨である。但し、本件については科学委員会において再検討する。
- (2) 以下の事項についてセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は責任を持って履行する。
  - (i) 捕殺方法について再検討し、改善する。
  - (ii) 捕鯨を適切に規制する。
  - (iii) 本件捕鯨に関する調査に協力する。
  - (iv) 次回更新時には詳細な必要声明書を提出する (IWC 2000a: 18)。

総意による同意が成立したとはいえ、本件ザトウクジラ捕鯨には厳しい条件が別途課された。特に、仔鯨捕殺禁止規定の明確化 (体長 8m 以下の鯨の捕殺禁止) は伝統的に小さな鯨を捕殺してきた同国の鯨捕りたちにとっては厄介な規定となった。

本年次会議において最終的になされたセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(4) 2000 年漁期から 2002 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間 2 頭 (注) のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。仔鯨もしくは仔鯨を伴っているザトウクジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

注) 本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される (IWC 2000b: 86)。

この附表第 13 項(b)(4)に下線部「仔鯨もしくは仔鯨を伴っているザトウクジラを銜打ち、捕獲、殺すことを禁止する」を追加したこと自体が、附表第 14 項の規定「乳飲仔鯨もしくは仔鯨を伴っている雌鯨を捕獲、または殺すことを禁止する」はヒゲクジラ類の商業捕鯨を対象として制定された規定の一部であり、先住民生存捕鯨には適用されないとする上述したノルウェーの附表解釈の正しさを例証するものとなった。なぜならば、附表第 14 項により附表第 13 項(b)(4)を規制できるならば、あえて下線部を追加する必要はないからである。

#### 1.2.2.4.9. 国際捕鯨委員会第 52 回年次会議（2000 年）および第 53 回年次会議（2001 年）における議論

第 52 回年次会議（2000 年）の違反小委員会において、英国は昨年セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国による 1 頭のザトウクジラの捕殺は違反として報告されているのかと質問、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は捕殺された雄鯨の体長は 8m 以下であったが、胃の中には乳がなかったので、その捕殺は違反を構成するものとは考えておらず、違反として報告していないと回答した (IWC 2001a: 18)。

このセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島の回答に対して、オランダは冬期繁殖海域にいる体長 8m 以下のどのようなザトウクジラも仔鯨である可能性が非常に高いとする昨年の科学委員会の同意に言及、当該捕殺は違反として記録されるべきであるとした (IWC 2001a: 18)。

本件について、オーストラリア、米国、モナコ、オーストリアは昨年の捕殺は違反を構成していると記録するように求め、一方、ノルウェーと日本はその捕殺は違反ではないとした (IWC 2001a: 19)。

科学委員会において、昨年の附表修正にかかる附帯事項「ザトウクジラの仔鯨とは体長 8m 以下の鯨である。但し、本件については科学委員会において再検討する」に基づき、本件の再検討を行った (IWC 2001c: 22)。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国関係者は、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨について、その捕鯨ボートは小さく、また荒れた海において捕鯨に従事している

ので、雌鯨が仔鯨を伴っているか否かを判断するのは困難であり、また小さな鯨の体長を見極めるのはなおさら困難であると発言、体長規定の実施には多くの困難を伴うことを強調した（IWC 2001c: 22）。

上記のセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の見解表明にもかかわらず、科学委員会は結論として冬期繁殖海域にいる体長 8m 以下のどのようなザトウクジラも仔鯨である可能性が非常に高いとする見解を繰り返した（IWC 2001c: 23）。

また、科学委員会は仔鯨、小さな鯨、泌乳雌鯨を捕殺するベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関して、仔鯨を捕殺することの資源への影響を考察、捕鯨海域に雌鯨と仔鯨が出現し、雄鯨は未出現の場合、母仔連れ鯨の捕殺のほうが成熟雌鯨 2 頭の捕殺よりも個体群に与える影響は小さいであろうとした（IWC 2001c: 23）。

このような違反小委員会、科学委員会の議論を受け、日本は総会において、母仔連れ鯨の捕殺を禁止した昨年の決定は多分誤った決定であり、母仔連れ鯨の捕殺は 2 頭の雌鯨の捕殺よりも資源に与える影響は少ないであろうと予測している科学委員会の報告書に着目した上で、先住民生存捕鯨については母仔連れ鯨の捕殺は違反を構成するとすべきではないと信じているとの見解を表明、この立場はノルウェーにより支持された（IWC 2001a: 20）。

時に母仔連れ鯨あるいは小さな鯨を捕殺するセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に対する反捕鯨国の批判は毎年次会議において辛辣である。そのような状況において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国に有利な見解があれば、時期を逸することなく同国を擁護する日本の姿勢はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国からの信頼を得ており、またそのことは日本の捕鯨政策への同国からの理解を得るうえで大いに役立っているのである。

国際捕鯨委員会第 53 回年次会議の総会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関して、日本は西インド諸島ザトウクジラ資源の推計資源量および推計年間増加率から持続可能捕殺量は 300 頭程度と推計されると言及、それゆえ、本資源からのセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国による先住民生存捕鯨は許可されるべきであると考えているとした（IWC 2002a: 14）。

また、日本は北大西洋ザトウクジラの包括的評価が開始され、その資源水準は大きいと見込まれていると言及、その資源はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の捕鯨により危険にさらされるわけではなく、同国が望めば捕殺枠は増加可能と考えていると

した (IWC 2002a: 22)。

本年次会議においても、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の先住民生存捕鯨に対する日本の一貫した支援の姿勢は記録されている。そこに、来年の年次会議において更新時期を迎えるセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の先住民生存捕鯨に対して、その要求の露払い役を着実に果たしている日本の姿を見て取ることができるのである。

#### 1.2.2.4.10. 国際捕鯨委員会第 54 回年次会議 (2002 年) における附表の修正

第 54 回年次会議 (2002) において、科学委員会は西インド諸島海域繁殖群ザトウクジラの生息数は 1992 年時点で約 1 万 750 頭 (9400 頭から 1 万 2300 頭の間) であり、1979 年から 1992 年までの間、年間約 3% 増加していたということに同意し (IWC 2003b: 11)、また年間 4 頭までの当該ザトウクジラの捕殺は本資源を危険にさらすことはないであろうということにも同意した (IWC 2003b: 18)。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は先住民生存捕鯨小委員会に対して、ベクウェイ島におけるザトウクジラ捕鯨発展の歴史的背景、社会文化的側面および栄養的必要性の確証の要約を提示している必要声明書を提出した (IWC 2003b: 18)。同声明書は 1982 年、2 頭のザトウクジラはベクウェイ島における動物性タンパク質の必要量の大体 12% を供給していたが、これは島の人口増加により 2002 年には 6% に減少、それゆえ、現在の必要性を満たすためには計 4 頭のザトウクジラが必要であるということ、また本資源ザトウクジラから 4 頭を捕殺することは本資源の全体的な持続性の見地からどのような問題も表さないであろうということを示していた (IWC 2003b: 18)。

一方、オーストラリア、ニュージーランド、英国は本資源の科学的な状況には不確実性が存在するので、予防的な手法が取られるべきであると考え (IWC 2003b: 18)、また英国は 1990 年に捕殺枠の継続を決定するに際しての重要な要因は当時 69 歳であった銚手の引退後、捕鯨は継続しないであろうとするセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国により与えられた保証であったことを示唆した (IWC 2003b: 18)。加えて、ニュージーランドとモナコはベクウェイ島の捕鯨はスコットランド人とフランス人の子孫により企てられたものであり、植民地時代からの捕鯨の継続であると主張した (IWC 2003b: 18)。

これに対して、ドミニカはセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の捕鯨は先住民捕鯨というよりは植民地時代の遺物であるとするその示唆に異議を申し立て、カリ



ブ海地域の先住民、すなわちカリブ人は奴隷制と植民地主義の到来するずっと以前から捕鯨に従事していたと反論した（IWC 2003b: 18）。

先住民生存捕鯨小委員会における議論の後、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は国際捕鯨委員会総会に対して、ベクウェイ島民によるザトウクジラの先住民生存捕鯨について、5年間の漁期における総捕殺数を20頭、年間捕殺枠を4頭、年間鉈打ち数を5頭とする附表修正案を提出した（IWC 2003b: 23）。

この修正提案に対して、モナコは、科学委員会は最初に提案された期間である3年間のセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の要求を考慮したのであり、国際捕鯨委員会総会は技術的に5年間の要求を承認できる立場にないということを示唆した（IWC 2003b: 23）。

一方、日本は本資源は豊富であり、3年間から5年間への期間の延長はいかなる問題も引き起こさないであろうと考えた（IWC 2003b: 23）。

このような捕殺枠設定期間をめぐる議論を受けて、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は科学委員会に対して、5年間の捕殺枠の要求は問題であるか否か、また同委員会はその管理上の助言において3年間と特に言及したか否かに関して明確な答えを要求、科学委員会議長は科学委員会の助言は年間4頭までの捕殺はその資源を危険にさらさないであろうということであり、いかなる期間についても言及はしていないと返答した（IWC 2003b: 23）。

結局、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が提出した附表修正案は一部修正のうえ、総意により採択された（IWC 2003b: 24）。

本年次会議において最終的になされたセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の先住民生存捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第13項(b)

(4) 2003年漁期から2007年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民により捕殺されるザトウクジラの数は20頭を超えてはならない。その鯨肉および鯨産物はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においても っぱら地域的消費のために用いられなければならない。その捕鯨はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が提出した文書（IWC/54/AS 8 rev2）と一致する正式の立法措置の下で実施されなければならない。2006年、2007年漁期の捕殺枠は、国際捕

鯨委員会が科学委員会から各漁期における4頭のザトウクジラの捕殺がその資源を危険にさらさないであろうとする助言を受け取った後に履行可能となる (IWC 2003d: 140)。

今回の附表修正の結果、前回第51回年次会議(1999年)の附表修正時に激論の末、附表に挿入された規定「仔鯨もしくは仔鯨を伴っているザトウクジラを銜打ち、捕獲、殺すことを禁止する」が削除された。もちろん、これは反捕鯨国が仔鯨、母仔連れ鯨の捕殺を容認する方向に転じたからではない。新规定中に挿入された「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が提出した文書(IWC/54/AS 8 rev2)」の中に、「鯨捕りはザトウクジラの仔鯨もしくは仔鯨を伴った泌乳中の雌鯨を銜打ちしてはならない」(SVG 2002a)とする規定があるからである。このため文面上からは仔鯨等の捕殺禁止規定が消え、わかりにくい附表修正となった。

#### **1.2.2.4.11. 国際捕鯨委員会第55回年次会議(2003年)における議論および第56回年次会議(2004年)における附表の修正**

第55回年次会議(2003年)の先住民生存捕鯨小委員会において、英国はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島が前年年次会議において約束した捕鯨規則に関する情報を求め、これに対してセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国はその規則は2003年6月13日、閣議を通過したと報告した(IWC 2004a: 14)。

第56回年次会議(2004年)の総会において、附表第13項の全体的な見直しの中、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨を規制している附表第13項(b)(4)についても修正がなされた。

なされた附表修正は次のとおりである。

##### 附表 第13項

(a)

(4) 本附表の規定(b)(1), (b)(2), (b)(3)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴ったどのような鯨も銜打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。本附表の規定(b)(4)の下で実施される先住民捕鯨については、仔鯨もしくは仔鯨を伴った雌鯨を銜打ち、捕獲あるいは殺すことを禁止する。

(5) 全ての先住民捕鯨は本附表と一致している国内法規の下で実施されなければならない (IWC 2005c: 151)。

(b)

(4) 2003 年漁期から 2007 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民により捕殺されるザトウクジラの数は 20 頭を超えてはならない。その鯨肉および鯨産物はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においてもっぱら地域的消費のために用いられなければならない。2006 年、2007 年漁期の捕殺枠は、国際捕鯨委員会が科学委員会から各漁期における 4 頭のザトウクジラの捕殺がその資源を危険にさらさないであろうとする助言を受け取った後に履行可能となる (IWC 2005c: 152)。

この附表修正の結果、米国アラスカ州、ロシア連邦チュコト地域、グリーンランドの先住民と異なり、ベクウェイ島の鯨捕りたちは「仔鯨を伴った雄鯨」は捕殺してもよいことが確認された (1.2.1.28.参照)。実際のところ、雄鯨の捕殺は少数であるが (表 2-2 参照)、弱小国の先住民生存捕鯨に加えられた少しの配慮であろう。ないよりはましである。

#### **1.2.2.4.12. 国際捕鯨委員会第 57 回年次会議 (2005 年) および第 58 回年次会議 (2006 年) における議論**

第 57 回年次会議 (2005 年) の先住民生存捕鯨小委員会によれば、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国において捕殺されるザトウクジラは、1992 年に 1 万 750 頭程度と推定された西インド諸島繁殖群の一部であるとするのがもっともありうる仮説であり、1 枚の写真の一致から 1999 年に同国において捕殺されたザトウクジラが米国メイン湾で観察されたものと同じであると確証されたとのことであった (IWC 2006a: 17)。

第 58 回年次会議 (2006 年) の違反小委員会において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は、同国において捕殺枠のないニタリクジラ 1 頭が捕殺されたこと、および本件捕殺者の捕鯨許可証は一時停止されたことを報告した (IWC 2007a: 45)。

#### **1.2.2.4.13. 国際捕鯨委員会第 59 回年次会議 (2007 年) における附表の修正**

第 59 回年次会議（2007 年）はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民によるザトウクジラの先住民生存捕鯨捕殺枠の更新時期に当たっていたので、同国は年度の変更と現状にあわせて一部の字句を削除した既存の先住民生存捕鯨捕殺枠を更新する附表修正共同提案を提出、本附表修正案は総意により採択された（IWC 2008a: 23）。

#### 附表 第 13 項(b)

(4) 2008 年漁期から 2012 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民により捕殺されるザトウクジラの数 は 20 頭を超えてはならない。その鯨肉および鯨産物はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においてもっぱら地域的消費のために用いられなければならない（IWC 2008b: 155-156）。

#### 1.2.2.4.14. 小括

以下、『国際捕鯨取締条約』附表の修正との関連において考察したセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島における先住民生存捕鯨にかかる問題点をまとめておく（表 1-6 参照）。

ベクウェイ島におけるザトウクジラ捕鯨についての国際捕鯨委員会の議論は、時には母仔連れ鯨をも捕殺するベクウェイ島の鯨捕りたちの捕鯨方法をめぐる捕鯨国および捕鯨理解国と反捕鯨国との対立の歴史であったと言っても過言ではないであろう。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は 1981 年に『国際捕鯨取締条約』を締結し（第 33 回年次会議、1981 年）、1987 年には同国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨が先住民生存捕鯨として承認され、3 年間、年間 3 頭の捕殺枠が与えられている。一方、先住民生存捕鯨としての承認当初から母仔連れ鯨を捕殺するその捕鯨方法が反捕鯨国から注視されていた（第 39 回年次会議、1987 年）。

その後も特に 3 年毎の捕殺枠の更新時に母仔連れ鯨の捕殺が反捕鯨国から問題視されてきた。そのような経緯から、第 45 回年次会議においては捕殺枠が 3 頭から 2 頭に減じられ（第 45 回年次会議、1993 年）、第 51 回年次会議においては附表中に仔鯨捕殺禁止規定を明文化することにより、3 年間、年間 2 頭の捕殺枠が更新されたのである（第 51 回年次会議、1999 年）。

手漕ぎ、帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ鉞、ヤスを用いてザトウクジラを仕留めるという旧来の捕鯨方法に依存する限り、母仔連れ鯨が最も捕殺しやすいのである（従って、

銛打ち亡失も少なく、資源保護にも繋がる)。反捕鯨国は先住民生存捕鯨における最新技術の導入にはその非伝統性ゆえに反対するが、旧式の捕鯨道具を用いるという伝統に固執するのであるならば、母仔連れ鯨を捕殺するという伝統も認めてしかるべきなのである。

そのような母仔連れ鯨を捕殺するという伝統のため、捕殺枠の更新時には毎回、議論が紛糾してきたベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨であったが、第 54 回年次会議（2002 年）以降、事情は変わってくる。同年次会議において、米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨とベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨の捕殺枠の更新期が重なり、それらの捕殺枠の更新をめぐって日米両国が真正面からぶつかりあったからである（1.2.1.27.; 1.2.2.3.16.参照）。

捕鯨国である日本はもちろんセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国を支援する一方、日本におけるミンククジラを主対象とする小型沿岸捕鯨の再開に反対する米国のホッキョククジラの捕殺枠の更新に反対したのであった。このため、米国はアラスカ州先住民の捕殺枠を更新させるために、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国を支持せざるを得なかったのである。その結果、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨には 5 年間、20 頭（年間平均 4 頭）の捕殺枠が与えられた（第 54 回年次会議、2002 年）。捕殺枠は年間 2 頭から実質 4 頭に倍増し、捕殺枠設定期間も 3 年から 5 年に延長された。従来の議論の流れからすれば、ありえなかった結果である。

この後、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は 2007 年に更新期を迎えたが、議論は紛糾することなく、5 年間、20 頭の捕殺枠がそのまま更新された（第 59 回年次会議、2007 年）。その理由は、前回の更新期（2002 年）から米国アラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨もベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨も捕殺枠設定期間が 5 年間となったからである。反捕鯨国陣営の一員である米国がベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に対して厳しい態度を取れば、それがそのままの形でアラスカ州の先住民によるホッキョククジラ捕鯨に跳ね返ってくる。それを避けたい米国はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国と協調するしかないのである。巧みな戦術を用いれば、弱小国でも強大国に十分太刀打ちできるのである。これらのことから、国際捕鯨委員会の議論は科学ではなく政治であるということがよくわかるのである。

表1-6 ベクウェイ島・ザトウクジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧

年	年次会議	捕殺枠	特記事項
1978	第30回	-	国際捕鯨委員会においてベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨について初めて言及あり。
1979	第31回	-	英国がベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨について見解を表明。
1980	第32回	-	先住民生存捕鯨小委員会、ベクウェイ島の捕殺情報未入手と言及。
1981	第33回	-	セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国(以下、セント・ヴィンセント国と表記)、国際捕鯨取締条約締約。
1982	第34回	-	セント・ヴィンセント国、ザトウクジラ3頭の捕殺を報告。
1983	第35回	-	国際捕鯨委員会総会、ベクウェイ島におけるザトウクジラの捕殺は附表違反と勧告。
1984	第36回	-	科学委員会、1983年、ベクウェイ島におけるザトウクジラ4頭の捕殺を記録。
1985	第37回	-	科学委員会、1984年、ベクウェイ島において捕殺なしと記録。
1986	第38回	-	セント・ヴィンセント国、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関して先住民生存捕鯨枠を要求。
1987	第39回	3頭	総会、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨を先住民生存捕鯨として承認。 3年間(1987/88-1989/1990年)、年間捕殺枠3頭を設定。
1988	第40回	-	違反小委員会、ベクウェイ島における母仔連れ鯨の捕殺を取り上げる。 技術委員会、現存する唯一の銚手の将来について議論。
1989	第41回	-	先住民生存捕鯨小委員会、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨とワシントン条約との関係について議論。
1990	第42回	3頭	総会、現在の年間捕殺枠3頭の3年間(1990/91-1992/93年)の継続を総意により採択。
1993	第45回	2頭	総会、3年間(1993/94-95/96年)、年間2頭の捕殺枠に総意により同意。
1996	第48回	2頭	総会、3年間(1996/97-98/99年)、年間2頭の捕殺枠に総意により同意。
1999	第51回	2頭	総会、3年間(2000-2002年)、年間2頭の捕殺枠に総意により同意。仔鯨捕殺禁止規定を明確化。
2000	第52回	-	違反小委員会、1999年の捕殺に関して仔鯨捕殺禁止規定に違反したか否かについて議論。
2002	第54回	4頭	総会、5年間(2003-2007年)、20頭の捕殺枠を総意により採択。セント・ヴィンセント国、捕鯨規則制定を約束。
2004	第56回	-	総会、附表第13項に関連して、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨については「仔鯨を伴った雄鯨」の捕殺を容認。
2007	第59回	4頭	総会、5年間(2008-2012年)、20頭の捕殺枠を総意により採択。

#### 1.2.2.5. 米国ワシントン州、マカー

##### 1.2.2.5.1. 国際捕鯨委員会第 47 回年次会議（1995 年）および第 48 回年次会議（1996 年）における議論

第 47 回年次会議（1995 年）において、米国は北太平洋東資源コククジラの資源量が回復したので、マカーが儀礼的および生存上の目的のためにコククジラ 5 頭の捕殺に関心があることを表明したと述べ、本件について将来正式に捕殺枠を提案するかもしれないとした（IWC 1996a: 22）。一方、ロシアは次回 1996 年の年次会議において、現存の捕殺枠の枠内において 5 頭のホッキョククジラの先住民生存上の年間捕殺枠を要求するであろうと述べた（IWC 1996a: 22）。国際捕鯨委員会においては新しい要求はその内容を議事録に記録することから始まる。ここにおいて、マカーのためのコククジラ捕殺枠の確保、およびチュコト地域の先住民のためのホッキョククジラ捕殺枠の確保をめざす米ロ両国と反捕鯨国との攻防の幕が切って落とされたのである。

このような米ロ両国の先住民生存捕鯨拡大に向けての動きに対して、ブラジルは先住民捕鯨が増大することに失望を表明、オーストラリアはマカーによる捕鯨が 50 年間中断した後には提案されたことに関して、その根拠とする必要性の評価がなされることを期待していると述べ、オランダ、メキシコ、スペイン、スイス、オマーンもオーストラリアと同じ意見であった（IWC 1996a: 22）。半世紀以上も捕鯨を中断していたマカーの捕鯨再開要求には反捕鯨国ならずとも疑問を抱く。その要求が承認されるためには明確な必要性が証明されなければならないであろう。

第 48 回年次会議（1996 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、米国は昨年予告どおりワシントン州に居住する先住民マカーによるコククジラ 5 頭の捕殺枠要求を提出した。米国政府は、1800 年代後半に実施されていたマカーによるコククジラの利用は 1926 年以降中止に至ったが、それ以降も民族集団内における捕鯨の伝統は継続していると述べ、マカーの代表も彼らの歴史と文化における捕鯨の重要性を陳述し、現代のマカー共同体における捕鯨の役割と未来世代にとっての捕鯨の重要性および捕鯨の儀礼的な意義を説明した（IWC 1997a: 26）。

本件要求について、科学委員会はマカーが捕殺枠を要求している北太平洋東資源コククジラの 1995/96 年の予備的推計生息数は 2 万 2561 頭であり、以前の助言からすれば、5 頭余分に捕殺することに大きな影響はないということで同意した（IWC 1997a: 24）。

先住民生存捕鯨小委員会において、本件について以下の議論が続いた。

フランスは 70 年間の捕鯨中止の後、いかにして生存上の必要性が生じたのか、またもし現代的な捕鯨技術が用いられるのであるならば、いかにして文化的な再興が起こりうるのかについて質問した (IWC 1997a: 24)。オランダは捕鯨活動の範囲拡大に懸念を表明、その要求は先住民捕鯨および先住民消費に関する 1981 年、1988 年の委員会の定義を満たすかどうかについて質問し、また米国が附表第 13 項(b)(2)の修正を求めているのかどうかについても尋ねた (IWC 1997a: 26)。オランダの質問に対して、米国は附表第 13 項(b)(2)の現在の規定はロシアの必要性を満たすものであるとし、米国の要求は別個のものであることを示唆した (IWC 1997a: 26)

中国は長期間にわたる捕鯨の中止は現在捕鯨への依存がないことを示唆しており、口承捕鯨文化や伝統は先住民生存捕鯨に関する現在の国際捕鯨委員会の取り決めでは認められないと述べた (IWC 1997a: 27)。オマーンは 70 年間も捕鯨なしで存続してきたマカーが何故引き続いて捕鯨なし存続できないのか、何故マカー捕鯨は 1926 年に終わったのかについて質問した (IWC 1997a: 27)。

次いで本件要求の議論は国際捕鯨委員会総会に移り、米国はマカーによる生存捕鯨の 1500 年にも及ぶ長い伝統を語った後、最大限銛打ち数 10 頭を伴う 5 頭の捕殺は資源が引き続き増加することを妨げないであろうと説明した (IWC 1997a: 27)。

この米国の要求に対して各国が反論した。オーストラリアは生存上の必要性についての明らかに論証された根拠はないとし、スペインも同様の見解を表明、チリは 70 年間の中断を伴う捕鯨への伝統的な依存の継続性、栄養的な生存上の必要性、捕殺方法に関して疑義を表明した (IWC 1997a: 27)。中国、ニュージーランド、メキシコは連続性と必要性に関して同様の懸念を有し、オランダは先住民の栄養的、文化的な必要性に応じるためにこの捕殺枠を認めることが必要とは確信させられなかったとした (IWC 1997a: 27)。

結局、米国は本提案を取り下げ、次期年次会合に結論を先送りした (IWC 1997a: 28)。

マカーは文化的、栄養的に必要があったからコクジラの捕殺枠を要求したのでであろうし、米国は国内事情から反捕鯨国であるにもかかわらず、マカーの捕鯨再開要求を支援したのでであろう。国際捕鯨委員会において、反捕鯨国を含めて大多数の国が先住民生存捕鯨として認めてもよいであろうという雰囲気になれば必要性の理由は後からついてくる。残念ながら、今回は時期尚早であった。チュコト地域の先住民のために新たにホッキョククジラの捕殺枠を要求したロシアともども戦術の建て直しが必要となったのである。



#### 1.2.2.5.2. 国際捕鯨委員会第 49 回年次会議（1997 年）における附表の修正

第 49 回年次会議（1997 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、米国は昨年を引き続いてワシントン州に居住する先住民マカーによるコククジラ 5 頭の捕殺枠要求を提出した。その要求を支える根拠は次のとおりである。

- (1) 北太平洋東資源コククジラには保全上の問題はない。
- (2) マカーには 1500 年の捕鯨の伝統があり、捕鯨は彼らの文化にとって非常に重要であった。
- (3) 1855 年の米国政府との条約<sup>29)</sup>がマカーに鯨および他の海洋哺乳類を捕殺する権利を容認してきた（IWC 1998a: 28）。
- (4) 前回の国際捕鯨委員会年次会議以降、マカーはいくつかの代表団により表明された懸念、すなわち安全面、人道的かつ効果的な捕殺、捕鯨技術の訓練、鯨の生存的利用、鯨産物の無駄のない利用などに関する懸念を払拭するためにより取り組んできた（IWC 1998a: 29）。

これに対して、多くの国の代表団はマカーの捕鯨における連続性の欠如および先住民生存捕鯨の下で要求されている栄養的な必要性をマカーが示せなかったことについての以前の議論を引き合いに出し、厳密な先住民生存捕鯨の基準がいまだ充足されていないとした（IWC 1998a: 29）。

ブラジルは新しい先住民生存捕鯨枠への要求が増加していることおよび本要求を承認することが他の集団の要求を刺激するかもしれないことに懸念を表明し、モナコは保全基準に対して平明な原則を適用すること、人道的捕殺および必要性の基準を満たすことの重要性を強調した（IWC 1998a: 29）

スペインは米国国内の条約と『国際捕鯨取締条約』の下での米国の国際的な義務との法的な側面について質問し、またいくらかの国の代表団は米国政府の国内的な義務は国際捕鯨委員会においては考慮されないとの見解を表明した（IWC 1998a: 29）

本件要求に対して、科学委員会は今年調査したデータおよび分析に基づいて 482 頭までの捕殺は持続可能であり、その生息数を最大持続生産量水準を上回って安定させるであろうということに同意した（IWC 1998a: 29）。また、同委員会は、北太平洋東資源コククジ

ラはかつて非常に低い水準まで枯渇していたが、今日では多分環境収容能力に近い点まで回復した最良の事例であるとも述べている (IWC 1998b: 94)。要するに、科学的見地からはマカー捕鯨の再開に資源保護上の問題点はないということである。後は政治的に容認するか否かである。その仕事は国際捕鯨委員会総会の仕事である。

国際捕鯨委員会総会において、ロシアはロシア＝米国の共同提案として、すなわちロシア連邦チュコト地域の先住民と米国ワシントン州の先住民マカーとの共通枠として5年間のコクジラの捕殺枠 620 頭、年間最大 140 頭を要求した (IWC 1998a: 29)。

本件要求をめぐって総会においては次のような厳しい議論が展開された。オーストラリアは先住民生存捕鯨には連続的な依存を必要としており、マカーの状況はこれにそぐわないと認識していた (IWC 1998a: 29)。また、オランダ、スイス、スペイン、チリ、ブラジル、南アフリカ、ソロモン諸島は総意があるならばそれに従うが、マカーの必要性については留保を示唆した (IWC 1998a: 30)。一方、英国はマカーの必要性は立証されたとは確信が持てず、捕殺方法にも懸念を抱き、ニュージーランドも同様にマカーの必要性を見出せないとした (IWC 1998: 30)。加えて、メキシコは、マカーは危険にさらされたコクジラの生息域の中にある世界一豊かな国家の一員であるので提案を支持できず、棄権するとした (IWC 1998a: 30)。議論の流れからすれば、総意による同意が成り立つ状況ではなかったが、拒否すれば共同提案国のロシア連邦チュコト地域の先住民によるコクジラ捕鯨をも不可能にするので、本附表第 13 項(b)(2)修正案は結局、総意により同意された (IWC 1998a: 29-30)。

総意による同意が成立したのは、ロシアと米国による共同提案という形が功を奏したかたであった。米国単独の要求であったならば、決して承認されていなかったであろう。従来、米国アラスカ州の先住民にしか捕殺が認められていなかったベーリング海－チュクチ海－ボーフォート海資源ホッキョクジラの捕殺を希望するロシア連邦チュコト地域の先住民ために米国が協力する。そのかわりにチュコト地域の先住民にしか捕殺が認められていなかった北太平洋東群コクジラの捕殺を希望する米国ワシントン州の先住民マカーのためにロシアが協力する。このような米ロの戦術については様々な見解がありうるであろうが、結果としてロシアの先住民も米国のマカーも、その要望が承認されたのであるから、地域社会における捕鯨文化の擁護継承を支援する立場からすれば一つの方法として容認したい。いずれにしろ、国際捕鯨委員会総会は 4 分の 3 の多数決の世界であり、その多数を得るには戦略と戦術が重要となってくるのである。

本年次会議における北太平洋東資源コククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱらその伝統的な生存的、文化的必要性が認められている先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は 620 頭を超えてはならない。但し、1998 年、1999 年、2000 年、2001 年、2002 年のいずれの年においても 140 頭を超えてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているコククジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される (IWC 1998a: 51)。

表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 1998 年 漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 [・]

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 1998a: 51 Table 1)。

**1.2.2.5.3. 国際捕鯨委員会第 50 回年次会議 (1998 年)、第 51 回年次会議 (1999 年) および第 53 回年次会議 (2001 年) における議論**

第 50 回年次会議 (1998 年) の科学委員会においてニュージーランドは、マカー捕鯨が未だに開始されていないことに関して、国内的な訴訟が捕鯨を妨げているのかと質問、これに対して米国は、裁判所は米国政府の立場を支持し、捕鯨は計画通りに 1998 年秋に開始されるであろうと確信していると回答した (IWC 1999a: 14)。

第 51 回年次会議 (1999 年) の先住民生存捕鯨小委員会において、米国は 1999 年 5 月にマカーがコククジラを 1 頭仕留めたことに関する予備報告を行った (IWC 2000a: 17)。

第 53 回年次会議（2001 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、米国は裁判所の決定によりマカー捕鯨は 2000 年 7 月に停止されたと報告した（IWC 2002a: 21）。

本件に関連して、国際捕鯨委員会総会においても米国は裁判所がマカーの捕鯨の権利については疑う余地はないけれども、環境影響評価をやり直すように命じたと報告、あわせて海洋漁業局が 2001 年 7 月、限られた先住民捕鯨は北太平洋東資源コククジラを危機にさらさないと結論づけた新環境影響評価を発表したと報告した（IWC 2002a: 22）。

この米国裁判所による捕鯨停止決定以降、マカーによるコククジラ捕鯨は『国際捕鯨取締条約』の枠内においては可能であるが、米国国内法『環境政策法』および『海洋哺乳類保護法』にいう要件が満たされるまでは不可能であるという状態が続いていくのである（3.2.3.1.参照）。

#### 1.2.2.5.4. 国際捕鯨委員会第 54 回年次会議（2002 年）における附表の修正

第 54 回年次会議（2002 年）の先住民生存捕鯨小委員会において、米国はマカー捕鯨について、初めて捕殺に成功したコククジラ 1 頭の鯨肉および脂皮は、共同体内成員 2500 人のうち鯨産物を食べる 80%以上の成員に幅広く分配され、またマカーの 93%は捕鯨を支持しており、86%以上は定期的に鯨肉を食べたいということを示していると報告した（IWC 2003b: 16）。

ロシアは同小委員会に対して、コククジラ 5 年間の捕殺枠 620 頭（マカー分 20 頭を含む）の更新を求める新必要声明書を提出、本件ロシア＝米国共同提出による北太平洋東資源コククジラ先住民生存捕鯨にかかる附表修正案は国際捕鯨委員会総会において特段の議論はなく、総意により採択された（IWC 2003b: 17, 22）。

本年次会議における北太平洋東資源コククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

##### 附表 第 13 項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱらその伝統的な生存的、文化的必要性が認められている先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年において本規定により捕殺されるコク

クジラの総数は 620 頭を超えてはならない。但し、2003 年、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年のいずれの年においても 140 頭を超えてはならない。

(ii) 仔鯨もしくは仔鯨を伴っているコククジラを銚打ち、捕獲、殺すことを禁止する。

(iii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される (IWC 2003d: 140)。

#### 表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2003 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 [・]

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 2003d: 137 Table 1)。

#### 1.2.2.5.5. 国際捕鯨委員会第 57 回年次会議 (2005 年) および第 58 回年次会議 (2006 年) における議論

第 57 回年次会議 (2005 年) の先住民生存捕鯨小委員会によれば、米国国内法のため、マカーは 2004 年漁期、捕鯨には従事できなかった (IWC 2006a: 13)。また、科学委員会によれば、米国裁判所は 2004 年、マカーが捕鯨を行うためには『海洋哺乳類保護法』に基づく適用除外が必要であると判断を示し、マカーは 2005 年 2 月、適用除外を申請した (IWC 2006c: 18)。

第 58 回年次会議 (2006 年) の先住民生存捕鯨小委員会によれば、マカーは本年も国内法により捕鯨に従事できなかった (IWC 2007a: 18)。総会において、何人かのマカーがチュコト地域を訪れ、同地の鯨捕りと共に捕鯨ボートに乗り、捕殺から解体、分配までの捕鯨の全局面を見学したことが報告された (1.2.2.2.21.参照)。

#### 1.2.2.5.6. 国際捕鯨委員会第 59 回年次会議 (2007 年) における附表の修正および第 60 回年次会議 (2008 年) における議論

第 59 回年次会議 (2007 年) の先住民生存捕鯨小委員会において、マカーは必要声明書を提出、またマカーは米国内法『海洋哺乳類保護法』に基づく適用除外を申請しているが、

その申請は宙に浮いたままであると報告した (IWC 2008b: 18)。

総会において、ロシアと米国は北太平洋東資源コククジラに関して、現存のコククジラの先住民生存捕鯨枠の年度を変更しただけで、その他はそのまま更新する附表修正共同提案を提出、本附表修正案は総会において総意により採択された (IWC 2008a: 18)。

本年次会議における北太平洋東資源コククジラ捕鯨関連の附表修正は次のとおりである。

#### 附表 第 13 項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は 620 頭を超えてはならない。但し、2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 140 頭を超えてはならない。

(ii) 本規定は科学委員会の助言に基づいて毎年、国際捕鯨委員会により見直される (IWC 2008b: 155-156)。

#### 表 1 ヒゲクジラ類の資源分類および捕殺枠

北半球 2008 年漁期

北太平洋

東資源 コククジラ 維持管理資源 捕殺枠 [・]

注) 附表第 13 項(b)(2)に基づく先住民もしくは先住民のための締約国による捕殺に適用される (IWC 2008b: 153 Table 1)。

第 60 回年次会議 (2008 年) の違反小委員会において、米国は 5 人のマカーによる国内法上の正式な許可を得ていないコククジラ 1 頭の銚打ちを報告、同国によればその銚打ちは国内的には法律違反であるが、北太平洋東資源コククジラの捕殺枠を越えていないので、『国際捕鯨取締条約』においては違反ではないとした (IWC 2009a: 40)。

#### 1.2.2.5.7. 小括

以下、『国際捕鯨取締条約』附表の修正との関連において考察した米国ワシントン州に居住する先住民マカーにかかる先住民生存捕鯨の問題点をまとめておく（表 1-7 参照）。

国際捕鯨委員会の 60 年以上に及ぶ歴史の中においてマカー捕鯨の再開ほど米国政治力のすごさが例証された事例はないであろう。

1997 年、第 49 回年次会議において米国ワシントン州に居住するマカーに、1926 年以来 70 年以上もの捕鯨中断期を挟んで、先住民生存捕鯨としてコククジラの捕殺枠の付与が承認された（第 49 回年次会議、1997 年）。

反捕鯨国であらずとも、70 年以上捕鯨なしに暮らしてきた人々にとって捕鯨あるいは鯨産物の文化的、栄養的必要性が本当にあるのかと疑問を抱くのは当然のことである。その当然さゆえに前年の年次会議において猛反発を受けた米国は捕殺枠要求を取り下げている（第 48 回年次会議、1996 年）。

僅か 1 年でマカー捕鯨再開にかかる数々の疑問の全てが解消されるわけでもない。正当性が完全に証明されている捕鯨に対しても、無理難題を押しつけて捕鯨を認めないとするのが反捕鯨国である。誰がみてもその正当性に疑問符がつくマカーの要求に反捕鯨国が素直にうなづくわけではない。認めさせるためには高度の戦術が必要となってくる。

その戦術とはロシア＝米国（米国＝ロシア）共同提案であった。マカーが捕殺枠を要求した北太平洋東資源コククジラはロシア連邦チュコト地域の先住民が先住民生存捕鯨として捕殺枠が認められている鯨種でもある。マカーの捕殺枠要求に反対との理由で共同提案を否決したならば、捕殺枠が認められてきたチュコト地域の先住民も捕鯨に従事できなくなる。それはあまりにも理不尽ということで、多くの反捕鯨国は共同提案を否決しなかったのである。

しかも、それに加えて従来は米国アラスカ州の先住民にしか認められていなかったベーリング海ーチュクチ海ーボーフォート資源ホッキョククジラの捕殺を米ロ共同提案という形でチュコト地域の先住民にも認めさせている。米ロ両国が双方の先住民のためにそれぞれの捕殺枠を交換した形で米ロ両国の先住民に新捕殺枠が認められたのである。それは科学的議論に基づくものではなく、周到な戦術に基づく政治力行使の結果であったのである。

表1-7 マカー・コククジラ捕鯨・捕殺枠ほか関連事項一覧

年	年次会議	捕殺枠	特記事項
1995	第47回	-	米国、将来におけるマカーの先住民生存捕鯨による捕殺枠要求を示唆。
1996	第48回	-	米国、総会にマカーの先住民生存捕鯨による捕殺枠5頭要求を提案、反対多数のため次期会合に先送り。
1997	第49回	5頭	総会、ロ米共同提案、5年間(1998-2002年)の捕殺枠620頭、年間最大捕殺数140頭を総意により合意。 うち、年間5頭がマカーの捕殺枠。
1999	第51回	-	1999年5月、マカーがコククジラ1頭を初めて捕殺。
2001	第53回	-	2001年7月、米国裁判所がマカー捕鯨の一時停止を決定。
2002	第54回	5頭	総会、ロ米共同提案、5年間(2003-2007年)の捕殺枠620頭、年間最大捕殺数140頭を総意により合意。 うち、年間5頭がマカーの捕殺枠。
2006	第58回	-	マカー、ロシア連邦チュコト地域を訪問し、コククジラ捕鯨に関する技術指導を受ける。
2007	第59回	5頭	総会、ロ米共同提案、5年間(2008-2012年)の捕殺枠620頭、年間最大捕殺数140頭を総意により合意。 うち、年間5頭がマカーの捕殺枠。
2008	第60回	-	米国、違反小委員会において2007年9月にマカーが国内法に違反してコククジラ1頭を捕殺したことを報告。



### 1.3. 全体の小括

本章においては国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨にかかる議論と『国際捕鯨取締条約』附表における先住民生存捕鯨関連規定の歴史の変遷について、総括的議論（1.2.1.）においてその全体を鳥瞰すると共に個別的議論（1.2.2.）において地域および民族集団別に再度考察してきた。総括的議論のまとめについてはその小括（1.2.1.33.）において、個別的議論のまとめはデンマーク領グリーンランドの小括（1.2.2.1.34.）、ロシア連邦チュコト自治管区の小括（1.2.2.2.25.）、米国アラスカ州の小括（1.2.2.3.19）、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の小括（1.2.2.4.14.）、米国ワシントン州マカーの小括（1.2.2.5.7.）において、それぞれ要約、整理してある。以下、この第1章全体としての小括において、先住民生存捕鯨全般に共通する問題点を取り上げ、考察する。

先住民生存捕鯨にかかる国際捕鯨委員会の議論において反捕鯨国が繰り返し要求してきたのが先住民生存捕鯨からの商業性の排除である。『国際捕鯨取締条約』はその前文にあるように「捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする」（IWC 1950: 10）目的をもって締結された条約である（現在でもこの前文は修正されていない）。従って、条約締結当初の捕鯨とは利潤を追求する商業目的の捕鯨であり、改めて「商業捕鯨」と言及する必要はなかった。捕鯨とは商行為そのものであったのである。しかしながら、国際捕鯨委員会第34回年次会議（1982年）において商業捕鯨の一時停止が可決された結果、『国際捕鯨取締条約』の締結国である限り、商業目的の捕鯨は不可能となり、先住民生存捕鯨のみが条約上残された唯一可能な捕鯨のカテゴリーとなってしまった。

グローバル経済の下、現代社会に生きる先住民生存捕鯨民が鯨とのかかわりを保ち続けていくためには、捕鯨道具の購入やその維持管理に現金が必要である。それは当然のことである。そもそも先住民生存捕鯨民が暮らしている厳しい自然・社会環境においては現金入手の機会は限られている。そのため、必然的に鯨産物の販売からの現金収入が捕鯨を維持するために不可欠となるのである。鯨とのかかわりを維持するための鯨産物の現金販売と利潤追求のための現金販売は本質的に異なっているものである。本来ならば双方は厳密に区別されるべきであるが、「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」という二区分においては、短絡的あるいは意図的に鯨産物の現金販売は前者と同一視され、後者が現金販売とかかわれば前者と結びつき、その結果、商業性を持つものとして、少なくとも反捕鯨国からは判断されてしまうのである。先住民生存捕鯨が商業性を持てば、反捕鯨国の見地からはそれは先住民生存捕鯨ではなくなる。先住民による捕鯨が先住民生存捕鯨であり続けるために

は、可能な限り商業性の排除が要求されるようになるのである。それは先住民生存捕鯨の実態を知らない（あるいは知ろうともしない）反捕鯨国の狭小な捕鯨観の必然の結果であった。

先住民生存捕鯨からの商業性の排除と並んで反捕鯨国が先住民生存捕鯨に要求したのが「仔鯨および仔鯨を伴った鯨の捕殺禁止」であった。反捕鯨国は先住民生存捕鯨の前提として手漕ぎのボート、手投げ鉾、ショルダーガン、ダーティングガンなど前近代的な捕鯨道具の使用を想定している。このような捕鯨道具を使用して最も簡単に（従って、捕鯨民にとっては最も安全に）捕殺できるのが母仔連れ鯨である。アラスカのホッキョククジラ捕鯨においても、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨においても外部からの制限が加わるまではそうであった。母仔連れ鯨の捕殺が一番簡単であるので、その結果、鉾打ち亡失も一番少なくなる。前近代的な捕鯨道具を用いて雄鯨の捕殺を試みれば、鉾打ち亡失は大きくなる。資源の有効利用（最小限の鉾打ち亡失）を考えるのであるならば、前近代的な捕鯨道具を使用する先住民にとって母仔連れ鯨の捕殺は最適の捕鯨であった。先住民生存捕鯨による最小限の鯨類捕殺を容認した上で、鯨類保護に取り組むのであるならば、反捕鯨国は先住民生存捕鯨に母仔連れ鯨の捕殺を容認すべきか、あるいはより高精度の近代的な捕鯨道具の使用を容認すべきである。ところが、どちらも否なのである。ここに鯨類保護を主張しながら母仔連れ鯨の捕殺をかわいそうとみなす感情を優先する反捕鯨国の矛盾を見出せるのである。このような反捕鯨国の非科学的な感情の優先は同じ先住民生存捕鯨であっても、何故かザトウクジラ捕鯨にはより厳しい態度を取るところにも垣間見ることができるのである<sup>30)</sup>。

先住民生存捕鯨の承認など『国際捕鯨取締条約』附表の修正には条約締約国の4分の3以上の多数の賛成が必要である。その賛成を得るためには強固な政治力が必要であることは本章においてみてきたとおりである。その強固な政治力も案外単純な感情によって影響を受けているのかもしれないのである。

## 第 1 章 注

- 1) 『国際捕鯨取締条約』第 1 条第 1 項において、「本条約はその不可分の一部をなす附表を含む。全て条約という時には、現在の語句、または第 5 条の規定に従って修正された附表を含むものと理解する」(IWC 1950: 10) と明記されている。
- 2) 『捕鯨取締条約』については以下の資料による。ECOLEX, “Convention for the Regulation of Whaling.” <<http://www.ecolex.org/server2.php/libcat/docs/TRE/Multilateral/En/TRE000073.doc>> Accessed September 22, 2012.
- 3) 条約締結当時、セミクジラにはホッキョククジラも含まれており、ホッキョククジラはホッキョクセミクジラ、グリーンランドセミクジラなど様々に呼称されていた (Tillman 2008: 438)。
- 4) 北極圏におけるセミクジラ、ホッキョククジラ捕鯨は 17 世紀初頭に開始されたが、20 世紀初頭には同海域のセミクジラ、ホッキョククジラは捕りつくされてしまった (山下 2004: 92-108)。
- 5) 『国際捕鯨協定』については以下の資料による。Ronald B. Mitchell and the IEA Database Project, 2002-2010, “1937: International Agreement for the Regulation of Whaling.” <[http://iea.uoregon.edu/page.php?query=coded\\_all\\_lines&where=start&FilenameEQ=1937-Whaling](http://iea.uoregon.edu/page.php?query=coded_all_lines&where=start&FilenameEQ=1937-Whaling)> Accessed August 24, 2010.
- 6) カリフォルニア系群クジラは 20 世紀初頭には初期資源の 10% 以下の約 2000 頭まで資源量が減少したとする新聞記事もある (see Lynda V. Mapes, “Gray Whales Are Back from Brink.” *Seattle Times*, March 24, 1999. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19990324&slug=2951214>> Accessed August 13, 2012)。
- 7) 国際電気通信連合 (ITU) 事務局長を務めた内海善雄によれば、国際会議においては、ある提案に対して誰か 1 人 (1 か国) が支持 (セカンド) しない限り、議案として取り上げられないのが一般的な議事規則である (内海 2010: 157)。ITU は 1865 年に設立された世界最古の国際機関であり、そこで発達した会議のやり方、すなわち規則が他の国際機関や国際会議に引き継がれ、共通的な議事規則となったとのことである (内海 2010: 156-157)。国際捕鯨委員会の議事規則には、この提案に対する支持 (セカンド) については明示されていないが、おそらく内海という国際会議の一般的な議事規則に従っているであろう。
- 8) 『国際捕鯨取締条約』第 3 条第 2 項において、「委員会の決定は、投票する委員の単純多

数決で行う。但し、第五条による行動については、投票する委員の四分の三の多数を要する」(IWC 1950: 10) と規定されている。

9) 最大持続生産量水準とは初期資源量の 60%として仮定された資源水準のことである(桜本 1991: 173)。

10) 注 3) 参照。

11) 技術委員会とは国際捕鯨委員会の指示に従い、科学委員会からの科学的助言に基づき、締約国政府が提出する決議案について、社会・経済的配慮を加えて審議し、多数決により決議を行い、その結果を国際捕鯨委員会に報告する国際捕鯨委員会の下部機関である(大隅 2003: 122)。

12) この「附表第 13 項」は、国際捕鯨委員会第 29 回年次会議において「附表第 7 項」から「附表第 11 項」として修正され(1.2.1.7.参照)、第 31 回年次会議において「附表第 12 項」に番号変更され(IWC 1980b: 39)、さらに第 32 回年次大会において「附表第 13 項」として修正されたものである。

13) この「附表第 10 項」という字句は、国際捕鯨委員会第 29 回年次会議において他の附表修正にあわせて「附表第 6 項」から「附表第 8 項」に(1.2.1.6.; 1.2.1.7.参照)、第 31 回年次会議において「附表第 9 項」へ(IWC 1980b: 39)、さらに第 32 回年次大会において「附表第 10 項」に番号変更されたものである。

14) 『国際捕鯨取締条約』第 5 条第 3 項にいう異議申し立てによる捕鯨は条約の適用除外規定であるため、また第 8 条第 1 項にいう科学研究目的の鯨類捕獲調査は条約に対する例外規定であるため別扱いとする。

15) 附表第 13 項(b)(3)(ii)において先住民による捕殺枠が明示されたため、表 1 の捕殺枠はゼロとなった。

16) [・] は中点で表記されていることを示している。以下、同一表記箇所は全て同じである。議事録を読む限りにおいて、筆者には [・] の意味するところが理解できなかった。なお、[] (ブラケット) は原表中にはないが、本稿の誤読を避けるために筆者が付記したものである。

17) 日本は従前どおり小型沿岸捕鯨実施 4 共同体へのミンククジラ 50 頭の暫定救済割当を要求する「小型沿岸捕鯨を実施している共同体の辛苦を軽減するために、2002 年漁期、北太平洋のオホーツク海－西太平洋系群からミンククジラ 50 頭の捕殺」を求める附表修正案を提出したが、本附表修正案は賛成 20、反対 21、棄権 3 で否決された(IWC 2003b:

35-37)。

- 18) 第 1 回年次会議（1946 年）から第 61 回年次会議（2009 年）までの『国際捕鯨委員会報告書』に含まれている「議長報告書」における「先住民（の）」を表す用語を計数したところ、“aborigine(s)/aboriginal”が 352 回（93%）、“indigene(s)/indigenous”が 17 回（4%）、“native(s)”が 11 回（3%）であり、“aborigine(s)/aboriginal”が圧倒的に多かったが、第 62 回年次会議においては“aboriginal”と“indigenous”が 8 回ずつで等数となっている。
- 19) 序章、第 2 節「用語の問題－『原住民生存捕鯨』か？ それとも『先住民生存捕鯨』か？－」を参照のこと。
- 20) 注 12) 参照。
- 21) 注 13) 参照。
- 22) 鯨肉 558 トンという数値がどのような計算法で算出されたのかは不明である。1999 年の捕殺枠（ナガスクジラ 19 頭、ミンククジラ 175 頭）で計算すれば 540 トンになる。
- 23) 国際捕鯨委員会第 37 回（1985 年）年次会議において、グリーンランドにおけるザトウクジラの捕殺枠は総意により取り消された（1.2.2.1.12.参照）。従って、グリーンランド海域においてザトウクジラが保護されたのは「1987 年」ではなく「1986 年」である。
- 24) この附表「第 12 項」という字句は、国際捕鯨委員会第 31 回年次会議において附表「第 11 項」が他の附表修正にあわせて番号変更されたものである（IWC 1980b: 39）。
- 25) 1991 年 12 月 25 日、ソビエト社会主義共和国連邦ゴルバチョフ大統領が辞任してソ連邦は崩壊、その後、エリツィン大統領率いるロシア連邦が誕生した。本稿においては、国際捕鯨委員会第 43 回年次会議（1991 年）まではソビエト社会主義共和国連邦またはソ連邦と表記し、第 44 回年次会議（1992 年）以降はロシア連邦またはロシアと表記する。
- 26) 注 3) 参照。
- 27) 注 12) 参照。
- 28) 注 13) 参照。
- 29) 本件条約とは 1855 年にマカーと米国政府との間で締結され、1859 年に批准、公布された『ニアベイ条約』のことである。同条約については、3.2.2.1.を参照のこと。
- 30) 石川創によれば米国では「ザトウクジラが人類以前の時代に遠い異星人から選ばれた知的生命体だった」との設定の下で映画が製作されている（石川 2011: 135）。スタート

レック・シリーズの一作であるこの映画は筆者も観たはずであるが、記憶にない。映画が製作された 1986 年当時、筆者はまだ捕鯨および捕鯨文化についての研究を始めていなかったもので、ザトウクジラが全く関心を引かなかったのかもしれない。森田勝昭もラッセンの描いたザトウクジラの絵を「虚像の鯨＝メディアホエール」の典型例として取り上げている（森田 1994: 390 図 42）。いずれにせよ鯨類愛好者にとって、ザトウクジラは鯨類の中でも特別な存在のようである。以下、個人的な鯨観である。現在、先住民生存捕鯨の捕殺対象となっている鯨類 5 種のうち、ナガスクジラとミンククジラはスマートかつ平凡で個性に乏しい。コククジラは顔面にフジツボ類が付着しており、見た目がかわいくない。ザトウクジラとホッキョククジラはずんぐりむっくりの体形で泳ぎも遅く、愛嬌がある。ザトウクジラは特にそのジャンプが豪快であり、人々を魅了する。たまたま暖かい海域にも回遊してくるため、ホーエル・ウォッチングの対象となっている。ホッキョククジラも暖かい海域まで回遊してくるのであれば、ザトウクジラと並んで人気者になったかもしれないが、極北地域に行かなければ鑑賞できないので（極北地域は遠いし寒い）、そうはならなかった。ザトウクジラの人気も案外単純なものかもしれない。

## 第2章 カリブ海、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島における先住民生存捕鯨

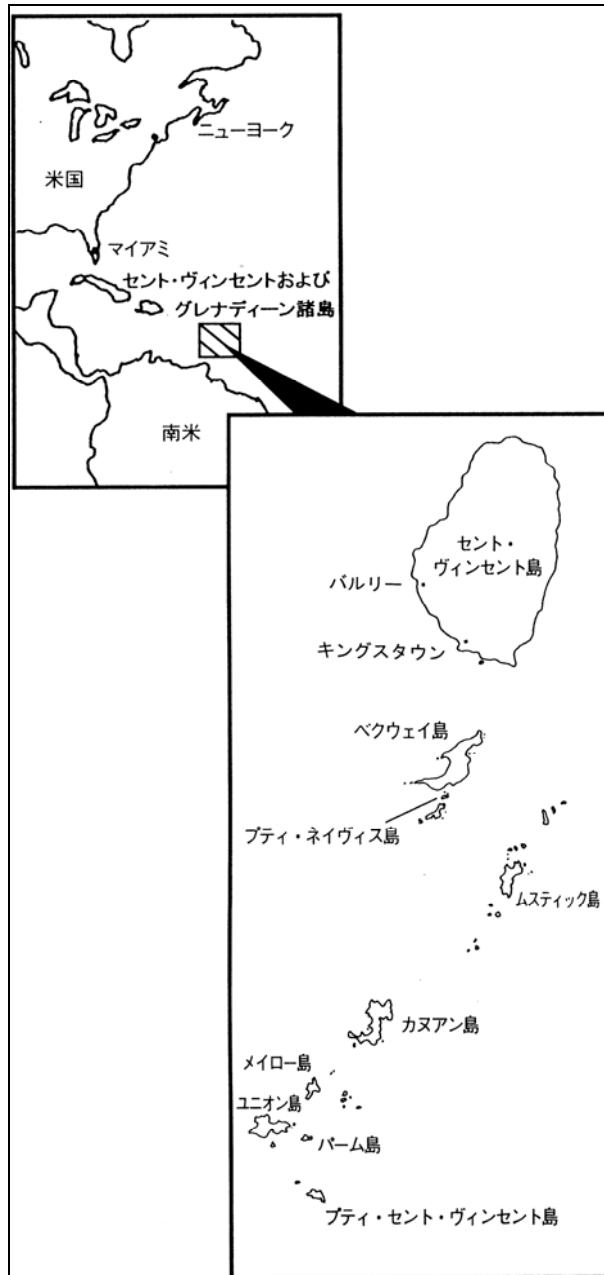
第1章においてはベクウェイ島の先住民生存捕鯨を規定している『国際捕鯨取締条約』附表 13(b)(4)の修正にかかる国際捕鯨委員会議事録の分析・考察から、ベクウェイ島における先住民生存捕鯨については、時には母仔連れ鯨をも捕殺するベクウェイ島の鯨捕りたちの捕鯨方法をめぐる捕鯨国および捕鯨理解国と反捕鯨国との対立が国際捕鯨委員会における議論の中核を占めてきたこと、また同委員会の議論は科学ではなく、政治が決めることなどを明らかにした(1.2.2.4.参照)。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が捕鯨をめぐる複雑な国際関係の中、巧みな戦術を用いた結果、一時は3年間に年間2頭のザトウクジラの捕殺枠しか容認されていなかったベクウェイ島の先住民生存捕鯨も今日(2010年)では5年間に計20頭の捕殺枠が承認されているのである。本章においては筆者が現地で入手した資料に基づいて再度ベクウェイ島の先住民生存捕鯨を取り上げる。現地調査結果に基づき再分析・再考察することにより議事録の分析・考察だけではみえてこなかったベクウェイ島における先住民生存捕鯨の諸側面が明らかになるはずである。

ベクウェイ島は北緯13度、西経61度15分に位置する面積18.1 km<sup>2</sup>、人口5800人(2002年推定)の小島であり、独立国「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国」(St. Vincent and the Grenadines)(図2-1)の一部を構成している。このベクウェイ島においては1875年頃に米国の帆船式捕鯨船より捕鯨技術を習得した島民によりザトウクジラ捕鯨が創始され(Adams 1994: 66)、手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ鉞を用いてザトウクジラを捕殺するという創業時とほぼ同じ姿の捕鯨が今日(2010年)でも実施されている。

筆者は1991年2月以降、2009年2月まで計11回現地調査を実施し<sup>1)</sup>、ベクウェイ島の捕鯨文化の理解に努めてきた。以下、次の手順によりベクウェイ島の捕鯨に関わる諸事象について報告、分析、考察を進めていく。

まず第1節においてはベクウェイ島を取り巻く社会状況を略述した上で、米国の帆船式捕鯨船から捕鯨技術を導入することにより創始されたベクウェイ島の捕鯨の歴史を概括する。ここでは特に同島の捕鯨事業の中核を担ってきた捕鯨一族オリヴィエール家の活動に焦点をあてる。

図 2-1 ベクウェイ島周辺図



次に第 2 節では捕鯨活動の現状を詳述する。ここでは特に捕鯨ボートと捕鯨道具、鯨捕りの仕事と役割、鯨産物（鯨肉、脂皮）の分配法を考察し、地域社会における鯨産物の意義の解明を試みる。加えて、21 世紀に入ってから新しい出来事として、捕鯨関係者間での携帯電話の使用、新鯨体処理施設の建設とそれを取り巻く諸状況を検討する。

さらに第 3 節においては国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨としてのベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨をめぐる議論を取り上げる。ここでは特に筆者が出席した国際捕鯨委



員会第 51 回年次会議（1999 年）および第 54 回年次会議（2002 年）におけるベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨にかかる諸議論を詳細に報告、分析する。そして、最後にセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府が制定した「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国先住民生存捕鯨規則 2003」(St. Vincent and the Grenadines Aboriginal Subsistence Whaling Regulations 2003) の問題点を指摘し、ベクウェイ島におけるザトウクジラ資源の利用と管理は同島の鯨捕りたちに委ねるのが望ましいとの結論を提示する。

加えて第 4 節ではベクウェイ島における捕鯨文化と観光開発の関係を上げる。まずベクウェイ島の観光開発をめぐる諸状況を略述する。次に捕鯨と観光について、鯨捕り、観光客、開発者（元首相）、これら三者それぞれの視点を考察する。最後に生業としての捕鯨が根づいている地域においてはあえてエコツーリズムなどを標榜する必要性はないことを明確にし、最後に第 5 節において本章を総括する。

## 2.1. 捕鯨の歴史

### 2.1.1. ベクウェイ島を取り巻く社会状況と捕鯨の概要

コロンブスがカリブ海の入り口、サンサルヴァドル島に到達してから 500 年以上が経過した。そのカリブ海の名のもとになったカリブ人たちも今日では僅かにドミニカ島とセント・ヴィンセント島の一部地域に居住しているにすぎなくなってしまった<sup>2)</sup>。名は体を表していないのである。

このカリブ海地域の現在の文化は、西欧社会の植民地主義と共に到来した西洋人入植者、アフリカ人奴隷、および奴隷解放令以後はアジア人（インド人、中国人）年季契約労働者など、旧世界からの外来者が、その環境に外来物を適応させ、土着化させて作り上げたいわゆるクレオール文化である（石塚 1988: 20-23; 1991: 9）。

本章の考察対象地であるベクウェイ島も 18 世紀初頭以前は無人島であり、セント・ヴィンセント島のカリブ人たちがカヌー建造用の木材の伐採、野菜や果物の採集および漁撈活動時のキャンプ地として時々、利用していたにすぎなかった（Price, N. 1988: 7）。18 世紀半ば以降のフランス人および英国人の入植、アフリカ人奴隷の導入を基盤とした大規模農園によるサトウキビ栽培という植民地化と共に島の開発が進められていった（Price, N. 1988:7-8）。1838 年の奴隷解放令以降、大規模農園体制は衰退、農園主と小作農民が生産物を分け合う分益小作制に移行し、19 世紀の終わり頃からその分益小作制に基づく農業も衰退し、漁業が農業に取って代わった（Price, N. 1988: 10, 12, 14）。

20世紀前半、木造帆船（スクーターとスループ）の建造が盛んであったが、1950年代以降は欧州および米国の商船に船員として雇用されるベクウェイ島民が増加し、1974年までにベクウェイ島の成人男性労働人口の約25%が地元および外国の船に雇用されていたと推定されている（Price, N. 1988: 17-18）。1970年代半ば以降の商船労働市場の崩壊とホテルなどの観光関連施設の完成に伴う建設事業の衰退の結果、多くの世帯は国外移住者からの送金、近隣カリブ海諸国における観光産業での季節的労働に生計を依存せざるをえない状況となった（Price, N. 1988: 20）。

1992年に空港が完成して以降、ベクウェイ島においては海洋観光資源を活かした開発が再び活発化してきている（ベクウェイ島の観光開発については2.4.において論じる）。その結果、新たな観光関連施設の建設に伴う建設労働やホテルでのサービス・スタッフとしての雇用の場が提供されてきているが、建設労働は一時的であり、ホテル従業員としての雇用の多くも観光シーズン（12月のクリスマスから4月のイースターまで）における季節的労働である。また、観光客相手のタクシー業や土産物店についても観光シーズン中は一定の収入が期待できるが、オフシーズンには安定した収入の確保は難しい。

観光産業に直接関係しない島民の多くは漁業（自給用および地元市場出荷用）により生計を立てており、自宅の周囲に庭地のあるものはトウモロコシやキャッサバを栽培、あるいはヤギなどを飼育している。また、時にはセント・ヴィンセント島の建設現場に季節的・一時的労働者として出稼ぎに行き、家計における現金収入の増大を図っている。多くの島民にとって、生活の安定のために収入源の多角化が不可欠となっているのである。

このようにベクウェイ島民の暮らしは外部から多大な影響を受けてきた。捕鯨についても同様である。外部からもたらされた捕鯨を島民が地域の実情に合わせ、創意と工夫により地元化していったものである。以下、捕鯨の歴史を概括する。

18世紀前半、大西洋に面した北米大陸の沿岸部において捕鯨を始めたニューイングランド地方、ナンタケット島の鯨捕りたちは、近隣海域での鯨類資源の枯渇に伴い、その操業海域を北に南に拡大していった（Bockstoece 1984: 528-529）。その後、19世紀を通して、ニューイングランド地方を母港とする捕鯨船団はマッコウクジラとザトウクジラを求めてカリブ海地域を定期的に航海し、ベクウェイ島をはじめとするグレナディーン諸島にしばしば立ち寄った（Adams 1971: 55, 59）。

グレナディーン諸島における米国捕鯨船団の活動は1860～1870年代に最盛期を迎え<sup>3)</sup>、

この時期に多くのベクウェイ島民が捕鯨船に雇用され、捕鯨技術を習得、一部の島民は1875年頃に彼ら自身の手により捕鯨を開始した (Adams 1994: 66)。彼らの主たる捕殺対象は、浜辺から漕ぎ出す捕鯨ボートの活動範囲内にやってくるザトウクジラであった (Adams 1971: 65)。

1920年代、ベクウェイ島を含むグレナディーン諸島一帯では6捕鯨事業体が運営されており、その各々は鯨体処理施設と3隻から5隻の捕鯨ボートを保有し、約100人がザトウクジラの捕殺、解体に従事していた (Adams 1971: 62)。アダムスによれば、1890年から1925年までの間にグレナディーン諸島から鯨油がほぼ50万ガロン輸出されており (Adams 1975: 309)、当時は鯨油輸出 (外貨獲得) 目的の捕鯨がグレナディーン諸島一帯において幅広く行われていたことを窺い知ることができる。

しかしながら、1925年以降、グレナディーン諸島における捕鯨はベクウェイ島に限られるようになり、年間数頭のザトウクジラが捕殺されるにすぎなくなってしまった (Adams 1971: 71)。1949年から1957年までの間は捕殺がなかった (Adams 1971: 71)。

1958年にザトウクジラ2頭が捕殺され、そのことが鯨捕りたちを刺激し、2隻の新しい捕鯨ボートが建造された (Adams 1971: 71)。そして1961年には十分に設備の整った鯨体処理施設がプティ・ネイヴィス島に建設された (Adams 1971: 71)。しかしながら、その後は再び捕殺数が減少し、1970年代、ベクウェイ島の捕鯨事業は崩壊寸前であった (Price, W. 1985: 415)。

1982年に4頭、1983年に3頭のザトウクジラが陸揚げされ、この2年間の成功が再度捕鯨事業を活性化し、1983年には1隻の新しい捕鯨ボートが建造された (Price, W. 1985: 415, 418-419)。1958年から1984年までの27年間に54頭のザトウクジラが銚打ちされ、そのうち44頭が陸揚げされている (Price, W. 1985: 419 Table 4)。

ベクウェイ島の捕鯨事業は1925年以降、年間数頭の捕殺の成功に依存してきた。そこには事業としての経済的な脆弱さが存在することは否めないが、それでも捕殺されたザトウクジラは食料としてベクウェイ島民の暮らしを支えてきた。さらに、ベクウェイ島において精製された鯨油は食用油として近隣のバルバドス島、グレナダ島、トリニダード島の住民生活にも貢献してきた (Caldwell and Caldwell 1975: 1105)。ベクウェイ島の鯨捕りたちは金銭的価値からだけでなく、賞賛や名誉ためにも捕鯨に従事してきたのであり、最強で信頼に値する人物のみが捕鯨ボートの乗組員として選ばれたのであった (Adams 1971: 71)。この捕鯨の歴史は今日 (2010年) でも受け継がれている。

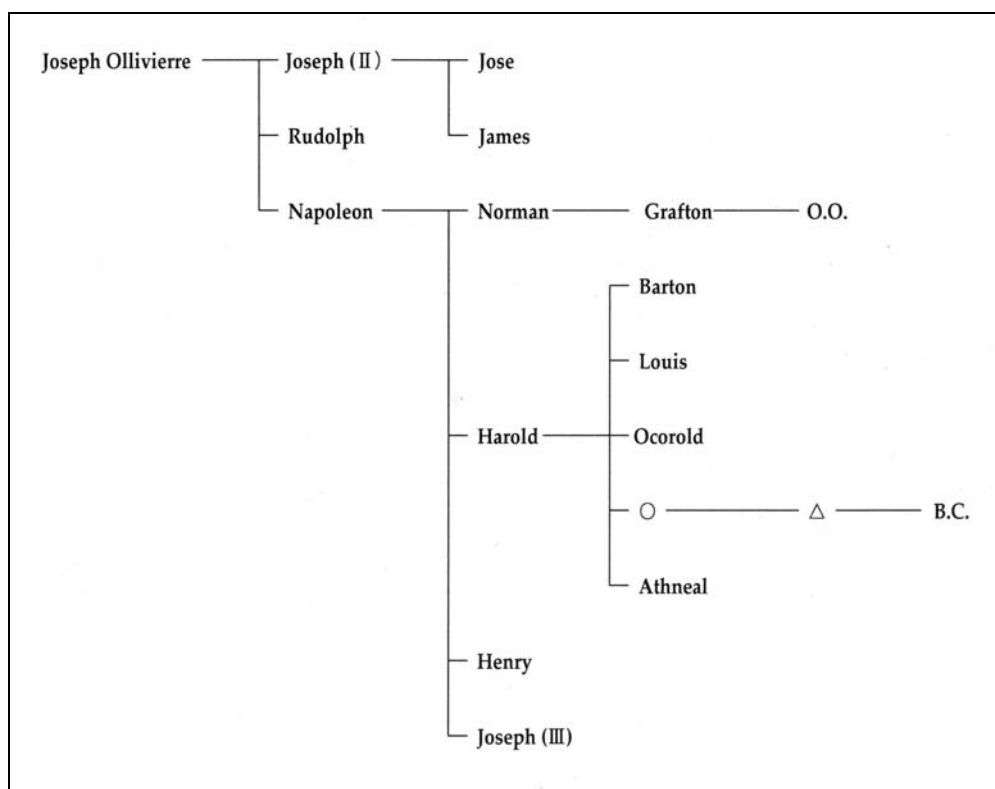
### 2.1.2. 捕鯨一族オリヴィエール家

1860年代、米国捕鯨船に見習い水夫として乗り組んだベクウェイ島の資産家の息子ウィリアム・トーマス・ウォレス・ジュニア (William Thomas Wallace, Jr.) は後に中古の捕鯨ボート2隻を購入、1875年頃にベクウェイ島フレンドシップ湾西岸の所有地に鯨体処理施設を建設し、捕鯨事業に着手した (Adams 1994: 66; Ward 1995: 3-4)。

同じくベクウェイ島の資産家であったジョーゼフ・オリヴィエール (Joseph Ollivierre) も1880年代にベクウェイ島の南東岸から少し離れたところに位置する無人島プチ・ネイヴィス島 (Petit Nevis) に鯨体処理施設を建設、ウォレスに続いて捕鯨事業に参画した (Adams 1971: 61; Ward 1995: 5)。

この両者により創始されたベクウェイ島の捕鯨事業はその後両家一族に受け継がれ、調査時 (1998年) においてもオリヴィエール一族の4世代目、5世代目の手により事業が続けられていた。以下、オリヴィエール一族を通してベクウェイ島の捕鯨の歴史をみていく (図2-2)。

図2-2 オリヴィエール一族系図



(出典：筆者の調査および Ward 1995, 裏見開き表紙の系図を一部改変)

オリヴィエール家における捕鯨事業は 1880 年代に創始者ジョーゼフ・オリヴィエールから長男ジョーゼフ（Ⅱ）（JosephⅡ）に、さらにジョーゼフ（Ⅱ）からジョーゼフ（Ⅱ）の弟ルドルフ（Rudolph）（ジョーゼフの二男）とジョーゼフ（Ⅱ）の四男ジェイムズ（James）に引き継がれた（Ward 1995: 6）。一方、ほぼ同時期にジョーゼフの六男ナポレオン（Napoleon）とジョーゼフ（Ⅱ）の二男ホセ（Jose）がベクウェイ島とプティ・ネイヴィス島の上に位置する小島センプル・ケイ（Semple Cays）に鯨体処理施設を建設、ベクウェイ島で 3 番目の捕鯨事業を開始した（Ward 1995: 6）。やがてホセはグレナダ、カイク島における捕鯨事業に参加するためにベクウェイ島を去り（Ward 1995: 6, 8）<sup>4)</sup>、ナポレオンもセントルシア、ピジョン島において捕鯨事業を創始するためにベクウェイ島を去った（Gordon 2008: 42-43）。その後、センプル・ケイでの捕鯨事業はナポレオンの三男ヘンリー（Henry）と七男ジョーゼフ（Ⅲ）（JosephⅢ）に受け継がれた（Ward 1995: 43）。

このヘンリー、ジョーゼフ（Ⅲ）こそベクウェイ島の鯨捕りの間で語り継がれている伝説的な銚手である。後述する現代の銚手アスニール・オリヴィエール（Athneal Ollivierre）はヘンリーを「最上の銚手」、ジョーゼフ（Ⅲ）を「立派な銚手」と称えている。同じく後述する銚手 O.O.もヘンリーを「史上最高の銚手」と絶賛、彼が知り得る範囲内での銚手の力量を「1 位ヘンリー、2 位アスニール、3 位ジョーゼフ（Ⅲ）」としている。

図 2-3 アスニール・オリヴィエール絵（写真）葉書



各種の雑誌記事や論文において実名で「最後の銚手」として紹介され、またベクウェイ島では顔写真入りの絵（写真）葉書も販売され（図 2-3）、かつ彼にちなんで命名された「アスニール・ビーチ」（Athneal Beach）も存在するアスニール・オリヴィエールは 1921 年に父ハロルド（Harold）（ナポレオンの二男）の五男として誕生、1950 年代の終わり頃から捕鯨ボートに乗り始めた。この時期、捕鯨事業はアスニールの叔父ヘンリー、ジョーゼフ（Ⅲ）が保有しており、父ハロルドは主として鯨肉の販売を担当していた。アスニールは銚手として活躍していた叔父ヘンリー、ジョーゼフ（Ⅲ）からではなく捕鯨ボートの乗組員として捕鯨に携わっていた伯父ノーマン（Norman）（ナポレオンの長男）から捕鯨についての手ほどきを受けている。

1958 年に 2 隻の捕鯨ボート「ダート」（Dart）と「トリオ」（Trio）が建造され、アスニールは「トリオ」のキャプテン、銚手を歴任、1961 年にアスニールは「トリオ」の銚手として初めて鯨を仕留めた（Ward 1995: 43-44）。

1961 年漁期終了時にアスニールは 3 人の兄バートン（Barton）、ルイス（Louis）、オコルド（Ocorold）（ハロルドの二、三、四男）と共に捕鯨事業に出資、参画した（Ward 1995: 44）。同年、プティ・ネイヴィス島に新しい鯨体処理施設が建築され（Adams 1971: 71）、鯨の解体処理はサンプル・ケイからオリヴィエール家による捕鯨事業の創業の地プティ・ネイヴィス島に戻り、同島で再び行われるようになった。

やがて捕鯨事業（鯨体処理施設と捕鯨ボート）はアスニールと 3 人の兄たちに引き継がれた。3 人の兄のうち、バートン、ルイスは捕鯨ボートに乗ったが、オコルドは出資しただけで捕鯨には直接従事しなかった。1983 年に「トリオ」の交替用ボート「ホワイ・アスク」（Why Ask）が建造され、引き続きアスニールが銚手を務めた。1989 年、「ダート」が売却され、1990 年より捕鯨ボートは「ホワイ・アスク」1 隻となった。

1980 年代半ばより捕鯨ボート乗組員欠員時の補充メンバーとして捕鯨を手伝い始めていた O.O.（アスニールに捕鯨の手ほどきをしたノーマンの孫）は 1991 年に「ホワイ・アスク」の正式乗組員となった。O.O.の父グラフトン（Grafton）（ノーマンの四男）も過去 30 余年捕鯨ボートの乗組員として捕鯨に従事していた経験があり、O.O.は父グラフトンと同居し、家庭では父から、現場ではアスニールから捕鯨について学んだ。

アスニールのもとで乗組員として 5 年間修業を積んだ O.O.は 1996 年初めに自らの捕鯨ボート「レスキュー」（Rescue）を父グラフトンの協力を受けて完成させ、同年より銚手

として自らのボートに乗っている。アスニール自身はまだ正式には引退していないが、77歳（1998年時点）の彼には銚手の仕事は少々きつい。捕鯨の中心は創始者ジョーゼフから数えて5世代目、43歳（1955年生、1998年時点）のO.O.に移ったと言えよう。

この銚手O.O.率いる捕鯨ボート「レスキュー」が、1998年2月26日にザトウクジラ2頭の捕殺に成功した。以下が「レスキュー」によるこの5年ぶりのザトウクジラ捕殺談である（O.O.からの聞き取りによる）。

1998年2月26日午前6時前に6人の鯨捕りたちがベクウェイ島フレンドシップ湾の浜辺に集合、6時15分頃に「レスキュー」に乗り、ムスティック島に向けて出港した。海上帆走15分ぐらいで、ベクウェイ島の高台において鯨を探索していた探鯨者から「レスキュー」にVHF無線でベクウェイ島とムスティック島との間の海域で鯨発見との連絡があった。直ちに鯨めがけて進路を変え、洋上での追跡を開始、約5時間かけて母仔連れに見える大小2頭のザトウクジラを捕殺した。

捕殺の手順は、おおよそ次のとおりであった。

- ①仔鯨の尾部に手投げ銚を打ち込み、引き抜き、再度打ち込み、仔鯨を弱体化させる（尾部を狙うのは仔鯨に致命傷を与えないためである）。
- ②仔鯨をかばう母鯨に手投げ銚を打ち込み、母鯨の動きを鈍らせる。
- ③動きの鈍くなった母鯨にダーティンクガンを用いてボンブランスを撃ち込み、その後、ヤスを刺し込み、仕留める。
- ④母鯨を仕留めた後、弱体化した仔鯨をヤスで仕留める。

母鯨は目測で45～50フィート（13.7～15.2m）、仔鯨は同20～25フィート（6.1～7.6m）であった。

もう1隻の捕鯨ボート、「ホワイ・アスク」は遅れて現場に到着したため、捕殺の最終段階でヤスを使用したのみであった。「レスキュー」の右舷に母鯨、「ホワイ・アスク」の右舷に仔鯨を結びつけ、それぞれをエンジン付きのボートで鯨体処理施設のあるプティ・ネイヴィス島まで約3時間半かけて曳航した。

26日は波打ち際の岩場に2頭のザトウクジラを係留したのみで、翌27日よりアスニールとO.O.の監督の下、他の乗組員で解体を始め、28日に解体作業を終了した。

このようにして、1994年から1997年までの4年間捕殺ゼロに終わり（表2-1）、絶滅の

危機に瀕していたベクウェイ島の捕鯨事業は捕鯨ボート「レスキュー」により救出（レスキュー）されたのであった。

表 2-1 ザトウクジラ捕殺数および稼動捕鯨ボート数－1991～2010 年－

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
捕殺数	0	1	2	0	0	0	0	2	2	2
ボート数	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3

2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	計
2	2	1	0	1	1	1	1	1	3	22
3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-

(出典：筆者の調査)

## 2.2. 捕鯨の現況

### 2.2.1. 概要

ベクウェイ島の捕鯨は、ベクウェイ島とムスティック島の間の海域をザトウクジラが繁殖場に向けて南下していく 2 月上旬に始まる。2 月の第 1 もしくは第 2 日曜日に英国国教会の司祭により乗組員の安全と捕鯨の成功を願って捕鯨ボートに祝福がなされ<sup>5)</sup>、翌日から出帆となる。捕鯨期間は同海域をザトウクジラが北上していく 5 月上旬まで続く。但し、『国際捕鯨取締条約』附表における捕殺枠が充足されれば(1988～1993 年、年間 3 頭；1994～2002 年、年間 2 頭；2003 年以降、年間 4 頭)、その時点で捕鯨は終了となる。

筆者が調査を始めた 1991 年以降 2010 年までの 20 年間のザトウクジラの捕殺数は 22 頭であった(表 2-1)。年間平均すれば 1～2 頭となる。捕殺数ゼロの 1994 年から 1997 年までの 4 年間は、捕鯨事業の中心が旧世代(創業 4 世代目)から新世代(創業 5 世代目)への移行期にあたっており、ある意味ではベクウェイ島の捕鯨文化の存続にとって最大の危機に直面していた時期であった。この時期、絶滅の危機に瀕していたのはザトウクジラではなく捕鯨文化であった。

1998 年、新世代の銛手 O.O.がザトウクジラを 2 頭捕殺し、1999 年は旧世代の銛手アスニールと新世代の銛手 O.O.がそれぞれ 1 頭ずつ捕殺、2000 年には創業 6 世代目の銛手 B.C.も初めてザトウクジラの捕殺に成功した。2000 年 7 月、過去 40 年以上にわたってベクウ



エイ島の捕鯨を率いてきた創業4世代目の銚手アスニール・オリヴィエールが79歳でこの世を去った。20世紀から21世紀への時代の変わり目にベクウェイ島の捕鯨も随分と若返り、新時代に入った。ここにもはや捕鯨文化の絶滅の危機はない。

捕殺されたザトウクジラはベクウェイ島の南1kmにある無人島のプティ・ネイヴィス島まで曳航、そこで解体処理され（波打ち際の岩場が天然のまな板となっている）、その場で島民に販売される。1993年、1998年の販売価格は鯨肉、脂皮とも1ポンド（454g）当り4ECドル（180円）であった<sup>6)</sup>。島民はその場で鯨肉を料理し食するし、また家に持ち帰って、家族や親族、友人に分配したりもする。年に1度あるかないかのこの機会を通して、ベクウェイ島民は捕鯨の島の住民であることを再認識するのである。

捕鯨の成功がベクウェイ島民に捕鯨の島の住民としての一体感を与えている。捕鯨が消滅してしまったならば、あるいはカリブ海の多くの島々のように「欧米の避寒地」に零落してしまうかもしれない。そうならないためにもザトウクジラが少なくとも年間1頭捕殺されることが必要なのである。

## 2.2.2. 捕鯨ボートと捕鯨道具

1960年代初めに6隻あった捕鯨ボートは1970年代初めに2隻に減少、以降1980年代半ばまで捕鯨ボート2隻、乗組員12人の体制が続いてきた（Price, W. 1985: 414）。1989年に捕鯨ボート1隻が売却され、1990年から1995年までは捕鯨ボート1隻、乗組員6人となった。1996年に新ボートが建造され、再び2隻、12人体制となり、その状態が調査時（1998年）まで続いている。

写真 2-1 捕鯨ボート「ホワイ・アスク」（右）と「レスキュー」（左）（2001年）



1998年現在、ベクウェイ島で使用されている捕鯨ボートは「ホワイ・アスク」（1983年建造）と「レスキュー」（1996年建造）の2隻である（写真2-1）。両ボートとも全長27フィート（8.2m）、幅7フィート（2.1m）と言われているが、砂浜に並べられた両ボートを見比べてみると、後者の方が全体的に幾分大きい。ちなみに、後者の実測値は長さ8.25m、幅2.17m、深さ1.04mであった。

写真2-2 ショルダーガン（1994年）



写真2-3 ダーティングガン（1997年）



「ホワイ・アスク」には銚（3m）4本、ヤス（3.8m）3本、ショルダーガン（94cm）（写真2-2）2丁が、「レスキュー」には銚4本、ヤス3本、ダーティングガン（2.47m）（写真2-3）1本が準備されている。また、両ボートそれぞれに主帆、前首三角帆、オール5本、舵取りオール1本、櫂5本、舵1本、マニラ麻製ロープ（200m）が装備されている。

写真2-4 ボンプランス（1998年）



上：ダーティングガン用（36cm）

下：ショルダーガン用（44cm）

「レスキュー」の場合、その所有者（銚手O.O.）によれば、建造費用は3万ECドル（135

万円)であった。情報を入手しえたその他の初期投資としては、ダーティングガン:5000ECドル(22万5000円)、ポンブランス(写真2-4):1200ECドル(1本400EC×3本、5万4000円)、ポンブランス用薬莢:300ECドル(1個50ECドル×6個、1万3500円)、銚:1600ECドル(1本400ECドル×4本、7万2000円)、ヤス:900ECドル(1本300ECドル×3本、4万5000円)などである。これらだけで初期投資は3万9000ECドル(175万5000円)となる。これら以外にオール類一式、帆、ロープ等の経費もかかる。当然のことではあるが、これらの経費(現金)を捕鯨ボート所有者(銚手)は準備しなければならないのである。

ベクウェイ島の捕鯨ボートの原型であるナンタケット型捕鯨ボートは全長28~30フィート(8.5~9.1m)あり(Adams 1971: 63)、現代の捕鯨ボートはそれよりも少し小さい。一方、ウォレスが捕鯨を開始した当時の捕鯨ボートは全長25~26フィート(7.6~7.9m)しかなく(Adams 1971: 63)、現代の捕鯨ボートはそれよりも少し大きくなっている。

1950年代の終わり以降、調査時(1998年)まで40年近く捕鯨に従事し、「ホワイ・アスク」の所有者兼銚手であるアスニール・オリヴィエールによると、過去数十年間に何度か銚を打ち込んだ鯨に捕鯨ボートごと海中に引きずり込まれたことや鯨の背中で捕鯨ボートが跳ね上げられ、ひっくり返されたこともある。このような経験をもとに捕鯨活動中の転覆や沈没を避けるために捕鯨ボートにも改良が加えられ、百数十年前より幾分大きく強固にされている。

鯨の捕殺に際しては、基本的には手投げ銚を鯨に打ち込み、鯨を弱体化させた後、ヤスを突き刺して仕留めるが、ショルダーガンもしくはダーティングガンからポンブランスを発射して仕留める場合もある。ポンブランスは1本400ECドル(1万8000円)と高価なため、撃ち損じた場合の損失を考慮して、慎重に使用の可否の判断がなされる。

ダーティングガンとは元々は北極圏地域での捕鯨に用いられていた道具で、銚の柄の部分にポンブランス発射筒が取り付けられており、銚が鯨体に突き刺さると留め金が押され、ポンブランスが発射される仕組みとなっている。

これらの捕鯨道具は過去の遺物ではなく、ベクウェイ島の鯨捕りたちが誇りを持って現在でも使用しているものである。

なお、2000年には木造ボートの外側にグラスファイバーを被覆した3隻目の捕鯨ボート「パーシヴィアランス」(Perseverance)が捕鯨事業に参画している。この捕鯨ボートの所有者兼銚手A.H.は1995年漁期中にO.O.がアスニール・オリヴィエールの捕鯨ボート「ホ

ワイ・アスク」から独立した後、アスニールが次の銚手として育て上げようとしていた人物であった (Junger 1995)。O.O.の独立後、「ホワイ・アスク」の乗組員となった A.H.は 1996、1997 年には「ホワイ・アスク」のキャプテンを、1998 年はボウ・オールズマンを務め、2000 年に銚手として独立を果たしたのであった。

### 2.2.3. 捕鯨従事者の仕事と役割

鯨捕りたちの日々の仕事は以下のとおりである。2 月上旬から 5 月上旬までの捕鯨期間中、鯨捕りたちは日曜日・祝日と天候が悪い日を除く毎日、午前 6 時前にベクウェイ島の風上側に位置するフレンドシップ湾の浜辺に集合し、天候や海上の状況をみて出漁するかどうかを決定する。風向きが悪い時にはベクウェイ島において待機する場合もある。その場合は、鯨捕りたちも高台に登り、探鯨する。

出漁する場合は 6 時～6 時 30 分頃に捕鯨ボートで出帆し、ベクウェイ島から南東に約 13km 離れたムスティック島をめざす。7 時 30 分～8 時頃同島に到着、捕鯨ボートを砂浜に係留し、乗組員は高台に登り、そこで待機する。待機中は交替で双眼鏡を用いて海上の鯨を探索、その傍ら往路釣り上げた魚でスープを作り、持参したパンで朝食を取る。

一方、ベクウェイ島の高台には探鯨者および協力者が残り、双眼鏡で鯨を探索する。鯨が発見されれば、VHF 無線を用いて捕鯨ボート、あるいはムスティック島にて待機中の鯨捕りたちに鯨発見の連絡がなされ、追跡が開始される。鯨が首尾よく捕殺されれば、ベクウェイ島の南 1km に位置するプティ・ネイヴィス島の鯨体処理施設にエンジン付きボートで曳航され、そこで解体処理される。約 3 か月間の捕鯨期間中、漁期終了（あるいは捕殺枠が充足される）まで、このような日々が続く。

2005 年 3 月 8 日に筆者が参加した捕鯨航海は次のとおりであった。なお、この日、捕殺はなかった。

- 05:50 ベクウェイ島フレンドシップ湾に乗組員 6 名集合、出発準備。
- 06:00 捕鯨ボート「レスキュー」を海に降ろす。
- 06:05 漕艇開始。
- 06:07 帆柱を上げ、帆を張る。帆走開始、一路ムスティック島へ。
- 07:25 ムスティック島ブリタニア湾に到着。帆を巻き上げて、投錨停泊。

- 07:30 乗組員、ムスティック島に上陸。
- 07:40 丘の上にある探鯨台に到着。各自持参した双眼鏡で探鯨開始。
- 09:05-09:25 銚手 O.O.が持参したビスケット、コンビーフ、バナナで朝食。朝食後、各自適宜休憩しながら探鯨。
- 10:55-11:20 持参したビスケット、コンビーフ、パウンドケーキと現地購入したコーラで2度目の食事。
- 11:45 下山開始。
- 11:55 ブリタニア湾に帰着、出発準備。
- 12:00 漕艇開始。
- 12:02 帆を張り、帆走開始。
- 13:22 フレンドシップ湾に帰着。
- 13:25 船首三角帆、巻上げ。
- 13:28 主帆、巻上げ。
- 13:30 主帆、取り外す。
- 13:32 乗組員、ベクウェイ島に上陸。
- 13:35 「レスキュー」を陸に上げる。乗組員、帰路につく。

写真 2-5 捕鯨ボート「レスキュー」の乗組員 6 人 (1997 年)



捕鯨ボートには 6 人が乗り組む (写真 2-5)。各々の名称は、舳先から艫に順番に、①銚手 (Harpooner)、②ボウ・オールズマン (Bow-oarsman)、③ミッドシップ・マン

(Midshipman)、④タブ・オールズマン (Tub-oarsman)、⑤リーディング・オールズマン (Leading-oarsman)、⑥キャプテン (Captain) である。

オールでの漕艇時には左舷側に銚手、ミッドシップ・マン、リーディング・オールズマンの3人、右舷側にボウ・オールズマン、タブ・オールズマンの2人が座り、キャプテンは艫で舵取りオールを漕ぐ。従って、オールは右舷側に3本、左舷側に2本出ていることになる。帆走時には進行方向にあわせて片側に銚手からリーディング・オールズマンの5人が座り（もしくは立ち）、キャプテンは艫で舵を取る。

銚手は鯨の捕殺に関して絶対的な権限を有している。鯨の背後約3mまで近づき、最初の手投げ銚（1番銚）を打ち込み、続けて2番銚、3番銚を打ち込む。銚を打ち込んだ鯨に捕鯨ボートごと海上を引っ張り回された後、銚手は弱った鯨にヤスを突き刺し、必要があればボンブランズを撃ち、仕留める。また、時にはほとんど事切れた鯨の背中に飛び移り、銚手の力量を顕示するために形式的な止めのヤスを刺し込む場合もある。

ボウ・オールズマンは銚手の言ったことを正確にキャプテンに伝える役目があり、銚手が鯨に銚を打ち込んだ時に、スプリット（主帆を斜めに張り出すための小円材）を下ろす。その後、2番銚、3番銚にロープを繋ぎ、銚、ヤス、ショルダーガン（あるいは、ダーティングガン）、ボンブランズを銚手に手渡す。銚手が銚を投げた時に、ロープがもつれないようにするのも彼の重要な仕事である。鯨が仕留められた時には海中に入り、鯨の体内に海水が入り込まないようにその口をロープでくくり合わせる。

ミッドシップ・マンは帆走時に風向きにあわせて船首三角帆を操作する。また、銚手が鯨に銚を打ち込んだ時に、船首三角帆を小さく巻き上げて倒す。鯨が仕留められた時にはボウ・オールズマンと共に海中に入り、鯨の口をロープでくくり合わせる。

タブ・オールズマンは銚手が鯨に銚を打ち込んだ時、ロープの入っている桶（タブ）の蓋を外し、ロープが引き出されていくようにする。また、鯨がロープを引っ張る際に生じる摩擦熱を減じるために銚綱柱に巻かれたロープに海水をかける。

リーディング・オールズマンは銚手が鯨に銚を打ち込んだ時、主帆の帆脚索を取り外し、主帆を小さく巻き上げて倒す。また、ボウ・オールズマンの求めに応じて、ロープ、ショルダーガン（あるいは、ダーティングガン）、ボンブランズなどを船尾から取り出し、ボウ・オールズマンに手渡す。さらに、キャプテンの指示に従ってバラスト用の砂袋を慎重に動かすと共に、ボート内に溜まった水垢を適宜くみ取る。

キャプテンはボートの操船に関して全責任を負っており、艫で舵を取り、主帆を調整す

る。銚打ち後、ロープを素早く銚縄柱に巻き付け、ロープの繰り出しを容易にする。また、2 番銚以下の銚を打ち込みやすくするために、鯨とボートとの間隔を一定に保つ。なお、かつては銚手が銚を打ち込んだ後、キャプテンと銚手が場所を交替し、キャプテンがヤスもしくはポンプランスで鯨を仕留めていたが、今日では銚手が仕留める。

銚手は銚打ちに関して、またキャプテンは操船に関して高度の技術を要求されるが、他の乗組員は漁師としての技量があれば、現場での訓練により十分務まるようである。一般的に見習い乗組員はリーディング・オールズマンとして捕鯨ボートに乗り組み、熟達度合いに応じてタブ・オールズマン、ミッドシップ・マン、ボウ・オールズマンと一つずつ乗組員としての地位が昇格していく（もちろん、技量があれば、飛び越して昇格する）。ボウ・オールズマンは見習い銚手に相当し、銚手の背後でその銚打ちの技術を学ぶ。

前述の「レスキュー」の銚手 O.O.は、1991 年にアスニール・オリヴィエールの捕鯨ボート「ホワイ・アスク」にタブ・オールズマンとして参加、翌 1992 年から 1995 年途中までボウ・オールズマンを務め、1996 年に自らの捕鯨ボート「レスキュー」を建造、銚手として独立した。また、「レスキュー」のキャプテン S.F.はかつて「ダート」のキャプテンを務めていたことのあるベテランで（1936 年生）、操船技術に関しては全幅の信頼が置かれている。

一方、「レスキュー」のボウ・オールズマン E.K.は、1992 年から 1995 年まで「ホワイ・アスク」のタブ・オールズマンを務め、1996 年に「レスキュー」のタブ・オールズマンとなり、1998 年にボウ・オールズマンに昇格した。同じく「レスキュー」のミッドシップ・マン M.O.は、1996 年に「レスキュー」のリーディング・オールズマンとして初めて捕鯨ボートに乗り組み、1998 年にミッドシップ・マンに昇格した。これら 2 人はそれぞれ 1970 年、1974 年生まれで、乗組員の中では最も若い世代である。

40 歳台の伸び盛りの銚手、60 歳台のベテランのキャプテン、それに 20 歳台の体力のある乗組員と、「レスキュー」は理想の陣容を誇り、1998 年春に見事にザトウクジラ 2 頭の捕殺に成功したのである。

なお、操船技術の確かさで「レスキュー」を支えてきたキャプテン S.F.も 70 歳台に入ってから老齢のためか出漁に積極的ではなくなり、2007 年漁期を最後に捕鯨クルーからはずれた（銚手 O.O.の言葉を借りるならば、「はずれてもらった」）。2009 年時点で 1998 年当時から変動がなかったのは、銚手 O.O.とボウ・オールズマン E.K.の 2 人だけであった。

同年、タブ・オールズマンは固定されておらず、銚手 O.O.は彼の三男 B.O. (1984 年生) を時々、捕鯨に同行させていた。将来、B.O.が銚手の地位および捕鯨ボートを受け継げば、オリヴィエール一族 6 代目の銚手となるが、銚手の息子が簡単にその地位を継承できるわけではない。父からの金銭的援助は期待できるが、最終的には自らの能力と人望で銚手の地位を勝ち取らなければならないのである (銚手の地位の継承失敗事例は 2.2.5.で取り上げる)。

#### 2.2.4. 鯨産物の分配法—シェアー・システム—

ベクウェイ島の捕鯨においては鯨捕りたちに賃金の支払いは行われておらず、「シェアー・システム」(share system)による鯨産物(鯨肉、脂皮)の分配が慣行となっている。捕殺された鯨は鯨体処理施設のあるプティ・ネイヴィス島の波打ち際の岩場で解体され(写真 2-6)、鯨肉、脂皮ごとに各人に分配される。

写真 2-6 解体中のザトウクジラ (1998 年)



写真 2-7 切断された鯨肉と脂皮 (1998 年)



1998 年 2 月 28 日 (2 月 26 日捕殺分) の分配事例は次のとおりであった。

鯨肉は縦横 15~16 インチ (38.1~40.6cm)、厚さ 6 インチ (15.2cm) 程度の肉片に切断され (写真 2-7)、桶に入れて、捕鯨ボート所有者 (2 人) に 2 桶分 (2 配分) ずつ、乗組員 (12 人)、探鯨者 (1 人) および鯨体処理施設保有者 (複数であるが、1 人分として計算) に 1 桶分 (1 配分) ずつ分配され、鯨肉片がなくなるまでこの分配が繰り返された。

その結果、捕鯨ボート所有者 (2 人) は全体の 18 分の 2 ずつを、乗組員 (12 人)、探鯨者 (1 人) および鯨体処理施設保有者 (1 人分計算) は全体の 18 分の 1 ずつを受け取ったことになる。なお、捕鯨ボート所有者は銚手を兼ねているので、彼らは鯨肉全体の 6 分の



1 ずつを受け取ったことになる。

一方、脂皮も鯨肉と同じ大きさの脂皮片に切断され、鯨肉片と同じ手順で、捕鯨ボート所有者（2人）に1桶分（1配分）、「オフィサー」と称される銚手（2人）およびキャプテン（2人）に1桶分（1配分）、オフィサーを除く乗組員（8人）、探鯨者（1人）および鯨体処理施設保有者（1人分計算）に1桶分（1配分）が分配され、脂皮片がなくなるまでこの分配が繰り返された。その後、2人の捕鯨ボート所有者は受け取った分配物を2等分、4人のオフィサーは受け取った分配物を4等分、オフィサーを除く乗組員、探鯨者および鯨体処理施設保有者は受け取った分配物を10等分した。

その結果、捕鯨ボート所有者（2人）は全体の6分の1ずつを、オフィサーと称される銚手（2人）およびキャプテン（2人）は全体の12分の1ずつを、オフィサーを除く乗組員（8人）、探鯨者（1人）および鯨体処理施設保有者（1人分計算）は全体の30分の1ずつを受け取ったことになる。なお、捕鯨ボート所有者は銚手を兼ねているので、彼らは脂皮全体の4分の1ずつを受け取ったことになる。

各人の取り分は、自家消費分および親族・友人への贈与分を除いて、その場で島民に販売された。1998年の販売価格は、鯨肉、脂皮とも1ポンド（454g）当たり4ECドル（180円）であった。銚手O.O.は自らの取り分のうち大半をプティ・ネイヴィス島の解体現場で販売し（彼の妻が販売を担当）、残りを自宅に持ち帰った。自宅に持ち帰った鯨肉、脂皮を冷蔵庫で保存し自家消費すると共に、筆者が確認できた範囲では、それらの鯨産物を島内他地区に住みタクシー業を営む長兄、次兄と近隣に住む年長のイトコに贈与した。捕鯨シーズン（捕鯨シーズンは同時に観光シーズンでもある）が終われば、銚手O.O.は長兄、次兄と共に漁に出ることもあり、鯨産物の贈与により兄弟間の絆を強め、同時に贈与を受けた長兄、次兄は鯨捕り一族に生まれたことを再確認しているのである。また、次兄からは受け取った鯨産物の一部を近所にお裾分けしたことを聞いた。

このシェア・システムによる分配、鯨捕りから親族・友人への贈与および島民への現金販売が島中に鯨産物を行き渡らせることを可能にしている。ベクウェイ島民は少なくとも年に一度鯨肉を入手し、食することにより捕鯨の島の住民であるということを再認識するのである。

1998年2月末、ベクウェイ島においてザトウクジラが捕殺されたことを聞いたセント・ヴィンセント島の住民が鯨肉を入手しようとしてベクウェイ島に渡って来たが、その多くは入手できなかった。現金販売されているからといって誰もが購入できるわけではない。

ベクウェイ島民と何らかのつながりを持ち、幾分なりとも捕鯨文化を共有していない限り、鯨肉の入手は困難である。鯨捕りたちにとって現金は重要であるが、それが全てではない。本当に必要とする人々に（販売を含めて）分け与えてこそ、お互いに精神的充足感を得るのである。

なお、以前に捕鯨関係者から鯨発見者（探鯨者に限らず、普通の人でもよい）は噴気孔の周辺 2 フィート（61cm）四方の鯨肉、脂皮を受け取ることができると聞いていたが、2月 28 日の分配では鯨発見者が当該部分を受け取ったか否かは確認できなかった。また、鯨髭は銚手に、鯨骨は鯨肉と同様のやり方で関係者に分配されると聞いていたが、双方とも解体現場に遺棄されていた（と判断した）。

後日確認したところでは、鯨骨については解体後 2～3 週間程度、炎天下の岩場に放置し、削ぎ残した肉片などを腐敗させた後、2～3 か月間海水に浸けて晒す。その後、捕鯨クルーが鯨骨を自宅に持ち帰り、調度品や記念品として使用するとのことであった。また、自宅に持ち帰った鯨骨の一部はスクリムショウなどの工芸品の材料として芸術家などに販売される場合もある（写真 2-8）。

写真 2-8 スクリムショウ細工作品（1991 年）



ところで、1966 年にベクウェイ島において現地調査を実施したアダムスによれば当時のシェア・システムは次のとおりであった。

鯨肉については、全体の 4 分の 1 が捕鯨事業経営者に、残りの 4 分の 3 が全乗組員に分配される (Adams 1971: 70)。一方、脂皮については、鯨油として精製された後、販売され、その売り上げからボンブランズの経費が差し引かれ、残額の 3 分の 1 が捕鯨事業経営者に、他の 3 分の 1 がオフィサー、すなわち銚手とキャプテンに、残りの 3 分の 1 が他の乗組員

に分配される (Adams 1971: 69-70)。

以下、筆者の調査 (1998 年) とアダムスの調査 (1966 年) にみられる差異について考えてみる。脂皮については、全体が 3 等分されることは同じである。かつては捕鯨事業経営者が捕鯨ボートおよび鯨体処理施設を保有し捕鯨事業を運営していたが、筆者の調査時点では 2 人の捕鯨ボート所有者が捕鯨ボートの建造・修理費や、鋸、ヤスなどの捕鯨道具の維持管理にかかる経費のほとんど全てを負担し、実質的に捕鯨事業を運営していた。また、鯨体処理施設は 1961 年の建設以来改修されておらず、維持管理費用もほとんど不要であった。従って、筆者の調査時点では、捕鯨事業経営者の取り分が捕鯨事業の実質的経営者である捕鯨ボート所有者の取り分となったと考えられる。一方、捕鯨事業経営者から鯨体処理施設を相続した鯨体処理施設保有者は、いわば鯨体処理施設使用料として 3 分の 1 配分の一部を受け取るのである。

鯨肉についてはアダムスの調査と筆者の調査を十分に比較検討する材料を持ちあわせていないので、上述の分配事例を提示するだけにとどめておきたい。

アダムスの調査時 (1966 年) と筆者の調査時 (1998 年) を比べてみれば、捕鯨を取り巻く社会状況は大きく変化し、鯨油はもはや外貨を稼ぐ商品ではなくなった。その結果、脂皮も鯨肉と同価格で販売されるものとなり (1 ポンド 4EC ドル、1998 年)、脂皮を重視する必要性はなくなった。しかしながら、シェア・システムそのものについては、分配物の受け取り手に若干の変化はあるものの、現金収入源として重要であった脂皮を捕鯨事業の中核者 (かつての捕鯨事業経営者、現在の捕鯨ボート所有者、およびオフィサー) に多くを分配した当初の姿からほとんど変化していないのである。

なお、2000 年に過去 40 年以上にわたってベクウェイ島の捕鯨を率いてきた捕鯨ボート所有者兼鋸手が死去した後、シェア・システムは単純化され、脂皮の分配も鯨肉と同様になった。すなわち、鯨肉、脂皮とも捕鯨ボート所有者が 2 配分を受け取り、他の者は 1 配分を受け取るようになった。近年、脂皮が鯨肉と同等の経済的価値しか持たなくなったので、捕鯨ボート所有者兼鋸手の世代交代とともにシェア・システムもより現実を反映した形に改められたのである。また、鯨体処理施設がプティ・ネイヴィス島からサンプル・ケイに移設された後は鯨体処理施設分のシェアもなくなった。サンプル・ケイは国有地であり、新鯨体処理施設建設費の大半が日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力により助成されたからである (2.2.7.2.参照)。

### 2.2.5. 捕鯨事業の過渡期－2000年から2002年までの出来事－

2000年7月、ベクウェイ島の捕鯨を40年以上にわたって率いてきた操業4世代目の銚手、アスニール・オリヴィエールが79歳で亡くなった。ベクウェイ島の捕鯨を語る際には常に偉大なる銚手の1人として言及される人物であった。20世紀から21世紀への時代の変わり目にベクウェイ島の捕鯨も転換期を迎えたのであった。

ベクウェイ島においては1994年から1997年までの4年間ザトウクジラの捕殺がなく、一時は捕鯨文化の消滅も危惧されていた。幸いにして1998年以降は毎年捕殺に成功し、銚打ちの技術も1998年から2000年にかけて操業5世代目O.O.、6世代目B.C.に継承された(図2-2)。ここにもはや捕鯨文化の絶滅の危機はない。

しかしながら、アスニールの死がベクウェイ島の捕鯨の将来にいくつかの問題を残した。一つはアスニールが保有し銚手を務めていた捕鯨ボート「ホワイ・アスク」の継承をめぐる問題、もう一つは同じくアスニールが共同保有し、鯨捕りたちが使用していた鯨体処理施設の使用をめぐる問題である。

2000年漁期、アスニールは養子B.C.(姉の息子の息子)を銚手に昇格させ、自らはボウ・オールズマンとして彼のバックアップを務め、彼に銚打ちを成功させた。銚手に昇格させたということは当然、将来捕鯨チームを彼に任せ、捕鯨ボートも彼に譲るとの考えがあったはずである。

残念ながら、アスニール亡き後、B.C.には捕鯨チームをまとめきれぬ銚手としての力量と人望がなかった。B.C.を銚手とする「ホワイ・アスク」は2001年漁期に出漁したのみで、捕鯨チームは事実上解散、2002年漁期以降は出漁していない。

2002年漁期以降、「ホワイ・アスク」をめぐるアスニールの実娘、養子B.C.、同じく養子で捕鯨チームの一員でもあったB.C.のイトコが相続争いを演じた。結局、「ホワイ・アスク」は実娘が相続し、他の漁師に売却した。売却後は、引き網漁に使用されている。また、アスニールの家屋敷、捕鯨道具などは養子B.C.と同じく養子でB.C.のイトコが相続して売却、それを折半した。B.C.のイトコは入手したお金で土地を購入したが、B.C.はお金全てを酒とドラッグと女に費やし、無一文になってしまったという話を捕鯨関係者から聞いた。

「レスキュー」の所有者兼銚手O.O.は筆者に対して「伝統のある捕鯨ボートが捕鯨に使用されなくなって非常に残念である。アスニールは後継者の選択に際して一つの過ちを犯

した」と語っている。身内への甘さが偉大なる銚手アスニールをしても判断を誤らせたのである。

#### 2.2.6. VHF 無線から携帯電話へー探鯨者から鯨捕りへの連絡方法の変遷ー

ベクウェイ島の鯨捕りから危機一髪の体験談を聞いたことがある。手投げ銚を打ち込まれ、銚綱一本で繋がっている捕鯨ボートを勢いよく引っ張っていたザトウクジラが急に180度方向転換し、捕鯨ボートに向かって来た。怖さのあまり6人の乗組員全員、血の気が引き、顔面蒼白になった。その直後、ザトウクジラの背中でボートが跳ね上げられ、全員が海の中に転落した。ビニール袋に入れていたVHF無線機のスイッチを入れ、救援を依頼、駆けつけた仲間のボートに救助され事なきを得た。そんな話である。当時はビニール袋に入れたVHF無線機が命綱であったのである。

ベクウェイ島の高台において鯨を探索している探鯨者から鯨捕りたちに鯨発見の連絡があると、ムスティック島の浜辺に係留してある8m強の捕鯨ボートに6人の鯨捕りが乗組み、ボートを漕ぎ出し、帆を上げて鯨の追跡を開始する。鯨との距離が3m強までに縮まると、最初の手投げ銚（1番銚）を打ち込み、銚綱一本により鯨と捕鯨ボートが繋がっている状態となる。しばらくの間、鯨にボートごと海上を引き回された後、さらに何本かの手投げ銚を鯨に打ち込み弱体化させ、最終的にヤス（あるいはポンブランス）により仕留める。この基本的な捕鯨方法は百数十年間変化していない。

一方、用いられている捕鯨ボートは1960年代初頭には6隻あったが(Price, W. 1985: 414)、筆者が調査を始めた1991年以降は1~3隻で推移し(表2-1)、陸揚げされたザトウクジラ数は1960年から1984年までの25年間で37頭(年間平均1.5頭)(Price, W. 1985: 419 Table 4)、1991年から2010年までの20年間は22頭であった(年間平均1.1頭)(表2-1)。

これに対して、技術的に大きく変わったのがベクウェイ島の高台において鯨を探索している探鯨者から鯨捕りたちへの連絡方法である。かつては太陽光を手鏡に反射させて鯨発見の合図が発せられ、1982年以降はVHF無線が用いられるようになった(Price, W. 1985: 414)。もっとも、手鏡からVHF無線に完全に切り替わったというわけではない。最初の鯨発見の合図は手鏡の反射でなされ、その後、探鯨者と鯨捕りの双方がVHF無線のスイッチを入れる手順となっている。

2002年、ベクウェイ島に携帯電話会社が進出してきた。しかも3社<sup>9)</sup>がほぼ同時期であり、3社間で販売競争が繰り広げられた。その結果、鯨捕りたちも相次いで携帯電話を持

つようになつた<sup>9)</sup>。

2003年以降、鯨発見の第一報は探鯨者から携帯電話により鯨捕りたちのリーダーである銚手に入るようになった。その後、必要に応じて銚手から他の鯨捕りたちにも携帯電話で連絡が流れる手順となっている。もちろん、鯨捕りたちは追跡方向の確認やボートの転覆に備えて、厚めの防水ケースに入れて海上にも携帯電話を持参する。

筆者が聞いた限りでは、携帯電話を持つようになって以降、本項の冒頭で述べたような転覆事故は起こっていない。海上での緊急時に携帯電話が VHF 無線と同様に役に立つのかどうかは現在のところ不明である。

手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ銚、ヤス（あるいはポンプランス）を用いてザトウクジラを捕殺するという百数十年間不変の捕鯨方法に携帯電話という最新技術が加わったベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨。表 2-1 からわかるように携帯電話導入後も捕殺数は増加していない。探鯨者と鯨捕りとの連絡、あるいは鯨捕り間での連絡は、携帯電話導入後、確かに便利にはなった。しかしながら、この最新技術は捕鯨方法の本質にはかわっていないのである。

鯨捕りたちが手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ銚、ヤス（あるいはポンプランス）により捕殺するという旧来の捕鯨方法を用いる限り、ザトウクジラを捕りすぎることはない。なぜならば、一度捕殺に成功すれば、捕鯨ボートも捕鯨道具も傷み、修理が必要となる。また、鯨捕りたちにも休養が不可欠である。さらに、鯨肉および脂皮の消費には一定期間が見込まれる。加えて、たとえ多くを捕殺したとしても、大型冷凍施設がないため、鯨産物の長期保存は困難である（それゆえ、無理して多くを捕らない）。しかも、ザトウクジラがベクウェイ島の近海に回遊してくる時期は2月上旬から5月上旬までである。これらのことが相まって、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は捕りすぎない捕鯨、捕れすぎない捕鯨、すなわち結果としての資源の持続的利用となっているのである。この資源の持続的利用型捕鯨はモバイル時代となった今日（2010年）でも不変である。

## 2.2.7. 鯨体処理施設の移設－プティ・ネイヴィス島からサンプル・ケイへ－

### 2.2.7.1. 新鯨体処理施設の建設に向けて

従来、捕殺されたザトウクジラの解体作業はベクウェイ島の南 1km に位置する無人島プティ・ネイヴィス島（ベクウェイ島から船外機付きのボートで 10 分程度）の鯨体処理施設において行われてきた（写真 2-9）。この施設は 1961 年に建設され、費用を負担したアス

ニールほか4兄弟の共有物とされてきた。

写真 2-9 旧鯨体処理施設－プティ・ネイヴィス島－（1991年）



アスニールが捕鯨に従事している間は共有者およびその相続人が鯨体処理施設使用料として鯨産物の分配を受けてきたが、アスニールの死後、土地の相続問題がこじれ、2003年以降、鯨体処理施設の使用が不可能となった。その結果、新たなる鯨体処理施設が必要となり、プティ・ネイヴィス島よりもベクウェイ島側に位置する小島（岩礁）サンプル・ケイ（ベクウェイ島から船外機付きのボートで2分程度）において建設が始まった（写真2-10）。2003年漁期は未完成の状態で使用した。

写真 2-10 サンプル・ケイ（2003年）



サンプル・ケイは1880年代に鯨体処理施設が立地していた小島であり、ベクウェイ島からの移動は簡単（これが2003年漁期に問題となった）、土地は国有地のため所有権の相続問題に煩わされることもない（現在は国から無償借用中、これも将来問題となるかもしれない）。完全な鯨体処理施設が建設されていたならば、プティ・ネイヴィス島よりも捕鯨事

業にとって有益になっていたかもしれない。ところが、そうではなかった。

鯨捕りたちの計画では3万4000ECドル（153万円）の寄付を集めて、周囲をフェンスにより完全に遮蔽した鯨体処理施設を建設する予定であったが、目標の半分以下の1万5000ECドル（67万5000円）しか集まらず、2003年は基礎部分を建設して終わった。この基礎工事は1月から3月中旬までの2か月半の間に鯨捕りたちが施工したものであった。

2003年漁期は3月中旬から始まり、3月29日に1頭のザトウクジラが捕殺された。翌日から解体作業が始まったが、鯨体処理施設の周囲に遮蔽物が全くないため、解体する傍らで鯨産物をベクウェイ島から渡ってきた一部の人たち（多くは無職の若者）に盗まれ、しかも販売されてしまった。プティ・ネイヴィス島において鯨体処理がなされていた時にも、鯨産物の持ち去りは間々あり、捕鯨関係者もそれらを大目に見てきた経緯はあったが、少なくとも現場で盗人が鯨産物を販売するという事はなかった。かつては盗人にも常識があったのである。

鯨捕りたちは鯨肉、脂皮を1ポンド5ECドル（225円）で販売したが、その横で盗人に売られては商売にならない。2003年からは『国際捕鯨取締条約』附表による捕殺枠が4頭に増えたが（2002年までは2頭）、2003年は1頭陸揚げで捕鯨をやめてしまった。

もう一つの問題はサンプル・ケイへの鯨体処理施設の移設にベクウェイ島フレンドシップ湾沿いに立地するホテル業者が反対したことであった。サンプル・ケイの対岸のフレンドシップ湾には美しい白砂のビーチがあり、いくつかのホテルやコテージもある。従来よりも近接地に鯨体処理施設が出来れば、解体による血や残滓物によりビーチが汚染されるなどの理由から移設に反対し、観光文化大臣に移設反対の手紙を書いた。

写真 2-11 解体残滓物貯蔵プール（2003年）



鯨捕りたちは鯨体処理施設に併設する形で波打ち際に解体残滓物一時貯蔵用のプールを



作り（写真 2-11）、2003 年の解体に際しては残滓物をここに一時貯蔵、解体終了後、沖合に投棄した。また、解体に際して流れ出た血も潮流の関係でビーチには流れずに沖に向かうことが今回の解体で明らかになった。その結果、ホテル業者の反対の声も一応は収まった。しかし、鯨捕りたちとホテル業者（観光事業者）との関係は微妙な問題である。

ここにサンプル・ケイを鯨体処理施設用地としてセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府から無償貸与されていることが微妙に絡んでくる。捕鯨関係者と直接かわるのは農業土地水産省水産局、ホテル業者と直接かわるのは観光文化省観光局である。ベクウェイ島の捕鯨関係者とホテル業者がもめた場合、伝統文化としての捕鯨を優先するのか、それとも外貨を稼ぐ観光業を優先するのかは、結局のところ両局長、あるいは両大臣の力関係によるが、最終的な決着は首相が「捕鯨と観光」をどう考えるかにかかってくる。

ここにまた 1984 年から 2000 年末までセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国首相を務めていたジェイムズ・ミッチェル元首相と 2001 年の総選挙に勝利し首相に就任したラルフ・ゴンザルベス現首相との確執が影を落とす。

ベクウェイ島における捕鯨事業の創始者の 1 人、ジョーゼフ・オリヴィエールの玄孫としてベクウェイ島で生まれ育ったミッチェル元首相は（Mitchell 2006: photo 2）、地域社会における捕鯨文化の持つ意味を十分理解していた。それだからこそ 1984 年に首相就任以降、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は国際捕鯨委員会の年次会議においてそれまでの欧米の反捕鯨国に足並みを揃える態度を変え、捕鯨国および捕鯨理解国側に立つようになったのである。

また、彼は 1967 年に生家を改装して部屋数 5 室の小規模ホテルを開業（Mitchell 2006: 92）、首相就任前には観光大臣も経験し、ベクウェイ島の捕鯨も観光も知っている政治家であった。首相在任中はベクウェイ島の捕鯨文化と観光開発の並存に心がけてきた。

1992 年に欧州共同体（EC）の援助を受け、捕鯨海域に面したサンゴ礁の海岸線を埋め立ててベクウェイ空港を建設した（総工費 5600 万ドル、うち EC 援助 5400 万ドル）。その一方、埋め立てで余った白砂を用いて空港の隣接地に人工ビーチを造成、そのビーチを島の偉大なる銛手にちなんで「アスニール・ビーチ」と名づけた（2.4.2.; 2.4.3.3.参照）。ベクウェイ島に外貨をもたらす観光開発と伝統文化である捕鯨とを何とか並立させようとする彼の苦心の一例であった。

一方、ゴンザルベス現首相は各種の労働争議において組合側を支援してきた辣腕弁護士

である。2000年、ミッチェル首相率いる政権与党・新民主党（New Democratic Party: NDP）がお手盛りで議員年金の増額を可決、それに対して野党・統一労働党（Union Labour Party: ULP）を率いていたゴンザルベス党首は猛反発、ゼネストを組織し、繰上げ選挙を実施させ、ついには2001年3月の総選挙に勝利し（ULP12議席、NDP3議席）、首相に就任したのであった<sup>10)</sup>。

議員を引退したとはいえベクウェイ島を含む選挙区では今なお厳然たる力と圧倒的な支持基盤を持つミッチェル元首相。その元首相の力の源泉ベクウェイ島（ベクウェイ島を含む選挙区では数少ないNDP所属の議員が選出されている）に対してゴンザルベス現首相はどのような政治を行っていくのであろうか。彼の政策を慎重にみていく必要がある。

2002年、政権交代前から水産局長を務めてきた人物が配置転換させられた。理由は不明であるが、1998年7月までセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の水産局にて働き、同年10月以降は近隣国トリニダード・トバゴにいる国際協力事業団（現・独立行政法人国際協力機構）関係者の話では政治的理由によるらしいとのことであった<sup>11)</sup>。なお、後任の水産局長（代行）には首相と同郷の水産局職員が任命されている。

2001年の政権交代以降、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は国際捕鯨委員会の年次会議において他のカリブ海諸国5か国（アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、グレナダ、セントルシア、セントキッツ・ネイヴィス）とは多少異なる投票態度を取り始めている。従来は全ての投票においてカリブ海諸国6か国は日本をはじめとする捕鯨国および捕鯨理解国と同一歩調を取っていた。それが少し変わり始めたのである。

例えば、2003年にドイツ、ベルリンで開催された国際捕鯨委員会第55回年次会議において、日本提案の「ミンククジラの改訂管理制度実証試験150頭捕獲枠要求案」にはセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は日本、ノルウェー、他のカリブ海諸国5か国と足並みを揃えて賛成に回ったが（賛成19、反対26、棄権1で否決）、同じく日本提案の「ニタリクジラの改訂管理制度実証試験150頭捕獲枠要求案」には日本、ノルウェー、他のカリブ海諸国5か国とは異なり投票を欠席した（賛成17、反対27、棄権1で否決<sup>12)</sup>）。これがゴンザルベス首相の独自性なのかもしれない。彼がベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨をどう考えているのか、何とか知りたいものである。

ベクウェイ島の鯨捕りたちにとっては、サンプル・ケイの鯨体処理施設を完成させることが喫緊の課題である。苦勞して捕殺した挙句、鯨産物を解体する横で盗まれ、販売されてはたまったものではない。これでは事業意欲もうせてしまう。問題は不足する建設資金

をいかにして確保するかである。

鯨捕りたちは建設にかかるすべての資金（資材の現物供与を含めて）を島内有志からの寄付で募り、自分たちの労働により建設する計画であったが、上述のように予定額 3 万 4000EC ドル（153 万円）に対して 1 万 5000EC ドル（67 万 5000 円）しか集まらなかった。やはり全額寄付で賄うというのには少し無理がある。もちろん彼ら自身が残額すべてを負担するというわけにもいかないであろう。

ではセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府はどうであろうか。2003 年 8 月 15 日に同国水産局長（代行）と面談した際、政府の支援を尋ねてみたが、「政府としてはサンプル・ケイの無償貸与以上のことはできない」「あとは民間の支援に期待している」とのことであった。

鯨捕り、政府とも第三者の善意に期待しているだけではことが進まない。ここはやはり鯨産物の売上げから残りの建設資金 1 万 9000EC ドル（85 万 5000 円）を賄うしかないであろう。1 ポンド 5EC ドルで鯨産物が販売されるのであるから、3800 ポンド（1725.2kg）販売すれば充足する。ザトウクジラ 1 頭捕殺すればお釣りがくる。1 年間だけ捕殺枠 4 頭のうち 3 頭は生計用、残りの 1 頭を鯨体処理施設建設資金に回せばよいのである。

2002 年までは『国際捕鯨取締条約』附表上の規制により 2 頭しか捕殺できなかったが、2003 年以降は 4 頭捕殺可能となった。1 頭まるまる収入とならなかったとしても従来よりもまだ 1 頭多いのである。長期的に安定した捕鯨事業を考えるのであるならば、応分の自己負担もやむを得ないであろう。

#### 2.2.7.2. 新鯨体処理施設の完成

ベクウェイ島の鯨捕りにとって、捕鯨事業をより安全確実に実施にするためには、完璧なる鯨体処理施設を建設することが必要である。そこで彼らは銚手 O.O.を会長、もう一人の銚手 A.H.を副会長、O.O.のイトコで高校教員 H.B.を事務局長として捕鯨関係者により設立された NGO 団体、「ベクウェイ先住民捕鯨者協会」（Bequia Indigenous Whalers Association）（以下、「BIWA」と表記）を受け皿として鯨体処理施設建設に向けて外部資金の導入をめざした。彼らが求めたのは日本からの資金援助であった。

2004 年 12 月、BIWA 事務局長 H.B.からセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国を管轄する在トリニダード・トバゴ日本国大使館あてにサンプル・ケイに鯨体処理施設を建設することへの 26 万 6264EC ドル（1065 万 560 円）の「草の根・人間の安全保障

無償資金協力」(Grant Assistance for Grass-roots Human Security Projects Program) (以下、「草の根無償資金協力」と表記) 申請書が提出された<sup>13)</sup>。同申請については2005年2月に基礎工事費や屋根建築費用の一部を削減、工費を24万1614ECドル(966万4560円)に減額した上で再申請書が提出された<sup>14)</sup>。

日本の在外公館が公表しているNGO向けの無償資金協力に関する説明書によれば<sup>15)</sup>、草の根無償資金協力の場合、供与額が1000万円未満は在外公館での審査、1000万円以上の場合には外務省および財務省の審査となる。事務の煩雑さを避け、援助を迅速的に実施してもらうため、申請額が1000万円未満に減額されたものと考えられる。

この草の根無償資金協力申請は在トリニダード・トバゴ日本国大使館により承認され、2005年6月24日、ベクウェイ島においてBIWA会長O.O.と在トリニダード・トバゴ日本国大使館、加藤重信大使との間で鯨体処理施設建設にかかる無償資金協力の調印式が挙行され、総額8万9486米ドルの無償資金協力が実施されることとなった<sup>16)</sup>。

本無償資金協力を受けて、中断されていたサンプル・ケイの鯨体処理施設の建設は銆手O.O.ほか鯨捕りたちの手で再開され、同施設は2006年漁期前に完成した(写真2-12)。

写真 2-12 完成した新鯨体処理施設ーサンプル・ケイー (2006年)



(撮影：歳原隆文)

2006年4月9日、1頭のザトウクジラが銆手A.H.によって最初に銆打ちされ、銆手O.O.によって撃たれたボンブランスにより仕留められた。この捕殺されたザトウクジラは完成したサンプル・ケイの鯨体処理施設において早速解体処理がなされ、鯨肉・脂皮は地域住民に販売された。2003年のように炎天下で解体処理の全過程がなされることもなく、また鯨肉・脂皮が解体途中に盗まれることもなかった。すなわち、安全かつ衛生的に解体処理

がなされたのである。

筆者は 1991 年に初めて現地に入り、その後の現地調査の過程においてプティ・ネイヴィス島にあった旧鯨体処理施設の老朽化の弊害を見聞きしてきただけに、この新しい鯨体処理施設の完成は鯨捕りたちおよび地域住民に大きな活力を与えたと考えている。日本的な言葉で表現するならば、「地域の活性化」である。日本国政府による開発援助については地元に対する弊害が語られることもあるが、このサンプル・ケイの鯨体処理施設に対する草の根無償資金協力はベクウェイ島の鯨捕りたちの自律的な活動を促進し、また地域住民への安全かつ衛生的な鯨肉、脂皮の供給に貢献しているのである。

以下、関連事項（捕鯨と政治とのかかわりを示す資料）としてこの草の根無償資金協力を取り巻くセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の政治状況を記しておく。

上述した草の根無償資金協力の申請、採択において BIWA 事務局長 H.B. の果たした役割は大きかった。申請当時、高校教員であった H.B. は事務処理および文章作成能力に長けており、現地の捕鯨関係者の中で唯一セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府関係者ならびに日本国政府（在トリニダード・トバゴ日本国大使館）関係者と交渉できる人物であった。

本案件が在トリニダード・トバゴ日本国大使館により承認された後、BIWA 事務局長 H.B. は 2005 年 12 月に実施されたセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国総選挙に際してベクウェイ島を含む選挙区（北グレナディーン諸島区）から与党 ULP の候補者として出馬し、野党 NDP の候補者に 647 票対 1855 票という大差で敗れた<sup>17)</sup>。

しかしながら、H.B. は総選挙後、政府内に新設された国家安全省グレナディーン諸島問題局次長（Deputy Director of Grenadines Affairs）に任命され、政府におけるベクウェイ島を含むグレナディーン諸島一帯の諸問題に関わる窓口役となった<sup>18)</sup>。その後、ベクウェイ島の中心地にある政府施設内に彼のオフィスが設けられた。まさしく政治的任用であった。また、彼は 2006 年 6 月にはセントキッツ・ネイヴィスにおいて開催された国際捕鯨委員会第 58 回年次会議にセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府代表団の一員として参加している<sup>19)</sup>。

ベクウェイ島は NDP を創設し、1984 年から 2000 年末まで首相を務めたミッチェル元首相の生誕地・居住地であり、政界から引退したとはいえ、ベクウェイ島におけるミッチェル元首相の影響力は現在でも圧倒的である。2005 年 12 月の総選挙においては、ULP が全 15 議席中 12 議席を獲得、NDP に圧勝したが、NDP が確保した 3 議席中、北グレナディ

ーン諸島区のみが与党候補に 1208 票という大差をつけての勝利であった(残りの 2 選挙区は 40 票差と 259 票差であった)<sup>20)</sup>。

銛手 O.O. (BIWA 会長) をはじめてとして BIWA 関係者は事務局長 H.B. を除いて熱心な親ミッチェル、親 NDP である。銛手 O.O. と事務局長 H.B. はイトコ同士で、道を隔てて徒歩 1 分もかからない隣接地に居住しているが、両者間の政治的距離は遠い。

野党議員時代に辣腕弁護士として各労働組合の顧問となり、ゼネストを指揮、2001 年の繰り上げ総選挙に勝利、政権を獲得したゴンザルベス首相であるが<sup>21)</sup>、そのゴンザルベス首相率いる政権与党 ULP のベクウェイ島切り崩しの橋頭堡的存在がグレナディーン諸島問題局次長 (BIWA 事務局長) H.B. なのである。H.B. に文書事務管理能力、政治的繋がりがあったからこそ、野党 NDP の金城湯池の地ベクウェイ島において、日本の草の根無償資金協力を得て、新鯨体処理施設の建設という鯨捕りたちの長年の願望が成就されたのであった。

それはまた、H.B. 自身の個人的野心、ゴンザルベス首相の政治的思惑、そして日本国政府の国際捕鯨委員会对策が微妙かつ複雑に混ざり合った結果でもあったのである。

炎天下の解体作業は鯨捕りたちの安全面、あるいは鯨肉、脂皮の衛生管理面からも不適切である。また、鯨体の完全利用の見地からも同様である。日本の草の根無償資金協力を活用して、ベクウェイ島サンプル・ケイに新鯨体処理施設が完成したことは非常に有意義であった。これで鯨捕りたちは灼熱の太陽、カリブ海の荒波、鯨肉・脂皮の横取りを企む不心得者に解体作業を妨げられることもなく、安全に解体作業に従事できるのである。また、屋内での鯨肉、脂皮の販売は当該鯨産物の衛生管理に役立ち、地域住民に安心・安全な鯨産物を供給することができるのである。加えて、十分な鯨体処理施設は鯨体の完全利用を可能にし、資源の有効利用に通じるのである。この鯨体処理施設への資金協力がベクウェイ島の鯨捕りたちへの日本からの初めての直接的な財政支援であった<sup>22)</sup>。

筆者の長年にわたる現地調査経験から、本援助は地域の活性化に大きく寄与するものであったということを再度強調して本目を終えたい。

### 2.3. ベクウェイ島の捕鯨をめぐる国際関係

第 1 章においてはベクウェイ島の先住民生存捕鯨を規定している『国際捕鯨取締条約』附表 13(b)(4)の修正にかかる国際捕鯨委員会議事録の分析・考察から国際捕鯨委員会の議論は科学ではなく、政治が決めることなどを明らかにした (1.2.2.4.参照)。それは本章の

冒頭において述べたとおりである。しかしながら、当然のことではあるが、公式会議の記録である議事録には非公式な会議や舞台裏での話し合いなどは記録されていない。従って、議事録を読み解くだけでは、何故そのような結論に至ったのかについて理解できないような事柄も出てくる。特に、従来からの議論の流れの中では想像できなかった結論となった場合などがそうである。そこが議事録だけに頼ることの限界である。そのような限界を超えるための一つの方法がフィールドワークである。すなわち、国際捕鯨委員会に自らが出席し、参与観察を実践することにより、国際会議の表と裏を自らの視点から記録し、その分析、理解を試みるのである。

筆者は幸いにしてベクウェイ島の先住民生存捕鯨にかかる議論が紛糾した国際捕鯨委員会第 51 回年次会議(1999 年)と第 54 回年次会議(2002 年)に出席する機会が与えられた。以下、その経験に基づいて、国際捕鯨委員会の表と裏からベクウェイ島の先住民生存捕鯨をめぐる国際関係をみていく。

### 2.3.1. ベクウェイ島の捕鯨と先住民生存捕鯨

1982 年に開催された国際捕鯨委員会第 34 回年次会議において、沿岸捕鯨の捕殺枠を 1986 年漁期からゼロとし、母船式捕鯨の捕殺枠を 1985/86 年漁期からゼロとする商業捕鯨の一時停止をめざした『国際捕鯨取締条約』附表第 10 項の修正案が可決された(IWC 1983a: 20-21)。その結果、当該漁期以降、『国際捕鯨取締条約』締約国は条約が取り扱う 13 種の鯨類については「先住民生存捕鯨」を除いて捕殺枠はゼロとなり、当該鯨種の商業捕鯨は事実上、不可能になったのである。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は国際捕鯨委員会第 33 回年次会議(1981 年)の会期中に『国際捕鯨取締条約』の締約国となり(IWC 1982a: 17)、5 年後の第 38 回年次会議(1986 年)において、同国はベクウェイ島民による先住民生存捕鯨のための捕殺枠を正式に要求した(IWC 1987a: 19)。そして翌第 39 回年次会議(1987 年)において、先住民生存捕鯨小委員会はベクウェイ島における捕鯨の事実およびその内容を検討し、当該捕鯨の先住民生存捕鯨性を承認した(IWC 1988a: 21)。この先住民生存捕鯨性の承認を受けて、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は技術委員会において附表第 13 項(b)に(4)として同国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨の捕殺枠を追加する附表修正を提案、同案は技術委員会において同意され、さらに一部の文言に修正を加えた上で、国際捕鯨委員会総会において承認された(IWC 1988a: 21)。

最終的になされた附表修正は次のとおりである。

附表 第 13 項(b)

(4) 1987/88 年漁期から 1989/90 年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民による年間 3 頭（注）のザトウクジラの捕殺は、その鯨肉および鯨産物が同国における地域的消費のために用いられる時にのみ、これを許可する。

（注）本数値は毎年再検討され、必要があれば科学委員会の助言に基づいて修正される（IWC 1988a: 31）。

この結果、1987/88 年漁期（実質は 1988 年、以下同様）から 3 年間、年間 3 頭のザトウクジラの捕殺が国際的な枠組みの中で可能となったのである。この 3 年間、年間 3 頭という捕殺枠は 1990/91 年漁期に更新され（IWC 1991: 30-31）、1993/94 年漁期以降は年間 2 頭に削減された（IWC 1994a: 17）。

捕殺枠が設定されて以降、捕殺数は枠内に収まっている。鯨捕りたちとしてはもう少し捕殺したいという願望は持っているが、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府の指導に従って捕殺枠を遵守している。

彼らの捕鯨方法は創業以来この百数十年間ほとんど変わっていない。手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ鉞を持ち、体力の続く限りザトウクジラを追う。捕殺に成功する場合もあれば、失敗する場合もある。まさしく、人と鯨の命を賭けた闘いであり、非難されるところは何もない。

ところが、そう考えない人々もいる。ベクウェイ島におけるザトウクジラ捕鯨の存在に加えて、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国自体が、国際捕鯨委員会において日本、ノルウェーなどの捕鯨国の政策を支持している関係上、反捕鯨国および反捕鯨団体からのベクウェイ島の鯨捕りたちに対する反発は強い。1993 年に京都で開催された国際捕鯨委員会第 45 回年次会議において、オランダ代表は鉞手アスニール・オリヴィエールを指して「この老人はいつ死んでもおかしくない」<sup>23)</sup>という発言を行い、物議を醸した。

反捕鯨国および反捕鯨団体はベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関しては老鉞手 1 人の捕鯨ということで、不承不承ながら彼の引退（死去）を待とうという姿勢で推移してきた。老鉞手が引退（死去）すればベクウェイ島の捕鯨自体も自然消滅すると考えていたからである。ところが、そうではなかった。上述したように同島の捕鯨の中心は既に次の世代に



移っている（2.2.1.参照）。反捕鯨国および反捕鯨団体の思惑通りに事は運ばなかったのである。

### 2.3.2. 国際捕鯨委員会第 51 回年次会議（1999 年）

1999 年 5 月、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の隣国グレナダにおいて国際捕鯨委員会第 51 回年次会議が開催された<sup>24)</sup>。本年次会議には 78 歳になった銚手アスニール・オリヴィエールもセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国代表団の一員として出席していた。開催初日の夜、グレナダ国首相の主催により開催された歓迎パーティーに、彼は容器に入れた調理済みの鯨肉料理を持ち込み、鯨肉料理を参加者に勧めながら捕鯨談議の場を持ち、草の根交流に携わっていた。彼の真摯な姿勢に触れた誰もが彼の人柄のよさに魅了されたはずである。特に鯨肉料理は近隣のカリブ海諸国関係者には好評であった。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の財政難のため、他の同国代表団の成員のようにホテルには宿泊せず、グレナダに住む姪の家から会議場に日参していた。賑やかな外国の地に来てもビールも飲まず、普段どおりの慎ましい生活であった。但し、反捕鯨国関係者との接触は余りなかったと筆者は記憶している。もう少し彼と反捕鯨国関係者との間に交流があったならば、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨にかかるイメージの改善がなされたかもしれないと思えるのだが…。

1999 年（1998/1999 年漁期）は 3 年間の捕殺枠の最終年度にあっていたので、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府は 1999/2000 年漁期から 3 年間、年間捕殺枠 2 頭を要求したが、米国、英国、オランダ、ニュージーランドなどに代表される反捕鯨国が 1998 年の捕殺を問題視し、議論は紛糾した（IWC 2000a: 14）。

ここで問題となったのは 1998 年にベクウェイ島において大小 2 頭の鯨が同時に捕殺されたことであった。この大小 2 頭の鯨を反捕鯨国は「母仔連れ」とみなし、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は「乳飲仔鯨もしくは仔鯨を伴っている雌鯨を捕獲、または殺すことを禁止する」とした『国際捕鯨取締条約』附表第 14 項に違反しているとして非難したのであった（IWC 2000a: 14）。

これに対して、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府の見解は「小さな鯨の胃の中には乳がなかったので小さな鯨は乳飲仔鯨ではない。従って、違反ではない」（IWC 2000a: 14-15）との立場であった。

この『国際捕鯨取締条約』附表第 14 項の解釈について日本やノルウェーなどは「附表第

14 項は商業捕鯨を対象としたものであって、先住民生存捕鯨には適用されない」(IWC 2000a: 15) という見解を取っている。一方、米国、オランダ、ニュージーランドなどは「附表第 14 項は先住民生存捕鯨にも適用される」(IWC 2000a: 15) という主張である。

また、日本国政府は「提案されている 2 頭の捕殺は今日では生息数が 1 万頭以上と推計されている個体群からである」(IWC 2000a: 15) との見解を表明し、資源論・科学論の立場から米国、英国、オランダ、ニュージーランドなどに議論を挑んだが、鯨類を偏愛する反捕鯨国には通じなかった。

結局、紛糾の末、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の要求は総意により認められたが、仔鯨捕殺禁止規定の厳格化、捕殺方法の改善および調査の強化などの条件が課せられた (IWC 2000a: 18)。

本年次会議の議論を通して、反捕鯨国には地域社会における捕鯨文化の持つ意義などを考えようとする姿勢は全くみられないことが明らかになった。ある鯨種が生物資源学上、科学的に捕殺が可能であったとしても、反捕鯨国にとってそれは文化的、イデオロギー的に認められないのである。そのイデオロギー論争に勝つためには、科学よりも議論のテクニク、戦術が重要となってくるのである。

本項の最後に先住民生存捕鯨問題からは少し離れるが、鯨類と環境問題を取り扱った議論の中で老鮫手アスニール・オリヴィエールに関わる話が出てきたので、その話を取り上げておく。日本国政府は鯨類と環境問題に関して「世界における鯨類による魚類の捕食量は人間の捕食量の 3 倍から 6 倍に相当する」とする報告書を提出、これに対してニュージーランド、米国、オランダが「魚類枯渇の第一原因は人間である」などとして日本の主張に反論した (IWC 2000a: 31)。

この鯨類と環境問題に付随する議題として鯨類と健康問題が取り上げられ、ノルウェーは「魚類および海洋哺乳類の摂取は心臓病、喘息などの予防に有益である」とする見解を提出した (IWC 2000a: 31)。このノルウェーの見解を受け、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は「[アスニール・オリヴィエールは鯨を食べているので] 78 歳でも現役の鯨捕りである」と語り、日本国政府も「日本人は伝統的に魚と鯨を食べてきたので長寿である」と述べた (IWC 2000a: 31)。鯨類利用国に押され、反捕鯨国にとって議論の流れが不利になるようにみえた状況の下、カーニー議長が「私の観察から、鯨の摂取は舌も滑らかにするようである」(会場での筆者メモ。さすがにこの部分は議事録には記録されていない) とジョークで議論の幕引きを図った。反捕鯨国が議長を出していることの有

利さを再認識した議論であった。

### 2.3.3. 国際捕鯨委員会第 54 回年次会議（2002 年）

2002 年 5 月、山口県下関市において国際捕鯨委員会第 54 回年次会議が開催された<sup>25)</sup>。2002 年（2001/2002 年漁期）は 3 年間の捕殺枠（年間 2 頭）の最終年度にあっていたので、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府は反捕鯨国が長年にわたって要求しつづけてきたベクウェイ島の捕鯨に関する国内規制案（2.3.4.参照）を提出すると共に「漁期を 5 年間に延長し、捕殺枠も総数で 20 頭」とする附表第 13 項(b)(4)の修正要求案を提出した（IWC 2003b: 23）。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府がこの附表修正案と同時に提出した要求声明書によれば、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨には以下の 3 点の必要性、すなわち、①社会文化的必要性、②栄養的必要性、③経済的必要性、が存在している（SVG 2002b: 2）。

同国政府は研究者の報告（Adams 1971; Price, W. 1985; Ward 1995; Hamaguchi 2001）に基づいてベクウェイ島における捕鯨活動の歴史および捕鯨の社会文化的な意義を説明し、「ベクウェイ島における捕鯨は鯨捕りたちの技能と勇気を必要とする古い伝統であるので、鯨捕りたちは尊敬されている」、「ベクウェイ島民は捕鯨の成功を誇りに思い、食料としての鯨肉、脂皮を歓迎している」（SVG 2002b: 2）と指摘している。ここでは、特にベクウェイ島の捕鯨文化における鯨捕りたちの役割および食料としての鯨肉、脂皮の重要性が強調されているのである。

栄養的必要性については次のとおりである。1982 年、ベクウェイ島での 2 頭のザトウクジラは同島において必要とする動物性タンパク質の 11%程度を供給していたが、2002 年時点では人口が 1982 年の 2 倍となったので<sup>26)</sup>、2 頭のザトウクジラは必要とする動物性タンパク質の 6%を供給するにすぎなくなった（SVG 2002b: 3-4）。従って、2002 年時点で 1982 年当時と同量の動物性タンパク質をザトウクジラから得るためには、年間 4 頭の捕殺が必要であるとしている（SVG 2002b: 4）。この計算方法は非常に大雑把であるが、米国もアラスカの先住民イヌピアット、ユピートに対するホッキョククジラの捕殺枠要求に同様の計算方法を用いているので（USA 2002）、計算方法自体に疑義を唱えた国はなかった。

ザトウクジラの経済的必要性についても栄養的必要性と同様の方法で計算がなされている。1982 年における 2 頭のザトウクジラからの鯨産物は輸入肉（家畜肉、鶏肉）に必要な

外貨の13%に相当したと推定しうるが、2002年時点では人口増の結果、2頭のザトウクジラからの鯨産物は輸入肉に必要な外貨の7%まで低下した（SVG 2002b: 3-4）。従って、経済的な観点からも年間4頭の捕殺が必要とされるのである（SVG 2002b: 4）。

このセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の附表修正要求案は先住民生存捕鯨小委員会では厳しい議論に直面したが（IWC 2003c: 70-71）、総会ではほとんど議論されず、一部修正の上、総意により合意がなされた。

最終的に合意された附表第13項(b)(4)は次のとおりである。

#### 附表 第13項(b)

(4) 2003年漁期から2007年漁期において、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民により捕殺されるザトウクジラの数には20頭を超えてはならない。その鯨肉および鯨産物はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においてもっぱら地域的消費のために用いられなければならない。その捕鯨はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が提出した文書（IWC/54/AS 8 rev2）と一致する正式の立法措置の下で実施されなければならない。2006年、2007年漁期の捕殺枠は、国際捕鯨委員会が科学委員会から各漁期における4頭のザトウクジラの捕殺がその資源を危険にさらさないであろうとする助言を受け取った後に履行可能となる（IWC 2003d: 140）。

ベクウェイ島の鯨捕りたちは相変わらず母仔連れに見える大小2頭の鯨を捕殺しているにもかかわらず、捕殺枠は2頭から4頭に倍増し、漁期も3年から5年に延長された。従来からの議論の流れからすれば全くありえなかった結果である。そこには年次会議の表舞台には現れてこなかった非公式の話し合いがあったのである。

今回の年次会議においては日本による「小型沿岸捕鯨を実施している4地域にミンククジラの捕殺枠50頭を暫定的に付与」（IWC 2003b: 35-37）する附表第10項修正要求案とアラスカおよびチュコト地域の先住民によるホッキョククジラ捕鯨に関しての米国とロシアによる「2003年から2007年までのホッキョククジラの陸揚げ数280頭、年間最大鉆打ち数67頭、但し未使用鉆打ち数は翌年度以降に繰越可能」（IWC 2003b: 18-22）とする附表第13項(b)(1)修正要求案が真っ向からぶつかりあい、捕鯨国および捕鯨理解国と反捕鯨国の利害が複雑に絡み合った。この複雑な絡み合いはセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国に味方した。

日本は米国とロシアの要求に対して、「ホッキョククジラに他の商業捕鯨に適用されている改訂管理方式を適用すれば、数十年間は捕殺枠を出せない」（IWC 2003b: 19）と主張、話し合いによる合意形成に応じず、投票で決着を図る姿勢を明確にした。国際捕鯨委員会においては、捕殺枠の変更など『国際捕鯨取締条約』第5条にかかわる附表修正には4分の3以上の賛成が必要となっている<sup>27)</sup>。2002年現在、国際捕鯨委員会における反捕鯨国と捕鯨国および捕鯨理解国の勢力関係は一般的には5対4程度、議題によっては反捕鯨国による切り崩しの結果、2対1程度ぐらいにはなるが、反捕鯨国側が4分の3以上の多数を取ることは絶対に不可能なのである。

従来、米国は反捕鯨国の数の力を背景にして、ほとんど全て自国の要求を通してきた。ところが、今回はそれが無理となり、妥協の道を探す必要性が生じてきた。ここではじめて米国の交渉力が問われたのであった。最強硬反捕鯨国でありながら自国において捕鯨（先住民生存捕鯨）を行っているので、捕鯨国と妥協する前に、他の最強硬反捕鯨国（英国、オーストラリア、ニュージーランド）を説得する必要があったが、米国にはその能力はなかった。残された道は、投票の先延ばしと捕鯨理解国の切り崩しだけであった。

結局、総会4日目に米国とロシアによる附表第13項(b)(1)修正要求案は採決に付され、賛成30、反対14、棄権1で否決された（IWC 2003b: 21）。この否決の後、米国代表はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国代表に対して「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の附表修正要求案を全てのむ代わりに、米国とロシアの附表修正要求案に賛成してくれ。また他のカリブ海諸国を説得してくれ」との妥協案を舞台裏で持ちかけてきた<sup>28)</sup>。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は日本やノルウェーを中心とする捕鯨国および捕鯨理解国陣営の一員であるが、自国の附表修正要求案を通すために米国との妥協に応じた。但し、「自国の1票はともかく、他のカリブ海諸国は自分で判断することなので、説得はできない」という立場は明確にした。

翌日の総会最終日、まずセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の附表第13項(b)(4)修正要求案が採決に付されず、総意により合意された。次に、捕鯨理解国の切り崩しに自信を持った米国が、否決された原案の一部を手直した附表第13項(b)(1)修正要求案を再提案し、採決に付された。投票結果は、賛成32、反対11、棄権2となり、要求案は再び否決された（IWC 2003b: 21-22）。これにより『国際捕鯨取締条約』の枠内においては、アラスカとチュコト地域の先住民によるホッキョククジラ捕鯨は、2003年漁期から不可能となったのである<sup>29)</sup>。

米国＝ロシアの附表修正要求案に先行してセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の附表修正要求案の採択を強硬に主張した同国および捕鯨国・捕鯨理解国陣営の作戦勝ちであった。米国＝ロシアの附表修正要求案を先に否決していれば、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の附表修正要求案もおそらく合意されなかったであろうからである。

日本の小型沿岸捕鯨によるミンククジラ捕鯨と米国アラスカのホッキョククジラ捕鯨をめぐって、日米両国が激突した結果、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国のザトウクジラの捕殺枠要求については、少なくとも総会の中ではほとんど議論されず、舞台裏での交渉により最終的に妥協が成立し、投票に付されることなく決着した。もし、総会において議論されていたならば、いつも議論されている「仔鯨を捕る」、「母仔連れを捕る」などの問題により紛糾し、結果はどうなっていたかは不透明である。とにかく、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国にとって結果は最良であった。この一例から、国際捕鯨委員会年次会議における議論は鯨に関する科学ではなく、政治により決着するということがよくわかるのである。

#### 2.3.4. 先住民生存捕鯨規則 2003

従来、ベクウェイ島の鯨捕りたちは捕殺枠を遵守するだけで、それ以外は比較的自由に捕鯨に従事してきた。2002年現在、ベクウェイ島の捕鯨に関しては国内的にはどんな規制も管理制度もない。捕鯨はザトウクジラがベクウェイ島の近くにやってきた時に始まり、捕殺枠が充足された時、あるいは漁期末に達した時に終わる。基本的に彼らは発見したどのような鯨でも（たとえ、母仔連れに見えようとも）、その捕殺を試みる。なぜならば、一度見逃せば次の機会は保証されていないからである。

1998年から2002年まで5年間、毎年2頭ずつ捕殺されているが、これらは全て母仔連れに見える大小2頭の鯨である（表2-2）。反捕鯨国の見地からは、上述のように（2.3.2.参照）、母仔連れ鯨の捕殺は『国際捕鯨取締条約』附表第14項違反となる。

国際捕鯨委員会第54回年次会議にセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府から提出された「ベクウェイ島における先住民生存捕鯨規則」（The Regulation of Aboriginal Subsistence Whaling in Bequia）（SVG 2002a）の草案<sup>30)</sup>において、同国は反捕鯨国による非難の回避を試みている。

表 2-2 ザトウクジラ捕殺詳細記録－1991～2010 年

年	月 日	捕殺数	内訳
1991	-	0	-
1992	n.a.	1	メス
1993	2月18日	1	母仔連れ
1994	-	0	-
1995	-	0	-
1996	-	0	-
1997	-	0	-
1998	2月26日	2	母仔連れ
1999	3月6日	2	母仔連れ
2000	3月6日	2	母仔連れ
2001	3月19日	2	母仔連れ
2002	3月27日	2	母仔連れ
2003	3月29日	1	オス
2004	-	0	-
2005	2月15日	1	オス
2006	4月9日	1	メス
2007	3月23日	1	メス
2008	5月2日	1	メス
2009	4月24日	1	オス
2010	3月18日	1	メス
	4月6日	1	メス
	4月14日	1	メス

(出典：筆者の調査)

その草案には「鯨捕りたちはザトウクジラの仔鯨あるいは仔鯨を伴った泌乳中の雌鯨を捕殺してはならない」(第1部B)とあり、「仔鯨」とは「胃の中に乳がある若い鯨」(第1部C.7.)、「泌乳中の雌鯨」とは「乳腺に乳が含まれている雌鯨」(第1部C.8.)と定義されている。従って、ベクウェイ島の鯨捕りたちは胃の中に乳が入っていない空腹の仔鯨や仔鯨を伴った泌乳中でない雌鯨の捕殺は可能となる。ここでは、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府はベクウェイ島における捕鯨の現状に配慮し、新たな制限を設けようとはしていない。

この草案の問題点は「許可証」(第3部)、「訓練/資格」(第4部)などが明記されていることである。以下の草案を考察してみよう。

鯨捕りたちは、水産局長により発行され、大臣により承認された有効な捕鯨許可証を保有する捕鯨キャプテン（a whaling captain）の管理下にある場合を除いて捕鯨に従事してはならない（第3部A）。

水産局長は捕鯨キャプテン、銚手、射撃手、潜水夫、牽引ボート操作手、その他捕鯨チームの成員に関する許可の指針および許可の過程を規定することができる（第4部）。

この草案からセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府がベクウェイ島の捕鯨および鯨捕りたちを管理しようとしていることを読み取ることができる。しかしながら、残念なことに草案は事実を誤認している。上述のように（2.2.3.参照）、現実には銚手が捕鯨を取り仕切っているのである。銚手は捕鯨ボートの操船以外、捕鯨に関して全責任を負っている。キャプテンは捕鯨ボートの操船責任者ではあるが、捕鯨のリーダーではない。責任のない人物（キャプテン）に許可証を発行しても意味があるのであろうか。

結局のところ許可証は不要である。鯨捕りたちは日々の仕事の中で腕前をあげていく。能力のある者が銚手となり、捕鯨に関する責任を担うのである。これがベクウェイ島における捕鯨のやり方であり、捕鯨の自主管理制度と呼べるものである。

国際捕鯨委員会第54回年次会議においては幸運にもザトウクジラの捕殺枠は実質倍増となったが、ベクウェイ島における捕鯨規則が国内的に制度化されてしまったならば、ザトウクジラ資源の管理へ向けての国際的な圧力はますます強くなっていくであろう。それはベクウェイ島の鯨捕りたちにとっても、また一般島民にとっても不幸なことである。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国が『国際捕鯨取締条約』の締約国である限り、ベクウェイ島の捕鯨に対する国際的な規制や圧力は避けられない。しかしながら、国際捕鯨委員会第54回年次会議において「年間4頭までの捕殺はこの資源[北大西洋資源ザトウクジラ]を損なうことはないであろう」（IWC 2003b: 17）と合意されており、年間4頭程度のザトウクジラの捕殺は資源管理上、何ら問題はない。従って、『国際捕鯨取締条約』における捕殺枠以外の国内的な規制や資源管理制度は、捕鯨規制への口実を外部に与えるだけであり、現地の鯨捕りたちにとっては余分な負担となるものなのである。

捕鯨は毎年、4頭捕殺された時点で終了することになっている。手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ銚およびヤスを使用するという伝統的な捕鯨方法では、鯨捕りたちが



たとえ多くの捕殺を望んだとしても現実的には不可能である。それ故、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は資源管理の大枠を示すだけで十分であり、資源管理の実際は鯨捕りたちに委ねるのが望ましいのである。

国際捕鯨委員会第 54 回年次会議にセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府から提出された上述の「バクウェイ島における先住民生存捕鯨規則」(案)がその後の国会審議を経て、2003 年 6 月、「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国先住民生存捕鯨規則 2003」(St. Vincent and the Grenadines Aboriginal Subsistence Whaling Regulations 2003)として正式に制定された。当初は同年 9 月施行予定であったが、官報への公示は 2003 年 12 月 30 日付けとなり、施行は 2004 年 1 月 1 日となった。

本目におけるここまでの考察は規則制定途中におけるものであった。以下、制定され、官報に公示された規則<sup>31)</sup>に基づいて、筆者が問題と考える条項、すなわち、①捕鯨許可証の発給、②仔鯨および母仔連れ鯨の捕殺禁止、を取り上げる。

#### 2.3.4.1. 捕鯨許可証の発給

##### 第 3 条 捕鯨許可証

第 2 項 捕鯨キャプテンは有効な捕鯨許可証を所持していない限り捕鯨活動に従事してはならない。

##### 第 11 条 捕鯨許可証に関する罪

第 2 項 何人も有効な捕鯨許可証を保持している捕鯨キャプテンの管理下にある捕鯨チームの成員でない限りいかなる捕鯨活動にも従事してはならない。

これらの条項(第 3 条第 2 項、第 11 条第 2 項)からセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府が捕鯨許可証を発給することにより捕鯨キャプテン(実際は銚手)を管理し、その捕鯨キャプテンを通して、捕鯨事業全体を管理していこうとする意図を読み取ることができる。

従来、バクウェイ島の捕鯨においては鯨捕りとしての能力と人望および事業を維持する資金力のある者が銚手となり、捕鯨を取り仕切ってきた。例えば、現在の銚手の 1 人 O.O. は 1990 年代前半、長年にわたって偉大なる銚手として賞賛されてきたアスニール・

オリヴィエールの捕鯨ボートの乗組員として5年間経験を積み、自ら捕鯨ボートを建造して独立、その後、自ら銚手として捕鯨チームを率いている。

銚手としての力量がなければ他の乗組員を集められないし、人望がなければ捕鯨チームをまとめ続けていけない。また、資金力がなければ捕鯨ボートを新造できないし、捕鯨事業の維持管理経費も賄えない。

2000年7月に逝去した上述の偉大なる銚手アスニール・オリヴィエールから銚手の地位および捕鯨ボートを受け継いだ彼の養子 B.C.は、単独では2001年漁期のみ出漁できただけで、2002年以降、捕鯨チームは解散してしまった。残念ながら、B.C.には捕鯨チームをまとめきれぬ銚手としての力量と人望がなかったのである。

結局のところ、許可証があろうがなかろうが、能力と人望と資金力がなければ、銚手として捕鯨事業を管理運営していけないのである。

2006年現在、2人の銚手(O.O.とA.H.)が2隻の捕鯨ボートを率いている。新規則からすればこの2人の銚手が捕鯨キャプテンとなり、いずれは捕鯨許可証の発給を受けることになるであろう(2005年3月の調査時には捕鯨許可証は発給されていなかったが、2009年2月の調査時、銚手O.O.から捕鯨許可証が発給されるようになったことを確認した。毎年、漁期前に首都キングスタウンにある水産局に赴き、水産局長から捕鯨許可証の発給を受けるとのことであった)。

問題は現在の捕鯨チームの誰かが自らの捕鯨ボートを建造し、独立を図った時である(現在の2人の銚手もこのようにして独立してきたのであった)。その際、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府は彼(ら)の適性をどう判断するのであるだろうか。

また、捕鯨許可証を持つ捕鯨キャプテンが捕鯨事業への新規参入を嫌って新規捕鯨許可証の発給に反対したならば、政府はどう対応するのであるだろうか。捕殺枠は年間4頭であるから、新規参入は競争激化となる。捕殺物を等分したとしても、分け前は減る。一般的には、捕鯨関係者は新規参入を好まないはずである。

結局のところ、捕鯨事業の管理というベクウェイ島の鯨捕りたちに任せておけばそれで済んだ問題にセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府が関与しはじめたため、地元で将来のトラブルの種を持ち込んだのである。

#### 2.3.4.2. 仔鯨および母仔連れ鯨の捕殺禁止

## 第 2 条 定義

「仔鯨」とは、胃の中に乳がある若い鯨をいう。「仔鯨を伴った雌鯨」とは、乳腺に乳があり、仔鯨を伴っている雌鯨をいう。

## 第 6 条 捕鯨期間

第 3 項 捕鯨チームの成員は仔鯨、あるいは仔鯨を伴った雌鯨を鉋打ちしてはならない。

第 4 項 捕鯨チームの成員は最小限の大きさ以下の鯨を鉋打ち、陸揚げ、解体処理してはならない。

第 5 項 本条第 4 項にいう「最小限の大きさ」とは上顎の先から測定された長さが 26 フィート以下のザトウクジラをいう。

この結果、少なくとも規則上はベクウェイ島の鯨捕りたちは仔鯨、仔鯨を伴った雌鯨および体長 26 フィート (7.9m) 以下のザトウクジラを捕殺してはならなくなった。

ベクウェイ島の鯨捕りたちは 1998 年から 2002 年までの 5 年間、毎年 2 頭ずつザトウクジラを捕殺しているが、これらは全て母仔連れに見える大小 2 頭の鯨であった (表 2-2)。これらの捕殺に対して反捕鯨国から批判があった際には「小さな鯨の胃の中に乳はなかったので、それは仔鯨ではない」(IWC 2000a: 14-15) として批判をかわしてきたが、「体長 26 フィート以下のザトウクジラを捕殺してはならない」と規定した以上、この規則を遵守せよとの国際的な圧力は一層高まるであろう。「胃の中に乳が入っていない小さな鯨」を伝統的に捕殺してきたベクウェイ島の鯨捕りたちにとって厄介な規則ができてしまった。

実際のところ、ベクウェイ島の鯨捕りたちの技術からすれば母仔連れを捕殺するのが最適の方法なのである。1875 年頃の創業以来、百数十年間そうであった。手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに手投げ鉋、ヤス (あるいはポンプランス) という捕鯨方法では、最初に仔鯨に鉋打ちし、次に母鯨を鉋打ちするという母仔連れの捕殺が技術的に最適なのである。雄鯨は捕鯨ボートに追跡されれば、一目散に逃げていく。これに対して、母鯨は傷ついた仔鯨を守ろうとして絶対に逃走しない。その結果、最初に母鯨が仕留められ、次に仔鯨が仕留められるのである。捕鯨の現実を知らない者の眼には、母仔連れ鯨の捕殺はかわいそうに映るかもしれないが、それが鯨捕りにとってもザトウクジラ群にとっても最適の捕殺方法であったのである。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府が規則を厳格に適用するならば、

ベクウェイ島の鯨捕りたちに無理を求めることになる。それは規則違反の隠蔽を生じせしめることになるかもしれない。見かけ上、規則違反を回避する最も簡単な方法は母鯨だけを捕殺し、仔鯨は逃がし、仔鯨を伴っていなかったとする方法である。母鯨を失った仔鯨は栄養（母乳）を取ることができずにやがては死ぬ運命にある。

4頭という捕殺枠を母仔連れ鯨で充足すれば、全体としてのザトウクジラ群から4頭間引くだけであるが、母鯨だけで充足すれば、結果として8頭間引くことになる。ベクウェイ島の鯨捕りたちが捕殺対象としているザトウクジラ群は1万750頭程度と推定されているので(IWC 2003b: 11)、生物資源学的には4頭間引いても8頭間引いても問題はないが、仔鯨4頭を利用せずに殺してしまうのは資源の無駄遣いである。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府がゆるやかな規則の適用、あるいは規則を運用上、非適用とするのが、ベクウェイ島の鯨捕りたちにとっては望ましいことである。しかしながら、そうすれば反捕鯨国から厳しい批判にさらされるであろう。

結局のところ、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府は、「先住民生存捕鯨規則 2003」を制定することにより、国内的にも国際的にもトラブルの種を背負い込んでしまったのである。

捕鯨のリーダーである銚手への捕鯨許可証の発給など「先住民生存捕鯨規則 2003」の厳格な施行は、鯨捕りたちの間に不必要な軋轢を引き起こす恐れがある。前目(2.3.4.1.)において指摘したように、銚手としての能力、捕鯨チーム全員をまとめられる人望、それに捕鯨ボートを建造し、事業を維持管理しうる資金力のある者のみが捕鯨のリーダーになれるのである。今日までベクウェイ島の捕鯨事業はこれらの3要素を充足しうる者にのみ受け継がれてきた。それは今後も同じであろう。捕鯨許可証の有無にかかわらず、これらの3要素のうち一つでも欠ければ、捕鯨のリーダーには成りえず、事業を維持しえないのである。結局のところ、捕鯨許可証は不必要なのである。

また、体長の明示による仔鯨および母仔連れ鯨の捕殺禁止規定の厳格化などはやめたほうがよい。現在の捕鯨方法からすれば、母仔連れ鯨の捕殺が最適であり、資源の有効利用となっているのである。反捕鯨国の感情的反発に迎合した中途半端な管理政策は、管理できない場合、かえって強い批判を引き起こす。資源管理上は、捕殺枠(5年間で20頭、年間4頭)を遵守すれば事足りるのである。小規模地域捕鯨の管理は、可能な限り現地の鯨捕りたちに任せておくことが望ましいのである。

## 2.4. 捕鯨文化と観光開発

### 2.4.1. 植民地から観光地へ

「カリブ海」という言葉を聞いて、人は何を思い浮かべるであろうか。燦々と降り注ぐ真っ赤な太陽 (sun)。どこまでも透き通った紺碧の海 (sea)。果てしなく続く白砂 (sand) のビーチ…。確かにこの 3S イメージは広く流布している<sup>32)</sup>。

一方、歴史の教科書を少しひもといてみれば、誰もが知っている 1492 年。「イヨクニが見える」とコロンブスが新大陸を、正確にはサンサルヴァドル島を発見した。そして、その日から先住民たちの不幸の歴史が始まったのである。

最初に金 (キン) を求めてスペイン人が侵入。金を産しないのであるならば、金 (カネ) を生み出すモノを作ろうとサトウキビを導入し、植民地経営に乗り出す。先住民たちが滅びても、それに代わる労働力としてアフリカから奴隷を搬入すればよい。スペイン、英国、フランス、オランダ、そして遅れて米国がカリブ海の島々を植民地とし、人の命を、富を収奪していったのである。

そういう歴史の 500 年余り。独立国となった島もあれば、海外領土 (県) のままの島もある。サトウキビも生産されているが、モノカルチャー (単一作物栽培) では経済基盤が脆弱。気候変動や市場経済の動向に左右されやすい。換金作物よりもより安定した金のなる木を…。というわけで、本項冒頭で述べた 3S イメージを生かした観光開発が進められていくようになる。

独立したとはいえ、観光に適した一等地 (例えば、ビーチに面した土地、極端な場合は島ごと) は欧米資本に買い占められ、欧米人観光客を対象とした開発が進められていく (写真 2-13)。現地の人たち、地元社会は常に疎外されている。欧米人観光客が落とした金はもちろん欧米に還流される仕組みとなっている。形は変わっても搾取の構造は変わらない。外部からヒトが来て、モノ (すなわち、金) を持っていく。この繰り返しである。

写真 2-13 外国人が所有するベクウェイ島のホテル (1991 年)



そのような厳しい状況にあつて、本章で考察してきたベクウェイ島では少し様相が異なっている。島の伝統である捕鯨と外貨をもたらす観光とをなんとか折り合いをつけようと苦心している。平均的な欧米人の眼からすれば捕鯨などは言語道断であるかもしれないが、その言語道断なものを存続させながら、欧米人観光客を誘致しようとしているのである。

以下、捕鯨と観光を題材にしてカリブ海の一小島、ベクウェイ島のありさまを提示し、それを筆者なりに読み解いていきたい。

#### 2.4.2. ベクウェイ島における捕鯨と観光の関係

1992年5月、ベクウェイ島の捕鯨海域に面したサンゴ礁の海岸線を埋め立ててベクウェイ空港が完成した（写真 2-14）。その結果、ベクウェイ島は北米大陸から1日の旅行圏となり、新たなる観光時代の幕開けとなった。

写真 2-14 ベクウェイ空港ターミナルビル（1993年）



この空港は全長 3600 フィート（1097m）、総工費 5600 万ドル（75 億 6000 万円、1 ドル = 135 円当時）であり、そのうちの 5400 万ドル（72 億 9000 万円）を欧州共同体（EC）からの援助によっている<sup>33)</sup>。

ベクウェイ島へはニューヨーク（もしくはマイアミ）からバルバドス島経由が一般的な経路であり、ニューヨーク／バルバドス島間はジェット機で約 5 時間、バルバドス島／ベクウェイ島間は小型プロペラ機で約 40 分の飛行である。

1950 年代半ば以降のカリブ海地域における観光業の進展に応じて、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府（当時は英国領西インド連邦内の自治国）は外国からの投資を誘引するために各種の優遇策を打ち出した。その中の一つがホテル建設者への諸

税の減免を定めた『ホテル助成令』(Hotel Aids Ordinance)であり、この優遇策ほかに基づいて、1958～1962年の間に、ムスティック島、プティ・セント・ヴィンセント島が島ごと売却、パーム島が島ごと長期賃貸契約され、ベクウェイ島、ユニオン島、カヌアン島でも官有地、民有地の売却・賃貸が進んだ (Price, N. 1988: 207)。

ムスティック島は島全体を法人が所有し、高級リゾート地として開発されている。英国のマーガレット王女やミック・ジャガー、デヴィッド・ボウイなどの著名人が別荘を保有していることでも有名である (Doyle 1996: 208)。グレナディーン諸島の高級リゾート地としての開発は独立後も一貫したセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府の政策である。

一方、1988年に制定された『ホテル助成法』(Hotels Aid Act)によれば、ホテルの定義は以下のとおりである。①単一の経営管理下にある。②5室以上の寝室があり、食事供給設備とスタッフ・サービスがあるか、自炊設備がある。③附属庭地がある (同法第2条)。この3条件に合致していれば、ホテルの新築、増改築に際して所得税、関税、消費税の免除などの優遇措置を受けられる (同法第4条、第5条、第6条)。この法律から、国家目的として小規模観光開発をめざしていることを読み取ることができる。

表 2-3 セント・ヴィンセント国訪問宿泊者国籍別一覧－1994年－

地域／国	人数	構成比 (%)
北米地域	19,557	35.6
米国	15,102	27.5
カナダ	4,455	8.1
ヨーロッパ地域	16,593	30.2
英国	8,560	15.6
フランス	2,758	5.0
ドイツ	2,316	4.2
その他	2,959	5.4
カリブ海地域	17,884	32.5
バルバドス	5,479	10.0
トリニダード・ドバゴ	3,769	6.8
セントルシア	1,984	3.6
その他	6,652	12.1
その他地域	948	1.7
合計	54,982	100

(出典 : Department of Tourism, SVG n.d.: 6 Table V, 11 Table Vc)

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の『観光統計』<sup>34)</sup>によれば、1994年の同国への訪問者は16万4631人。そのうち、日帰り客、ヨットおよびクルージング客船による来訪者を除いた宿泊者は5万4982人であった。その国籍別内訳は米国人1万5102人(27.5%)、英国人8560人(15.6%)、カナダ人4455人(8.1%)などであり、北米およびヨーロッパからの宿泊者が全体の65.8%を占めている(表2-3)。

ベクウェイ島においては、捕鯨期間(2月上旬から5月上旬まで)と観光シーズン(12月下旬のクリスマスから4月のイースターまで)が重なり合っており、また捕鯨海域がクルージング海域と交錯している。1990年代半ば頃までは、規模の小ささ(捕鯨ボート1~2隻、捕鯨従事者十数名、年間捕殺数1~2頭)および鯨体処理施設の隔絶(ベクウェイ島の南1kmに位置する無人のプティ・ネイヴィス島に立地)のため、捕鯨と観光が対立する状況は生じていなかったが、インターネット時代の到来とともに、対立の兆しが現れてきた。

1999年3月6日、ベクウェイ島において母仔連れに見える大小2頭のザトウクジラが捕殺された。捕殺海域は高級リゾート地であるムスティック島に近く、ヨット遊びを楽しんでいた観光客により捕殺場面がビデオ撮影され、インターネット上にその映像が公開された<sup>35)</sup>。そして直接現場を見た何人かの観光客やインターネット上の映像を見た人々から、ベクウェイ島の観光関係者に抗議がなされた<sup>36)</sup>。

届いた抗議の中にはベクウェイ島およびセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国への「観光ボイコット」を示唆するものもあったが<sup>37)</sup>、個人的なレベル(捕鯨が存在する限り、私はベクウェイ島、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国へは行かない)に留まっており、そう大きな声にはなっていなかった。

ベクウェイ島の観光関係者によると、ベクウェイ島に寄せられる観光客からの苦情は、多いものから順に、①盗み/嫌がらせ、②ゴミ/環境汚染、③物価高/不満足なサービスであり、捕鯨への苦情はそれほど多くはない<sup>38)</sup>。

しかしながら、捕鯨をめぐる諸々の事象は、いつ燃え上がるとも限らない火種の一つであり、十分な注意が必要である。

### 2.4.3. 捕鯨と観光へのまなざし

#### 2.4.3.1. 鯨捕りのまなざし

ベクウェイ島の鯨捕りたちは観光開発、観光客をどう見ているのであろうか。捕鯨関係者全員というわけではないが、世界情勢は遅れることなく、彼らにも確実に伝わっている。



例えば、銆手 O.O. は家にパラボラ・アンテナを立て、暇な時は衛星放送を受信し、隣国バルバドスにおいて放映されているクリケットの試合を見ているという具合である。また、老銆手アスニール・オリヴィエールは 1999 年 5 月、隣国グレナダで開催された国際捕鯨委員会第 51 回年次会議にセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府代表団の一員として参加、捕鯨をめぐる複雑な国際関係を目の当たりにしてきた。

その老銆手アスニール・オリヴィエール（各種雑誌・論文などでは実名で紹介され、現地では彼の顔写真入り絵葉書も販売されている）の家には、捕鯨に反対する人々からの手紙（嫌がらせの手紙）も届いていた。

彼は自分の家に捕鯨関連の道具（銆、ヤス、ショルダーガンなど）や写真を展示し、訪問者に公開、自らが捕鯨の語り部としてベクウェイ島の捕鯨の姿を知らせる努力を重ねていた。多少なりとも捕鯨に関心を持つ観光客に自らが語りかけ、捕鯨の理解者を増やそうとする地道な活動を続けていた。個人的には捕鯨反対の観光客であっても、老銆手の真摯な姿に接すれば、露骨に反発する人はほとんどいなかった。観光客を潜在的な捕鯨理解者とみなすことにより、観光（客）を捕鯨（の存続）に役立てようとしていた。これが老銆手の観光（客）を見るまなざしであった。

では、銆手 O.O. は観光開発をどう見ているのであろうか。彼の兄 3 人がタクシー業を営んでいることもあって（それぞれが個人経営）、観光シーズン中に捕鯨が終了すれば、彼も長兄のタクシーを運転することがある。観光客相手の場合、タクシーは基本的には時間制のチャーターとなる。料金は 1 時間 40EC ドル（1800 円）である。例えば、クルージング客船が入港した時などが稼ぎ時となる。また、自らが保有するプレジャー・ボートを他者に貸し、観光シーズン中は、観光を金を稼ぐ機会と捉え、積極的に観光を利用している。そして、その稼いだ金により捕鯨の維持管理経費を賄っている。観光で稼げたからこそ、自ら捕鯨ボートを建造し（捕鯨ボート建造費約 3 万 EC ドル（135 万円））、銆手として独立しえたのであった。

ベクウェイ島の捕鯨においては銆手が捕鯨ボートの所有者であり、漁期中は捕鯨ボートおよび捕鯨道具の維持管理を担っている。捕殺に成功すれば、もちろん所有者兼銆手の取り分は多いが、鯨が捕れなければ全て持ち出しとなる。捕鯨事業を維持するためにも、観光で稼ぐ必要がある。これが銆手 O.O. の観光（客）を見るまなざしである。

#### 2.4.3.2. 観光客のまなざし

では、観光客はベクウェイ島の捕鯨、観光をどう見ているのであろうか。

近年、ホエール・ウォッチングを売り物にする観光地は多いが<sup>39)</sup>、ホエーリング・ウォッチングを売り物にしている観光地はない。唯一、例外と言えるのが、マッコウクジラ捕鯨を行っているインドネシアのレンバタ島である。ここでは銚手が捕鯨ボートの船先から、銚を持って鯨めがけて飛び込んでいくという豪快な捕鯨が行われており、英国のITV、日本のNHKや関西テレビが取材し、放映している<sup>40)</sup>。このレンバタ島の捕鯨、最近では、お金を取って捕鯨ボートに観光客を乗せ、捕殺現場を見せているようである（江上・小島1995: 31 参照）。

ベクウェイ島に捕鯨を見るためにやってくる観光客はまずいない。たとえ、見たくてもそう簡単に見られるものではない。年間捕殺枠は小さく（1993年までは3頭、1994～2002年は2頭、2003年以降は4頭）、しかも毎年捕殺されるわけでもない。例えば、1994年から1997年までの4年間は捕殺ゼロであった。筆者は現地において米国人のドキュメンタリー映画製作者と知り合ったのであるが、彼は1989年からベクウェイ島に通い始め、4年目の1992年、ようやく捕鯨シーンを撮影できたのであった。

運の良い（悪い）観光客だけが、捕鯨シーンを目撃できるのである。運の良い（悪い）観光客はそれぞれの反応を示し、時には撮影されたビデオがインターネット上に公開され、ベクウェイ島についての悪いイメージを作り出す。それはベクウェイ島の観光にとってはマイナスとなるかもしれないが、今のところは一過性のものである。

上述した「観光ボイコット」（2.4.2.参照）、これは観光客ではなく、特定団体が煽動するものである。ベクウェイ島だけが対象となったわけではないが、1994年に反捕鯨団体が、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国を含むカリブ海諸国4か国に対して「観光ボイコット」キャンペーンを行っている。

国際捕鯨委員会第46回年次会議を間近に控えた1994年2月、カナダに本拠地を置く反捕鯨団体「国際野生生物連合」（International Wildlife Coalition: その略称「IWC」は国際捕鯨委員会の略称「IWC」と同じである）は国際捕鯨委員会において日本の捕鯨政策を支持しているカリブ海諸国4か国（ドミニカ、グレナダ、セントルシア、セント・ヴィンセント）に対して「観光ボイコット」を決定（Wilson 1996: 84）、同趣旨の文書を北米の旅行代理店に配布した（筆者はその内容を1994年5月、ベクウェイ島のホテルで確認した）。

観光シーズン前にホテルに大量の宿泊予約を入れ、観光シーズン直前にキャンセルする（島 1996: 30）。これが反捕鯨団体の観光ボイコット戦術である。その観光ボイコット、

効果はほとんどなかった。1999年の国際捕鯨委員会第51回年次会議開催時点で同委員会において日本の捕鯨政策を支持するカリブ海諸国は6か国となっていた。1994年と比べて2か国（アンティグア・バーブーダ、セントキッツ・ネイヴィス）の増加である。カリブ海諸国はいずれの国も大なり小なり観光業に依存しており、観光ボイコットが各国に大打撃を与えていたならば、日本の捕鯨政策を支持する国が増えるはずはないからである。

「観光ボイコット」を煽動する反捕鯨団体のまなざし、所詮は歪んでいたのもであった。

#### 2.4.3.3. 開発者のまなざし

カリブ海諸国は1970年代半ば以降、1980年代初めまでに独立した国々が多いのであるが、人口10万程度の小規模島嶼国の国づくりは、良きにつけ悪きにつけ指導者の個性、力量にかかっている。

指導者の個性が強すぎれば（あるいは政策が極端であれば）、外部からの反発を招く。1983年10月、レーガン政権下の米国は6000人の兵力を用いてセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の隣国グレナダを軍事侵略、兵力250人のグレナダはひとたまりもなかった（Ferguson 1990: ix）。当時、社会主義政権下にあったグレナダはキューバの援助により国際空港の拡張工事を実施しており、それが米国の眼には近隣諸国へのキューバの社会主義輸出の橋頭堡と映ったためであった（加茂 1996: 207）。

「カリブ海は裏庭」。これが米国のカリブ海諸国を見るまなざしである。それだからこそ、1823年から1983年までの160年間に、米国はカリブ海諸国に135回も軍事干渉を行っているのである（横山 1988: 17）。グレナダの後も、1989年のパナマ、1994年のハイチと米国のカリブ海地域への軍事侵略は続く。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国も首相の強い指導力の下で国づくりが進められてきた。元首相のジェームズ・ミッチェルは1984年に政権を握って以降、2000年末までその地位にあった。

その元首相は捕鯨をどう見ているのであろうか。ベクウェイ島における捕鯨事業の創始者の1人の玄孫としてベクウェイ島に生れ（Mitchell 2006: photo 2）、幼い時から捕鯨を目の当たりにして育ち、ベクウェイ島を含む選挙区選出の議員であったミッチェル元首相はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国で最も捕鯨文化の意義を理解している政治家である。元首相の捕鯨への思いやりを示す象徴的な事例を一つ取り上げよう。

上述したように（2.4.2.参照）、1992年にサンゴ礁の海岸線が埋め立てられてベクウェイ

空港が建設され、その空港の隣接地には白砂の人工ビーチが造成された。ミッチェル元首相は、そのビーチをベクウェイ島の偉大なる銛手アスニール・オリヴィエール（銛手として過去 40 年以上にわたって捕鯨を引っ張ってきた人物）にちなんで「アスニール・ビーチ」と命名した。

この命名に捕鯨の島としての文化的アイデンティティと経済発展を誘引する観光とを何とか調和させようとする元首相の努力を読み取ることができるのである。島の伝統文化である捕鯨と外貨をもたらす観光業の並存。元首相はこの微妙で困難なテーマを追求してきたのであった。

では、観光開発についての元首相の立場はどうなのか。ミッチェル元首相の演説集が 2 冊、米国において出版されており（Mitchell 1989; 1996）、それを読めば彼の政策の概要を把握することができる。観光開発についてもその中において言及している。首相に就任する前、観光大臣当時（1980 年）の演説には「私たちはマネージャーが宿泊客の全てを知りうる小さなホテルを得意としており、その雰囲気はあくまでもローカルである。私たちは優れた食べ物、自家産の新鮮な材料を用いた料理、ホテルの清潔さに力点を置いている」（Mitchell 1989: 179）とある。

実は元首相自身、ホテルの所有者でもある。1967 年にベクウェイ島の生家を改造してホテルを開業している（Mitchell 2006: 92）。首相在任当時から政界引退後においても、海辺に面したホテルのレストランで地元住民と歓談している彼の姿を筆者は何度も目撃している。

そのホテルでは、ディナー用の魚はその日に捕れた新鮮なものを地元の契約漁民もしくは魚市場から、鶏肉はベクウェイ島内の飼育農家から、野菜・果物はセント・ヴィンセント島から仕入れて地元密着を心がけ、国外への経済的漏出を最小限にする努力がなされている。

元首相は個人的経験からも、地域の特性を生かした小規模開発を望ましい観光開発のありかたと考えているようである。しかしながら、この「小規模開発」、低価格、あるいは大衆をめざしているわけではない。小規模で大衆相手の観光開発ならば、外貨は稼げない。

従来、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は旧宗主国、英国へのバナナ輸出により外貨を稼いできた。しかしながら、そのバナナ輸出にかかる特惠国待遇は 2002 年までとなっている<sup>4)</sup>。欧州連合(EU)内においてバナナ輸入の自由化がなされたならば、バナナ輸出に外貨獲得を頼っているカリブ海諸国は大きな影響を受ける。なぜならば、中

南米諸国において大量の農園労働者を低賃金で雇い、大規模バナナ農園を経営しているドール、チキータ、デルモンテなどの米国系生鮮果実・食料品多国籍企業が産するバナナと、小規模自作農が産するカリブ海諸国のバナナでは、はじめから価格競争にはならないからである<sup>42)</sup>。

表 2-4 セント・ヴィンセント国バナナ産業・観光産業統計－1991～1993 年－

	1990年	1991年	1992年	1993年
バナナ輸出高 (トン)	79,562	64,235	76,085	64,610
バナナ輸出額 (万米ドル)	4,240	3,550	3,660	2,570
訪問者数 (人)	130,009	142,635	155,235	163,112
宿泊者数 (人)	53,913	51,629	53,316	56,558
観光収入 (万米ドル)	2,680	2,740	2,880	3,050

(出典：IMF 1995: 57)

バナナ輸出の将来が不透明である以上、バナナと並ぶ外貨の稼ぎ手になりつつある観光に開発の力点が移されるのは当然である(表 2-4)<sup>43)</sup>。その観光開発、しかも小規模開発により外貨を稼ぐためには高級化路線しかない。もともと、ムスティック島、パーム島、プティ・セント・ヴィンセント島などのグレナディーン諸島のほとんどでは、世俗から隔絶された高級リゾート地を売り物にしてきた。最近では、生態系に配慮した観光開発が求められており、ミッチェル元首相のまなざしもその方向に向けられていた。

1999 年に地元の月刊紙に以下のようなミッチェル元首相の見解が表明されていた。「島嶼国の壊れやすい生態系は、訪問者の高負担により最良に利用できる。こういうわけで、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国はマス・ツーリズムではなく、よりよい社会的な負担金を産出する高級なツーリズム市場を追求しているのである」<sup>44)</sup>。要するに生態系の保護(環境保護)に受益者負担を求めているのである。欧米からセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の自然を求めてやってくる観光客には、自然環境を欧米人が求める姿に保つために、それ相当の費用を払ってもらおうという考え方である。当然、対象とする欧米人は、余分な費用を支払える人となる。

但し、欧米からの観光客が環境保護費を含めて高価格を支払ったとしても、それがセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の環境保護に使われるかどうかはまた別問題である。カヌアン島でのゴルフ場開発に際して、ミッチェル元首相は「カリブ海地域に

において他に例のないような徹底した環境影響評価を実施した」<sup>45)</sup>と語っている。それはそれでよい。しかしながら、現実には1999年にムスティック島に立地するリゾート施設による不燃ゴミの海上不法投棄事件が起こっている<sup>46)</sup>。小規模といえども観光開発と環境保護の両立はなかなか難しいのが実情である。

#### 2.4.4. ベクウェイ島におけるエコツーリズムの是非

最後にベクウェイ島におけるエコツーリズムの是非について少し探してみる。ベクウェイ島を含めてグレナディーン諸島においては特筆すべき自然環境はなく、従来どおりの3S (sun, sea, sand)、あるいは4番目のS (sports)、これに加えて隔絶された高級リゾート地としてのS (seclusion) しか提供できるものはない。エコツーリズムを標榜しても恐らく観光客はやってこないであろう。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の主要島、セント・ヴィンセント島の場合は、島が広い(国土総面積の89%)ということもあり、火山、熱帯雨林、滝、天井川などの自然環境に恵まれており、また熱帯雨林には世界唯一種のおウム(同国の国鳥)が生息していることもあって、これらを対象とした「エコツアー」も実施されている。しかしながら、筆者自身の参加経験からすれば、これらのエコツアーにそれほど魅力はなかった。高さ133m、幅13mの「那智の滝」に慣れ親しんできた和歌山県民の筆者にとって、高さ40フィート(12m)の滝をエコツアーの途中において見学しても正直、感動はなかった。

ホエール(ドルフィン)・ウォッチングはどうか。ホエール・ウォッチング自体が環境保護の名を借りた捕鯨潰しあることは明白であり<sup>47)</sup>、現実に捕鯨が行われている地域にホエール・ウォッチングを導入することは生業破壊以外の何物でもないのである<sup>48)</sup>。

ベクウェイ島においては1875年頃よりザトウクジラ捕鯨が、セント・ヴィンセント島では1910年頃よりコビレゴンドウ捕鯨が行われてきたのであり(Price, W. 1985: 415)、21世紀においてもそれらが継続されていること自体、捕鯨が環境にやさしい生物資源の持続的利用であることを物語っている。環境にやさしい生業としての捕鯨が存在する地域とホエール・ウォッチングは相容れないのである。

結局のところ、地域の実情に合った(観光)開発をめざしていくべきなのである。ベクウェイ島の場合、例えば、上述した元首相が所有するホテルにおいては(2.4.3.3.参照)、バス、トイレの排水は浄化槽処理して海に排出。調理場、洗濯場の生活排水は濾過して海

に排出。洗剤は富栄養化をもたらさないものを使用。ゴミは毎日、埋め立て場に搬出、という具合に環境保護を心がけている。この自然環境に過度の負担をかけないという環境への配慮はエコツーリズムと通底するところでもある。

筆者としては、ベクウェイ島においては、あえて「エコツーリズム」を標榜するまでもなく、「捕鯨と並存した環境にやさしい小規模観光」で十分であると考えている。これはまた筆者のカリブ海地域の観光開発を見るまなざしでもある。

## 2.5. 小括

本章では、カリブ海、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島において実施されているザトウクジラ捕鯨を取り上げ、その歴史と現状、地域社会における捕鯨文化の意義、鯨類資源の管理手法、捕鯨と国内・国際政治の関係、捕鯨文化と観光開発の関係などについて報告、分析、考察してきた。

ベクウェイ島においては、捕鯨関係者間における鯨産物のシェア・システムによる分配、捕鯨関係者から親族・友人への鯨産物の贈与および島民への現金販売が島中に鯨産物を行き渡らせることを可能にしている。ベクウェイ島民は少なくとも年に一度鯨産物入手し、食することにより捕鯨の島の住民であることを再認識している。そしてその再認識が地域社会における捕鯨文化の擁護継承に役立っているのである。

同島における鯨類資源の利用と管理については、手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ鉞とヤスによりザトウクジラを捕殺するという旧来の捕鯨方法を用いる限り、その捕鯨は捕りすぎない捕鯨、捕れすぎない捕鯨、すなわち結果としての資源の持続的利用型捕鯨となっている。また、時として母仔連れ鯨を捕殺してきたベクウェイ島の鯨捕りたちの捕鯨方法は、西洋人の眼にはかわいそうに映るかもしれないが、実際は鯨捕りにもザトウクジラ群にも最適の捕鯨方法であった。ベクウェイ島においては鯨捕りとしての能力、捕鯨クルーをまとめることができる人望、そして捕鯨業を維持しうる資金力のある者が鉞手となり、捕鯨を取り仕切ってきた。そこには捕鯨の自主管理制度と呼べるものが備わっていたのである。ベクウェイ島のような小規模地域捕鯨の管理は、政府の干渉をできる限り差し控え、現地の鯨捕りたちに任せておくことが望ましいのである。

ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は年間 1、2 頭の捕殺という慎ましい捕鯨である。世界中において商業捕鯨が盛んであった頃は目立つ存在ではなかった。しかしながら、「クジラ」が西欧社会という異なる文脈において環境保護の象徴という従来とは異なる意味を持

つようになったため、捕鯨は国際捕鯨委員会などの国際会議において政治的に議論される対象となった。様々な外圧にも関わらず存続してきたベクウェイ島の捕鯨は現地では地域文化の一つの象徴、島民アイデンティティの表象となった。さらに日本、ノルウェーなどの捕鯨国にとって、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は守るべき大きな小捕鯨国となった。そのこと自体は現地の鯨捕りたちの暮らしをより複雑にする厄介な現象である。しかしながら、そのような国際関係の網の目の中で、鯨捕りたちは象徴的存在としての自らの捕鯨をしたたかに活かしながら援助の実を取り、捕鯨事業を革新し、生活基盤を少しでも強固にしようと努力している。これこそグローバル社会の枠組みの中で暮らしていかざるを得なくなったベクウェイ島の鯨捕りたちの一つの生き方なのである。

たかが1頭、されど1頭。生物学的存在を超えたザトウクジラ1頭の持つ象徴的意義、政治＝文化的な重みを本章において十分解明しえたと考えている。



## 第2章 注

- 1) 現地調査の詳細については序章 (0.1.3.) を参照のこと。現地調査に際しては、国際協力事業団 (現・独立行政法人国際協力機構) の水産専門家としてセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国に赴任されていた藤井資己さん (任期 1995 年 7 月～1998 年 7 月)、歳原隆文さん (任期 2001 年 10 月～2005 年 11 月) には水産局関係者との面談に際して仲介の労をとっていただくなどのお世話になった。また、青年海外協力隊の村落開発普及員 (水産局所属) として同国で活動されていた佐久間まり子さん (任期 2005 年 11 月～2007 年 10 月)、東さやかさん (任期 2008 年 10 月～2010 年 9 月) には現地の最新情報などをメールで提供していただくなどのお世話になった。記してお礼を申し上げます。
- 2) この他に 18 世紀末に英国軍によりセント・ヴィンセント島から英領ホンジュラス沖のラッタン島に追放されたブラック・カリブの子孫たちがベリーズに居住している (江口 1991: 75-75)。
- 3) 1864 年に米国ウエストポートの捕鯨船マッタポイセット号 (*Mattapoisette*)、1865 年にニューベッドフォードの捕鯨船レオニダス号 (*Leonidas*)、1967 年にプロヴィンスタウンの捕鯨船ジェイ・テラー号 (*J. Taylor*)、1868 年にプロヴィンスタウンの捕鯨船ネリー・エス・パットナム号 (*Nellie S. Putnam*) がベクウェイ島周辺にやって来て、ザトウクジラ捕鯨に従事したことが航海日誌に記されている (Reeves et al. 2001: 124; Reeves and Smith 2002: 230 Table 3)。
- 4) グレナダ、カイユ島におけるホセの捕鯨については、アンチル諸島の島々を帆付きカヌーによる単独航海中、1911 年に同島に立ち寄ったフェンガーにより描写されている (see Fenger 1917: 42-69)。
- 5) 1986 年頃の英国国教会司祭による捕鯨ボートへの祝福の手順に関する記述がベクウェイ島に 17 年間不定期的に滞在していた米国人のエッセイの中に残されている (本の内容、出版年および 2 隻の捕鯨ボートの名称から 1986 年と推定)。
  - ①司祭が片手に聖書、片手に聖なる水一瓶を持ち、まず捕鯨ボート「ホワイ・アスク」の舳先で聖なる水に祝福を与える。
  - ②英国国教会に所属する子供たちが斉唱する。
  - ③司祭が「創世記」「詩篇」「マタイによる福音書」の一節を朗読する。
  - ④司祭が「ホワイ・アスク」の舳先、艫に聖なる水をふりかける。
  - ⑤司祭が捕鯨クルーの安全と捕鯨の成功を祈願する。
  - ⑥アスニール・オリヴィエールがラム酒一瓶を持ち出し、「ホワイ・アスク」の舳先にふりかける。
  - ⑦捕

鯨ボート「ダート」についても「ホワイ・アスク」と同じ手順を繰り返し、その後、料理が提供される（Thomsen 1988: 138-140）。

- 6) ワードの報告によれば、1986年の鯨肉の販売価格は1ポンド当たり3ECドルであった（Ward 1986: 90）。2002年、2003年、2005年は1ポンド当たり5ECドル（225円）となった。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国を含む東カリブ海諸国6か国および2地域の共通通貨が East Caribbean dollar（ECドル）である。1991年から2005年の調査期間中、1ECドルは40～50円の間を変動していた（最後の調査年2009年においては35円程度になっていた）。以下、特記した箇所を除いて1ECドル、45円で換算。
- 7) B.C.がアスニールの捕鯨チームの一員であった当時、ある夜、観光客がよくやってくる通りで筆者は少し酔っ払ったB.C.と出合わせ、ビール代10ECドル（450円）を求められたことがあった。捕鯨関係者から現金を求められたのはこの一度だけである。
- 8) AT&T、Cable and Wireless、Digicellの3社である。
- 9) 2005年3月現在、銚手O.O.率いる捕鯨ボート「レスキュー」の乗組員6人中、3人が携帯電話を所持していた。
- 10) *The Herald* (St. Vincent and the Grenadines), May 4, 2000; June 22, 2000; March 31, 2001. *The Herald* はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国で発行されていた日刊紙（新聞）。2006年時点で既に廃刊。
- 11) 筆者の知りうる限り、この前水産局長は政治的な動きをする人物ではなかった。但し、その前任の故カーウィン・モリス元水産局長は若い時からミッチェル元首相の取り巻きとして活動しており（Mitchell 2006: 123）、2001年の総選挙に際して、水産局長を辞し、与党NDPの書記長として総選挙を陣頭指揮、敗北したのであった。あまりに政治的すぎた前任者のとばっちりの後任が受けたのであろう。
- 12) 水産庁「第55回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合結果」（平成15年6月20日付け）および同庁作成資料（私信）による。
- 13) 2005年3月6日、BIWA事務局長H.B.宅において申請書および工事見積書の写しを閲覧、同氏の了解を得た上で、フィールドノートに転写した。なお、本目（2.2.7.2.）においては1ECドル=40円で換算。
- 14) 再申請書の写しについても2005年3月6日、BIWA事務局長H.B.宅において閲覧、同氏の了解を得た上で、フィールドノートに転写した。
- 15) 在フィリピン日本国大使館がNGO向けに作成した資料による（<<http://ww.ph.emb->

japan.go.jp/japaneseweb/ngo-3.htm> Accessed May 12, 2005)。

- 16) 在トリニダード・トバゴ日本国使館がホームページ上に公表した 2005 年 6 月 24 日付けの最新ニュース (“Japan assists in the restoration of the Whaling Station in Bequia.” <<http://www.tt.emb-japan.go.jp/st-vincent-the-granadines/whaling-station-bequia.htm>> Accessed July 26, 2006) による。この 8 万 9486 米ドルという数字は、削減申請額 24 万 1614EC ドルを 2.7EC ドル=1 米ドル (公定レート) で換算した金額と考えられる。
- 17) *Searchlight*, December 16, 2005. *Searchlight* はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国で週 2 回発行されている新聞。
- 18) *Searchlight*, December 16, 2005; January 25, 2008.
- 19) *Searchlight*, June 30, 2006.
- 20) *Searchlight*, December 16, 2005.
- 21) ミッチェル元首相は自叙伝の中で、弁護士でもあるゴンザルベス現首相について「当地における麻薬密売人の刑事弁護人として十分に名声を確立していた」(Mitchell 2006: 383) と記している。
- 22) セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においては首都キングスタウンのあるセント・ヴィンセント島の風下側海岸のほぼ中央部に位置する漁村バルリー (Barrouallie) でもコビレゴンドウを主対象とする小型鯨類捕鯨が行われている (浜口 2002b; 2006)。2005 年 3 月、この捕鯨事業に対しても小型鯨類引き揚げ用傾斜路 (スリップウェイ) の新設および既存施設の小型鯨類加工場への改築を目的として青年海外協力隊の活動経費から 9 万 2847.50EC ドル (371 万 3900 円、1EC ドル=40 円) の資金援助がなされた (*Searchlight*, March 4, 2005)。
- 23) 『朝日新聞』1993 年 5 月 13 日付け。
- 24) 筆者は国際捕鯨委員会第 51 回年次会議に日本国政府代表団の一員として参加した。
- 25) 筆者は国際捕鯨委員会第 54 回年次会議の先住民生存捕鯨小委員会、違反小委員会ほかにセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府代表団の一員として参加した。同年次会議の議事録には「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府はそれから日本、園田学園女子大学短期大学部の浜口教授を紹介した。同教授は 1991 年以来、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨を取り巻く社会文化的諸状況を調査している。同教授の最近の調査報告はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の要求声明書にその根拠の多くを提供している」(IWC 2003c: 70) と筆者の参加が記されている。

- 26) ベクウェイ島の推定人口は1982年3191人、2002年5815人（SVG 2002b: 3）。なお、筆者にはセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の要求声明書において、1982年を比較の基準年とした理由がよくわからなかった。これが1987年であったならば、同年の国際捕鯨委員会第39回年次会議において同国の捕鯨が先住民生存捕鯨として承認された年であるので、非常によくわかるのであるが…。この要求声明書は第54回年次会議の会期中に会場内の控え室において同国代表団の一員が執筆したものであり、年号については執筆者の思い違いの可能性もあると筆者は考えている。
- 27) 第1章注8) 参照。
- 28) セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府代表団の一員からの情報提供による。以下、米国とセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の先住民生存捕鯨にかかる舞台裏の話し合いに関する記述は同氏情報による。
- 29) なお、このアラスカとチュコト地域の先住民によるホッキョククジラ捕鯨については2002年10月に開催された国際捕鯨委員会の特別会合においてほぼ当初要求案どおりに合意がなされた（水産庁「国際捕鯨委員会特別会合の結果について」平成14年10月15日付け）。
- 30) 本草案は国際捕鯨委員会第54回年次会議の会期中、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国国会において審議中であった。
- 31) *Saint Vincent and the Grenadines Statutory Rules and Orders, 2003. No. 42. Gazetted 30th December, 2003. Aboriginal Subsistence Whaling Regulations, 2003.*
- 32) カリブ海地域の観光イメージについては江口（1998: 55-73）による詳細な分析がある。
- 33) Warren Associates in conjunction with the St. Vincent & the Grenadines Department of Tourism, n.d. *Discover St. Vincent & the Grenadines*, p.54.
- 34) The Department of Tourism, St. Vincent and the Grenadines, n.d. *Tourism Statistical Report 1994*. 16pp.
- 35) *The Grenadian Voice*, May 22, 1999. *The Grenadian Voice* はセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の隣国グレナダにおいて発行されている週刊紙（新聞）。2000年時点においてインターネット上で解体現場の写真を見ることが可能であった（see <<http://abcnews.go.com/sections/science/DailyNews/iwc990525.html>> Accessed August 17, 2000）。
- 36) *Caribbean Compass*, April 1999. *Caribbean Compass* はベクウェイ島を中心に発行されて

いる月刊紙（新聞）。

37) *Caribbean Compass*, June 1999.

38) *Caribbean Compass*, April 1999.

39) 1995年8月現在、日本においては全国19か所でホエール（ドルフィン）・ウォッチングが事業として行われている（水口 1996: 71）。また、世界的には1998年現在、87か国492地域において事業としてのホエール・ウォッチングが行われている（Hoyt and Hvenegaard 2002: 381）。

40) 英国ITV3チャンネル“*The Whale Hunters of Lamalera, Indonesia*”（1988年7月放映）、NHK・2チャンネル「灼熱の海にクジラを追う」（1992年1月放映）、関西テレビ「巨鯨に挑むーインドネシアの海人・ラマファーー」（1997年8月放映）、NHK・BS2チャンネル「鯨の島の逞しき女たちーインドネシア・レンバタ島ー」（1997年10月放映）。

41) セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国を含むカリブ海地域のバナナ生産国は1975年に締結された「ロメ協定」（第4次改定ロメ協定、2000年2月まで）により、旧宗主国である英国へのバナナ輸出に関して特恵的地位が認められてきた（Grossman 1998: 47-48; 田中 2000: 291）。1993年1月の欧州連合（EU）統一市場創設に際して、創設12か国中、旧植民地や海外領土のバナナ生産者の保護政策を取っていた国、英国、フランス、スペインなど6か国とバナナ輸入が自由であった国、ドイツなど6か国との政策調整を図るため「EUバナナ制度」（1993年7月1日施行、2002年まで）が設けられ、カリブ海諸国のバナナ輸出にかかる特恵的地位は維持された（Grossman 1998: 52-56）。

その結果、EU市場（特にドイツ）において不利益を被るようになった多国籍企業チキータ・ブランズ・インターナショナル社が米国政府に働きかけ（Donald L. Barlett and James B. Steele, “How to Become a Top Banana.” *Time*, February 7, 2000.）、同国通商代表部が世界貿易機関（WTO）に「EUバナナ制度」の調査を提訴、WTO紛争処理小委員会は最終的に「修正EUバナナ制度」（米国政府の提訴を受けて、EUが「EUバナナ制度」を一部修正したもの）の一部がWTOの規則に違反していると結論づけ、米国政府に対してEUからの輸入品に制裁金を課すことを認めた（The Caribbean Banana Exporters Association, “Chronology of the EU’s Common Policy for Bananas.” <<http://www.cbea.org/EU/policy.htm>> Accessed March 2, 2000）。これらの事実から、2003年以降、EUはバナナ輸入に関する政策をより自由化に向けていくはずである。

42) セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国のバナナ生産価格（船積み前）は

1995年、18.2kg一箱当り8.39米ドル、一方、エクアドルのそれは2.95米ドル、コストリカは3.25米ドルであった（van de Kastele 1998: Table 2）。

43) しかしながら、「バナナが駄目になったから次ぎは観光」というほど事柄が単純なわけではない。米国軍大西洋カリブ海地域司令官シーハン海兵隊大將は、カリブ海地域のバナナ産業が崩壊したならば、米国への不法移民と麻薬密輸市場が拡大すると警告している（Grossman 1998: 56）。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国においてバナナ産業が衰退すれば大量の農民が失業、代替産業としての麻薬栽培が増加し、麻薬に絡む犯罪が多発、政情不安となり、観光客は減少するという悪循環に陥ると考えられるのである。同国（およびカリブ海諸国）にとってはバナナも観光も必要なのである。

44) *Caribbean Compass*, April 1999.

45) *Caribbean Compass*, April 1999.

47) *Caribbean Compass*, December 1999.

47) 商業捕鯨の一時停止を待っていたかのように、1988年4月に小笠原諸島母島において日本で初めてのホエール・ウォッチングが実施された。このホエール・ウォッチング・ツアーを企画した人物は後に「考えてみれば、そんな小笠原行きは、捕鯨側が巨万の金を費やして捕鯨プロパガンダとクジラ保護潰しをやってきたことをわずか10日で根こそぎ覆したとも言える」（岩本 1996: 23）と語っている。その前後の文章を読めば、日本で初めて実施されたホエール・ウォッチング・ツアーが、朝日新聞社、毎日新聞社、NHKなどのメディア（に所属する個人）や環境保護団体の世界自然保護基金（WWF）日本委員会、後のグリーンピース・ジャパンの活動家などを巻き込んで周到に練り上げられた捕鯨潰しの陰謀であったことがよくわかるのである。

もっともホエール・ウォッチングが捕鯨潰しの陰謀などではなく、大人の高尚な道楽と考えているホエール・ウォッチング愛好家もいる。それら愛好者の正直な告白として、次の文章を取り上げておく。「ホエール・ウォッチングとはあくまでも大人の快樂なのである。もう少ししていねいに言えば、酒や煙草といった、現実を安直にリセットする手段に飽き飽きした、レベルの高い大人が楽しむ退廃なのである」（植木 1996: 105）。『「小舟で潮まみれになり、船酔いにも苦しみながらクジラを見るより、大型客船のデッキで、ビール片手に手すりにもたれながら、のんびりとホエール・ウォッチングをするのもなかなかいいものですよ』とは、乗船した友人の弁であった」（中村 1991: 78）。

48) イルカ漁が行なわれているドミニカのホエール・ウォッチングの実態について江口は

次のように語っている。「ホエール・ウォッチングが欧米からのエコツーリストを満足させてきたのは確かである。しかし、その利益は、一部の資本家のふところを暖めているだけで、決して現地人の持続的発展に寄与してきたとは現状ではいい難い」（江口1996: 32）。結局のところ、ホエール・ウォッチングも新たな形態の搾取の顕現でしかないのである。

### 第3章 民族誌からみた先住民生存捕鯨の多様性

第2章においては先住民生存捕鯨が実施されている4か国5地域のうち、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島におけるザトウクジラ捕鯨を取り上げ、その歴史と現況、地域社会における捕鯨文化の意義、鯨類資源の管理手法、捕鯨と国内・国際政治との関係、捕鯨文化と観光開発の関係などについて現地調査に基づき検討を加え、ザトウクジラ1頭の持つ象徴的意義、政治＝文化的な重みを明らかにした。

本章では第2章で取り上げなかった残りの3か国4地域、すなわち米国アラスカ州（イヌピアット、ユピート）およびワシントン州（マカー）、ロシア連邦チュコト自治管区（チュクチ、ユピート）、デンマーク領グリーンランド（カラーリット）における先住民生存捕鯨について、主として民族誌（史）に基づき検討する。

これらの3か国4地域の先住民生存捕鯨については、筆者が直接現地調査を実施したわけではないので理解に偏りが生じる恐れがあり、またそれぞれの考察対象についても資料の制約から若干ずれがあるかもしれない。しかしながら、先住民生存捕鯨の現況とその多様性を正しく理解するためには全ての先住民生存捕鯨の事例を熟知しておく必要がある。文献調査の限界を十分承知したうえで以下の手順により考察を進めていく。

まず第1節においては米国アラスカ州に居住するイヌピアットとユピートにおけるホッキョククジラ捕鯨の持つ意義を特に鯨産物の慣習的分配法に焦点をあて考察する。あわせて同地におけるコククジラ捕鯨を取り上げてホッキョククジラ捕鯨と比較検討すると共に、コククジラを題材にして米国人一般における鯨観に言及する。

次に第2節では米国政府との条約に基づき1999年に70数年ぶりにコククジラ1頭を捕殺するも国内法の規定により裁判所から捕鯨の一時差し止めを命じられ、捕鯨の再々開に向けて苦闘している米国ワシントン州に居住するマカーの捕鯨問題を詳細に検討する。

さらに第3節においてはソビエト社会主義共和国連邦政府の崩壊により政治経済的、文化的に多大なる影響を被った現ロシア連邦チュコト自治管区に居住するチュクチ、ユピートのコククジラ捕鯨、ホッキョククジラ捕鯨について、特に日本人研究者の現地調査報告に基づき、その実相に迫っていく。

加えて第4節では反捕鯨を域内の共通理念とする欧州連合（EU）、およびその欧州連合に属するデンマークとの複雑な国際・国内関係の下、捕鯨文化の継承により独自性を維持



してきたデンマーク領グリーンランドに居住するカラーリットの捕鯨の歴史と現況、鯨食文化を概観し、最後に第5節において本章を総括する。

### 3.1. 米国アラスカ州の捕鯨文化

北極圏における積極的な捕鯨活動は、ベーリング海およびベーリング海峡地域において、おおよそ2000年前に始まり、その後、1000年前までに当該地域から外側、主として東方と北方に広がった (Savelle 2005: 55)。この歴史の流れの中、イヌピアットは西暦800年頃から北西アラスカにおいて捕鯨を始め (Bockstoece 1980: 54)、それ以降、商業捕鯨者によるホッキョククジラ資源の乱獲<sup>1)</sup>や国際捕鯨委員会によるホッキョククジラ捕鯨の禁止措置<sup>2)</sup>などの影響を受けながらも、今日まで捕鯨を継続している。

#### 3.1.1. ホッキョククジラ捕鯨

アラスカにおいては伝統的にガンベル、サヴォーンガ、ウェールズ、キヴァリナ、ポイント・ホープ、ウェインライト、バロー、ヌイクスット、カクトヴィクの9村落を中心に捕鯨が実施されており、1950年から1980年にかけて上記9村落ほかでホッキョククジラ505頭、コククジラ47頭が捕殺されている (Marquette and Braham 1982: 390 Table 3)。捕殺数を一瞥しただけでホッキョククジラの捕殺が圧倒的に優越していることがわかるであろう。なお、上記9村落に加えて1995年からリトル・ダイオミードにおいて<sup>3)</sup>、さらに2008年からはポイント・レイにおいてもホッキョククジラ捕鯨が再開されており<sup>4)</sup> (IWC 1995: 22; 2009b: 96)、2011年現在、アラスカの11村落においてホッキョククジラ捕鯨が実施されている。これら11村落のうち、ガンベルとサヴォーンガはユピートの村落、他の9村落はイヌピアットの村落である。

まずホッキョククジラの回遊パターンをみてみよう。冬をベーリング海において過ごしたホッキョククジラは、春にセント・ローレンス島とチュコト半島の間からベーリング海峡を通過し、アラスカ北西岸沿いに北上、ボーフォート海に入り、バンクス諸島付近およびマッケンジー川デルタ地帯で夏を過ごし、秋になると反転、アラスカ北岸をウランゲリ島付近まで西進し、そこからロシアの海岸沿いに南下し、北ベーリング海に戻ってくる (Marquette 1978: 18-19)。

春季捕鯨は最南に位置するセント・ローレンス島のガンベル、サヴォーンガにおいて 4

月初頭に始まり、5月末から6月初頭にかけてポイント・ホープ、バローで終わる。一方、秋季捕鯨はカナダ国境沿いの最東端のカクトヴィクにおいて8月末から9月初頭にかけて始まり、10月初頭にバローで終わる (Marquette 1976, 1978)。

この周期的なホッキョククジラの回遊パターン、およびそれにあわせた捕鯨活動は人々に強く認識されており、鯨の所有権に関する慣習法の基礎となっている。全捕鯨村落における鯨の所有権に関する最も基本的な規則は、一番銚を打ち込み、所有権を示すマークをしるしたキャプテンおよびそのクルーに絶対的な権利を与えており、それはそのクルーが鯨を殺すことに成功しなかったとしても、あるいはそのクルーが追跡をやめ、他のクルーが鯨を曳航してきたとしても変わりはない (Worl 1980: 315-316)。たとえ、鯨から同時に複数の銚が見つかったとしても、春の回遊の場合、鯨は南から北に向かうので、最南に位置するクルーが一番銚を打ち込んだと想定され、所有権が確定する (Worl 1980: 315)。

但し、これは鯨の所有権に関する理論上の規則であり、現実には鯨産物の分配時に、実質的に鯨の捕殺に功績のあったクルーに対して配慮を加えることによりその労力が報われる仕組みになっている。すなわち、一番銚を打ち込んだけれども鯨を放棄した、あるいは亡失したキャプテンは、分配時に自らが受け取る権利のある部分の一部を、実際に鯨を捕殺した、あるいは曳航してきたクルーに引き渡すのである (Worl 1980: 316)。

数十トンもあるホッキョククジラを1クルーだけで捕殺するのは実質的に不可能であり、複数のクルー (通常は8前後) の共同作業となる。一番銚を打ち込んだキャプテンおよびクルーに形式的に鯨は所有されることになるが、その所有権は最良の部分に分け前として受け取ることができるという意味にすぎず、協力の度合いに応じて、鯨体の他の部分は慣習的に定められている分配法に基づいて各クルーに配分されるのである。

捕鯨村落の一つ、ポイント・ホープにおける分配事例をみてみよう。ポイント・ホープでは一番銚を打ち込んだキャプテンおよびクルーが臍から後の部分を取り (但し、臍から尾部に向かって人の足幅ぐらいの部分は8番目に捕鯨現場に到着したクルーに与えられる)、2、3番目のクルーが臍から前の体の部分を二等分し、さらに4、5番目のクルーが頭部の下半分を二等分、6、7番目のクルーが口の周辺部を一つずつ取る (Rainey 1947: 261)。

鯨の陸上への引き揚げ、解体を手伝った村人には一番銚のキャプテンから食事と分け前が提供され、また男たちによる解体終了後には、女たちが死骸から肉片をそぎ落とすことが許され、さらにキャプテンの妻は、各世帯、または家族の中にクルーがいない人、および貧しい人にマクタックを分配する (Worl 1980: 317)。春季捕鯨の終わりを告げるナルカ

タック祭など、様々な年間の祝宴時にもキャプテンは多くの鯨肉、脂皮、マクタックを提供することが期待されており、各機会に大量の鯨産物が消費されるのである (Rainey 1947: 262-263)。

こうして村落共同体の全成員に何らかの形で鯨産物が行き渡り、消費される。最初の分配時に多くを得た一番銚のキャプテンも二次的な分配でかなりの部分を分け与えてしまう。鯨の所有および分配において理論的には一番銚のキャプテンが優越しており、その威厳と名誉は満たされているが、現実には様々な分配の強制により、富の消費がはかられ、村落共同体における社会的均衡が保たれる仕組みとなっているのである。

捕殺されたホッキョククジラについては、その肉、脂皮、マクタックのみならず、体の全てが利用されている。鯨髭は換金商品として、肋骨は網の重しとして、顎骨は墓碑、保存棚、家の入り口として、肝臓、肺の皮はドラムの皮として、脊椎は家屋の通風口や建築材料として、内臓はイヌの餌として利用されている (Rainey 1947: 262)。頭蓋骨は海に戻されるが、決してゴミとして捨てられるわけではない。頭蓋骨には鯨の魂が宿っており、海に戻せば魂はまた新しい体を見つけるだろうと考えられているからである<sup>5)</sup> (Rainey 1947: 259, 261)。

ポイント・ホープの住民生活はホッキョククジラとその捕鯨を中心に回っている。彼らは鯨の民、より正確にはホッキョククジラ捕鯨民なのである。

ポイント・ホープのある住民は捕鯨の意義を次のように語っている。

「捕鯨は私たちのクリスマスであり、独立記念日であり、感謝祭でもある」 (Bockstoe 1980: 54)。

次にアラスカにおけるホッキョククジラ捕鯨の中心地、バローの事例をみてみよう。2009～2011年現在、バローには捕鯨活動の中心人物である約55人のボート・キャプテン (毎年、実際に捕鯨に従事するのは40人程度) と捕鯨活動に参加する約300人のクルーが在住し、漁期になると各キャプテンは5人から7人のクルーと共に捕鯨活動に従事する (岸上 2009a: 510, 512; 2011b: 61)。

春季捕鯨は4月下旬から5月上旬であり、キャプテンとクルーは海氷原際にキャンプを設営、近くにホッキョククジラが現れるのを24時間体制で監視し、ホッキョククジラを発見すると皮張りのウミアックで追跡、捕殺を試みる (岸上 2007: 120-121)。一方、秋季捕鯨は9月下旬から10月上旬であり、村からかなり離れた開水域においてモーターボートを

用いて、朝出漁して夜帰るという日帰りの形でホッキョククジラの捕殺を試みる（岸上 2007: 120, 122）。ホッキョククジラの回遊経路と自然状況（氷の状態）にあわせて、イヌピアットは春季と秋季にウミアックとモーターボートを使い分け、環境条件の制約を受けながらも捕鯨の成果を高めるべく努力しているのである。

一般的に春季捕鯨は環境条件および気候変動の影響を受けやすく、一方、秋季捕鯨は開水域において実施されるため、氷の状態が捕鯨の成功に与える影響はより小さいと言われている（Suydam et al. 2009: 3）。2009 年春漁期、バローでは執拗な西風により水路が閉ざされたため、僅か 4 頭の陸揚げに止まったが、秋漁期には 15 頭の陸揚げがあった（Suydam et al. 2010: 2, 6 Table 1）。気候変動は確実にバローの鯨捕りたちに影響を与えているのである<sup>6)</sup>。

捕殺に成功し、陸揚げ、解体されたホッキョククジラは慣習的な分配法に基づいて配分される。バローにおいては、バロー捕鯨キャプテン協会がホッキョククジラの標準的な分配規則を学校教育用として郡教育委員会に提出している（岸上 2012a: 152）。以下、その標準的な分配規則を岸上の報告に基づいて紹介する。

- (1) 生殖器部分から後方にかけて幅約 30cm の鯨肉と脂皮の半分は捕殺に成功した捕鯨グループに分配され、残りの半分はキャプテン宅の祝宴において村人に提供される。
- (2) (1)の後方、尾びれまでの部分はキャプテンの地下貯蔵庫で保存され、ナルカタック祭、感謝祭、クリスマスの祝宴において提供される。
- (3) (2)と尾びれの間部分もキャプテンの地下貯蔵庫で保存され、ナルカタック祭の祝宴において提供される。
- (4) 2 枚の尾びれはナルカタック祭、感謝祭、クリスマスの祝宴において提供される。
- (5) (1)の前方、口先にかけて部分（顎、鯨髭、2 枚の胸びれを除く）は鯨の解体を手伝った他の捕鯨グループに分配される。但し、各漁期の最初に捕殺された鯨の当該部位は登録してある全ての捕鯨グループに平等に分配される。秋季捕鯨の場合は、鯨体を運搬するブルドーザーの操縦手にも分配される。
- (6) 鯨髭の半分は捕殺に成功した捕鯨グループに分配され、残りの半分は鯨体を曳航するのに手助けした捕鯨グループ間で等分される。
- (7) 口から顎にかけての部分の半分は捕殺に成功した捕鯨グループのキャプテンに分配され、残りの半分は鯨体を曳航するのに手助けした捕鯨グループ間で等分される。

- (8) 一方の胸びれは銚手に分配され、他方の胸びれは解体場所にいる全ての捕鯨グループに分配される。
- (9) 舌の半分は解体に参加している全ての捕鯨グループに分配され、残りのうちの半分はキャプテン宅の祝宴において、もう半分はナルカタック祭の祝宴において村人に提供される。
- (10) 心臓、小腸、腎臓などの内臓の半分はキャプテン宅の祝宴において、残りの半分はキャプテンの地下貯蔵庫に保管され、ナルカタック祭において提供される（岸上 2012a: 152-154）。

この分配規則(1)(2)(3)(4)(9)(10)に基づき、直接捕鯨活動に参加しない（あるいはできない）村人にも各種祝宴時においてかなりの量の鯨産物が料理や土産として提供されていることが理解できる。同様に分配規則(5)(6)(7)(8)(9)により、直接の捕殺にかかわらなかった捕鯨グループにも鯨産物が分配される。もちろん、これらの分配物は人数割りになるため、一人当たりで見れば量的には多くはないかもしれないが、この分配規則により多くの人々に鯨産物が行き渡る仕組みになっていることは明らかである。

岸上の計算によれば、ホッキョククジラを捕殺した捕鯨グループが専有できる鯨産物は全体の5%余りしかない（岸上 2012a: 167）。その5%余りを得るために、初期投資は別として、春季捕鯨の経費が1万ドルから3万ドル、秋季捕鯨の経費として5000ドルから1万ドルが必要である（岸上 2012a: 151）。しかも鯨肉、脂皮の現金販売は法律より禁止されている（岸上 2011b: 42）。従って、経費は全てボート・キャプテンの持ち出しとなる。

経済合理性の見地からすれば、多額の資金を投入するにもかかわらず、収入にならないホッキョククジラ捕鯨は全く割に合わない事業である。資本主義に基づく経済のグローバル化が進展する中、その資本主義経済の最先端をいく米国において、資本主義とは本質的に相いれない価値観、すなわち村落共同体の社会的安寧の維持、に基礎をおいた生活を送っている人々が存在することは興味深い事実である。そもそも先住民生存捕鯨とは最大限の利潤追求をめざす商業捕鯨とは異質の、鯨を捕殺し鯨肉やマクタクを食することにより得られる精神的・文化的充足感を第一義的に追求する捕鯨なのである。それだからこそ、毎年多額の自己資金を投入しながら収入を得られなくとも捕鯨を継続できるのである。

### 3.1.2. コククジラ捕鯨

次にイヌピアットとユピートにとってのコククジラ捕鯨の持つ意義を考えてみる。

コククジラの先住民生存捕鯨を規定している『国際捕鯨取締条約』附表第 13 項(b)(2)は次のとおりである（国際捕鯨委員会第 62 回年次会議終了時、2010 年）。

附表 第 13 項(b)

(2) 北太平洋東資源コククジラの捕殺は、先住民もしくは先住民のために締約国によってなされ、かつその鯨肉および鯨産物がもっぱら先住民による地域的消費に用いられる時にのみ、これを許可する。

(i) 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年において本規定により捕殺されるコククジラの総数は 620 頭を超えてはならない。但し、2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年のいずれの年においても 140 頭を超えてはならない（IWC 2011c: 156）。

この規定が対象としている先住民とは、本附表の修正時（第 59 回年次会議、2007 年）に本資源コククジラにかかる必要声明書を提出したロシアの先住民と米国ワシントン州の先住民マカーだけであり（IWC 2008a: 18 参照）、米国アラスカ州の先住民は含まれていない。従って、現在ではイヌピアットと米国のユピートは、『国際捕鯨取締条約』の枠内においては、コククジラを捕殺できないことになっているのである。

しかしながら、国際捕鯨委員会第 34 回年次会議（1982 年）において商業捕鯨の一時停止が可決され、それにあわせて先住民生存捕鯨の管理の厳格化が図られるようになる以前は、イヌピアットとユピートも少数のコククジラを捕殺していたのである。

2011 年現在、ホッキョククジラ捕鯨が実施されているアラスカの 11 村落のうち 6 村落（ガンベル、サヴォーンガ、ウェールズ、ウェインライト、リトル・ダイオミード、パロー）において 1950 年から 1980 年にかけて 39 頭のコククジラが捕殺されている（Marquette and Braham 1982: 390 Table 2, Table 3）。平均すれば年間 1 頭余り、取るに足りない数かもしれないが、特定地域、あるいは一部のイヌピアットとユピートにとって、コククジラは代替食料・補足食料として少しの意義はあったのかもしれないのである。

ホッキョククジラはベーリング海峡通過後、アラスカ海岸沿いの各村落を順次回遊していくが、コククジラはベーリング海峡を通過するとチュコト海に直進し、少数の個体しかアラスカ海岸沿いを回遊しない（Marquette and Braham 1982: 391）。従って、ホッキョククジラ捕鯨が実施されている 11 村落のうち、（コククジラを捕殺するとしても）ベーリン

グ海からベーリング海峡近辺に位置しているガンベル、サヴォーンガ、ウェールズ、リトル・ダイオミードしか毎年十分な数の捕殺を期待できず、他村落の住民にとってコククジラは確実な捕殺対象にはなりえないのである。捕鯨活動に多額の自己資金を投入する以上、捕殺に成功するか否かは時の運であるとしても、少なくとも毎年確実に回遊してくるホッキョクジラを狙うのが当然なのである。

過去において、時々コククジラを捕殺していたガンベルの住民でさえも（1950年から1980年にかけて13頭捕殺）、ホッキョクジラこそが伝統的に好む鯨であると述べている（Marquette and Braham 1982: 390）。一方、伝統的にホッキョクジラ捕鯨の村落として知られているポイント・ホープでは、コククジラは食料としては劣っており、また余りにも危険と考えられているので捕殺されない（Rainey 1947: 262）。実際、ポイント・ホープにおいては今日までコククジラが捕殺されたことを示す記録は残っていないし、1979年に3頭のコククジラがシャチに襲われて絶命、近くの岸に打ち上げられた時も村人は見向きもしなかったのである（Marquette and Braham 1982: 391）。

前項でみたように（3.1.1.参照）、イヌピアット社会においては、ホッキョクジラの捕殺にかかる鯨産物の慣習的な分配が共同体の安寧に大きな役割を果たしている。鯨産物の分配時、一番銛を打ち込んだ捕鯨ボートのキャプテンが最良の分け前を取り、以下、慣習に従い捕殺に成功した捕鯨ボートのクルー、捕殺や曳航に協力した他ボートのクルー、村人などに配分がなされる。一時的に多くの配分を得たキャプテンも解体作業時、あるいは祝宴時に自らの取り分を食料として提供することにより鯨産物を消費する。そのことによりキャプテンとしての威信が保たれ、同時に鯨産物の流通により村落共同体の社会的安寧が保証されるのである。

ところが、一般的にコククジラは高性能ライフル銃により一斉射撃される（Marquette and Braham 1982: 387）。従って、もしホッキョクジラの生息数が減少し、ホッキョクジラ捕鯨がコククジラ捕鯨により代替されるようになれば、ホッキョクジラ捕鯨を中心にして確立されてきたイヌピアットとユピートの文化的複合は大幅に変わらざるを得ないであろう（過去において、資源量の減少からホッキョクジラ捕鯨が一時禁止された時期もあった<sup>8)</sup>）。幸いにして、ホッキョクジラの推計生息数は600~2000頭（1976年）から1万1800頭（2004年）へと回復傾向にある（IWC 1978b: 67; 2010a: 20）。紆余曲折をへて、イヌピアット社会とユピート社会においては今日でもホッキョクジラ捕鯨は存続し、ホッキョクジラを中心とする伝統的な捕鯨文化は継承されているのである。

### 3.1.3 環境保護運動とコククジラ

一部の米国人が環境保護運動に熱心なのはよく知られている。その米国人の環境保護観（あるいは鯨類保護観）が端的に表われているのが1972年、1973年に制定された環境保護関連2法、『海洋哺乳類保護法』（Marine Mammal Protection Act）と『絶滅の危機に瀕した種の保護法』（Endangered Species Act）である。

前者は現在絶滅の危機に瀕している、あるいは予見可能な時期に絶滅の危機に瀕する恐れのある海洋哺乳類を保護するために、それらの捕殺を禁止すると共に、その生息地を破壊しないように求めた法律である（原 1987: 237）。一方、後者は保護対象を海洋哺乳類から全動植物種に拡大し、連邦政府機関に対して対象種の存続およびその生息環境を脅かす行為の禁止を命じた上で、全ての公共開発行為について環境影響評価を要求し、あわせて何人に対しても保護種リストに掲載されている種の捕殺を禁じた法律である（原 1987: 238）。

これらの法律が制定された結果はどうであったか？ 米国人が貴重と考える野生の動植物種の生存およびそれらの生息地が守られた。それはよいことである。では、それらの動植物種に生計を依存していた人々（の生活）はどうなったのか？

1993年8月4日、米国下院環境・自然資源小委員会は『海洋哺乳類保護法』の再認定にかかる公聴会を開催した。そこでの2人の議員の発言を聴いてみよう<sup>9)</sup>。「海洋哺乳類が排泄する汚物のため、ワシントン州の貝類漁場は閉鎖状態」（アンソウルド下院議員、ワシントン州選出）。「セイウチはウニ漁業に壊滅的打撃を与えている」（ハンバーグ下院議員、カリフォルニア州選出）。

セイウチが栈橋でのどかに昼寝。米国西海岸において時に見かける光景である。セイウチも殺される恐れが全くないから安心しきっている。これが、海の上、陸の風景。では、海の中は？ 増えすぎたセイウチなど海洋哺乳類の排泄物が岩場や砂地に蓄積し、ウニや貝類は全滅、漁民は大打撃を受けた。適当にセイウチを間引いていたからこそ、生態系も守られ、ウニや貝類が健全に生育していたのであった。

行き過ぎた環境保護運動は生態系を攪乱し、庶民の慎ましい生活を破壊する。

岡島によれば米国の環境保護運動は次のような特徴をもっている。1) 世界で最も豊かな白人中間層が運動の中心であるため、貧しい人々の心情がわからない。2) 環境保護運動は事実上、白人に限定されており、マイノリティーは締め出されている。3) 自分たちを「正



義の味方」と思い込み、比較的単純に正否を決めつける（岡島 1990:7, 180-181, 190）。

白人中間層（もちろん上流階級も）はセイウチの保護は考えてもウニ漁民の生活に思いを寄せることはない。

捕鯨問題についても同様である。単純に「捕鯨＝悪」と決めつける。ところが、現実には世界の周縁地域において（米国の周縁地域、アラスカでも）、鯨を捕って生活している人々が存在しているのである。残念ながら、米国の白人中間層・上流階級はそのような鯨捕りたちの慎ましい暮らしなどは想像できないのである。

カリブ海地域出身のアフリカ系米国人、マーヴィン・ダイマリー元下院議員の言葉をここで取り上げておこう。「反捕鯨運動は白人上流階級の美的欲求にすぎない」（板橋 1987: 228）。反捕鯨運動の本質をズバリ突いた名言である。

では、反捕鯨運動を行っている白人中間層・上流階級は鯨についての真実を知っているのでしょうか？ たとえば、鯨類の仲間、すなわち鯨目には 85 種類の鯨・イルカ類が存在し、ヒゲクジラ亜目とハクジラ亜目に下位区分され、そのハクジラ亜目に全てのイルカ類が含まれている、など。現実には、彼らは鯨についてほとんど何も知らないし、知ろうともしない。

白人中間層・上流階級が鯨についていかに無知であるかを例証した興味深い出来事があった。舞台は先に取り上げた米国アラスカ州バローである（3.1.1.参照）。

1988 年 10 月、バロー岬沖において氷の下でもがいていた 3 頭のコククジラが通りかかったイヌピアットにより発見され、その救出作戦がメディアを賑わした。米ソ両国が協力、米国レーガン大統領やソ連邦ゴルバチョフ書記長をも巻き込み、580 万ドル（8 億 7000 万円、1 ドル＝150 円当時）以上もの大金を費やし（Rose 1989: 23）、結局、2 頭が氷の海から脱出したとされている<sup>10)</sup>。この救出劇期間中、イヌピアットには失業対策として郡から氷に穴をあける作業が時給 21 ドルで提供され（郡の総支給額は 10 万ドルを超えた）、一方、環境保護団体のグリーンピースには、救出劇後、会員および寄付金が 400% 増となるおまけがついた（Rose 1989: 183, 302）。3 頭のコククジラはイヌピアットも環境保護団体も潤したのであった。

ところで、メディアでは全く語られていなかったが、前述したようにイヌピアットはホッキョククジラ捕鯨民であって、コククジラ捕鯨は主要な活動ではなかった（3.1.1.; 3.1.2. 参照）。全てのイヌピアットはホッキョククジラの鯨肉とマクタックは称賛するが、コククジラのそれらについては意見が異なっている（Marquette and Braham 1982: 386）。

今回の救出作戦も氷の下でもがいていたのがイヌピアットにとって不必要なコククジラであったから実行しえたのであった。もし、それがホッキョククジラであったならば、メディアの注目を集める前に3頭はイヌピアットの食卓を飾っていたはずである。イヌピアットが自らの文化的基準に従い不要物として捨て去ったものを非先住民米国人（白人）が貴重品として拾い上げたのであった。

この前代未聞の珍事からもわかるように、結局のところ、白人中間層・上流階級は反捕鯨運動団体（およびそこに所属する個人）がメディアを利用して作り上げた「虚像の鯨＝メディアホエール」（森田 1994: 391）を信奉、崇拝しているだけなのである。では、その「虚像の鯨＝メディアホエール」とは何なのか？ それは、例えばクリスチャン・リース・ラッセンがその絵の中に描いている鯨、イルカ、すなわち宇宙を飛び、地球を見下ろす鯨、イルカが典型となっている<sup>11)</sup>（森田 1994: 390 図 42 参照）。このメディアホエールは「餌を食べず、愛を振りまき、瞑想の世界に生きるだけで、人間も共に瞑想し愛だけに生きる存在となっている」（森田 1994: 391）。虚像の鯨を偏愛し、人間生活の現実を徹底的に無視するのが、反捕鯨運動に与している白人中間層・上流階級なのである。彼らにとって捕鯨民の慎ましい暮らしなどは別の世界の出来事なのである。

### 3.2. 米国ワシントン州、マカーの捕鯨文化

本節においては、『国際捕鯨取締条約』附表において先住民生存捕鯨として承認された後、米国政府との条約に基づき 1999 年にコククジラ捕鯨を再開するも、国内法の規定から裁判所により捕鯨を一時差し止められ、捕鯨の再々開に向けて苦闘（悩）しているマカーの捕鯨問題を取り上げる。

#### 3.2.1. マカー捕鯨の歴史

マカーは米国ワシントン州オリンピック半島最西端にある米国政府が定めた保留地（中核地面積 46.5 平方マイル [120.44 km<sup>2</sup>]、飛び地 719 エーカー [2.91 km<sup>2</sup>]、これに加えて無人の小島 2 島）を中心に生活を営む先住民（インディアン）であり、2010 年時点の人口は保留地内住民 1121 人、保留地外住民 1512 人である（Renker 2012: 60-61）。言語学的にはマカー語はヌーチャヌス語、ディティダート語と共にワカシャン語族、南ワカシャン語グループを構成しており、マカーとヌーチャヌスは捕鯨の伝統を共有している（Coté 2010: xiv, 16）。

マカーと非先住民（白人）との記録されている出会いは 1788 年、英国人貿易商の船がマカーの生活圏内にある小島沖に停泊したのが始まりとされ、1792 年にはスペインが現在のニアベイに砦を設けている（4 か月間で放棄）（MCRC 1987: 66）。非先住民（白人）との接触が始まった 18 世紀後半のマカーの人口は 1500～2000 人と推定されているが、非先住民（白人）がもたらした天然痘、麻疹、チフスなどの伝染病により人口は激減した（Coté 2010: 47, 217 note 22）。

後述する『ニアベイ条約』（3.2.2.1.参照）締約後に保留地内に設けられた学校に教師として赴任したスワンの調査によれば 1861 年の人口は 654 人（Swan 1870: 2）、1941 年から 1942 年にかけて保留地内においてフィールドワークを実施したコルソンによれば 1942 年の人口は 357 人であった（Colson 1953: 296）。同じく 1949 年夏にフィールドワークを実施したミラーは 1949 年の人口を約 500 人としており（Miller 1952: 264）、第二次世界大戦後もそれほど人口回復が進んでいない事実が非先住民（白人）のもたらした伝染病による生活（生命）破壊の大きさを物語っている。

#### 3.2.1.1. マカーと鯨とのかかわり

彼はサンダーバードとして知られていた。彼が翼を羽ばたかせれば雷鳴が轟き、瞬きすれば稲妻が走った。彼は鯨を食べて生きていた。かつて大嵐があり、マカーは出漁できなかった。嵐は何日も続き、マカーには食べ物がなかった。ある朝、マカーは浜辺で 1 頭の鯨を発見した。それはサンダーバードが捕殺し、人々の食料として置いていったものであった。村人は喜び、鯨とサンダーバードを称える歌を歌った（Firestone and Lilley 2005: 179-180）。

この「サンダーバード伝説」はマカーと鯨とのかかわり、少なくとも「寄り鯨」<sup>12)</sup>の食利用を示唆している。また、この伝説に加えてマカーと鯨とのかかわりを具体的に示しているものも存在する。それはマカーの旧居住地オゼット村遺跡からの出土物である。

オゼット村は少なくとも過去 1500 年間居住されており、遺跡全体から鯨骨 3402 個が出土し、種レベルでは 873 個が同定され、その内訳はコククジラ 441 個（50.5%）、ザトウクジラ 406 個（46.5%）、セミクジラ 20 個（2.3%）、ナガスクジラ 6 個（0.7%）となっている（Huelsenbeck 1988: 1, 4 Table 1）。また、いくつかの脊椎、肩甲骨と 1 個の上顎骨、中顎骨に貝殻製の銛先の断片が突き刺さったものも発見されている（Huelsenbeck 1988: 6）。一方、

同遺跡から出土した動物群の推定重量比は、鯨類 87.9%、鯨類を除く海洋哺乳類 8.1%、魚類 3.3%、貝類 0.4%、陸生哺乳類 0.2%、鳥類 0.1%となっている (Huelsenbeck 1988: 8, 9 Table 6)。

これらの考古学的事実を総合すれば、オゼット村に住んでいたマカーは 1500 年以上、鯨とのかかわりがあり、捕鯨に従事し、鯨類はきわめて重要な食料資源であったことがわかるのである。もちろん、漂着鯨の利用や座礁鯨を銚で突き捕ったこともあったであろうが、死後すぐには沈まないことが確認されている鯨類はホッキョククジラ、セミクジラ、マッコウクジラの 3 種のみとされており (大越 2008: 313)、同定された鯨類の 97%を死後海中に没するクジラとザトウクジラが占めているという事実から、全てが寄り鯨の利用であったとは考えられないのである。

### 3.2.1.2. マカー捕鯨の実相

ここでは民族誌を参考にして、19 世紀後半までのマカー捕鯨の実相をみしてみる。

マカーが用いた捕鯨用のカヌーは一本のシーザー材をくり貫き、舳先と艫をはめ込んだチヌーク型カヌーである (Waterman 1920: 9)。その全長は 36 フィート [11m] とされている (Pascua 1991: 44)。チヌーク型カヌーの使用はワシントン州の全海岸域およびバンクーバー島西岸域の大部分を特徴づけており、バンクーバー島西岸域に居住するヌーチャヌス系の人々が製造したものである (Waterman 1920: 9-10) <sup>13)</sup>。

この捕鯨カヌーには 5 列 8 人が乗組む。舳先 (1 列目) にはリーダーとして捕鯨活動を統率する銚手 1 人、2 列目右舷側には銚打ち後、浮きを銚綱に繋ぎ、海上への投げ入れを担当する浮き番 1 人、左舷側には鯨の死後、水没を防止するために海中において鯨の口を綱でくくりつける潜水手 1 人、3 列目右舷側には銚綱を操作する銚綱番 1 人、左舷側には浮き番 1 人、4 列目右舷側には見張り 1 人、左舷側 1 人 <sup>14)</sup>、艫 (5 列目) に舵取り 1 人である (Waterman 1920: 41, 44, 48 Fig 14)。

銚手は鯨が潜水に備えて頭を水中に入れた瞬間を見計らって 6 フィート [1.8m] 程度の距離から貝殻製の銚先のついた長さ 16 フィート [4.9m] の銚を鯨に打ち込む (Waterman 1920: 41, 43)。銚打ち後、近隣のカヌーに銚打ちの合図が発せられ、協力して鯨の捕殺が実行される。鯨の陸揚げ後、経験豊富な年長者が鯨体を計測し、最初の切れ目を入れる (Waterman 1920: 46)。頭と背びれの間の部分「鞍部」(saddle) が最重要視される部分であり <sup>15)</sup>、通常は一番銚を打ち込んだ銚手のものとなる (Swan 1870: 21)。この鞍部が最初

に鯨体から切りはずされ、ワシの羽毛で装飾を施された後、一定期間、陳列棚の上に展示される (Waterman 1920: 46)。次に鞍部の後ろの細長い部分が最初に捕殺協力した他のカヌーの乗組員に分配され、これに加えて下顎部、舌、胸びれなどが捕殺協力した他のカヌーの乗組員に分配される (Waterman 1920: 45)。この捕殺協力への褒賞分配が終わった後、銚手は鯨体の残部をふさわしいと考えるやり方で分配し、銚手自身は尾部を取る (Waterman 1920: 45)。このような鯨産物の慣習的な分配が捕鯨文化の一側面を構成しているのである。

マカーは脊椎と内臓を除いて鯨体全てを利用した。脂皮と鯨肉は食用に供され、腱はロープ、ヒモなどに利用された (Swan 1870: 22)。また、脂皮から製造された鯨油は魚の干物などを浸して利用する油として非常に価値があった (Waterman 1920: 45)。魚の干物は長期保存するために天然の脂分が除去されており、鯨油に浸すことにより干物に味と栄養分を追加したのであった (Renker 2012: 72)。さらに、マカーは 19 世紀後半、北西海岸にやってきた商業捕鯨船に鯨油を販売、1877 年には 3 万ガロン<sup>16)</sup>の鯨油を取引したとの記録も残っている (Coté 2010: 60)。

マカーにとって捕鯨は社会＝文化的に、また経済的にも重要な活動であったのである。

### 3.2.1.3. 捕鯨民の社会構造

リーダーとして捕鯨活動を統率する銚手は通常は単一のロングハウスの居住者からなる集団の長 (首長) であり、彼がそのロングハウス、捕鯨カヌー、捕鯨道具を所有していた (Renker 2012: 25)。マカー社会は三つの階級、「首長」「平民」「奴隷」に分かれており (Colson 1953: 4)、日常の生計活動のための漁撈は平民と奴隷により実施されたが、捕鯨のような特別な技能が要求される活動は首長のみに許された世襲の特権であった (Coté 2010: 23)。

この奴隷制の存在がマカー社会の (捕鯨文化の) 理解を複雑にしている<sup>17)</sup>。奴隷は戦争での捕虜、あるいは他部族から買い取ったものであり、社会階級の最底辺に位置していた (Colson 1953: 202)。奴隷には権利がなく、男の奴隷は焚き木や倒木を収集し、女の奴隷はマカー女性が魚を捌くのを手助けした (Pascua 1991: 48)。しかしながら、捕鯨の成功により階級の壁を乗り越えた事例も存在する。平民の父と奴隷の母との間に生まれた息子の話である。彼は非常に勇敢であり、鯨の捕殺に数多く成功、毛布、カヌー、奴隷など多くの富を集積し、そのことにより首長の娘と結婚できた。彼の息子も力と勇気と捕鯨の成功

により名声を博し、主要首長の1人として考えられるようになった (Swan 1870: 52)。優れた捕鯨技術は鯨をもたらしただけではなく、階級の壁をも打ち破ったのである。

一般的に捕鯨の成功は鯨捕りのリーダーである首長に大量の鯨油、鯨肉をもたらし、首長はそれらの鯨産物を彼のロングハウス内に居住する親族、非親族に食料として提供、それが彼の威厳となった (Colson 1953: 5; Renker 2012: 25)。また、首長は鯨油と脂皮を海岸沿いの他部族との取引に用いることにより非常に裕福となり、その裕福さを誇示するためにポトラッチを実施したのであった (Coté 2010: 38)。

捕鯨とそれがもたらす富が首長の力の源泉であり、捕鯨の成功のために鯨捕りたちは優れた力と勇気を必要とし、力を増大させるために個人的な儀式を執り行った (MCRC 1987: 57)。鯨捕りたちは断食の試練を通して守護霊を追求し、隠れた場所で沐浴、何日何夜も森の中を寝ずにさまようことにより捕鯨に備えたのであった (Colson 1953: 176)。

このように捕鯨はマカーにとって現世の物質的世界から超自然の霊的世界までを貫き通す中核的な存立基盤であったのである。

#### 3.2.1.4. マカー捕鯨一時停止の顛末

マカーが1999年以前、最後に捕鯨を実施した年については、1913年 (MCRC 1987: 66)、1926年 (Sepez 2008: 122)、1928年 (Collins 1996: 184; Roghair 2005: 194) と若干の幅があるが、本章においては米国政府が国際捕鯨委員会に提出した公式文書にある「多分1920年代の後半に起こったのであろう」 (Renker 2012: 14) を一応の目安としておく。

マカーが1920年代後半に捕鯨の一時停止に至った最大の理由は非先住民 (白人) 商業捕鯨者によるコククジラ資源の乱獲であった。マカーが捕殺対象としている北太平洋東資源 (カリフォルニア系群) コククジラの繁殖地、バハ・カリフォルニア一帯における商業捕鯨船によるコククジラ捕鯨は1845/46年冬期に開始され、1873/74年冬期まで継続、その間に7100頭弱が捕殺され、銚打ち亡失鯨を含めて8100頭弱が資源から除去されたとされている (Henderson 1984: 163, 174)。

商業捕鯨開始前 (1845年) の推計生息数は1万5000頭程度、商業捕鯨中止後 (1874年) の推計生存数は4000頭程度であったが、20世紀に入って以降、今度は沿岸捕鯨施設による商業捕鯨が開始され、この商業捕鯨、それに科学研究目的の捕獲調査などをあわせてさらに4000頭程度が捕殺されている (Henderson 1984: 176)。このような商業捕鯨者ほかにによるコククジラ資源の乱獲の結果、コククジラ資源の枯渇が進み、1937年に『国際捕鯨取

締協定』が締約され、コククジラの商業捕鯨は禁止されたのであった<sup>18)</sup>。

非先住民商業捕鯨者の乱獲の影響を受けながらもマカーは1888年9頭、1891年12頭、1892年3頭、1893年2頭、1897年10頭と慎ましい数の捕殺を継続したが(Collins 1996: 183)、最終的には1920年代後半にコククジラ捕鯨の一時停止に至ったのである。この一時停止について「捕鯨のような重要な問題にマカー自らが責任のある決定を下した事実は、マカーの鯨類保護への誠実な願望をも例証している」(D'Costa 2005: 79)と捕鯨の一時停止をマカーの鯨類保護への積極的な取り組みの証しとする見解もあるが、資源減少の結果、彼らの技術ではコククジラが捕れなくなったので(あるいは捕殺効率が悪くなったので)、捕鯨の一時停止のやむなきに至ったと考えるのが穏当であろう。

では、捕鯨ができなくなったマカーの暮らしは成り立ったのであろうか。コククジラはマカーの食料資源であると同時にその鯨油、脂皮は交易品(現金収入源)でもあった。食料としてコククジラの次に重要なのはオヒョウ、その次がサケとタラであったとあるように(Swan 1870: 19, 22, 24)、鯨類以外の水産資源も豊富であった。さらにマカーはウニもナマコもタコも食べた(Colson 1953: 33)。海洋哺乳類ではオットセイ、アザラシも食べた(Pascua 1991: 42, 48)。保留地の目の前が海であったので、多様な水産資源をうまく利用していけば、コククジラの代替食料は十分確保できたのであった。

水産資源の商業利用においては毛皮用のオットセイ漁が特筆される。オットセイ漁の最盛期は1869年から1896年の間とされているが(Collins 1996: 184)、その間にオットセイ皮がマカーにもたらした利益は尋常ではなかった。1885年までに全体としてのマカーの年収はオットセイ漁だけで2万~3万ドルになり、1892年にはオットセイ漁により入手した現金を用いてマカーがニアベイにある2軒の食料品店、1軒の交易所、1軒のホテルを購入した(Coté 2010: 60-61)。また、ある首長は1893年時点において3隻のスクーターを保有し、それらの船は10万ドル以上の価値があったと言われており、この時期に多くのマカーが自らの保有するオットセイ漁用スクーターに白人労働者を雇い入れたのであった(Collins 1996: 184)。オットセイ皮景気に沸くニアベイでは多くの住宅が新築され、マカー女性は最新のファッションに身を包んだ(MCRC 1987: 25)。しかしながら、この繁栄の時代は1897年、米国政府が商業オットセイ漁を禁止することにより終焉を迎えたのであった。

食料に関して補足するならば、魚油、海洋哺乳類油が豊富であったマカーの伝統的な食事は、牛肉、乳製品、穀類に代表される西洋的な食事に徐々に取って代わられ(Renker 2012:

77)、1940年代までにマカーの食事の80%以上が非伝統的食料で占められるようになった (Coté 2010: 66)。この食生活の西洋化がアメリカ・インディアンとアラスカ先住民の糖尿病による死亡率を他の米国人よりも177%も高くしているのである (Renker 2012: 77)。マカーの健康面からも鯨産物の積極的な利用が望まれるのである。

### 3.2.2. マカー捕鯨の現状

商業捕鯨者によるコククジラ資源の乱獲の結果、1920年代後半に捕鯨の一時停止を余儀なくされたマカーであったが、それ以降も鯨とのかかわりは継続していた。鯨産物の食利用に関しては、時として座礁鯨や混獲鯨がその対象となったことが語られている (Erikson 1999: 556, 559; Sepez 2008: 121-123)。また、オゼット村遺跡からの出土物、歴史的写真、口述記録などに基づき捕鯨の伝統を現在に受け継ぎ、将来の指針とするためにマカー文化調査センター (Makah Cultural and Research Center) が1979年に開設されている (Erikson 1999: 557, 577)。マカーにとって捕鯨は過去の遺物ではない。機が熟せば、マカー捕鯨は当然、再開される。

マカー捕鯨再開への拠り所となるのが、1855年に米国政府がマカーと締約し、1859年に批准、公布された『ニアベイ条約』 (Treaty with the Makah, 1855; the Treaty of Neah Bay) である<sup>19)</sup>。

#### 3.2.2.1. 『ニアベイ条約』

米国政府は1871年までに370以上の条約を部族政府と交わし、200以上の保留地を設置、先住民の土地20億エーカー [809万4000 km<sup>2</sup>] を収奪し、そのかわりに1億4000万エーカー [56万6580 km<sup>2</sup>] を与えた (鎌田 2009: 26)。条約締約の結果、先住民の保有地は元来の保有地の僅か7%になってしまったのである。そのような条約の一つが『ニアベイ条約』であった。

『ニアベイ条約』は全14条からなり、マカー保留地の画定およびそれに付随する事項を定めたものである。その概要は以下のとおりである<sup>20)</sup>。

第1条 マカーの現在の居住地域の権利放棄と米国政府への割譲

第2条 米国政府指定のマカー保留地の画定

第3条 保留地への移住の同意



第 4 条 マカーが慣例的、習慣的に利用してきた地域、場所での漁業、捕鯨、アザラシ漁の権利の保障

第 5 条 割譲にかかる補償金（3 万ドル、10 年年賦）の支払い

第 6 条 保留地への移住費、開墾・整地費など（3000 ドル）の支払い

第 7 条 米国大統領による他地域へのマカー再移住命令権の留保

第 8 条～第 14 条 （略）

一瞥しただけで不平等条約であることは理解できる。「『ニアベイ条約』の交渉は、マカーの誰もが英語を読み、書き、話すことができなかつたにもかかわらず、英語で行われ、英語で記録された」（D'Costa 2005: 83）。このような状況では対等な交渉ができるわけではない。しかも、マカーの交渉相手、ワシントン準州知事兼インディアン監督官アイザック・スティーブンスは部族を創造したり、交渉する首長を選択したり、あるいは条約に署名するインディアンに賄賂を贈るなどの狡猾な行為で悪名が高かつたのである（D'Costa 2005: 83）。米国政府にとって圧倒的に有利な条約が締約されたのは当然である。そのような『ニアベイ条約』にあつて、米国政府が他の先住民との間で締約した条約と唯一異なつていたのがマカーへの捕鯨の権利の保障（第 4 条）であつた。条約締約時、この第 4 条が百数十年後に大きな意味を持つてくるとは誰も知る由がなかつた。

#### 3.2.2.2. マカー捕鯨再開に向けての道程

マカーがかつて捕殺対象としていた北太平洋東資源（カリフォルニア系群）コククジラは資源減少の結果、1973 年に米国内法『絶滅の危機に瀕した種の保護法』の保護種リストに掲載された。しかしながら、その後、同資源コククジラの資源状態は回復、健全な資源と評価され、1994 年 6 月に北太平洋東資源（カリフォルニア系群）コククジラは同リストから削除された<sup>21)</sup>。

コククジラが保護種リストから削除された翌年の 1995 年、マカーは文化復興運動の一環として捕鯨再開に向けた活動を開始<sup>22)</sup>、同年に実施された全マカーの住民投票によれば投票者の 85%が捕鯨再開に賛成した<sup>23)</sup>。

保留地内に住むマカーのほとんどが暮らしているのがニアベイである。米国政府との条約締約以前、マカーは 5 集落に分かれて暮らしていたが、20 世紀初頭に政府はマカーの子供に英語教育を施すため全住民をニアベイに集めたからである（Sullivan 2000: 27）。

ニアベイでの常勤の仕事は多くない。スポーツ・フィッシング関連がほとんどであり、失業率は夏期 50%、冬期には 75%に達し、1995 年における保留地に住むマカー1 人当たりの年収は 5200 ドルと推定された (Sullivan 2000: 41-42) <sup>24)</sup>。このような閉塞状態から、ニアベイでは犯罪の犠牲者、アルコール・麻薬常用者になる若者も多いと言われている <sup>25)</sup>。

マカーの多くは健康を損なう原因の幾らかは伝統的な食料である海産物および海洋哺乳類の喪失にあると感じ、食料としての鯨産物を取り戻したいと考えている。同様に若者を悩ませている問題は規律と誇りの欠如に起因するものと考え、捕鯨の復活が規律と誇りの回復に役立つと信じている <sup>26)</sup>。このような理由からマカーはコククジラ捕鯨の再開をめざしたのであった。

そのマカーが捕鯨再開の拠り所としたのが、マカーに捕鯨の権利を保障した『ニアベイ条約』第 4 条であった (3.2.2.1.参照)。この『ニアベイ条約』第 4 条に依拠したことが、正しい判断であったかどうかについては実は筆者にはよくわからない。『ニアベイ条約』に依拠するということは本条約を受諾しているという前提に立つ。ということは米国政府によるマカーの土地の収奪も容認することになるからである。

当然のことであるが、米国政府はマカーのコククジラ捕鯨再開に向けて動き出す。1996 年に開催された国際捕鯨委員会第 48 回年次会議 (英国、アバディーン) において、米国政府はマカーの捕鯨を先住民生存捕鯨として承認するように要請、同年次会議では反対にあり、結局要請を取り下げ、翌年に先送りとした (IWC 1997a: 26-28)。

翌 1997 年、国際捕鯨委員会第 49 回年次会議 (モナコ) において、マカーのコククジラ捕鯨は、ロシアの先住民と米国の先住民双方に 5 年間で 620 頭のコククジラの捕殺枠を与えるという形で先住民生存捕鯨として承認された (IWC 1998a: 29-30)。この結果、国内法・国際法的にマカーのコククジラ捕鯨の再開には何の障害物もなくなったのである。

米国政府はコククジラの捕殺枠との引き換えにより『ニアベイ条約』第 1 条に明記されている収奪したマカーの旧居住地の権利の保証を得た。しかもそのコククジラは自然物でタダ。タダのものを取引材料として莫大な価値のある土地の権利を守ったのである。

一方、マカーは条約第 4 条に明記されている捕鯨の権利は保障されたが、そのかわりに条約第 1 条に謳われている旧居住地の米国政府への譲渡を追認したことになる。コククジラの捕殺枠 (という不渡りになるかもしれない約束手形) との引き換えに永久に失ったものは大きいのかもしれない。

### 3.2.2.3. 1999年5月17日午前6時54分とその後

伝統的にマカー捕鯨はロングハウス内に居住する一族関係者の長(首長)が銚手となり、彼の指揮監督下で実施されていた(3.2.1.2., 3.2.1.3.参照)。従って、マカー捕鯨の伝統に忠実であろうとするならば、再開後の捕鯨は一族ごとに実施されるべきであった。しかしながら、捕鯨再開に向けて部族協議会が高性能銃ほか捕鯨道具、ボートの燃料費・維持管理費などを負担し、また米国政府がマカー関係者の国際捕鯨委員会年次会議の参加費、鯨の人道捕殺方法の開発費、マカーのための生物学者の人件費などに財政支援(1996年から1998年までの3年間、計36万ドル)を行ったことなどもあって、再開1頭目の捕殺は各一族からの選抜メンバーによるマカー全体の企てとして実施された<sup>27)</sup>。

ある一族だけの捕鯨であるならば、誰が銚手を務めるかなどの問題は生じない。銚手の血を受継ぐ者が銚手を務めるだけである。ところが、複数の一族が同じ捕鯨カヌーに乗るとなると話しは複雑になる。捕鯨は伝統的に首長階級により実施されてきた。マカー社会において鯨捕りはエリートであった。エリートの中のエリート、首長の中の首長、銚手の中の銚手は誰であるか。これを決めなければならないのである。

結局、鯨捕りの直接の子孫であり、1980年代に偶然漁網に鯨を引っ掛けたことのある人物 W.J. (48歳、1999年当時) がキャプテンに、曾祖父が鯨捕りであり、祖母側も鯨捕りであった人物 T.P. (36歳、同) が銚手として選ばれた。捕鯨クルーの中にリーダーが2人という本来ならばありえない決定であった。しかもこの2人はお互いを信頼していないだけでなく、軽蔑していた。さすがに、呉越同舟というわけにはいかず、W.J.は鯨を仕留める銃撃手を運ぶサポート・ボートに乗ることになった(Dougherty 2001)。

捕鯨クルーになるためには、外洋で泳ぐことができること、麻薬・アルコール検査で陰性であること、陸上およびカヌー上でのライフル銃の射撃技術を持っていること、陸上およびカヌー上での銚打ち技術を持っていることなど(Sullivan 2000: 202)、厳しい肉体的・精神的鍛錬が要求されていた。これらに加えて、捕鯨のリーダーである2人は個人的に捕鯨再開に向けて知的探求をも重ねた。

W.J.は博物館関係者から手渡されたマカーの歴史および捕鯨方法について書かれた民族誌を読み、伝統的な捕鯨時におけるカヌー内での座席位置図を常に手元に置いていた(Sullivan 2000: 201)。一方、T.P.もエドワード・サピアの捕鯨に関する著作を読み、彼が知らなかった情報、年長者からは受継がなかった情報を入手していた(Coté 2010: 11)。先人たちの偉業を現在に受け継ぎ、将来に引き渡そうとするエリートたちの努力であった。

最終的にリーダー2 人の間に当面の妥協が成立し、動物権運動家によりマカーに向けられた憎悪のおかげで捕鯨クルー間の結束力も高まり (Dougherty 2001; van Ginkel 2004: 66)、1999 年 5 月 17 日午前 6 時 54 分、W.J.および T.P.に率いられたマカーの捕鯨クルーは 1920 年代後半以来 70 数年振りにコククジラ 1 頭の捕殺に成功したのであった。

その日の朝、1200 余名のマカーは成功した捕鯨のテレビ中継を視聴し、その日の午後、1400 余名のマカーはニアベイのフロント・ビーチにおいて捕殺された鯨を歓迎した。陸揚げされたコククジラは、アラスカを訪れて鯨の解体方法を学んできたマカーにより、1 人のアラスカ先住民の手助けを受けながら、解体されたのであった (Renker 2012: 47)。

そのコククジラからは鯨肉と脂皮があわせて 7000 ポンド [3178kg] 生産され、おおよそ 1000 ポンド [454kg] の鯨肉と 3500 ポンド [1589kg] の脂皮がコミュニティ内に分配された (Firestone and Lilley 2005: 186)。鯨食文化とシェアリングの精神が現在まで綿々と受継がれてきていたのであった。

5 月 22 日、マカーは歴史的な出来事の栄誉を称え、彼らに協力してくれた人々に感謝するために盛大なポトラッチを開催、3000 人以上もの人々がこの祝典を共有するためにニアベイにやってきた。マカーはサケ、オヒョウ、二枚貝、カキ料理で訪問客をもてなし、過去 70 年間で初めて鯨がメイン料理となった。鯨肉はフライパン、オーブンや直火で焼かれ、一方、脂皮は調理され、あるいは生で提供された (Coté 2010: 202)。鯨料理を共食することにより、捕鯨民マカーの復活が捕鯨文化を共有する人々の間で体感されたのであった。

2001 年 12 月に実施されたマカーの世帯アンケート (N=159、全世帯数の約 3 分の 1) によれば、回答者の 95.6%は捕鯨の再開を支持し、96.2%は捕鯨はマカーにとってよい影響を与えたと信じ、91.2%は将来、鯨産物をもっと多く利用したいとしている (Renker 2012: 68-69)。捕鯨の成功により捕鯨民としてのアイデンティティが再確認され、マカー文化が活性化されたと言ってもよいであろう。その日以降、マカー語のクラスに出席する若者が増加したと後に報告されている<sup>28)</sup>。

マカーおよび捕鯨文化を共有する人々にとって捕鯨の成功は歓迎すべき吉事であった。これに対して、捕鯨に反対する人々、鯨を食料とは考えない人々にとって鯨の捕殺は嫌悪すべき凶事であった。保留地外にある公立学校において 13 歳のマカー少年が「成長したならば、年長のイトコのように鯨捕りになりたい」と語り、他の生徒からいじめを受けた (Marker 2006: 488)。いじめは序章に過ぎなかった。その日以降、北米中でインディアン

に対して広範囲の攻撃が引き起こされ、特にピュージェット湾岸一帯では 1970 年代の漁業紛争以来<sup>29)</sup>、最悪のインディアン＝白人関係となったと言われている (Marker 2006: 482)。

鯨類偏愛者たちは、海上での捕鯨妨害行為と並行して法廷においても捕鯨阻止活動を繰り広げてきた。2 頭目の捕殺阻止をめざして彼らは法廷闘争を強化していく。それは次項において取り上げる。

### 3.2.3. マカー捕鯨の課題

#### 3.2.3.1. マカー捕鯨差し止め訴訟(1): 前史

法廷を舞台にしたマカー捕鯨への妨害活動は 1997 年に始まった。

1997 年 10 月 17 日、メトカーフ下院議員 (ワシントン州選出、共和党) ほか環境保護団体などが国立海洋保護区内およびその近辺での捕鯨の実施はいくつかの環境法に違反しており、米国政府は法律によって必要とされている捕鯨の環境に与える影響についての十分な検討を実施していないとして、捕鯨の差し止めを求める訴訟を連邦地裁に起こした<sup>30)</sup>。

本件訴訟の主唱者メトカーフ下院議員は、ネイティブ・アメリカンの条約上の権利は一般市民に認められていない特別な権利だとして、それらの権利の撤廃を求めて長年闘ってきた人物である<sup>31)</sup>。自らの食料のために 7 歳からライフル銃を撃ち始め、最初の仕事はアライグマを撃ってその毛皮を 3 ドルで売ることであったなど、狩猟と共に人生を歩んできた人物であるが、「私は猟師だし、矛盾しているようだが、撃つべきではないいくらかの動物がいるように思う」と語り、なぜか鯨類を特別視しているのである<sup>32)</sup>。その矛盾はワシントン州内において自らが経営する民宿 (B&B) の宿泊客が、コククジラ、オルカを眺めて楽しんでいるのを長年見てきたため、ホエール・ウォッチングの金銭的価値を熟知していることに起因するのかもしれない<sup>33)</sup>。

本件訴訟は 1998 年 9 月 21 日、原告敗訴で終わったが<sup>34)</sup>、原告側は上級審である第 9 連邦巡回控訴裁 (the Ninth Circuit Court of Appeals) に上訴、「捕鯨はシーカヤック愛好家、ホエール・ウォッチング客の安全に著しい危険を与える」、「米国政府は必要とされている環境影響評価を実施することなしに捕鯨の許可を与えた」などと主張した<sup>35)</sup>。

2000 年 6 月 9 日、第 9 連邦巡回控訴裁は、マカー捕鯨を容認するという米国政府の政策が環境影響評価を歪めたかもしれないとして、環境影響評価の客観性について疑問を呈し、メトカーフ議員らの訴えを認め、マカー捕鯨の差し止めと環境影響評価のやり直しを命じた<sup>36)</sup>。まずマカー捕鯨が環境に与える影響について評価を行い、その結果に基づいて捕鯨

の是非を判断せよというのが控訴裁の見解であった。

控訴裁判決は行政手続き上からは正しい判断であるが、実際の履行は難しい。米国政府が政策的にマカー捕鯨を容認しないのであるならば、多額の公金を用いて環境影響調査を実施する必要はない。法制度面から捕鯨を容認できない理由を導き出せばよいからである。環境影響評価は一般的には政策実施を前提として（それにお墨付きを与えるために）行われるものなのである。

この判決以前の 2000 年漁期、マカーは 9 回出漁し、7 度鉈打ちを試みるも捕殺には失敗していたが<sup>37)</sup>、判決を受けて、新環境影響評価が公表されるまでマカー捕鯨は再び一時停止されることになった。

2001 年 7 月 14 日、米国海洋漁業局（National Marine Fisheries Service）は控訴裁により命じられた新しい環境影響評価を公表した。1997 年公表の旧環境影響評価においては、捕鯨はコククジラの春と秋の回遊期に太平洋岸側だけで認められていたが、新評価ではそのような制限はなくなり、いつでもどこでも可能となり、波静かなフンデフカ海峡でも実施可能となった<sup>38)</sup>。マカーにとっては非常に有利な環境影響評価となったが、鯨類偏愛者たちがこの新評価をすんなり受け入れるはずはない。この新評価をめぐる、マカー捕鯨差し止め訴訟の第二幕が切って落とされたのである。

2002 年 1 月 10 日、海洋漁業局の環境影響評価を不十分と考える動物福祉団体の連合体がマカーの捕鯨の権原に異議を申し立て、より包括的な環境影響評価の実施を求める訴訟を連邦地裁に起こした<sup>39)</sup>。さらに同連合体は 4 月 15 日、マカーによる春漁期のコククジラ捕鯨を阻止すべく連邦地裁に対して捕鯨の差し止め命令を求めて提訴<sup>40)</sup>、引き続き 5 月 1 日、マカー捕鯨の一時差し止めを求める緊急要求を連邦地裁に提訴した<sup>41)</sup>。

4 か月間に反マカー捕鯨訴訟の 3 連発。2002 年春漁期を間近に控えて、鯨類偏愛者たちの危機感が高まったのであろうが、その執拗さは先住民の条約上の権利よりも鯨類を優先する彼らの偏向ぶりを見事に物語っているのである。

これら 3 件の訴訟に対して、連邦地裁は 5 月 3 日にマカー捕鯨の 10 日間の一時差し止めを認めただうえで（5 月 1 日提訴分への判決）<sup>42)</sup>、改めて 5 月 17 日にマカーの条約上の権利が優先するので、原告側に実質的に勝ち目はないとの理由によりマカー捕鯨の差し止め請求を棄却した（4 月 15 日提訴分への判決）<sup>43)</sup>。このマカー捕鯨差し止め請求棄却判決に対して、原告は 5 月 30 日、第 9 連邦巡回控訴裁に上訴<sup>44)</sup>、控訴裁も 6 月 7 日、差し止め

請求を棄却した<sup>45)</sup>。

差し止め請求騒動が一息ついた8月8日、連邦地裁は動物福祉団体の連合体による1月10日の訴えについて、マカー捕鯨の環境への影響に対する米国政府の評価は恣意的で信用できないとする原告の主張は証明できていないとの理由により原告の訴えを退けた<sup>46)</sup>。

これに対して、2002年12月20日、動物福祉団体の連合体の上訴を受けた第9連邦巡回控訴裁は連邦地裁の判決を破棄、海洋漁業局に対して『環境政策法』(National Environment Policy Act)に基づくより厳格な「環境衝撃度報告書」(Environmental Impact Statement)の作成およびそれが完成するまでのマカー捕鯨の差し止めを命じ、またマカーの条約上の捕鯨の権利は『海洋哺乳類保護法』の精査を免除するものではないとした(Coté 2010: 176-177)。

本件第9連邦巡回控訴裁判決に対して、マカーと米国政府は第9連邦巡回控訴裁に対して2度にわたって再審請求を行ったが、2003年11月26日と2004年6月7日にそれぞれ棄却された<sup>47)</sup>。この結果、マカーと米国政府にとって残された道は二つとなった。連邦最高裁に上訴するか、あるいは第9連邦巡回控訴裁判決を受け入れてその手続きに従うかである<sup>48)</sup>。普通ならば連邦最高裁に上訴すべきであるが、当時の連邦最高裁は非常に保守的であり、上訴すれば条約上の権利を一層損なうことも考えられたので、マカーと米国政府は控訴裁判決を甘受したのであった(Coté 2010: 182)。

2000年6月9日の第9連邦巡回控訴裁の判決はマカー捕鯨にかかる行政手続き上の瑕疵を指摘したものであったが、今回の判決はマカー捕鯨の本質にかかわるものである。以下、詳しくこの判決をみていくことにする。

### 3.2.3.2. マカー捕鯨差し止め訴訟(2): 第9連邦巡回控訴裁判決(2002年12月20日)

第9連邦巡回控訴裁がマカー捕鯨実施の前に法的に必要と命じたのは、上述のとおり次の2点である。1)『環境政策法』に基づく「環境衝撃度報告書」の作成、2)『海洋哺乳類保護法』に基づく海洋哺乳類捕殺のための適用除外申請および許可書の取得、である<sup>49)</sup>。

これら2点を検討する前に『ニアベイ条約』と判決との関係を取り上げる。マカーは1855年に締結され、1859年に批准、公布された『ニアベイ条約』第1条において「現在の居住地の権利を放棄して、米国政府に割譲」するかわりに第4条において「慣例的、習慣的に利用してきた地域、場所での捕鯨の権利が保障」されていた(3.2.2.1.参照)。後に制定された『環境政策法』および『海洋哺乳類保護法』により「後出しジャンケン」のように

条約上の権利に制限を課すのは公正さを欠く。

連邦最高裁はインディアン諸部族関連条約について以下の4解釈基準を打ち立てている。

1) 条約はインディアンからの権利の下賜である。2) 裁判所は条約締結時に部族民が理解していたようなやり方で条約を解釈すべきである。3) 曖昧な言葉、周囲の状況は部族側に有利になるように解釈すべきである。4) 条約は部族の利益のためになされたと伝えられているので、一般的にはその保護目的を達成するために部族側に有利になるよう、字句にとらわれずに解釈されるべきである (Roghair 2005: 198)。

これらの解釈基準を踏まえた上で『ニアベイ条約』を読めば、マカーは土地所有権以上に捕鯨の権利を重視していたことがよく理解できるのである。元来、米国の土地は先住民に帰属していたはずである。その土地を後からやってきた白人にマカーが捕鯨権の保障との交換により下賜したのである。第9回連邦巡回控訴裁は条約上の捕鯨権を最大限尊重すべきであった。環境保護・鯨類保護という現代米国西海岸の文脈において条約上の捕鯨権を解釈（あるいは無視）したのは大きな誤りであった。

『環境政策法』の規定によれば、より詳細な「環境衝撃度報告書」が必要かどうかを決定するためにはまず「環境影響評価」(Environmental Assessment) が準備される必要があり、その環境影響評価が提案されている活動と代替案の環境への影響を考察、「環境衝撃度報告書」が必要か、それとも著しい衝撃はないとの勧告を行う手順となっている (Coté 2010: 173)。

この規定に従って、海洋漁業局は環境影響評価を実施し、マカー捕鯨の北太平洋東資源(カリフォルニア系群) コククジラに与える衝撃度は著しくはないと判断したが、第9回連邦巡回控訴裁は「本件訴訟において、マカー捕鯨のカリフォルニア系群コククジラ全体の生息数に対する衝撃度は著しくはないとする環境影響評価の結論について不一致はない。議論になっているのは、マカーが捕殺を望んでいる海域における『太平洋岸摂餌集合体』(Pacific Coast Feeding Aggregation: PCFA) コククジラの生息数へのありうる衝撃度についてである」とし、このことについては「環境衝撃度報告書」により分析される必要があると判断したのであった (Coté 2010: 173)。

捕鯨実施が十分可能である資源上強固な系群を細分化し、小さな亜系群を作り出すことにより捕鯨の小集団への影響を過度に強調し、捕鯨を実施させないようにするのが反捕鯨＝鯨類学者たちの戦術である。例えば、日本が小型沿岸捕鯨の再開を希望している北西太



平洋のミンククジラに関して、従来から存在が知られていた日本海・黄海・東シナ海系群（O系群）とオホーツク海・西太平洋系群（J系群）に加えて、北太平洋の沖合に別の系群（W系群）と亜系群の存在の可能性を指摘するのである（宮下・岡村 2010: 2）。別系群や亜系群の存在の可能性という科学的不確実性が増加すれば、その解明のために時間がかかり、捕殺枠の算出は先延ばしされるのである。

北太平洋東資源（カリフォルニア系群）コククジラの 2006/2007 年推計生息数は 2 万 110 頭である（IWC 2009a: 16）。この資源から 5 年間で最大 20 頭（ロシア側先住民の捕殺分を含めれば最大 620 頭）捕殺したとしても、資源全体には影響を与えない。それは第 9 連邦巡回控訴裁判決も認めている。仮に PCFA コククジラが存在するとしても、太平洋岸において捕殺されるコククジラは捕殺されて遺伝子解析される前にはそれが PCFA コククジラか、それとも PCFA ではない北太平洋東資源（カリフォルニア系群）コククジラかはわからない。そもそも現存している PCFA コククジラは 19 世紀半ばから 20 世紀初頭における商業捕鯨船（者）による乱獲（約 1 万数千頭捕殺）から生き延びたコククジラの子孫である（3.2.1.4.参照）。そうだとするならば、5 年間に 20 頭程度のマカー捕鯨が PCFA コククジラに多少の影響を与えたとしても、資源上は問題がないはずである。第 9 連邦巡回控訴裁が命じた「環境衝撃度報告書」の作成は捕鯨阻止を狙う動物福祉団体などの時間稼ぎに役立つだけである。不必要な判断であった。

『海洋哺乳類保護法』が 1994 年に修正された時、「本法律は米国政府とインディアン諸部族との間のどのような条約を変更するものでも、変更を意図するものでもない」<sup>50</sup>ということが注記されている。従って、『ニアベイ条約』第 4 条に明記されているマカーの捕鯨権は『海洋哺乳類保護法』によって制限を受けないと解釈すべきであるが、第 9 連邦巡回控訴裁はマカーの歴史的な捕鯨権を環境保護・鯨類保護という現在の文脈で読み直し、鯨類保護を主意とする『海洋哺乳類保護法』を『ニアベイ条約』に優先させているのである。

一般的には時代と共に法解釈も変わりうるものであるが、基本的人権の尊重のように変えてはならないものもある。『ニアベイ条約』は連邦最高裁の解釈基準にあるようにマカーが米国政府に下賜したものである。従って、マカーが条約を破棄しない限り、米国政府は条約を最大限尊重しなければならないのである。米国政府はそのことを理解しているので（もちろん米国政府にとっては条約第 1 条が重要であるが）、反捕鯨国でありながらマカー捕鯨の実現に向けて努力してきたのである。1999 年の 1 頭捕殺も米国政府の全面的な協力

があったからこそ実現できたのである。その枠組みを根本から覆そうとする第9連邦巡回控訴裁判決は『環境政策法』、『海洋哺乳類保護法』を濫用したと言わざるをえないのである。

### 3.2.3.3. マカーの逆襲

2005年2月、マカーはその捕鯨に関して海洋漁業局に対して『海洋哺乳類保護法』に基づく適用除外申請を提出、海洋漁業局は適用除外申請を受理した後、「環境衝撃度報告書」の準備を始めた<sup>51)</sup>。「環境衝撃度報告書」の準備には複雑な過程が伴い、完成するまでしばしば2年、あるいはそれ以上かかると言われている（Renker 2012: 59）。米国政府（の役人）は法律に基づき粛々と事務手続きを進めるだけである。次もまた裁判所から行政手続き上の瑕疵を指摘されることはあってはならない。より慎重になるのも理解できないわけではない。しかし、待つ身のマカーはたまらない。期限が示されていたならば、多少の我慢もできるが、無期限ではストレスが溜まる。このような状態が長く続くはずはない。ついに事件は起こった。

2007年9月8日、1999年5月にコククジラ1頭を捕殺したW.J.とT.P.（3.2.2.3.参照）ほか5人のマカーが法的手続きを経ずにコククジラへの鉋打ち、銃撃を敢行したのである<sup>52)</sup>。それは、「条約により特別に留保されているマカーの歴史的な権利に対する米国政府の終わりなき官僚的妨害へのマカーの欲求不満が限界まで達したこと」<sup>53)</sup>の表れであった。捕鯨に参加したW.J.の声明、「私たちは、米国政府が私たちの捕鯨の権利を保証している条約上の責任を果たすことを前回の捕鯨から8年間も待ってきた。[中略]もし米国政府が条約上の権利を支持したくないのであるならば、私たちの土地を返せ！」<sup>54)</sup>は正当な主張である。彼らがとらざるを得なかった多少過激であったかもしれない意思表示について、心情的には十分理解できるのである。

W.J.とT.P.ほか5人のマカーは2007年10月4日、連邦軽犯罪違反の容疑で起訴された。連邦法で有罪となれば、彼らは懲役1年、罰金10万ドルまでが科される<sup>55)</sup>。

本件裁判は2008年6月30日に判決が言い渡された。連邦検事との司法取引に応じ、有罪を認めたT.P.ほか3人には100～150時間の地域奉仕活動と2年間の保護観察処分、司法取引に応じず無罪を主張した2人のうちW.J.には懲役5か月および1年間の保護観察処分と地域奉仕活動、もう1人には懲役90日および1年間の保護観察処分と地域奉仕活動が言い渡された。連邦検事との司法取引に応じなかった2人に対する求刑は懲役60日であった

が、連邦判事は2人を事件の首謀者として求刑よりも重い刑罰を科した。さらに5人には罰金25ドルから50ドルが科せられた。連邦判事によれば、高額な罰金を科しても払えないのでこの額としたとのことであった<sup>56)</sup>。

5人には最高で懲役1年、罰金10万ドルが科される可能性があった。有罪を認めなかった2人には検事の求刑よりも重い懲役を科し、罰金は全員に極めて小額。判事によれば、納付可能額を勘案しての罰金であるが、その金額の低さ自体が先住民の経済的苦境を物語っている。白人支配階級（連邦検事）の言うことを聞けば、多少のお目こぼしはあるが、異議を申し立てれば封殺する。白人と先住民の支配-被支配の関係は150年前のニアベイ条約締結時とほとんど変わっていないのである。そのことを如実に示した判決であった。

#### 3.2.3.4. 将来の展望

2008年5月6日、海洋漁業局は900頁に及ぶ「環境衝撃度報告書」の草案を公表、パブリック・コメントの募集を開始した（Coté 2010: 189-190）。しかしながら、同報告書は完成には至らず、2012年5月21日、海洋漁業局は同報告書草案の破棄および新草案作成に向けて現在考慮中のマカー捕鯨の実施形態にかかる予備的代替案へのパブリック・コメントの募集を官報に告知した<sup>57)</sup>。過去4年間の作業（マカーによる『海洋哺乳類保護法』に基づく同法の適用除外申請からは7年以上になる）は何であったのだろうか。

海洋漁業局の上級官庁にあたる大気海洋庁（National Oceanic and Atmospheric Administration）の報道官によれば、「新草案は多分2013年までには完成しないであろう」とのことであった<sup>58)</sup>。新草案が完成したとしても、またパブリック・コメントの募集が始まる。それに対応して「環境衝撃度報告書」が完成したとしても、その先どうなるかについて筆者には予想がつかない<sup>59)</sup>。そもそも『海洋哺乳類保護法』による適用除外を勝ち取った先例はない<sup>60)</sup>。たとえ、適用除外第1号となったとしても、また鯨類偏愛者たちによる訴訟が繰り返されるであろう。

捕鯨文化の擁護継承をめざす立場から捕鯨民社会の比較研究に従事する筆者としては、マカー捕鯨の再々開に資する手立てを考えたいのであるが、現状では八方塞がりである。米国政府は一時期、漂着動物に関する規制を緩和したことがあった。2001年夏、マカー保留地内に1頭の鯨が流れ着き、その鯨は解体され、鯨産物は100軒以上の世帯に分配された（Renker 2012: 28）。当面は「環境衝撃度報告書」の完成に向けての事務手続きの進行を見守りながら、米国政府に対して漂着鯨、座礁鯨、混獲鯨に関する再度の規制緩和を要請

していくしかないのかもしれない。

### 3.3. ロシア連邦チュコト自治管区の捕鯨文化

米国アラスカ州に居住するホッキョククジラ捕鯨民イヌピアットとユピートは商業捕鯨者によるベーリング海ーチュクチ海ーボーフォート海資源ホッキョククジラの乱獲の結果、多大なる影響を被った<sup>61)</sup>。同資源ホッキョククジラを捕殺対象としてきたロシア連邦（旧ソ連邦）チュコト自治管区の先住民チュクチとユピートも同様に多大なる影響を被った。さらにチュコト地域の先住民は国内政治体制の激変により一層の打撃を受けた。ロシア連邦の先住民ほどその捕鯨が政治に翻弄されてきた人々はいないであろう。以下、そのロシア連邦チュコト自治管区の先住民生存捕鯨を取り上げる。

#### 3.3.1. 国営「先住民」捕鯨

シベリア北部、特にチュコト地域においては少なくとも 2000 年前から先住民により捕鯨が実施されてきた（Bogoslovskaya et al. 1982: 395; Freeman et al. 1998: 80）<sup>62)</sup>。1930 年代まではホッキョククジラ捕鯨が中心であり、コククジラ捕鯨は一部の地域に限られていたが、1940～1950 年代に大部分の地域では、ホッキョククジラ資源の減少に応じてやむなくコククジラ捕鯨に移行していった（Bogoslovskaya et al. 1982: 398; Krupnik 1987: 16）。さらに 1969 年以降、銛打ち亡失鯨の増大の結果、ソ連邦政府の指示により先住民自身による捕鯨は中止を余儀なくされ、『国際捕鯨取締条約』附表の捕殺枠に応じた政府の捕鯨船による「先住民のため」のコククジラ捕鯨が行われるようになった（Krupnik 1984: 106; 1987: 28）。この国営先住民捕鯨は 1992 年まで継続し、コククジラ肉を 10～12 か所の沿岸部村落に供給した<sup>63)</sup>。

チュコト地域の鯨捕りたちはホッキョククジラ捕鯨からコククジラ捕鯨への移行、さらには自らの手による捕鯨から政府の捕鯨船による捕鯨への転換により多大なる影響を被った。コククジラ捕鯨はボートからのライフル銃の一斉射撃（普通は 300～600 発、時には 2000 発）により行われるので、コククジラ捕鯨への移行と共に、ホッキョククジラ捕鯨における一番銛を打ち込んだキャプテン、クルーの優越権、威信およびそれに基づく社会的規範や慣習は変わらざるを得なかった（Krupnik 1987: 26, 28）。

老世代の住民によると、コククジラ捕鯨には何ら特別な儀礼的行為は伴わず、特にユピートの村では、それは伝統的文化の一要素としても考えられていなかった（Krupnik et al.

1983: 561)。実際、1930年代の終わりに最後の鯨祭りがホッキョククジラ捕鯨に成功した3村落で実施されて以降、この種の祭りは行われていない。また、各村落の口誦伝承は、40～50年前であるにもかかわらず、最後にホッキョククジラの捕れた日のことを語り伝えている (Krupnik 1987: 26, 28)。ホッキョククジラ捕鯨はまさしく彼らの人生であった。

ホッキョククジラの肉とマクタックはどこにおいても最も威厳があり、おいしい食料として考えられている。コククジラによるホッキョククジラの代替は、チュクチの村落では人々にそれほど困難を与えなかったが、コククジラの肉を低級な食料とみなし、嫌悪していたユピートの村落では人々に多大な苦痛を与えた (Krupnik 1987: 28)。

特に、チュコト地域におけるホッキョククジラ捕鯨の中心地であったユピートの村落、シレニキではコククジラによる代替は全く受け入れられておらず、村人は価値がなく不快であると考えているコククジラの肉とマクタックは食べない (Krupnik et al. 1983: 561)。いやいや食べるものはおいしくはないし、おいしくないものは食べたくもない。

ホッキョククジラ捕鯨からコククジラ捕鯨に移行するにつれて、捕鯨道具も手投げ鉤から高性能ライフル銃へと変わっていった。1940年代の資料によれば、捕殺を試みたコククジラのうち30%が手負いで逃げ、30%が海中に没した (Krupnik et al. 1983: 560)。さらに、1950年代の終わりに大口徑ライフル銃が導入されると共に負傷、亡失するコククジラが増加し、ついには先住民自身の手による捕鯨は中止に至ったのである (Ivashin and Mineev 1981: 504)。

19世紀半ばから20世紀初頭にかけての商業捕鯨者によるホッキョククジラ資源の乱獲の結果、ベーリング海峡の両側においてホッキョククジラが捕れにくくなり、チュコト地域では1940～1950年代にかけてホッキョククジラ捕鯨からコククジラ捕鯨に移行し、ユピート、チュクチのホッキョククジラ捕鯨に基づく文化的伝統は変わらざるを得なかった。さらに共産主義政権下では政治的要因も加わり、政府による先住民のための捕鯨が採用され、捕鯨文化は一層歪められてしまった。

この国営捕鯨もある見方からすれば、「亡失鯨問題を取り除き、苛酷で危険な仕事から人々を救済した」(Ivashin and Mineev 1981: 504)となる。確かに捕殺成功率の観点からはよい結果をもたらしたのかもしれない<sup>64)</sup>。しかしながら、同時に人々から生きる意味を奪ってしまったのも事実である。自らを育ててきた文化から切り離され、生のみ与えられたとしてもそこに人生を見出しうるのであろうか。

シレニキの住民が1972年にソ連邦時代最後のホッキョククジラを捕殺した時、村にある

5 捕鯨チーム全てが捕鯨、曳航、解体に積極的に参加し、陸揚げされた鯨は昔と同様に一番銚を打ち込んだキャプテンから名前を受け取り、全村民が鯨肉、脂皮の加工に参加し、その製品の一部は近隣の村にも配分された (Krupnik 1987: 28-29)。当然のことではあるが、国営捕鯨からはこういう姿は見られない。

共産主義政権下においても伝統的捕鯨文化の擁護を訴える研究者も存在していた。「長年に渡ってホッキョククジラ捕鯨はエスキモーとチュクチの文化の基礎を形成しており、ホッキョククジラ捕鯨は今日でも国民的自己認識および文化的、言語的伝統の保存にとって非常に重要であることが彼らによって認識されている」 (Bogoslovskaya et al. 1982: 398) と述べられ、伝統的捕鯨文化の担い手が現存しなくなる前に、シレニキ他 3 村落では少なくとも各 1 頭ずつのホッキョククジラの捕鯨が国際捕鯨委員会によって認められるべきであるとの主張がなされてきた (Bogoslovskaya et al. 1982: 398)。

そもそもホッキョククジラ資源の涸渇についても、ユピートやチュクチとは全く関係のない商業捕鯨者の乱獲に起因するものであり、その災いがチュコト地域の鯨捕りたちにホッキョククジラ捕鯨からコククジラ捕鯨への移行という形になってあらわれた。そのうえ、自国政府あるいは国際捕鯨委員会から捕鯨に制限を加えられてはたまらない。困難な状況にあつて自らの伝統的捕鯨文化の存続に苦闘している人々には特別の配慮が与えられてしるべきである。文化を根絶やしにされ生きる意味が失われる前に、ホッキョククジラ捕鯨は復活させられなければならない。もちろん先住民自身の手によって。

### 3.3.2. 先住民捕鯨の復活

1991 年 12 月 25 日、ゴルバチョフ大統領が辞任し、ソビエト社会主義共和国連邦は終焉を迎えた。共産主義国家としてのソ連邦、あるいは共産主義イデオロギーの功罪は歴史が判断するのでここでは触れない。ただ、一般的に言えることは、全体としての国家の維持・発展のために、少数民族の権利がないがしろにされてきたことは事実である。もちろん国家の援助により少数民族の最低限の生活は保障されてきたが、文化の多様性は一切考慮されなかった。その一例が政府の捕鯨船による先住民生存捕鯨であった。鯨を捕殺できない (してはならない) 捕鯨民。そういう文化的抑圧がまかり通ったのである。

ところが、ソ連邦が崩壊、ロシアが誕生して状況は一転した。ソ連邦時代の市場原理を無視した計画経済の結果、財政は破綻、十分な社会保障は不可能となり、社会のあらゆる局面において規制緩和、自由化が余儀なくされたのである。

チュコト地域の先住民も表面的には政治的・経済的自由を回復した。そのかわりロシア政府からの援助はなくなった。生きる自由は取り戻したが、命の保障はなくなったのである。以下、チュコト地域の先住民ユピート、チュクチの今日的姿をみていく。

チュコト半島のアナディール湾側に位置するシレニキは人口約 550 人（1997 年）、そのうちユピートが 63%、チュクチが 29%を占めるユピート中心の村落である（Russian Federation 2002: 13）。ソ連邦崩壊の結果、かつては 2 万頭以上飼育され、主要食料源・現金収入源であったトナカイの遊牧は存続不可能となり、シレニキの住民は経済的に大打撃を受け、食料資源として野生動物資源に大きく依存するようになった（Russian Federation 2002: 13）。

2001 年、住民 1 人当たりの年間野生動物資源消費量は 141kg、そのうち海洋哺乳類が 54%を占め、その海洋哺乳類の中ではセイウチが 62%、アゴヒゲアザラシが 19%、コククジラが 15%となっている（Russian Federation 2002: 19）。かつては忌避されていたコククジラも近年、重要な食料資源の一部となりつつある。

1989 年以降、米ソ（米ロ）ユピートの相互交流が再開され、チュコト地域のユピートのもとに米国アラスカのユピートから現代的な捕鯨道具が入ってくるようになり、ホッキョククジラ捕鯨への関心が再生してきた（Kerttula 2000: 159）。

その結果、1994 年にはアラスカのユピートから提供されたポンブランズを用いて 1972 年以来久々にホッキョククジラ 1 頭が捕殺されている（Kerttula 2000: 160）。そのホッキョククジラには若者が一番銚を打ち込み、別人が仕留めたが、ホッキョククジラは一番銚を打ち込んだ若者に帰属するものとされた（Kerttula 2000: 160）。最後のホッキョククジラがシレニキにおいて捕殺されてから 20 年以上が経過していたが、一番銚を打ち込んだ鯨捕りを中心とするホッキョククジラ捕鯨の伝統は継承されていたのであった。

では、チュクチの現況はどうであるのだろうか。チュコト半島の先端中央部、ベーリング海峡に臨む地にロリノがある。人口 1414 人（1997 年）、そのうちチュクチが 86%、ユピートが 7%を占めるチュクチ中心の村落である（Russian Federation 2002: 14）。ソ連邦時代、先住民は国営農場の一員としてトナカイの遊牧やセイウチの狩猟に従事、トナカイ肉などを国に出荷し、給料を受け取ると同時に食料や燃料の援助を受けながら極寒の地で暮らしてきた（武田 1998: 73）。

ソ連邦崩壊後は国営農場を共同経営化し、ギンギツネ飼育、毛皮製品製造、捕鯨やアザラシ猟、トナカイ飼育などにより生計の維持を図ってきたが、肉や毛皮製品の販売ルートの

未確立など解決すべき課題が多く残されている（武田 1998: 74）。

一方、ロシア政府による政権基盤の確立後、政府の捕鯨船による先住民への鯨肉供給用捕鯨は中止され、チュクチ自身によるコククジラ捕鯨が再開された。1997年、ロリノでは24人の鯨捕りが6隻の小型ボートを用いてコククジラ捕鯨に従事している（武田 1998: 71）。

ロリノにおいては1997年から2001年までの5年間、コククジラの捕殺数は60頭を下回ったことはなく、1998年には72頭が捕殺されている（Russian Federation 2002: 9）。2001年、住民1人当たりの年間野生動物資源消費量は358kg、そのうち海洋哺乳類が68%を占め、その海洋哺乳類の中ではコククジラが40%、セイウチが30%、アゴヒゲアザラシが11%、ホッキョククジラが0.5%となっている（Russian Federation 2002: 19）。ここでは海洋哺乳類、特にコククジラが重要な食料資源となっていることが理解できるのである。

国家の経済破綻が先住民チュクチの自活を余儀なくさせ、コククジラ捕鯨を復活させた。しかしながら、1994年には鯨捕り3人が捕鯨中の事故により命を落とすなど、その復活の過程において多くの犠牲も払っている（Freeman et al. 1998: 85）。経済苦境下、自立をめざすチュコト地域の先住民にとってコククジラはその生存に不可欠な存在なのである。

### 3.3.3. 先住民生存捕鯨の実相

21世紀に入り、複数の日本人研究者がソ連邦時代には訪れる機会がなかったチュコト地域において先住民生存捕鯨にかかる現地調査を実施し、その成果を報告している（大隅 2002; 大曲 2006; 池谷 2006, 2007a, 2007b, 2008）。それらの報告において、従来はほとんど語られてこなかった彼の地の先住民生存捕鯨の実相が明らかにされている。以下、その実相を取り上げる。

池谷は2003年8月と2004年9月、大曲は2003年秋、それぞれロリノにおいて現地調査を実施しており<sup>65)</sup>、ほぼ同時期に同一地域の先住民生存捕鯨を観察している。2003年6月現在のロリノの人口は1419人、そのうち1288人が先住民（大半がチュクチ）である（池谷 2006: 36）。2002年、ロリノにおいてはコククジラが42頭、ホッキョククジラが1頭捕殺されている（池谷 2006: 30）。

ロリノでは狩猟従事者（鯨類だけでなく、セイウチ、アザラシ類も捕殺）のほとんどは公営企業「ケペル」に所属し、ケペルの長の指示に従い、7月から10月は鯨類、11月はセイウチ、その他の月はアザラシ類という具合に海洋哺乳類の捕殺に従事している（池谷 2006: 38）。捕鯨はケペル所属者が、池谷によれば4班、大曲によれば5チームに分けられ、



班（チーム）長の指示の下で実施される（池谷 2006: 37; 大曲 2006: 7）。捕鯨手順は次のとおりである。2 隻のボートが 1 組となり出漁し、コククジラを発見すれば、まずブイ付きの銛を打ち込み、次に首や胸をライフル銃で射撃し、最後にダーティングガンを用いて仕留める（池谷 2008: 16-17）。ライフル銃、ボート、船外機など捕鯨に使用する全ての道具類はケペル所有物のため、チュクチが自主的に捕鯨を行うことは不可能である（池谷 2008: 18; 大曲 2006: 7）。

捕殺したコククジラほかの海洋哺乳類はケペルに帰属し、狩猟従事者はケペルから給料を受け取る（池谷 2006: 39; 2008: 16; 大曲 2006: 7）。狩猟従事者は鯨類を捕殺すれば給料に加えてボーナスが支給され、さらに魚類、ウサギ、民芸品の販売などを含めると総額で月に約 5 万 9000 円程度のロシアでは破格の収入を得ている者もいる（大曲 2006: 7）。

鯨産物は食用、鯨油用、イヌの餌用、飼育キツネの餌用などとして利用され、ケペル所属の狩猟従事者の場合、その食用鯨肉については 1 キロ当たり 6 ルーブル（約 25 円）<sup>66</sup>の計算で給料から差し引かれ、イヌの餌用には 1 人につき 70kg が無償提供されている（池谷 2006: 39）。一方、村人の食用鯨肉については、必要経費（解体料金、解体時照明用電気料金、鯨体引き揚げ用重機のガソリン代）として 1 キロ当たり 10 ルーブル（38 円）<sup>67</sup>の負担が必要とされている（大曲 2006: 7）。飼育キツネから生産される毛皮、雪上でのイヌゾリ猟で捕殺されるアザラシ類の毛皮加工品がケペルの貴重な現金収入源となっており（池谷 2008: 18）、イヌや飼育キツネの餌として鯨産物が利用される必要性が存在するのである。

ロリノにおいて最も好まれる海洋哺乳類の肉はコククジラ、次がホッキョククジラ、3 番目がセイウチとされ<sup>68</sup>、コククジラ肉料理として、冷凍、半解凍、茹肉、燻製、ステーキ、カツなどが挙げられている（大曲 2006: 5-6）。ユピートと異なり、チュクチにおいてはホッキョククジラ捕鯨からコククジラ捕鯨への移行がそれほど困難を伴わずに進展したことを上述したが（3.3.1.参照）、このコククジラ肉の選好およびコククジラ肉料理の多様性がチュクチの環境適応の柔軟性を物語っているのである。

本項で取り上げた狩猟（捕鯨）従事者の公営企業への所属および給料の支払い、村人および狩猟（捕鯨）従事者への食用鯨産物の有償提供、イヌおよび飼育キツネの餌としての鯨産物の利用は従来、先住民生存捕鯨の文脈ではほとんど言及されていなかった事実である。私たちの前に私たちの知らなかった（知りえなかった）先住民生存捕鯨の一形態が存在していたのである。その事実を日本人研究者が明らかにした意義は大きい。

### 3.4. デンマーク領グリーンランドの捕鯨文化

「グリーンランド」という名前を聞けば、どのような地域、景観をイメージするであろうか。「雪と氷に閉ざされた極北の島」。おそらくこれに近いものであろう。このイメージは誤りではないが、それほど正しくもない。グリーンランドについて正しい認識をするためには、北極点を中心とする地図を鳥瞰する必要がある。

グリーンランドの最北端モリス・ジェサップ岬（北緯 83 度 39 分）は確かに北極点に一番近い陸地であるが、最南端ファーベル岬（北緯 59 度 47 分）はノルウェーの首都オスロやフィンランドの首都ヘルシンキとほぼ同緯度にあり、米国アラスカのアンカレッジよりは少し南に位置するのである。

10 世紀末、羊の過剰放牧による森林破壊のためアイスランドを離れて、グリーンランド南西部に到着したアイスランド人たちはフィヨルドの谷を埋め尽くす緑の植生を目の前にしてこの島を「緑の島」と呼んだのであった（Rasmussen 2000: 115-116, 123）。現在でも、南西部の一部地域においては夏季の緑を利用した羊の放牧が行われている。

そのグリーンランドには 5 万 7637 人（2010 年 10 月）の人々が暮らしており、約 88%が「カラーリット」（Kalaallit）と呼ばれている先住民のイヌイト（およびカラーリットとデンマーク人の混血）である（Caulfield 2000: 167; Stevens 2011: 13）（以下、カラーリットおよびカラーリットとデンマーク人の混血を「グリーンランド人」と称する）。1721 年のデンマーク／ノルウェーによる西グリーンランドの植民以降、グリーンランドはデンマークの統治下にあったが、1979 年に自治権を獲得し、さらに 2009 年にはその自治権を拡大している（Helms et al. 1984: 73; Stevens 2011: 2-3）。

デンマーク政府とグリーンランド自治領政府との関係においては、1) 自治領政府が完全に統治権を行使できる領域、2) デンマーク政府の統治権の領域、3) 双方が統治権を共有する領域、に三分割されている（Caulfield 1997: 41）。2009 年の自治権拡大以降、司法、警察、天然資源の管轄権がデンマーク政府からグリーンランド自治領政府に移り、デンマーク政府は外交、国防、金融政策についてのみ責任を担うようになった（Stevens 2011: 7）。但し、グリーンランド自治領政府の管轄となった天然資源は石油・鉱物などの非生物資源だけであり、鯨類などの海洋資源（生物資源）は従来どおりデンマーク政府とグリーンランド自治領政府の共同管理のままである<sup>69)</sup>。

この海洋資源をめぐるデンマーク政府とグリーンランド自治領政府との関係をさらに複

雑にしているのが、両政府と欧州連合（EU）との関係である。2008年、欧州連合はその共通理念として「反捕鯨」を採択し、欧州連合海域内における鯨類の捕殺、輸送を禁止している（高橋 2009: 41-42）。欧州連合の一員であるデンマーク政府はこの反捕鯨という共通理念に拘束されるが、グリーンランド自治領政府は1985年に欧州共同体（EC）から域外化しており（高橋 2009: 43）、反捕鯨という欧州連合の共通理念には拘束されない。しかしながら、デンマークの輸出先の約70%が欧州連合諸国、グリーンランドの輸出先の約97%が欧州連合諸国であることを考慮に入れたならば（高橋 2009: 47）、デンマーク政府、グリーンランド自治領政府の双方がグリーンランドにおける捕鯨文化の擁護継承を図りながら、欧州連合の反捕鯨政策とも折り合いをつけなければならないという政治的に難しい舵取りを迫られていることも事実なのである。

### 3.4.1. グリーンランド捕鯨史

グリーンランド西岸ディスコ湾南部の遺跡から紀元前2400年まで遡ることができる鯨鬚、鯨骨、鯨歯が出土している（Caulfield 1997: 81）。もちろん、これらの出土物が捕鯨によるものなのか、それとも寄り鯨の利用によるものなのかは定かではないが、グリーンランドの地に暮らしてきた人々が鯨類を広範囲に利用してきたことは確かである。グリーンランドにおいては、少なくとも4400年以上の鯨類利用の歴史が存在しているのである。

グリーンランド人は11世紀から12世紀頃にかけてウミアックと銛を用いた捕鯨を開始し、ホッキョククジラとザトウクジラをもっぱら捕殺していた（Caulfield 1997: 81）。そのホッキョククジラは、バスク人が17世紀に捕鯨を開始して以降、ヨーロッパ人による捕鯨の主要対象となり、オランダ、英国などの捕鯨船がホッキョククジラ捕鯨に参画していった（Kapel 1979: 197）。これらヨーロッパ人によるデーヴィス海峡、バフィン湾における商業捕鯨の結果、ホッキョククジラ資源は非常に減少し、ウミアックと銛を用いたグリーンランド人によるホッキョククジラ捕鯨は19世紀初めから中頃までにその意義を失ったのであった（Helms et al. 1984: 73; Kapel and Peterson 1982: 58）。

一方、南西グリーンランドのいくつかの地域において、ザトウクジラは引き続きグリーンランド人によりウミアックから銛打ちされ、ヤスで仕留められていた（Kapel 1979: 197）。後の段階に至り、植民者の捕鯨ボートと捕鯨道具がグリーンランド人に与えられ、それらを用いたグリーンランド人によるザトウクジラ捕鯨が1923年まで実施されていた（Helms et al. 1984: 73）。このグリーンランド人によるザトウクジラ捕鯨は年間捕殺数5～10頭程度

であり、グリーンランド政府が捕鯨船を用いた近代型捕鯨を開始した 1924 年に停止された (Kapel 1979: 197, 199)。

グリーンランド政府による捕鯨船を用いた近代型捕鯨は、グリーンランド島民に鯨肉を提供し、コペンハーゲンの精油所に脂皮を供給するために、1924 年から 1939 年までと 1946 年から 1958 年まで実施された (Kapel 1979: 197)。この近代型捕鯨の全期間を通してナガスクジラが主要捕殺対象であり、年間平均 20~25 頭程度捕殺され、またザトウクジラも第一期においては 2 番目に重要な鯨種であった (Kapel 1979: 197, 213)。

1948 年、いくらかの漁民が漁船に捕鯨砲を装備し、ミンククジラ、ナガスクジラの捕鯨を始め、捕鯨を再活性化した (Caulfield 1993: 147)。これらの漁船による捕鯨は漁業に付随するものであり、ミンククジラを主対象とし、ナガスクジラの捕殺もグリーンランド人に食料を提供するものであった (Kapel 1979: 198)。さらに、1970 年頃、船外機付きのグラスファイバー製小型ボートを用いてミンククジラを取り囲み、高性能ライフル銃で射撃し、手投げ銛を打ち込むというミンククジラの集団捕鯨が開始された (Caulfield 1993: 147)。

以上のようにグリーンランド人は少なくとも 11 世紀以降、ホッキョククジラ、ザトウクジラ、ナガスクジラ、ミンククジラを捕殺してきた。その主要目的は鯨肉ほかの食料を獲得するものであった。グリーンランドにおいては一時期、政府の捕鯨船によるナガスクジラなどを対象とした捕鯨が実施され、その脂皮は鯨油精製用に精油所に供給されたが、鯨肉はあくまでもグリーンランド人に食料として提供されたのであった。その政府の捕鯨船による捕鯨に関して、グリーンランド人への食料提供を目的とした生存のための捕鯨か、それとも鯨油販売を目的とした商業捕鯨か、などについて考えることはあまり意味をなさないであろう。そもそも現金販売されたとしても、捕鯨経費を賄うための現金販売と利潤を追求するための現金販売では意味内容は大きく異なる。その詳細にかかる資料がない以上、厳密にはどちらとも判断しかねるが、鯨油が現金販売されたとしても、それだけをもって商業目的であるとは言えないであろう。

ここでは、グリーンランドにおける捕鯨は大枠としてグリーンランド人に食料を提供するものであったということを理解しておけば十分なのである。

### 3.4.2. グリーンランド捕鯨の現況

国際捕鯨委員会第 62 回年次会議 (2010 年) 終了時点において、グリーンランドにおいてはナガスクジラ、ミンククジラ、ホッキョククジラ、ザトウクジラの捕殺が『国際捕鯨

取締条約』附表第 13 項(b)(3)により先住民生存捕鯨として承認され、それぞれ 10 頭、190 頭（西グリーンランド 178 頭、東グリーンランド 12 頭）、2 頭、9 頭の年間捕殺枠（銚打ち数）が付与されている（表 0-1A）。但し、ホッキョククジラの捕殺枠は 2007 年に初めて付与されたものであり、一方、ザトウクジラの捕殺枠は 1985 年に二度目の取り消しがなされた後、2010 年に再付与されたものである（表 1-3）。これら 2 種の捕鯨実態に関する近年の情報についてはほとんど蓄積がないので、ここではこの 2 種の捕鯨は取り上げない。

これに対して、ナガスクジラ捕鯨とミンククジラ捕鯨については、近年の情報が比較的集積している。以下、この 2 種の捕鯨を考察する。

ナガスクジラとミンククジラは次の 2 形態の捕鯨方法により捕殺されている。ナガスクジラとミンククジラを対象とする捕鯨砲を装備した漁船による「漁船捕鯨」とミンククジラを対象とする小型ボートによる「集団捕鯨」である。

漁船捕鯨は 1948 年に 50mm 捕鯨砲を漁船に装備することにより開始された捕鯨であり、近年では捕鯨砲を装備した約 60 の漁船のうち 35～45 隻が許可を受け、捕鯨に従事している（Donovan et al. 2010: 8）。漁船は主としてエビ・トロール漁に用いられているが、エビ漁の合間に年間 1～2 週間程度ナガスクジラ、ミンククジラの捕鯨にかかわっている（Caulfield 1993: 147, 150; 1997: 93）。

エビ類がグリーンランドの輸出収入（2009 年）の 54%を占めているという事実から（Government of Greenland 2010: 21）、グリーンランド経済におけるエビ類の重要性は理解できるであろう。但し、そこにあるのは換金商品としてのエビ類だけであり、漁民とエビ類との間に特別な関係が確立されているわけではない。

エビ漁と捕鯨を兼業している漁船は父子や兄弟により所有されている場合が多く、エビ漁においては乗組員として非親族も頻繁に雇用されるが、捕鯨の場合は親族関係にある人々および捕鯨経験の豊かな地域の年長者がもっぱら雇用される（Caulfield 1993: 150）。そこには経済関係だけでは還元できない捕鯨を媒介とした人間関係が存在するのである。

コールフィールドが調査したケケルタルスアク（Qeqertarsuaq）の漁船捕鯨においては、捕殺されたミンククジラから生産された鯨肉、マクタックなどの鯨産物は、まず漁船所有者と乗組員にそれぞれのシェアが分配され、次に残りの鯨産物が漁船の経費（燃料費など）を賄うものとして地域住民に現金販売される（Caulfield 1997: 103-104）。シェア分配を受けた捕鯨関係者は、その分配物の一部を他世帯に分配もしくは現金販売し、さらにそれらが他世帯に分配されるという形態で鯨産物が地域を回っていく仕組みとなっている

(Caulfield 1997: 103)。

漁船捕鯨は年間 1~2 週間程度しか行われていないが、捕鯨が鯨産物の分配などを通して親族関係を再確認し、地域住民を一体化することに果たしている役割は大きい。ここにエビ漁には見られない一つの文化（捕鯨文化）が存在しているのである。

小型ボートによる集団捕鯨においても事情は同じである。

小型ボートによる集団捕鯨は 1970 年頃に開始された。通常は 6m 程度の小型ボートに 2~4 人が乗り組み、8~10 隻の集団により捕鯨が実施されるのであるが、捕殺を試みるミンククジラを水没させないために、最低 5 隻以上のボートの参加が義務づけられている (Donovan et al. 2010: 10-11; Helms et al. 1984: 79)。小型ボートを用いてミンククジラを取り囲み、高性能ライフル銃で射撃し、動きが遅くなれば浮き付きの手投げ鉞を打ち込み、最後に再びライフル銃により仕留めるという形態の捕鯨である (Caulfield 1997: 98)。この集団捕鯨においても参加者の決定に際しては、漁船捕鯨と同様、親族関係が大きな役割を果たしている (Caulfield 1993: 151)。

さらに集団捕鯨では独特の分配法が用いられている。ケケルタルスアクにおける分配事例をみてみよう。解体場所においてミンククジラを解体した後、鯨肉、マクタックなどの鯨産物を等量の塊にして、集団捕鯨に参加した小型ボートの隻数分を積み上げる。次に各ボートから 1 人ずつ代表が出て、内 2 人が分配役となり前後に位置し、残りは横一列となり、分配役と向かい合う。前方の分配役は一列に並んだ参加者しか見えず、後方の鯨産物の塊は見えない。後方の分配役が無作為に鯨産物の一塊を棒で指し示す一方、前方の分配役も無作為に参加者の名前を呼び、棒で示された一塊がその人の取り分となる。この分配を最後の 1 人まで繰り返す。この後、鯨産物の塊をボートごとに乗組員間で等分する。最終的に鯨産物は、漁船捕鯨の場合と同様、捕鯨参加者の各世帯から他世帯へ分配がなされるのである (Caulfield 1997: 104)。同様の鯨産物の分配法はサルファク (Sarfaq) においても報告されている (see Larsen and Hansen 1990: 209-210)。

このような独特な分配法も捕鯨および鯨産物の利用が生んだ一つの文化なのである。捕鯨が地域に根ざしていなければ、このような手の込んだ分配法などは生じてこないのである。

漁船捕鯨の歴史は 60 数年、小型ボートによる集団捕鯨の歴史は 40 余年である。しかも、前者においては捕鯨砲が用いられ、後者では船外機やライフル銃が用いられている。また、鯨産物の一部は地域内で現金販売されている。これでも捕鯨は伝統文化なのかとあるいは

疑問を抱くかもしれない。

代々受け継がれてきたものが伝統を構成するのであるが、その伝統とは決して不変のものではない。時代の流れの中、不要となったものは捨て去り、必要となったものを新たに選択していく。見かけは変わってもその本質は変わらない。これが伝統なのである。捕鯨についても同様である。用いられている技術や道具ではなく、鯨産物の利用を軸にして展開される人と鯨の関係が捕鯨文化の本質なのである。時代と環境が変われば新技術を採用する。これが人間の知恵である。しかし、その新技術の導入には現金が必要となってくる場合もある。その現金入手のために鯨産物の一部を販売する。これもまた当然のことである。利潤を得るために鯨産物を販売しているのではなく、鯨との関係を維持するために鯨産物を販売しているのである。この点を理解しなければならないのである。

### 3.4.3. グリーンランドの鯨食文化

グリーンランドにおいては「グリーンランド人の食べ物」(kalaalimerngit)と「西洋人(特にデンマーク人)の食べ物」(qallunaamerngit)は明確に区別されている(Caulfield 1991: 241; Marquardt and Caulfield 1996: 108)。代表的なグリーンランド人の食べ物はアザラシ肉、シロイルカとイッカクのマクタック、ミンククジラとナガスクジラの肉およびマクタック、カリブー、魚類、鳥類などである(Marquardt and Caulfield 1996: 113)。これらグリーンランド人の食べ物を捕殺し食することにより、グリーンランド人は狩猟・漁撈民としての自らの文化的独自性を再確認し、また強化しているのである。

コールフィールドが1988～89年に実施した世帯調査によれば、調査した世帯(N=62)の97%がミンククジラ産物を、73%がナガスクジラ産物を利用しており、ミンククジラとナガスクジラの肉、マクタック、畝須はグリーンランドの世帯においては非常に好まれる食料となっている(Caulfield 1993: 151)。ケケルタルスアクでは、鯨肉はシチュー、あるいはフライにされ、マクタックは冷凍した後、生で食されるか、あるいは茹でて食される(Caulfield 1997: 102)。一方、カコルトク(Qaqortoq)においては、鯨肉はシチューかフライにされ、マクタックは塩漬け後、干し魚、干しアザラシ肉などと共に食され、また畝須も調理され、ジャガイモと一緒に食される(Josefsen 1990: 234)。このような鯨料理がグリーンランドの食文化の中核を構成しているのである。

上述のとおり鯨産物はグリーンランド人の食べ物の典型例の一つとなっているが、鯨肉が他の畜肉と比べてとりわけ安価であるというわけではない。高橋が2008年にグリーンラ

ンドの首都ヌークのスーパーマーケットにおいて実施した価格調査によれば、生鯨肉の販売価格は1kg当たり約2530円であり（以下、全て1kgの価格）、これは生牛肉（腿肉）と同価格であり、一方、最も高価な畜肉は生ラム肉の約3590円、最安価は生豚肉の約630円であった（高橋 2009: 52）。豚肉の4倍という販売価格は決して手ごろな価格ではないであろう。しかしながら、新鮮なミンククジラ肉、ナガスクジラ肉が屋外販売所に持ち込まれると、そのニュースは電話、携帯電話のショートメール、あるいはEメールネットワークを通して近隣地域に広められ、住民は鯨肉を購入するために列を作るのである（Ugarte 2007: 23）。少々高価であっても本当の食べ物を食べてこそ、人々は精神的に満たされるのである。鯨産物を食べてこそ、グリーンランド人は真のグリーンランド人たりえるのである。そのためにもグリーンランド人自身による捕鯨が必要不可欠なのである。

### 3.5. 小括

本章においては米国アラスカ州（イヌピアット、ユピート）およびワシントン州（マカー）、ロシア連邦チュコト自治管区（チュクチ、ユピート）、デンマーク領グリーンランド（カラーリット）における先住民生存捕鯨について、主として民族誌（史）に基づきその歴史、現況などについて考察してきた。

いずれの地域、民族集団においても鯨類の捕殺、解体、分配、流通、消費などを通じた人と鯨との関係が見出され、それらが結びつくことにより全体としての捕鯨文化が形成されている。

その一方、文書化された鯨産物の標準的分配法の存在（イヌピアット）、捕鯨従事者への賃金の支払い（チュクチ）、鯨産物の現金販売（チュクチ、カラーリット）、漁船に装備された捕鯨砲の使用（カラーリット）など、先住民生存捕鯨という名称が想起させる姿とその実相との乖離も明らかになった。

時代の進展と共に技術革新が起こり、先住民生存捕鯨にも捕鯨砲などの新技術が導入されることは当然のことである。その新技術の導入には現金が必要となる場合もある。その現金入手のために鯨産物を販売することも一つの方法である。先住民生存捕鯨における鯨産物の現金販売は利潤を得ることを目的としたものではなく、先住民が鯨との関係を維持するために必要な経費を賄うためのものなのである。

環境要因による制約を受けない場合、手漕ぎのボートよりは動力船を使用するほうが、また手投げ鉞よりは捕鯨砲を使用するほうが迅速かつ安全確実に鯨を仕留めることができ



る。迅速に鯨を仕留めることができれば、鯨捕りたちを海上での無用の事故から守ることができ、また鯨を不必要に長時間苦しめることもなくなる。技術革新は鯨捕りたちの安全確保と鯨の人道的捕殺に寄与するのである。技術進歩の恩恵は先住民にも等しく提供されるべきなのである。

ここで重要なことは五百数十年前（コロンブスがサンサルヴァドル島に到着した当時）の先住民像を現代に持ち込んではならないという当たり前の事実を再認識することである。その当たり前の事実を謙虚に受け入れることができれば、多様な先住民生存捕鯨の現実を理解できるはずなのである。

### 第3章 注

- 1) 1849年から1914年にかけてベーリング海、チュクチ海、ポーフォート海において実施された商業捕鯨により1万6594頭のホッキョククジラが捕殺されたと推定されている (Bockstoce et al. 2005: 6)。
- 2) 国際捕鯨委員会によるホッキョククジラ捕鯨の禁止措置をめぐる顛末については1.2.2.3.2.を参照のこと。
- 3) 1999年5月4日、リトル・ダイオミードにおいて1937年以来62年ぶりに1頭のホッキョククジラが陸揚げされた (Jolles 2003: 325)。
- 4) ポイント・レイにおいても2009年、70年以上の中断期を挟んで1頭のホッキョククジラが陸揚げされた (Suydam et al. 2010: 2)。
- 5) 岸上によれば、バローでは1980年代から捕殺されたホッキョククジラの頭蓋骨を海に戻す慣習に従わない捕鯨クルーも出始めたらしいとのことである。今日では、秋季捕鯨において捕殺されたホッキョククジラの頭蓋骨は村はずれの海岸部の土中に埋められている (岸上 2009b: 67 注13)。
- 6) 伝統的に大きなホッキョククジラの捕殺を好んできたポイント・ホープの鯨捕りたちも今日では体重が軽くて薄い氷盤上でも安全に解体できるより小さなホッキョククジラを選択している (Sakakibara 2010: 1008)。気候変動はポイント・ホープの鯨捕りたちにも影響を与えているのである。
- 7) 2008年9月に実施した岸上の聞き取りによれば、ホッキョククジラ捕鯨の実施にかかる初期投資額はウミアック、アルミニウム製ボート、船外機エンジン、スノーモービル、ショルダーガン、ダーティングガンなど計8万6000ドル以上になる (岸上 2009a: 515 表5)。
- 8) 注2) 参照。
- 9) 日本捕鯨協会提供資料「『海産哺乳類保護法』再認定に関する公聴会」(1993年8月6日付け)による。
- 10) この救出劇から10年が経過した1998年に「今日までのところ2頭のクジラの明確な生死の確認はなされていない。救出活動参加者、観察者の間においてもクジラの最終的な運命についての見解は分かれている」(Clayton 1998: 17)との報告が発表されている。
- 11) ラッセンの作品は彼のホームページにおいて一瞥することができる。2011年には日本

- 語版のホームページも開設されている (see <<http://www.lassenart.com/japan/>> Accessed October 30, 2012)。トップページには彼が設立した環境保護団体に閲覧者を誘導するバナーもある。また、日本において彼の作品集も出版されている (ラッセン 1997 参照)。
- 12) 第3章においては、誤って海岸に乗り上げた鯨を「座礁鯨」、死後海岸に流れ着いた鯨を「漂着鯨」、双方あわせて「寄り鯨」と呼称する。
  - 13) 1999年5月17日にマカーが約70数年ぶりにコクジラを1頭捕殺した際に用いた全長11mのカヌーもヌーチャヌス系トゥラ・オ・キ・アート (Tla-o-qui-aht) のカヌー造りの巨匠が製作したものであった (Arima and Hoover 2011: 25)。マカー自身がカヌーを製作しない理由はマカーの居住地周辺にカヌーに最適のシーダーが産しないからである (Waterman 1922: 9)。
  - 14) 4列目左舷側に位置する乗組員の名称、役割についてウォーターマンは明記せず、「?」としている (Waterman 1922: 48 Fig 14)。
  - 15) マカーと同じ南ワカシャン語グループに属し、捕鯨文化を共有するヌーチャヌス系の人々の間では、「鯨の鞍部には擬人化された鯨の霊がいる」と信じられていた (Coté 2010: 35)。
  - 16) 米国ガロン、英国ガロンのいずれかは不明。前者で換算すれば 113.56kl、後者では 136.38kl となる。
  - 17) エコフェミニストの女性研究者ガードは反植民主義、反人種主義の立場からマカーの条約 (3.2.2.1.において取り上げる『ニアベイ条約』のこと) 上の捕鯨の権利は尊重するが、階級差別、性差別、種差別などに反対するエコフェミニズムの立場から特定の階級 (首長) と性 (男性) に限定され、二重の抑圧構造 (女性とコクジラ) を表している捕鯨の再開は支持しないとしている (Gaard 2001)。一方、ヌーチャヌス系チェシャート (Tseshaht) の首長、鯨捕りの玄孫であり、ヌーチャヌスとしては2人目の博士号を取得し、大学の研究職 (ワシントン大学アメリカ・インディアン研究学科准教授) に就いた女性研究者コートはマカーおよびヌーチャヌスの捕鯨再開運動を支援している (Coté 2010)。
  - 18) 『国際捕鯨取締協定』第4条「コクジラおよびセミクジラの捕獲、または殺すことを禁止する」。『国際捕鯨取締協定』については以下の資料による。Ronald B. Mitchell and the IEA Database Project, 2002-2010, "1937: International Agreement for the Regulation of Whaling." <[http://iea.uoregon.edu/page.php?query=coded\\_all\\_lines&where=start&](http://iea.uoregon.edu/page.php?query=coded_all_lines&where=start&)

- FilenameEQ=1937-Whaling> Accessed August 24, 2010. あわせて 1.1.2.も参照のこと。
- 19) 『ニアベイ条約』については以下の資料による。Treaty with the Makah, 1855.  
<[http://www.fws.gov/pacific/ea/tribal/treaties/MAKAH\\_1855.pdf](http://www.fws.gov/pacific/ea/tribal/treaties/MAKAH_1855.pdf)> Accessed September 7, 2012.
- 20) 注 19) 参照。
- 21) Lynda V. Mapes, “Gray Whales Are Back from Brink.” *Seattle Times*, March 24, 1999.  
<<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19990324&slug=2951214>>  
Accessed August 13, 2012.
- 22) Peggy Andersen, “Whale-Hunt Foes Exit Neah Bay; Talks Planned.” *Seattle Times*,  
November 19, 1998. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19981119&slug=2784333>> Accessed August 13, 2012.
- 23) The Makah Nation, “Makah Whaling: Questions and Answers, 13. Do All Tribal Members Support the Plan to Resume Whaling?” <<http://www.makah.com/whales.htm>>  
Accessed January 6, 2001.
- 24) 2007 年の調査によれば、保留地に住むマカー 1 人当たりの年収は 1 万 1030 ドル、これ  
に対して他の米国人 1 人当たりの年収は 2 万 1587 ドルであった (Renker 2012: 62)。
- 25) Paula Bock, “The Accidental Whale – A Makah Fisherman Casts for a Long Submerged Treaty Right and Incidentally Nets a Whale.” *Seattle Times*, November 26, 1995.  
<<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19951126&slug=2154422>>  
Accessed August 13, 2012.
- 26) The Makah Nation, “Makah Whaling: Questions and Answers, 2. Why Does the Tribe Want to Do This?” <<http://www.makah.com/whales.htm>> Accessed January 6, 2001.
- 27) Lynda V. Mapes, “Makah Leaders Say More Pressing Needs Than Whale Hunts Face Their People.” *Seattle Times*, April 15, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020415&slug=makah15m>> Accessed August 14, 2012.
- 28) Paul Shukovsky and Mike Barber, “‘Resident’ Gray Whales Now Fair Game for Makah.” *Seattle Post-Intelligencer*, July 14, 2001.  
<[http://seattlep-i.nwsourc.com/local/31319\\_makah14.shtml](http://seattlep-i.nwsourc.com/local/31319_makah14.shtml)> Accessed July 23, 2001.
- 29) 1974 年、連邦判事ジョージ・ボルトは『エリオット岬条約』(the Treaty of Point Elliot) により、ピュージェット湾一帯の部族はサケ資源の 50%の権利を有しているとの判決を

下し、この判決が白人漁業関係者から部族民に対する攻撃を引き起こした (see Marker 2006: 503 note 1; 藤田 2012: 231, 572-573)。

30) AP, "Metcalf Files Suit against Makah Whale Hunt." *Seattle Times*, October 18, 1997.

<<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19971018&slug=2566796>>  
Accessed August 16, 2012.

31) 注 30) 参照。

32) Danny Westneat, "Washington's 19th-Century Man – Jack Metcalf's Days in Congress Are Numbered, Along with the Spirit of an Older Northwest." *Seattle Times*, September 9, 1999. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19990905&slug=2981040>> Accessed August 16, 2012.

33) 注 30) 参照。

34) Peggy Anderson, "Makah Whaling Plan Is Given Go-Ahead from Federal Judge – Lawsuit Challenged Tribe's First Hunt in Over 70 Years." *Seattle Times*, September 22, 1998. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19980922&slug=2773511>> Accessed August 16, 2012.

35) Ross Anderson, "Lawyers Spar in Court over Makah Whaling." *Seattle Times*, February 8, 2000. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20000208&slug=4003681>> Accessed August 16, 2012.

36) Hal Bernton and Lynda V. Mapes, "Court Voids Approval of Makah Whale Hunt." *Seattle Times*, June 10, 2000. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20000610&slug=4026007>> Accessed August 13, 2012; Mike Barber, Sam Skolnik and Paul Shukovsky, "Makah Whaling Decision Reversed – But Court Ruling May Not Stop Hunting." *Seattle Post-Intelligencer*, June 10, 2000. <<http://seattlep-i.nwsourc.com/local/makah10.shtml>> Accessed January 6, 2001.

37) 注 36) Hal Bernton and Lynda V. Mapes の文章による。

38) 注 28) 参照。

39) Elizabeth Murtaugh, "Groups Sue in Bid to Stop Whale Hunts." *Seattle Times*, January 11, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020111&slug=makah11m>> Accessed August 16, 2012.

40) Hal Bernton, "Injunction Is Sought to Halt Tribe's Spring Hunt." *Seattle Times*, April 16,

2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020416&slug=ruling16m>> Accessed August 16, 2012.
- 41) Elizabeth Murtaugh, "Activists Ask Judge to Block Whale Hunt." *Seattle Times*, May 2, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020502&slug=makah02m>> Accessed August 16, 2012.
- 42) Elizabeth Murtaugh, "Whale Hunting on Hold; Makah Ordered to Delay 10 Days." *Seattle Times*, May 4, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020504&slug=makah04m>> Accessed August 16, 2012.
- 43) Peggy Anderson, "Attempt to Stop Whaling Rejected: Judge Rules against Bid to Block Makahs." *Seattle Times*, May 18, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020518&slug=makah18m>> Accessed August 16, 2012.
- 44) The Associated Press, "Activists Ask Court to Halt Whale Hunt." *Seattle Times*, June 1, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020601&slug=makah01m>> Accessed August 16, 2012.
- 45) David Fisher, "Court Again Rejects Effort to Prevent Whale Hunt." *Seattle Post-Intelligencer*, June 8, 2002. <[http://seattlepi.nwsourc.com/local/73855\\_makah08.shtml](http://seattlepi.nwsourc.com/local/73855_makah08.shtml)> Accessed February 1, 2003.
- 46) The Associated Press, "Makahs Can Resume Gray-Whale Hunting, Judge Rules." *Seattle Times*, August 9, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020809&slug=makah09m>> Accessed August 16, 2012.
- 47) J. Patrick Coolican, "Tribe Wants to Keep Whaling Despite Losing Court Appeal." *Seattle Times*, December 2, 2003. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20031202&slug=whales02m>> Accessed August 16, 2012; Lewis Kamb, "Court Rebuffs Makah's Appeal over Whaling." *Seattle Post-Intelligencer*, June 8, 2004. <<http://www.seattlepi.com/default/article/Court-rebuffs-Makah-s-appeal-over-whaling-1146681.php>> Accessed August 16, 2012.
- 48) 注 47) Lewis Kamb の文章による。
- 49) National Oceanic and Atmospheric Administration, "Chronology of Major Events Related to Makah Tribal Whale Hunt." <<http://www.nwr.noaa.gov/Marine-Mammals/Whales-Dolphins-Porpoise/Gray-Whales/upload/Makah-Chronology.pdf>> Accessed

May 11, 2012.

- 50) Marine Mammal Protection Act of 1972 as Amended, 16 U.S.C. 1361 note. あわせて Coté (2010: 187-188), Roghair (2005: 203)も参照のこと。
- 51) 注 49) および Renker (2012: 59)。
- 52) Lynda V. Mapes, "Makah Tribe Officials Dismayed over Whale Kill; Whaler Captain Has No Regret." *Seattle Times*, September 9, 2007. <[http://seattletimes.nwsources.com/html/localnews/2003876639\\_webwhale09.html](http://seattletimes.nwsources.com/html/localnews/2003876639_webwhale09.html)> Accessed August 19, 2012;  
The Associated Press, "Makah Leaders to Meet with Congressional Delegation." *Seattle Times*, September 10, 2007. <[http://seattletimes.nwsources.com/html/localnews/2003878034\\_webmakah10m.html](http://seattletimes.nwsources.com/html/localnews/2003878034_webmakah10m.html)> Accessed August 19, 2012.
- 53) Mike Lewis and Paul Shukovsky, "Tribe Vows Prosecution for Killing of Whale." *Seattle Post-Intelligencer*, September 10, 2007. <[http://seattlepi.nwsources.com/local/331060\\_whale10.html](http://seattlepi.nwsources.com/local/331060_whale10.html)> Accessed October 15, 2007.
- 54) Seattle Times Staff, "Makah Tribal Member in Illegal Hunt Issues Statement." *Seattle Times*, September 14, 2007. <[http://seattletimes.nwsources.com/html/nationworld/2003884700\\_webwhalestatement.html](http://seattletimes.nwsources.com/html/nationworld/2003884700_webwhalestatement.html)> Accessed July 5, 2012.
- 55) Lynda V. Mapes, "Grand Jury Indicts 5 Makahs in Illegal Whale Hunt." *Seattle Times*, October 4, 2007. <[http://seattletimes.nwsources.com/html/localnews/2003925167\\_webwhale04m.html](http://seattletimes.nwsources.com/html/localnews/2003925167_webwhale04m.html)> Accessed August 19, 2012.
- 56) Lynda V. Mapes, "2 Makahs to Serve Time for Illegally Killing Whale." *Seattle Times*, July 1, 2008. <[http://seattletimes.nwsources.com/html/localnews/2008026795\\_makah01m.html](http://seattletimes.nwsources.com/html/localnews/2008026795_makah01m.html)> Accessed May 21, 2012.
- 57) *Federal Register*, Vol.77, No.98 (Monday, May 21, 2012): 29967-29969.  
<<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2012-05-21/html/2012-12262.htm>> Accessed June 14, 2012.
- 58) Paul Gottlieb, "U.S. Halts Makah Whaling Study after Seven Years over 'New Scientific Information'." *Peninsula Daily News*, May 23, 2012.  
<<http://www.peninsuladailynews.com/article/20120523/NEWS/305239987/us-halts-makah-whaling-study-after-seven-years-over-new-scientific>> Accessed June 14, 2012.
- 59) コートは本件にかかる法手続き過程を次のように説明している。第 9 連邦巡回控訴裁

判決で確定された必要な手続きを終えた後、行政法判事が全ての書類を精査し、『海洋哺乳類保護法』と『環境政策法』に適合しているか否かを決定する。この手続きが終了後、判事は勧告を行い、第9連邦巡回控訴裁がその勧告を受諾するか否かを決定する (Coté 2012: 191)。

60) Brad Wong, Mike Barber and Paul Shukovsky, "Whale Dies after Shooting, Harpooning by Makah." *Seattle Post-Intelligencer*, September 9, 2007. <[http://seattlepi.nwsouece.com/local/330946\\_whale08.html](http://seattlepi.nwsouece.com/local/330946_whale08.html)> Accessed October 15, 2007.

61) 注 1) 参照

62) カートウラはチュコト地域の捕鯨は少なくとも紀元前 500 年まで遡るとしている (Kerttula 2000: 136)。

63) ソ連邦政府の捕鯨船による捕鯨の正式目的が毛皮農場に餌としての鯨産物を供給することであったことが後に明らかにされている (Kozlov et al. 2007: 108)。

64) 例えば、1984 年漁期、ソ連邦政府の捕鯨船によるコククジラの陸揚げ数 168 頭、亡失数 1 頭 (IWC 1986b: 49)、1985 年漁期、同陸揚げ数 168 頭、亡失数 1 頭 (IWC 1987b: 46) と報告されており、捕殺成功率はそれぞれ 99%以上であった。

65) 大隅の調査は 2002 年 9 月、アナディールにおいてである (大隅 2001: 1, 7)。

66) 池谷 (2006) は 1 ルーブル 4.17 円、大曲 (2006) は 1 ルーブル 3.8 円として換算している。

67) 注 66) 参照。

68) 池谷によれば、チュクチは海洋哺乳類の中ではセイウチがもっともおいしいとしている (池谷 2008: 17)。なお、ロリノにおいてコククジラ料理を食べた大曲は「大変おいしかった」(大曲 2006: 5) との感想を語っている。

69) デンマーク／グリーンランド政治の専門家、高橋美野梨氏からのご教示による (2012 年 10 月 7 日付け、私信)。



## 終章 先住民生存捕鯨の将来

### 4.1. 議論の総括

本研究では先住民生存捕鯨に関する先行研究を踏まえた上で、『国際捕鯨取締条約』附表の修正を通して国際捕鯨委員会において先住民生存捕鯨が確立されてきた歴史的過程を整理・検討し、現地調査および民族誌に基づいて現在の先住民生存捕鯨が持つ問題点および課題を分析・考察してきた。以下、それらを総括しておく。

序章における先住民生存捕鯨に関する先行研究の考察から明らかになったことは次のとおりである。国際捕鯨委員会において確立されてきた「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」という捕鯨の二区分については、①先住民による捕鯨の実態を無視した恣意的なものとしてその区分を疑問視する立場、②鯨類保護の観点からその区分を肯定的に評価する立場、という二つの立場がある。①は主として文化人類学者によって、②は主として鯨類（海洋哺乳類）学者によって、主張されている。

第1章における『国際捕鯨取締条約』附表の修正およびそれにかかる国際捕鯨委員会の議論の考察から明らかになったことは次のとおりである。

(1) 国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨をめぐる議論は、全体としてみれば、①先住民生存捕鯨からの商業性の排除、②仔鯨および仔鯨を伴った鯨の捕殺禁止規定の厳格化、をめぐる捕鯨国および捕鯨理解国と反捕鯨国とのせめぎあいであった。

(2) グリーンランドにおける先住民生存捕鯨にかかる議論は、①ザトウクジラの捕殺枠設定と取り消し、②鯨産物の地域外流通の是非、③鯨産物の現金販売における商業性の有無、についてデンマーク（グリーンランド）と反捕鯨国との間で半世紀以上にわたって展開されており、2012年現在も継続中である。

(3) ロシア連邦（旧ソ連邦）チュコト地域における先住民生存捕鯨をめぐる議論は、①対象鯨種（コククジラ）の資源状態がよいため、国際捕鯨委員会においては最も対立が少なかった。しかしながら、②国家における政治体制の激変により、チュコト地域の先住民の暮らしと捕鯨活動は多大な影響を被ってきた。

(4) 米国アラスカ州における先住民生存捕鯨をめぐる議論は、①反捕鯨国でありながら自国には先住民生存捕鯨としての捕殺枠を強硬に要求する米国の二重基準の歴史であり、

②国際関係における米国の政治力の強さが繰り返し証明されてきた歴史でもあった。

(5) セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島における先住民生存捕鯨をめぐる議論は、①時には母仔連れ鯨を捕殺してきたその捕鯨方法についての捕鯨国および捕鯨理解国と反捕鯨国との対立の歴史であり、②国際捕鯨委員会においては弱小国でも巧みな戦術を用いれば、その捕殺枠の確保および継続が可能であることを例証するものであった。

(6) 米国ワシントン州に居住するマカーの先住民生存捕鯨をめぐる議論は、①国際捕鯨委員会における米国の政治力の強さ、②国際捕鯨委員会は科学ではなく、政治力と戦術により決着することを例証するものであった。

第2章における現地調査に基づくベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨をめぐる考察から明らかになったことは次のとおりである。

(1) 捕鯨関係者間における鯨産物のシェア・システムによる分配、捕鯨関係者から親族・友人への鯨産物の贈与および島民への現金販売が島中に鯨産物を行き渡らせることを可能にしており、ベクウェイ島民は少なくとも年に一度鯨産物入手し、食することにより捕鯨の島の住民であることを再認識している。そしてその再認識が地域社会における捕鯨文化の擁護継承に役立っている。

(2) 手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ銛とヤスによりザトウクジラを捕殺するという旧来の捕鯨方法を用いる限り、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は捕りすぎない捕鯨、捕れすぎない捕鯨、すなわち結果としての資源の持続的利用型捕鯨となっている。

(3) ベクウェイ島の捕鯨においては、鯨捕りとしての能力、捕鯨クルーをまとめることができる人望、捕鯨業を維持しうる資金力のある者が銛手となり、捕鯨を取り仕切ってきた。そこには捕鯨の自主管理制度と呼べるものが備わっていたのである。ベクウェイ島のような小規模地域捕鯨の管理は、国家の干渉をできる限り差し控え、鯨捕りたちに任せておくことが望ましい。

(4) 時として母仔連れ鯨を捕殺してきたベクウェイ島の捕鯨方法は、西洋人の眼にはかわいそうに映るかもしれないが、実際には鯨捕りにもザトウクジラ群にも最適の捕鯨方法であった。

(5) 捕鯨国および捕鯨理解国と反捕鯨国との対立という複雑な国際関係の網の目の中で、ベクウェイ島の鯨捕りたちは自らの捕鯨をしたたかに活かしながら援助の実を取り、捕鯨

事業を革新している。

第3章における米国アラスカ州（イヌピアット、ユピート）およびワシントン州（マカー）、ロシア連邦チュコト自治管区（チュクチ、ユピート）、デンマーク領グリーンランド（カラーリット）での先住民生存捕鯨にかかる民族誌に基づく考察から明らかになったことは次のとおりである

(1) いずれの地域、民族集団においても鯨類の捕殺、解体、分配、流通、消費などを通して人と鯨との関係が見出され、それらが結びつくことにより全体としての捕鯨文化が形成されている。

(2) 文書化された鯨産物の標準的分配法の存在（イヌピアット）、捕鯨従事者への賃金の支払い（チュクチ）、鯨産物の現金販売（チュクチ、カラーリット）、漁船に装備された捕鯨砲の使用（カラーリット）など、先住民生存捕鯨という名称が想起させる姿とその実相との間に乖離がある。

(3) 先住民生存捕鯨における鯨産物の現金販売は利潤を得ることを目的としたものではなく、先住民が鯨との関係を維持するために必要な経費を賄うためのものである。

序章から第3章までの分析、考察に基づく筆者の結論は次のとおりである。

「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」という捕鯨の二区分は、商業捕鯨の一時停止決定以降、反捕鯨国が多数を占めてきた国際捕鯨委員会において鯨類を保護し、捕鯨を制限するために政治的に強化された人為的な区分である。後者として承認されれば形式的には捕鯨は可とされるが、そのためには後者から商業性が排除されることを前提としている。そしてその商業性を反捕鯨国は字義的に解釈し、現金の使用があれば、その捕鯨は商業性を帯びたものとして判断され、先住民生存捕鯨としての特例的地位の剥奪が求められるのである。利潤追求のための現金販売と捕鯨継続に必要な経費入手のための現金販売は異なるものであるが、反捕鯨国は現金販売と商業性を同一視することにより、先住民による捕鯨の制限を試みているのである。なぜならば、先住民生存捕鯨であれ、鯨1頭でも捕殺数を減じれば、鯨類の保護に繋がるからである。

先住民による捕鯨は捕鯨実施者、捕殺対象鯨種、捕鯨ボート（船）の種類、動力源、捕鯨道具、鯨産物の利用法、鯨産物の流通域、鯨産物の意義など、その実態において多種多様である。それらの多様性を無視して「先住民生存捕鯨」として一括することより、先住

民生存捕鯨という名称が想起するイメージ（例えば、手漕ぎのボートと手投げ鉾の使用、鯨産物の無償贈与や鯨産物による物々交換など）とその実態（例えば、動力船に装備された捕鯨砲の使用、鯨産物の現金販売など）との間に乖離が生じる一方、鯨に依存してきた人々にそのイメージに忠実であることを求め、彼らに多くの困難を与えてきたのである。

#### 4.2. 国際捕鯨委員会と先住民生存捕鯨の将来

本研究では第1章において国際捕鯨委員会第1回年次会議（1949年）から第62回年次会議（2010年）までの先住民生存捕鯨に関する議論について『国際捕鯨委員会報告書』に基づいて綿密に検討してきた。最後に本節において国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨に関する将来の展望について述べておく。

第64回年次会議が2012年7月、パナマにおいて開催された。同年次会議にかかる『国際捕鯨委員会報告書2012』（*Annual Report of the International Whaling Commission 2012*）は本研究執筆時点（2012年12月末）においては出版されておらず、国際捕鯨委員会のホームページから同年次会議関連のインターネット情報が入手できるだけである<sup>1)</sup>。本来ならば同報告書の刊行を待つべきであるが（2011年まで『国際捕鯨委員会報告書』は次の年次会議の直前に出版されていた）、今回の年次会議において先住民生存捕鯨の将来にかかわる重要な議論がなされたので、ここで第64回年次会議における議論を取り上げる。

第64回年次会議においてなされた特筆すべき決定事項は第1回年次会議から毎年開催されてきた年次会議（総会）が次の第65回年次会議から2年に一度の開催に改められたことである。これを受けて国際捕鯨委員会の組織運営が大きく変わると思われるが、プレスリリースから詳細はわからない。

ここから本題の先住民生存捕鯨に関わる議論についてである。2012年は全ての先住民生存捕鯨にかかる捕殺枠の最終年度に当たっていたので、関係国から2013年以降の先住民生存捕鯨にかかる附表修正案が提出され、それぞれについて議論がなされた。

米国、ロシア、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国は3か国の共同提案として前回の附表修正（第59回年次会議、2007年）と実質的に同一内容（但し、年次会議が2年に一度の開催となったため、従来の5年間の複数年一括枠を6年間の複数年一括枠に変更。そのため、見かけ上の捕殺枠は増加したが、単年度換算すれば捕殺枠に増減なし）の附表修正案を提出した。具体的には次のとおりである<sup>2)</sup>。

米国の先住民（イヌピアット、ユピート）とロシアの先住民（チュクチ、ユピート）が

捕殺対象としているベーリング海－チュクチ海－ポーフォート海資源ホッキョククジラについては（附表第 13 項(b)(1)）、2013 年から 2018 年までの 6 年間に於いて陸揚げ数は 336 頭を超えてはならないとする附表修正案である（前回附表修正時は 2008 年から 2012 年までの 5 年間に於いて 280 頭を超えてはならないであった）。年間最大銛打ち数 67 頭など他の部分に変更はない。

ロシアの先住民（チュクチ、ユピート）と米国の先住民マカーが捕殺対象としている北太平洋東資源ククジラについては（附表第 13 項(b)(2)）、2013 年から 2018 年までの 6 年間に於いて捕殺数は 744 頭を超えてはならないとする附表修正案である（前回附表修正時は 2008 年から 2012 年までの 5 年間に於いて 620 頭を超えてはならないであった）。年間最大捕殺数 140 頭など他の部分に変更はない。

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島民が捕殺対象としているザトウクジラについては（附表第 13 項(b)(4)）、2013 年から 2018 年までの 6 年間に於いて捕殺数は 24 頭を超えてはならないとする附表修正提案である（前回附表修正時は 2008 年から 2012 年までの 5 年間に於いて 20 頭を超えてはならないであった）。他の部分に変更はない。

これに対して、デンマークはグリーンランドの先住民生存捕鯨に関して単独で附表修正案を提出した。デンマークの附表修正案は 2 年に一度の年次会議開催に合わせて漁期を 5 年間から 6 年間に変更しただけでなく、捕殺枠（銛打ち数）の増加も含んでいた。具体的には次のとおりである<sup>3)</sup>。

西グリーンランド資源ナガスクジラの銛打ち数を年間 19 頭にする（附表第 13 項(b)(3)(i)）。前回の附表修正時（第 62 回年次会議、2010 年）に附表上は 19 頭から 16 頭に削減し、さらに自主的に 10 頭に削減していたので、実質的には 9 頭の増加。西グリーンランド沖のザトウクジラの銛打ち数を 10 頭にする（附表第 13 項(b)(3)(v)）。前回の附表修正時（第 62 回年次会議、2010 年）は 9 頭であったので 1 頭の増加。

中央資源ミンククジラの銛打ち数は年間 12 頭（附表第 13 項(b)(3)(ii)）。西グリーンランド資源ミンククジラの銛打ち数は年間 178 頭（附表第 13 項(b)(3)(iii)）。西グリーンランド沖のホッキョククジラの銛打ち数は年間 2 頭（附表第 13 項(b)(3)(iv)）。これらについては前回の附表修正時（第 62 回年次会議、2010 年）から増減はない。

米国、ロシア、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国 3 か国の共同附表修正提案もデンマークの単独附表修正提案も総意による合意は成立せず、いずれも投票に付

された。米国ほか3か国の共同提案は賛成48か国、反対10か国、棄権2か国で採択されたが、デンマークの提案は賛成25か国、反対34か国、棄権3か国で否決された。

米国とロシアの先住民生存捕鯨については第49回年次会議（1997年）においてホッキョククジラに5年間280頭の捕殺枠、コククジラに5年間620頭の捕殺枠が設定されて以降、5年ごとに2回そのまま更新されてきていた。セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国の先住民生存捕鯨についても第54回年次会議（2002年）において5年間20頭のザトウクジラの捕殺枠が設定された後、2007年にそのまま更新されている。いずれの鯨種も資源上、何の問題もない。

これら3か国の先住民生存捕鯨に反対するのは反捕鯨というイデオロギー上の理由しかない。反対した10か国のうちの8か国は中南米諸国<sup>4)</sup>、いわゆる「ブエノスアイレス・グループ」である。ブエノスアイレス・グループはチリの首都サンチアゴにおいて開催された第60回年次会議（2008年）から公に活動を始め、グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨の再開に強く反対し（1.2.2.1.31.-33.参照）、また第62回年次会議（2010年）における議長・副議長が作成した「鯨類保護改善のための総意による合意決定提案」の採択にも反対するなど（1.2.1.32.参照）、近年では全ての捕鯨に反対する最強硬反捕鯨国グループとなっている。

デンマークによるグリーンランドにおける先住民生存捕鯨にかかる附表修正要求が否決された一件については、その提案背景の理解が難しい。グリーンランドにおけるザトウクジラ捕鯨は第37回年次会議（1985年）において捕殺枠が取り消され、四半世紀後の第62回年次会議（2010年）に至って当時のナガスクジラの銛打ち数19頭を10頭に削減し（附表上は16頭に削減、これに加えて6頭を自主的に削減）、さらにザトウクジラの銛打ち数要求を10頭から9頭に削減することにより、デンマークと欧州連合（EU）との間に合意が成立、この政治的妥協をブエノスアイレス・グループも不承不承ながら受け入れた経緯がある（1.2.2.1.31.; 1.2.2.1.34.参照）。グリーンランドにおける鯨産物の必要量に基づくデンマークの要求に根拠があるとはいえ（1.2.2.1.30.参照）、3年前に苦心の末に成立した合意を反故にする要求は通るはずがない。当然のことながら、デンマークによる附表修正要求は欧州連合、ブエノスアイレス・グループほか反捕鯨国の反対多数により、否決されたのであった。

デンマークが捕殺枠の増加を求めず、米国ほか3か国と同一歩調を取り、4か国による共同附表修正要求としていたならば、少なくとも欧州連合は反対しなかったはずであり、

2012 年時点の捕殺枠と同数の捕殺枠の更新は承認されていたであろう。デンマーク側に、あえて否決される方向に突き進んだ理由があると思われるが、その真意について現時点では不明である。

米国アラスカ州における先住民によるホッキョククジラ捕鯨については、第 29 回年次会議(1977 年)においてホッキョククジラ捕鯨を禁止する附表修正が行われ(1.2.2.3.2.参照)、また第 54 回年次会議(2002 年)においてもホッキョククジラの捕殺枠の更新が投票により否決されている(1.2.2.3.16.参照)。いずれも 6 か月後に開催された特別会合においてホッキョククジラの捕殺枠が承認され、先住民にとってはほとんど実害なく(新漁期が始まる前に)事態は收拾した(1.2.2.3.2.; 1.2.2.3.16.参照)。これは米国に政治力があつたからこそできた離れ業である。自らもその構成員である欧州連合を説得できなかったデンマークにグリーンランドの先住民救済を目的とする特別会合を開催させるだけの政治力があるとは思えない。本研究の執筆時点(2012 年 12 月末)において、筆者はグリーンランドにおける先住民生存捕鯨の将来について確たる情報を持ち合わせていない。

同事案については、僅かに「デンマークとグリーンランドは否決された捕殺枠要求にかかる可能な解決策について国内において協議しているところである」とするデンマークのコミッショナーからの国際捕鯨委員会あての文書が 2012 年 10 月 4 日付けで事務局より締約国各国に回覧されているだけである<sup>5)</sup>。本節の冒頭で述べたように年次会議(総会)の開催は 2 年に一度となった。従って、次の第 65 回年次会議は 2014 年開催である。このままの状態が推移すれば、デンマークが『国際捕鯨取締条約』の締約国であり続ける限り、2013 年以降、少なくとも 1 年以上グリーンランドにおいて先住民生存捕鯨が実施できないこともありうるのである。

デンマークは第 59 回年次会議(2007 年)において、北大西洋海洋哺乳類委員会(NAMMCO)がザトウクジラの年間 10 頭の捕殺はその資源に危険をおよぼさないであろうと結論づけたことに言及したことがあつた(1.2.2.1.30.参照)。デンマーク(グリーンランド)としては今後、資源管理機関として国際捕鯨委員会よりも北大西洋海洋哺乳類委員会をより重視していくのかもしれない。しかしながら、他の欧州連合との経済的なつながりを考えたならば(3.4.参照)、今後も『国際捕鯨取締条約』、国際捕鯨委員会の枠内で活動していくしかないであろう。

第 64 回年次会議における先住民生存捕鯨をめぐる議論を通して一点明確になったことがある。それは欧州連合やブエノスアイレス・グループなどが捕鯨(附表修正)阻止集団

を形成し、先住民生存捕鯨も投票により否決する傾向がより強まったことである。そこに鯨に関する科学はない。あるのは反捕鯨というイデオロギーだけである<sup>6)</sup>。捕鯨阻止集団は第 60 回年次会議（2008 年）において、グリーンランドの先住民生存捕鯨によるザトウクジラの捕殺枠（鋸打ち数年間 10 頭）要求を投票により否決したことがあった（1.2.2.1.31. 参照）。今年次会議においては、米国、ロシア、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国による先住民生存捕鯨にかかる既存捕殺枠の更新を求める附表修正提案をも総意による合意ではなく、投票により決着を図った点が特筆される（最終的には欧州連合が賛成したため、これら 3 か国による共同附表修正提案は可決された）。先住民生存捕鯨に関しても数が全てという世界になったのである。

先住民生存捕鯨に関わる附表修正には 4 分の 3 以上の賛成が必要である。従って、4 分の 1 以上の数を抑えていれば、附表修正は阻止できる。欧州連合とブエノスアイレス・グループが手を組めば、2012 年時点の『国際捕鯨取締条約』締約国 89 か国の 4 分の 1 以上（23 か国）は軽く超える<sup>7)</sup>。彼らがその気になれば米国の先住民生存捕鯨も潰せるのである。残念ながら、国際捕鯨委員会の将来も、先住民生存捕鯨の将来も暗いのである。

#### 4.3. 結語

前節において国際捕鯨委員会も先住民生存捕鯨もその将来は暗いと述べた。それを踏まえた上で、本研究を閉じるにあたってその暗闇を乗り越える手立てを考えてみたい。

高度回遊性動物である大型鯨類を対象とする捕鯨をどう管理していくのか。これは難しい課題である。回遊路沿岸に位置する捕鯨国だけに捕鯨の管理を委ねれば過剰捕殺を引き起こすかもしれない。また、関係捕鯨国間において調整がつかないことがあるかもしれない。それらの防止や解決のために国際捕鯨委員会が存在しているはずであるが、実際には同委員会において反捕鯨国が多数を占めているため、その調整機能は働いていない。加えて、反捕鯨国が多数を占める国際捕鯨委員会が関係国の経済専管水域内における大型鯨類の捕鯨管理に絶対的な権限を行使することにも問題がある。地域の実情を知らない部外者の捕鯨管理政策が成功することはまずない。もっとも反捕鯨国は鯨類を捕殺しない（させない）ことが大前提であるので、先住民生存捕鯨を含めて全ての捕鯨を禁止すれば、彼らの捕鯨管理政策は失敗しないであろう。1 頭たりとも鯨類を捕殺させなければ、普通は絶滅の危機は生じない。しかしながら、それは管理ではない。単なる仕事の放棄である。鯨類など再生可能な生物資源は管理し、持続的に利用してこそ人間にとって価値があるので



ある。

では改めて問う。捕鯨をどのようにして管理していけばよいのであろうか。捕鯨管理は地域において実施することを原則として、国際捕鯨委員会は南極海など公海における捕鯨管理に専念すべきである。これに対して、複数国の経済専管水域にまたがる捕鯨管理は北大西洋海洋哺乳類委員会などの地域資源管理機関に委ねるべきである。1か国の複数地域あるいは1か国の特定地域の捕鯨管理については、当該国と地域共同体の共同管理、あるいは共同体基盤型の管理<sup>8)</sup>がふさわしい。本研究で取り上げたベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨のように捕殺数が極端に少ない捕鯨については捕鯨実施者の自主管理に任せるのも一つの方法である。

捕鯨の「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」への二区分は可能な限り捕鯨を制限するための政治的便法であることが本研究において明らかになった。また、『国際捕鯨取締条約』により承認されている全ての先住民生存捕鯨を包括しうる定義は不可能であることも明らかになった。不可能であるがゆえに、いかなる形態の捕鯨も先住民生存捕鯨的要素の一部を備えていれば、政治的に、すなわち国際捕鯨委員会において賛成が4分の3以上の多数を占めれば、先住民生存捕鯨になりうるのである。また、逆に先住民生存捕鯨のかなりの要素を備えていたとしても、反対が4分の1以上を占めれば、先住民生存捕鯨としては承認されないのである。このような捕鯨／反捕鯨という政治的反目の網の目の中に先住民を巻き込むことは不幸なことである。そのような不幸を生じさせないためにも、先住民による捕鯨を含む全ての実施可能な捕鯨の枠組みを構築することが喫緊の課題である。

筆者としてはこの課題の解決に向けて今後も鋭意研究に努めていく所存である。

## 終章 注

- 1) 国際捕鯨委員会第 64 回年次会議に関する情報は国際捕鯨委員会のプレスリリース (<http://iwc.int/iwc64press> Accessed August 1, 2012) と水産庁のプレスリリース「国際捕鯨委員会 (IWC) 第 64 回年次会議の結果について」(平成 24 年 7 月 7 日付け) (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/enyou/120707.html> Accessed December 8, 2012) による。
- 2) “Proposal by the Russian Federation, St. Vincent and the Grenadines and the United States of America.” IWC/64/10. <http://iwc.int/cache/downloads/1elggmlbhkv4kgowg4g0ccckw/64-10.pdf> Accessed August 1, 2012.
- 3) “Proposed Schedule Amendment: Greenland Catch Limits (Denmark).” IWC/64/12. <http://iwc.int/cache/downloads/bgl7lccv37k008kwcgcs4kk8s/64-12.pdf> Accessed August 1, 2012.
- 4) 反対したのはアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、ペルー、ウルグアイの中南米諸国 8 か国とカリブ海のドミニカ共和国、アフリカのガボンである。本件、国別投票結果については真田康弘のツイッター情報による (<http://togetter.com/li/331291> Accessed December 5, 2012)。
- 5) “Communication from the Government of Denmark.” IWC.CCG.1033. <http://iwc.int/cache/downloads/clcqznq9pwgk40sw80kskwwo4/IWCCCG1033.pdf> Accessed December 8, 2012.
- 6) 2008 年に欧州連合はその共通理念として「反捕鯨」を採択している (高橋 2009: 41)。
- 7) 2012 年現在、欧州連合構成国は 27 개국、そのうち 25 개국が『国際捕鯨取締条約』を締結している。従って、理論上はブエノスアイレス・グループと手を組まなくとも、デンマークを除く欧州連合構成国 24 개국だけで全ての附表修正を阻止できるである。国際捕鯨委員会第 64 回年次会議においてグリーンランドの先住民生存捕鯨にかかる附表修正案に反対票を投じた欧州連合構成国はオーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国の 17 개국、一方、ブエノスアイレス・グループではアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、パナマ、ペルー、ウルグアイの 9 개국であった。本件、国別投票結果も真田康弘のツイッター情報による (<http://togetter.com/li/333289> Accessed

December 8, 2012)。

- 8) 共同体基盤型の管理とはインドネシア東部において広く実施されているサシのように自然環境や資源に関する伝統的知識に基づいて確立されてきた資源管理の慣行に依拠する資源管理方法である (秋道 2010: 109)。

## 文献

Adams, John Edward

- 1971 Historical Geography of Whaling in Bequia Island, West Indies. *Caribbean Studies* 11(3): 55-74.
- 1975 Primitive Whaling in the West Indies. *Sea Frontiers* 21: 303-313.
- 1994 Last of the Caribbean Whalemen. *Natural History* 103(11): 64-72.

秋道智彌

- 1994 『クジラとヒトの民族誌』東京：東京大学出版会。
- 2009 『クジラは誰のものか』（ちくま新書 760）東京：筑摩書房。
- 2010 『コモンズの地球史ーグローバル化時代の共有論に向けてー』東京：岩波書店。

Akimichi, Tomoya, Pamela J. Asquith, Harumi Befu, Theodore C. Bestor, Stephen R. Braund, Milton M.R. Freeman, Helen Hardacre, Masami Iwasaki, Arne Kalland, Lenore Manderson, Brian D. Moeran and Junichi Takahashi

- 1988 *Small-Type Coastal Whaling in Japan: Report of an International Workshop*.  
Edmonton: Boreal Institute for Northern Studies, University of Alberta.

Arima, Eugene and Alan Hoover

- 2011 *The Whaling People of the West Coast of Vancouver Island and Cape Flattery*. Victoria, BC: Royal BC Museum.

Bockstoce, John R.

- 1980 The Battle of Bowheads. *Natural History* 89(5): 52-61.
- 1984 From Davis Strait to Bering Strait: The Arrival of the Commercial Whaling Fleet in North America's Western Arctic. *Arctic* 37(4): 528-532.

Bockstoce, John R., Daniel R. Botkin, Alex Philip, Brian W. Collins and John C. George

- 2005 The Geographic Distribution of Bowhead Whale, *Balaena mysticetus*, in Bering, Chukchi, and Beaufort Seas: Evidence from Whaleship Records, 1849-1914. *Marine Fisheries Review* 67(3): 1-43.

Bogoslovskaya, L. S., L. M. Votrogov and I. I. Krupnik

- 1982 The Bowhead Whale off Chukotka: Migrations and Aboriginal Whaling. *Report of the International Whaling Commission* 32: 391-399.

Brewster, Karen (ed.)

2004 *The Whales They Give Themselves: Conversation with Harry Brower, Sr.* Fairbanks: University of Alaska Press.

Caldwell, David K. and Melba C. Caldwell

1975 Dolphin and Small Whale Fisheries of the Caribbean and West Indies: Occurrence, History and Catch Statistics with Special Reference to the Lesser Antillean Island of St. Vincent. *Journal of the Fisheries Research Board of Canada* 32: 1105-1110.

Caulfield, Richard A.

1991 Greenland Inuit Whaling in Qeqertarsuaq Kommune. In Marc G. Stevenson, Andrew Madsen and Elaine Maloney (eds.) *The Anthropology of Community-Based Whaling in Greenland: A Collection of Papers Submitted to the International Whaling Commission*. Edmonton: Canadian Circumpolar Institute, University of Alberta, pp.241-259.

1993 Aboriginal Subsistence Whaling in Greenland: The Case of Qeqertarsuaq Municipality in West Greenland. *Arctic* 46(2): 144-155.

1997 *Greenlanders, Whales, and Whaling: Sustainability and Self-Determination in the Arctic*. Hanover, NH: University Press of New England.

2000 The Kalaallit of Greenland. In Milton M. R. Freeman (ed.) *Endangered People of the Arctic: Struggle to Survive and Thrive*. Westport, CN: Greenwood Press, pp.167-186.

Clayton, Patti H.

1998 *Connection on the Ice: Environmental Ethics in Theory and Practice*. Philadelphia: Temple University Press.

Collins, Cary C.

1996 Subsistence and Survival: The Makah Indian Reservation, 1855-1933. *Pacific North Quarterly* 87(4): 180-193.

Colson, Elizabeth

1953 *The Makah Indians: A Study of an Indian Tribe in Modern American Society*. Manchester: Manchester University Press.

Coté, Charlotte

2010 *Spirits of Our Whaling Ancestors: Revitalizing Makah and Nuu-chah-nulth Traditions*.  
Seattle and London: University of Washington Press.

D'Costa, Russel C.

2005 Reparations as a Basis for the Makah's Right to Whale. *Animal Law* 12: 71-97.

Department of Tourism, SVG (St. Vincent and the Grenadines)

n.d. *Tourism Statistical Report 1994*. 16pp.

Donovan, Greg, Debra Palka, Craig George, Nette Levermann, Philip Hammond and Lars Witting

2010 Report of the Small Working Group on Conversion Factors (from Whale to Edible Products) for the Greenlandic Large Whale Hunt. IWC/62/9, 53pp.

Dougherty, John

2001 Resurrection: After a 70-year Hiatus and a Confrontation with the World, the Makah Tribe Resumes Its Communion with the Gray Whale. *SF Weekly*, July 1, 2001. <<http://www.sfweekly.com/content/printVersion/312202/>> Accessed June 1, 2012.

Doyle, Chris

1996 *Sailors Guide to the Windward Islands (8th edition)*. Dunedin, Florida: Cruising Guide Publications.

江上幹幸・小島曠太郎

1995 「クジラと生きる」『季刊民族学』72: 22-37.

江口信清

1991 「先住民の世界」石塚道子（編）『カリブ海世界』京都：世界思想社、31-80頁。

1996 「カリブ海地域社会と観光」『民博通信』74: 28-37.

1998 『観光と権力ーカリブ海地域社会の観光現象ー』東京：多賀出版。

Erikson, Patricia Pierce

1999 A-Whaling We Will Go: Encounters of Knowledge and Memory at the Makah Cultural and Research Center. *Cultural Anthropology* 14(4): 556-583.

Fenger, Frederic A.

1917 *Alone in the Caribbean: Being the Yarn of a Cruise in the Lesser Antilles in the Sailing Canoe*. New York: George H. Doran (BiblioLife Reprints).

Ferguson, James

1990 *Grenada: Revolution in Reverse*. London: Latin America Bureau.

Firestone, Jeremy and Jonathan Lilley

2005 Aboriginal Subsistence Whaling and the Right to Practice and Revitalize Cultural Traditions and Customs. *Journal of International Wildlife Law and Policy* 8: 177-219.

Freeman, Milton M.R.

1993 The International Whaling Commission, Small-type Whaling, and Coming to Terms with Subsistence. *Human Organization* 52(3): 243-251.

フリーマン、ミルトン（編著）

1989 『くじらの文化人類学－日本の小型沿岸捕鯨－』（高橋順一他訳）東京：海鳴社。

Freeman, Milton M.R., Lyudmila Bogoslovskaya, Richard A. Caulfield, Ingmar Egede, Igor I. Krupnik and Marc G. Stevenson

1998 *Inuit, Whaling, and Sustainability*. Walnut Creel, FL: AltaMira Press.

藤島法仁・松田恵明

2001 「アラスカ原住民生存捕鯨における鯨類資源の管理」『漁業経済研究』45(3): 21-45.

藤田尚則

2012 『アメリカ・インディアン法研究（I）－インディアン政策史－』東京：北樹出版。

Gaard, Greta

2001 Tools for a Cross-Cultural Feminist Ethics: Exploring Ethical Contexts and Contents in the Makah Whale Hunt. *Hypatia* 16(1): 1-26.

Gambell, Ray

1993 International Management of Whales and Whaling: An Historical Review of the Regulation of Commercial and Aboriginal Subsistence Whaling. *Arctic* 48(2): 97-107

van Ginkel, Rob

2004 The Makah's Whale Hunt and Leviathan's Death: Reinventing Tradition and Disputing Authenticity in the Age of Modernity. *Etnofoor* 17(1/2): 58-89.

Gordon, Lesley

2008 *Insight Compact Guide: St. Lucia*. Singapore: Apa Publications.

(Government of) Greenland

2010 *Management Plan for the Shrimp Fishery in West Greenland*. Nuuk: Government of Greenland, 38pp.

Grossman, Lawrence S.

1998 *The Political Ecology of Bananas: Contract Farming, Peasants, and Agrarian Changes in the Eastern Caribbean*. Chapel Hill and London: University of North Carolina Press.

浜口 尚

- 1995 「捕鯨文化の継承と観光開発ーカリブ海、ベクウェイ島の事例よりー」合田濤・大塚和夫（編）『民族誌の現在ー近代・開発・他者ー』東京：弘文堂、70-86頁。
- 1996 「カリブ海、ベクウェイ島における観光開発の一側面」『和歌山地理』16: 40-43.
- 1998 「絶滅の危機を救った捕鯨ボート『レスキュー』ーカリブ海、ベクウェイ島の捕鯨の現在ー」『鯨研通信』400: 12-20.
- 2001 「カリブ海、ベクウェイ島における捕鯨と観光」石森秀三・真板昭夫（編）『エコツーリズムの総合的研究』（国立民族学博物館調査報告 23号）大阪：国立民族学博物館、163-179頁。
- 2002a 『捕鯨文化論入門』京都：サイテック。
- 2002b 「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国バルリーのコビレゴンドウ捕鯨」『日本海セトロロジー研究』12: 15-18.
- 2003 「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島におけるザトウクジラ資源の利用と管理ーその歴史、現状および課題ー」岸上伸啓（編）『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』（国立民族学博物館調査報告 46号）、大阪：国立民族学博物館、401-417頁。
- 2004 「カリブ海、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨ー2003年の2大変化をめぐってー」『和歌山地理』24: 1-8.
- 2006 「カリブ海、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国セント・ヴィンセント島における小型鯨類捕鯨ーその歴史、現況および課題についてー」『園田学園女子大学論文集』40: 63-71.
- 2008 「反アザラシ漁運動をめぐるー考察ーその歴史的経緯と現況についてー」『園田学園女子大学論文集』第42号、233-246頁。
- 2011 「モバイル時代の鯨捕りーカリブ海、ベクウェイ島の事例よりー」松本博之（編）



『海洋環境保全の人類学－沿岸水域利用と国際社会－』（国立民族学博物館調査報告 97 号）大阪：国立民族学博物館、225-236 頁。

2012a 「先住民生存捕鯨再考」岸上伸啓（編）『捕鯨の文化人類学』東京：成山堂書店、45-63 頁。

2012b 「カリブ海・ベクウェイ島における先住民生存捕鯨」岸上伸啓（編）『捕鯨の文化人類学』東京：成山堂書店、83-101 頁。

#### Hamaguchi, Hisashi

1997 Whaling and Tourism Development in Bequia Island, St. Vincent and the Grenadines: A Report. *Sonoda Journal* 32(I): 27-36.

2001 Bequia Whaling Revisited: To the Memory of the Late Mr. Athneal Ollivierre. *Sonoda Journal* 36: 41-57.

2005 Use and Management of Humpback Whales in Bequia, St. Vincent and the Grenadines. In Nobuhiro Kishigami and James M. Savelle (eds.), *Indigenous Use and Management of Marine Resources* (Senri Ethnological Studies No. 67). Osaka: National Museum of Ethnology, pp.87-100.

#### 原 剛

1987 『ザ・クジラー海に映った日本人－』（新版）東京：文眞堂。

#### Helms, P., O. Hertz and F. O. Kapel

1984 The Greenland Aboriginal Subsistence Whale Hunt. In Marc G. Stevenson, Andrew Madsen and Elaine Maloney (eds.) *The Anthropology of Community-Based Whaling in Greenland: A Collection of Papers Submitted to the International Whaling Commission*. Edmonton: Canadian Circumpolar Institute, University of Alberta, pp.57-92.

#### Henderson, David A.

1984 Nineteenth Century Gray Whaling: Grounds, Catches and Kills, Practices and Depletion of the Whale Population. In Mary Lou Jones, Steven L. Swartz and Stephen Leatherwood (eds.), *The Gray Whale: Eschrichtius robustus*. Orland, FL: Academic Press, pp.159-186.

#### Hoyt, Eric and Glen T. Hvenegaard

2002 A Review of Whale-Watching and Whaling with Application for the Caribbean.

*Coastal Management* 30: 381-399.

Huelsbeck, David R.

- 1988 Whaling in Precontact Economy of the Central Northwest Coast. *Arctic Anthropology* 25(1): 1-15.

池谷和信

- 2006 「シベリア北東部におけるチュクチの海獣狩猟の人類学」『第20回北方民族文化シンポジウム報告』網走：(財)北方文化振興協会、35-41頁。
- 2007a 「人類の生態と地球環境問題ーポスト社会主義化におけるクジラの利用と保護ー」煎本孝・山岸俊男(編)『現代文化人類学の課題ー北方研究からみるー』京都：世界思想社、100-125頁。
- 2007b 「人類の生態とテリトリーー極北の民チュクチからの展望ー」秋道智彌(編)『資源とコモンズ』(資源人類学8)東京：弘文堂、89-113頁。
- 2008 「チュクチーベーリング海峡のクジラ猟企業の再編ー」『季刊民族学』124: 14-18.

Ikuta, Hiroko

- 2007 Iñupiaq Pride: *Kivgiq* (Messenger Feast) on the Alaskan North Slope. *Études/Inuit/Studies* 31(1-2): 343-364.

IMF (International Monetary Fund)

- 1995 *St. Vincent and the Grenadines – Statistical Annex*. IMF Staff Country Report NO.96/139. Washington, D.C.: International Monetary Fund.

石川 創

- 2011 『クジラは海の資源か神獣か』(NHKブックス1172)東京：NHK出版。

石塚道子

- 1988 「カリブ海地域の社会と文化ー多様な民族と言語ー」『地理』33(7): 20-27.
- 1991 「カリブ海世界とは」石塚道子(編)『カリブ海世界』京都：世界書院、1-30頁。

板橋守邦

- 1987 『南氷洋捕鯨史』(中公新書842)東京：中央公論社。

Ivashin, M. V. and V. N. Mineev

- 1981 The History of Gray Whale Harvesting off Chukotka. *Report of the International Whaling Commission* 31: 503-505.

岩本久則

- 1996 「鯨者連誕生、日本初・WW ツアーの内幕」鯨者連（編著）『鯨イルカ雑学ノート  
－観る／触る／蒐める－』東京：ダイヤモンド社、10-24 頁。

岩崎まさみ

- 2001 「捕鯨問題における文化的対立の構造」『北海学園大学人文論集』19: 1-28.
- 2005 『人間と環境と文化－クジラを軸とした一考察－』東京：清水弘文堂書房。
- 2010 「グリーンランドにおける捕鯨活動にみられる諸問題」『北海学園大学人文論集』  
46: 1-39.
- 2011 「先住民族による捕鯨活動」松本博之（編）『海洋環境保全の人類学－沿岸水域利用と国際社会－』（国立民族学博物館調査報告 97 号）大阪：国立民族学博物館、  
197-224 頁。

IWC (International Whaling Commission)

- 1950 Appendix I: International Convention for the Regulation of Whaling. *Report of the International Whaling Commission* 1: 9-19.
- 1952 Appendix III: Chairman's Report of the Third Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 3: 13-18.
- 1953 Appendix III: Chairman's Report of the Fourth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 4: 16-24.
- 1954 Appendix III: Chairman's Report of the Fifth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 5: 11-19.
- 1955 Appendix III: Chairman's Report of the Sixth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 6: 12-17.
- 1956 Appendix III: Chairman's Report on the Seventh Annual Meeting: Moscow. *Report of the International Whaling Commission* 7: 13-18.
- 1957 Appendix III: Chairman's Report of the Eighth Meeting: London. *Report of the International Whaling Commission* 8: 14-20.
- 1958 Appendix III: Chairman's Report of the Ninth Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 9: 13-20.
- 1959 Appendix III: Chairman's Report of the Tenth Meeting at the Hague. *Report of the International Whaling Commission* 10: 12-18.
- 1960 Appendix III: Chairman's Report of the Eleventh Meeting. *Report of the*

- International Whaling Commission 11: 15-23.*
- 1961 Appendix III: Chairman's Report of the Twelfth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 12: 14-22.*
- 1962 Appendix III: Chairman's Report of the Thirteenth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 13: 15-24.*
- 1964 Appendix III: Chairman's Report of the Fourteenth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 14: 14-23.*
- 1965 Appendix III: Chairman's Report of the Fifteenth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 15: 15-26.*
- 1966 Appendix III: Chairman's Report of the Sixteenth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 16: 15-22.*
- 1967 Appendix III: Chairman's Report of the Seventeenth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 17: 17-75.*
- 1968 Appendix III: Chairman's Report of the Eighteenth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 18: 16-57.*
- 1969 Appendix III: Chairman's Report of the Nineteenth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 19: 14-22.*
- 1970 Appendix III: Chairman's Report of the Twentieth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 20: 15-20.*
- 1971 Appendix III: Chairman's Report of the Twenty-First Meeting. *Report of the International Whaling Commission 21: 17-23.*
- 1972 Appendix III: Chairman's Report of the Twenty-Second Meeting. *Report of the International Whaling Commission 22: 20-25.*
- 1973a Appendix III: Chairman's Report of the Twenty-Third Meeting. *Report of the International Whaling Commission 23: 18-25.*
- 1973b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission 23: 28-43.*
- 1974a Appendix III: Chairman's Report of the Twenty-Fourth Meeting. *Report of the International Whaling Commission 24: 20-36.*
- 1974b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission*

- 24: 39-54.
- 1975a Appendix III: Chairman's Report of the Twenty-Fifth Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 25: 24-38.
- 1975b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 25: 62-77.
- 1975c A Re-arranged Schedule. IWC/25/10. 12pp.
- 1976a Appendix III: Chairman's Report of the Twenty-Sixth Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 26: 24-35.
- 1976b Report of the Scientific Committee. *Report and Papers of the Scientific Committee of the Commission 1975*, pp.1-30.
- 1977a Chairman's Report of the Twenty-Seventh Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 27: 6-15.
- 1977b Chairman's Report of the Twenty-Eighth Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 27: 22-35.
- 1977c Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 27: 36-70.
- 1978a Chairman's Report of the Twenty-Ninth Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 28: 18-37.
- 1978b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 28: 38-89.
- 1979a Chairman's Report of the Special Meeting, Tokyo, December 1977. *Report of the International Whaling Commission* 29: 2-6.
- 1979b Chairman's Report of the Thirtieth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 29: 21-37.
- 1979c Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 29: 38-105.
- 1980a Chairman's Report of the Special Meeting, Tokyo, December 1978. *Report of the International Whaling Commission* 30: 2-9.
- 1980b Chairman's Report of the Thirty-First Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 30: 25-41.

- 1980c Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 30: 42-59.
- 1980d Annex H: Report of the Sub-Committee on Protected Species and Aboriginal Subsistence Whaling. *Report of the International Whaling Commission* 30: 103-109.
- 1981a Chairman's Report of the Thirty-Second Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 31: 17-40.
- 1981b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 31: 51-71.
- 1981c Annex G: Report of the Sub-Committee on Protected Species and Aboriginal Subsistence Whaling. *Report of the International Whaling Commission* 31: 133-139.
- 1981d Report of the *Ad Hoc* Technical Committee Working Group on Development of Management Principles and Guidelines for Subsistence Catches of Whales by Indigenous (Aboriginal) Peoples. IWC/33/14, 30pp.
- 1982a Chairman's Report of the Thirty-Third Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 32: 17-42.
- 1982b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 32: 43-63.
- 1982c *Aboriginal/Subsistence Whaling (with special reference to the Alaskan and Greenland Fisheries)*, *Report of the International Whaling Commission Special Issue 4*. Cambridge: International Whaling Commission.
- 1983a Chairman's Report of the Thirty-Fourth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 33: 20-42.
- 1983b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 33: 43-66.
- 1984a Chairman's Report of the Thirty-Fifth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 34: 13-34.
- 1984b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 34: 35-63.
- 1984c Annex G: Report of the Sub-Committee on Protected Species and Aboriginal Subsistence Whaling. *Report of the International Whaling Commission* 34: 131-143.

- 1985a Chairman's Report of the Thirty-Sixth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 35: 9-30.
- 1985b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 35: 31-58.
- 1985c Annex H: Report of the Sub-Committee on Protected Species and Aboriginal Subsistence Whaling. *Report of the International Whaling Commission* 35: 119-129.
- 1986a Chairman's Report of the Thirty-Seventh Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 36: 10-29.
- 1986b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 36: 30-55.
- 1987a Chairman's Report of the Thirty-Eighth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 37: 10-27.
- 1987b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 37: 28-55.
- 1988a Chairman's Report of the Thirty-Ninth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 38: 10-31.
- 1988b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 38: 32-61.
- 1989 Chairman's Report of the Fortieth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 39: 10-32.
- 1990 Chairman's Report of the Forty-First Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 40: 11-37.
- 1991 Chairman's Report of the Forty-Second Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 41: 11-50.
- 1992a Chairman's Report of the Forty-Third Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 42: 11-50.
- 1992b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 42: 51-79.
- 1993a Chairman's Report of the Forty-Forth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 43: 11-53.

- 1993b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 43: 55-86.
- 1994a Chairman's Report of the Forty-Fifth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 44: 11-39.
- 1994b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 44: 41-67.
- 1995 Chairman's Report of the Forty-Sixth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 45: 15-52.
- 1996a Chairman's Report of the Forty-Seventh Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 46: 15-48.
- 1996b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 46: 51-97.
- 1997a Chairman's Report of the Forty-Eighth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 47: 17-55.
- 1997b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 47: 59-121.
- 1998a Chairman's Report of the Forty-Ninth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 48: 17-51.
- 1998b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 48: 55-118.
- 1999a Chairman's Report of the Fiftieth Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission* 1998: 3-49.
- 1999b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission* 1998: 69-82.
- 1999c Report of the Scientific Committee. *Journal of the Cetacean Research and Management (Supplement)* 1: 1-52.
- 1999d Annex G: Report of the Sub-Committee on Aboriginal Subsistence Whaling. *Journal of the Cetacean Research and Management (Supplement)* 1: 179-194.
- 2000a Chairman's Report of the Fifty-First Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission* 1999: 7-57.



- 2000b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 1999*: 77-90.
- 2001a Chairman's Report of the Fifty-Second Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2000*: 11-63.
- 2001b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2000*: 83-96.
- 2001c Report of the Scientific Committee. *Journal of the Cetacean Research and Management (Supplement) 3*: 1-76.
- 2001d Annex F: Report of the Sub-Committee on Aboriginal Subsistence Whaling. *Journal of the Cetacean Research and Management (Supplement) 3*: 161-176.
- 2002a Chair's Report of the 53<sup>rd</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2001*: 5-46.
- 2002b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2001*: 119-132.
- 2003a Summary of Main Outcomes, Decisions and Required Actions from the 54<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2002*: 1-4.
- 2003b Chair's Report of the 54<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2002*: 5-53.
- 2003c Annex C: Report of the Aboriginal Subsistence Whaling Sub-Committee. *Annual Report of the International Whaling Commission 2002*: 62-75.
- 2003d Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2002*: 131-144.
- 2004a Chair's Report of the 55<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2003*: 5-49.
- 2004b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2003*: 163-176.
- 2004c Annex D: Report of the Aboriginal Subsistence Whaling Sub-Committee. *Annual Report of the International Whaling Commission 2003*: 78-84.
- 2005a Summary of Main Outcomes, Decisions and Required Actions from the 56<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2004*: 1-4.

- 2005b Chair's Report of the 56<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2004*: 5-58.
- 2005c Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2004*: 143-156.
- 2005d Annex D: Report of the Sub-Committee on Aboriginal Subsistence Whaling. *Annual Report of the International Whaling Commission 2004*: 72-81.
- 2006a Chair's Report of the 57<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2005*: 5-59.
- 2006b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2005*: 155-168.
- 2006c Report of the Scientific Committee. *Journal of the Cetacean Research and Management (Supplement) 8*: 1-65.
- 2007a Chair's Report of the 58<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2006*: 5-59.
- 2007b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2006*: 175-188.
- 2007c Report of the Scientific Committee. *Journal of the Cetacean Research and Management (Supplement) 9*: 1-73.
- 2008a Chair's Report of the 59<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2007*: 7-62.
- 2008b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2007*: 147-160.
- 2009a Chair's Report of the 60<sup>th</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2008*: 5-46.
- 2009b Annex H: Report of the Aboriginal Subsistence Whaling Sub-Committee. *Annual Report of the International Whaling Commission 2008*: 93-102.
- 2009c Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946. *Annual Report of the International Whaling Commission 2008*: 157-170.
- 2010a Chair's Report of the 61<sup>st</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2009*: 5-47.

2010b Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946.  
*Annual Report of the International Whaling Commission 2009*: 163-174.

2011a Chair's Report of the 62<sup>nd</sup> Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2010*: 5-39.

2011b Annex E: Proposed Consensus Decision to Improve the Conservation of Whales from the Chair and Vice-Chair of the Commission. *Annual Report of the International Whaling Commission 2010*: 56-78.

2011c Schedule to the International Convention for the Regulation of Whaling 1946.  
*Annual Report of the International Whaling Commission 2010*: 149-161.

Jolles, Carol Zane

2003 When Whaling Folks Celebrate: A Comparison of Tradition and Experience in Two Bering Sea Whaling Communities. In Allan P. McCartney (ed.) *Indigenous Ways to the Present: Native Whaling in Western Arctic*. Edmonton: Canadian Circumpolar Institute Press, pp.307-339.

Josefsen, Erling

1990 Cutter Whaling of Minke Whale in Qaqortoq (Greenland). In Marc G. Stevenson, Andrew Madsen and Elaine Maloney (eds.) *The Anthropology of Community-Based Whaling in Greenland: A Collection of Papers Submitted to the International Whaling Commission*. Edmonton: Canadian Circumpolar Institute, University of Alberta, pp.223-238.

Junger, Sebastian

1995 The Whale Hunters. *Outside Magazine* October, 1995.  
<[http://outside.away.com/outside/magazine/1095/10f\\_whal.html](http://outside.away.com/outside/magazine/1095/10f_whal.html)> Accessed June 18, 2007.

鎌田 遵

2009 『ネイティブ・アメリカン—先住民社会の現在—』（岩波新書新赤版 1172）東京：岩波書店。

加茂雄三

1996 『地中海からカリブ海へ』（これからの世界史 6）東京：平凡社。

Kapel, Finn Outzen

1979 Exploitation of Large Whales in West Greenland in the Twentieth Century. *Report of the International Whaling Commission* 29: 197-214.

Kapel, F. O. and R. Petersen

1982 Subsistence Hunting: the Greenland Case. In *Aboriginal/Subsistence Whaling (with Special Reference to the Alaska and Greenland Fisheries), Report of the International Whaling Commission Special Issue 4*. Cambridge: International Whaling Commission, pp.51-74.

van de Kastele, Adeliën

1998 The Banana Chain: The Macro Economics of the Banana Trade. Conference Document, International Banana Conference, Brussels 4-6 May, 1998.

<<http://bananas.agoranet.be/MacroEconomics.htm>> Accessed March 21, 2000.

Kerttula, Anna M.

2000 *Antler on the Sea: The Yup'ik and Chukchi of the Russian Far East*. Ithaca and London: Cornell University Press.

岸上伸啓

2007 「クジラ資源はだれのものかーアラスカ北西部における先住民捕鯨をめぐるポリティカル・エコノミー」秋道智彌（編）『資源とコモンズ』（資源人類学 8）東京：弘文堂、115-136 頁。

2008a 「アラスカ先住民イヌピアックの捕鯨とクジラ料理」『vesta』74: 54-56.

2008b 「北アメリカ極北地域の動物と民族文化ーアザラシとカリブー、ホッキョククジラ、犬を中心にー」池谷和信・林 良博（編）『野生と環境』（ヒトと動物の関係学 第 4 巻）東京：岩波書店、141-161 頁。

2009a 「文化の安全保障の視点から見た先住民生存捕鯨に関する予備的考察ーアメリカ合衆国アラスカ北西地域の事例からー」『国立民族学博物館研究報告』33(4): 493-550.

2009b 「アラスカ先住民イヌピアックとホッキョククジラの関係の歴史的变化」『人文地理』61(5): 64-67.

2011a 「米国アラスカ州バロー村におけるイヌピアットの祝宴アプガウティについて」『人文論究』80: 97-110.

2011b 『北極海の狩人たちークジラとイヌピアットの人々ー』札幌市：風土デザイン研

究所。

2012a「米国アラスカ州バロー村のイヌピアットによるホッキョククジラ肉の分配と流通について」『国立民族学博物館研究報告』36(2): 147-179.

2012b「米国アラスカ州バロー村におけるイヌピアットの捕鯨グループについて－その運営と社会構成を中心に－」『人文論究』81: 1-12.

喜多義人

2005 「鯨類資源の管理と国際法－国際捕鯨規制の展開－」『日本法学』71: 105-135.

小松正之（編著）

2001 『くじら紛争の真実－その知られざる過去・現在、そして地球の未来－』東京：地球社。

小松正之

2002 『クジラと日本人』東京：青春出版社。

2005 『よくわかるクジラ論争－捕鯨の未来をひらく－』東京：成山堂書店。

2010 『世界クジラ戦争』東京：PHP 研究所。

Kozlov, Andrew, Vladislav Nuvano and Galina Vershubsky

2007 Change in Soviet and Post-Soviet Indigenous Diet in Chukotka. *Études/Inuit/Studies* 31(1-2): 103-119.

Krupnik, Igor I.

1984 Gray Whales and the Aborigines of the Pacific Northwest: The History of Aboriginal Whaling. In Mary Lou Jones, Steven L. Swartz and Stephen Leatherwood (eds.), *The Gray Whale: Eschrichtius robustus*. Orlando, FL: Academic Press, pp.103-120.

1987 The Bowhead vs. the Gray Whale in Chukotkan Aboriginal Whaling. *Arctic* 40(1): 16-32.

Krupnik, I. I., L. S. Bogoslovskaya and L. M. Votrogov

1983 Gray Whaling off the Chukotka Peninsula: Past and Present Status. *Report of the International Whaling Commission* 33: 557-562.

Larsen, Svend E. and Klaus G. Hansen

1990 Inuit and Whales at Sarfaq (Greenland). In Marc G. Stevenson, Andrew Madsen and Elaine Maloney (eds.) *The Anthropology of Community-Based Whaling in*

*Greenland: A Collection of Papers Submitted to the International Whaling Commission.*

Edmonton: Canadian Circumpolar Institute, University of Alberta, pp.191-219.

ラッセン、クリスチャン・R

1997 『海の日』東京：小学館。

Marker, Michael

2006 After the Makah Whale Hunt: Indigenous Knowledge and Limits to Multicultural Discourse. *Urban Education* 41(5): 482-505.

Marquardt, Ole and Richard A. Caulfield

1996 Development of West Greenlandic Markets for Country Foods Service since the 18th Century. *Arctic* 49(2): 107-119.

Marquette, William M.

1976 Bowhead Whale Field Studies in Alaska, 1975. *Marine Fisheries Review* 38(8): 9-17.

1978 The 1976 Catch of Bowhead Whales, *Balaena mysticetus*, by Alaskan Eskimos. *Marine Fisheries Review* 40(11): 18-27.

Marquette, William M. and Howard W. Braham

1982 Gray Whale Distribution and Catch by Alaskan Eskimos: A Replacement for the Bowhead Whales. *Arctic* 35(3): 386-394.

MCRC (The Makah Cultural and Research Center)

1987 *Portrait in Time: Photographs of the Makah by Samuel G. Morse, 1896-1903*. Neah Bay, WA: The Makah Cultural and Research Center.

Miller, Richard

1952 Neah Bay: The Makah in Transition. *Pacific North Quarterly* 43(4): 262-272.

Mitchell, James F.

1989 *Caribbean Crusade: A Series of Speeches*. Waitsfield, Vermont: Concepts Publishing.

1996 *Guiding Change in the Islands: A Collection of Speeches 1989-1996*. Waitsfield, Vermont: Concepts Publishing.

2006 *Beyond the Islands: An Autobiography*. Cambridge: Macmillan.

Mitchell, Edward and Randall R. Reeves

1980 The Alaskan Bowhead Problems: A Commentary. *Arctic* 33(4): 686-723.

宮下富夫・岡村 寛

2010 「ミンククジラ オホーツク海－西太平洋」『平成 21 年度国際漁業資源の現況』水産庁・水産総合研究センター、5pp.

<[http://kokushi.job.affrc.go.jp/H21/H21\\_48.pdf](http://kokushi.job.affrc.go.jp/H21/H21_48.pdf)> Accessed April 14, 2011.

水口憲哉

1996 「海とクジラへのかかわり方の多様性と水産資源」北原武（編著）『クジラに学ぶ－水産資源を巡る国際情勢－』東京：成山堂書店、63-79 頁。

森下丈二

2002 『なぜクジラは座礁するのか？－「反捕鯨」の悲劇－』東京：河出書房新社。

森田勝昭

1994 『鯨と捕鯨の文化史』名古屋市：名古屋大学出版会。

長崎福三

1984 「原住民捕鯨と沿岸捕鯨」『鯨研通信』358: 111-119.

1994 『肉食文化と魚食文化－日本列島に千年住みつづけられるために－』（人間選書 183）東京：農山漁村文化協会。

中村庸夫

1991 『鯨ウォッチング&タッチング－豪快な“海の王者”との出会い－』東京：講談社。

大越健嗣

2008 「浮く鯨と沈む鯨－その分解過程から推定される異なった鯨骨生物群集の成立プロセス－」『海洋』40(5): 311-316.

岡島成行

1990 『アメリカの環境保護運動』（岩波新書新赤版 142）東京：岩波書店。

大曲佳世

2002 「政治的資源としての鯨－ある資源利用の葛藤－」秋道智彌・岸上伸啓（編）『紛争の海－水産資源管理の人類学－』京都：人文書院、231-255 頁。

2003 「鯨類資源の利用と管理をめぐる国際的対立」岸上伸啓（編）『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』（国立民族学博物館調査報告 46 号）、大阪：国立民族学博物館、419-452 頁。

2006 「ロリノ村訪問記」『鯨研通信』430: 1-9.

Ohmagari, Kayo

2005 Whaling Conflicts: The International Debate. In Nobuhiro Kishigami and James

M. Savelle (eds.), *Indigenous Use and Management of Marine Resources* (Senri Ethnological Studies No. 67). Osaka: National Museum of Ethnology, pp.145-178.

大隅清治

2002 「チュコトの捕鯨」『鯨研通信』416: 1-8.

2003 『クジラと日本人』(岩波新書新赤版 835) 東京: 岩波書店。

Pascua, Maria Parker

1991 Ozette: A Makah Village in 1491. *National Geographic* 180(4): 38-53.

Price, Neil

1988 *Behind the Planter's Back: Lower Class Responses to Marginality in Bequia Island, St Vincent*. London and Basingstoke: Caribbean Macmillan.

Price, Wm. Stephan

1985 Whaling in the Caribbean: Historical Perspective and Update. *Report of the International Whaling Commission* 35: 413-420.

Rainey, Froelich G.

1947 The Whale Hunter of Tigara. *Anthropological Papers of the American Museum of Natural History* 41(2): 230-283.

Rasmussen, Rasmus Ole

2000 The Sheep-Farming Kujataamiut of South Greenland. In Milton M. R. Freeman (ed.) *Endangered People of the Arctic: Struggle to Survive and Thrive*. Westport, CN: Greenwood Press, pp.113-130.

Reeves, Randall R., Steven L. Swartz, Sara Wetmore, and Philip J. Clapham

2001 Historical Occurrence and Distribution of Humpback Whales in the Eastern and Southern Caribbean Sea, Based on Data from American Whaling Logbook. *Journal of Cetacean Research and Management* 3(2): 117-129.

Reeves, Randall R.

2002 The Origins and Character of 'Aboriginal Subsistence' Whaling: A Global View. *Mammal Review* 32: 71-106.

Reeves, Randall R. and Tim D. Smith

2002 Historical Catches of Humpback Whales in the North Atlantic Ocean: An Overview of Sources. *Journal of Cetacean Research and Management* 4(3): 219-234.



Renker, Ann M.

2012 Whale Hunting and the Makah Tribe: A Needs Statement. IWC/64/ASW4, 108pp.

Roghair, David L.

2005 *Anderson v. Evans*: Will Makah Whaling under the Treaty of Neah Bay Survive the Ninth Circuit's Application of the MMPA? *Journal of Environmental Law and Litigation* 20: 189-211.

Rose, Tom

1989 *Freeing the Whales: How the Media Created the World's Greatest Non-Event*. New York: Birch Lane Press.

(The Government of) Russian Federation

2002 Documenting the Importance of Marine Mammals, Especially Whales, to Three Chukotkan (Russia) Communities. IWC/54/AS6, 28pp.

Sakakibara, Chie

2010 *Kiavallakkikput Agviq* (Into the Whaling Cycle): Cetaceousness and Climate Change among the Iñupiat of Arctic Alaska. *Annals of the Association of American Geographers* 100(4): 1003-1012.

桜本和美

1991 「モデル依存型鯨類資源管理方式」 桜本和美・加藤秀弘・田中昌一（編著）『鯨類資源の研究と管理』東京：恒星社厚生閣、173-183頁。

真田康弘

2006 「国際捕鯨レジームの誕生と日本の参加問題－ジュネーブ捕鯨条約と国際捕鯨協定を事例として－」『政経研究』87: 86-98.

Savelle, James M.

2005 The Development of Indigenous Whaling: Prehistoric and Historic Contexts. In Nobuhiro Kishigami and James M. Savelle (eds.) *Indigenous Use and Management of Marine Resources* (Senri Ethnological Studies No. 67). Osaka: National Museum of Ethnology, pp.53-58.

Sepez, Jennifer

2008 Historical Ecology of Makah Subsistence Foraging Patterns. *Journal of Ethnobiology* 28(1): 111-134.

島 一雄

1996 「九年間・逆転ホームランを願って全力投球」『水産世界』1996年6月号、25-30頁。

Stevens, Dakota (ed.)

2011 *A Traveler's Guide to Greenland Including the History, Transportation, Cuisine, National Geographic Features, and More*. Webster's Digital Services.

Sullivan, Robert

2000 *A Whale Hunt: Two Years on the Olympic Peninsula with the Makah and Their Canoe*. New York: Scribner.

Suydam, Robert, John C. George, Cheryl Rosa, Brian Person, Cyd Hanns, Gay Sheffield and Josh Bacon

2009 Subsistence Harvest of Bowhead Whales (*Balaena mysticetus*) by Alaskan Eskimos during 2008. SC/61/BRG6, 6pp.

Suydam, Robert, John C. George, Cheryl Rosa, Brian Person, Cyd Hanns and Gay Sheffield

2010 Subsistence Harvest of Bowhead Whales (*Balaena mysticetus*) by Alaskan Eskimos during 2009. SC/62/BRG18, 7pp.

SVG (The Government of Saint Vincent and the Grenadines)

2002a The Regulation of Aboriginal Subsistence Whaling in Bequia. IWC/54/AS8 rev2, 3pp.

2002b Bequian Whaling: A Statement of Need. IWC/54/AS7 rev, 5pp.

Swan, James G.

1870 *The Indians of Cape Flattery, at the Entrance to the Strait of Fuca, Washington Territory*. Washington City: Smithsonian Institution (Kessinger Legacy Reprints).

Takahashi, Junichi

1998 English Dominance in Whaling Debates: A Critical Analysis of Discourse at the International Whaling Commission. *Japan Review* 10: 237-253.

高橋美野梨

2009 「闘争の場としての捕鯨－規制帝国 EU とデンマーク／グリーンランドー」『国際政治経済学研究』24: 41-57.

武田 剛

- 1998 「極東ロシアの先住民たちは今一ツ連崩壊から 6 年、クジラとトナカイを追う村を訪ねて一」『地理』43(8): 71-78.

田中敏郎

- 2000 「世界のなかにおける EU」島野卓爾・岡村堯・田中俊郎（編著）『EU 入門一誕生から、政治・法律・経済まで一』東京：有斐閣、275-296 頁。

多藤省徳（編著）

- 1985 『捕鯨の歴史と資料』東京：水産社。

Thomsen, Thomas Carl

- 1988 *Tales of Bequia*. New York: Cross River Press.

Tillman, Michael F.

- 2008 The International Management of Aboriginal Whaling. *Reviews in Fisheries Science* 16(4): 437-444.

植木不等式

- 1996 「子供と WW 行為」鯨者連（編著）『鯨イルカ雑学ノート一観る／触る／蒐める一』東京：ダイヤモンド社、101-109 頁。

Ugarte, Fernando

- 2007 White Paper on Hunting of Large Whales in Greenland. IWC/59/ASW/8rev, 34pp.

USA (The Government of United States of America)

- 2002 Quantification of Subsistence and Cultural Need for Bowhead Whales by Alaska Eskimos: 1997 Update Based on 1997 Alaska Department of Labor Data. IWC/54/AS1, 15pp.

内海善雄

- 2010 『「お辞儀」と「すり足」はなぜ笑われる』（日経プレミアシリーズ 067）東京：日本経済新聞出版社。

Ward, Natalie F. R.

- 1986 The Whalers of Bequia. *Oceanus* 30(4): 89-93.

- 1995 *Blows, Mon, Blows!: A History of Bequia Whaling*. Woods Hole, Massachusetts: Gecko Productions.

Wilson, David

1996 Glimpses of Caribbean Tourism and the Question of Sustainability in Barbados and St Lucia. In Lino Briguglio, Richard Butler, David Harrison and Water Leal Filho (eds.), *Sustainable Tourism in Islands & Small States: Case Studies*. London and New York: Pinter, pp.75-102.

Waterman, T. T.

1920 *The Whaling Equipment of the Makah Indians*. Seattle: University of Washington Press (Nabu Public Domain Reprints).

Worl, Rosita

1980 The North Slope Inupiat Whaling Complex. In Y. Kotani and W. B. Workman (eds.) *Alaska Native Culture and History* (Senri Ethnological Studies No. 4). Osaka: National Museum of Ethnology, pp.305-320.

山下涉登

2004 『捕鯨 I』(ものと人間の文化史 120-I) 東京 : 法政大学出版局。

横山昭市

1988 「カリブ海の地政学」『地理』33(7): 13-19.

Young, Oran R., Milton M.R. Freeman, Gail Osherenko, Raoul R. Anderson, Richard A. Caulfield, Robert L. Friedheim, Steve J. Langdon, Mats Ris and Peter J. Usher

1994 Subsistence, Sustainability, and Sea Mammals: Reconstructing the International Whaling Regime. *Ocean & Coastal management* 23: 117-127.